実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる政策立案プロセスに係る事後評価の評価書について（令和８年度）
（政策体系Ｖ－13関係）

「法務省政策評価に関する基本計画（令和５年３月３０日法務大臣決定）」７（３）及び７（４）ウ並びに「令和８年度法務省事後評価の実施に関する計画（令和８年３月１１日法務大臣決定、令和８年９月１８日法務大臣改定。以下「実施計画」という。）」別紙２に基づき、以下の政策について、第２次出入国在留管理基本計画策定過程において作成した資料（別紙）を事後評価の評価書として代替する。

１．政策名
出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（実施計画別紙１における政策体系Ｖ－13）
［出入国在留管理庁政策課］

２．政策立案プロセス
出入国在留管理政策懇談会における議論及びそれを踏まえた第２次出入国在留管理基本計画の策定

３．政策評価の概要
令和６年12月から令和７年11月までの間に計10回にわたり、出入国在留管理政策懇談会を開催し、主に①円滑かつ厳格な出入国管理、②適正な在留管理、③受入れ環境整備、④不法滞在者対策の推進、⑤難民等の保護・支援の推進、⑥外国人の受入れの基本的な在り方等について、出入国在留管理行政に係る施策の必要性、有効性、効率性等の観点から各界の有識者による議論を通した政策効果の把握を行った結果、ＤＸの推進や人的・物的体制整備に取り組むこと等を提言する報告書が取りまとめられ、同報告書を踏まえて令和８年７月に法務大臣が第２次出入国在留管理基本計画を策定したもの。

（別紙一覧）

別紙１	報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」（概要）
別紙２	報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」
別紙３	「第２次出入国在留管理基本計画」（概要）
別紙４	「第２次出入国在留管理基本計画」
別紙５	出入国在留管理政策懇談会第１回会議資料
別紙６	出入国在留管理政策懇談会第２回会議資料

別紙７	出入国在留管理政策懇談会第３回会議資料
別紙８	出入国在留管理政策懇談会第４回会議資料
別紙９	出入国在留管理政策懇談会第５回会議資料
別紙 10	出入国在留管理政策懇談会第６回会議資料
別紙 11	出入国在留管理政策懇談会第７回会議資料
別紙 12	出入国在留管理政策懇談会第８回会議資料
別紙 13	出入国在留管理政策懇談会第９回会議資料
別紙 14	出入国在留管理政策懇談会第 10 回会議資料

出入国在留管理政策懇談会報告書
「今後の出入国在留管理行政の在り方」の概要について

別紙１

円滑かつ厳格な出入国管理の実現　【３頁】

（１）現状・背景

・令和６年における外国人入国者等の総数は約4,034万人に達し、過去最高を記録【３頁】
・電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）について、令和10年度中の導入を目指して準備中【３頁】

（２）検討事項等

・出入国管理の厳格化と出入国審査の円滑化を高度な次元で両立させるため、的確な情報分析のほか、出身国政府や在外公館、航空会社等の関係機関との更なる連携等が重要である【３・４頁】
・ＪＥＳＴＡをはじめとするデジタル技術を早期かつ積極的に導入すること・導入に向けた検討や導入後の検証を入念に行うことが必要。将来的には出入国プロセス等の自動化・合理化が期待される【４頁】

外国人の適正な在留管理の実現　【５頁】

（１）現状・背景

・我が国に在留する外国人は近年大幅に増加し、令和７年６月末時点で約396万人と過去最高を記録。外国人労働者数も急激に増加した一方、一部の外国人労働者が制度趣旨に沿わない活動に従事している事案が存在【５頁】
・令和６年入管法改正により、永住許可の要件が一層明確化されるとともに、許可後に要件を満たさなくなった場合等の取消事由を追加【５・６頁】
・高度人材ポイント制の見直し・拡充を行うと同時に、J-SkipやJ-Findを創設【６頁】

（２）検討事項等

①在留管理の一層の適正化等
・在留外国人の増加とともに在留管理制度の重要性は一層増しており、制度趣旨と実態の間に乖離が発生していないか不断に観察・分析しつつ、適時適切に制度を見直すことが求められる【６頁】
・在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る制度趣旨と実態の乖離を解消するため、現行法の枠内での実態把握、所属機関へのペナルティや、不法就労助長に対する注意喚起等が必要である【８頁】
・制度の見直しを含む一層の適正化に当たり、地方公共団体とも連携しつつ、外国人や所属機関等に係る的確な実態把握・分析を行い、エビデンスに基づいた在留管理を行うべきである【８・９頁】
②永住許可制度の適正化等
・ガイドラインにおいて、在留資格を取り消すことが想定される具体的事例を列挙すること等により、取消処分に対する予見可能性・透明性をより高めることが期待される【9・10頁】
・社会統合プログラムとしての要素を持つ日本語教育・生活オリエンテーションの実施等により、永住者が法令等の義務に違反することなく安定的に生活できる環境を整備すべきである【11頁】
③高度専門職等の受入れ
・高度専門職等の受入れによる効果を検証しつつ、評価項目（ポイント項目）について、例えば賃金水準の上昇等を踏まえた見直しなどを行うべきである【12頁】
・更なる受入れに向け、審査処理期間の短縮や広報活動の強化等も求められる【13頁】

共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備　【14頁】

（１）現状・背景

・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の改訂や「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の決定等、日本人と外国人の共生社会を実現するための取組を実施【14頁】
・外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ）や一元的相談窓口等を活用した相談対応、「外国人生活支援ポータルサイト」等を通じた情報発信の強化【14・15頁】
・定住支援プログラムを通じた難民等支援については、プログラムへの出席状況や修了者の就職に係る課題が存在【15頁】

（２）検討事項等

・相談体制・情報発信機能の強化に当たっては、適切な役割分担に基づき、行政機関、民間支援団体、在留外国人コミュニティ等様々な関係者との連携を強化することが不可欠である【15-17頁】
・在留外国人がよりスムーズに社会の構成員となるよう、日本文化・慣習の理解促進、能動的な社会参加と制度理解・法令遵守、日本語能力向上や就業促進を目的とする講習等が必要である。これに関連して、在留手続の際に、日本文化や日本語への基礎的理解を深める機会を設けることも検討すべきである【17頁】
・難民等への支援については、定住支援プログラムの参加者数・修了率等を踏まえながらその効果・課題を分析しつつ、受講のインセンティブやプログラムの効果を高める措置を講じる必要がある。また、難民認定申請者等への保護措置が迅速・確実に行われるよう必要な予算の確保に努めるべきである【17・18・25・26頁】

安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進　【19頁】

（１）現状・背景

・平成５年以降減少傾向にあった不法残留者数は、直近数年間では下げ止まりの局面を迎え、令和７年１月１日現在では７万4,863人に上る【19頁】
・保護すべき者の確実な保護、送還忌避問題の解決、収容を巡る諸問題の解決を目的とし、令和５年に入管法が改正された【19頁】
・令和７年、不法滞在者を減少させるための具体的な対応策をまとめた「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」が発表された【19頁】

（２）検討事項等

・退去強制が確定した不法滞在者の一層の縮減に向け、護送官付き国費送還の計画的かつ確実な実施、自発的帰国を促す取組の拡大、諸外国との更なる連携などが重要である【20・21頁】
・諸外国との連携に当たっては、データの収集・分析、必要に応じた開示を行いつつ、送出機関の適正化を含む複数のイシューを組み合わせながら包括的な取組を行うことが重要である【21頁】
・監理措置制度を含め、令和５年入管法改正により盛り込まれた制度等の運用状況を的確に把握しつつ、人的体制の整備・研修の充実等を通じ、処遇の更なる適正化に向け取り組むべきである【21・22頁】

難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護・支援の推進　【23頁】

（１）現状・背景

・令和５年には過去最多の303人を難民として認定。難民認定申請者数の増加、国籍や申立て内容の多様化により、平均処理期間は長期化傾向（令和６年までの５年間はいずれも20か月超え）【23頁】
・難民等の適正な保護のため、「難民該当性判断の手引」の策定・公表、難民調査官の研修強化、出身国情報の充実に資する体制整備、難民審査参与員への研修の充実等の取組を実施【23頁】
・補完的保護対象者認定制度が令和５年に創設され、令和６年には1,661名を認定【23・24頁】
・第三国定住難民として平成22年度から令和６年度までの間に135世帯332名を受入れ【24頁】

（２）検討事項等

・難民等の審査の大幅な迅速化のため、職員の大規模な増員や執務環境の改善など人員・設備の整備、審査手続の合理化のため入管DXの各種取組とも連動したデジタル技術の導入が必要【24・25頁】
・難民認定手続の質及び透明性を更に高めるため、出身国情報の充実、申請書の改善等のほか、運用状況に係る詳細なデータの開示などについても対応を検討することが期待される【25頁】
・誤用・濫用的な難民認定申請を抑止するため、難民認定制度の趣旨・目的に関し正確な理解を広めるメッセージを適時に発信すること、外務省と連携した査証発給の適正化、出身国情報を活用した案件振分けの改善などが必要である【25頁】
・一時庇護上陸許可の運用状況を分析し、必要に応じ職員の研修充実等を図るべきである【26頁】
・国際社会において我が国が負う責務を果たす上で重要なものと考えられるため、第三国定住枠組の拡大を含む多層的なアプローチによる保護の在り方について検討すべきである【26頁】

外国人の受入れの基本的な在り方　【27頁】

（１）現状・背景

・人口減少及び在留外国人数の増加が一層進むことが見込まれる中、外国人の受入れの基本的な在り方を検討する必要があるのではないかとの問題意識の下、令和７年２月から、法務大臣の下で私的勉強会が開催され、同年８月 29 日、「外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理」が公表された【27頁】
・今後、外国人の受入れの基本的な在り方について中長期的かつ多角的観点から検討を進めていく必要がある【27・28頁】

（２）検討事項等

・調査・検討の前提として明らかにすべき事項等として、例えば、受入れ政策・統合政策に関し諸外国政府・研究機関等が発表している報告書や公的統計等が挙げられる【28頁】
・経済社会の発展、国内労働市場への影響等の様々な観点を踏まえ、客観的なエビデンス・データに基づく冷静かつきめ細かな議論を行うべきである【30頁】
・多様な立場からの意見を公平に考慮し、社会全体に裨益する受入れの在り方を不断に構想しなければならない【31頁】

報　　告　　書

「今後の出入国在留管理行政の在り方」

令和７年 12 月

出入国在留管理政策懇談会

出入国在留管理政策懇談会委員

［座　　長］	野口　貴公美	一橋大学理事・副学長
［座長代理］	明石　純一	筑波大学大学院人文社会系教授
	岡部　みどり	上智大学法学部教授
	片岡　聡一	岡山県総社市長
	加藤　真	三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社 政策研究事業本部地域政策部主任研究員
	川村　真理	杏林大学総合政策学部教授
	清田　素弘	日本商工会議所産業政策第二部担当部長 （第３回会合まで大下英和氏）
	近藤　敦	名城大学法学部法学科長
	佐久間　一浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
	佐野　孝治	福島大学理事・副学長（総務担当）
	四方　光	中央大学法学部教授
	冨髙　裕子	日本労働組合総連合会副事務局長
	堀内　保潔	一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部長
	増子　孝徳	弁護士
	マリオ　ロペズ	京都大学東南アジア地域研究研究所准教授
	結城　恵	群馬大学大学教育・学生支援機構教授

（敬称略、座長及び座長代理以外 50 音順）

目　　次

第１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第２　円滑かつ厳格な出入国管理の実現・・・・・・・・・・・・・３
第３　外国人の適正な在留管理の実現・・・・・・・・・・・・・・５
第４　共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備・・・・・14
第５　安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進・19
第６　難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護・支援の推進・23
第７　外国人の受入れの基本的な在り方・・・・・・・・・・・・・27

第１　はじめに

第７次出入国管理政策懇談会が出入国在留管理行政全般に関する報告書を法務大臣に提出した令和２年 12 月から、５年が経とうとしている。

この間、出入国在留管理行政に期待される役割は大きく拡大・変化してきた。とりわけ、めまぐるしく変化する国際情勢の中、真に保護を求める者を迅速かつ確実に保護しつつ、我が国の安全・安心を脅かす外国人については速やかに退去させることの重要性が特に強く認識されるようになった。令和４年２月、ロシアによるウクライナ侵攻によりウクライナ避難民が発生した際には、官房長官を長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を司令塔とし、政府一体となって必要な支援を実施した。令和５年６月には、こうした紛争避難民などをより確実に保護すること、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとすること等を目的とし、出入国管理及び難民認定法が改正された。これにより、補完的保護対象者認定制度の創設、送還停止効の例外規定の創設等が行われた。

同時に、近年においては、在留外国人数の増加や我が国における深刻な人手不足等を背景に、外国人との共生社会の実現に向けた受入れ環境整備の推進や、外国人にとって魅力ある制度の構築がより強く求められるようになった。これらについては、我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の決定（令和４年６月）や、人手不足分野における人材育成及び人材確保を目的とする育成就労制度の創設（令和９年４月運用開始予定）によって、その対応が図られてきた。

また、国際社会の一員として、我が国も、国連総会決議で採択された「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト（ＧＣＭ）[1]」に示された基本理念を踏まえ、人権の尊重、法の支配、国際協力、非差別及び持続可能な開発といった共通の価値を踏まえつつ、移住をめぐる課題に対し、世界的な潮流を踏まえて包括的かつバランスの取れた形で対応していくことが求められている。

出入国在留管理政策懇談会においては、令和６年 12 月に第１回会合が開催されたのを皮切りに、その後、９回、約１年にわたって、出入国在留管理

[1] Global Compact for Safe, Orderly and Regular Migration, United Nation, Resolution adopted by the General Assembly on 19 December 2018

行政全般について協議を行った。

当懇談会においては、出入国在留管理行政を取り巻く様々な課題等について議論・検討を行ってきたところであるが、近年における国際的な人材獲得競争の激化、外国人入国者数・在留外国人数等の増加を踏まえると、複雑かつ多様な実態を的確に把握しながら、これまで以上に迅速かつ確実に諸課題を解決することが求められているといえる。それゆえ、エビデンスの収集・活用を通じた効果的な政策立案、電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の導入をはじめとする入管ＤＸの推進、行政課題に的確に対応するための人的・物的体制整備等に取り組むことにより、一層効率的かつ効果的に出入国在留管理行政を遂行する必要がある。

当懇談会における議論をまとめた本報告書が、今後の政策・諸施策の検討や新たな出入国在留管理基本計画の策定等に活用され、施策のより一層の展開や深化に貢献することを願うものである。

第２　円滑かつ厳格な出入国管理の実現

（１）現状・背景

令和６年における外国人入国者等の総数は約 4,034 万人に達し、過去最高を記録した（資料１）。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による大幅な減少を除けば、平成 23 年以降一貫して増加傾向にある。

この点、出入国在留管理庁は、円滑な出入国審査の実施に向けた様々な取組を行ってきた。日本人の出帰国や外国人観光客の出国につき対面手続を要しない「顔認証ゲート」の運用、審査待ち時間を活用して指紋・顔写真を取得する「バイオカート」の運用を継続してきたほか、令和７年には税関・入管への情報提供を同時に行う「共同キオスク」を導入するなど、多層的な取組を展開し、これにより利便性向上と審査待ち時間の短縮を図ってきた。

同時に、テロリスト等出入国管理上のリスクの高い者の入国を確実に防止することも求められる。厳格な出入国管理を実現するため、出入国在留管理庁は、上陸審査における個人識別情報を用いた要注意人物リストとの照合、ＡＰＩ（事前旅客情報）・ＰＮＲ（乗客予約記録）の活用を継続的に実施し、上陸審査の精度を確保してきた。

現在、「2030 年に訪日外国人旅行者数 6,000 万人」との政府目標に向け、出入国管理の厳格化と出入国審査の円滑化を更に高い次元で両立することが求められており、これを実現するため、出入国在留管理庁はＪＥＳＴＡの令和10年度中の導入を目指して準備を進めている（資料２）。ＪＥＳＴＡは、来日を希望する外国人（観光などを目的として短期滞在をしようとする査証免除国・地域の者等を想定）について、渡航前に、出入国在留管理庁に渡航目的や滞在先等の情報を提供させ、事前にチェックを行い、問題がない者であることを認証するものである。導入後は、認証又は査証を受けていない者は原則として航空機等に搭乗不可とする一方、短期滞在の認証を受けている者は所要の審査を受けた後、ウォークスルー型ゲートを通過して上陸することが可能となり、入国審査待ち時間の大幅な削減が見込まれる。

（２）検討事項等

「2030 年に訪日外国人旅行者数 6,000 万人」に向けて、テロの未然防止対策や増加する訪日観光客等に対する円滑な入国審査を求める要請に的確に対応するため、出入国管理の厳格化と出入国審査の円滑化を高度な次元で両立させる必要がある。

これを実現するに当たっては、増加する業務量に見合った人的体制を整備

するとともに、正確かつ細分化されたデータを的確に収集・分析し、適時に検証を加えながら、情報分析に基づく出入国管理を実施することが必要である。加えて、出身国政府、在外公館、航空会社等の関係機関と緊密に連携することも期待される。例えば、査証発給の場面においては、テロリストや不法滞在を企図する外国人等出入国管理上のリスクが高い者の入国を確実に防ぐため、在外公館と連携しながら更なる適正化を図る必要がある。このほか、人身取引・密入国・旅券偽造の防止に向け国際機関との連携を強化することや、空港での待ち時間短縮に向け、空港会社、民間航空事業者、関係省庁等との連携を強化しつつ、状況に応じオペレーションを調整することも期待される。上述のＧＣＭは、我が国の出入国管理においても参照すべき文書であると考えられるところ、こうした関係機関との連携は、ＧＣＭにおいても重視されている。ＧＣＭにおいては、外国人が、入国に伴う権利義務・リスク等に係る情報を確実に認識すること（ＧＣＭの共通理解及び目標３）、また、受入国側の社会において、外国人に対する誤解や偏見を防ぐため、客観的情報へのアクセスを整備することも求められており（ＧＣＭの共通理解）、この点についても出入国在留管理庁の対応が期待される。

ＪＥＳＴＡの早期導入を含め、新たなデジタル技術を積極的に活用することも、厳格かつ円滑な出入国管理の実現のために不可欠である。ＪＥＳＴＡにおいて外国人から提供させる情報は現在出入国在留管理庁において検討中であるところ、これは厳格かつ円滑な審査の基礎となるものであることから、どのような情報を提供させるのが効果的か、システムのセキュリティ面についても配慮しつつ、十分に検討する必要がある。こうしたシステムの導入に当たっては、職員の個別対応と機械化を組み合わせながら、きめ細やかに対応することが期待される。ＪＥＳＴＡ導入後は、その効果を適時かつ入念に検証し、検証結果を踏まえながら、その拡大や調整について対応すべきである。将来的には、搭乗手続から検疫、出入国、税関に至る各プロセスを徐々に自動化・合理化していくことも期待される。そのためには、指紋認証・顔認証システムといった技術の更なる活用による入管ＤＸの推進、民間航空事業者・関係省庁との緊密な連携が求められる。

第３　外国人の適正な在留管理の実現

（１）現状・背景

我が国に在留する外国人は近年大幅に増加し、令和７年６月末時点で約396 万人に達し、過去最高を記録した。我が国における人手不足等の事情もあいまって、外国人労働者数は更に急速な増加をみせており、令和６年 10 月末時点で約 230 万人に上っている（資料３）。このうち、「永住者」「定住者」等、身分に基づき在留する者が約３割を占めているほか、近年では、「技術・人文知識・国際業務」等いわゆる専門的・技術的分野での就労を目的とした外国人が特に増加傾向にあり、同月末までの 10 年間で約５倍となった（資料４・５）。こうした多様な経路を通じ我が国に在留する外国人が増加する中、在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請・在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請・永住許可申請）の受理・処理件数は過去最高に達し、迅速な在留審査、適正な在留管理の重要性が一層高まってきている。

そうした中、オンライン申請の拡大等を通じ在留審査手続の円滑化・迅速化が図られてきたほか、いわゆる「デジタルノマド」と呼ばれる国際的なリモートワーカーの呼び込みに向けた制度創設など、時代に即応した制度改善等が推し進められてきた。多くの外国人は適正に制度を利用している一方で、在留資格の趣旨に沿わない活動や、住民としての公租公課の支払いの懈怠といった不適切事案に対する社会的な関心が高まってきた。例えば、在留資格「経営・管理」に関しては、在留申請許可件数が近年増加しているところ、在留申請時に申告のあった事業の実態がない事案が確認されており、また、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を有する者が、専門的な技術・知識を要しない現場業務に従事している事案も確認されている（資料６）。かかる不適切事案への対応に当たっては、外国人の活動実態の把握がその前提となるところ、正確かつ網羅的な実態把握に必要な仕組みが十分整備されていないことが懸念されてきた。永住者に関しては、在留期間及び活動内容に制限がないところ、公的義務の不履行等、永住許可時に満たしていた要件を許可後に満たさなくなるような事案の存在が指摘・確認されてきた。

このうち、永住許可制度に関しては、令和６年の入管法改正により、永住許可の要件が一層明確化されるとともに、許可後に要件を満たさなくなった場合等の取消事由が追加された。具体的には、「日本国の利益に合する」との要件に「入管法に規定する義務の遵守、公租公課の支払等」を明記し、かかる義務を懈怠している場合等の在留状況が良好と評価できない一部の悪質

な場合に、永住者に対する在留資格取消を可能とした。ただし、取消事由に該当する場合であっても、その定着性に配慮し、「引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合」を除き、法務大臣の職権で在留資格の変更を許可することを可能とした。併せて、国・地方公共団体職員による通報規定も整備された。改正入管法審議時には、在留資格を取り消すことが想定される事例等についてガイドラインを策定し、公表する旨政府側より答弁するとともに、衆議院・参議院における附帯決議で「ガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努める[2]」こととされており、今後、これらの議論を踏まえ、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に侵害することがないよう、在留資格を取り消すことが想定される事例等を含むガイドラインの策定・公表が予定されている（資料７）。

国際的な人材獲得競争が熾烈を極める中、我が国の競争力とイノベーションの創出に資する高度専門職等の戦略的な受入れに向けた取組も行われてきた（資料８・９）。高度人材ポイント制については、平成 24 年の制度創設以降、累次にわたり見直し・拡充を行った上（資料 10）、令和５年創設の「特別高度人材制度（Ｊ－Ｓｋｉｐ）」や「未来創造人材制度（Ｊ－Ｆｉｎｄ）」等の新たな枠組みにより、円滑な受入れを更に後押ししてきた。他方で、ポイント加算項目の増加等、制度自体が徐々に複雑化してきたほか、審査期間の長期化等の課題もみられるようになった。

（２）検討事項等

ア　在留管理の一層の適正化等

在留外国人の大幅な増加が進む中、我が国の在留管理制度は一層その重要性を増してきたところであり、制度趣旨と実態の間に乖離が発生していないか不断に観察・分析しつつ、適時適切に制度を見直すことが求められる状況下にあるといえる。在留資格相互の影響を踏まえた在留資格全般の議論を行うべきほか、それぞれの在留資格に特有の課題については個別の対応を執る

---

[2] 第 218 回国会・出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案に対する衆議院及び参議院における附帯決議（抜粋）「永住者に対する永住許可の取消及び職権による在留資格の変更を行おうとする場合には、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること。」

こととなるが、現下の諸課題への対応に共通して、在留管理の適正性と在留審査の迅速性を高度な次元で両立させること、そしてその基礎となる定期的な実態把握の取組を充実させることが肝要である。そのためには、情報技術の活用による効率性の向上、それに伴う人的体制の整備が不可欠である。

その一方で、外国人も日本国民と同様に基本的人権の享有主体であることに留意し、情報収集や審査の運用においては、プライバシー権の尊重を徹底する必要がある。また、ＧＣＭにおいては、根拠に基づく政策立案のため、正確かつ構成要素ごとに細分化されたデータの収集・活用が求められていることにも留意すべきである。

在留資格「経営・管理」に係る上陸許可基準等については、資本金・出資総額に係る要件や、経営者の経歴（職歴・学歴）に係る要件、常勤職員の雇用義務等を見直す旨の改正が行われ、本年 10 月 16 日に施行された（資料11)。かかる見直しに関し、当懇談会では次のような議論を行った。

・　事業の実態のないいわゆるペーパーカンパニーを利用して在留資格を得るような事案が散見されており、これら不適切事案への対応を図る必要があるとの意見や、制度発足当初からの物価水準の上昇、諸外国の類似制度との比較も併せ考えれば、資本金の基準を見直すことにより対応を図るという対応には、一定の合理性があると評価できるといった意見があった。
・　他方、資本金の引上げによる不適切事案の抑止的効果を疑問視する意見、むしろ、制度趣旨に沿った利用や、それを通じた雇用の拡大、経済成長への寄与を妨げるのではないかと懸念する意見もあった。
・　見直し時点において既に同在留資格で在留している者に対しては、その置かれた立場に十分に配慮されるべきであるとの意見があった。
・　諸外国における制度の変遷や、過去「資本金 500 万円以上」とした根拠、同在留資格が悪用されている事例やその割合など、実態調査を実施し、状況を把握・分析する必要がある。その上で、基準の見直しだけでなく、在留期間更新の際の確認をより厳格に行うことなど、不適切事案の対策に向けた多角的な議論が必要との意見もあった。
・　資本金要件について、資本金の出資元が巨大な外国資本である場合には更に基準額を引き上げるべきとの意見もあった。
・　常勤職員の雇用を義務づけることも、不適正な制度利用を防止するために有用と考えられるが、常勤職員の雇用は、企業によっては負担になり得るとの意見もあった。この点、例えば、資本金要件等の他の要件とこれを

連動させる方策も考えられるとの意見もあった。

・　学歴・実務経験といった要件の追加・見直しも、制度と実態の乖離を解消しつつ、同在留資格をより機能させるための方策として有用であるとの意見があった。

・　今後、改正省令に基づく運用を続ける中で、制度設計と不適切事案発生との関連性、制度の見直しがもたらす副次的効果などについて、利用可能なデータを調査・分析しながら、引き続き十分に検証を重ねることが必要であるとの意見があった。

・　今後の更なる検討に当たっては、例えば、Ｊ－Ｆｉｎｄを活用して起業準備を行う外国人など、我が国でのスタートアップ振興やイノベーション創出に寄与し得る者等による制度利用を促進することや、事業を行う地域ごとの経済的ニーズを踏まえ基準を複層的にすること、物価水準等に応じて制度を可変的にすることなども含め、必要に応じた見直しを検討することが考えられるとの意見があった。

在留資格「技術・人文知識・国際業務」に関しては、派遣先企業において専門的な技術や知識を要しない現場業務に従事している事案等、制度趣旨と実態に乖離がみられる点が懸念される。この問題については、現場業務に従事する外国人の問題というより、所属機関を含む構造的な問題として捉えられる事例も少なからずある。まずは現行法の枠組みのなかで実態を把握するべきであるが、その上で、制度趣旨に反する運用が確認できた場合は、在留資格を取り消すといった対応よりも、所属機関たる派遣元企業に対するペナルティ、当該事案が不法就労助長に当たる可能性があるとの注意喚起を強化するといった措置を検討するべきと考えられる。

在留資格「特定活動」に関しては、累次の制度改正により複雑な体系となっていることから、その整理の要否も含め検討を開始すべきとの意見があった。

このように、在留管理の一層の適正化に向け、今後とも必要に応じて制度の見直しを行っていくことが考えられるところ、かかる制度設計に当たっては、外国人や所属機関等に係る的確な実態把握・分析を行った上、得られたエビデンスに基づいた議論を行うことが必要不可欠である。制度の悪用が疑われるときには、当該事例の発生状況や傾向等の実態をできる限り調査し、現行制度との因果関係や状況の経過を正確に把握した上で、これを根拠に政策立案を行うことが求められる。同時に、実態把握に当たっては、規制の強

化という観点のみならず、外国人がもたらす経済的な影響、社会的な影響等についてもデータを把握しておくことが望ましい。このように、実態と制度がどのように結びついているかを明らかにすることで、制度の改善に向け建設的に検討を行うことができると考えられる。

この点、実態に基づいた取組を行うには、まず、在留管理の適正化に向けどのような情報が必要かを精査の上、出入国在留管理庁に当該情報が入ってくる仕組みを構築することが重要である。正確に実態を把握するための方策の一つとして、地方公共団体と更に連携を強化していくことが期待される。とりわけ、出入国在留管理庁と地方公共団体との間で相互に情報を共有する仕組みを構築することは、適正な在留管理に必要な情報収集のみならず、地方公共団体との双方向的な情報共有を通じて、共生社会の構築に寄与すると考えられる。既存の取組のうち有用と思われるものを参考にしつつ、地方公共団体との連携につき検討を進めるべきである。

実態把握の手法については、在留資格ごとの現状に応じた様々なものが考えられる。例えば、在留資格「経営・管理」を有する者の事業実態を把握するに当たり、関係機関とも連携し、厳格な入国・在留審査を実施すること、事業所に対する抜き打ち的な訪問調査を積極的に行うことなどが考えられる。なお、実態把握の強化が審査期間の長期化を招くことがないよう、その人的体制の整備に当たっては、地方公共団体等との連携を視野に入れるべきである。

なお、マイナンバーによる関係省庁や地方公共団体との情報連携は、公租公課の支払い状況に係る情報収集に当たって有用と考えられる。その際には、外国人個人のプライバシー権を侵害することがないよう配慮する必要がある。

イ　永住許可制度の適正化等

在留資格「永住者」については、在留資格取消事由の追加や通報規定の整備を内容とする法整備が行われたところであり、今後、在留資格を取り消すことが想定される事例等についてガイドラインを策定・周知することとされている。このガイドラインにおいて取り消すことが想定される具体的事例等を列挙することで、取消処分に対する予見可能性・透明性をより高めることが期待される。

「故意に公租公課の支払をしないこと」は、在留資格「永住者」の取消事由の一つであるところ、この判断要素を考えるに当たっては、取消処分が重

大な不利益処分であり、当事者の生活基盤全体を揺るがす重大な影響をもたらし得ることに鑑み、取消対象者の在留状況が悪質な事案に限定されるよう慎重に検討することが求められる。この点、①「支払をしないことにやむを得ない事情がないこと」、②「支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしないこと」が判断要素として（資料中に）挙げられているが、これらについては、当該永住者の資産、収入、健康状態、家族帯同、指導回数等、できる限り客観的に把握可能な要素により具体化されること、支払いに向けた努力等の個別事情が十分斟酌され得るような考え方とすることが望ましい。ここでいう「やむを得ない事情」は、ガイドラインにおいてその具体例を示すべきところ、列挙する具体例は、飽くまでも参考事例として位置付けつつ、できる限り事例を数多く列挙することが求められる。「支払義務があることを認識しながら、あえて支払をしないこと」に該当するかの判断については、その性質上、客観的事実のみに基づき明確に線引きを行うことが難しいものであるが、客観的な判断基準の明確化が求められる。また、地方公共団体の職員等が通報する前に、当該永住者に支払義務を認識させ、滞納解消に向けた努力を行う機会を提供するため、滞納者に指導等を行うことも重要である。

在留資格「永住者」の取消しに至る過程においては、上記要素に沿った判断に加え、「引き続き在留することが適当でないと認める場合」に該当するか否かの判断が求められる。ここでは、取消事由に該当するに至った経緯、それまでの在留状況等を踏まえた判断が考えられるところ、当事者の予見可能性を確保する観点から、想定される事例として、「今後も支払う意思がないことが明らか」や「不払の態様が社会通念上看過しがたい」場合等について、できる限り具体的に明示することが求められる。「永住者」の在留資格を失うことが外国人及びその家族にもたらす影響の重大性に鑑み、在留資格変更を行う場合には原則として在留資格「定住者」を付与するべきであるし、また、在留資格取消手続においては、適正手続が保障されなければならない。

在留資格取消事由に関し、国又は地方公共団体の職員による通報規定が法律上整備されたところ、かかる通報規定を実効性ある形で安定的に機能させつつ、他方で、これが不当に外国人を萎縮させたり、国や地方公共団体の職員が不当な通報をした場合に責任を負うことに萎縮して通報を躊躇したりすること、また、通報制度を通じて地方公共団体に入管行政の一部を担わせることで地方自治の本旨を損なったりすることがないよう、運用方針及び周

知方法を十分に検討する必要がある。そのためには、通報の要否を判断するに当たり、通報主体の主観的な推測に委ねる余地をできる限り小さくすることが重要であり、ガイドラインにおける具体的事例の列挙等を通じてできる限り判断要素を明確化することが求められる。また、外国人への萎縮効果を抑えるべく、通報主体が限定されていることを明示的に周知することや、一層の手続保障の観点から、通報前における地方公共団体における配慮の在り方についても検討すべきである。今後の運用に当たっては、判断の参考となるような事例を継続的に収集しつつ、日本人が外国人に対し抱く不安が実在するのか、それがどの程度であるのかについて、定点的に調査を行うことが考えられる。

他方、永住許可制度の適正化に当たっては、そもそも、永住者が法令等の義務に違反することなく、社会の一員として安定的に生活できるような環境を予防支援策として整備することが極めて重要である。この点、出身国における法制度や社会規範の違いを踏まえ、日本社会の一員として求められる法令や社会的義務を正しく理解してもらうための働きかけを行うことが考えられる。永住者に限らず、社会統合プログラム[3]としての要素をもつ日本語教育・生活オリエンテーションの実施や相談窓口による対応など、法令や納税義務等の基本的なルールを学ぶ機会を、国と地方公共団体の役割分担の下、更に充実させるべきである。また、こうした社会的義務の周知に当たっては、多言語による情報発信手段を十分確保することが望ましく、国と地方公共団体の役割分担の下、連携した支援をする必要がある。

同様に、公租公課の不払を未然に防ぐという観点から、永住許可申請の審査時点において、これらの支払義務に係る申請者の認識の有無を文書で確認するなど、審査時点で一定の担保を図る方法も考えられる。

ウ　高度専門職等の受入れ

我が国経済社会における新たな活力の創造、国際競争力の強化等に大きく寄与する高度な知識・技術等を有する人材の確保を目的とした高度専門職の在留資格等を通じた受入れは、その運用開始から 13 年以上が経過した。こ

---

[3] 「社会統合」は多義的な概念であるが、本報告書の文脈において、「社会統合プログラム」とは、外国人住民向けに行われる言語や文化等の講習として、韓国等の諸外国で実施されているものを意味する趣旨で記載している（参考：「諸外国における外国人住民向け統合プログラムの事例研究」加藤真）。

の間における受入れの実績、経済社会の変化等を踏まえながら、前述の制度目的を達成する上で必要な検討を開始すべき時期に差し掛かってきたと言える。検討を開始するに当たっては、これまでの高度専門職の在留資格等を通じた受入れが、前述の制度目的との関係でどのような効果をもたらしたか、我が国の産業への影響、労働市場の発展・効率性向上への影響等の観点から、十分な検証をすることが必要不可欠である。その際、関係省庁にも意見照会をしつつ、諸外国の制度を参照し、比較しながら検討を進めることも有益であると考えられる。

高度専門職に係る一部の評価項目（ポイント項目）については、制度創設以降、累次にわたってボーナス（特別）加算項目が追加等されてきた経緯がある。これらの追加項目は、多様な分野からの要請に応えるという意義を有する一方で、これを学歴、職歴、年収といったいわゆる基幹項目と比較したとき、総合的にみて、当初の目的を果たせるような人材を認定するための指標として適当であるのかなどについては、改めて検証の上、見直しに向けた検討が必要と考えられる。

例えば、高度専門職の在留資格に求められる最低年収については、求められる能力の高度性に照らした基準額の見直しを、年収基準については、制度創設以降の賃金水準の上昇を踏まえた見直しを検討すべきである。なお、労働力の価値を計る最も客観的な基準は賃金であることから、ポイント計算に当たっては年収に比重を更に置くことも考えられる。また、高度専門職等の中には、日本の大学への留学を経て我が国で就職した外国人も多く、かつ、これらの外国人には日本語でのコミュニケーション能力を含めた高い能力や地域への定着が期待できることから、成果を挙げている取組も参考にしながら、留学を入口とした人材獲得を促進するルートに着目することが考えられる。こうした評価項目を検討する際には、企業や業界のニーズに即した対応を可能とするよう、評価基準を柔軟に運用することが重要である一方で、ポイント項目の追加等により制度が複雑化し、外国人や企業にとって理解しづらい設計になっていることを踏まえ、ポイントの活用状況等の実態を把握・精査の上、高度専門職制度、Ｊ－Ｆｉｎｄ、Ｊ－Ｓｋｉｐそれぞれについて、制度が狙いとする人材像を踏まえつつ、ポイントの統廃合を含めた再整理等を進めることを検討すべきである。また、Ｊ－Ｆｉｎｄについては、優秀な留学生の国内での定着の観点から、成績上位者に限って、国内の対象大学を拡大することも考えられる。

こうした見直しは、制度趣旨や関係政策との整合性に十分留意しながら行うことが重要である。例えば、外国人材の受入れ制度や永住許可制度とのバランスを保つことも含めて、専門的・技術的分野の外国人材の受入れ政策全体を後退させることがないよう配慮することなど、制度間の関連性を前提に検討を進めるべきである。また、求める人材像の再整理やこれまでの制度における成果、イノベーションの創出・労働市場の効率性を高める人材の評価方法の検討等に当たっては、関係省庁と協議の上、進めていくことが必要不可欠である。

また、高度専門職の在留資格については、審査処理期間が大幅に長期化しており、これが国際的な人材獲得競争における足かせとなっていることが懸念される。前述した評価項目の再整理に当たっては、多様な人材ニーズを反映しつつも、制度として複雑にならない分かりやすい仕組みを志向すべきであるほか、判断過程を容易にするような審査上の工夫、人的体制の整備などにより、審査の迅速化に努める必要がある。

このほか、我が国が求める外国人材を確保するためには、制度自体が広く周知されている必要がある。この点、海外の高度人材が日本での就労に興味があったとしても、日本企業の求人情報や十分な労働条件の提示が伴わなければ就労につながらないことから、国内企業への制度の周知・広報も必要であり、海外の優秀な人材に届くような広報活動の強化、制度に関するインターネット上の情報の一元化が求められる。

第４　共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備

（１）現状・背景

出入国在留管理庁は、平成 31 年４月より、外国人の受入れ環境の整備に関する企画立案や総合調整を担うこととなり、施策の取りまとめ等に取り組んできた。この間、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、共生社会の実現のために政府において単年度に取り組むべき施策を盛り込んだ「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）の改訂が重ねられてきたほか、令和４年６月には、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が決定されるなど、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するための取組が進められてきた（資料 12）。

「共生社会」について明確な定義はないが、上記ロードマップにおいて①「これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会」、②「様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会」、③「外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」という３つのビジョンが示された。また、総合的対応策において「受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが重要」と記載されている。

こうした中、在留外国人や受入機関、支援者等からの在留資格関係の相談や生活上の相談等に対応するため、外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ）や一元的相談窓口等が活用されているほか、各地域において、複数の関係行政機関の連携により外国人や関係者への相談対応等を充実させるための取組が行われている。また、出入国在留管理庁による地方公共団体への通訳支援事業や、生活上の困りごとを抱えた外国人の支援等を行う外国人支援コーディネーターの認証等も行われている。

加えて、出入国在留管理庁は、「生活・就労ガイドブック」や「生活オリエンテーション動画」を通じ、外国人が我が国の社会制度や生活ルール等を学ぶ機会を充実させてきたほか、外国人にとって有用な情報を集約した「外国

人生活支援ポータルサイト」を作成し、運用してきた。

さらに、言語やインターネット環境等の問題により情報にアクセスできない外国人や、情報に接してもなお支援にたどり着くことができない外国人に対しても支援が行き届くよう、地域に根差したネットワークを利用した情報発信や現に困難に陥っている在留外国人を行政窓口に適切につなげるアウトリーチ支援を実施している。

条約難民、補完的保護対象者、第三国定住難民については、難民対策連絡調整会議の下、関係省庁による支援体制を整備し、生活ガイダンス、日本語教育、就労支援等を内容とする定住支援プログラムが実施され、同プログラム修了後も、住居、就労等に関する相談対応等が行われている。

しかしながら、出席不良によりプログラムを修了できない受講者や、希望する職種の就職先を確保できない修了者も一部にみられ、プログラム構成を含めた内容の検討・改善等、フォローアップに向けた今後の取組が求められている（資料 13)。

（２）検討事項等

日本に暮らす外国人に必要な支援は、福祉、教育、労働など複数の行政分野にまたがるほか、地域ごとに在留外国人をとりまく状況は異なることから、支援に必要な相談体制・情報発信機能の強化に当たっては、各地域の声やニーズをよく把握した上で、出入国在留管理庁や地方公共団体を含む行政機関、民間支援団体、在留外国人コミュニティ等様々な関係者が連携していくことが不可欠である。この連携に当たっては、関係機関の間で明確な役割分担を行うことも重要である。

関係機関等の連携を強化するための方策は様々なものが考えられるが、国・地方公共団体等間での連携枠組の標準化、定期的な合同研修の実施や、民間団体との協働の推進、外国人のライフステージに応じた対応チームの編成等により、外国人が抱える様々な課題に対応する体制を構築することが考えられる。このとき、関係機関における相談事例の共有やノウハウの展開が可能な統合デジタルプラットフォームを整備することや、緊急医療アクセスといった即時対応が必要な課題と中長期な課題を区別するなどし、優先度に応じて関係機関の役割を明確にしておくことなどが重要である。同時に、こうした連携強化に専門的に従事する人材の確保・育成・配置も重要である。

外国人からの相談に対応するための体制は、ＦＲＥＳＣや一元的相談窓口により、国・地方とも充実が図られてきたところではあるが、より効果的に

支援を実施するに当たっては、ＦＲＥＳＣ型の機能を有する組織又はデジタル上のプラットフォームを地方にも展開するほか、各地方公共団体の一元的相談窓口をサービス内容に応じて類型化して示すなど外国人の視点を踏まえて分かりやすい形で発信すること、併せて外国人住民自身による主体的な情報発信も促進すること等により、双方向的にアクセシビリティの向上を図ること等を検討すべきである。また、相談に従事する専門人材の確保・育成のほか、行政だけでは解決の難しい相談にも対応できるよう民間法人等と連携した支援体制の構築も重要である。

外国人受入環境整備交付金については、翌年度の事業見通しを立てにくい、メニューが硬直的といった現場の声もあるところ、地方公共団体にとってより利用しやすい制度とする必要があり、外国人住民数の多い自治体に関しては、限度額の引き上げも検討すべきである。

これまで、出入国在留管理庁においては「外国人生活支援ポータルサイト」等の様々な方法で外国人への情報発信を図ってきたが、その認知度は未だ十分とは言えないことから、情報を利用する当事者である外国人も含めた関係者の関与も促しながら、多方面における効果的な周知及び情報発信が求められる。

この点、確実に情報を届けるには、外国人がどのような方法で情報にアクセスしているかを各コミュニティの特性も踏まえて確認することが重要である。その上で、自治会・小学校校区、在留外国人コミュニティ等の小規模コミュニティ、受入れ企業、日本語教育機関等の関係機関を通じて情報を伝達するといった方法や、情報を一元化した多言語アプリの開発等、在留外国人のニーズに即した新たな媒体を用いることなども検討すべきである。このとき、「やさしい日本語」だけでは対応が困難な事態もあり得ることから、特に緊急時・災害時等の優先度の高い情報については多言語化に係る取組も併せて推進するべきである。また、自ら情報にアクセスしない外国人にも確実に情報を届ける方法として、在留審査時を利用して情報を発信し、必要に応じて理解度をチェックする仕組みや、住民登録等の機会を捉えた情報発信も有用である。

同時に、摩擦を防ぎ、共生社会を実現するに当たっては、在留外国人に対する情報発信だけでなく、外国人を受け入れる地域・企業に対し、選ばれる地域・企業になるという観点から各地域の創意工夫・好事例を横展開することや、日本国民に対し、外国人との共生に関する正しい知識やデータを提供

し、理解を促すこと、多様性の成果・メリットやその尊重・外国人の人権に係る意識を喚起することも不可欠である。その前提として、多様性確保による成果やメリットに関する把握も重要である。そして、効果的な情報発信につなげるため、各種取組については、定期的に効果及び課題を検証するべきである。

在留外国人がよりスムーズに社会の構成員になっていくためには、日本文化・慣習の理解促進、能動的な社会参加と制度理解・法令遵守、日本語能力向上や就業促進が必要であり、これらを目的とする講習等、例えば、社会統合プログラムを実施することについて、試験的導入も視野に入れつつ、目的・理念、対象者の範囲、講習内容等から検討していくべきである。この支援策については、外国人が地域社会に円滑に定着できるよう、外国人の特性やライフステージに応じた内容となるように設計する必要がある。支援策の構築に当たっては、受講のインセンティブを高めるような設計とすることも重要である。また、在留手続の際に、外国人が基礎的理解を深める機会を設けることも検討すべきである。そして、こうした支援策の実施に当たっては、多様性の尊重を前提としつつも、外国人が日本語や日本文化を習得することを「望ましいこと」として心理的に後押しするような仕組みを設けることができれば、在留外国人がより積極的にこうした講習を受講する環境につながると考えられる。なお、支援策の名称を検討する際には、「社会統合」との言葉が「同化」のニュアンスをもって独り歩きすることのないよう十分留意する必要がある。

このほか、必要な支援として言語や仕事に関連するものを挙げる声が多いことも踏まえ、これらの研修等の実施に取り組む地域や企業等への支援を行うことも重要である。この点、外国人に対するハローワークの機能強化に向けた連携などマッチングを高めるような支援も併せて重要である。また、外国人と日本人の間で居住地の分化が進行しないよう、外国人の住宅探しをサポートするような措置も検討すべきである。

難民等への支援については、出入国在留管理庁において着実に実績を重ねてきたところであり、その効果、課題が徐々に可視化されてきた。更なる改善に当たっては、オンライン・通所といったコースごとの運営方法と修了率の関係、好事例の背景等をつぶさに分析した上で、効果的な施策を検討する必要がある。

とりわけ、難民等のうち定住支援プログラムに参加しなかった者も多く存

在することを踏まえると、参加に至らなかった要因を分析するとともに、同プログラムへの参加を動機づけるための方策が求められる。具体的には、受講者同士のネットワーク構築のほか、受講者に対し日本語能力の証明やその他就職活動に資するメリットを付与することで参加の意義を可視化すること等を検討すべきである。

その上で、プログラムの効果を更に高め、難民の自立や持続可能な生活に寄与した支援とするために、地方公共団体の協力を得ながら受講者と定住先コミュニティの地域住民との間で交流する機会を設けるなど、地域社会における支援を促進するための措置を講じるとともに、就職を促進するための受入れ企業開拓・マッチング、適切なフォローアップ等を行うことが必要である。また、受講者の日本語学習経験等を踏まえたプログラム設計、メンター制度等の学習意欲向上につながる取組、民間支援団体との連携等についても検討する必要がある。これらの点を踏まえ、期間延長、受講開始時期の柔軟性等も含めた適切なプログラムの在り方について検討を開始するべきである。

第５　安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進

（１）現状・背景

我が国における不法残留者数は、平成５年に過去最高となる約 30 万人を記録した後大きく減少を続け、平成 26 年には過去最低となる約６万人を記録したが、その後は大きな下降トレンドを見せることなく推移し、令和７年１月１日現在で７万 4,863 人である（資料 14）[4]。

この背景には、退去すべきことが確定したにもかかわらず退去を拒む外国人（送還忌避者）に係る課題があると考えられてきた。同時に、外国人の収容の長期化等に係る課題も指摘されてきたことから、令和５年、これらの課題を一体的に解決するため、出入国管理及び難民認定法の改正が行われた（資料 15）。これにより、難民認定手続中の送還を停止する送還停止効について一定の例外が設けられたほか、罰則付きの退去等命令制度が創設され、送還を忌避する者に対する退去強制手続の実効性が改善された。さらに、自発的帰国を促す観点から、従前は出頭者のみであった出国命令制度の対象が被摘発者等にも拡大された。加えて、同改正により監理措置制度が創設され、一定の場合には監理人の監理の下で収容せずに退去強制手続を進めることが可能となった。同時に、被収容者の権利・義務に関する事項を法律上明記すること等により、被収容者の処遇の更なる適正化が図られた。また、保護すべき者を確実に保護すべき観点から、在留特別許可制度について、申請手続の創設、考慮事情の明確化などにより制度の適正化が図られた。これらの方策を通じ、在留が認められない外国人の速やかな退去、不必要な収容の抑制、収容する場合における適正な処遇を一体的に実現することとされた。

令和７年５月には、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「不法滞在者ゼロプラン」という。）が発表された（資料 16・17）。「不法滞在者ゼロプラン」は、外国人と安心して暮らせる共生社会を実現するため、単に退去強制手続の促進にとどまらず、「入国管理」、「在留管理・難民審査」、「出国・送還」の各段階において不法滞在者を減少させるための具体的な対応策をまとめたものである。ここでは、例えば、ＪＥＳＴＡの早期導入や、難民認定申請の審査の迅速化、護送官付き国費送還の促進等が挙げられており、これらの施策を総合的に実施することにより不法滞在者を減少させることとされている。

---

[4] 平成５年から平成８年は５月１日、平成９年以降は１月１日を基準としている。

（２）検討事項等

長期間にわたり減少傾向にあった不法残留者数は、過去最低を記録した平成 26 年以降、下げ止まりの局面を迎えているところ、近年では、送還忌避者に係る問題、収容をめぐる諸問題についても指摘がなされてきた。今後、外国人の置かれた状況にも十分配慮しながら、退去強制が確定した不法滞在者の一層の縮減を図るため、「不法滞在者ゼロプラン」を踏まえつつ、自発的出国の促進、外国政府との連携も含め、退去強制手続等を適切かつ効果的に実施する方策が求められる。

退去が確定した外国人について、送還を拒んだ場合でも確実に送還するため、護送官付き国費送還の計画的かつ確実な実施、そしてその前提となる予算・人員等の確保は重要である。この点、護送官付き国費送還を安全かつ確実に実施するためには、護送官の能力向上のための研修や送還のための機材の充実、人員確保のため護送官の任務の特殊性を考慮した処遇改善が不可欠であり、更なる対応が期待される。また、かかる取組の実情について一般に公開することは、退去強制の制度への国民の理解、信頼を高めるためにも有用である。

また、外国人のプライバシーを十分尊重した上で、デジタル技術を含め様々な手法を活用した情報収集を行うことも、不法滞在者等の摘発を効果的に機能させるため有用と考えられる。

一方で、護送官付き国費送還に伴う多大なコストや、送還先国が送還に非協力的である場合のリスク等を踏まえると、例えば「ＩＯＭ自主的帰国及び社会復帰支援プログラム」のように、退去が確定した外国人に対し帰国のインセンティブを与えることで自主的な帰国を促すアプローチも効果的と考えられる。こうした方策が最大限活用されるよう、必要な予算の確保に努めるとともに、他国の例も踏まえつつ、制度の周知活動等を含め、自発的出国に係る現在の取組状況を検証し、関係機関と連携の上で必要な見直しを進めるべきである。

このように、退去強制令書の執行は原則として着実に進めるべきものである一方で、送還の促進に当たっては、それが手続の適正性を歪めることがないよう留意しなければならない。退去強制手続中の者の裁判を受ける権利、意見を述べる機会を十分尊重することはもとより、難民不認定処分が訴訟で覆されるケースがあることを踏まえ、難民認定申請者の送還には一層慎重にならなければならない。真に保護を必要とする者の確実な保護や、ノン・ル

フールマンの原則の確実な履行のため、送還先国の出身国情報を収集・分析することのできる専門家を職員に採用することなども考えられる。

同時に、不法滞在者の発生を防止するため、諸外国との連携を強化することも必要である。例えば、緻密なデータ分析を基に出身国別の実態分析を行った上で、しかるべき相手国に対し、悪質なブローカーの排除や、我が国の難民認定制度に係る誤解を防ぐ効果的な情報発信等を行うよう申し入れることが考えられる。二国間協力関係の構築・深化が重要と考えるが、それに際しては、単に送還協力を求めるだけでなく、査証免除の見直し、不法滞在者の発生を招く送出機関の適正化に係る取組のほか、当該国の人権状況や社会課題等を踏まえつつ、複数のイシューと送還協力を連動させながら、包括的な取組を進めることが有用である。その際には、民間の知見も活用しつつ、出入国在留管理庁として国際会議・外交交渉等の場に積極的に参画することも期待される。

こうした諸外国との連携に当たっては、我が国の退去強制手続の運用状況について、正確かつ詳細にデータを収集・分析し、必要に応じてその開示を行うことが前提となる。かかる情報開示は、我が国の取組が適正であり、誤った排外主義とは一線を画すものであることを対外的に示すためにも重要である。

また、不法滞在者の発生を防止するに当たっては、違法な労働条件や劣悪な職場環境が不法滞在の一因となった事例があることを踏まえ、こうした労働条件・職場環境で外国人を雇用する企業やこれを仲介する業者などへの対応も検討すべきである。

退去強制手続中の外国人の処遇に関しては、令和５年入管法改正により様々な点が見直された。この点、まず、被収容者の処遇改善に向け盛り込まれた規定の運用状況につき、適切にデータを収集し、処遇の更なる適正化に向け努力を継続する必要がある。新設された監理措置制度については、データの収集・分析等を含め実態把握を継続的に行い、機能が不十分な部分については見直しや周知活動を行いながら、制度の実効性を高めていくことが重要である。この際には、逃亡防止、被監理者への配慮といった観点も踏まえながら、要件や運用の在り方を検討することが期待される。退去強制令書発付後の被監理者は就労が許可されないという設計を前提に監理措置制度を効果的に機能させるには、十分な資力を有する監理人が相当数確保されることが不可欠である。この点、監理人は退去強制手続の一部を担う側面を有す

ることをも踏まえると、監理人に対し、国として更なるサポートを行うことについても検討されるべきである。監理措置制度の安定的な運用に伴い、仮放免制度は極めて例外的な措置として位置づけられることとなるため、今後はその規模を縮小させていくことが期待される。なお、適切な監理人がいれば監理措置に付されることが見込まれるものの、監理人となろうとする者を探しても見つけることができない者が多くいる状況が生じるようであれば、長期の収容を避けるため、さらなる検討を行うことが必要と思われる。

また、在留特別許可制度については、申請者が在留特別許可を必要とする事情を説明する機会を充実させるなど、申請手続を含め、制度の更なる適正化に向け検討を行うべきである。

人的体制の整備は退去強制業務の円滑な遂行に不可欠であり、退去強制業務全般に共通して、十分な人的体制の整備が急務である。併せて、退去強制手続に関わる職員に対しては、人権尊重の観点に基づく研修・教育を徹底し、法の支配や基本的人権の考え方を十分に理解した上で業務を遂行できる体制を確保することも不可欠である。収容施設における医師の確保に向け医療関連団体や教育機関との連携を図ることや、入国警備官のリクルーティングの強化に向け、処遇改善や職員の心身のケアも図りつつ、業務のやりがいや魅力的なキャリアパス等を発信すること等により、十分な体制整備が図られることを強く期待する。

第６　難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護・支援の推進

（１）現状・背景

我が国は 40 年以上にわたり難民認定制度を運用しており、令和５年には過去最多の 303 人を難民と認定した。近年の国際情勢により保護が必要な者は年々増加し、国籍も多様化しているところ、こうした保護が必要な者を確実に保護する体制を構築し、国際社会の一員としての責任を一層適切に果たすことが期待される（資料 18・19）。

平成 29 年まで長らく増加傾向にあった難民認定申請者数は、平成 30 年１月における難民認定制度の運用の更なる見直しの実施、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を経て減少したものの、令和４年に再び上昇に転じた。令和５年及び令和６年の直近２年間はいずれも１万２千件を超え、過去最高の平成 29 年に次いで高い水準に達している（資料 20）。難民認定申請者の国籍や申立て内容の多様化といった事情もあいまって、令和６年までの過去５年間における平均処理期間はいずれも 20 か月を超え、過去最長の 33 か月にも達するなど、保護すべき者の迅速な保護に支障を来しかねない状況が続いている（資料 21）[5]。

こうした状況にあって難民等を適正に保護するため、出入国在留管理庁は様々な取組を行ってきた。代表的なものとして、難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」の策定・公表、難民調査官の能力向上に向けた研修等の強化、出身国情報の充実に資する体制整備、難民審査参与員への研修の充実などが挙げられる（資料 22）。

さらに、難民認定申請の処理促進に向けた取組として、令和５年改正入管法の施行に合わせて初回申請用の難民認定申請書様式を見直したほか、「不法滞在者ゼロプラン」において出身国情報等を踏まえＢ案件（難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件）とすべき申立て内容を類型化するなどの取組が行われた（資料 16）。

他方、紛争避難民のように、迫害を受けるおそれがある理由が、難民条約上の５つの理由である人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のいずれにも該当せず、条約上の「難民」に該当しない

---

[5] Ａ案件（難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件）においても、平均処理期間は標準処理期間（６か月）を上回る。

ものの、保護を必要とする外国人が多く存在することも指摘されてきた。出入国在留管理庁は、条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護する制度として、令和５年 12 月１日より、補完的保護対象者の認定制度を開始した。令和６年には、1,661 名が補完的保護対象者として認定された（資料 19)。

そうした中、出入国在留管理庁は、難民や補完的保護対象者の認定にとどまらず、その支援をも担うことになった。補完的保護対象者への支援事業は令和６年度から出入国在留管理庁により開始され、難民及び第三国定住難民に対する支援事業は令和７年度以降外務省から移管される形で出入国在留管理庁が実施することとなった。また、難民認定申請者や補完的保護対象者認定申請者のうち生活に困窮する者への保護措置として、保護費の支給や宿泊施設の提供等を実施している（資料 23)。

第三国定住難民の受入れに関しては、平成 22 年にタイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民の受入れを実施して以降、平成 26 年１月の閣議了解、令和元年６月の閣議了解を通じ、その対象・範囲を拡大してきた。令和２年度からは、アジア地域から年１～２回・年約 60 人の難民（出身国・地域を問わない）を受け入れ、定住を支援することとされ、平成 22 年度から令和６年度までの受入れ総数は 135 世帯 332 名に達した（資料 24)。

（２）検討事項等

難民等を迅速かつ確実に保護することは国際社会の要請であって、これに適切に対応していくことが求められている。

しかしながら、依然として難民認定申請の審査に長期間を要しており、令和４年処理分については平均 33 か月を超えた。迅速な保護が実現できているとは言いがたく、審査の大幅な迅速化が急務である。この点、難民認定申請に係る処理人員の不足、執務室の狭あいといった体制・設備の問題は極めて深刻であり、当懇談会はこの点について特に懸念している。迅速な審査を実現するため、難民認定事務に従事する職員の大規模な増員、職員研修の一層の充実、そして執務環境の改善が強く求められる。人員・設備の整備と同時に、迅速処理に向けた審査手続の改善も求められる。まずは、審査手続に係る細かなデータを収集し、丁寧に分析することにより、審査期間を長期化させている要因を特定することが不可欠である。その上で、審査手続をできる限り合理化するため、ＪＥＳＴＡの導入を始めとした入管ＤＸに係る各種取組と連動させながら、ＡＩの活用を含めて積極的にデジタル技術を導入す

ることも期待される。

また、難民等認定手続については、その質及び透明性を更に高めるべきであるとの指摘もなされてきた。この点については、「難民該当性判断の手引」の策定等により一定の対応が図られてきたが、引き続き、出身国情報の充実、申請書の改善、専門性・中立性の確保に係る取組等を通じ対応していくことが考えられる。同時に、手続の透明性を更に向上させるための取組として、判断の根拠となった出身国情報の明示、運用状況に係る詳細なデータの開示などについても、対応を検討することが期待されるほか、インタビューにおける弁護士等の立会いといった申請者へのサポートについても検討されることが望ましい。

一方で、保護すべき者の迅速かつ確実な保護を実現するに当たっては、誤用・濫用的な申請、例えば虚偽文書を用いた申請や難民調査官を欺罔する意図の申請に対し、毅然と対応することも重要である[6]。現に、日本での就労が唯一の目的であり、明らかに難民該当性のない難民認定申請者の存在も指摘されているところ、諸外国における申請抑制政策も併せ考えれば、今後日本への誤用・濫用的な申請が一層増加することも懸念される。かかる申請を抑止するに当たっては、「不法滞在者ゼロプラン」を実施しつつ、我が国の難民認定制度の趣旨・目的に関し正確な理解を広めるメッセージを適時に発信すること、外務省との連携により査証発給をさらに適正化すること、出身国情報を活用し案件振分けを改善すること等の対応が考えられる。また、難民認定申請者による不法就労を防ぐ観点も重要であり、誤用・濫用的な再申請の制限など現行の難民認定制度の更なる改善を検討すべきである。申請や不法残留の傾向を出身国別に分析することも期待されるが、特定の国からの申請を一切受け付けないといったようなメッセージにつながることがないよう配慮する必要がある。

令和７年度から、難民等に対する支援を出入国在留管理庁が一元的に担うようになった。当該体制は緒に就いたばかりであり、将来的にグッドプラクティスとして他国にも共有できるよう、更に内容を充実させていくため、出入国在留管理庁の体制強化を要するものを含め必要な予算の確保に努めるべきである。また、難民等のニーズに合わせて定住支援プログラムの内容や

---

[6] UNHCR「Global Consultations on International Protection/Third Track: Asylum Processes (Fair and Efficient Asylum Procedures), 31 May 2001」

会場を見直しつつ、同プログラムの更なるアップデートに向け、支援事業を通じて難民等の生活・就労にどのような変化があったか、適時に効果を検証すべきである。さらに、民間企業等の支援事業への関与も検討すべきである。併せて、難民認定申請者や補完的保護対象者認定申請者のうち生活に困窮する者や宿泊先を必要とする者への保護措置について、審査期間の短縮等に取り組みつつ、その確実な実施のため、必要な予算の確保に引き続き努めるべきである。

上記に加え、一時庇護上陸許可制度の適切な運用も重要である。我が国への上陸時に庇護を求める者を保護するため本来的に重要な制度であると同時に、特に有事の際には不可欠な制度であることから、一時庇護上陸許可制度が確実に機能するよう、運用状況を的確に分析した上、必要に応じて職員の研修充実等の対応を図るとともに、上陸審査のどの過程で庇護を求めた者であっても、一時庇護上陸手続及び難民等認定手続における審査を通じて保護すべき者の迅速かつ確実な保護につながるよう、適切な対応を行うべきである。

我が国においては、引き続き難民等に関する諸問題に対処するため、既存の第三国定住枠組の拡大と同時に、就労や教育等を介した新たな枠組での受入れ等、多層的なアプローチ[7]による保護の在り方について検討を開始すべきである。まず、第三国定住難民の受入れは、国際社会への貢献としても有意義な取組であり、受入れ数は拡大されるべきである。保護を求める者を就労や教育を通じた形で保護すること等について検討がなされることを期待する。かかる受入れは、人道問題の解決に向けた諸外国の潮流に一致するものであり、国際社会の一員として我が国が負う責務を果たす上で重要なものと考える[8]。

---

[7] ＧＣＭと時期を同じくして国連総会決議で採択された「難民に関するグローバル・コンパクト（Global Compact on Refugees（GCR））」は、難民受入れ国の負担軽減、難民の自立促進、第三国定住の拡大、安全かつ尊厳ある帰還に向けた環境整備の４点をポイントとして挙げている。

[8] また、難民等の保護に当たっては、令和５年改正入管法審議における参議院の附帯決議への対応のほか、第７次出入国管理政策懇談会による報告書において「行政の公正性や適正性を維持する観点から、難民認定業務の専門性・独立性をより高めるために、その組織の在り方について検討すること」との記載があることに留意する必要がある。

第７　外国人の受入れの基本的な在り方

（１）現状・背景

平成 31 年４月に策定された出入国在留管理基本計画においては、外国人の受入れの在り方として、「我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。」とされた一方、「専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならない。」とされている。

そうした状況にあって、人口減少及び在留外国人数の増加が一層進むことが見込まれる中、日本の総人口における外国人の比率がいずれ 10%台となるとの指摘等[9]もなされているところである。そうなった場合の事態を予測・検討し、外国人の受入れの基本的な在り方を検討する必要があるのではないかとの問題意識の下、本年２月から、鈴木法務大臣（当時）の下で私的勉強会が開催され、経済学、社会学、諸外国の外国人の受入れ政策、自治体の現状等に精通した有識者から挙げられた様々な意見を踏まえつつ、検討が重ねられてきた。その結果として、出入国在留管理庁は、本年８月 29 日、「外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理」（以下「本論点整理」という。）を公表した（資料 25）。

本論点整理においては、今後の外国人の受入れに当たって考えられる視点として、①経済成長の観点、②産業政策の観点、③労働政策の観点、④税・

---

[9] 国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口（令和５年推計）」（令和５年４月公表）によれば、2070 年には日本人の総人口における外国人の比率が 10.8%になると試算されていることが後述の「論点整理」においても言及されている。なお、足下の比率については、日本約 2.82%(2025.7 総務省)、OECD 諸国平均 14.7%（OECD 2024）であることが同論点整理の注から窺えるところ、日本と韓国を除く OECD 諸国は 「外国生まれの人」の統計であり、帰化者や外国生まれの帰国者など「外国生まれで国籍を持つ者」を含めている一方で、日本と韓国はこれを統計に含めていない「外国人」の統計であり、代わりに、「国内生まれの外国人」を含んでいる。

社会保障等の観点、⑤地域の生活者としての観点、⑥治安の観点、⑦出入国及び在留管理の観点の７つが挙げられており、今後、こうした様々な観点を踏まえた上で中長期的かつ多角的な観点から検討を行う必要があるとされている。

（２）検討事項等

本論点整理の記載内容には、出入国在留管理行政の範疇には収まらない内容も多くあるが、出入国在留管理庁において調査・検討を進めるに当たっては、収集すべきデータや先行調査・研究、国内外の調査機関等のほか、調査等の手法・内容・留意事項、本論点整理に記載された事項に加えて更に調査・検討すべき事項等について明らかにする必要がある。

この点、本論点整理に記載の調査・検討を行うに当たり前提として明らかにしておくべき事項として、当懇談会において次のような意見があった。

・　諸外国における制度や実態等を把握するため、移民政策・統合政策に関し諸外国政府・研究機関等が発表している報告書や公的統計等を幅広く収集・分析することが必要である。その際、外国人を多く受け入れている国だけでなく、我が国の在留外国人の出身国や、我が国の受入れ競合国を対象に含めるべきである。とりわけ、受入れ上限を検討する前提として、諸外国においてどのようなプロセスで人手不足の分野や外国人を受け入れる分野を特定しているか調査することが考えられる。

・　我が国における外国人受入れの実態、もたらす影響等を把握するため、我が国における国・地方公共団体が発表している統計等を収集・参照する必要がある。その際、諸外国が発表する統計で用いられている調査項目を参考にしながら、これに対応する国内の統計を収集することが有用である。

・　国際的な動向を把握するため、ＩＯＭ等の国際機関が発行する統計・報告書や、「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」など移住に関連する国際条約・文書を収集・参照するほか、ＧＣＭといった国際枠組に出入国在留管理庁としても積極的に関与する必要がある。

量的マネジメントや在留外国人の社会統合の在り方に関するものを含む、本論点整理に記載の調査・検討事項を実際に調査・検討するに当たってのその手法・内容・留意事項について、当懇談会においては、例えば、次のような意見があった。

・　表面的な実態把握、従前どおりの解釈を導くためや、予め決めた結論に向かうための予見的な調査を行うことは避けるべきである。

・　調査・検討の手法又はその結果の公表の仕方によっては、外国人に対する差別的意識を助長するきっかけとなってしまうおそれがあることから、この点に留意して調査・検討を行う必要がある。
・　定量的データの把握、原因の精査・分析は、憶測・偏見による差別を防止するためにも必要である。海外における先行事例を参考にしつつ、これを国民の意識啓発に生かすべきである。
・　充実した調査・検討を行うため、出入国在留管理庁の職員の増員や研究者との連携も含め十分な体制を構築するべきである。
・　中長期在留外国人に起因するものに限らず[10]、外国人を巡る社会的課題は、統計などの客観的事実だけでは測れない側面があり、日本人・外国人双方の態度や意識を把握することも重要である。
・　各種調査・検討においては、国籍にかかわらない一般的な傾向と外国人に特有の傾向を混同することがないよう、年代・業種・地域・家族帯同状況等の細かな分類に基づき、適切な比較対象を用いた分析を行うことが必要である。日本人と外国人を比較し得る指標を更に収集するような努力も期待される。
・　調査の際には、日本全体の平均、大都市・集住地域だけでなく、外国人比率が低い地域や高齢者と外国人が働く状況に焦点を当てるなど、地方活性化の視点を意識することが重要である。
・　外国人の受入れが教育や職場等にもたらす多様性など、外国人の受入れが社会の発展に資する側面についても、地域住民との摩擦に関する課題と同様に実証的に調査・検討するとともに、摩擦の緩和・解消につながった取組の成功事例を収集・評価することを検討すべきである。
・　外国人の雇用の安定性の確保を図る観点から、外国人労働者の雇用に関する調査・検討に当たっては、リーマンショックや新型コロナウイルス感染症まん延による影響等における大規模な雇止め事例を対象とすることが考えられる。
・　外国人の受入れ増加に伴う財政や社会保障に与える影響につき、経済成長に寄与し、現役世代が増加することで、当面、税収や保険料収入が増加

[10] ここでいう外国人は中長期在留者に限るものではなく、在留資格「短期滞在」の者を含むものとして整理されている。

する側面（プラスの側面）についての調査・検討を行うべき[11]。

・　「定住者」や「永住者」等の安定的な在留資格を早期に付与することが外国人及び受入れ社会にもたらす便益や影響に関し、諸外国の制度を調査・検討することが考えられる。

・　労働力の需給調整、受入れの人数や質の調整を検討する観点から、受入れのデータベースや受入れ後の経済的、社会的影響を定期的に観察・考察することも重要である。

今後、まずは出入国在留管理庁において関係省庁と連携しつつ、多様な意見に耳を傾けながら、可能な限りの調査・検討が進展することに期待するものであり、その際の留意事項等の例は上述したとおりである。

このほか、当懇談会においては、我が国における外国人の受入れの在り方そのものも含め、自由闊達な議論が行われた。

まず、本パートの冒頭において触れた平成 31 年４月に策定された出入国在留管理基本計画における外国人の受入れの基本的な在り方を踏まえつつも、少子高齢化に伴い一層進展する人口減少の一方で、就労資格を中心に在留外国人が増加している現状等を踏まえ、来るべき将来に備えて必要な事項を調査・整理の上、外国人の受入れに関する基本的な在り方が検討されるべきとの本論点整理の問題提起の趣旨については、当懇談会としても理解できるところである。

加えて、外国人の受入れの在り方を考える際には、それが持続的な経済成長を含む我が国の経済社会の発展に資するものであるかという点に加え、社会的コスト、国内労働市場、教育、治安等といった国民生活への影響のほか、地域における共生を考えるに当たっては、地方公共団体をはじめ地域の関係者との適切な役割分担の在り方が十分に検討されるべきである。また、日本国内の視点だけで考えるのではなく、「ビジネスと人権」の視点も含め、我が国の外国人受入れ状況が国際社会においてどのように受け止められているかという観点も忘れてはならない。可能な限りの実態把握等に努め、客観的なエビデンス・データに基づく冷静かつきめ細かな議論が行われることを期待する。

---

[11] 併せて、「外国人による刑法犯の検挙件数及び検挙人員は減少傾向にあるうえ、検挙人員における外国人の比率を見ても例年約５％と増加していないことなど、正確な事実を公式に発表・広報するべきである」といった意見もあった。

そして、受入れの在り方を考えたときに、全員が納得する唯一・絶対の回答というものは存在しないと思われるものの、多様な立場からの意見を公平に考慮し、社会全体に裨益する受入れの在り方を不断に構想することを諦めてはならない。

今後の検討に当たり、出入国在留管理庁において、当懇談会の議論が参考とされることを期待している。

資　料

資料１　外国人入国者数・日本人出国者数等の推移
資料２　電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の概要（案）
資料３　在留外国人数及び外国人労働者数の推移
資料４　外国人労働者数の内訳
資料５　在留資格別中長期在留者数の推移
資料６　「技術・人文知識・国際業務」における労働者派遣等の現状と課題について
資料７　永住許可制度の適正化について
資料８　高度専門職１号の在留者数の推移
資料９　高度人材ポイント計算表
資料 10　高度人材ポイント制の見直しに係る経緯について
資料 11　「経営・管理」許可基準に係る見直しについて
資料 12　ロードマップ・総合的対応策について
資料 13　定住支援プログラムの受講者及び修了者数と就職状況について
資料 14　不法残留者数の推移
資料 15　令和５年入管法等改正法の概要等
資料 16　国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン
資料 17　不法滞在者ゼロプランによって期待される当面の効果（目標）
資料 18　我が国の難民受入れの歴史的経緯
資料 19　難民及び補完的保護対象者の認定状況
資料 20　難民認定申請者数の近年における推移（全体）
資料 21　難民認定申請（一次審査）の処理状況
資料 22　難民等を適正に保護するための入管庁の取組
資料 23　難民認定申請者又は補完的保護対象認定申請者に対する支援（保護措置）について
資料 24　第三国定住による難民の受入れ
資料 25　外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理（概要）

※その他添付資料
・出入国在留管理政策懇談会開催状況（参考）

外国人入国者数・日本人出国者数等の推移

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

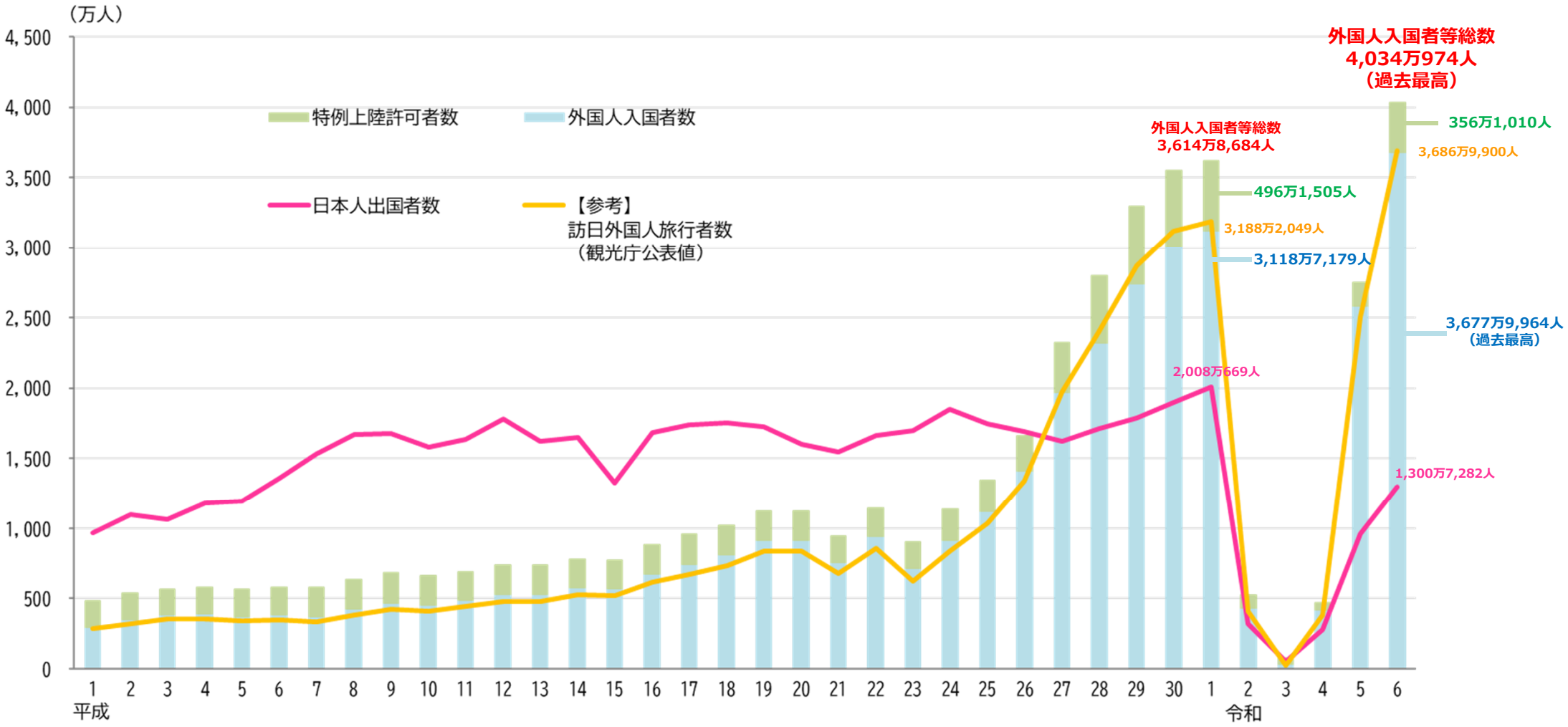

（注１）外国人入国者等総数とは、外国人入国者数及び特例上陸許可者数を合計した数です。

（注２）「訪日外国人旅行者数」（観光庁が公表）は、外国人入国者数から在留資格「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」による入国者数並びに特別永住者の入国者数を除き、その他の上陸許可のうち、船舶観光上陸許可、寄港地上陸許可及び通過上陸許可を受けた者の数を加えたものです。

（注３）「特例上陸許可」とは、我が国への入国時に在留資格を受ける上陸許可ではない、「船舶観光上陸許可」、「寄港地上陸許可」、「通過上陸許可」、「乗員上陸許可」、「緊急上陸許可」、「遭難上陸許可」及び「一時庇護のための上陸許可」のことです。

資料１

電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ（※））の概要（案）

- 来日を希望する外国人（観光などを目的として短期滞在をしようとする査証免除国・地域の者、クルーズ船（指定旅客船）に乗って入港し、観光のために上陸しようとする者等及び乗り継ぎのため一時的に空海港を利用する者（一部））について、**渡航前に、**入管庁に**渡航目的や滞在先等の情報を提供**させ、**事前にチェックを行い、問題がない者であることを認証**。
- **認証又は査証を受けていない者は原則として航空機等に搭乗不可**。**短期滞在の認証を受けている者は所要の審査を受けた後、ウォークスルー型ゲートを通過して上陸することが可能**となり、**入国審査待ち時間の大幅な削減が見込まれる**。
- 訪日外国人旅行者数を2030年までに6,000万人とする政府目標を踏まえ、急増する訪日外国人旅行者数に対応するため、**2028年度中の導入を目指す**。

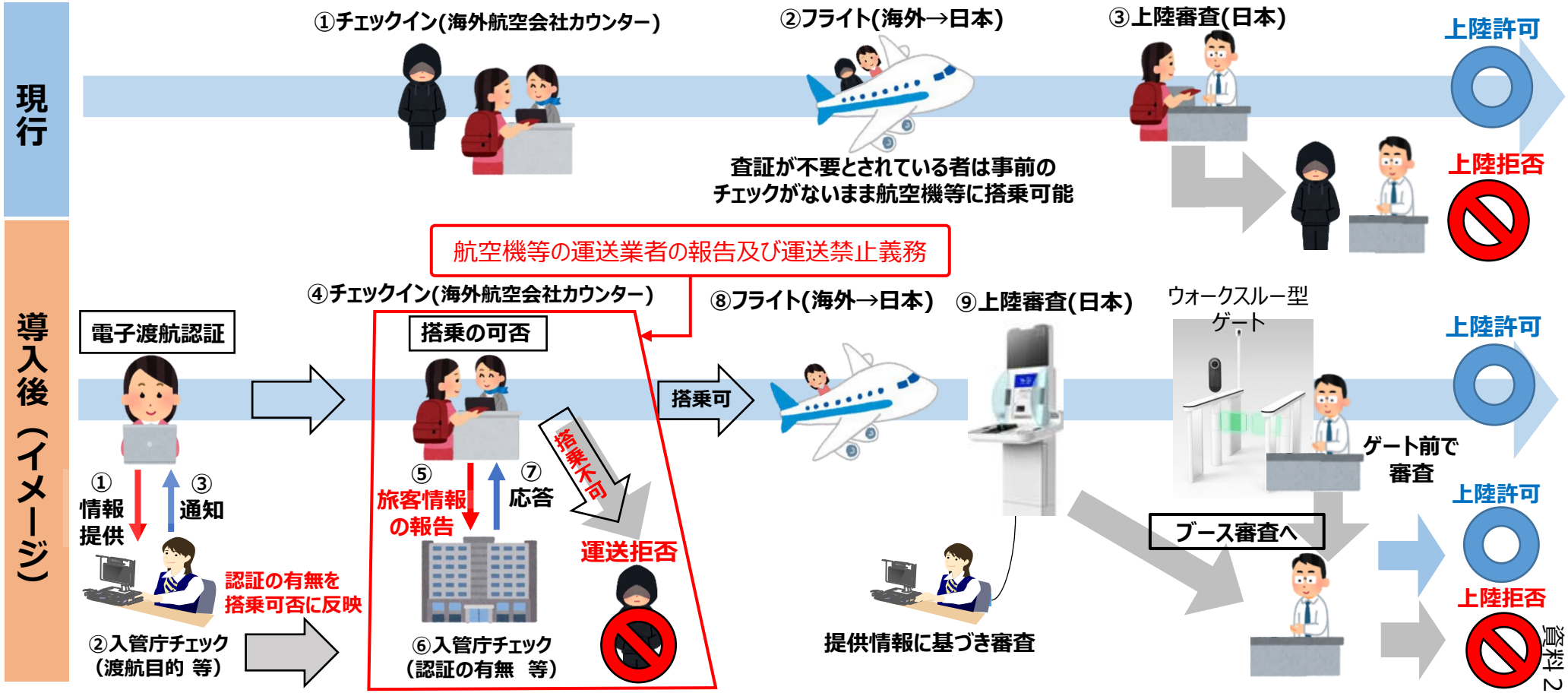

（※）Japan Electronic System for Travel Authorization

資料2

在留外国人数及び外国人労働者数の推移

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

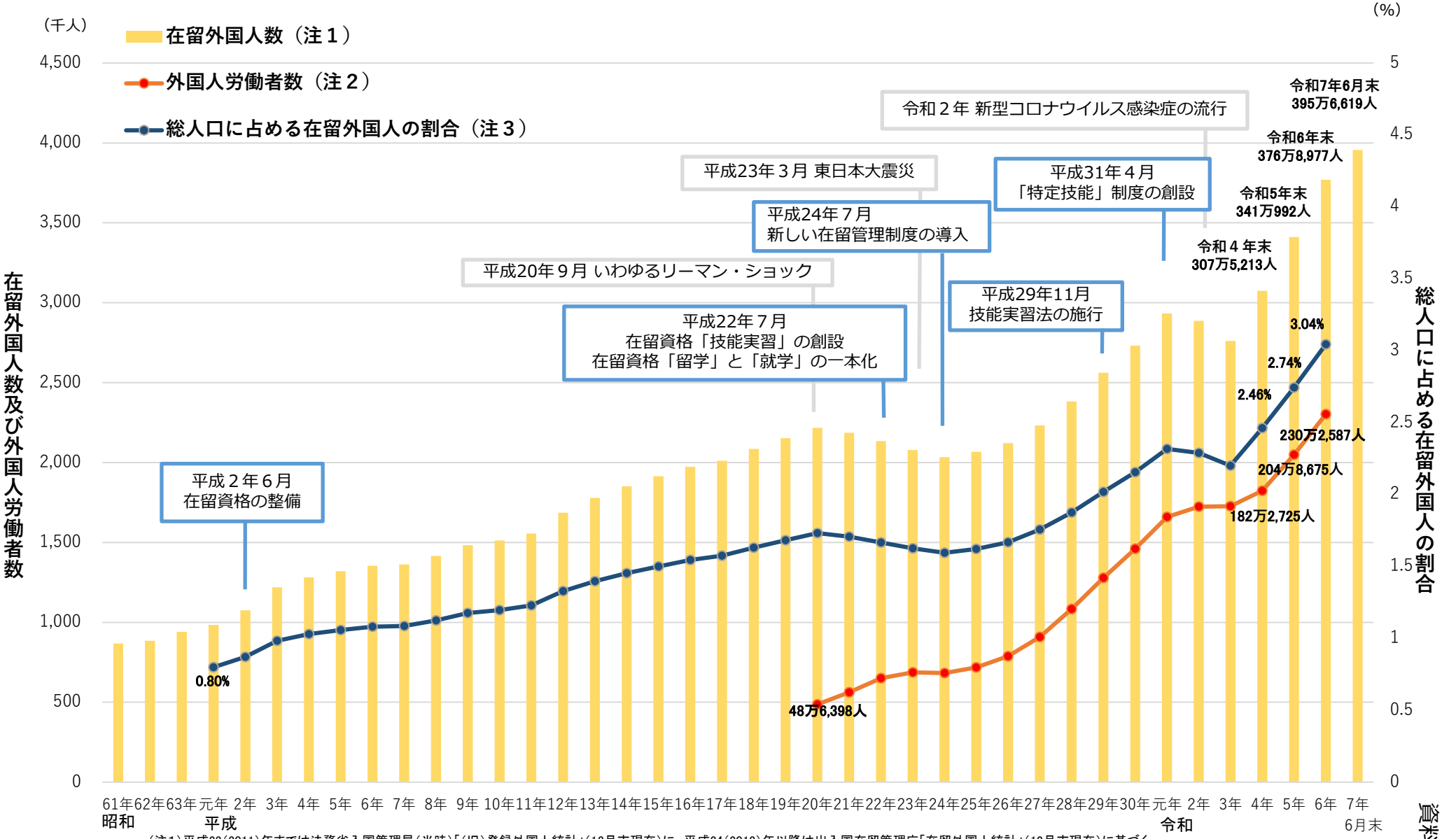

（注１）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。
（注２）厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（各年10月末現在の統計）に基づく（外国人雇用状況の届出制度は、平成19（2007）年10月1日から開始されているため、平成20（2008）年以降の推移を示している。）。
（注３）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

資料３

外国人労働者数の内訳

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

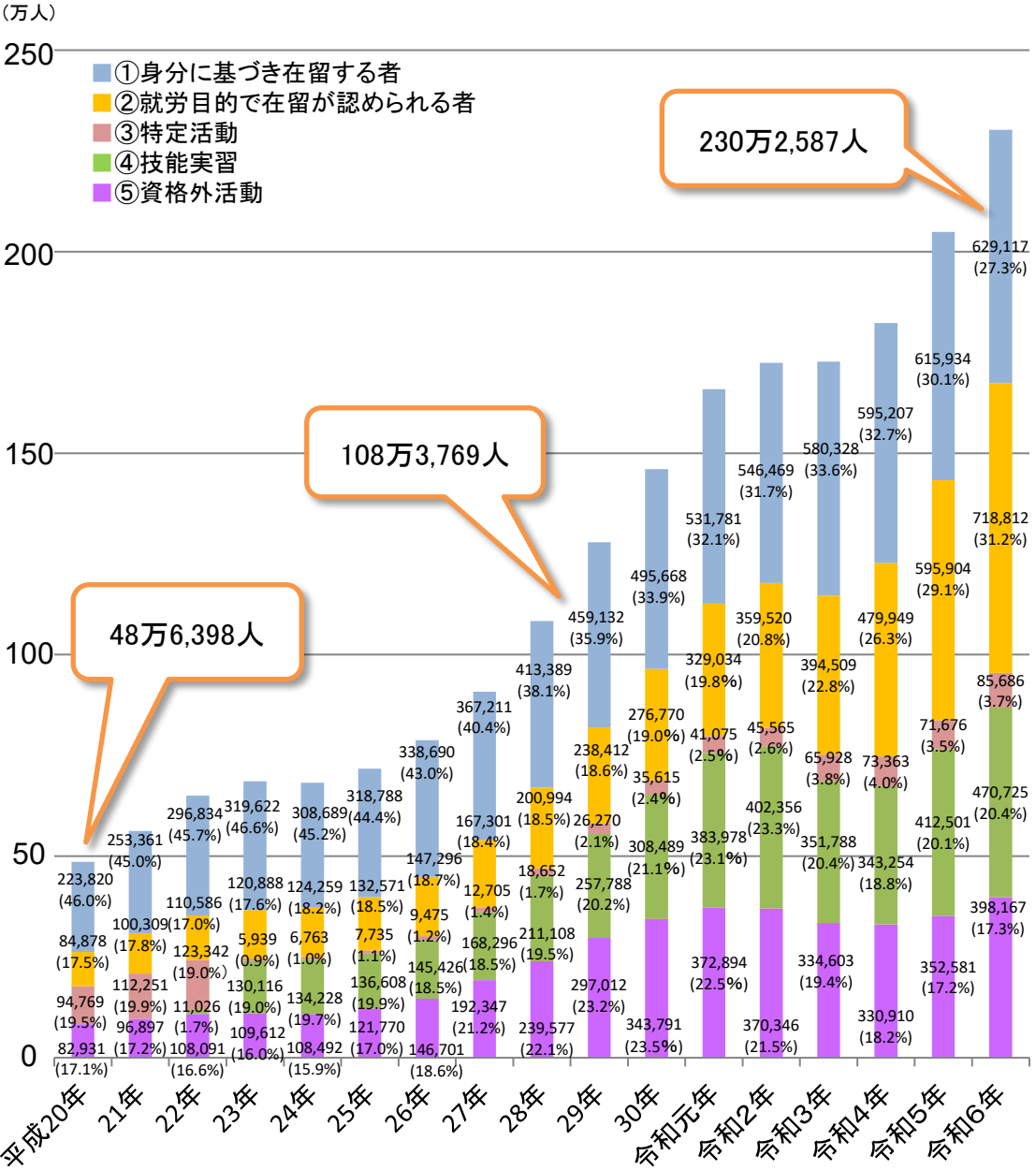

厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」に基づく集計（各年10月末現在の統計）

①身分に基づき在留する者　　約62.9万人（27.3%）

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）
これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者　　約71.9万人（31.2%）

（いわゆる「専門的・技術的分野」）
（「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」等）
　一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動　　約8.6万人（3.7%）

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）
「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習　　約47.1万人（20.4%）

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等）　**約39.8万人（17.3%）**

本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

資料4

在留資格別 中長期在留者数の推移

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

	教授	芸術	宗教	報道	高度専門職	経営・管理	法律・会計業務	医療	研究	教育	技術・人文知識・国際業務	企業内転勤	介護	興行	技能	特定技能	技能実習	文化活動	留学	研修	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者
１９年末	7,354	489	4,285	220	14,924	27,249	145	2,269	1,480	13,331	271,999	18,193	592	2,508	41,692	1,621	410,972	3,013	345,791	1,177	201,423	65,187	793,164	145,254	41,517	204,787
２０年末	6,647	448	3,772	215	16,554	27,235	148	2,476	1,337	12,241	283,380	13,415	1,714	1,865	40,491	15,663	378,200	1,280	280,901	174	196,622	103,422	807,517	142,735	42,905	201,329
２１年末	6,519	385	3,034	207	15,735	27,197	139	2,482	1,161	12,915	274,740	8,593	3,794	1,564	38,240	49,666	276,123	821	207,830	145	192,184	124,056	831,157	142,044	44,522	198,966
２２年末	7,343	502	3,964	210	18,315	31,808	151	2,467	1,314	13,413	311,961	13,011	6,284	2,214	39,775	130,923	324,940	2,400	300,638	497	227,857	83,380	863,936	144,993	46,999	206,938
２３年末	7,226	580	4,143	212	23,958	37,510	159	2,547	1,301	14,157	362,346	16,404	9,328	2,505	42,499	208,462	404,556	2,581	340,883	714	266,020	73,774	891,569	148,477	50,995	216,868
２４年末	7,488	669	4,805	198	28,708	41,615	159	2,591	1,323	14,929	418,706	18,375	12,227	2,635	46,712	284,466	456,595	2,712	402,134	754	305,598	95,508	918,116	150,896	53,624	223,411

（注１）　2019年４月１日から在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」が新設された。

資料５

「技術・人文知識・国際業務」における労働者派遣等の現状と課題について

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

【現状】

○　「技術・人文知識・国際業務」で在留する者のうち、一定数の者が労働者派遣によって就労しており、その数は増加していると考えられる。
注１：令和６年末時点で「技術・人文知識・国際業務」をもって在留する外国人（４１８，７０６人）のうち、最新の申請書上に派遣先等機関の記載があったものは約４万３千人（概数）。
注２：認定証明書・在留許可処分となった「技術・人文知識・国際業務」に係る申請のうち、派遣先等機関の申告がある申請は、令和４年から６年にかけて増加。

○　労働者派遣によって就労する者は、「翻訳・通訳」、「生産管理（機械器具分野）」、「管理業務（総務・人事・労務など）」や「情報処理・通信技術」といった職種に従事している。

【課題】

○　労働者派遣によって就労する者のうち、在留申請時に申告のあった「技術・人文知識・国際業務」の活動内容に該当しない就労活動（専門的な技術や知識を要しない現場業務等）に従事していることが判明した事案が複数発生している。

（パターン１）
所属機関である派遣会社（派遣元）が、派遣先に対して、在留資格に該当しない活動に従事させることを許容する旨説明し斡旋することで、派遣先の悪意なく、対象者が現場業務等に従事している場合

（パターン２）
所属機関である派遣会社（派遣元）が、派遣先に対して、在留資格に該当しない活動に従事させることは許容されない旨説明し斡旋したが、派遣先が故意に、対象者を現場業務に従事させている場合

（パターン３）
所属機関である派遣会社（派遣元）及び派遣先が、在留資格に該当する活動内容や外国人労働者における就労制限等について認識した上で、双方が故意に、対象者を現場業務に従事させている場合

▼

いずれも「不法就労助長罪（入管法第７３条の２第１項）」等に該当するおそれのある事案であり所要の対策を講じる必要がある。

（参考）不法就労助長罪
第七十三条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一　事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
二　外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
三　業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

永住許可制度の適正化について

入管法改正の目的とガイドライン策定の経緯

○　在留資格「永住者」は、永住許可後に在留期間の更新などがないことから、許可要件を満たさなくなる場合があり、そのような在留状況が良好でない一部の悪質な永住者を容認し続けると、適切に在留している大多数の永住者への不当な偏見につながるおそれがある。

○　外国人と日本人がお互いを尊重して生活できる共生社会の実現を目指すため、入管法を改正し、
- **「永住許可の要件の明確化」**
- **永住者の在留資格に関する「取消事由の追加」**
  （ただし、取消事由に該当する場合であっても、その定着性に配慮し、法務大臣が職権で在留資格の変更を許可することを可能）
- **国や地方公共団体の職員による在留資格の取消事由に関する「通報規定の整備」**

といった措置を設けることとした。

○　令和６年通常国会における法案審議において、在留資格を取り消すことが想定される事例等について**ガイドラインを策定し、公表する**旨政府側より答弁するとともに、衆議院・参議院における附帯決議（参考）で「ガイドラインを作成し周知する」こととされた。

※令和９年４月施行予定

取消事由の追加

永住許可の要件を満たさなくなる場合

○　**「入管法上の義務違反」**

○　**「故意に公租公課の支払をしないこと」**

○　**特定の刑罰法令違反**

→ 事実関係の慎重な調査

→ ①永住者の在留資格で引き続き在留
※入管法上の措置をしない

→ ②他の在留資格（定住者）へ変更 → 再度永住許可を受けることが可能
（引き続き在留可能）

→ ③取消し（引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合）

（参考）衆議院・参議院における附帯決議

永住者に対する永住許可の取消及び職権による在留資格の変更を行おうとする場合には、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること。

高度専門職１号の在留者数の推移

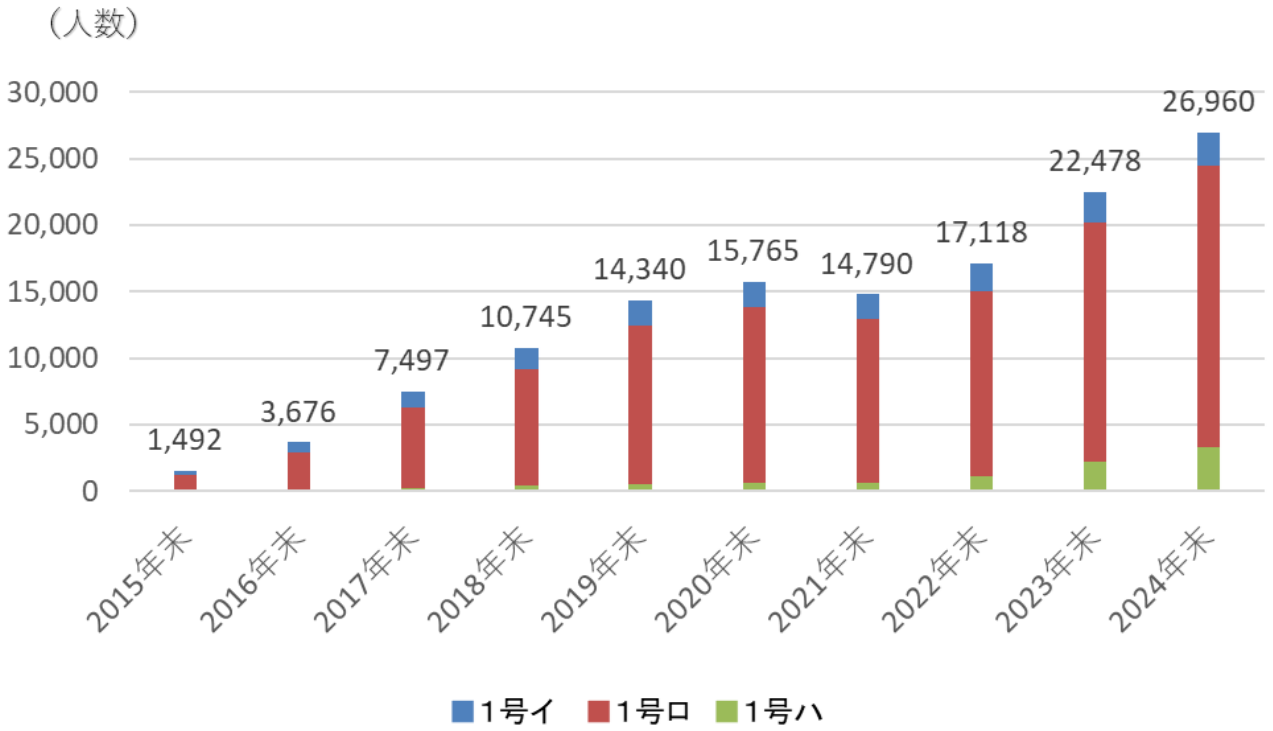

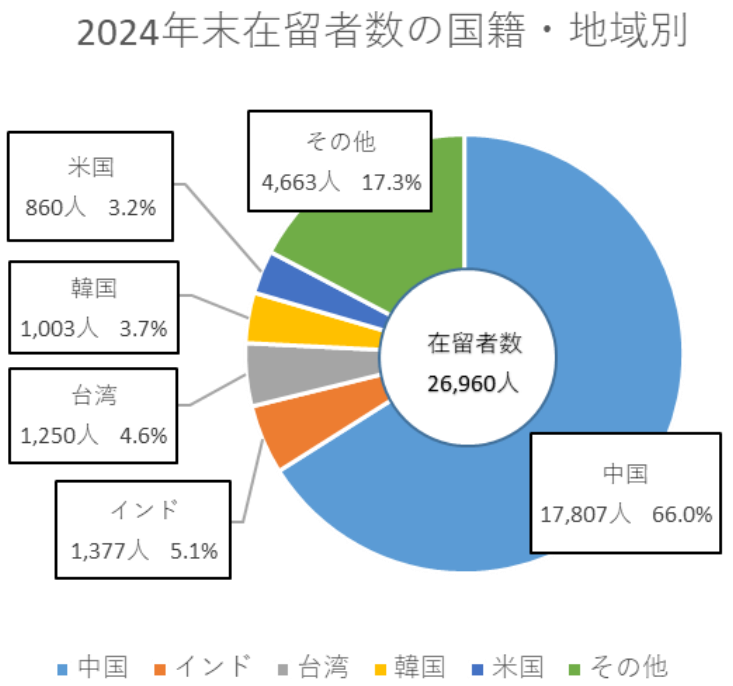

	2015年末		2016年末		2017年末		2018年末		2019年末		2020年末		2021年末		2022年末		2023年末		2024年末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
１号イ	297	19.9%	731	19.9%	1,194	15.9%	1,576	14.7%	1,884	13.1%	1,922	12.2%	1,885	12.7%	2,030	11.9%	2,281	10.1%	2,528	9.4%
１号ロ	1,144	76.7%	2,813	76.5%	6,046	80.6%	8,774	81.7%	11,886	82.9%	13,167	83.5%	12,257	82.9%	13,972	81.6%	17,978	80.0%	21,094	78.2%
１号ハ	51	3.4%	132	3.6%	257	3.4%	395	3.7%	570	4.0%	676	4.3%	648	4.4%	1,116	6.5%	2,219	9.9%	3,338	12.4%
計	1,492	－	3,676	－	7,497	－	10,745	－	14,340	－	15,765	－	14,790	－	17,118	－	22,478	－	26,960	－
２号	16	－	63	－	171	－	316	－	584	－	789	－	945	－	1,197	－	1,480	－	1,748	－

注１）在留外国人統計を基に作成
注２）本資料における１号イとは「高度学術研究活動（イ）」を、１号ロとは「高度専門・技術活動（ロ）」を、１号ハとは「高度経営・管理活動（ハ）」のことをいう。

高度人材ポイント計算表

	高度学術研究分野		高度専門・技術分野		高度経営・管理分野	
学歴	博士号（専門職に係る学位を除く。）取得者	30			博士号又は修士号取得者（注7）	20
	修士号（専門職に係る博士を含む。）取得者	20	修士号（専門職に係る博士を含む。）取得者（注7）	20		
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者（博士号又は修士号取得者を除く。）	10				
	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を複数有している者	5				
職歴（実務経験）（注1）			10年～	20	10年～	25
	7年～	15	7年～	15	7年～	20
	5年～	10	5年～	10	5年～	15
	3年～	5	3年～	5	3年～	10
年収（注2）	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照			40～10	3，000万～	50
					2，500万～	40
					2，000万～	30
					1，500万～	20
					1，000万～	10
年齢	～29歳	15	～29歳	15		
	～34歳	10	～34歳	10		
	～39歳	5	～39歳	5		
ボーナス①【研究実績】	詳細は③参照	25～20	詳細は③参照	15		
ボーナス②【地位】					代表取締役、代表執行役	10
					取締役、執行役	5
ボーナス③			職務に関連する日本の国家資格の保有（1つ5点）	10		
ボーナス④	イノベーションを促進するための支援措置（法務大臣が告示で定めるもの）を受けている機関における就労（注3）	10				
ボーナス⑤	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労	5				
ボーナス⑥	職務に関連する外国の資格等	5				
ボーナス⑦	本邦の高等教育機関において学位を取得	10				
ボーナス⑧	日本語能力試験N1取得者（注4）又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15				
ボーナス⑨	日本語能力試験N2取得者（注5）（ボーナス⑦又は⑧のポイントを獲得したものを除く。）	10				
ボーナス⑩	成長分野における先端的事業に従事する者（法務大臣が認める事業に限る。）	10				
ボーナス⑪	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者	10				
ボーナス⑫	法務大臣が告示で定める研修を修了した者（注6）	5				
ボーナス⑬					経営する事業に1億円以上の投資を行っている者	5
ボーナス⑭			投資運用業等に係る業務に従事	10		
ボーナス⑮	産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、地方公共団体における高度人材外国人の受入れを促進するための支援措置（法務大臣が認めるもの）を受けている機関における就労	10				
合格点	70					

①最低年収基準

高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては，年収300万円以上であることが必要

②年収配点表

	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	―
600万円	20	20	20	―
500万円	15	15	―	―
400万円	10	―	―	―

③研究実績

	高度学術研究分野	高度専門・技術分野
特許の発明　1件～	20	15
入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15
研究論文の実績については，我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申請人が責任著者であるものに限る。） 3本～	20	15
上記の項目以外で，上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合（著名な賞の受賞歴等），関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断	20	15

※高度学術研究分野については，2つ以上に該当する場合には25点

（注１）
従事しようとする業務に係る実務経験に限る。

（注２）
※１　主たる受入機関から受ける報酬の年額
※２　海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入
※３　賞与（ボーナス）も年収に含まれる。

（注３）
就労する機関が中小企業である場合には、別途１０点の加点

（注４）
同等以上の能力を試験（例えば、ＢＪＴビジネス日本語能力テストにおける４８０点以上の得点）により認められている者も含む。

（注５）
同等以上の能力を試験（例えば、ＢＪＴビジネス日本語能力テストにおける４００点以上の得点）により認められている者も含む。

（注６）
本邦の高等教育機関における研修については、ボーナス⑦のポイントを獲得した者を除く。

（注７）
経営管理に関する専門職学位（ＭＢＡ、ＭＯＴ）を有している場合には、別途５点の加点

高度人材ポイント制の見直しに係る経緯について

実施日	実施内容
平成２４年　５月　７日	高度人材ポイント制の運用開始（在留資格「特定活動」）
平成２５年１２月２４日	年収基準の緩和、資格による加算等の評価項目の追加 家事使用人や親の帯同に必要な年収要件の引下げ　等
平成２７年　４月　１日	在留資格「高度専門職」の創設に係る入管法一部改正法の施行 ➢　高度外国人材に特化した在留資格「高度専門職１号」及び「高度専門職２号」を創設 ➢　「高度専門職２号」は在留期間が無期限
平成２９年　４月２６日	永住許可申請に要する在留期間の見直し 加算措置の追加
平成３１年　３月１５日	国家戦略特別区域における特別加算の追加
平成３１年　３月２９日	特別加算「法務大臣が告示で定める大学を卒業した者」の対象大学の拡大
令和　３年　７月３０日	世界に開かれた国際金融センターの実現に向けた優遇措置の拡充 ➢　投資運用業等に従事する金融人材に対する特別加算の追加 ➢　投資運用業等に従事する金融人材に対する家事使用人の雇用要件の緩和
令和　５年　４月２１日	高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設 ➢　「特別高度人材制度」及び「未来創造人材制度」の創設

「経営・管理」許可基準に係る見直しについて

		従前の要件	改正後要件
①	資本金・出資総額	500万円	3，000万円
②	経歴・学歴（経営者）	なし	経営・管理経験3年以上（注2） 又は 経営管理若しくは経営する事業分野に関する修士相当以上の学位を取得していること
③	雇用義務	なし （資本金の代替要件として2人以上の雇用要件）	1人以上の常勤職員の雇用を義務付ける（注3）
④	日本語能力	なし	申請者又は常勤職員のいずれかが相当程度の日本語能力を有すること（注4）
⑤	在留資格決定時における専門家の確認	なし	新規事業計画について経営に関する専門的な知識を有する者の確認を義務付ける（上場企業相当規模の場合等を除く。）

（注1）既に在留中の者には施行後3年を経過した後の最初の在留期間更新許可申請時以降は、原則として改正後の上陸許可基準への適合を求める。
（注2）「経営・管理経験」には、在留資格「特定活動」に基づく起業準備活動を含む。
（注3）「常勤職員」には、法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除くこととされており、対象は、日本人、特別永住者及び法別表第二の在留資格をもって在留する者（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」）となる。
（注4）相当程度の日本語能力として、CEFR・B2相当等を想定している。
なお、ここでいう「常勤職員」の対象には、法別表第一の在留資格をもって在留する外国人も含まれる。

ロードマップ・総合的対応策について

- 入管庁は、平成31年4月より、**外国人の受入れ環境の整備に関する企画立案や総合調整**を担うことになり、施策の取りまとめ等に取り組んでいる。

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（対象期間：令和8年度までの5年間）

- 令和4年6月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、我が国が**目指すべき外国人との共生社会のビジョン**、それを実現するために取り組むべき**中長期的な課題及び具体的施策**を示す「**外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ**」を決定。
- 施策の着実な実施を図るため、施策の実施状況について、有識者の意見を聴きつつ毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。
- 令和7年度も一部変更を行い、**105の具体的施策**を掲載。

目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）

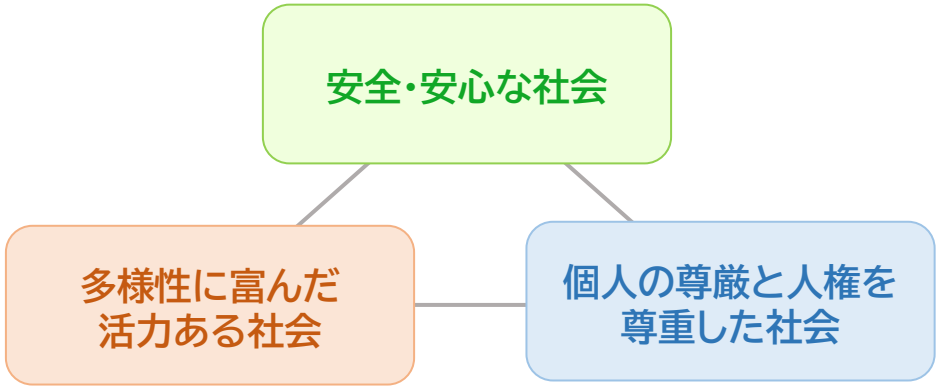

取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）

- 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化
- ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- 共生社会の基盤整備に向けた取組

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（対象期間：単年度）

- 平成30年12月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、**外国人材の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していく**観点から「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**」を決定。
- 共生社会の実現のために政府において**単年度に取り組む**べき、労働環境、教育、医療、住宅 など生活の様々な場面に関する施策を盛り込んでいる。
- 令和7年度も改訂を行い、**218の具体的施策**を掲載。

定住支援プログラムの受講者及び修了者数と就職状況について

	条約難民				補完的保護対象者				第三国定住難民			
R4	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）
受講者	74	2	66	6	―	―	―	―	30	30	―	―
修了者	74	2	66	6	―	―	―	―	30	30	―	―
R5	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）
受講者	28	2	9	17	―	―	―	―	40	40	―	―
修了者	28	2	9	17	―	―	―	―	40	40	―	―
R6	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）
受講者	42	8	18	16	214	81	72	61	43	43	―	―
修了者（修了率）	35	8	18	9（56%）	145	59（73%）	52（72%）	34（56%）	43	43	―	―

※ 昼間コースの通所及びオンラインの受講者または修了者の数は、4月開講と10月開講の人数を合わせた数値
※ 補完的保護対象者の定住支援プログラムは令和6年4月から開始

定住支援プログラム受講者のうち、	条約難民			第三国定住難民		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6
就職希望者数	6	18	30	26	41	40
就職者数	6	8	18	26	41	40
就職率	100%	44%	60%	100%	100%	100%

※ 補完的保護対象者は就職先あっせん等が厚生労働省の委託事業として実施されていないため統計なし

【参考】定住支援プログラムを受講した補完的保護対象者とその家族及び入国時身元保証人のないウクライナ避難民に対する就労アンケート

※令和7年25日～8月5日の間メールで実施。418人のうち253人(60.5%)が回答

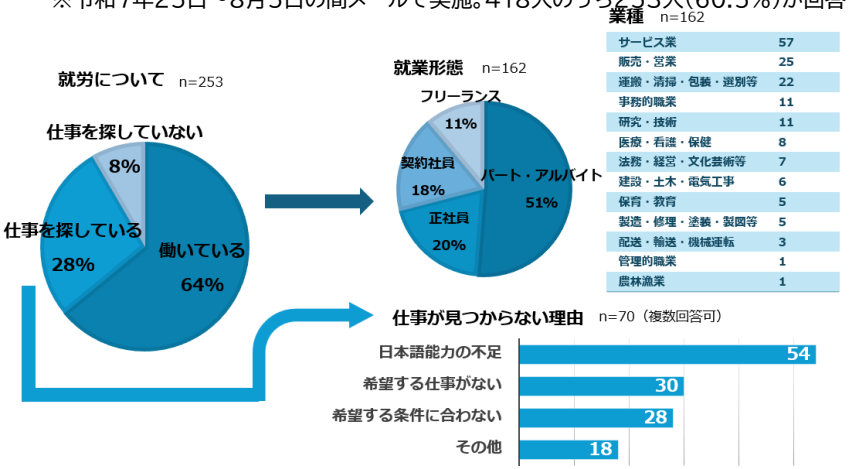

不法残留者数の推移

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

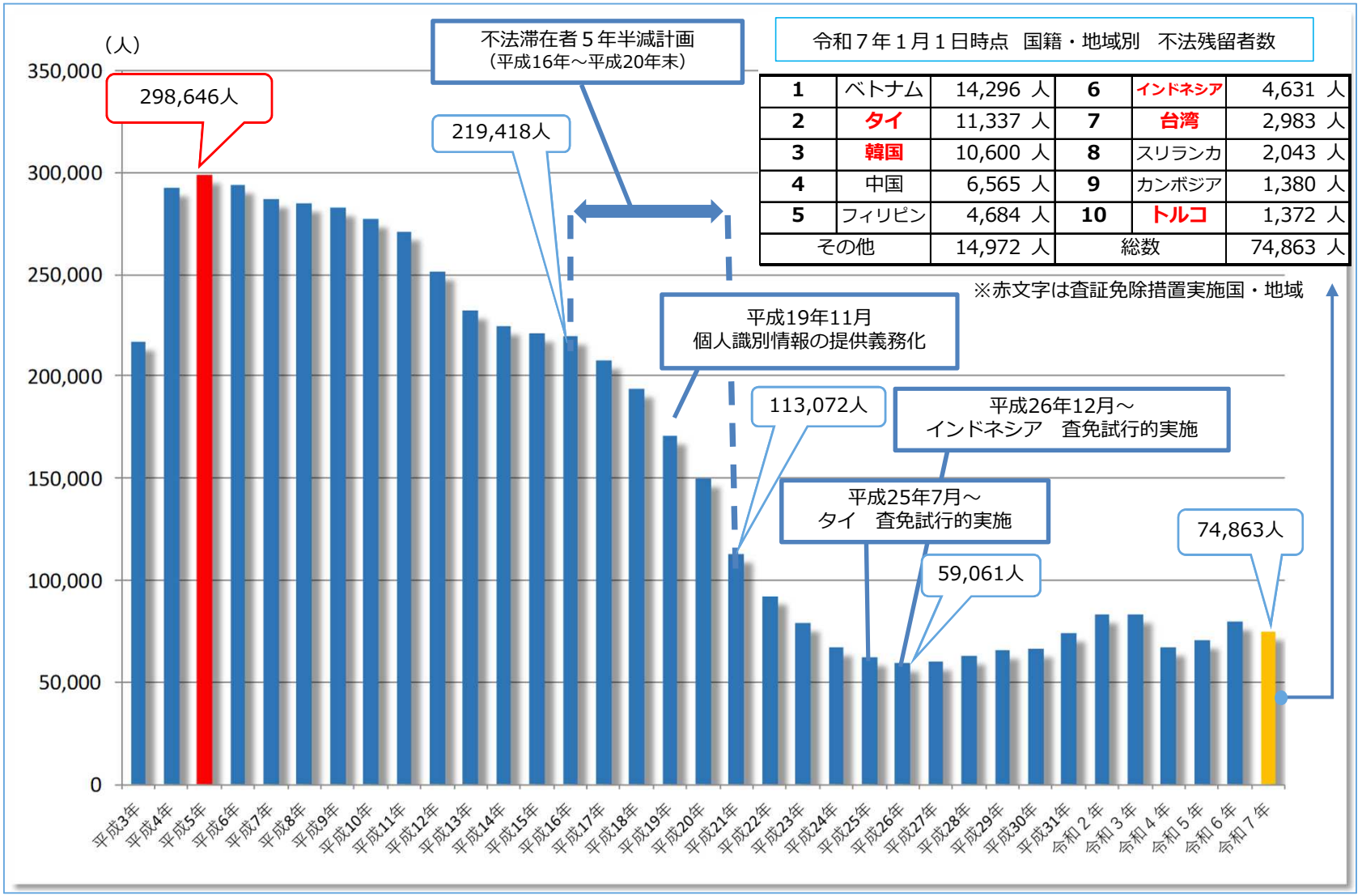

令和７年１月１日時点　国籍・地域別　不法残留者数

1	ベトナム	14,296 人	6	インドネシア	4,631 人
2	タイ	11,337 人	7	台湾	2,983 人
3	韓国	10,600 人	8	スリランカ	2,043 人
4	中国	6,565 人	9	カンボジア	1,380 人
5	フィリピン	4,684 人	10	トルコ	1,372 人
その他		14,972 人	総数		74,863 人

※赤文字は査証免除措置実施国・地域

※　平成3年～平成8年は5月1日現在、平成9年以降は1月1日現在の電算統計に基づく推計

令和５年入管法等改正法の概要等

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ISA

保護すべき者を確実に保護

R5.12.1

1　「補完的保護対象者」認定制度

○　条約上の難民ではないが、難民に準じて保護すべき者を保護（紛争避難民など）

○　安定した在留資格の付与、制度的裏付けのある支援の実現

R6. 6. 10

2　在留特別許可制度の適正化

○　申請手続の創設

○　考慮事情を明示

○　不許可の理由を告知する規定の整備

○　在留特別許可と難民認定手続を分離

R5.12.1

3　難民認定制度の運用の見直し

〔 衆議院における修正事項 〕

○　面接における申請者の心情等への適切な配慮

○　難民の出身国情報の充実

○　難民調査官の調査能力の向上

〔 法改正事項ではない事項 〕

●　難民該当性に関する規範的要素の明確化

送還忌避問題の解決

R6. 6. 10

1　送還停止効の例外規定

○　現行法上、難民認定申請中は、何度でも、一律に送還が停止する（＝送還停止効）ところ、その例外規定を創設

- ３回目以降の申請者
- ３年以上の実刑前科者
- テロリスト等

○　３回目以降の申請でも、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出すれば送還停止

2　罰則付きの退去等命令制度

現行法上、送還が特に困難な以下の者につき、退去を命令する制度を創設し、自ら帰国するよう促す

- 退去を拒む自国民を受け取らない国の者
- 航空機内で送還妨害行為に及んだ者

3　自発的な帰国を促すための措置

摘発された者等でも、自発的に帰国する場合は上陸拒否期間を短縮（５年→１年）

収容を巡る諸問題の解決

R6. 6. 10

1　収容に代わる監理措置

○　監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進める措置の創設

○　個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益も考慮し、収容か監理措置かを判断

○　本人及び監理人に届出義務等（ただし監理人の義務は限定）

○　逃亡等の防止に必要な場合に限り保証金を納付

○　被収容者につき、３か月ごとに収容の要否を必要的に見直す

2　仮放免の在り方の見直し

○　健康上の理由に基づく仮放免請求は、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して判断すべきことを明記

3　適正な処遇の実施

○　常勤医師の兼業禁止を緩和

○　強制治療に関する規定(拒食対策)

○　制止要件の明記

○　３か月ごとの健康診断

○　職員への人権研修の実施 など

R6. 6. 10　R5.11.1

その他、デジタル証拠収集、16歳未満の外国人の在留カード等の有効期間の更新申請 などに関する所要の改正

国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢に鑑み、
不法滞在者ゼロを目指し、外国人と安心して暮らせる共生社会を実現する

入国管理

(１)電子渡航認証制度(正式略称：ＪＥＳＴＡ（※）)の早期導入

オンラインで事前に提供された情報をもとにスクリーニングを行い、好ましくない外国人の来日を未然に防止する。

2030年の導入予定を前倒しして、2028年度中の導入を目指す。

（※）Japan Electronic System for Travel Authorization

(２)退去強制が確定した外国人が多い国に対する働き掛け

退去強制が確定した外国人(※)が多い国に対して、外務省と協力して、不法滞在者の発生を防止するための取組などに関する働き掛けを強化する。

(※)被退令仮放免者、被退令監理者及び被退令収容者

在留管理・難民審査

(３)難民認定申請の審査の迅速化

誤用・濫用的な難民認定申請を抑制するため、出身国情報等を踏まえてＢ案件(※)を類型化し、在留の制限を実施すると共に、早期かつ迅速な処理体制を整備する。

法改正施行前の複数回申請者について、早期の審査を実施する。

(※)B案件：難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件

(４)出入国在留管理のＤＸ

難民等認定手続について、審査手続の迅速化を図るため、ＡＩを含むデジタル技術の活用を検討する。

ＪＥＳＴＡの導入後は、入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者の把握等の活用を検討する。

出国・送還

(５)護送官付き国費送還の促進

退去強制が確定した外国人のうち、令和５年改正入管法により送還停止効の例外として送還が可能となった者や重大犯罪者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施する。

(６)改正入管法の新制度を活用した自発的な帰国の促進

出国命令制度や上陸拒否期間短縮制度の積極的な活用を促し、自発的な帰国を促進する。

(７)被仮放免者の不法就労防止

被仮放免者の動静監視に注力し、不法就労の抑止を図る。

警察と協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発する。

不法滞在者ゼロプランによって期待される当面の効果（目標）

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

難民認定申請の平均処理期間

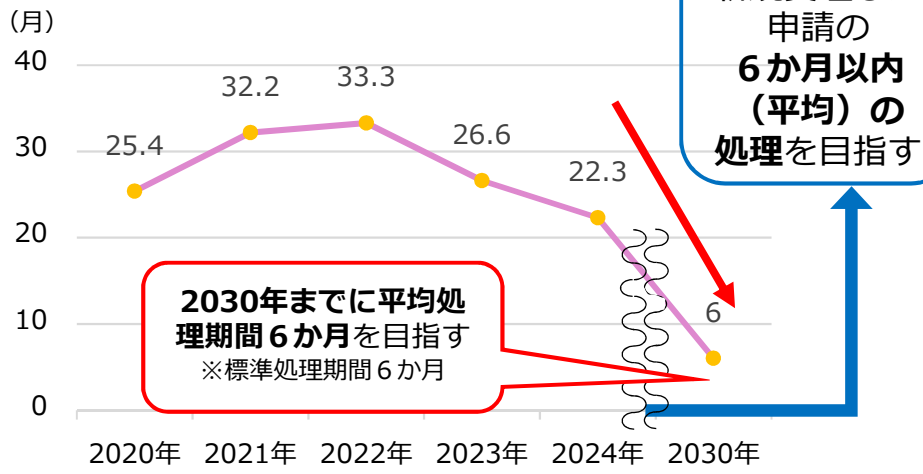

2026年中に新規受理した申請の**６か月以内（平均）の処理**を目指す

2030年までに平均処理期間６か月を目指す
※標準処理期間６か月

※ただし、今後の難民等認定申請者数や長期未処理案件の処理状況等によって変動があり得る

護送官付き国費送還

３年後に倍増を目指す

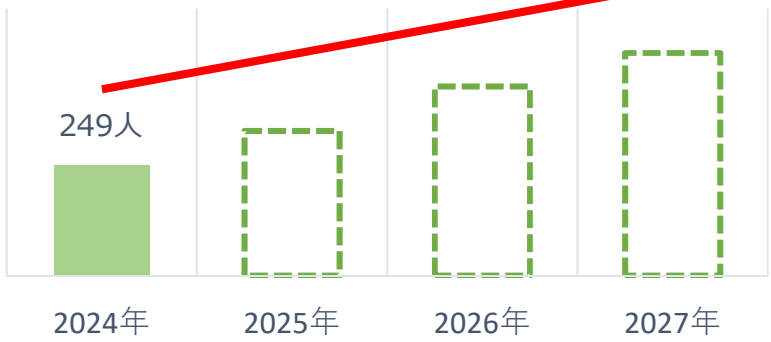

退去強制が確定した外国人数

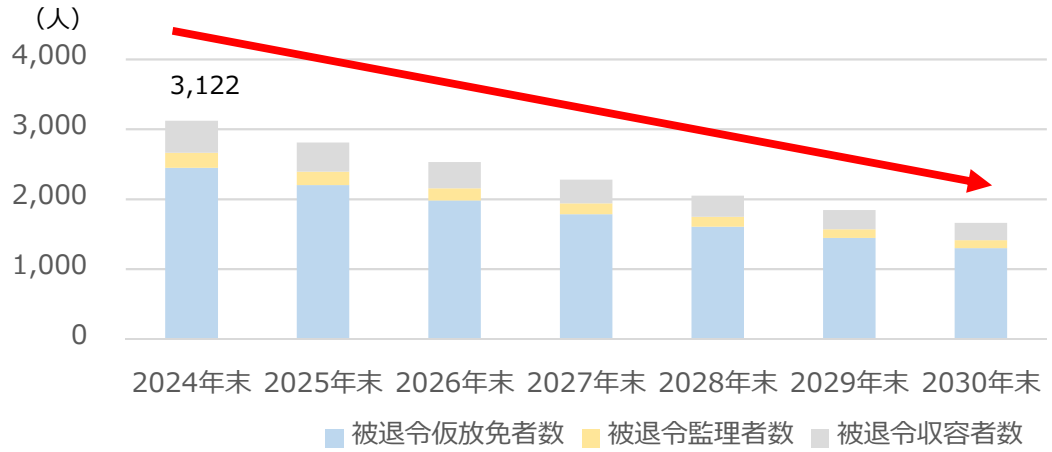

今後の難民認定申請の審査迅速化により増加が見込まれるものの**2030年末までに半減**を目指す

不法滞在者ゼロの日本へ

資料１７

我が国の難民受入れの歴史的経緯

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

難民受入れの経緯

昭和５３年　インドシナ難民の受入れ開始

昭和５６年　日本が難民条約に加入
「出入国管理令」等の関連する法律の改正（難民認定制度の整備）

昭和５７年　難民議定書に加入
難民条約、難民議定書発効
「出入国管理及び難民認定法」の施行

平成１６年　難民認定手続の見直し（難民審査参与員制度の導入等）を内容とする入管法改正

平成２２年　パイロットケースとしての第三国定住による難民の受入れ開始
（タイのキャンプに滞在するミャンマー難民の受入れ）

平成２７年　第三国定住による難民の受入れの本格的実施
（マレーシアに滞在するミャンマー難民の受入れ）

令和　元年　第三国定住による難民の受入れの拡大の決定
（アジア地域から年間６０人の難民（出身国・地域を問わない）の受入れ）

令和　５年　補完的保護対象者認定制度を創設する入管法改正

我が国が受け入れた「難民」

条約難民（入管法上の難民認定手続により難民認定した難民）	１，６１０人（昭和５７年～令和６年）
補完的保護対象者（入管法上の補完的保護対象者認定手続により認定した者）	１，６６３人（令和５年～令和６年）
第三国定住難民	３２３人（平成２２年～令和６年９月）
※インドシナ難民（受入れ終了）	１１，３１９人（昭和５３年～平成１７年）

資料１８

難民及び補完的保護対象者の認定状況

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

■　令和６年の難民認定者数は１９０人（うち審査請求で「理由あり」とされた者１４人）、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者が４５人、人道上の配慮を理由に我が国での在留を認めた者が３３３人であり、合計で５６８人に対し、難民認定申請の結果、我が国での在留を認めた。

■　令和６年の補完的保護対象者認定者数は１，６１６人（うち審査請求で「理由あり」とされた者０人）、人道上の配慮を理由に我が国での在留を認めた者が２人であり、合計で１，６１８人に対し、補完的保護対象者認定申請の結果、我が国での在留を認めた。

難民認定者数の推移

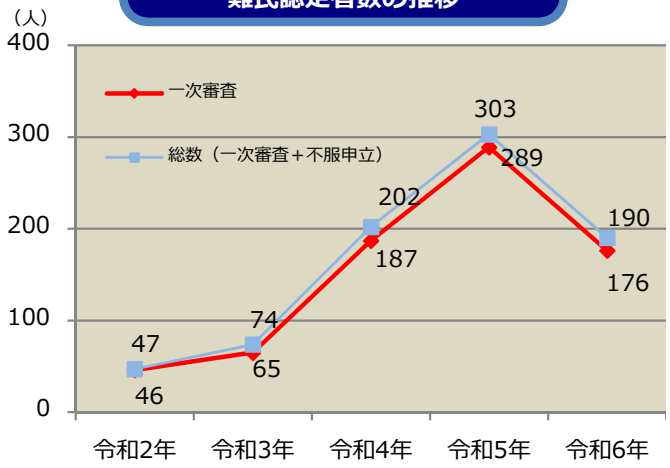

補完的保護対象者認定者数の推移



難民認定者の国籍別の内訳

（人）

令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
イエメン	11	ミャンマー	32	アフガニスタン	147	アフガニスタン	237	アフガニスタン	102
中国	11	中国	18	ミャンマー	26	ミャンマー	27	ミャンマー	36
アフガニスタン	5	アフガニスタン	9	中国	9	エチオピア	6	イエメン	18
シリア	4	イラン	4	エリトリア	5	イエメン	5	パレスチナ	8
ギニア	3	イエメン	3	カメルーン	4	中国	5	中国	5
コンゴ民主共和国	3	ウガンダ	2	イエメン	3	イラン	3	エリトリア	4
ルワンダ	3	カメルーン	2	ウガンダ	2	ウガンダ	3	イラン	3
イラク	2	イラク	1	エチオピア	2	トルコ	3	ウガンダ	3
イラン	1	ガーナ	1	カンボジア	1	カメルーン	2	カメルーン	3
ウガンダ	1	パキスタン	1	コンゴ民主共和国	1	コンゴ民主共和国	2	カンボジア	2
コートジボワール	1	南スーダン共和国	1	トルコ	1	ガンビア	1	イラク	1
スーダン	1			リビア	1	カンボジア	1	エチオピア	1
無国籍	1					シリア	1	コンゴ民主共和国	1
						スーダン	1	バングラデシュ	1
						スリランカ	1	マリ	1
						ソマリア	1	ロシア	1
						ナイジェリア	1		
						バングラデシュ	1		
						レバノン	1		
						無国籍	1		
総数	47	総数	74	総数	202	総数	303	総数	190

補完的保護対象者認定者の国籍別の内訳

（人）

令和5年		令和6年	
ウクライナ	1	ウクライナ	1,618
スーダン	1	シリア	17
		ミャンマー	13
		スーダン	11
		アフガニスタン	1
		ウズベキスタン	1
総数	2	総数	1,661

難民認定申請者数の近年における推移（全体）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

■ 近年急増していた難民認定申請者数は、平成２９年に１９，６２９人と過去最高を記録したが、平成３０年１月に運用の更なる見直しを実施した結果、同年の申請者数は１０，４９３人と半減した。
■ 令和２年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、新規入国者数が減少したことにより、申請者数は大幅に減少。
令和４年３月以降は、水際対策の段階的な緩和などにより、新規入国者数が再び増加したため、令和５年には申請者数１３，８２３人と前年から増加。令和６年には申請者数は１２，３７３人と前年から減少したものの、依然として高水準。
■ 複数回申請者数は、令和６年は１，３５５人と申請者全体の約１１．０％を占めている。

難民認定申請者数の推移

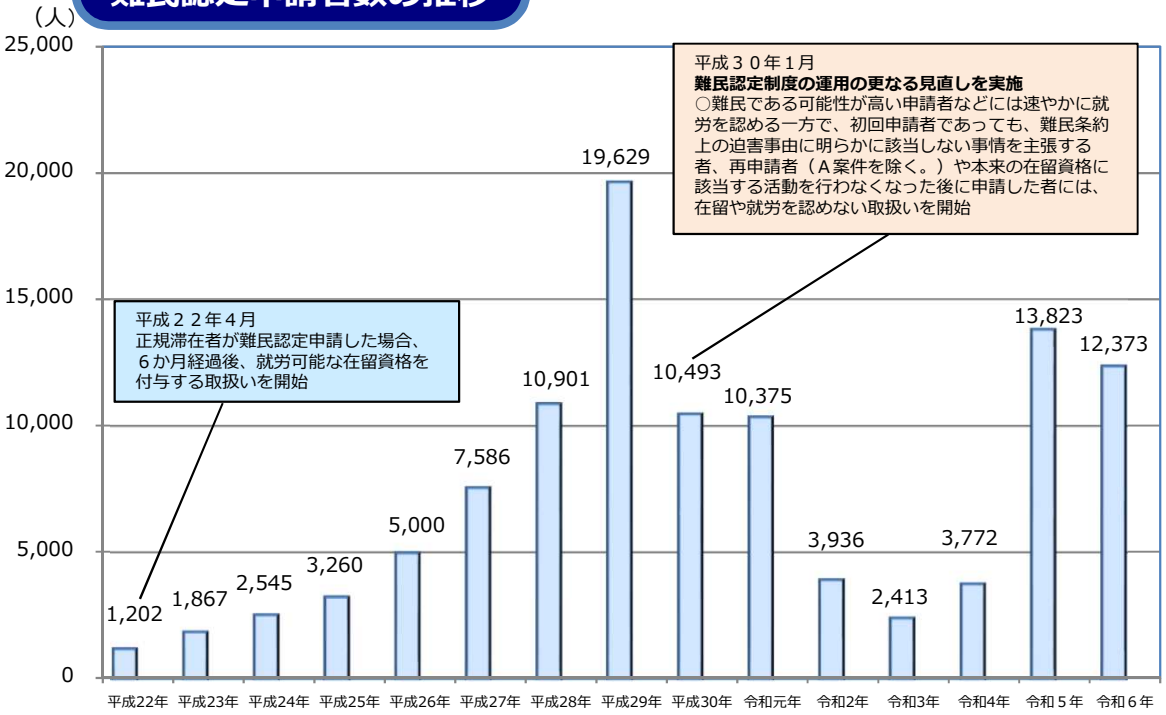

複数回申請者数の推移

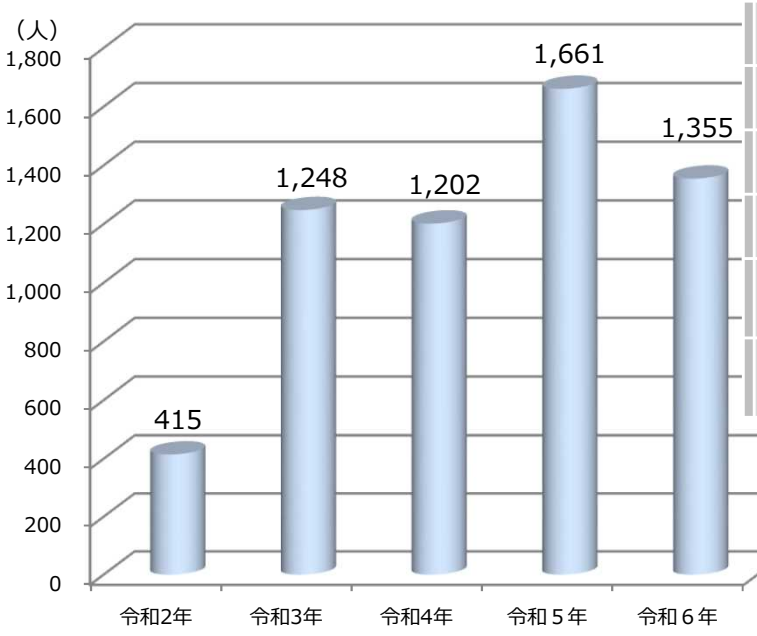

	令和６年
複数回	1,355
２回目	1,057
３回目	204
４回目	65
５回目	22
６回目	5
７回目	2

内訳

難民認定申請案件の振分け状況

■ 令和６年に地方出入国在留管理局・支局で受け付けた難民認定申請案件１２，３７３件の振分け状況は以下のとおり。
・ Ａ案件（難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件） １，０１９件（８．２％）
・ Ｂ案件（難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件） ８０件（０．６％）
・ Ｃ案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件） １，１９２件（９．６％）
・ Ｄ案件（上記以外の案件） １０，０８２件 （８１．５％）
（注）案件の振分けは、地方出入国在留管理局等の振分け担当者が申請書の記載内容等により行っている。

資料２０

難民認定申請（一次審査）の処理状況

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

■ 令和６年における処理数は８，３７７人であり、前年に比べて１９３人（約２．４%）増加。
■ 平均処理期間は約２２．３月であり、前年に比べて約４．３月減少。

処理状況の推移

（人）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
処理数		5,439	6,150	7,237	8,184	8,377
	認定	46	65	187	289	176
	不認定	3,477	4,196	5,418	5,045	5,117
	不認定者のうち、補完的保護対象者と認定した者				2	45
	取下げ等	1,916	1,889	1,632	2,850	3,084

申請を取り下げた者の約７２．８%が本邦を出国し、約７．４%が本邦に不法に残留し続けている（令和７年２月１日時点）。

未処理数の推移

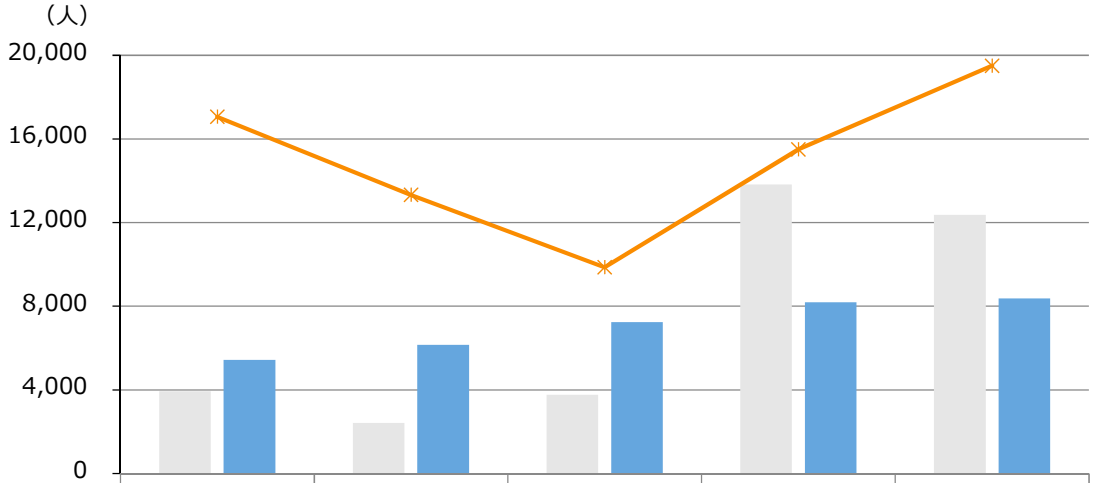

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
申請者数	3,936	2,413	3,772	13,823	12,373
処理数	5,439	6,150	7,237	8,184	8,377
未処理数	17,061	13,324	9,860	15,501	19,500

平均処理期間の推移

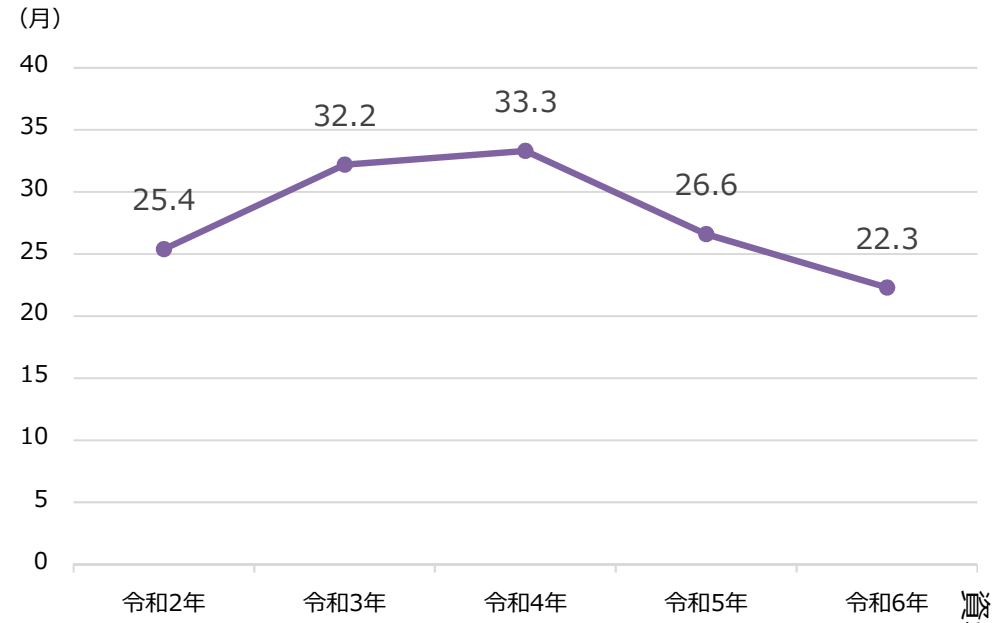

資料２１

難民等を適正に保護するための入管庁の取組

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

①「難民該当性判断の手引」の策定・公表

■ 難民認定制度の透明性向上の観点から、**難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定し、公表**（令和５年３月）

（注）補完的保護対象者認定制度の審査にも活用可能

★ＭＯＣに基づく新たな協力

②難民調査官の能力向上

■ 従来の難民調査官に対する研修に加えて、以下の研修を実施

➢**新任難民調査官研修**：新任の調査官を中心に基礎的な知識・技能を習得（令和５年４月から開始。年２回実施）

➢**ケーススタディ方式研修**：経験者を中心に実践的な技能を習得（令和５年12月から事案検討中心に改編）

➢**出身国情報研修**：出身国情報の収集・分析に特化した知識・技能を習得（令和６年９月から開始）

■ **難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディ**（※）をUNHCRと共同で実施し、以下の事項を難民調査官に周知

★ＭＯＣに基づく新たな協力

➢事情聴取の際の申請者への配慮等（令和５年４月）　（※）実際の申請案件の資料をUNHCRに提供し、調査手法等について事後検証するもの

➢供述の信ぴょう性評価や出身国情報収集における留意点等（令和６年12月）

③出身国情報の充実

■ 出身国情報収集に専従する職員を本庁に配置（令和４年４月係長新設。令和５年４月以降順次、法務専門官の増設等体制を強化）

➢**諸外国が公表した報告**を日本語に翻訳し、**出身国別・発行年別に整理してホームページに掲載**（令和７年２月末時点で58か国）

➢収集した情報を**国籍・テーマごとに整理して難民調査官に提供**

➢難民調査官からの**個別の調査依頼に対応**

■ 難民を多く受け入れている**諸外国との情報交換**を実施（令和４年～）

④難民審査参与員への研修

■ 協議会を開催（年１回）、法改正に係る説明会（令和６年１月）、専門家による**本国情勢に関する講演会**（令和５年12月、令和６年７月）、**UNHCRによる研修**（令和７年２月）を実施。

★ＭＯＣに基づく新たな協力

■ 新任の参与員について、従前から任命時に説明会を開催しているほか、**経験豊富な参与員の審理傍聴**の機会を提供（令和５年９月～）

ＵＮＨＣＲと協力覚書（ＭＯＣ）の交換（令和３年７月）

■ 入管庁とＵＮＨＣＲ（国連難民高等弁務官事務所）との間で協力関係を一層発展させるための覚書を交換

■ **難民認定制度の質の向上に資する施策を実施するために必要な協力**を行う

資料２２

難民認定申請者又は補完的保護対象認定申請者に対する支援（保護措置）について

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

主な支援内容

●生活費・・・１２歳以上　日額２，４００円　※ただし世帯２人目以降は１，６００円
　　１２歳未満　日額１，２００円

●住居費・・・単　身　者　月額４０，０００円
※上限あり　二　人　目　月額５０，０００円
　　三　人　目　月額５５，０００円
　　四人目以降　月額６０，０００円
　　※　直ちに住居を確保する必要がある者については緊急宿泊施設を提供。

●医療費・・・必要に応じ実費支給

最近の支援実績

●保護措置の申請者・受給者数の推移（※）年度をまたいで支給決定される者もいるため、申請者数を受給者数が上回る場合もある。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
難民認定申請者	申請者数	311	148	221	663	697
	受給者数	357	250	204	658	710
補完的保護対象者認定申請者	申請者数				13	120
	受給者数				8	107

（単位：人）

（参考）難民等認定申請者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
難民認定申請者数	3,936	2,413	3,772	13,823	12,373
補完的保護対象者認定申請者数				678	1,273

（単位：人）

●保護措置の申請を受け付けてから開始が決定されるまでの日数（待機日数）の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
難民認定申請者	92	85	34	61	44
補完的保護対象者認定申請者				0	3

（単位：日）

待機日数削減に向けた検討状況（令和７年度）

○　保護措置の申請書の簡素化　　○　保護措置の申請書の多言語化　　○　保護措置の申請書の記載例の作成

資料２３

第三国定住による難民の受入れ

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

第三国定住とは

- 難民キャンプ等で一時的な庇護を受けている難民を、当初庇護を求めた国から、新たに受入れに合意した第三国に移動させ定住を認めるもの。
- 第三国定住は、自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策のひとつとして位置付けられている。
- ＵＮＨＣＲは、国際社会において負担を適正に分担するという観点から、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。
- 日本政府は、 ＵＮＨＣＲ と協力して第三国定住による難民の受入れに取り組んでいる。

実施状況

《難民対策連絡調整会議》・・・１３省庁　：　内閣官房、警察庁、総務省、**法務省（出入国在留管理庁）**、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁

平成２０年（2008年）

閣議了解・難民対策連絡調整会議決定（１２月）

- タイの難民キャンプから毎年３０人程度（家族単位）のミャンマー難民をパイロットケースとして受け入れ、定住を支援する。

平成２２年度 ～ 平成２６年度（2010～2014年度）

H22（第１陣）タイ第一陣入国（９月・１０月）：**５世帯２７名**
H23（第２陣）タイ第二陣入国（９月）：**４世帯１８名**
H24（第３陣）タイ第三陣：来日前に全員辞退（受入れ人数０）
H25（第４陣）タイ第四陣（９月）：**４世帯１８名**
H26（第５陣）タイ第五陣（９月）：**５世帯２３名**

平成２６年（2014年）

閣議了解・難民対策連絡調整会議決定（１月）

- 平成２７年度からは本格実施し、マレーシアから毎年３０人程度（家族単位）のミャンマー難民を受け入れ、定住を支援する。
- 第三国定住によりタイから受け入れたミャンマー難民の家族の呼び寄せを可能とし、定住を支援する。

平成２７年度 ～ 令和元年度（2015～2019年度）

H27（第６陣）マレーシア第一陣入国（９月）：**６世帯１９名**
H28（第７陣）マレーシア第二陣入国（９月）：**７世帯１８名**
H29（第８陣）マレーシア第三陣入国（９月）：**８世帯２９名**
H30（第９陣）マレーシア第四陣入国（９月）：**５世帯２２名**
R1（第１０陣）マレーシア第五陣入国（９月）：**６世帯２０名**

令和元年（2019年）

閣議了解・難民対策連絡調整会議決定（６月）

- 令和２年度からは、アジア地域から年１～２回・年約６０人の難民（出身国・地域を問わない）を受け入れ、定住を支援する。
- 受入れは家族単位を基本とするが、単身者も受け入れる。
- 第三国定住により受け入れた全ての第三国定住難民の家族の呼び寄せを可能とし、定住を支援する。

令和２年度（2020年度）

世界的な新型コロナウイルス感染症による感染拡大の影響等により、受入れ時期を延期。

令和３年度（2021年度）

（第１１陣）マレーシア第六陣入国（Ｒ４.３月）：**４世帯６名**

令和４年度（2022年度）

（第１２陣）マレーシア第七陣入国（Ｒ４.９月）：**１６世帯２９名**
（第１３陣）マレーシア第八陣入国（Ｒ５.３月）：**２０世帯２１名**

令和５年度（2023年度）

（第１４陣）マレーシア第九陣入国（Ｒ５.９月）：**１１世帯２６名**
（第１５陣）マレーシア第十陣入国（Ｒ６.３月）：**２１世帯２９名**

令和６年度（2024年度）

（第１６陣）マレーシア第十一陣入国（Ｒ６.９月）：１１世帯１８名

H22～Ｒ６年度（2010～2024年度）	**１３３世帯３２３名** を受入れ
H27～Ｒ６年度（2015～2024年度）	**１１５世帯２３７名** を受入れ

資料２４

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理（概要）

～活力ある強い日本の実現／国民の安全・安心の死守～

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁 Immigration Services Agency
令和7年8月　法務大臣勉強会

①　問題意識

○　人口減少及び在留外国人数増加が加速度的に進む中で、現在、約2.82％の総人口における外国人比率が10％台となるとの政府機関の予測等を真剣に受け止め、これを見据えた出入国在留管理基本計画の策定を始めとする対策を講じておく必要

○　国民の安全・安心を死守すると同時に、外国人比率10％時代を見据え、外国人との真の共生を実現しながら真に活力ある日本社会の実現へ

○　今後の外国人の受入れの基本的な在り方について必要な検討を今こそ行うべき

②　現行の外国人受入れ制度

○　外国人の受入れ政策は、二分論（専門的・技術的分野においては積極的な受入れを推進し、それ以外の分野においては国民のコンセンサスを踏まえつつ慎重に検討）を採用

○　外国人の受入れ環境整備は、法務省が総合調整機能を担っている

○　就労を目的とした在留資格であっても「特定技能」及び「育成就労」以外の在留資格や、就労を目的としない在留資格に関しては、基本的に、外国人の受入れ上限数や通算在留期間の上限を設定していない

③　現状に対する課題等

○　将来的な人口減少を見据えて経済社会を支えるために外国人受入れの必要性・許容性に関する戦略的検討や、外国人比率が高くなった場合を想定した社会への影響等の観点から在留外国人に関する量的マネジメントや諸制度の適正化の枠組みに関する議論がされてこなかった

○　外国人の受入れの基本的な在り方について検討を開始する必要

○　まずは、外国人が社会に与える影響等について、出入国及び在留管理の観点のみならず、複数の観点から中長期的かつ多角的な検討が有用

④　今後の外国人の受入れに当たって考えられる視点

1　経済成長の観点

継続的な経済成長のため、将来的にどの程度の外国人を受け入れることが適切か等

2　産業政策の観点

どのような産業・業務にどのような外国人がどの程度必要か等

3　労働政策の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、国内労働市場にどのような影響があるか、受け入れた外国人の適切な労働条件が確保できるか等

4　税・社会保障等の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、税・社会保障制度にどのような影響があるか等

5　地域の生活者としての観点

外国人が地域社会に与える様々な影響等を踏まえ、外国人を地域の生活者としてどのように受け入れていくか等

6　治安の観点

外国人を受け入れることにより治安にどのような影響を与えるか等

7　出入国及び在留管理の観点

従来の在留資格制度の趣旨・経緯を踏まえつつ、今後も増加が見込まれる在留外国人数を考慮し、出入国及び在留管理の基本的スタンスを維持すべきか、一定の受入れ上限数等の設定の是非等を含め、在留資格制度等の在り方について検討する等

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理（概要）

～活力ある強い日本の実現／国民の安全・安心の死守～

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
令和7年8月　法務大臣勉強会

⑤　検討項目

1　出入国及び在留管理上の当面の課題

○　共生社会の実現に向け、国民の安全・安心を守るため、不法滞在者を含むルールを守らない外国人には厳正に対処（JESTAの早期導入や適切な送還の実施等のいわゆるゼロプラン（令和７年５月に公表）等）

○　個々の在留資格等において悪用等が指摘されるものについて、運用状況の継続的把握と適正化に向けた検討・対応

2　外国人の受入れの在り方に関する検討課題

○　今後の出入国在留管理行政を考える上で、出入国及び在留管理の観点を前提としつつ、中長期的かつ多角的観点から、外国人の受入れが社会・経済に及ぼす様々な影響等の把握に必要な調査方法・内容の検討・実施等により、外国人の受入れの在り方についての総合的な検討を開始

⑥　総括

○　出入国在留管理政策懇談会（法務大臣の私的懇談会）での積極的な議論を期待しながら、出入国在留管理庁において、調査・検討に必要な体制整備を図った上で、出入国及び在留管理の観点から必要な検討を可能な限り進めていくとともに、関係省庁との緊密な連携の下、必要な協力を得て、諸課題への対応を検討することで、多角的観点から外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討を進め、国民の安全・安心と日本の経済・社会の活力と力強く持続的な成長に資する出入国在留管理行政を実現することが重要

出入国在留管理政策懇談会開催状況

〇第１回会合　令和６年１２月２６日

出入国在留管理行政全般について議論を行った。

〇第２回会合　令和７年２月１８日

東京出入国在留管理局及び羽田空港支局の視察を行った。

〇第３回会合　令和７年３月２６日

難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について議論を行った。

〇第４回会合　令和７年５月３０日

第３回会合の議題についてフォローアップを行った後、出入国管理について議論を行った。

〇第５回会合　令和７年７月１７日

退去強制業務について議論を行った。

〇第６回会合　令和７年８月２０日

在留管理の一層の適正化について議論を行った。

〇第７回会合　令和７年９月２９日

永住許可制度の適正化及び高度外国人材の受入れについて議論を行い、外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理の報告を行った。

〇第８回会合　令和７年１０月２３日

在留支援業務及び外国人の受入れの基本的な在り方について議論を行った。

〇第９回会合　令和７年１１月１０日

出入国在留管理政策懇談会報告書（案）について議論を行った。

〇第１０回会合　令和７年１１月２８日

出入国在留管理政策懇談会報告書（案）について議論を行った。

別紙３

第二次出入国在留管理基本計画の概要

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

出入国在留管理基本計画

〇出入国管理及び難民認定法に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が定めるもの。
〇1992年に第一次出入国管理基本計画を策定し、以降概ね5年程度の間隔で策定を重ね、2015年に第5次となる計画を策定。
〇2018年の入管法等改正法により、法務省が出入国に加えて「外国人の在留」の公正な管理を図る任務を負うことが明記され、基本計画の名称も「出入国管理基本計画」から「出入国在留管理基本計画」に改称された。

第一次出入国在留管理基本計画策定後の主な取組

〇新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る水際対策
〇東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応
〇共同キオスクの導入・運用開始
〇育成就労制度の創設
〇「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の取りまとめ
〇送還忌避、収容の長期化問題の解決を目的とする送還停止効の例外規定、監理措置制度及び補完的保護対象者認定制度の創設
〇東京イミグレーション・フォーラムの開催及び諸外国・地域の出入国在留管理当局との情報共有・意見交換

出入国在留管理行政の主要な課題

【我が国の現状】
〇在留外国人・外国人入国者数が過去に類をみない高水準に達している
〇急速な少子高齢化・人口減少、人手不足の深刻化、国際的な人材獲得競争の激化などの中で、経済社会の活性化に資する外国人材を引き続き確保していく必要
〇在留外国人数は今後も一層の増加が見込まれ、総人口に占める外国人比率も増加するとの予測もある

【課題】
〇入管DXの推進
〇ルールに則った外国人の受入れ・環境整備とルール違反者への厳正な対処
〇行政課題に的確に対応するための人的・物的体制整備
〇エビデンスの収集・活用を通じた効果的な政策立案　等

→厳格かつ円滑な出入国在留管理に向けた取組と、経済社会の活性化や安全・安心な国民生活の確保等の政府全体の取組への寄与が求められている

第二次出入国在留管理基本計画における基本方針及び取組

〇デジタル技術等を活用した厳格かつ円滑な出入国審査の推進
→電子渡航認証制度（JESTA）の着実な導入等

〇本邦に在留する全ての外国人について適正な在留管理の実施
→マイナンバーを活用した情報連携、実態把握の強化、在留審査業務の効率化等

〇外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備
→日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの試行的な導入の検討、一元的相談窓口の機能強化等

〇安全・安心な社会の実現に向けた厳格かつ適正な退去強制手続の効果的な実施、不法滞在者等に対する対策の強化
→不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～の実施等

〇難民及び補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護、適切な支援の実施
→各種書類等の電子化等による難民等認定手続の迅速化、出身国情報の充実や研修内容・手法の継続的改良等による手続の透明性、職員の専門性の向上等

〇社会構造や経済活動の変化を踏まえた、出入国在留管理行政の観点からの外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討

第二次出入国在留管理基本計画における基本方針及び今後の方針

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

基本方針

○デジタル技術等を活用した厳格かつ円滑な出入国審査の推進
○本邦に在留する全ての外国人について適正な在留管理の実施
○外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた環境の整備
○安全・安心な社会の実現に向けた厳格かつ適正な退去強制手続の効果的な実施、不法滞在者等に対する対策の強化
○難民及び補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護、適切な支援の実施
○社会構造や経済活動の変化を踏まえた、出入国在留管理行政の観点からの外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討

今後の方針

1 厳格かつ円滑な出入国管理の実現（P. 21）

○出入国管理に関わる各種情報の収集・分析強化
○**電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の2028年度中の着実な導入**
○新たなデジタル技術の積極的な活用

2 外国人の適正な在留管理の実現（P. 26）

＜在留管理ＤＸの推進＞
○**公共サービスメッシュを活用したマイナンバーによる情報連携を2027年から運用開始**
＜在留管理の一層の適正化・実態把握の強化＞
○**的確な実態把握・分析による在留管理の適正化の実現とそれに必要な体制整備**
○在留資格の制度趣旨と実態に乖離がみられる問題について必要な措置の実施
＜永住許可制度の適正化等＞
○「永住者」の在留資格取消しに関するガイドラインによる予見可能性・透明性の向上、永住許可の在り方や要件見直しの検討
＜上陸許可基準の見直しの検討等＞
○在留資格「経営・管理」の事業実態の把握、改善に向けた更なる方策の実施
＜育成就労制度の運用開始に向けた準備等＞
○育成就労制度の2027年の運用開始に向けた準備

3 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備（P. 37）

○**在留外国人に向けた情報発信・相談対応等の支援の強化**
○**一元的相談窓口の機能強化など、国と地方公共団体の連携強化**
○「外国人生活支援ポータルサイト」等の効果的な周知・広報の実施
○在留外国人に対する、**日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムについての試行的な導入の検討**

4 安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進（P. 41）

○**計画的かつ確実な護送官付き国費送還の実施、自発的出国の促進**
○**速やかな送還実施や摘発強化に向けた体制整備**
○効率的かつ効果的な不法滞在者の摘発に向けたデジタル技術の活用、情報の収集・分析機能の強化
○不適正ヤードに関する関係機関間の連携強化、不法就労助長者の摘発強化等の状況を踏まえた不法就労助長罪と各業法の欠格事由の在り方の検討

5 難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護・支援の推進（P. 48）

○**難民等認定手続の迅速化**（人員確保、職員研修の一層の充実、執務環境の改善、デジタル技術の活用）、**手続の透明性及び職員の専門性の更なる向上**
○**誤用・濫用的な申請への対策を強化・充実**
○定住支援プログラムの適切な在り方の検討、見直し

6 その他（P. 53）

○**在留許可手数料の引上げの実施**
○**ＪＥＳＴＡの手数料の適切な設定**
○**出入国在留管理体制の計画的な整備**、職員の育成に向けた研修の一層の充実
○**外国人の受入れの基本的な在り方に係る中長期的かつ多角的観点からの検討**

第２次出入国在留管理基本計画

2026年7月　法務省





目　次

Ⅰ　出入国在留管理基本計画策定に当たって …… 1

Ⅱ　外国人の入国・在留等をめぐる状況 …… 4
1　我が国に正規に入国・在留する外国人の状況等 …… 4
（1） 全般的な状況 …… 4
（2） 就労を目的とする外国人の状況 …… 5
（3） 学ぶことを目的とする外国人の状況 …… 7
（4） 身分又は地位に基づいて入国・在留する外国人の状況 …… 8
2　我が国に不法入国・不法滞在等する外国人の状況等 …… 9
（1） 個人識別情報を活用した上陸審査の状況 …… 9
（2） 不法滞在者の状況（不法残留者の状況や退去強制手続の状況） …… 9
（3） 偽装滞在者等に係る在留資格取消しの状況 …… 12
3　難民等認定申請の状況 …… 13

Ⅲ　出入国在留管理行政の主要な課題と今後の方針 …… 15
1　厳格かつ円滑な出入国管理の実現 …… 16
（1） これまでの主な取組 …… 16
ア　バイオカートの整備推進 …… 16
イ　顔認証ゲートの整備推進 …… 16
ウ　2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等への対応 …… 16
エ　クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化 …… 16
オ　共同キオスクの導入 …… 17
カ　その他の観光立国実現等に資する取組 …… 17
（2） 現状の課題 …… 17
（3） 今後の方針 …… 18
ア　情報収集及び分析の強化 …… 18
イ　関係機関との連携強化 …… 18
ウ　電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の導入 …… 18
エ　デジタル技術の更なる活用 …… 19
2　外国人の適正な在留管理の実現 …… 19
（1） これまでの主な取組 …… 19
ア　在留管理基盤の強化等 …… 19
イ　経済成長に寄与する人材の受入れ …… 19
ウ　外国人技能実習制度の発展的解消と育成就労制度の創設 …… 20
エ　永住許可制度の適正化等 …… 20
オ　在留資格「経営・管理」の上陸許可基準等の見直し …… 21
カ　在留資格「留学」に係る適正化 …… 21
（2） 現状の課題 …… 21
（3） 今後の方針 …… 22
ア　在留管理ＤＸの推進 …… 22
イ　在留管理の一層の適正化・実態把握の強化 …… 22
ウ　永住許可制度の適正化等 …… 23
エ　上陸許可基準の見直しの検討等 …… 24
オ　育成就労制度の運用開始に向けた準備等 …… 24
カ　特定在留カード等の運用開始 …… 25
3　外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備 …… 25
（1） これまでの主な取組 …… 25
（2） 現状の課題 …… 26
（3） 今後の方針 …… 27
ア　在留外国人に向けた情報発信・相談対応等の支援の強化 …… 27
イ　日本文化・慣習の理解促進、日本語能力向上等に向けた取組 …… 27
4　安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進 …… 28
（1） これまでの主な取組 …… 28
（2） 現状の課題 …… 29
（3） 今後の方針 …… 30
ア　不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～を踏まえた退去強制手続等の着実かつ効果的な実施 …… 30
イ　諸外国との連携強化 …… 31
ウ　被収容者の適切な処遇の確立と監理措置制度の適正な運用 …… 31
5　難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護・支援の推進 …… 32
（1） これまでの主な取組 …… 32
（2） 現状の課題 …… 33
（3） 今後の方針 …… 33
ア　審査手続の迅速化のための取組 …… 33
イ　手続の透明性及び職員の専門性を確保するための取組 …… 34
ウ　誤用・濫用的な申請への対策の推進 …… 34
エ　難民等への支援 …… 34
オ　第三国定住難民の受入れ及び支援の円滑な実施等 …… 34
6　その他 …… 35
（1） 外国人の出入国及び在留の公正な管理に係る施策の更なる充実 …… 35
（2） 出入国在留管理庁の体制整備 …… 35
（3） 出入国在留管理行政の充実のための人材育成 …… 35
（4） 国際協力の更なる推進 …… 36
（5） 人身取引被害者等への配慮 …… 36
（6） 外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討 …… 36

Ⅰ 出入国在留管理基本計画策定に当たって

出入国在留管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 61 条の９に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が定めるものである。

2018 年 12 月に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）が成立し、これにより、法務省に出入国在留管理庁が新設されるとともに、法務省が、出入国に加えて「外国人の在留」の公正な管理を図る任務を負うことが明記された。これに伴って、当該任務に係る施策の基本となるべき計画の名称も「出入国管理基本計画」から「出入国在留管理基本計画」に改称された。これを受け、2019 年４月に第一次となる出入国在留管理基本計画（以下「第一次出入国在留管理基本計画」という。）が策定された。

第一次出入国在留管理基本計画を定めた 2019 年当時の状況を振り返ると、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎え、全国的な人手不足が深刻化していた。こうした中、我が国経済社会の活力を維持し、更に発展させていくために必要不可欠な人材として、特に、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れることが求められていた。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、円滑かつ迅速な出入国手続を実施するとともに、国内外の関係機関と連携した情報収集や情報分析、徹底したテロ対策等の水際対策を講じること等が求められていた。

こうした状況を踏まえ、出入国在留管理庁は、第一次出入国在留管理基本計画に掲げられた基本的な方針に沿って、出入国在留管理行政上の施策を着実に実施してきた。具体的には、2019 年４月に設置された出入国在留管理庁が、外国人の出入国及び在留の管理に加え、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整の機能を果たすこととなったことから、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。以下「総合的対応策」という。）について、毎年改訂を重ねその内容の充実を図ってきた。また、第一次出入国在留管理基本計画策定時には必ずしも想定されていなかった取組ではあるものの、2020 年には、国際的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、当分の間、上陸の申請日前 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等がある地域に滞在歴がある外国人について、特段の事情がない限り、上陸を拒否するなどの水際対策を講じた。その後、2021 年に実開催された 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応に当たっては、バイオカートや顔認証ゲート等を有効活用するなどして円滑かつ迅速な出入国手続を実施した。

これらの取組を進めると同時に、出入国在留管理庁は、2022 年から毎年「東京イミグレーション・フォーラム」を開催し、諸外国・地域の出入国在留管理当局と定期的に情報共有・意見交換を行う国際的なプラットフォームを構築した。

このほか、送還忌避及び収容の長期化問題の解決という目的の下、2023 年６月に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和５年法律第 56 号）が成立した。本改正により、難民認定手続中の送還を停止する送還停止効に係る例外規定の創設、監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進める監理措置の創設、「難民の地位に関する条約」（以下「難民条約」という。）上の難民ではないものの、難民と同様に保護すべき者を保護するため補完的保護対象者認定制度の創設などが行われた。

さらに、2024 年６月に出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第 60 号）が成立し、外国人技能実習制度を発展的に解消して人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度の創設、永住許可制度の適正化などが行われた。同時に、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 59 号）が成立し、在留カード等とマイナンバーカードの一体化に関する改正が行われた。

2025 年には、前述のバイオカートや顔認証ゲートの運用に加えて、旅客の利便性向上と水際対策の更なる効率化のため、税関・入管手続に必要な情報を同時に提供することを可能とする「共同キオスク」を導入した。

近年、外国人入国者数及び在留外国人数は大幅な増加を続けており、2025 年における外国人入国者数は約 4,243 万人に、在留外国人数は 2025 年末時点で約 413 万人に達し、いずれも過去最高を記録した。「2030 年に訪日外国人旅行者数 6,000 万人」との現在の政府目標に向け、出入国管理の厳格化と出入国審査の円滑化を更に高い次元で両立することが求められているほか、在留諸申請の受理・処理件数の増加に伴い、迅速な在留審査、適正な在留管理の重要性が一層高まっている。また、在留する外国人に向けた情報発信や相談対応等の支援の取組を強化していくことも必要である。

他方、我が国における不法残留者数は、2014 年以降大きな下降トレンドを見せることなく推移し、2026 年１月１日現在で約 6.8 万人となっており、引き続き、不法滞在者の一層の縮減を図るため、退去強制手続等を適切かつ効果的に実施することが求められている。加えて、難民認定申請者数が 2024 年及び 2025 年にいずれも１万人を超えて高い水準にある中、依然として難民認定申請の審査に長期間を要している状況であり、審査の大幅な迅速化が急務となっている。

こうした状況にあって、出入国在留管理行政を取り巻く様々な課題について、これまで以上に迅速かつ確実に解決していくことが求められている。

2022 年１月に策定した「出入国在留管理庁職員の使命と心得」にも示されているとおり、出入国在留管理行政は、

- ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑であって厳格な、しかも、適正な出入国在留管理を実現することを目指すこと
- 諸外国や国際機関と協調し、真に庇護を必要とする者を迅速かつ確実に保護することを目指すこと
- 関係機関と連携し、日本国民と我が国社会に受け入れた外国人の全てが良き隣人として共に暮らせる共生社会を実現することを目指すこと

を実現することにより、我が国の秩序ある社会の実現と経済・社会の健全な発展に寄与することを使

命としている。

本計画策定に当たって、2025 年 12 月、法務大臣の私的懇談会である出入国在留管理政策懇談会から「今後の出入国在留管理行政の在り方」と題する報告書が提出され、出入国在留管理行政全般にわたる提言をいただいた。本計画は、外国人の出入国・在留をめぐる状況を述べるとともに、出入国在留管理行政の主要な課題と今後の基本的な方針について明らかにするものである。

Ⅱ 外国人の入国・在留等をめぐる状況

1　我が国に正規に入国・在留する外国人の状況等

（1）全般的な状況

我が国への外国人入国者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって大幅に減少した時期もあるが、長期的には増加傾向にあり、2025 年における外国人入国者数は、4,000 万人を突破し、過去最高となった（図 1）。

国籍・地域別では、韓国が 950 万人を超え最も多く、次の中国が 850 万人を超えるなど、特にアジア諸国が多数を占めている。

図 1　外国人入国者数の推移

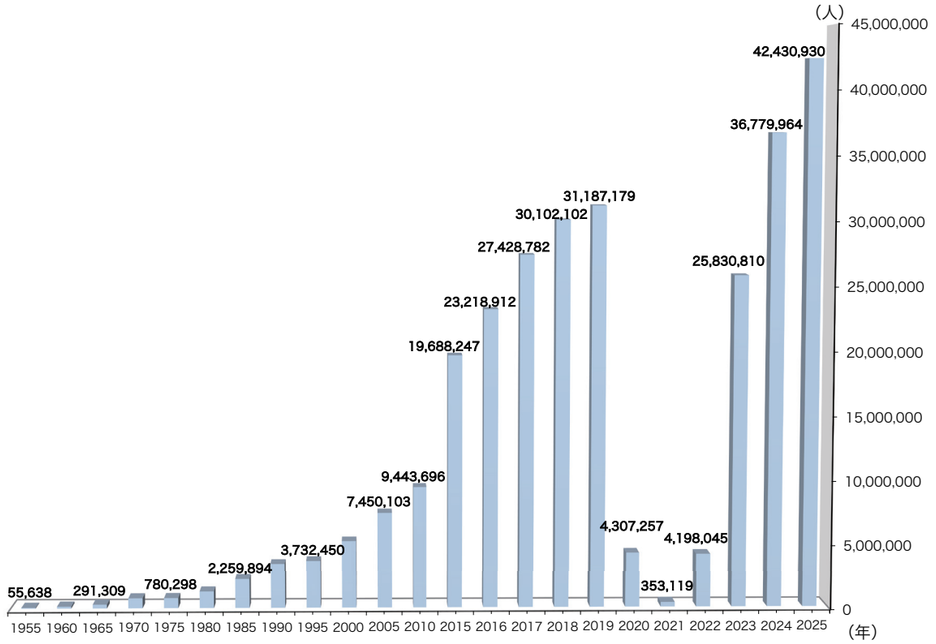

次に、我が国に在留する外国人については、近年大幅に増加し、2025 年末時点の在留外国人数は約 413 万人となっている。また、総人口に占める在留外国人の割合は、2025 年末時点で 3.35％に達し、前年末と比べ 0.31 ポイント増加している（図 2）。

国籍・地域別では、中国が約 93.0 万人で全体の 22.6％を占め、以下、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールと続いている。

図２　在留外国人数及び我が国の総人口に占める割合の推移

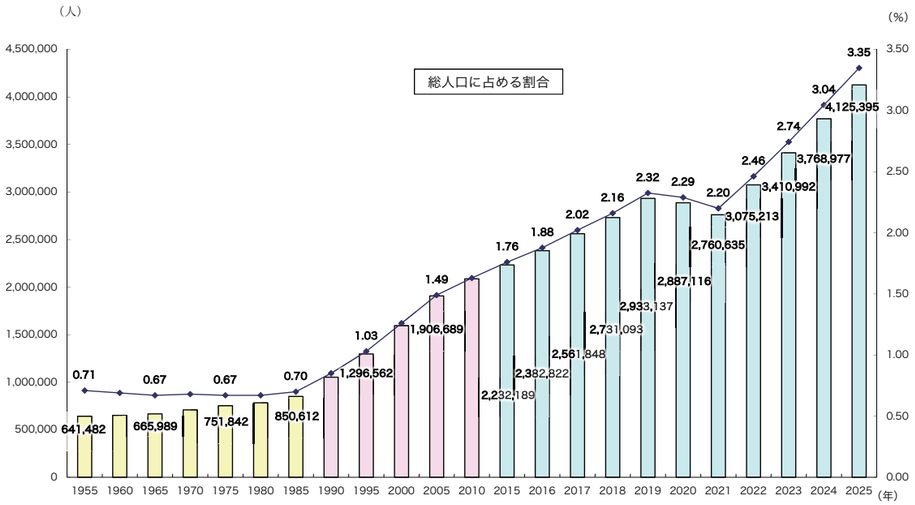

（注１）　本数値は，各年12月末現在の統計である。
（注２）　1985年末までは，外国人登録者数，1990年末から2011年末までは，外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数，2012年末以降は，中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。
（注３）　「我が国の総人口に占める割合」は，総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月１日現在の人口を基に算出した。

（２）就労を目的とする外国人の状況

2025 年における就労を目的とする在留資格（「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。以下同じ。）による新規入国者数は、約 22.0 万人であり、新規入国者数全体に占める割合は 0.6%であった。

在留資格別に見ると、在留資格「特定技能１号」による新規入国者数は約 7.6 万人、在留資格「技術・人文知識・国際業務」による新規入国者数は約 6.2 万人となり、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中で大きな割合を占めている（図 3）。

図３　就労を目的とする在留資格（「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による新規入国者数

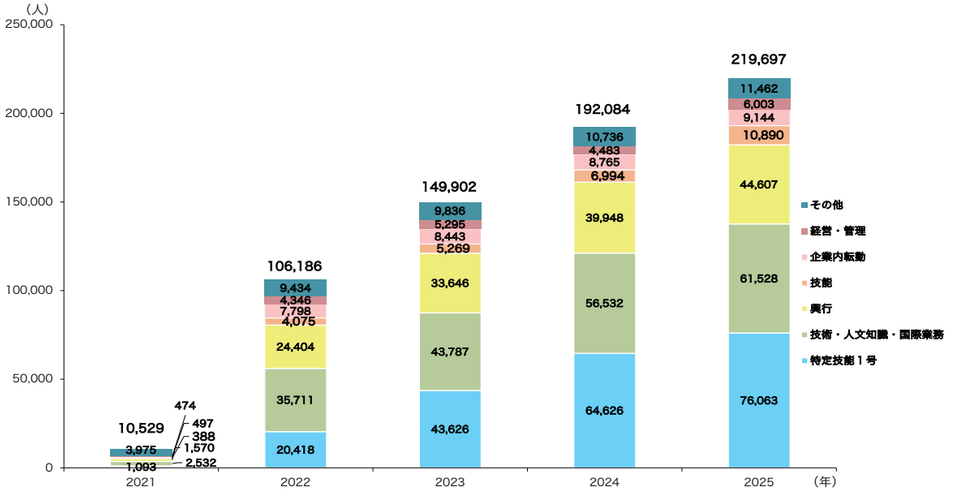

（注）法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

次に、就労を目的とする在留資格により在留する中長期在留者数は、2025 年末時点には約 107.2 万人と増加傾向が続いており、特に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、在留資格「特定技能」が増加傾向にある。在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、2019 年末には約 27.2 万人であったが、2025 年末には約 47.6 万人まで増加した。在留資格「特定技能」については約 39.0 万人となり、2019 年末には約 1.6 千人であったところから大幅に増加した（図 4）。

なお、2024 年に留学生が我が国の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請に対し許可した数は、４万 1,142 人（前年比 1,644 人減）である。

図４　就労を目的とする在留資格（「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による中長期在留者数

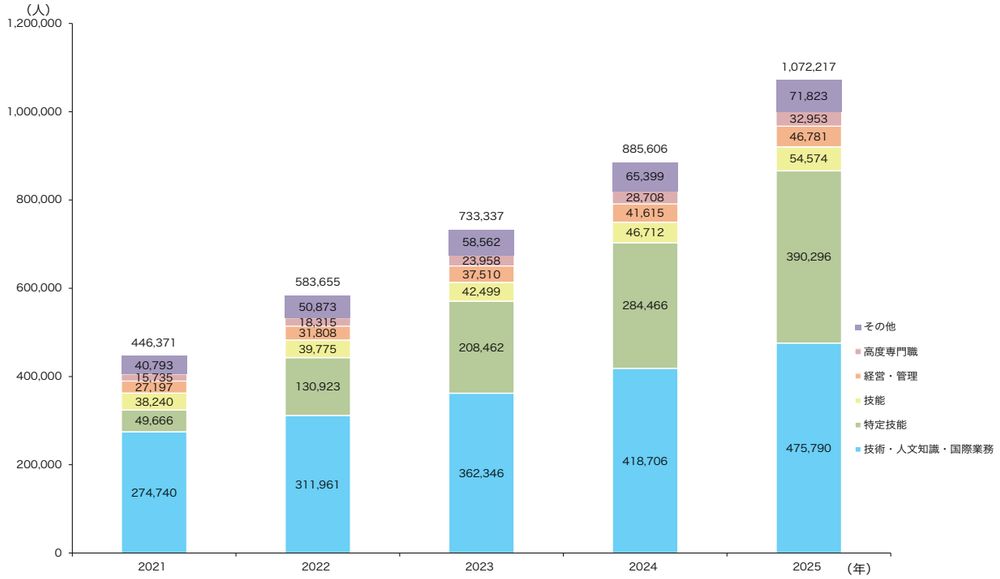

（注１）　法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。
（注２）　高度専門職は、「高度専門職１号イ、ロ、ハ及び２号」の合算である。
（注３）　特定技能は、「特定技能１号及び２号」の合算である。

2012 年５月に導入した高度人材ポイント制（活動内容を「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の３つに分類し、それぞれの特性に応じて「学歴」、「職歴」、「年収」等の項目ごとにポイントを設け、その合計が一定点数（70 点）に達した場合に、出入国在留管理上の優遇措置を講じる制度）を通じ、2025 年末までに累計で約 6.5 万件を高度人材として認定している（図 5）。

図５　高度人材ポイント制による累計認定件数の推移

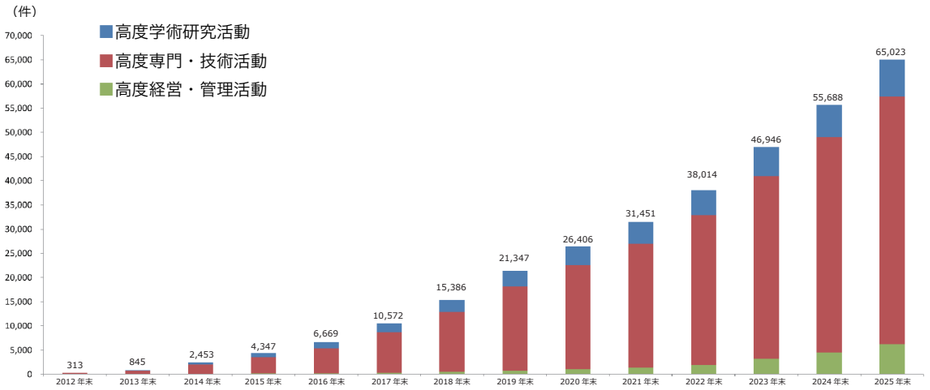

	2012年末	2013年末	2014年末	2015年末	2016年末	2017年末	2018年末	2019年末	2020年末	2021年末	2022年末	2023年末	2024年末	2025年末
学術研究	48	134	466	841	1,276	1,863	2,529	3,221	3,801	4,451	5,155	5,927	6,739	7,674
専門・技術	248	663	1,905	3,362	5,168	8,360	12,332	17,341	21,557	25,622	30,970	37,799	44,477	51,151
経営・管理	17	48	82	144	225	349	525	785	1,048	1,378	1,889	3,220	4,472	6,198
合計	313	845	2,453	4,347	6,669	10,572	15,386	21,347	26,406	31,451	38,014	46,946	55,688	65,023

（３）学ぶことを目的とする外国人の状況

在留資格「留学」による新規入国者数は約 17.6 万人であり、このうち、上位５か国・地域は全てアジア諸国からの学生で、全体の 68.7%を占めている。

特に、2022 年以降、ネパール及びミャンマーからの留学生が大幅に増加している。

また、在留資格「留学」による在留外国人数も近年増加傾向にあり、2025 年末には、前年末の約 40.2 万人から約 6.3 万人増加した約 46.5 万人となった（図 6）。

図６　在留資格「留学」による国籍・地域別新規入国者数及び在留外国人数の推移

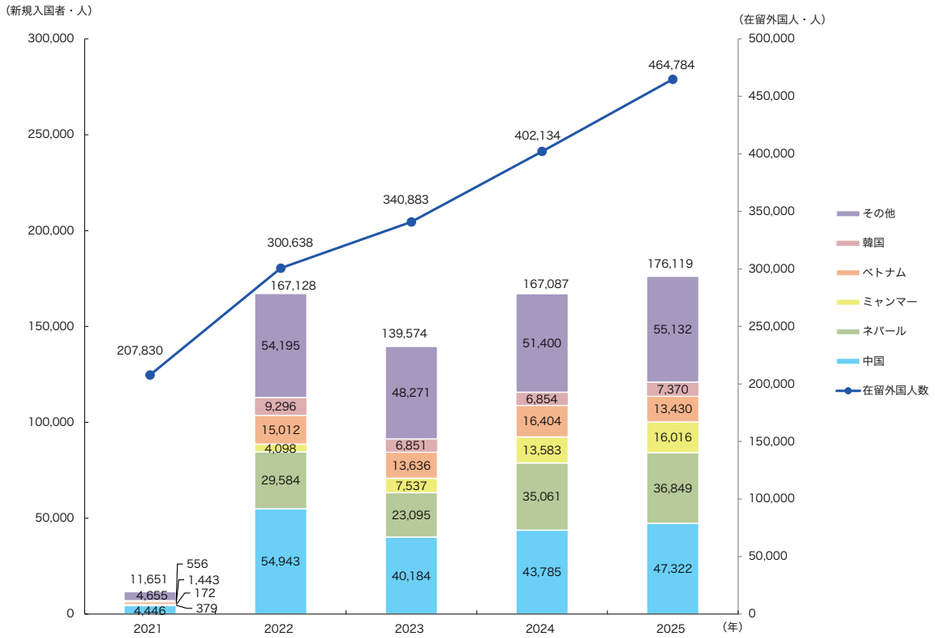

（４）身分又は地位に基づいて入国・在留する外国人の状況

身分又は地位に基づいて入国する外国人の状況について、2022 年末以降の推移を見ると、「日本人の配偶者等」及び「定住者」の在留資格による新規入国者数はいずれも減少傾向にある。他方、これらの在留資格の在留外国人数は緩やかな増加傾向にある（図 7、図 8）。

図７　在留資格「日本人の配偶者等」の国籍・地域別新規入国者数及び在留外国人数の推移

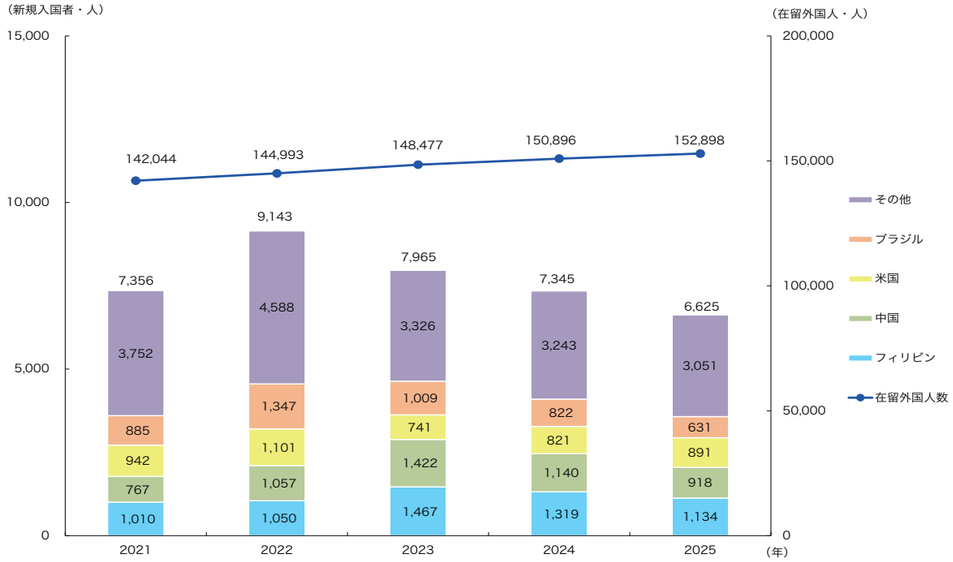

図８　在留資格「定住者」の国籍・地域別新規入国者数及び在留外国人数の推移

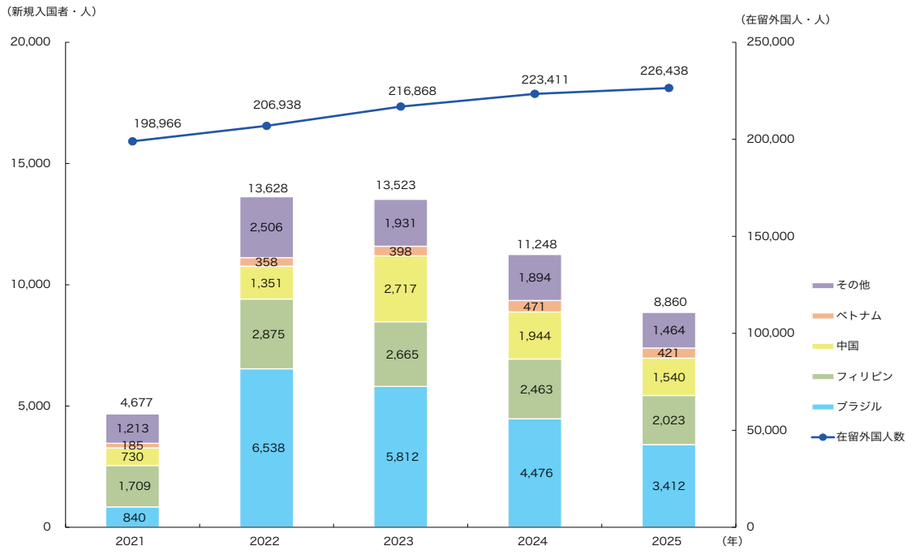

我が国で一定年数以上在留している等所定の要件を満たす者が永住を希望する場合、永住許可を受けることで在留資格「永住者」により在留することが可能となるところ、在留資格「永住者」による在留外国人数は一貫して増加傾向にある。その数は、2025 年末時点で約 94.7 万人となっており、我が国に在留する外国人全体の 23.0%を占めている（図 9）。

図 9　在留資格「永住者」の国籍・地域別在留外国人数の推移

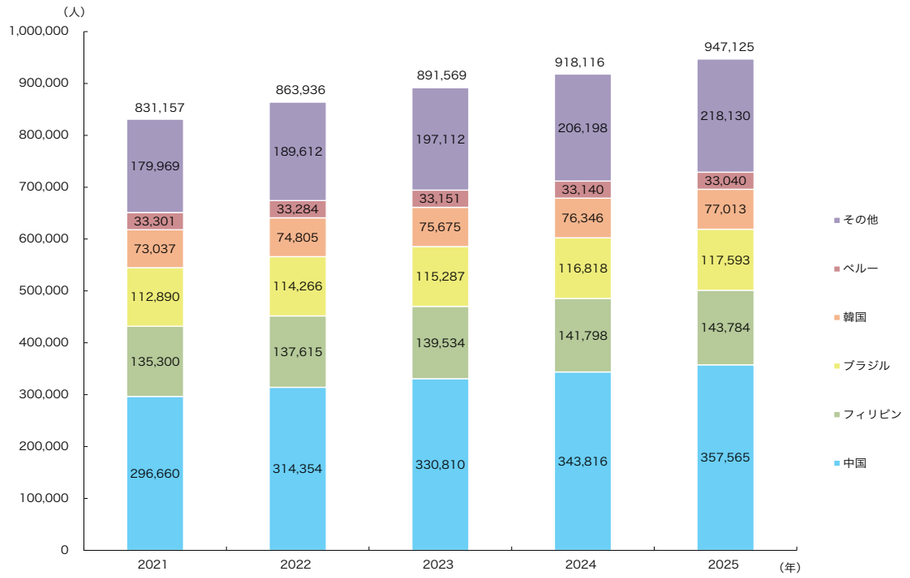

2　我が国に不法入国・不法滞在等する外国人の状況等

（1）個人識別情報を活用した上陸審査の状況

テロの未然防止及び不法滞在者対策のため、2007 年 11 月から、個人識別情報を活用した上陸審査を導入し、外国人（特別永住者等を除く。）に対して上陸申請時に指紋及び顔写真の提供を義務付けている。また、2016 年 10 月から、テロリスト等を上陸審査時に確実に発見するため、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。個人識別情報の活用により上陸を阻止した者の数は、入国審査における同情報の活用開始から 2025 年末までの累計で 1 万 3,517 人となっている。

（2）不法滞在者の状況（不法残留者の状況や退去強制手続の状況）

我が国の不法残留者数は、2020 年 1 月 1 日現在で約 8.3 万人であったものが、2026 年 1 月 1 日現在で約 6.8 万人と大きく減少している。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが 1 万 1,601 人で最も多く、不法残留者数全体の 16.9%を占めている。次いでタイが 1 万 907 人（15.9%）、韓国が 1 万 20 人（14.6%）、中国が 5,827 人（8.5%）、フィリピンが 4,393 人（6.4%）と続いている（図 10）。

また、不法残留となった直前の時点での在留資格について見ると、在留資格「短期滞在」が 4 万 1,607 人（60.8%）と最も多くなっている。

図 10　国籍・地域別不法残留者数の推移

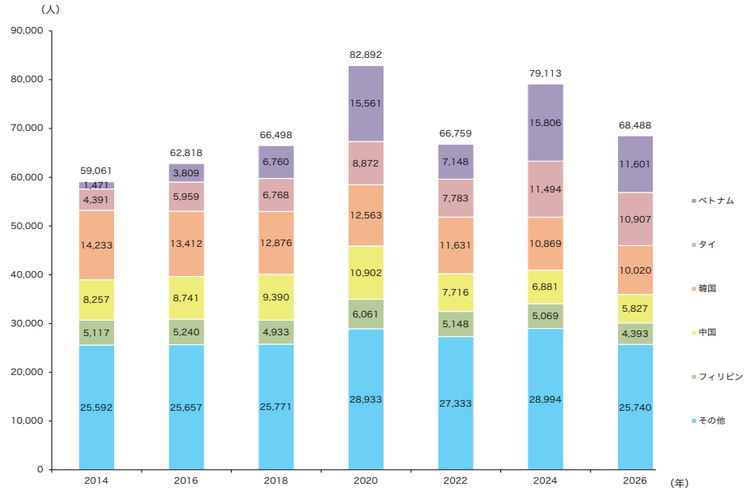

（注）本数値は、各年 1 月 1 日現在の統計である。

次に、2025 年に退去強制手続等（退去強制手続又は出国命令手続）を執った入管法違反者数は 1 万 8,442 人であり、前年比 2.5%減となっている。これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが 6,599 人（35.8%）と最も多く、次いで、タイ、中国の順となっており、これら上位 3 か国で全体の 64.3%を占めている。また、退去強制事由別に見ると、不法残留が 1 万 7,031 人(92.3%)、刑罰法令違反が 503 人（2.7%）、不法上陸が 242 人（1.3%）となっており、これまでと同様に不法残留が圧倒的に高い割合を占めている（図 11）。

図 11　退去強制事由別の入管法違反事件の推移

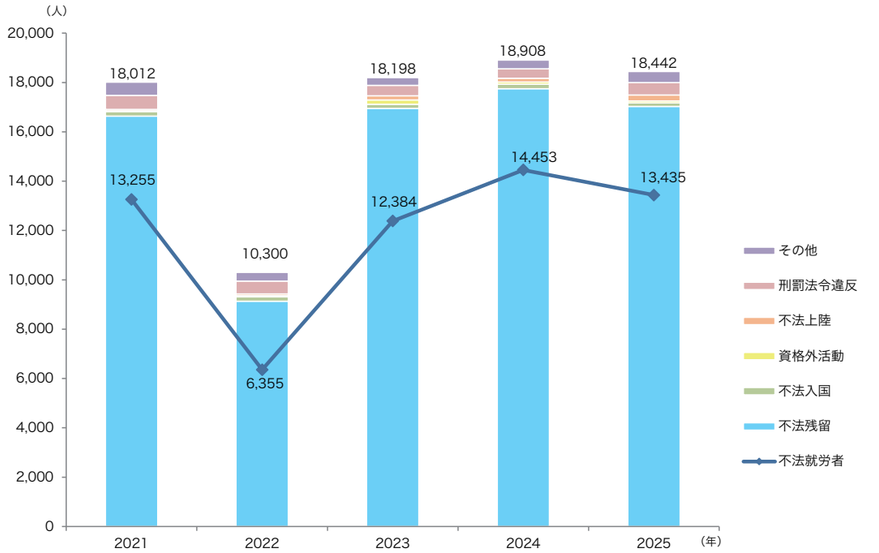

また、2025 年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち、不法就労をしていたことが認められた者は 1 万 3,435 人であり、入管法違反者全体に占める割合は 72.9%に上ることから、入管法違反者の多くが不法就労している状況にあるといえる。不法就労者の国籍・地域は、ベトナム、タイ、インドネシア等の近隣アジア諸国を中心として 49 か国・地域に及んでおり、多国籍の者が不法就労している状況にある。その稼働場所は、関東地区 1 都 6 県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木）で全体の 76.4%と大半を占めているほか、中部地区 9 県（新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知）も 12.7%と多く、関東地区及び中部地区で不法就労者全体の 89.1%と高い割合を占めている。

退去強制手続は、その手続の対象となる者を全て収容の対象とすることを前提としていたが、2024 年 6 月、収容に代わる措置として監理措置を創設し、その運用を開始した。2018 年末で 1,246 人であった収容人員は、2025 年末時点で 570 人となった（図 12）。2025 年中に監理措置決定をした件数は、退去強制令書発付前が 2,103 件、退去強制令書発付後が 1,680 件であった。

他方、仮放免制度については、監理措置制度の創設に伴って見直され、本来の趣旨に合致するよう、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により収容を一時的に解除する制度とされた。2025 年末時点での被仮放免者数は 2,429 人であった（図 13）。

図 12　収容人員の推移

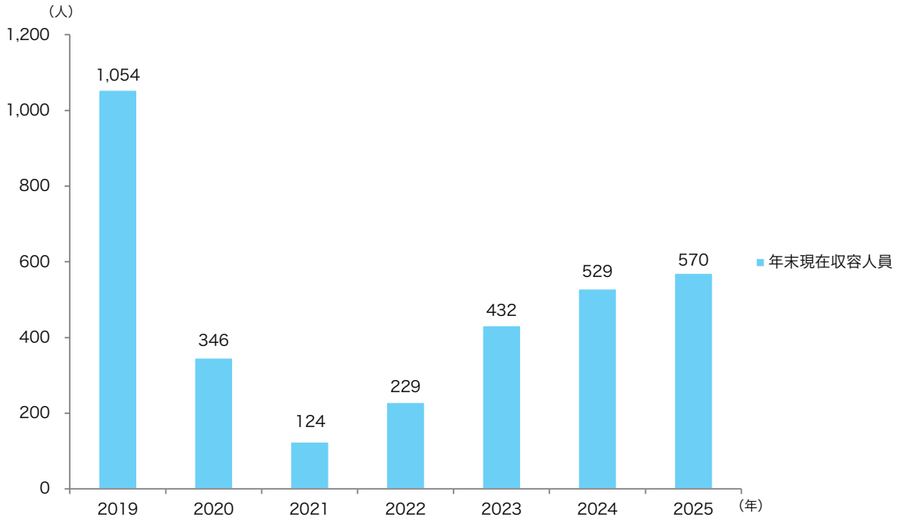

図 13　被仮放免者の推移

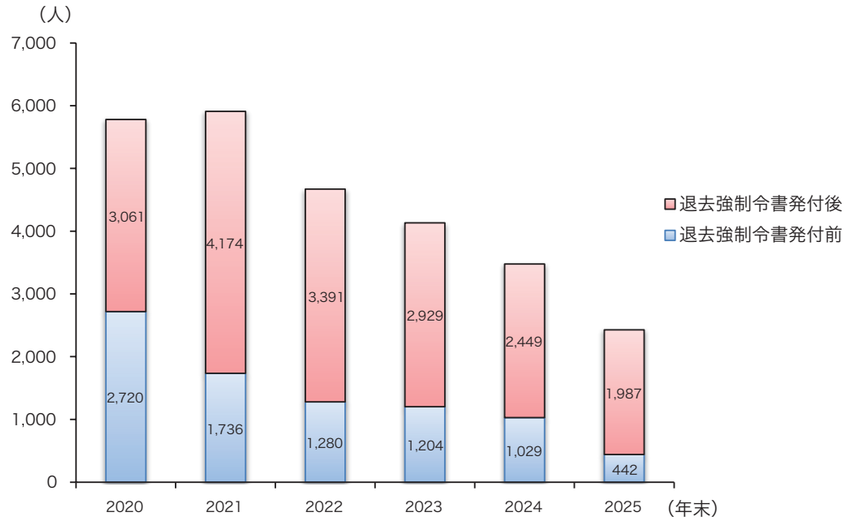

（注）2024年及び2025年の数値には、経過措置による被仮放免者数を含む。

（3）偽装滞在者等に係る在留資格取消しの状況

本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合には、法定の手続等を経た上で、在留資格を取り消すことができる。2025 年における在留資格取消件数は 1,446 件となっている（図 14）。

図 14　在留資格取消件数の推移

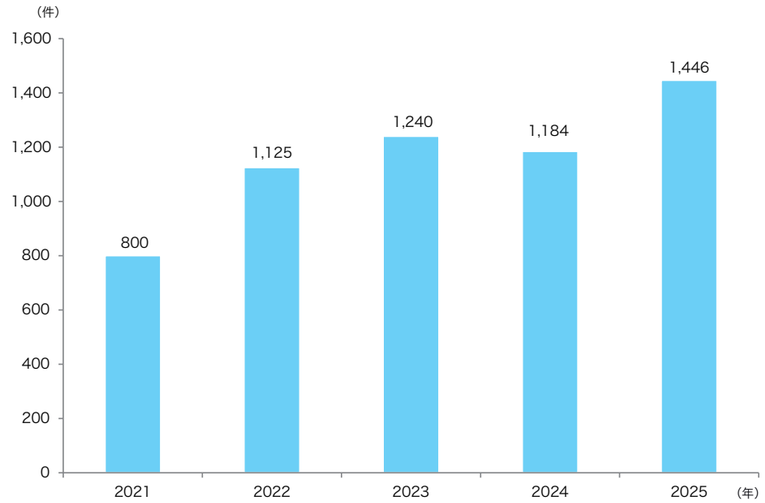

3　難民等認定申請の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところ、2023 年 12 月、難民条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護するため、補完的保護対象者認定制度を創設した。

難民認定申請者数は、2017 年に 1 万 9,629 人と過去最高を記録したが、2018 年に難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しを実施した結果、同年の申請者数は 1 万 493 人となり、前年から 46.5%減とおよそ半減した。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け更に大幅に減少したものの、2023 年は 1 万 3,823 人、2024 年は 1 万 2,373 人、2025 年は 1 万 1,298 人と高水準が続いている。

2025 年の申請者の主な国籍は、タイが 1,556 人、ミャンマーが 1,490 人、インドが 959 人、スリランカが 905 人、バングラデシュが 777 人、トルコが 683 人、パキスタンが 534 人、インドネシアが 496 人、ガーナが 492 人、カメルーンが 325 人となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が 1 万 600 人（申請者全体の 93.8%）、不法滞在者が 698 人（同 6.2%）となっている。なお、申請者の 11.6%に当たる 1,305 人が複数回申請者である。

2025 年の難民認定者数は 187 人であり、主な国籍は、アフガニスタンが 123 人、イエメンが 26 人、中国が 11 人、ミャンマーが 9 人、アンゴラが 5 人となっている。

2025 年の補完的保護対象者認定申請者数は 311 人であり、2024 年から 962 人減少した。申請者の国籍は、ウクライナが 285 人、スーダンが 10 人、アフガニスタン、ロシアが各 4 人、シリア、ミャンマーが各 2 人、カザフスタン、トリニダード・トバゴ、ナイジェリア、ブルキナファソが各 1 人となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が 306 人（申請者全体の 98.4%）、不法滞在者が 5 人（同 1.6%）となっている。

2025 年の補完的保護対象者認定者数は 474 人であり、国籍別の内訳は、ウクライナが 386 人、ミャンマーが 58 人、スーダンが 23 人、イエメンが 4 人、マリが 2 人、アフガニスタンが 1 人となっている（図 15）。

図 15　難民及び補完的保護対象者の申請者・認定者数の推移

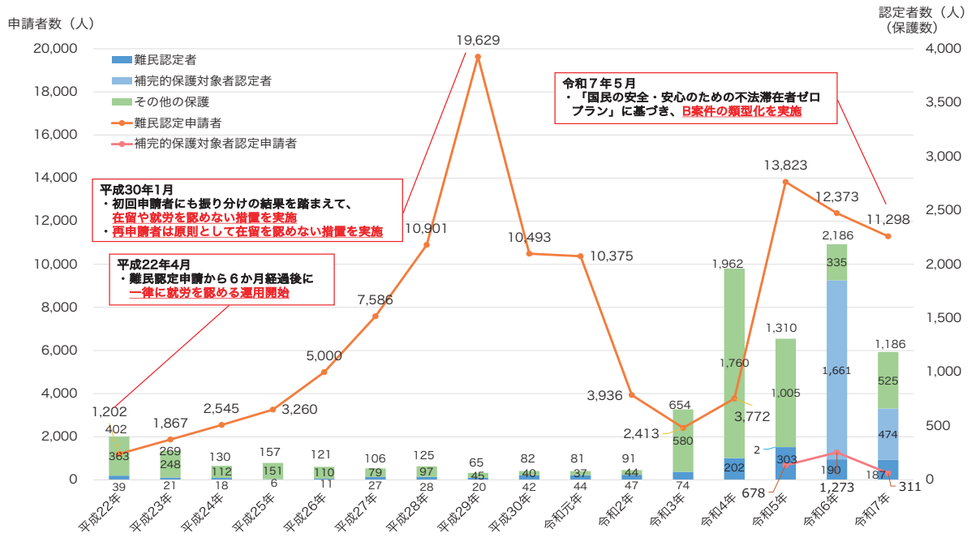

（注）申請者は一次審査の数。認定者は一次審査のほか、不服申立ての結果、認定された者を含む。

Ⅲ 出入国在留管理行政の主要な課題と今後の方針

これまで見たように、我が国における外国人入国者数及び在留外国人数は増加傾向にあり、過去に類をみない高水準に達している。我が国の法やルールを逸脱する行為に対しては、国籍にかかわらず公正かつ厳正に対処するとともに、在留する外国人の増加に対応できていない制度については適正化に向けて改善していく必要があるところ、出入国・在留管理上の諸課題に対しても的確に対処していく必要がある。その一方で、我が国における急速な少子高齢化及びこれに伴う人口減少、人手不足の深刻化、国際的な人材獲得競争の激化などが指摘されていることを踏まえると、我が国の経済社会の活性化に資する外国人材を引き続き確保することも不可欠である。 そして、現下の人手不足に加え、「2030 年に訪日外国人旅行者数 6,000 万人」との政府目標が掲げられていることなどを併せ考えると、外国人入国者数・在留外国人数は今後も一層増加していくことが見込まれる。また、我が国の総人口に占める外国人比率が増加するとの予測もある。

こうした状況にあって、出入国・在留管理上の課題に的確に対処するとともに我が国の持続的な経済成長に資する外国人材の確保を図るという時代の要請に的確に応えていくためには、国内外の状況の変化や複雑かつ多様な実態を的確に把握しながら、これまで以上に迅速かつ確実な出入国在留管理行政上の取組が求められ、具体的には、エビデンスの収集・活用を通じた効果的な政策立案、電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の導入をはじめとする入管ＤＸの推進、行政課題に的確に対応するための人的・物的体制整備等を通じ、一層効率的かつ効果的に出入国在留管理行政を遂行する必要がある。

そして、政府全体の取組と協調しつつ、出入国在留管理庁が有する受入れ環境整備に関する総合調整機能等を駆使しながら、ルールに則った外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた受入れ環境整備による我が国経済社会の活性化や、不法滞在者等の法令に違反する者に対する厳正な対処による安全・安心な国民生活の確保等の外国人との秩序ある共生社会の実現に寄与することが求められている。

そこで、本計画においては、出入国在留管理行政における取組の基本方針を次のとおり定めることとする。

- ○ デジタル技術等を活用した厳格かつ円滑な出入国審査を推進していくこと
- ○ 本邦に在留する全ての外国人について適正な在留管理を実施すること
- ○ 受け入れた外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと
- ○ 安全・安心な社会の実現に向け、厳格かつ適正な退去強制手続を効果的に実施し、不法滞在者等に対する対策を強化していくこと
- ○ 難民及び補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護を図り、適切な支援を実施すること
- ○ 社会構造や経済活動の変化を踏まえつつ、出入国在留管理行政の観点から外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討を行うこと

以上の６点を基本方針とし、全ての取組を通じて外国人の人権への十分な配慮を行いつつ、必要な施策を展開していく。

具体的な取組の方針等は、以下のとおりである。

1　厳格かつ円滑な出入国管理の実現

（1）これまでの主な取組

ア　バイオカートの整備推進

入国審査待ち時間の短縮を図るため導入したバイオカートについて、第一次出入国在留管理基本計画において「審査待ち時間や入国者数の状況を踏まえ、空港だけでなく海港を含め、必要性に応じた整備を推進していく」とされていたことを踏まえ、2019 年 12 月に東京国際空港に導入するなどして円滑な審査の一層の推進を図っている。

イ　顔認証ゲートの整備推進

日本人の出帰国手続の合理化を図るため、2018 年に成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港に顔認証ゲートを本格導入し、2019 年４月から 2021 年にかけて、新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港及び那覇空港に順次顔認証ゲートを新規導入又は増設しつつ運用してきた。

さらに、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用することとし、2019 年７月 24 日、東京国際空港を皮切りに上記の７空港において順次運用を開始し、更なる出入国審査業務の効率化を図った。

ウ　2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等への対応

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベントの開催期間に応じて、対策本部・オペレーションルームを設置しつつ、上陸審査（特別）強化期間を設定し対応にあたった。

また、バイオカートや顔認証ゲート等の機器を有効に活用するとともに、職員を機動的に配置する等により円滑かつ迅速な出入国手続を実施した。

加えて、国内外の関係機関と連携して情報収集や情報分析に努め、警察庁と協議会を開催し取組・課題等を共有しながら連携を図るとともに、税関との間においても情報連携を行うなど、現場での関係行政機関との協力を一層緊密にして厳格な上陸審査を実施し、徹底したテロ対策等の水際対策を講じた。

エ　クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化

地域活性化を目的とする観光クルーズ船の誘致活動の活発化等により、我が国の海港に入港するクルーズ船の数や外国人旅客数が急増している状況において、船舶観光上陸許可制度の円滑な運用に取り組むことによりクルーズ船乗客の入国審査手続の迅速化を図ってきたところ、2024 年４月 22 日から、船舶観光上陸許可に係る外国人入国記録（ＥＤカード）の提出を不要とする対応を行った。

また、公海上の外国籍船舶内での臨船審査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡

大の影響等により、2019 年 11 月の実施を最後に中断していたところ、2024 年５月から再開した。

オ　共同キオスクの導入

旅客の利便性向上と水際対策の更なる効率化を実現するため、省庁の枠組みを超えた取組として、2025 年４月以降順次、税関・入管手続に必要な情報を同時に提供することを可能とする「共同キオスク」の運用を東京国際空港（第２ターミナル・第３ターミナル）、成田国際空港（第３ターミナル）、関西国際空港（第１ターミナル・第２ターミナル）、福岡空港において開始した。

カ　その他の観光立国実現等に資する取組

観光立国の実現に向け、2020 年３月に、トラスティド・トラベラー・プログラム（ＴＴＰ）の登録要件を緩和するとともに、十分な資力、信用を有する観光客や、ＴＴＰ登録者の家族（配偶者及び未成年未婚の子）まで登録対象を拡大した。

外国人の利便性向上や出入国手続の円滑化を図る観点から、2021 年 12 月、成田国際空港等の主要６空港において外国人入国記録（ＥＤカード）を電子的に提出することを可能としたほか、2023 年３月から、在留資格認定証明書を電子メールで受領することを可能とし、同電子メールの提示による査証申請及び上陸申請を認めることとした。

また、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）について、2023 年１月に、台湾桃園国際空港において試行的に実施した。プレクリアランスの実施によって、到着空港における入国審査が迅速化し、入国審査待ち時間の短縮の効果が得られたため、2024 年２月、2025 年１月から２月にかけての約１か月間、2026 年１月から２月にかけての約１か月間も同空港において実施した。

こうした取組と同時に、テロリスト等出入国管理上のリスクの高い者の入国を確実に防止し、厳格な出入国管理を実現するため、上陸審査における個人識別情報を用いた要注意人物リストとの照合、事前旅客情報（ＡＰＩ）・乗客予約記録（ＰＮＲ）の活用を継続的に実施し、上陸審査の精度を確保してきた。

さらに、関係省庁が作成した訪日外国人に向けた民間医療保険への加入を周知・促進するための掲示物等を、空港の上陸審査場等の来日した外国人の目につきやすい場所に設置するなどしたほか、2018 年に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において取りまとめられた「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」を踏まえ、厚生労働省等と協力して、医療費の不払等の経歴がある外国人が日本に入国する際に厳格な審査を実施するための仕組みを構築して運用を行っている。

（２）現状の課題

我が国の外国人入国者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による大幅な減少を除けば、2011 年以降一貫して増加傾向にあり、この間、円滑な出入国審査の実施と厳格な出入国管理の実現のため様々な取組を行ってきた。

今後も、「2030 年に訪日外国人旅行者数 6,000 万人」に向け、テロの未然防止対策や、増加する訪日観光客等に対する円滑な入国審査を求める要請に的確に対応する必要があり、不法残留者の増減要因について現状を分析し、「入国管理」、「在留管理・難民審査」、「出国・送還」の各段階において今後重点的に取り組むべき施策として取りまとめられた「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」を踏まえつつ、出入国管理の厳格化と出入国審査の円滑化を高度な次元で両立させることが求められている。

（３）今後の方針

ア　情報収集及び分析の強化

出入国管理の厳格化と出入国審査の円滑化を高度な次元で両立させるためには、情報分析に基づく出入国管理を実施することが必要である。出入国在留管理庁では、国際的なテロリストの情報等を収集するなど、国内外の関係機関との情報共有を推進しているところ、今後も、出入国管理に関わる各種情報を収集し、的確な分析を強化していく。

その分析に当たっては、適切な時点で当該分析結果等に検証を加え、より正確かつ高度な分析に基づく水際対策が行われるようにする。特に、退去強制が確定した外国人（被退令仮放免者、被退令監理者及び被退令収容者）が多い国に対し、外務省と協力して不法滞在者の発生防止の取組を求めるなどの働きかけを実施していく際にも活用することを念頭に置く。

イ　関係機関との連携強化

前述した国内外の関係機関との情報連携に加え、国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）紛失・盗難旅券データベース検索システムを引き続き活用するとともに、今後も外国政府、外務省、航空会社等の関係機関と緊密に連携していく。

特に、不法滞在を企図する外国人等の出入国管理上のリスクが高い者については、査証業務を行う外務省と一層緊密に連携し、その入国の阻止に万全を期していく。また、外国人入国者数が増加の一途をたどる中で空港における入国審査待ち時間を短縮するため、航空会社、空港会社、関係省庁等との連携をさらに強化し、状況に応じてオペレーションを調整するなどの対応を行う。

ウ　電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の導入

ＪＥＳＴＡは、本邦への入国を希望する外国人（査証免除対象者で観光等を目的とする短期滞在の活動を行おうとする者、クルーズ船（指定旅客船）の乗客等及び乗継ぎのため一時的に我が国に入国する者（一部））について、渡航前に、出入国在留管理庁に対し渡航目的や滞在先等の情報を提供させ、事前にチェックを行い、問題がない者であることを認証する制度である。2026 年５月、第 221 回特別国会において、本制度の創設等を内容とする出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律が成立し、同年６月、公布された。本制度が導入されると、認証又は査証を受けていない者は原則として本邦に入ることができないこととなる一方、短期滞在者の認証を受けている者は、所要の審査を受けた後、ウォークスルー型ゲートを通過して上陸することが可能となる。

「2030 年に訪日外国人旅行者数 6,000 万人」を目指すとの政府目標を見据え、厳格かつ円滑な出入国管理を実現するため、出入国在留管理庁において、2028 年度中の着実な導入に向けたシステム開発を進めるとともに、事前チェックを通じた厳格な審査と入国審査待ち時間の大幅な削減を着実に実現していく。

エ　デジタル技術の更なる活用

厳格かつ円滑な出入国管理を実現するためには、ＪＥＳＴＡの早期導入を含め、出入国手続の効率化に向け新たなデジタル技術を積極的に活用することも求められる。デジタル技術の活用に当たっては、システムのセキュリティにも配慮しつつ、職員の個別対応と機械化を組み合わせながらの対応も必要となることが考えられるが、ＪＥＳＴＡの導入後は、短期滞在者の入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者対策等に活用するなど、デジタル技術の更なる活用の方策を講じていく。

2　外国人の適正な在留管理の実現

（1）これまでの主な取組

ア　在留管理基盤の強化等

2012 年７月に導入された現行の在留管理制度は、我が国の中長期在留者の在留管理の基盤となるものであり、出入国在留管理庁はその適正な運用に取り組んできた。

外国人材の受入れの拡大により、我が国に在留する外国人の活動内容が一層多様化しており、在留関係手続を円滑化・迅速化し、外国人・受入れ機関の利便性を高める観点から、2019 年７月から在留申請をオンラインで行う手続を開始した。その後も改修等を重ね、利用者、対象となる在留手続及び在留資格の拡大を行い、2026 年１月、在留申請オンラインシステムを刷新して利便性を向上させた。

また、外国人の在留状況や就労状況等に加え、所属機関等に関する情報を正確かつ確実に把握するため、2020 年４月、特定技能外国人や技能実習生、留学生などを含めた在留外国人の管理に関する情報の収集・分析を行う体制を強化した。

さらに、こうした情報収集・分析を踏まえた的確な在留管理を行うため、雇用主が厚生労働省に対して届け出る外国人雇用状況届出の届出事項に在留カード番号を追加し、同番号を含めた外国人雇用状況届出情報の提供を受けることにより、外国人雇用状況届出情報と出入国在留管理庁の保有する在留管理情報の突合率の向上を図ってきた。加えて、2021 年３月から厚生労働省との申合せにより外国人雇用状況届出情報と在留管理情報のオンライン連携を開始した。

イ　経済成長に寄与する人材の受入れ

我が国の経済社会の活力を維持し、更に発展させていくために必要不可欠である高度な人材を積極的に受け入れていくため、2012 年５月に運用を開始した高度人材ポイント制については、導入以降、累次にわたり見直し・拡充を行ってきた。2021 年３月には、投資運用業等に従事する金融人材に対する特別加算の追加や同人材に対する家事使用人の雇用要件の緩和等、世界に開かれた国際金融センターの実現に向けた優遇措置の拡充を行った。

また、2023 年４月には、学歴又は職歴と年収が一定の水準以上であれば在留資格「高度専門職」を付与する「特別高度人材制度（Ｊ－Ｓｋｉｐ）」を導入し、配偶者の就労や家事使用人の雇用等を可能にする優遇措置の拡充を行った。加えて、優秀な海外大学等を卒業等した者が本邦において就職活動又は起業準備活動を行う場合に最長２年間の在留を認める「未来創造人材制度（Ｊ－Ｆｉｎｄ）」を導入した。

このほか、2024 年３月に「デジタルノマド」と呼ばれる国際的なリモートワーカーの呼び込みに向け、査証免除対象である国・地域かつ租税条約締結国・地域等の国籍等を有している者であることや、申請人個人の年収が 1,000 万円以上であることなどを要件とし、最長６月の間、本邦において、外国の企業との契約等に基づいたリモートワークができる制度を創設するなど、時代に即応した制度改善等を推し進めてきた。

また、在留資格「技術・人文知識・国際業務」についても、申請者の予見可能性を高め、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図ることに努めてきた。

ウ　外国人技能実習制度の発展的解消と育成就労制度の創設

開発途上地域等への技能移転による国際貢献を目的とした外国人技能実習制度については、従来から、不適正な受入れを行う監理団体や実習実施者の存在、悪質な仲介事業者の介在による技能実習生の失踪、長時間労働や賃金の不払等の労働関係法令違反など、制度本来の趣旨に沿った運用がなされているとは言い難いとの指摘があった。このため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）の規定に基づいて技能実習生の保護、監理団体・実習実施者に対する管理・監督等のための措置を的確に実施し、外国人技能実習制度の一層の適正化を図ってきた。

他方で、人手不足が深刻化し、その対応の一つとして外国人の受入れも欠かせない状況にある中、国際的な人材獲得競争も激化しており、外国人にとって魅力ある制度を構築することで、我が国が外国人から「選ばれる国」となり、我が国の産業を支える人材を適切に確保することが重要となった。

こうしたことから、2024 年６月、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、外国人技能実習制度を発展的に解消するとともに、我が国の人手不足分野における人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度を創設した。これにより、これまで外国人技能実習制度において指摘されてきた課題を解消するとともに、育成就労制度と特定技能制度に連続性を持たせることで、外国人が我が国で就労しながらキャリアアップできる分かりやすい制度を構築し、長期にわたり我が国の産業を支える人材を確保することを目指すこととした。

また、特定技能制度についても、制度の適正化や制度運用の実態等を踏まえた対象分野の見直し及び受入れ見込数の見直しを行ってきた。

エ　永住許可制度の適正化等

在留資格「永住者」については、我が国における活動内容の制限や許可後の在留期間の更新がないことから、永住許可を受けた後に公租公課の支払をしないなど、公的義務を適正に履行

していない事案の存在が指摘・確認されるようになった。

そこで、2024 年に、前述の法改正と同時に、永住許可の要件についても一層明確化するとともに、許可後に要件を満たさなくなった場合等の取消事由を追加した。具体的には、「日本国の利益に合する」との要件に「入管法に規定する義務の遵守、公租公課の支払等」を明記し、これらの義務を適切に履行しない等の在留状況が良好と評価できない場合に、永住者に対する在留資格の取消しを可能とした。ただし、追加した取消事由に該当する場合であっても、その定着性に配慮し、「引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合」を除き、法務大臣の職権で在留資格の変更を許可することを可能としているほか、併せて、国又は地方公共団体の職員による通報規定も整備した。

オ　在留資格「経営・管理」の上陸許可基準等の見直し

在留資格「経営・管理」に関し、在留申請時に申告のあった事業の実態がない事案が確認されるなどの問題が指摘されたことから、2025 年 10 月、同在留資格に係る上陸許可基準等を見直し、資本金・出資総額に係る要件を改め、経営者の経歴（職歴・学歴）に係る要件、常勤職員の雇用義務等を新設した。

カ　在留資格「留学」に係る適正化

在留資格「留学」に関し、資格外活動許可の週 28 時間制限を超えてアルバイトを行うなどの資格外活動違反が生じていることを踏まえ、日本語教育機関に対して３か月に一度、留学生の資格外活動状況に係る確認を求めるなど、日本語教育機関と連携した資格外活動に係る実態把握や指導を 2026 年４月に開始した。

（２）現状の課題

在留外国人数の大幅な増加に伴って、在留諸申請の受理・処理件数は過去最高に達し、我が国の在留管理の根幹をなす在留管理制度、特に適正な在留管理の重要性が一層高まっている。本邦に在留する全ての外国人について適正な在留管理を実施するため、制度趣旨と実態の間に乖離が発生していないかを不断に観察・分析しつつ、適時適切に制度を見直すことが求められている。

この点については、前述のとおり、在留資格「経営・管理」に関し、在留申請時に申告のあった事業の実態がない事案が確認されているほか、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を有する者が、当該在留資格の活動内容に該当しない、専門的な技術や知識を要しない現場業務等に従事するといった事案も確認されており、こうした不適切な事案への対応が必要となっている。これらの対応に当たっては、外国人の活動実態の把握がその前提となるところ、正確かつ網羅的な実態把握は容易でないこと、また、これに必要な仕組みが十分に整備されていないことも課題となっている。

在留資格「永住者」については、前述の法改正により取消事由が追加されたところ、取消処分は重大な不利益処分であり、当事者の生活基盤全体に多大な影響をもたらし得ることや、国又は地方公共団体の職員による通報規定を実効的かつ安定的に機能させる必要があることから、取消事由該当性の判断要素をできる限り明確化することが求められる。

このほか、我が国経済社会の活性化に大きく寄与する高度外国人材の受入れについても、制度の施行から 14 年余りが経過し、その間、賃金水準の上昇など、制度を取り巻く環境に変化があったほか、ポイント加算項目の増加等、制度自体も徐々に複雑化してきた。これを踏まえると、受入れの実績、経済社会の変化等を踏まえながら、制度目的を達成する上で必要な見直しを検討すべき時期に差し掛かっているといえる。

また、引き続き、在留資格手続の利便性向上や在留審査に必要となる情報の正確かつ効率的な取得による円滑な審査の実施にも取り組む必要がある。

（３）今後の方針

ア　在留管理ＤＸの推進

出入国在留管理庁や各関係機関が保有する在留外国人に関する情報に関しては、公共サービスメッシュを活用したマイナンバーによる情報連携を 2027 年から運用開始することを予定している。

これにより、出入国在留管理庁が関係機関から国民健康保険料及び国民年金保険料の納付情報、地方税の課税情報、医療保険被保険者等資格情報等の提供を受け、出入国在留管理庁が関係機関に対して、国籍、在留資格情報、出入国関連情報等を提供することとなるが、今後、地方税の納税情報の関係機関から出入国在留管理庁への提供、生活保護等に関して出入国在留管理庁から関係機関への国籍、在留資格情報等の提供を検討し、在留管理の高度化を図る。併せて、国税については、納税情報等の連携により、地方税については、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる納税情報の連携等により、上陸審査（再入国許可を受けている者に対する上陸審査を除く。）及び在留審査や未納がある場合の納付勧奨に活用する仕組みを検討し、納税義務の履行確保への協力や適切な在留管理の実現を図る。

マイナンバーによる情報連携又はそれ以外の方法による連携が適切であるかを検証の上、引き続き、関係機関との効率的かつ効果的な情報連携の在り方を検討し、必要な見直しを行っていく。

また、在留申請及び届出については、原則オンライン化を進め、在留関連手続に伴う手数料の支払にキャッシュレス決済を導入することで審査業務の効率化及び利便性向上など在留管理の高度化に努める。

イ　在留管理の一層の適正化・実態把握の強化

在留管理の一層の適正化に当たっては、制度設計においても、個別の在留審査においても、外国人や所属機関等に係る的確な実態把握・分析を行うことが不可欠の前提となる。的確な実態の把握・分析を行うためには、どのような情報が必要かを精査した上で、地方公共団体等との連携を強化しつつ、出入国在留管理庁に当該情報が送付される仕組みの構築を検討していく。また、その手法については在留資格に応じて変わり得るが、事業所に対する実態調査といった直接的な情報収集手段の強化も含めた取組を行うことにより、得られたエビデンスに基づき時

代に即した在留管理の適正化を実現していく。また、それに必要な人的・物的体制の整備に取り組む。

特に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」及び留学生の資格外活動許可に関し制度趣旨と実態に乖離がみられる問題については、現行法の枠組みの中で実態を把握した上で、所属している者の活動の適切な把握や責任・指導の在り方も含め、受入れ機関において外国人が本来行うべき活動に従事することを確保する方策に関し、必要な措置を講じる。

例えば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」については、従事可能な業務範囲に係る案内の充実を含めた在留審査等に係る運用の改善に取り組む。留学生については、外国人雇用状況届出を活用し、複数の稼働先で資格外活動を行っている者を特定するなどして、教育機関と連携した実態把握や指導を行う運用を 2026 年４月から開始しており、今後は、マイナンバーによる情報連携に合わせて所得情報を活用することで、より的確かつ厳格な審査の実施を検討し、必要な措置を講じるほか、資格外活動許可及びその管理の在り方について、実態等を踏まえた検討及び必要に応じた見直しを行う。また、我が国において違法行為を行った者に対する在留審査を厳格化する。その上で、更なる取組が必要である場合には、法令上の措置をとることも検討する。

機微技術流出防止の重要性が高まっていることから、引き続き関係機関と緊密に連携し、留学生・外国人研究者等の受入れの審査強化等に取り組んでいく。

こうした適正化等の措置が適切にとられていることを前提とし、かつ、入管法上の制度が誤解されて排外的な思潮が広がらないことに留意しつつ、我が国が真に求める専門的・技術的分野の外国人材の受入れを進めていく。加えて、国際的保護に関する国連機関による提唱を踏まえ、在留資格制度を始めとする現行の法的枠組みに適合することを前提に、我が国での勉学を目的とする外国人の受入れについても関係機関と連携しつつ、引き続き適切に取り組む。

また、在留資格「特定技能」については、2027 年４月から１号特定技能外国人支援計画に係る支援の実施の委託先を登録支援機関に限定するほか、登録支援機関の登録要件の厳格化や、特定技能２号に日本語要件を追加するなど、特定技能制度の適正化を図っているところ、運用開始に向けた準備を進めるとともに、登録支援機関の活動状況に関する事後的な調査に向けた必要な体制整備に取り組む。

在留諸申請の審査においては、標準処理期間内の処理を励行するとともに、より厳正な審査に向け、特定技能評価試験等の合格証明書の偽変造防止のための更なる措置を講じていく。

ウ　永住許可制度の適正化等

「永住者」の在留資格取消しに関しては、2024 年の入管法改正の法案審議における衆議院・参議院の附帯決議で「具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること」とされている。取消事由該当性の判断要素をできる限り明確化するため、ガイドラインにおいて「永住者」の在留資格を取り消すことが想定される具体的事例等を列挙することで、取消処分に対する予見可能性・透明性をより高めていく。在留資格取消手続については、対象となる外国人及びその家族にもたらす影響の重大性に鑑み、適正手続が十分保障されたものとなるよう適切な運用を図る。また、国又は地方公共団体の職員による通報規定については、制度趣旨に則った実効性のある形で安定的に機能するように取り組んでいく。

加えて、許可までの在留資格・在留年数などの状況を調査し、審査の厳格な運用を行うとともに許可の在り方を検討（在留資格「特定技能」から在留資格「永住者」に移行していく可能性を踏まえた検討を含む。）の上、必要な措置を講じる。

さらに、許可の前提として、永住者が法令等の義務に違反することなく、社会に適応し安定的に生活できる環境を整備すべく、一定水準以上の日本語能力を有していることや、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの受講を条件とすることのほか、永住許可制度の趣旨を踏まえた独立生計要件や国益要件の見直しなども含めて検討していく。

また、施行状況を踏まえて、必要が生じた場合には、取消事由の範囲を拡大することなど、更なる検討を進める。

エ　上陸許可基準の見直しの検討等

在留資格「経営・管理」については、上陸許可基準の見直しにより改善を図ったところであるが、引き続き事業実態に疑いが持たれる事案に対しては、実態調査等を行うことで厳格な審査を実施し、処分するよう取り組む。また、厳格な在留審査等の実現に向けて、国税の納税義務の違反があった在留外国人について、国税庁から出入国在留管理庁への情報提供の対象範囲を拡充するとともに、出入国在留管理庁が保有する情報について、効果的・効率的な情報連携を実施する。今後、こうした実態調査や公租公課の履行状況等を踏まえて在留中の者の事業実態の把握に努めるとともに、許可基準の改正後の運用状況を踏まえ、必要な場合には、改善に向けた更なる方策を講じていく。

在留資格「特定活動」についても、運用状況を精査するなどした上で、制度の在り方を検討していく。

在留資格「高度専門職」等については、その制度目的を達成するため、受入れによる我が国の産業、労働市場の発展・効率性向上への影響等を検証した上で、当該在留資格のポイント加算項目等について、その制度趣旨に沿った人材を認定するための指標としての妥当性や関係政策との整合性、人材獲得を促進するルートや企業・業界のニーズ、項目の活用実態も踏まえつつ、年収基準等や項目自体の内容、配点やその比重も含めて必要な見直しを行う。また、高度外国人材の受入れを更に促進するためには、在留関係手続にかかる審査期間の短縮に加えて日本国内の企業に関する情報や労働条件の周知も必要と考えられるため、審査の迅速化、優秀な外国人材に届くような広報活動の強化に向けて取り組んでいく。

オ　育成就労制度の運用開始に向けた準備等

2024 年６月に創設した育成就労制度について、2027 年４月の運用開始に向け引き続き関係省庁と必要な準備を進めていく。具体的には、育成就労実施者等の指導・監督や育成就労外国人等の支援・保護業務や相談援助業務を適切に行えるよう、外国人育成就労機構を含め必要な人的・物的体制整備に取り組むほか、悪質な送出機関や監理支援機関の排除を徹底していくための取組として送出国政府との二国間取決め（ＭＯＣ）作成に係る協議等を引き続き進める。

育成就労制度の運用が開始された後は、人手不足の地域で人材確保が適切に行われ、地域経済の活性化等に資するよう、地域産業政策の観点から、地域協議会の設置・活用や地方公共団体の地域協議会への積極的な関与を促しつつ、受入れ環境の整備等を進めるとともに、地方の受入れ機関への配慮施策も着実に実施する。

また、特定技能制度とともに、受入れ状況や転籍状況等を継続的かつ的確に把握した上で、受入れの停止や受入れ見込数の再設定等の対応を不断に検討し、適正な運用を行っていく。

カ　特定在留カード等の運用開始

我が国に在留する外国人にとっての更なる利便性向上と行政運営の効率化を図るため、在留カード等とマイナンバーカードを一体化した「特定在留カード等」を 2026 年６月に運用開始した。

これまで、マイナンバーカードを所持している中長期在留者は、在留カードに係る手続を地方出入国在留管理官署で、マイナンバーカードに係る手続は市区町村でそれぞれ行う必要があったところ、今後、マイナンバーカード機能が付加された特定在留カードの交付を受けた場合には、別途、市区町村の窓口に赴き、マイナンバーカードに関する手続を行う必要はなくなることとなる。

今後は、全ての在留外国人が原則として特定在留カード等を取得するための方策として、オンライン申請へのシステム改修の対応等を検討する。併せて、受入れ機関（所属機関、学校等）の責務において受け入れた外国人にマイナンバーカードを取得させる取組についても検討し、受入れ機関に属さない在留資格をもって在留する外国人についても、同様にマイナンバーカードを取得するための取組について検討した上で、必要な取組を行っていく。

３　外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備

（１）これまでの主な取組

政府においては、前述のとおり、外国人との共生社会の実現に向けて、2018 年 12 月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において総合的対応策を決定し、毎年改訂を重ねながら内容の充実を図ってきたところ、2026 年１月には、「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において、「外国人の受入れ･秩序ある共生のための総合的対応策」が新たに取りまとめられた。また、2022 年６月に、我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン及びその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を決定し、これについては、施策の着実な実施を図るため、実施状況について、有識者の意見を聴きつつ、毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行っている。

こうしたロードマップ及び総合的対応策を踏まえ、出入国在留管理庁においては、外国人との共生社会に向けた具体的な取組として、以下のような取組を実施してきた。

- 地方出入国在留管理官署に配置する受入環境調整担当官について、地方公共団体の要望を踏まえ、相談窓口に相談員として派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員に対する情報提供や研修等を実施
- 在留外国人からの相談に対応するため、地方出入国在留管理官署と地方公共団体が連携・協力して合同相談会を実施
- 在留外国人や受入れ機関、在留外国人の関係者等からの在留資格関係の相談や生活上の相談等に対応するための外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ）や外国人在留総合インフォメーションセンター等の運用
- 在留外国人への情報提供や相談対応を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を外国人受入環境整備交付金により財政的に支援

このほか、在留外国人の増加に伴って、生活相談等に対応する地方公共団体の行政窓口においても多言語対応の必要性が高まっていることから、2021 年７月から一部の地方公共団体を対象に通訳支援事業を実施し、2022 年７月に全国の地方公共団体に対象を拡大した。これにより、言語面において全国一律の行政サービスの提供と地方公共団体の負担軽減を図っている。また、生活上の困りごとを抱えた外国人の支援等を行うに当たっては、困りごとの内容を正確に把握するなどの専門性が必要となるところ、2024 年から、そうした専門的知識等をもって外国人からの相談に応じ、解決に導く人材である外国人支援コーディネーターの認証等に取り組んでおり、2026 年３月までに、162 名の外国人支援コーディネーターを認証した。

次に、在留外国人に向けた情報発信について、

- 在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）をまとめた「生活・就労ガイドブック」の作成
- 在留外国人や支援者に対して有用な情報を提供するため、各府省庁の外国人への生活支援等の情報や被災者向けの災害関連情報等について多言語化し、カテゴリ別に掲載した「外国人生活支援ポータルサイト」による情報提供
- 日本での生活を考えている外国人や在留外国人が、円滑に日本で生活できるよう、生活上のルールや仕事、税金など、日本での生活に必要となる基本的な情報やルール等を紹介する「生活オリエンテーション動画」の作成・公開

といった取組や関係省庁の取組の周知を行い、外国人が我が国の社会制度や生活ルール等を学ぶ機会の充実を図っている。

（２）現状の課題

外国人入国者数及び在留外国人数が過去最高に達し、今後も更に増加していくと考えられる中で、受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくためには、我が国に在留する外国人に対する情報発信・相談対応等の支援を更に強化していく必要がある。

その際、各地域の声や在留外国人のニーズを適切に把握した上で、出入国在留管理庁、地方公共団体、民間支援団体、在留外国人コミュニティなどの様々な関係機関が、各々の役割分担を明確にした上で、連携していくことが重要となる。

加えて、外国人受入環境整備交付金については、より事業見通しが立てやすく、現場のニーズに適った交付とするよう要望する声もあり、こうした要望も踏まえつつ、地方公共団体が設置する一元的な相談窓口の機能強化を図っていくことが求められる。

また、在留資格を有する全ての外国人が孤立することなく、社会を構成する一員となるためには、日本文化や慣習の理解、能動的な社会参加と制度理解・法令遵守、日本語能力の向上及び就業の促進につながる取組も求められている。

（３）今後の方針

ア　在留外国人に向けた情報発信・相談対応等の支援の強化

在留外国人に向けた情報発信・相談対応等の支援を強化するに当たっては、一元的相談窓口の相談員によるアウトリーチ型のオリエンテーションの試行実施の実施状況等を踏まえつつ、地方公共団体からの意見・要望等を整理し、外国人受入環境整備交付金を地方公共団体における受入れ環境整備を推進するために一層有効な制度とするための所要の検討を行うなどして、一元的相談窓口の機能強化を図る。

また、「外国人生活支援ポータルサイト」等の情報発信ツールの認知度を高めるため、情報を利用する当事者である外国人も含めた関係者の関与も促しつつ、様々な手段を用いた効果的な周知・広報を実施していく。

加えて、関係機関との連携に関しては、地方公共団体等が必要とする情報を集約して提供することや地方公共団体等との連携枠組みの標準化、民間団体との協働の推進等により、外国人が抱える多様な課題に対応する体制を構築していくほか、地方公共団体から国への相談・要望等を受け止める総合窓口を設け、案件の性質に応じて関係機関が連携して対応する仕組みを検討し、必要な措置を講じる。

政府等から発信される情報に触れる機会の少ない外国人にも確実に情報を届けるための方策として、在留審査や住民登録等の機会を捉えた情報発信を行うほか、円滑な定着や地域社会への参加等に関し、外国人を受け入れる側の地域･企業の取組の工夫や好事例を広く展開していく。

さらに、外国人の相談窓口として、ＦＲＥＳＣが活用されているところ、こうした施設やデジタル上のプラットフォームの地方への展開、相談対応や関係機関等との連携強化を担う専門人材の育成・配置などを進めた上で、外国人に関わる課題に関して国及び地方公共団体の関係機関が連携して相談等に迅速かつ効果的に対応する方策について不断に検討し、必要な措置を講じていく。

イ　日本文化・慣習の理解促進、日本語能力向上等に向けた取組

生活オリエンテーション動画ショート版を作成し、本編動画へ誘導するほか、我が国のルールや文化のみならず、生活上必要な日本語学習等の情報を紹介し、効果的な周知・啓発を行う。

また、入国前及び在留外国人を対象として、ニーズや疑問を聞き取り、日本のルールや制度等を説明する双方向型の対話型オリエンテーションを国主導で実施する。

さらに、我が国に在留する外国人が地域社会に円滑に定着し、社会の構成員となっていくため、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムについて、試行的に導入することも視野に入れつつ検討を進め、必要な措置を講じる。

この検討に当たっては、出身国・地域に応じた外国人の特性、入国前、入国後初期、中期、長期の各段階やライフステージに応じた必要な内容（取組）を調査すること、各省庁が実施する各種取組を精査の上で省庁横断的に実施することに加えて、より積極的な受講につながるよう受講のインセンティブを高めるような内容を含めるなど、多様性を尊重しつつも日本語や日本文化等の習得を心理的に後押しするような仕組みが必要であることに留意しつつ検討する。併せて、上記のプログラムの内容を理解していることを在留審査の考慮要素とすること（対象とする在留資格を含む）や、地方自治体等との連携の在り方についても検討を進め、必要な措置を講じていく。

４　安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進

（１）これまでの主な取組

外国人と安心して暮らせる共生社会を実現するためには、不法滞在者への対策等を徹底することが不可欠であり、その使命の遂行のため、様々な取組を行ってきた。

偽装滞在・不法就労対策として、2021 年３月からは、外国人雇用状況届出情報のオンライン連携を活用して外国人の在留状況及び就労状況を的確に把握し、分析結果を地方出入国在留管理官署で活用することにより、効果的な偽装滞在者の発見・摘発等を行ってきた。また、2020 年から「在留カード等読取アプリケーション」を配布し、リーフレットの作成等により積極的な広報活動を実施してきたほか、2025 年 11 月からは同アプリ上で、在留カード等番号失効情報照会を利用できるよう改修を行うなど、不法就労防止に向けた効果的な取組を実施している。そのほか、不法就労の防止及び外国人の適正な受入れと共生社会の実現を図るため、関係機関と連携し、継続的に広報・啓発活動を実施している。具体的には、毎年６月を中心に、街頭キャンペーンや関係法令の周知等を通じ、不法就労防止や適正な外国人雇用の重要性について、事業主や国民一般に対する周知・啓発を行うとともに、法令遵守意識の向上を図っている。

2023 年６月には、退去を拒む外国人（送還忌避者）に係る問題、退去強制が確定した外国人（被退去強制者）の収容の長期化に係る問題等を一体的に解決するため、入管法等の改正を行った。本改正では、送還忌避問題への対応として、

- 難民認定申請中は、一律に送還が停止される送還停止効について、３回目以降の申請者、３年以上の実刑前科者及びテロリスト等については送還することを可能とする例外規定の創設
- 退去を拒む自国民を受け取らない国の者や航空機内で送還妨害行為に及んだ者等、送還が特に困難な者について、自ら帰国するよう促すための罰則付きの退去等命令制度の創設
- 自発的な帰国を促す観点から、上陸拒否期間短縮制度の創設や出国命令制度の対象者の拡大

を行い、送還忌避者に対する退去強制手続の実効性を改善した。

また、収容を巡る問題への対応として、監理措置制度を創設し、一定の場合には収容しないで監理人の監理の下で退去強制手続を進めることを可能としたほか、収容した場合でも不必要な収

容を回避するため、３か月ごとに収容の要否の必要的な見直しを行っている。このほか、被収容者の権利・義務に関する事項を法律上明記すること等により、被収容者の処遇の更なる適正化を図った。併せて、保護すべき者を確実に保護する観点から、在留特別許可制度について、申請手続の創設、考慮事情の明示などにより制度の適正化が図られた。

2025 年５月には、ルールを守らない外国人を速やかに我が国から退去させるための具体的な対応策を取りまとめた「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「不法滞在者ゼロプラン」という。）を公表した。不法滞在者ゼロプランにおいては、ＪＥＳＴＡの早期導入や、難民認定申請の審査の迅速化、護送官付き国費送還の促進等を掲げており、これらの施策を総合的に実施することにより、当面の目標として、2030 年末までに退去強制が確定した外国人の数を半減させることを目指すこととしている。

また、2026 年５月には、不法滞在者ゼロプランを強力に推進するために、重点的に取り組むべき施策を取りまとめ、「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」を公表した。不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～においては、2026 年１月１日時点で約 6.8 万人いる不法残留者を抜本的に減らすため、摘発の強化等に取り組むこととしている。

（２）現状の課題

我が国における不法残留者数は、1993 年に過去最高となる約 30 万人を記録した後大きく減少を続け、2014 年には過去最低となる約６万人を記録したが、その後は大きな下降トレンドを見せることなく推移し、下げ止まりの局面を迎えている。今後、不法滞在者数の一層の縮減に向けた更なる対策が求められる。

この点、退去が確定したにもかかわらず送還を拒む外国人に対しては、護送官付き国費送還を計画的かつ確実に実施しなければならない。そのためには、相応の体制整備が必要であるほか、送還の安全性確保を考慮すると、職員に対する十分な研修、送還に必要な機材の充実等が不可欠である。また、護送官付き国費送還に伴う多大なコストを踏まえると、退去強制が確定した外国人の自発的出国を促す取組も重要であり、例えば、「ＩＯＭ自主的帰国及び社会復帰支援プログラム」は、帰国のインセンティブを与え自発的出国を促す仕組みとして有効である。

他方、不法滞在者を確実に減少させるためには、不法滞在者等の効率的かつ効果的な摘発や、不法就労に対する厳格な対応も求められるほか、退去を拒む自国民を受け取らないなど、送還に非協力的な国への働きかけも求められる状況となっている。

また、不法滞在者が発生する要因として、悪質なブローカーの介在や我が国の難民認定制度に対する誤った理解による誤用・濫用的な難民認定申請も考えられるところ、これらについては、出入国在留管理庁限りでの対応におのずから限界があることから、その防止に向け、諸外国との協力関係の構築・強化が必要である。

退去強制手続中の外国人の処遇については、前述のとおり、2023 年入管法等改正により適正化が図られたところであり、これが適切かつ効果的な形で運用されていくよう、その運用状況を的確に把握することが求められる。

（３）今後の方針

ア　不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～を踏まえた退去強制手続等の着実かつ効果的な実施

退去強制が確定した外国人の一層の縮減を図るため、不法残留者の増減要因について現状を分析し、「入国管理」、「在留管理・難民審査」、「出国・送還」の各段階において今後重点的に取り組むべき施策として取りまとめられた「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」を踏まえつつ、在外公館における一層厳格な査証審査に資するための出入国在留管理庁及び外務省の情報連携の強化、難民認定申請の審査の更なる迅速化のほか、計画的かつ確実な護送官付き国費送還の実施、自発的出国の促進、速やかな送還実施、摘発の強化等に向けた体制整備を含め、退去強制手続等を着実かつ効果的に実施する方策を講じていく。

送還忌避者を確実に減少させるためには、護送官付き国費送還の促進が不可欠であり、その計画的かつ確実な実施に向け、護送官の能力向上のための研修や送還のための機材の充実、人員確保のため護送官の任務の特殊性を考慮した処遇改善を含め、急務となっている送還の促進に必要な体制整備を進めていく。特に、送還忌避者の傾向や効果的な送還手法等について分析・検証を行いつつ、事案に応じた形態（護送官を付した個別送還、小規模の集団送還及び保安要員を付しての送還等多角的な送還手法の検討）により送還を一層充実させ、不法滞在者ゼロを理念に取組を進める。

自発的な出国も不法滞在者の縮減に向け有効であることから、2023 年入管法等改正により拡充された出国命令制度や創設された上陸拒否期間短縮制度のほか、「ＩＯＭ自主的帰国及び社会復帰支援プログラム」といった制度について、その周知活動等を含めこれまでの取組状況の検証等を行うことやアウトリーチ型の周知を行うことなどにより、自発的出国を促進していく。

また、不法滞在者を抜本的に減少させるためには、摘発を強化していくことが不可欠であり、さらに、効率的かつ効果的に摘発を実施することも重要である。この点について、外国人のプライバシーを十分尊重しつつ、デジタル技術の活用を含め、摘発に必要な情報の収集・分析機能を強化していく。入管ＤＸの一環としてのＪＥＳＴＡの 2028 年度中の導入を目指し、外国人の入国から出国までの各種情報の一元的管理の実現を目指した上でのデジタル技術の活用や、その他必要な人員の確保などにより、不法滞在者の一層の縮減を図る。

不適正ヤードは外国人の不法就労の温床となっているとの指摘があることから、関係機関間における必要な情報共有や関係法令違反への対応に関する連携を強化する。

さらに、不法就労を抜本的に縮減するためには、不法就労者を雇用する者への一層厳正な対応が必要であることから不法就労助長を行った外国人が刑事処分を受けなかった場合であっても退去強制手続の積極的な活用を行うことに加え、関係機関と連携・協力の上、不法就労を助長する者の摘発強化や各業法も踏まえた厳正な対応を行い、その状況を踏まえ、不法就労助長罪と各業法の欠格事由の在り方を検討する。

加えて、在留カード等読取アプリケーション及び失効情報照会の普及を促進するとともに、これらの連携を含めた機能の充実等、不法就労対策及び偽変造在留カード対策を推進する。

さらに、住民からの相談で得られた入管法違反に係る情報を活用するなどしてその対応強化についても検討していくほか、退去強制事由の拡大について、海外事例を参考にしながら検討する。

イ　諸外国との連携強化

不法滞在者が発生する要因として考えられる悪質なブローカーの存在や我が国の難民認定制度に対する誤解といった問題を解消するため、諸外国との連携の強化に引き続き取り組んでいく。まずは、不法滞在者に係る出身国別のデータ等を分析し実態を把握した上で、例えば、不法滞在者を多く発生させている国など、しかるべき相手国に対し、悪質なブローカーの排除や、我が国の難民認定制度に係る正しい理解を得られるような効果的な情報発信等を行うよう申入れを行う。

二国間協力関係の構築・強化は、不法滞在者の発生防止のほか、送還の促進に当たっても重要である。相手国に対し送還への協力を求めるだけでなく、関係省庁と協力した査証免除措置の実施状況等に係る検討、不法滞在者の発生を招く送出機関の適正化に係る取組のほか、相手国の人権状況や社会課題等を踏まえつつ、複数の課題と送還に関する協力を連動させながら、包括的な取組を進めていく。その際には、必要に応じ、民間の知見も活用しながら、出入国在留管理庁が国際会議や外交交渉等の場に積極的に参加することにも努めていく。

ウ　被収容者の適切な処遇の確立と監理措置制度の適正な運用

退去強制手続中の外国人の処遇等について、2023 年入管法等改正で見直された規定が適切かつ効果的な形で運用されていくよう、その運用状況を的確に把握し、更なる適正化に努めていく。

とりわけ、新設された監理措置制度については、データの収集・分析を通じ実態把握を継続的に行い、制度が十分に機能していない部分があれば、逃亡防止、被監理者への配慮といった観点も踏まえながら、運用、周知活動等の在り方を含め検討を行い、制度の実効性を高めていく。監理措置制度を効果的に機能させるには、十分な資力を有する監理人が相当数確保されることが不可欠であることから、監理人の確保の状況を踏まえて、監理人に対して更なる支援を行うことなど、監理人の確保に資する措置について検討を行う。監理人が見つからないことが原因で収容が長期化するような事例が多くみられる場合には、長期の収容を避けるために必要な検討を行った上で、改善に向けて取り組んでいく。監理措置制度の安定的な運用に伴い、原則どおり仮放免制度を例外的な措置として位置付けた運用を行う。

被収容者の収容を解除する手段が、原則として監理措置となったことに伴い、被仮放免者は着実に減少していくこととなるが、被仮放免者及び被監理者（以下「被仮放免者等」という。）の条件違反等に適切に対応するため、2026 年３月に開始した、都道府県警察が各種警察活動において、監理措置又は仮放免の条件違反が疑われる被仮放免者等を認知した場合等における地方出入国在留管理官署への当該被仮放免者等に係る情報提供を着実に実施する。また、被仮放免者等の情報については、出入国在留管理庁と市区町村との間で、より適切な情報共有を図るため、2026 年７月（予定）に、出入国在留管理庁が把握する被仮放免者等の情報の市区町村に対するプッシュ型での提供を開始するところ、その利用実態等を踏まえ、共有方法や頻度など、更なる対応を検討するほか、市区町村が抱える被仮放免者等に関する問題の把握に努め、その実態等を踏まえて、国としての更なる対応を検討する。これらの検討結果を踏まえ、必要に応じて、適切な取組を進めていく。

また、在留特別許可制度については、申請者が在留特別許可を必要とする事情を説明する機会を充実させるなど、申請手続を含め、制度の更なる適正化に向け対応を行う。

さらには、収容施設における医師の確保に向け医療関連団体や教育機関、関係省庁との連携を図ることや入国警備官のリクルーティングの強化に向けた業務のやりがいや魅力的なキャリアパス等を発信していく。

5　難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護・支援の推進

（1）これまでの主な取組

我が国は 40 年以上にわたり難民認定制度を運用しており、2023 年には過去最多の 303 人を難民と認定した。2023 年 12 月には、難民条約上の５つの理由に当たらないため難民に該当しないものの、人道上、真に保護すべき者をより確実かつ迅速に保護すべく、補完的保護対象者の認定制度を創設し、その運用を開始し、2025 年までに 2,137 人を補完的保護対象者として認定した。

このほか、難民等の適正な保護に向け出入国在留管理庁は様々な取組を行ってきた。代表的なものとして、難民該当性に関する判断の規範的要素の明確化については、2023 年３月に難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定・公表し、同年 12 月には、補完的保護対象者の認定制度の創設を踏まえ改訂を行った。また、難民調査官の能力向上に向け、ＵＮＨＣＲ等の協力も得ながら、「難民調査官研修」を実施してきた。2023 年から新たに実施している「新任難民調査官研修」においては、研修日数を増やし、講義内容を充実させている。また、2024 年からは、出身国情報の調査・収集の手法、諸外国情勢に関する専門的な知識を習得することを目的とした出身国情報研修を実施している。

加えて、2025 年５月に公表した不法滞在者ゼロプランの一環として、最新の出身国情報等を踏まえＢ案件 (難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件) とすべき申立て内容を類型化し、これに対する在留制限を実施してきた。

第三国定住難民の受入れに関しては、2014 年１月の閣議了解、2019 年６月の閣議了解の一部変更を通じ、その対象･範囲を拡大してきた。2020 年度からは、アジア地域から年１～２回･年約 60 人の範囲内で難民（出身国・地域を問わない）を受け入れ、定住を支援した。

このほか、難民、補完的保護対象者、第三国定住難民に対しては、難民対策連絡調整会議の決定に基づき、日本語教育や生活ガイダンスを内容とする「定住支援プログラム」の提供のほか、就労支援を実施するなど、我が国での自立に向けた支援を行ってきた。また、難民認定申請者や補完的保護対象者認定申請者のうち生活に困窮する者への保護措置として、保護費の支給や宿泊施設の提供等を実施してきた。

（２）現状の課題

難民等を迅速かつ確実に保護することは国際社会の要請であって、これに適切に対応していくことが求められている。しかしながら、2020 年から 2025 年までの各年における平均処理期間はいずれも 20 か月を超え、2022 年には過去最長の 33 か月にも達するなど、保護すべき者の迅速な保護に支障を来しかねない状況が続いている。難民認定申請者数の増加、申請者の国籍や申立て内容の多様化が進む中にあって迅速な審査を実現するためには、不法残留者の増減要因について現状を分析し、「入国管理」、「在留管理・難民審査」、「出国・送還」の各段階において今後重点的に取り組むべき施策として取りまとめられた「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」を踏まえつつ、難民認定事務に従事する人員の確保、職員研修の一層の充実、そして執務環境の改善が強く求められるほか、審査手続の更なる効率化も求められる。

同時に、保護すべき者の迅速かつ確実な保護に当たっては、誤用・濫用的な申請、例えば虚偽文書を用いた申請や難民調査官を欺罔する意図の申請に対し、毅然とした対応をとることも重要である。こうした申請が存在する要因には様々なものがあり得るところ、例えば、難民認定申請者の間で、我が国の難民認定制度に対する誤解が広まっている可能性も考えられる。

また、難民等認定手続については、その質及び透明性を更に高めるべきであるとの指摘もなされてきた。この点については、「難民該当性判断の手引」の策定等により対応が図られてきたところ、引き続き、適切な対応が求められる。

このほか、第三国定住難民については、引き続き関係省庁及び関係機関と連携の上、事業の円滑な実施に向けて取り組む必要がある。

条約難民、補完的保護対象者、第三国定住難民の自立支援のための「定住支援プログラム」については、条約難民及び補完的保護対象者の中には参加資格があるにもかかわらず参加しない者が一定数いることに加え、出席数の不足等により修了できない受講生や、修了しても希望する職種の就職先を確保できない者も一部存在することから、プログラムへの参加を動機づける方策等を検討するとともに、プログラムの効果を更に高めるため、その実施状況等を踏まえ、適切なプログラムの在り方について検討し、必要な措置を講じる。

（３）今後の方針

ア　審査手続の迅速化のための取組

難民等認定手続の迅速化に当たっては、対応する職員の数、能力、そして適切な執務環境が不可欠である。迅速な審査を実現するため、難民等認定事務に従事する人員の確保、職員研修の一層の充実、執務環境の改善に努める。一時庇護上陸許可手続についても、迅速かつ確実な保護に向けた人員の確保や研修の充実など、迅速かつ確実な保護に必要な対応を行う。

また、かかる迅速化に当たっては、審査期間長期化の要因を特定した上で、難民等認定手続自体を効率化することも必要である。そのためには、難民等認定申請に係る各種書類等の電子化など、難民等認定手続のＤＸ、特に、ＪＥＳＴＡの導入を始めとした入管ＤＸに係る各種取組と連動したデータの利活用を促進しつつ、ＡＩを含むデジタル技術の活用による業務支援の在り方を検討した上で、更なる迅速な難民等の保護に努めていく。

イ　手続の透明性及び職員の専門性を確保するための取組

難民等認定手続の透明性及び職員の専門性を更に向上させるため、出身国情報の充実、研修内容及び手法の継続的改良、申請書の見直し、専門性・中立性の確保に係る取組等を通じ、必要な対応を行う。

また、難民等認定事務の適正な遂行に支障が生じないよう留意しつつ、判断の根拠となった出身国情報の明示及び運用状況に係る詳細なデータの開示の在り方について検討する。また、配慮が必要とされる申請者へのインタビューにおける弁護士等の立会いといった援助等については、現在実施されている措置の趣旨を踏まえつつ、その継続も含めた必要な検討を行う。

ウ　誤用・濫用的な申請への対策の推進

我が国の難民認定制度の趣旨・目的に関する正確な理解を広めるメッセージを適時に発信することや、外務省に関連情報を共有し、在外公館における一層厳格な査証審査に活用してもらうこと等、同省と緊密に連携し、誤用･濫用的な難民認定申請の抑止に向け、必要な対応を行う。また、最新の出身国情報等に基づいたＢ案件の類型化を更に進めるなど、案件振分けの見直し等の対応により、誤用・濫用的な申請への対策を強化・充実させる。さらに、難民認定申請者の不法就労防止の観点から、誤用・濫用的な再申請の制限など、現行の難民認定制度の更なる見直しを検討する。一方で、これらの方策が、特定の国からの申請を一切受け付けないといったようなメッセージにつながることがないよう配慮する。

エ　難民等への支援

2025 年度から、難民等に対する支援を出入国在留管理庁が一元的に担うようになったところ、これを安定的かつ実効的に機能させるため、引き続き、難民等の支援に必要な体制整備に努めていく。また、上記（２）で挙げられた課題に対応するため、定住支援プログラムへの参加に至らなかった要因等の分析、同プログラムへの参加を動機づけるための方策の検討、修了率や好事例の背景等の分析を行うほか、同プログラムの効果を更に高めるべく、地域社会における支援の促進、受入れ企業開拓・マッチング、適切なフォローアップ、受講者の日本語学習経験等を踏まえたプログラム設計といった観点から、期間等も含めた適切なプログラムの在り方について検討し、見直しを図っていく。

このほか、難民認定申請者や補完的保護対象者認定申請者のうち生活に困窮する者や宿泊先を必要とする者への保護措置については、審査期間の短縮等と併せ適切な保護に向けた取組の推進に努める。

オ　第三国定住難民の受入れ及び支援の円滑な実施等

第三国定住難民の今後の受入れ及び支援の在り方等については、2010 年度から我が国に受け入れている第三国定住難民に対する定住支援策の実施状況及び当該難民の我が国への定着状況等を検証し、難民対策連絡調整会議において検討することとされている。第三国定住難民の受入れは、国際社会への貢献としても有意義な取組であり、出入国在留管理庁として、今後とも、関係省庁及び関係機関と連携し、就労や教育の機会が重要であることを踏まえつつ、円滑かつ

的確な受入れ及び支援を進めていく。

６　その他

（１）外国人の出入国及び在留の公正な管理に係る施策の更なる充実

在留許可手数料について、応益的要素や主要国の水準等を考慮して引上げを実施し、増加する外国人の適正かつ円滑な受入れ、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備などの外国人に関わる各種施策を強化・拡充していく。また、ＪＥＳＴＡの手数料についても、応益的要素等を考慮して適切に設定していく。

このほか、国連総会決議で採択された「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト（ＧＣＭ）」においても、外国人自身が入国に伴う権利義務・リスク等に係る情報を確実に認識すること、外国人に対する誤解や偏見を防ぐため、客観的情報にアクセスできる環境を整備することも求められているところであり、この趣旨を踏まえた対応を検討していく。

（２）出入国在留管理庁の体制整備

出入国在留管理基本計画に盛り込まれた取組を着実に実施していくに当たっては、出入国在留管理庁の体制の整備・充実が肝要である。近年においては、外国人入国者数・在留外国人数の増加等を受け、出入国在留管理行政に係る業務量が飛躍的に増大しているほか、2023 年入管法改正により導入された新たな制度の運用状況の把握が求められるなど、業務の質も大きく変化してきた。

我が国の人口減少や少子化傾向、インバウンドによる経済効果等を踏まえると、今後も訪日外国人旅行者数や在留外国人数が大幅に増加していくことが見込まれる。こうした状況にあって、厳格かつ円滑な出入国管理、適正な在留管理や不法滞在者対策、難民等の保護・支援を一層効率的かつ効果的に実現していくためには、出入国在留管理庁においても、これらの行政課題に的確に対応するための人的･物的な体制の整備と職員の処遇改善に取り組んでいくことが重要であり、出入国在留管理体制の整備を計画的に進めなければならない。

また、本計画に掲げた取組のフォローアップも必要であるとの観点から、出入国在留管理行政の取組状況の検証や法令改正等に向けた議論を行う必要が生じる場合には、出入国在留管理政策懇談会をそうした議論の場として位置付けることも含めて、適切なフォローアップを行っていく。

（３）出入国在留管理行政の充実のための人材育成

出入国在留管理行政を的確に遂行するためには、その実務を担う職員の育成も極めて重要である。この点、退去強制手続に関わる職員に対する護送官付き国費送還の安全かつ確実な実施に向けた研修や、人権尊重の観点に基づく研修・教育を徹底するほか、難民認定申請の迅速な処理に向け、難民認定に従事する職員等への研修を一層充実させる。このほか、地域社会の一員である外国人が抱える様々な課題に的確に対応できるよう、関係機関との連携強化に資する人材の育成･確保に取り組む。

（４）国際協力の更なる推進

出入国在留管理上の諸課題に的確に対応するためには、諸外国・地域と連携し、国際協力を深めていくことも必要不可欠である。出入国在留管理庁においては、諸外国・地域の出入国在留管理当局の高級実務者等が参加する東京イミグレーション・フォーラムを 2022 年から開催しており、2025 年で５回目を迎えた。今後とも、東京イミグレーション･フォーラムの開催等を通じ、諸外国・地域との情報交換の枠組みの構築及び連携・協力の強化を進める必要がある。加えて、国際機関、諸外国･地域の出入国在留管理当局及び駐日外国公館と積極的に情報交換等を実施し、その関係者等とも連携しつつ国際会議や外交交渉に積極的に参加することも、国際協力の深化及びそれによる出入国在留管理行政の発展のために不可欠であることから、積極的な取組を実施していく。

（５）人身取引被害者等への配慮

出入国在留管理行政では、これまでも人身取引の被害者が不法滞在者として退去強制手続が執られる場合には、その者の立場を十分考慮しながら、その者の希望等を踏まえ、在留特別許可により正規に滞在できるようにするほか、ＩＯＭ駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しながら、被害者保護に取り組むなど適切な措置をとってきた。

今後も、諸外国との情報交換を含め、関係機関との連携を密にし、人身取引被害者等を的確に把握し、警察等との合同摘発及び被害を踏まえた在留資格の許可等により被害者の保護を行い、人身取引対策に積極的に取り組む。

その他、配偶者からの暴力も重大な人権侵害であり、被害者保護の観点から、今後とも適切な対応を行う。

（６）外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討

外国人の受入れに関する方針については、第一次出入国在留管理基本計画において、「我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。」とされ、「専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならない。」等とされている。

加えて、我が国においては、少子高齢化が急速に進みこれに伴って人口減少が一層進展している中で、就労資格を中心に在留外国人が増加していることなどを踏まえると、今後、我が国の総人口における外国人比率が一定程度上昇するといった予測もある。

まずは、政府部内において「在留管理の適正化」･「在留資格の在り方の検討」の一層の推進や、

多くの外国人が在留することを前提としていなかった諸制度の適正化が進められていくところ、その実施状況・成果等も踏まえ、将来的な在留外国人数の更なる増加の可能性も見据えて、今後の外国人の基本的な受入れの在り方について、中長期的かつ多角的観点から検討を進めていく必要がある。

検討を進めるに当たっては、各種の先行研究や我が国における国・地方公共団体が発表している統計等を省庁横断的に収集・参照し、可能な限り定量的データの把握、原因の精査・分析（国籍、年代、業種、地域、家族帯同状況等の細かな分類に基づき、適切な比較対象を用いた分析を行うことが必要）を行うことで憶測や偏見による差別を防ぐことのほか、客観的事実では測れない日本人・外国人双方の態度や意識を把握することが重要であり、さらには、諸外国における制度や実態を適切に把握・参照すること等も重要であるとの認識の下、取り組んでいく。

これらの点に留意しながら引き続き検討を進めることで、外国人を受け入れることのメリット・デメリットを含め更に具体的な調査・検討課題を明らかにし、今後の外国人の受入れに関する基本的な考え方の整理に向け関係省庁と連携しつつ政府全体での検討を推進する必要がある。その際、持続的な経済成長を含む我が国の経済社会の発展に資するものであるかという点に加え、社会的コスト、国内労働市場、教育、治安等といった国民生活への影響のほか、外国人の受入れに当たっての国、地方公共団体や受入れ機関等との役割分担、関連する将来推計や国際社会の受け止め等を踏まえた受入れの在り方等を総合的に検討することが重要である。

別紙５

資料①

出入国在留管理政策懇談会資料

第１回会合（概要説明）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
ISA Immigration Services Agency

令和６年１２月２６日
出入国在留管理庁

出入国在留管理基本計画の概要

法務省 Ministry of Justice

出入国在留管理基本計画

○ 出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が出入国在留管理行政の施策の基本となる計画について定めるもの。
○ 2018年12月に成立した入管法等改正法により、法務省が出入国に加えて「外国人の在留」の公正な管理を図る任務を負うことが明記され、基本計画の名称も「出入国管理基本計画」から「出入国在留管理基本計画」に改称された。

これまでの策定履歴

○第1次　出入国管理基本計画（平成4年5月策定）
○第2次　出入国管理基本計画（平成12年3月策定）
○第3次　出入国管理基本計画（平成17年3月策定）
○第4次　出入国管理基本計画（平成22年3月策定）
○第5次　出入国管理基本計画（平成27年9月策定）
○出入国在留管理基本計画（現行）（平成31年4月策定）

出入国管理及び難民認定法（抜粋）

第61条の9　法務大臣は、出入国及び在留の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画（以下「出入国在留管理基本計画」という。）を定めるものとする。
第61条の10　法務大臣は、出入国在留管理基本計画に基づいて、外国人の出入国及び在留を公正に管理するよう努めなければならない。

第５次出入国管理基本計画策定後の状況の変化

◎　深刻な人手不足対策としての在留資格「特定技能」の新設
◎　外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の策定及び法務省による総合調整機能の下での施策推進体制の構築
◎　出入国在留管理庁の設置による体制整備
◎　技能実習生の保護等を目的とする技能実習法の施行

○　その他
・出入国審査におけるバイオカート、顔認証ゲートの導入
・「出入国管理インテリジェンス・センター」の新設
・難民認定申請における濫用・誤用対策の強化　　等

出入国在留管理基本計画の基本方針について

○ 我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと
○ 開発途上国等への国際貢献の推進を図るとともに、技能実習生の保護の観点から、技能実習制度の適正化を推進すること
○ 受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと
○ 訪日外国人旅行者の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること
○ 安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な出入国審査及び在留管理と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと
○ 難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な保護の推進を図っていくこと

（参考）　第5次出入国管理基本計画における基本方針
○ 我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと
○ 開発途上国等への国際貢献の推進を図る観点から、新たな技能実習制度を構築すること
○ 受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していくこと
○ 訪日外国人の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること
○ 安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な入国審査と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと
○ 難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な庇護の推進を図っていくこと

出入国在留管理基本計画における基本方針及び対応策（今後の方針）

法務省 Ministry of Justice

基本方針

○ 我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと
○ 開発途上国等への国際貢献の推進を図るとともに、技能実習生の保護の観点から技能実習制度の適正化を推進すること
○ 受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと
○ 訪日外国人旅行者の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること
○ 安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な出入国審査及び在留管理と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと
○ 難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な保護の推進を図っていくこと

以上の6点を基本方針とし、全ての取組を通じて外国人の人権への十分な配慮を行いつつ、必要な施策を展開していく。

対応策（今後の方針）

1　我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

○**専門的・技術的分野の外国人の受入れの推進**（運用の明確化、手続負担の軽減）
○**高度外国人材の受入れの推進**（関係行政機関等との連携、積極的な広報）
○**在留資格「特定技能」の受入れ制度の適切・円滑な運用**（関係行政機関と連携して在留状況や人手不足地域の状況等の正確・継続的な把握、届出等情報の収集・分析、入国審査官等による調査・指導等の実施、悪質なブローカー等排除のための二国間取決め等による送出国政府との協力、外国人材を見守る仕組みの定着、社会保険・納税義務の履行の促進、入管法等改正法附則第１８条第２項の規定に基づく検討の準備等）
○**我が国における起業の促進**（起業家受入れ促進制度の円滑な運用）
○**留学生の就職支援**（大卒者が就職できる業務の拡大、クールジャパン分野への就職等）
○**日本語教育機関の適正化**（告示からの抹消基準の厳格化、定期的な点検・報告の義務化、悪質なブローカー等を排除するための外国政府との情報交換、日本語能力試験の結果等の報告・公表の義務化、適正性判断に係る基準の見直し、在留申請に係る提出書類の見直し等）

2　少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化

○外国人の受入れの在り方については、生産性の向上、女性、若者や高齢者などの潜在的な労働力の活用等、幅広い分野の施策に実効的かつ精力的に取り組むことが必要であり、そうした取組がなされることを前提に検討
○新たに人材のニーズが生じてくる分野が専門的・技術的分野と評価できる分野の場合は、産業への影響等を踏まえつつ検討
○それ以外の分野への外国人の受入れについては、社会的コスト、雇用全体に及ぼす影響、産業構造への影響等幅広い観点から国民的コンセンサスを踏まえつつ検討
○今後の外国人の受入れについては、人手不足対策としての在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体での幅広い検討が必要

3　技能実習制度の適正化に向けた取組

○**二国間取決めの作成推進及び運用の強化**（送出国への通報等による不適正な送出機関の排除、実習実施者等に係る不正行為等の通報等を受けた所要の対応等）
○**技能実習生に対する支援・保護の強化**（外国人技能実習機構が実施している母国語相談等の技能実習生に対するサポートメカニズムの周知徹底、相談を端緒とする失踪等の防止及び不正行為等の是正のための取組の充実等）
○**関係機関の連携の下での審査及び実地検査等の実施態勢の強化**（失踪等発生届出受理時の初動対応強化、速やかな実地検査等の実施などによる原因調査、不正行為等に対する厳正な対応、審査や実地検査等の厳正な実施の徹底、監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し等の厳格な運用、技能実習法以外の法令による対応を含めた複合的かつ重層的な取組の実施等）

4　外国人の受入れ・共生のための取組

○**「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の推進**（関係施策の着実な実施、実施状況の的確な把握とフォローアップ、受入れ環境調整の担当官を窓口とした地方公共団体等との連携、国民・外国人の声等の把握及び関係行政機関との共有、積極的な情報発信）
○**在留管理制度の的確な運用と在留管理基盤の強化**（住民基本台帳制度との情報連携、情報収集・分析能力の強化、外国人雇用状況届出情報との突合を行うなど関係行政機関との適切な情報連携のための在留カード番号の活用、在留申請手続のオンライン化による利便性の向上等）

5　観光立国実現に向けた取組

○**最新技術の活用による審査業務の効率化**（バイオカート導入空海港の拡大、顔認証ゲートの外国人出国手続への活用）
○**２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等への対応**（バイオカート等の機器の活用や職員の機動的配置等による円滑・迅速な出入国手続の実施、関係行政機関との協力による徹底したテロ対策等の水際対策）
○**クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化**（船舶観光上陸許可制度の円滑な運用等）
○**その他の観光立国実現に資する取組**（自動化ゲートによる審査対象の拡大、出入国記録カード・在留資格認定証明書の電子化、出発国における事前スクリーニング、出発時点の空港でのプレクリアランスの検討、旅行保険加入促進、医療費不払い外国人の入国審査の厳格化等）

6　安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進

○**厳格な出入国審査等水際対策の実施**（個人識別情報を活用した上陸審査の効果的運用、関係機関との連携による情報（ＰＮＲ等）の活用、ＩＣＰＯ紛失・盗難旅券データベース検索システムの活用、沿岸等のパトロール等）
○**不法滞在者・偽装滞在者対策等の推進**（積極的な摘発等の実施、外国人雇用状況届出情報を含む各種情報の活用、在留カードの偽変造対策の強化、関係機関との連携強化、送還忌避者等に対する実効性のある送還の実施、視察委員会の意見を踏まえた処遇改善、人道上の配慮が必要な場合における仮放免制度の活用による長期収容の回避、被収容者に対するカウンセリング等）
○**出入国在留管理に関するインテリジェンス機能の強化**（「出入国管理インテリジェンス・センター」を中心とする情報分析の推進、職員の育成等）
○**在留特別許可の適正な運用**

7　難民の適正かつ迅速な保護の推進

○**真に庇護を必要とする者の迅速・確実な保護のための取組**（難民該当性の的確な解釈による保護対象の明確化、待避機会としての在留許可対象の明確化の検討、脆弱な申請者へのインタビュー時の代理人等立会いの検討、濫用・誤用的申請の抑制策の効果を踏まえた更なる対策の検討（再申請事由の制限、送還停止効果の例外等））
○**第三国定住による難民の受入れ**

8　その他

○**出入国在留管理体制の整備、職員の人材育成、国際協力の更なる推進、人身取引被害者等への配慮、永住許可の在り方の検討**

出入国在留管理庁の業務の概要

1　出入国の管理

○ 外国人の入国審査…上陸の申請を受けて、上陸許可の条件に適合しているかどうかを審査し、上陸の許否を決定。上陸申請時には個人識別情報（指紋・顔写真）を提供させる（注）

（注）特別永住者、外交官、16歳未満の者等は免除

○ 外国人の出国確認…出国の事実を確認し、旅券に証印をする

○ 日本人の出帰国確認…出国・帰国の事実を確認し、旅券に証印をする

2　外国人の在留の管理

○ 我が国に在留する外国人の「在留資格の変更」、「在留期間の更新」、「永住許可」、「在留資格の取得」、「資格外活動許可」等に関する審査を行い、許否を決定

○ 在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人(中長期在留者)の在留状況を継続的に把握。在留カードを交付し、必要な情報については届出を義務化

○ 所定の在留資格取消事由に該当する外国人について、現に有する在留資格を取り消し、退去強制又は出国猶予期間中に出国させる

3　受入れ環境整備

生活者としての外国人に対する支援など外国人との共生社会の実現に必要な施策を関連省庁と連携して実施する

4　不法滞在者等の退去強制

○ 退去強制事由（注）に該当する外国人について、国外への退去を強制

（注）不法入国者、不法残留者、刑罰法令違反者等

○ 退去強制手続は、入国警備官が摘発などにより違反事実を調査する「違反調査」 → 入国審査官による「違反審査」 → 特別審理官による「口頭審理」 → 異議の申出に対する法務大臣の裁決 → 送還という一連の手続

5　難民又は補完的保護対象者の認定

○ 本邦にある外国人から申請があった場合に、当該外国人が難民条約が定義する難民（条約難民）又は補完的保護対象者に該当するか調査し、認定（又は不認定）

○ 難民又は補完的保護対象者と認定された者には定住者の在留資格が付与されるなどといった保護が与えられる

外国人入国者数・日本人出国者数等の推移

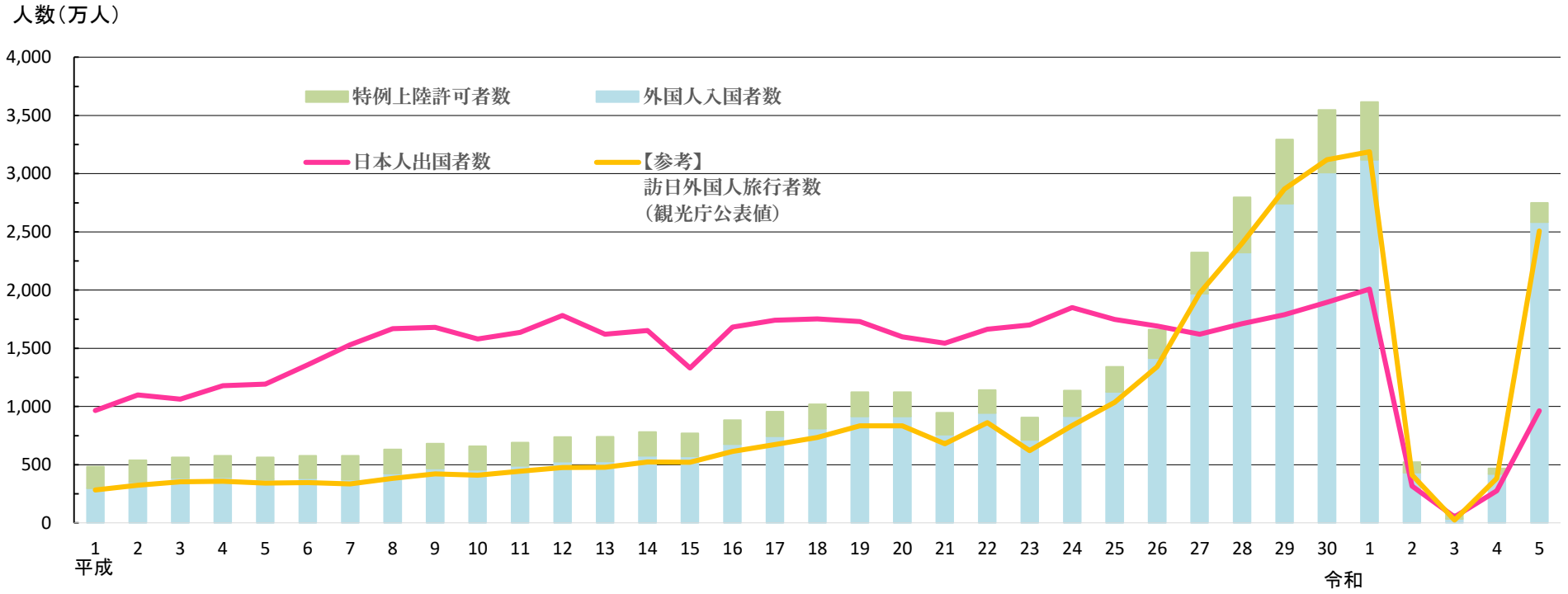

	Ⓐ 外国人入国者等総数 (Ⓐ = Ⓑ + Ⓒ)	対前年増減率（%）	Ⓑ 外国人入国者数 (Ⓑ = ㋐ + ㋑)	対前年増減率（%）	㋐ 新規入国	㋑ 再入国	Ⓒ 特例上陸許可者数	日本人出国者数	対前年増減率（%）	【参考】訪日外国人旅行者数（観光庁公表値）
令和元年	36,148,684	1.9	31,187,179	3.6	28,402,509	2,784,670	4,961,505	20,080,669	5.9	31,882,049
2	5,226,568	-85.5	4,307,257	-86.2	3,581,443	725,814	919,311	3,174,219	-84.2	4,115,828
3	775,044	-85.2	353,119	-91.8	151,726	201,393	421,925	512,244	-83.9	245,862
4	4,680,614	503.9	4,198,045	1,088.8	3,423,531	774,514	482,569	2,771,770	441.1	3,832,110
5	27,482,154	487.1	25,830,810	515.3	23,751,693	2,079,117	1,651,344	9,624,158	247.2	25,066,350

（注）外国人入国者等総数とは、外国人入国者数及び特例上陸許可者数を合計した数である。

日本版ESTA（電子渡航認証システム）

- 訪日を希望する外国人（観光など短期滞在を目的とした査証免除国・地域の者を対象）について、**出発前に、**入管庁に対して**入国目的や滞在先等の情報を申告**させ、**事前に審査を行うシステム**。
- **入国審査官との接触無しで入国が可能**となり、**入国審査待ち時間の大幅削減が見込まれる**。
- 訪日外国人旅行者数を6,000万人とする政府目標の達成年である**2030年までの導入を目指す**。

現行



導入後（イメージ）

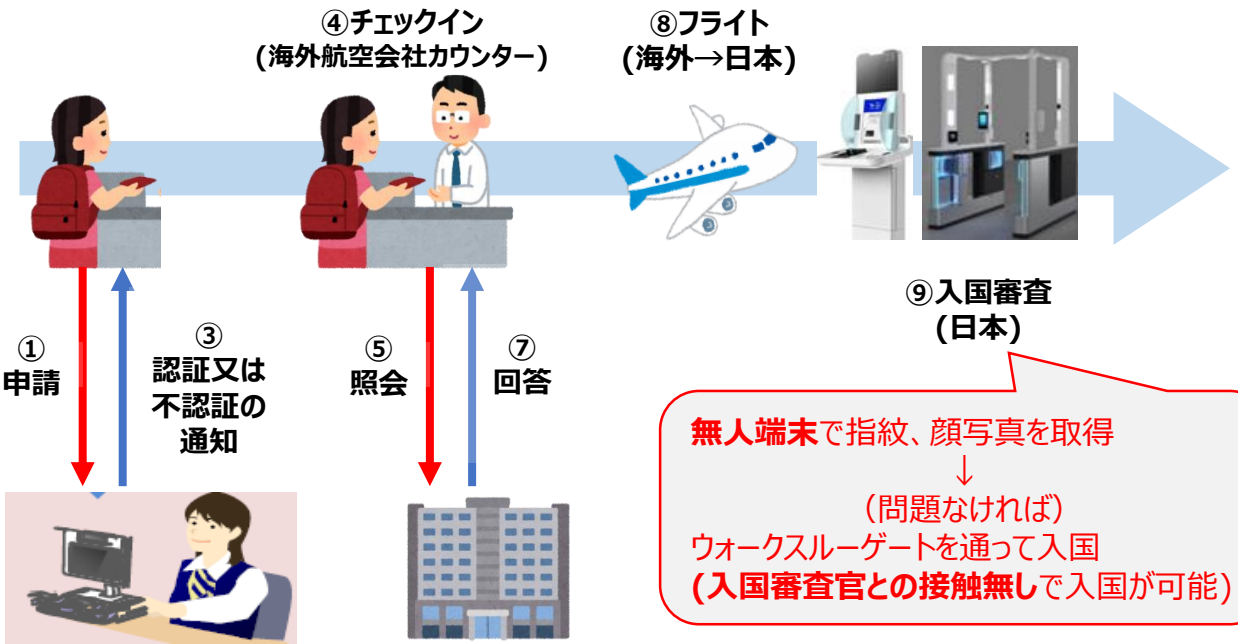

無人端末で指紋、顔写真を取得
↓
（問題なければ）
ウォークスルーゲートを通って入国
（入国審査官との接触無しで入国が可能）

＜諸外国での電子渡航認証システムの導入状況＞

国名	名称	運用開始日
米国	ESTA	2009年１月
カナダ	ETA	2016年11月
豪州	ETAS	1996年
ニュージーランド	NZeTA	2019年８月
韓国	K-ETA	2021年９月
イスラエル	ETA-IL	2024年7月
英国	UK ETA	2025年導入予定
EU	ETIAS	2025年導入予定

（2024年9月現在　入管庁調べ）

税関・入管における「共同キオスク」の概要

税関 Japan Customs　出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

●税関・入管手続で必要な旅券・顔写真・申告情報等を同時に提供できる「共同キオスク」を入国動線上に設置。
●①旅客の利便性向上、②入国手続全体の時間短縮、③手続ポイントの分散を実現。

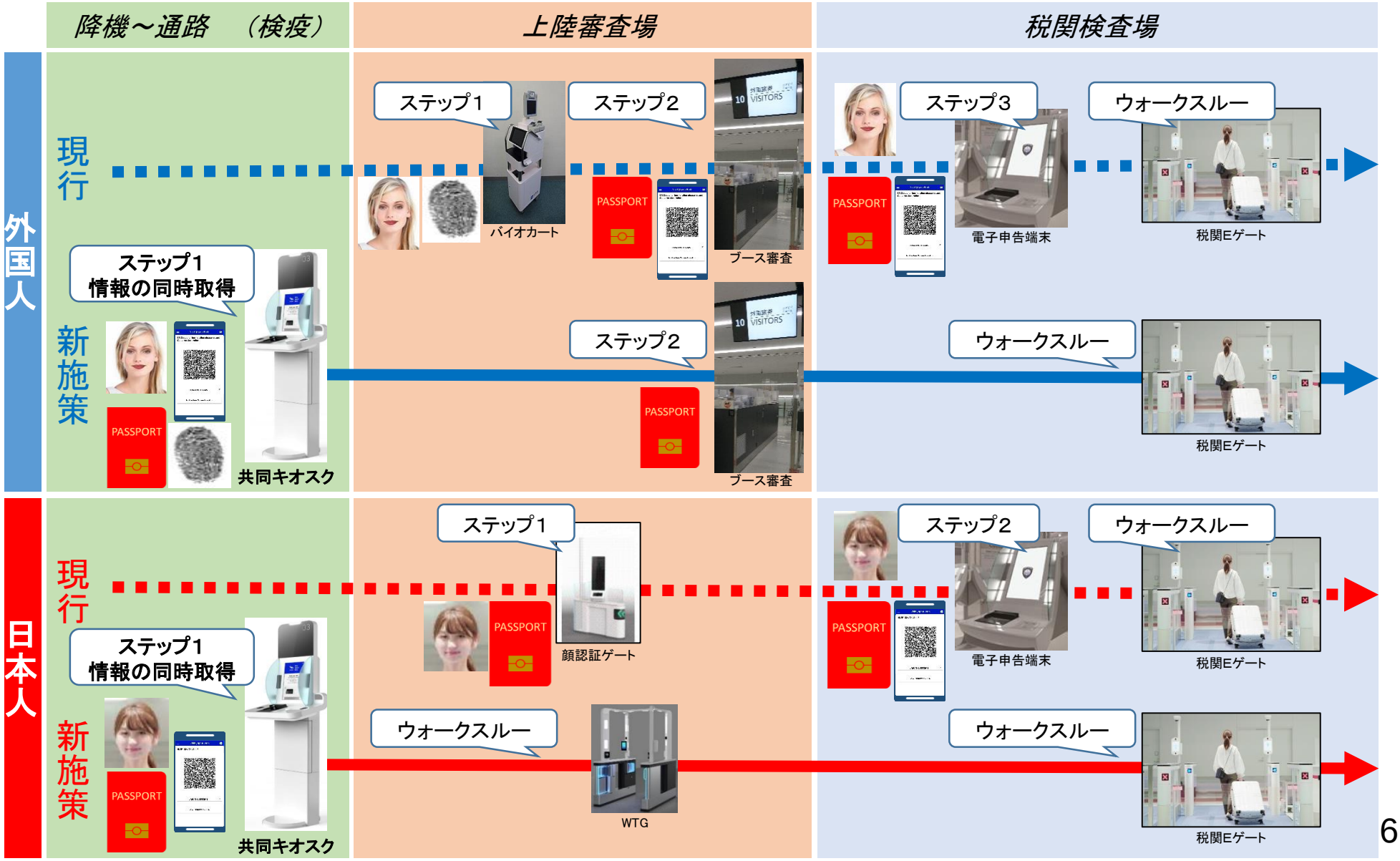

在留外国人数及び外国人労働者数の推移

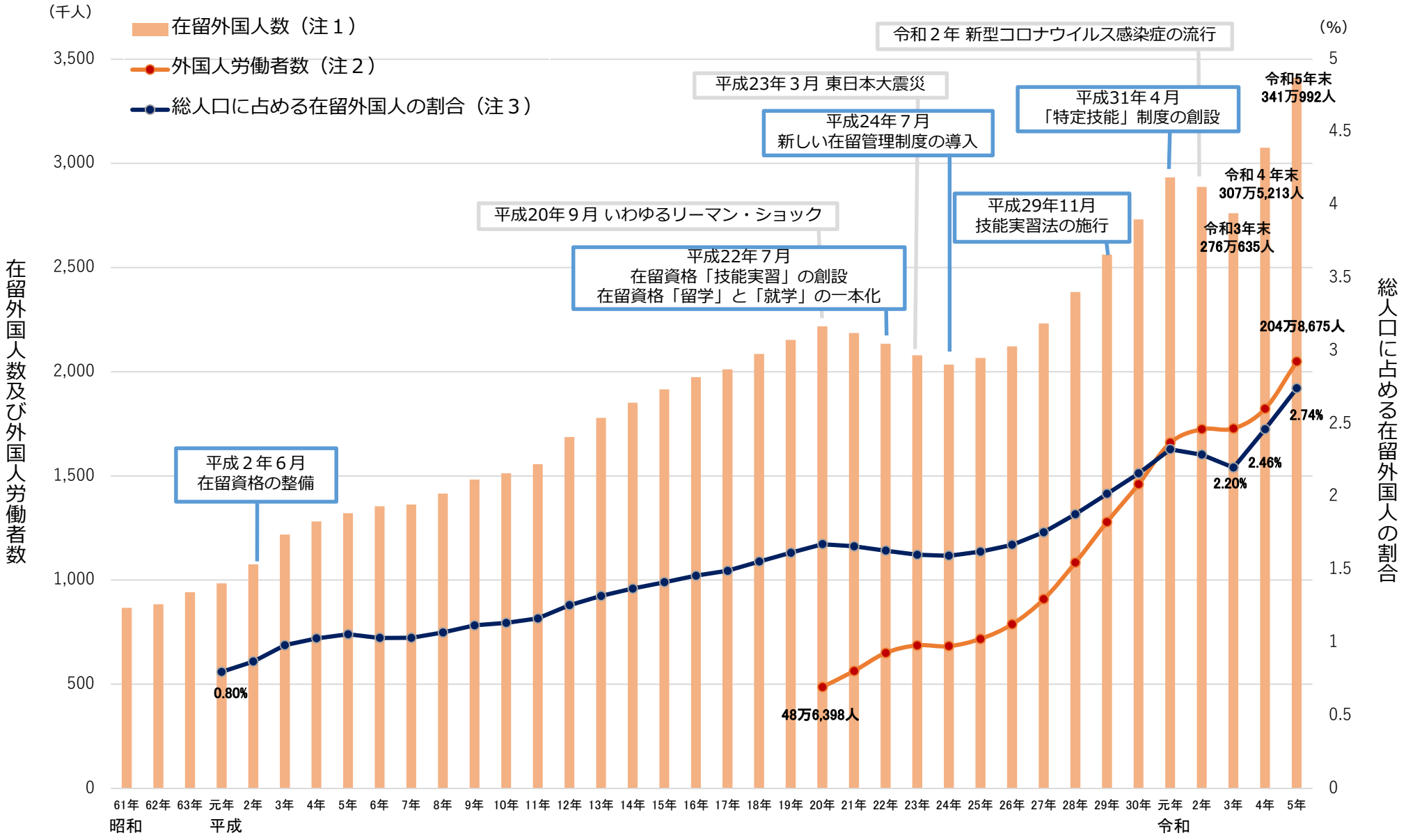

（注１）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。
（注２）厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（各年10月末現在の統計）に基づく（外国人雇用状況の届出制度は、平成19（2007）年10月1日から開始されているため、平成20（2008）年以降の推移を示している。）。
（注３）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業（令和６年３月２９日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注２）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注２）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人の構成比（在留資格別）の変化

平成25年（2013年）末

206万6,445人

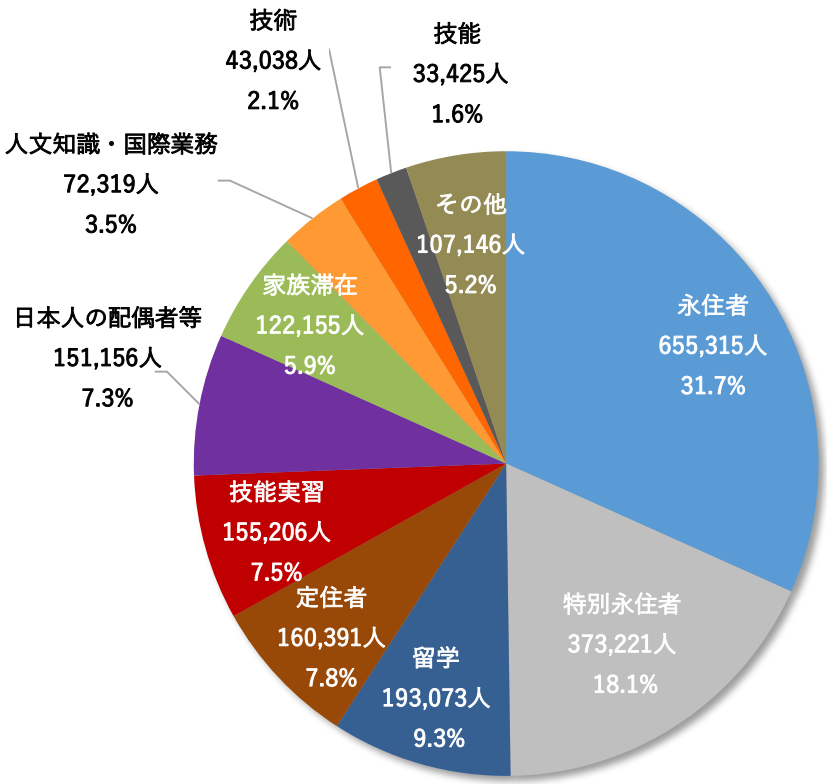

10年後

令和5年（2023年）末

341万992人

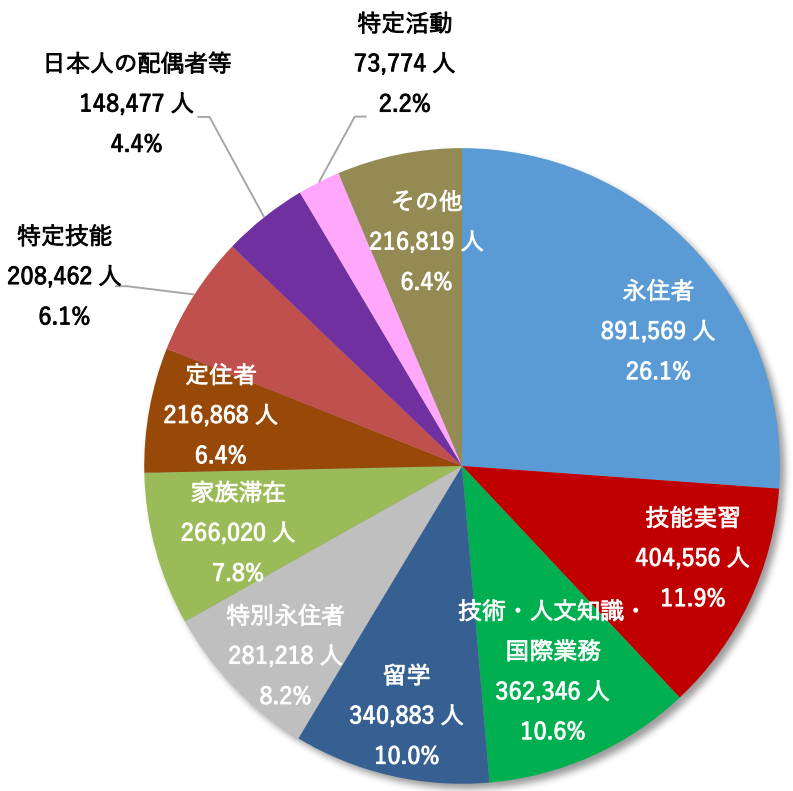

在留外国人の構成比（国籍・地域別）の変化

平成25年（2013年）末

206万6,445人

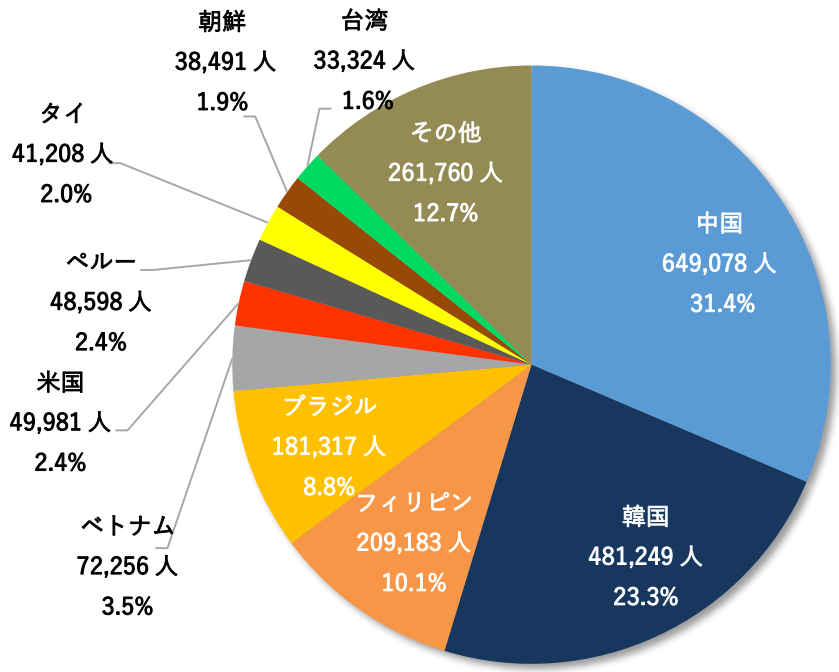

10年後

令和5年（2023年）末

341万992人

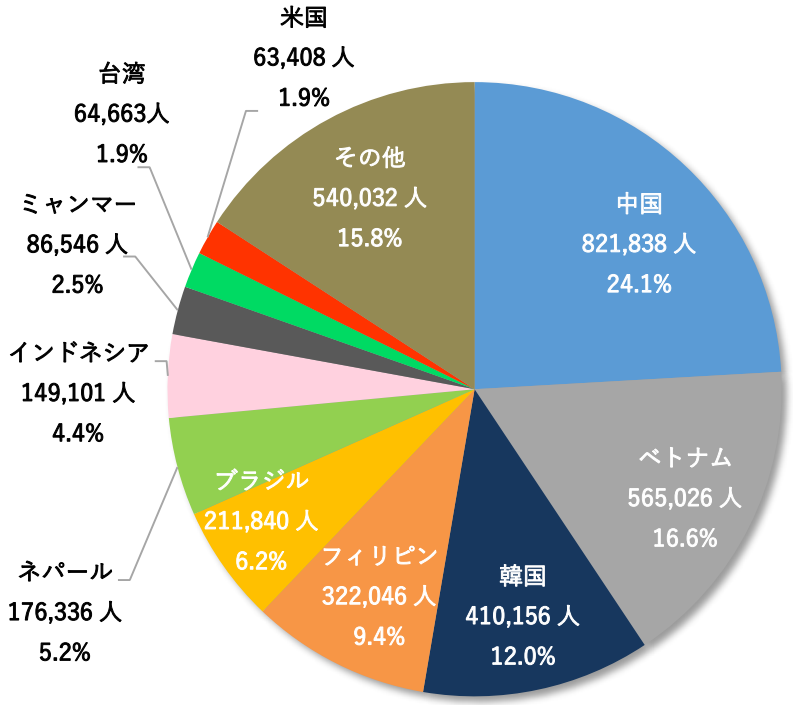

外国人労働者数の内訳

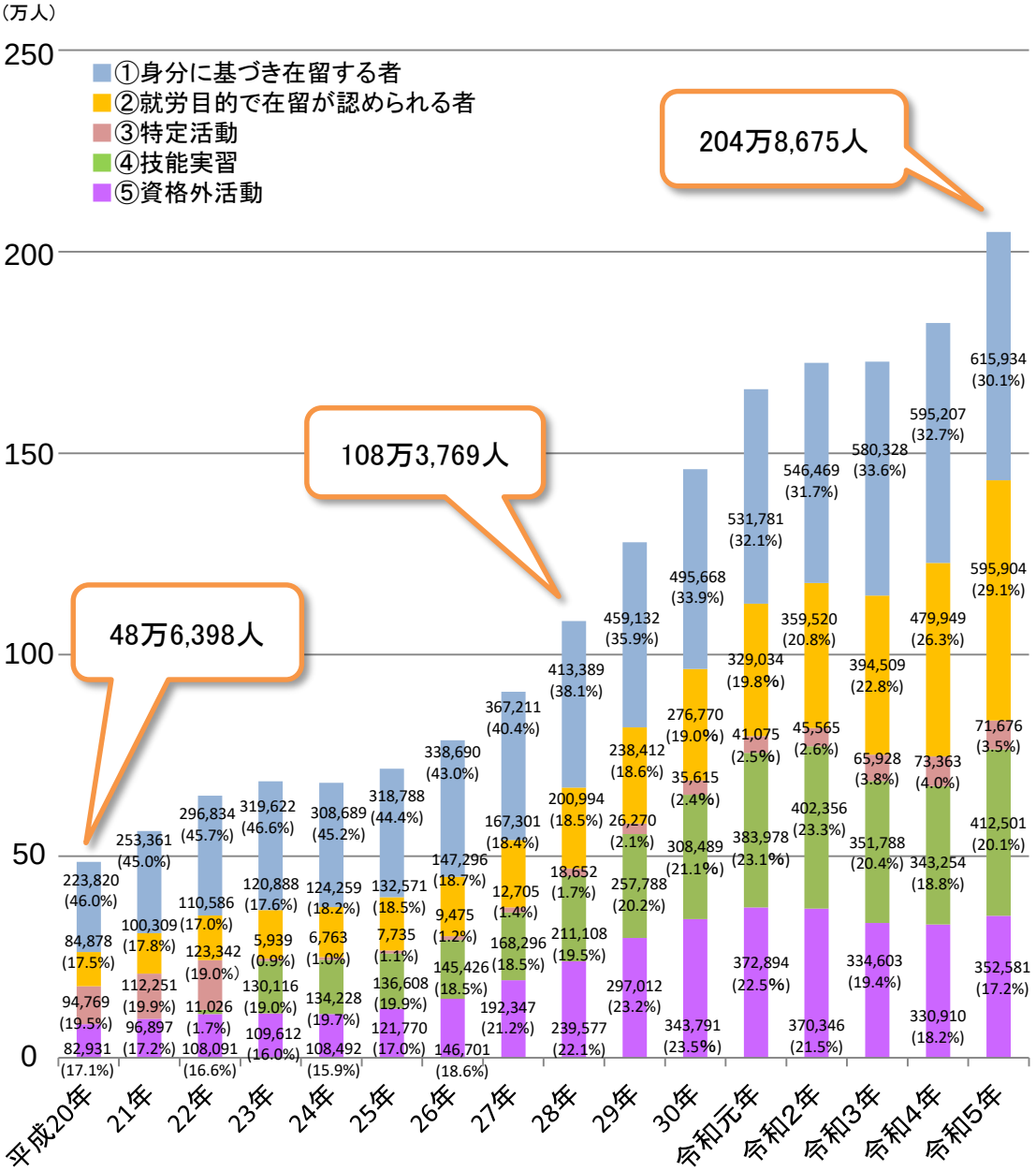

①身分に基づき在留する者　　約61.6万人（30.1%）
（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）
これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者　　約59.6万人（29.1%）
（いわゆる「専門的・技術的分野」）
一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動　　約7.2万人（3.5%）
（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）
「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習　　約41.3万人（20.1%）
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等）　**約35.3万人（17.2%）**
本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」に基づく集計（各年10月末現在の統計）

外国人労働者の受入れに関する政府方針

専門的・技術的分野の外国人

積極的に受入れ

○　我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進
（第９次雇用対策基本計画（平成11年８月13日閣議決定））

○　我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（平成31年４月法務省））

上記以外の分野の外国人

国民的コンセンサスを踏まえた多角的な検討が必要

○　我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応
（第９次雇用対策基本計画（平成11年８月13日閣議決定））

○　専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならない。
（出入国在留管理基本計画（平成31年４月法務省））

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、１号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則３年以内に施行（注１））

（注１）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

１．新たな在留資格創設

○　技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする**「育成就労」の在留資格を創設**（注２）。

２．特定技能の適正化

○　特定技能所属機関（受入れ機関）が１号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

３．不法就労助長罪の厳罰化

○　外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。
（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→５年以下又は500万円以下 ※併科可）

４．永住許可制度の適正化

○　永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注２）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤２号」の在留資格を創設。

４．その他

○　季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。

○　制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。

○　施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：１号→２号、２号→３号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

１．育成就労制度の目的・基本方針

○　法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(**育成就労法**)に改める。

○　育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能１号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。

○　政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

２．育成就労計画の認定制度

○　育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が３年以内（注３）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注４）に適合していることといった要件を設ける。

○　転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①**やむを得ない事情がある場合**や、②同一業務区分内であること、就労期間（１～２年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件(注５)を満たす場合(**本人意向の転籍**)に行う。

３．関係機関の在り方

○　監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。

○　外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、１号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

（注３）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で１年の延長可。
（注４）詳細な要件は、主務省令で定める。
（注５）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、
- **同一機関での就労期間については分野ごとに１年から２年の範囲で設定すること**
- **技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するＡ１～Ａ２相当の日本語能力に係る試験への合格**
- **転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていること**

を要件とすることを予定している。

今後の在留管理の目標

外国人を受け入れる範囲を明確化し、在留外国人の在留状況を継続的に把握することにより、それぞれの在留状況に応じて、以下のとおり的確な在留管理を行う。

① 外国人を受け入れる範囲に当てはまる者については、可能な限り手続を簡素化する。

② 問題があると疑われる者については、速やかに状況を確認して適正化を図り、（出入国管理の適正化と合わせて）偽装滞在者・不法滞在者を発生させず、放置しない仕組みを作る。

1 方向性

①在留審査手続の透明化等 〔予見可能性を高める〕	②在留管理の高度化 〔効果的な在留管理を行う〕	③在留管理の実効性の確保 〔偽装滞在事案等へ適切に対応する〕

2 方策

1 在留資格の見直し 2 在留審査基準の明確化	3 真に必要な在留管理情報の整理 4 在留審査の効率化	5 在留管理情報の活用 6 在留管理体制の見直し

①在留審査手続の透明化
〔予見可能性を高める〕

〔①在留資格の見直し〕

課題

♦在留資格制度創設以降、社会のニーズを踏まえて対応してきた結果、在留資格及びその審査が複雑化したため、見直しが必要
⇒在留資格は３８種類　特定活動告示は５４号

これまでの主な対応

♦在留資格「留学」へ一本化（H22）
※「就学」は廃止
♦在留資格「技術・人文知識・国際業務」へ一本化（H27）

〔②在留審査基準の明確化〕

課題

♦在留審査について、申請人等にとってより分かりやすく利用しやすい制度となるように更なる透明性の確保が必要

これまでの主な対応

♦変更・更新ガイドラインの策定(H20)
♦永住ガイドラインの策定(H18)
♦技能実習運用要領の公表(H29)
♦特定技能運用要領の公表(H31)

②在留管理の高度化
〔効果的な在留管理を行う〕

〔③真に必要な在留管理情報の整理〕

課題

◆より適正な在留管理を行うため、
情報の要否について見直しが必要

これまでの主な対応

◆雇用状況届出
（開始(H19)、在留カード番号付記(R2)、オンライン連携(R3)）
◆所属機関等に関する届出(H24)
◆所属機関等からの届出(H24)
◆オンライン申請の利用申出時の報告(H31.3)

〔④在留審査の効率化〕

課題

◆申請書類等の更なる簡略化・簡素化
◆申請窓口の混雑緩和
◆処理期間の短縮

これまでの主な対応

◆申請書の簡略化
（随時、H21本人作成用・所属機関作成用）
◆提出書類の簡素化
（随時、H21就労資格カテゴリー分け）
◆オンライン申請の導入
（開始(R1.7)、以後、対象手続・利用対象者・在留資格を順次拡大）

③在留管理の実効性の確保
〔偽装滞在事案へ適切に対応する〕

〔⑤在留管理情報の活用〕

課題

◆より適正かつ効率的に在留管理を行うため、取得した情報を一層効果的に活用することが必要

これまでの主な対応

◆在留資格取消制度の創設
（開始(H16)、取消し事由の追加(7号・日配等の取消(H24)、5号・失踪技能実習生の取消し(H29)）
◆雇用状況届出
（開始(H19)、在留カード番号付記(R2)、オンライン連携(R3)）
◆情報の継続把握に基づく実態調査(H24)
◆留学(日本語教育機関)に係る報告に基づく調査
（19条の17(H24)、告示基準策定(H28)）
◆技能実習に係る報告に基づく調査
（技能実習法施行(H29)）
◆特定技能に係る報告に基づく調査(H31)

〔⑥在留管理体制の見直し〕

課題

◆申請件数等の急激な増加が継続する状況に対応可能な体制の構築・強化

これまでの主な対応

◆中長期在留者に関する事実の調査権限を入国審査官だけでなく入国警備官に付与(H24)
◆東京局在留管理情報部門（現・在留調査部門）を設置し、届出情報の処理及び情報の抽出・分析を一元化(H24)
◆在留資格取消に係る調査権限を入国警備官に拡大（H29）
◆オンライン申請に係る案件振分け及び地方局案件以外のA案件処理を東京局在留管理情報部門（現・オンライン審査部門）に一元化(R1)
◆在留管理インテリジェンスセンターの設置(R2)

不法残留者数の推移

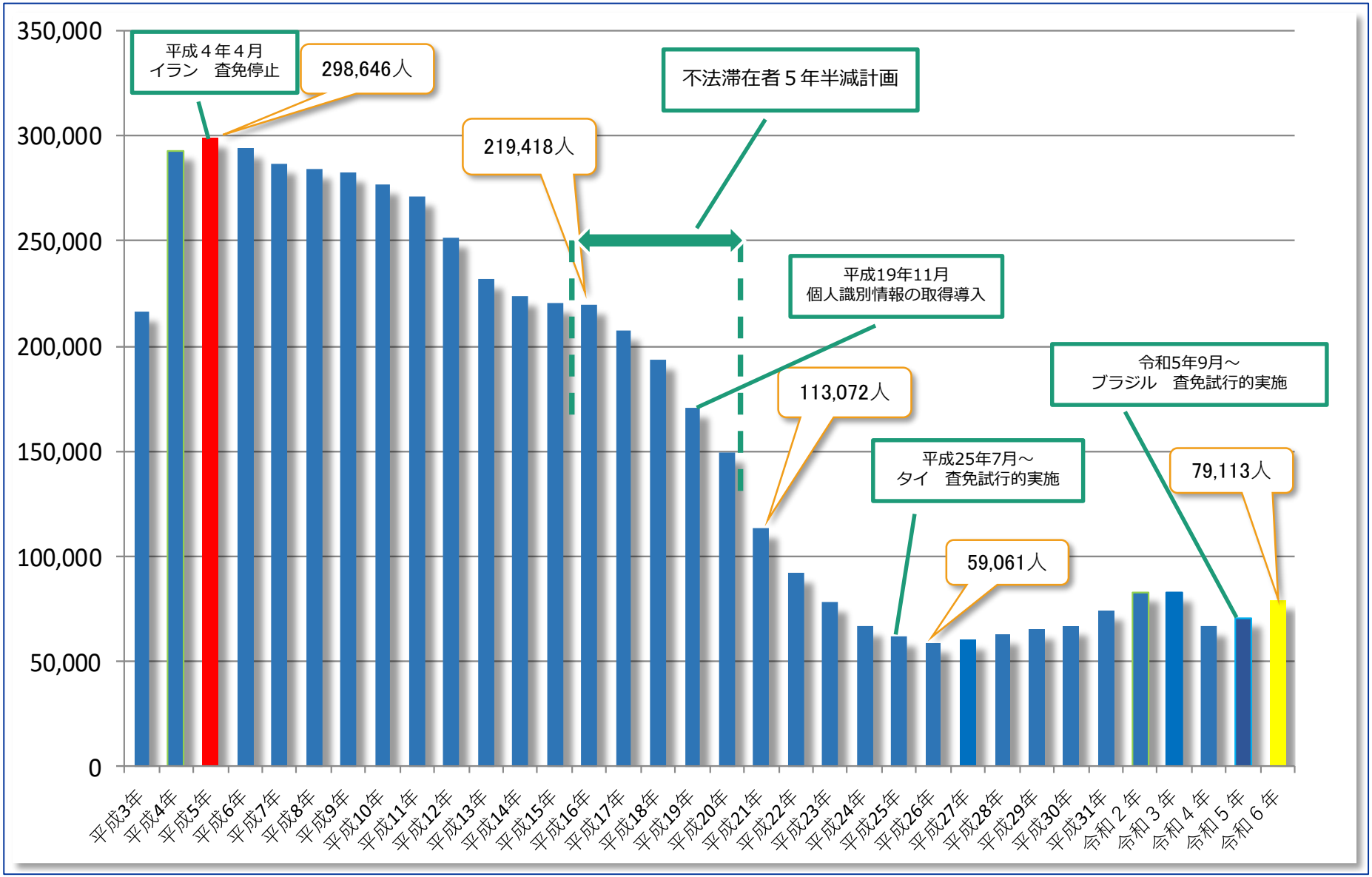

※　平成3年～平成8年は5月1日現在、平成9年以降は1月1日現在の電算統計に基づく推計

入管法違反事件の推移①

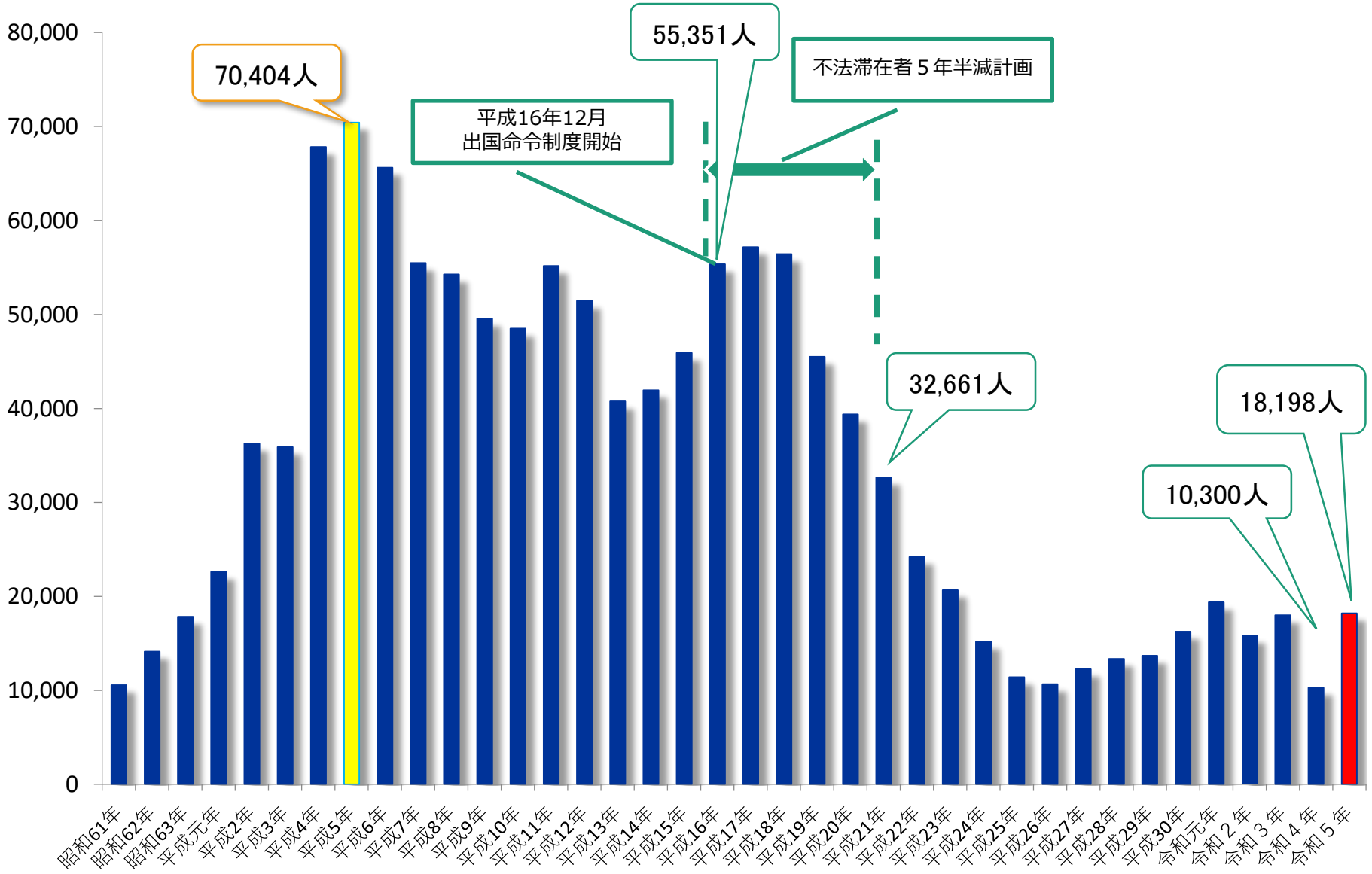

※　退去強制手続件数には、出国命令制度の対象となった者を含む。

入管法違反事件の推移②

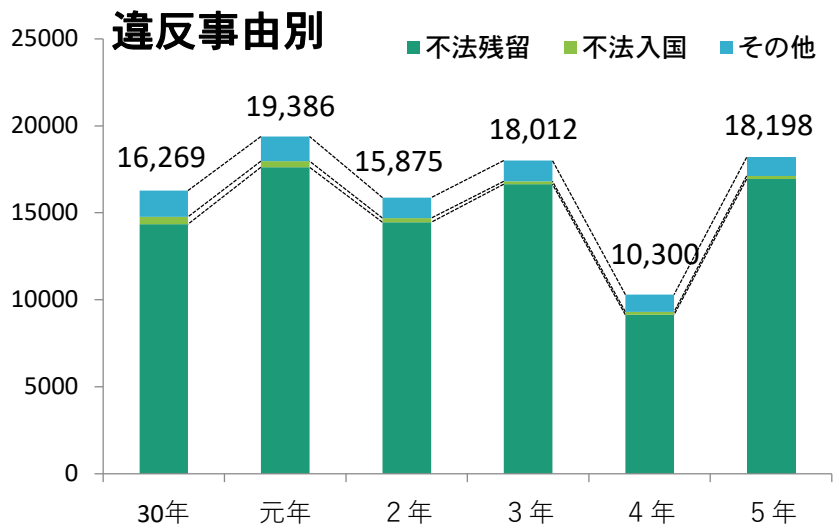

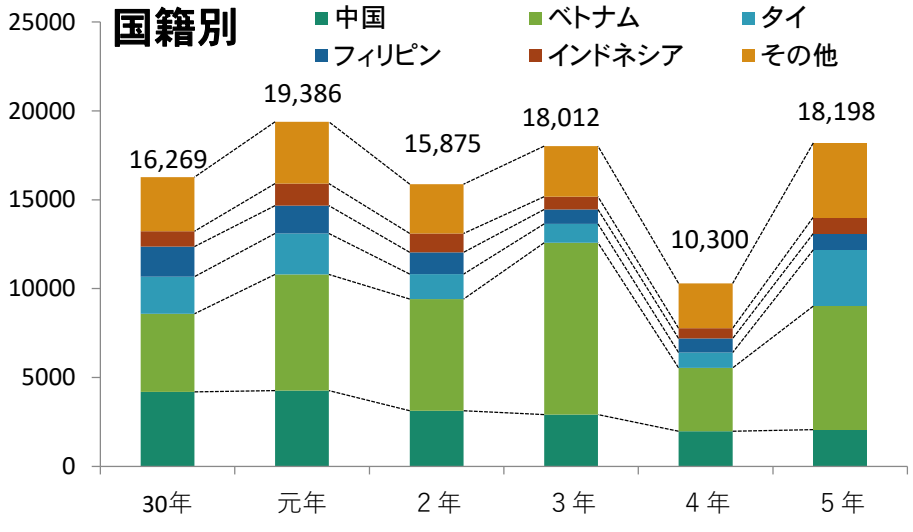

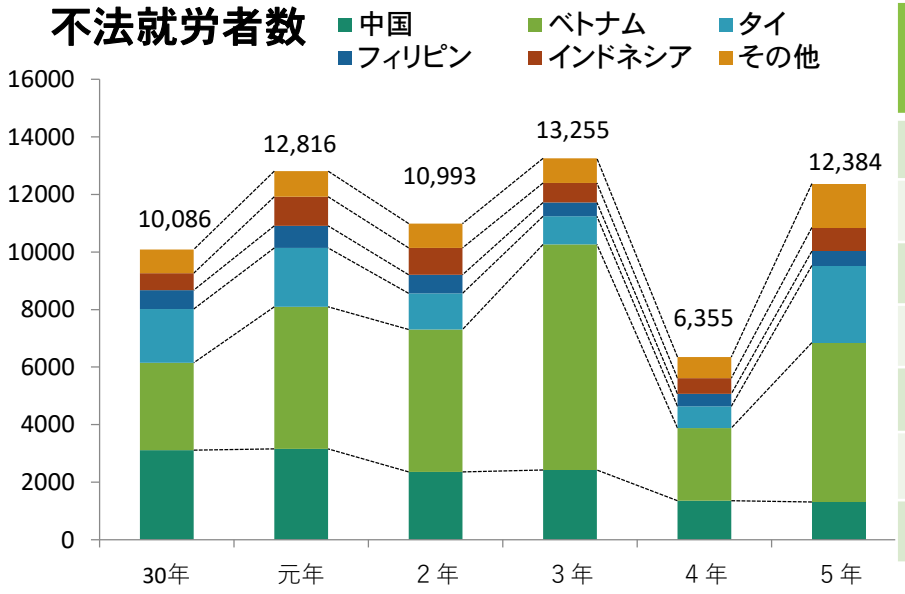

不法就労者の稼働場所・就労内容（令和5年）

	総数	農業従事者	建設従事者	工員	その他の労務作業者	その他
総　数	12,384	4,066	3,160	1,717	1,555	1,886
茨　城	2,748	1,973	308	180	142	145
千　葉	1,915	842	431	205	174	263
群　馬	1,333	359	251	473	136	114
埼　玉	1,172	218	450	168	163	173
愛　知	1,050	75	405	176	201	193
その他	4,166	599	1,315	515	739	998

被収容者数の推移

入管収容施設に収容している被収容者の人数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い減少したものの、近年は増加傾向にある。

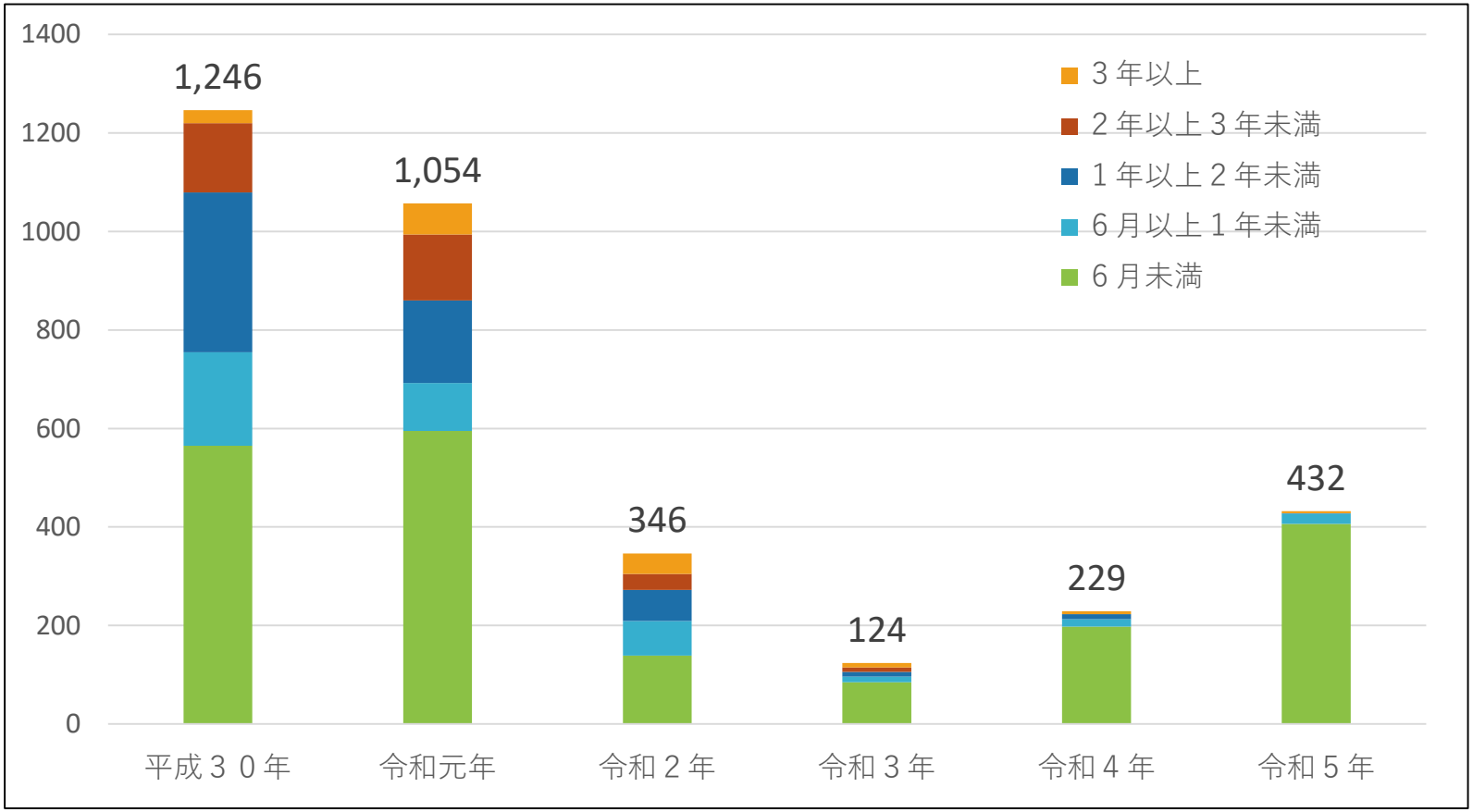

（各年末の人数）

送還人員の推移

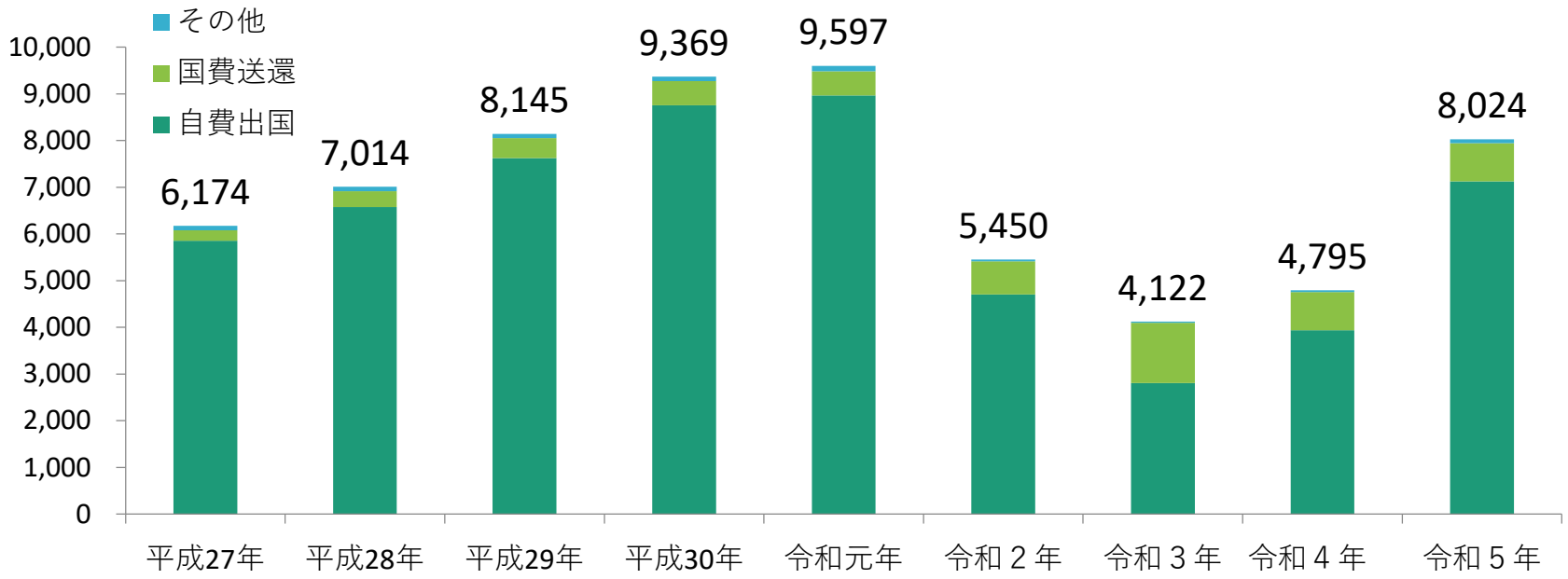

出国命令書交付件数の推移

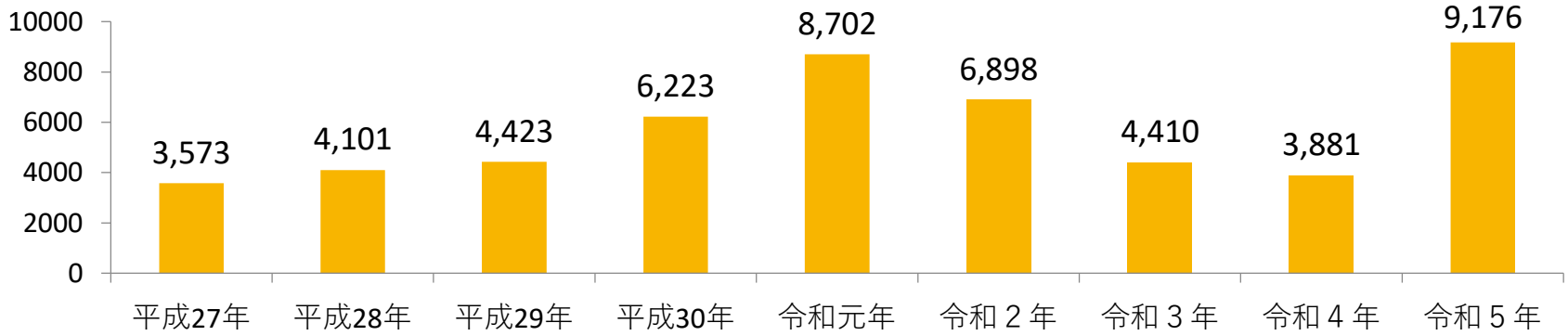

※令和５年は速報値

退去強制手続・出国命令手続の流れ

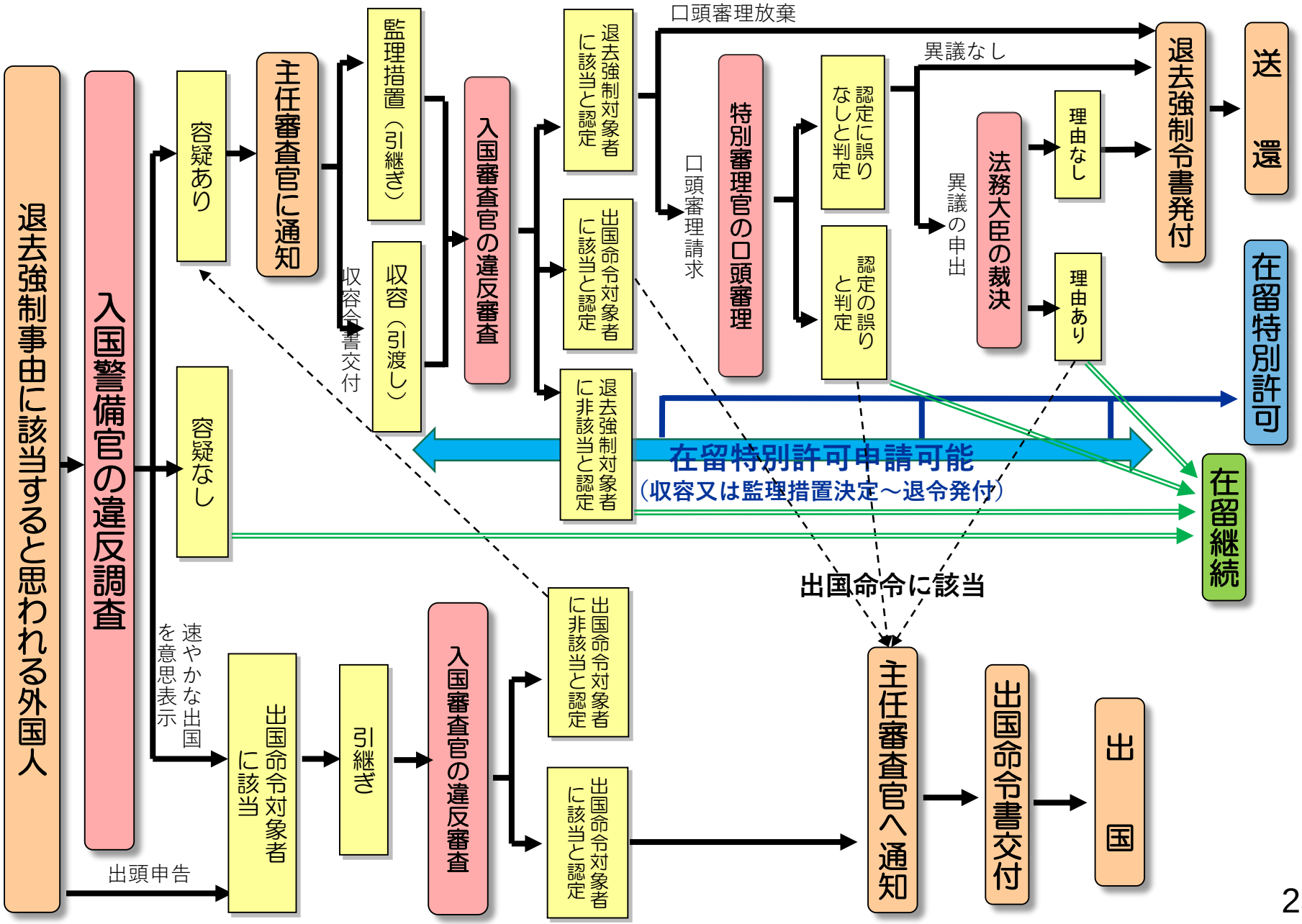

難民及び補完的保護対象者認定制度の概要

難民の認定

◆入管法上の難民の定義

難民条約 / 難民議定書 に規定

① 人種
② 宗教
③ 国籍
④ 特定の社会的集団の構成員であること
⑤ 政治的意見

これらを理由に、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそれを望まないもの

難民認定手続（令和５年１１月３０日まで）

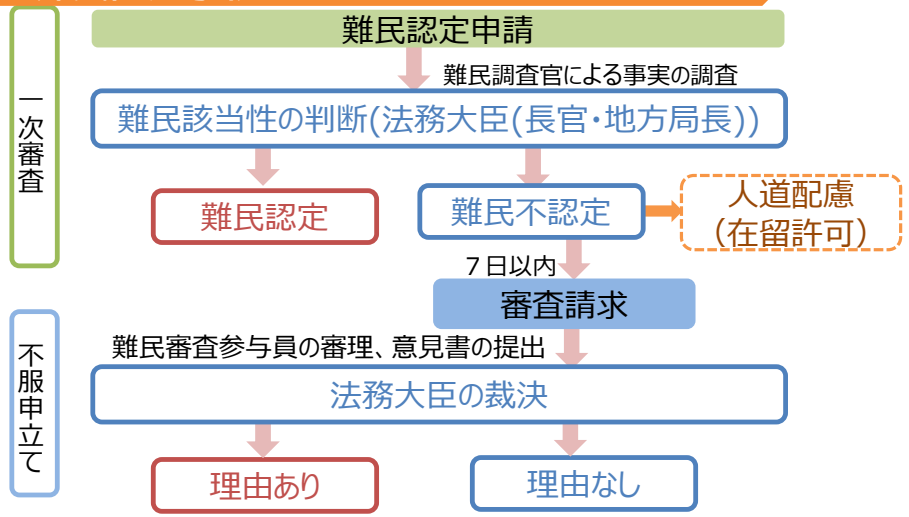

補完的保護対象者認定制度の創設

◆補完的保護対象者＝条約上の難民の要件のうち、迫害を受けるおそれの理由以外の要件を満たす者

◆認定された者には原則として在留資格「定住者」を付与

★難民に準じて保護すべき者を一層確実に保護

★制度的裏付けのある支援を実現

◆施行日： 令和5年12月1日

難民認定・補完的保護対象者認定手続（令和５年１２月１日以降）

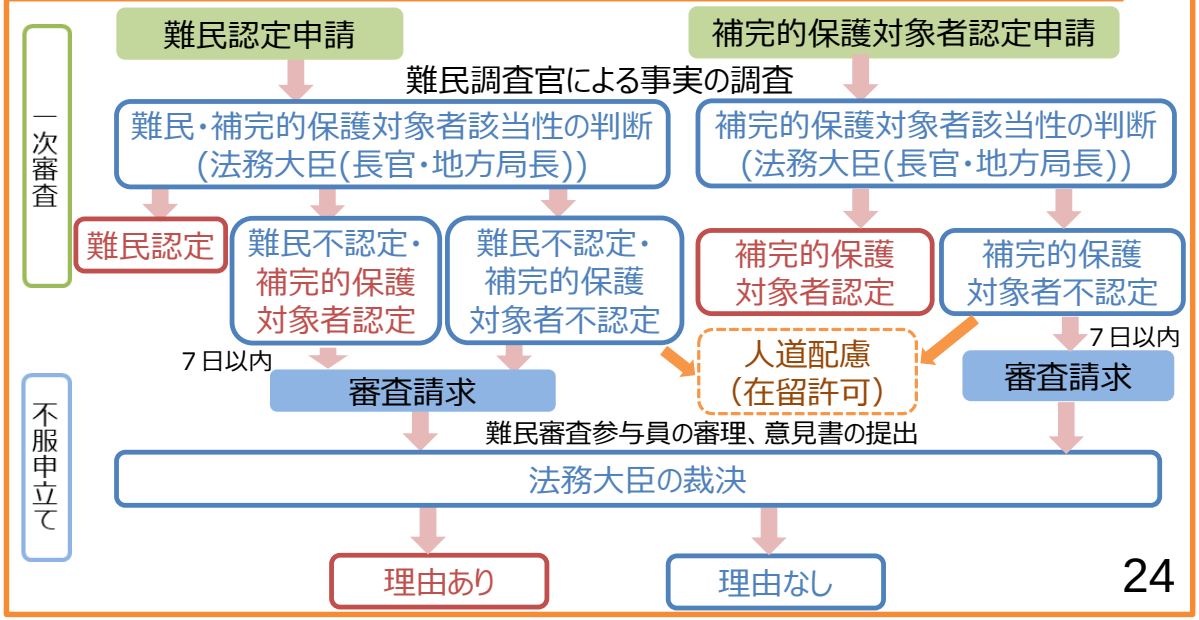

難民認定申請者数の推移

■ 近年急増していた難民認定申請者数は、平成29年に19，629人と過去最高を記録したが、平成30年1月に運用の更なる見直しを実施した結果、同年の申請者数は10，493人と半減した。

■ 令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、新規入国者数が減少したことにより、申請者数は大幅に減少。
令和4年3月以降は、水際対策の段階的な緩和などにより、新規入国者数が再び増加したため、令和4年には申請者数が3，772人と前年から微増し、令和5年には申請者数は13，823人と前年から大幅に増加した。

■ 複数回申請者数は、令和5年は1，661人と申請者全体の約12%を占めている。

難民認定申請者数の推移

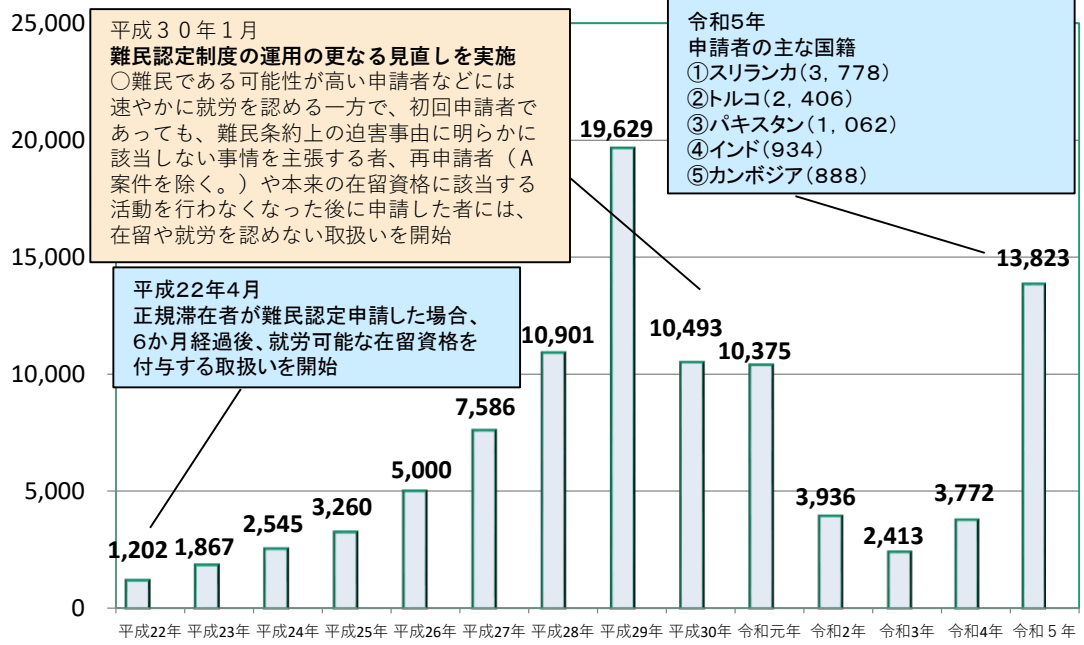

複数回申請者数の推移

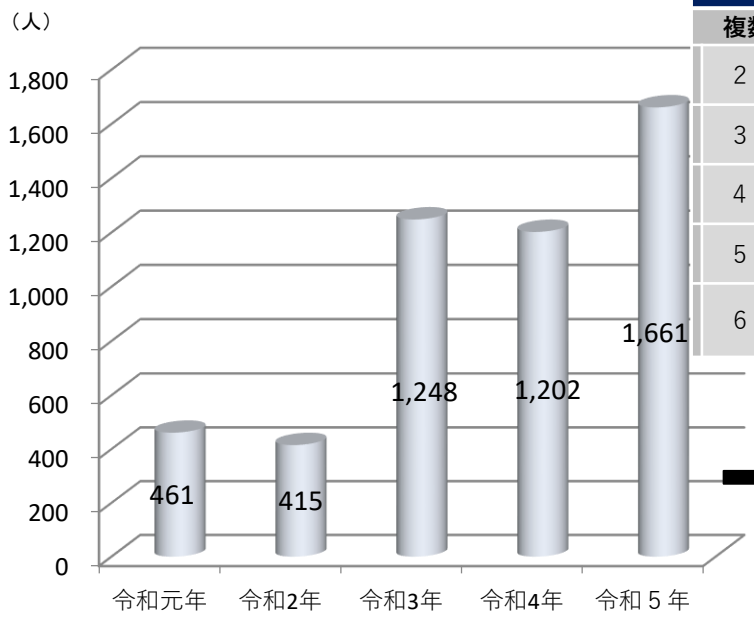

	令和５年
複数回	1,661
２回目	1,313
３回目	250
４回目	82
５回目	10
６回目	6

難民認定申請案件の振分け状況

■ 令和5年に地方出入国在留管理局・支局で受け付けた難民認定申請案件13,823件の振分け状況は以下のとおり。

- A案件（難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件） 753件 （5.4%）
- B案件（難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件） 111件 （0.8%）
- C案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件） 1,507件 （10.9%）
- D案件（上記以外の案件） 11,452件 （82.8%）

（注）案件の振分けは、地方出入国在留管理局等の振分け担当者が申請書の記載内容等により行っている。

難民認定申請（一次審査）の処理状況

■ 令和5年における処理数は8，184人であり、前年に比べて947人（約13%）増加。
■ 令和5年における平均処理期間は前年と比較して短縮したものの、令和2年以降、平均処理期間が2年超を要する状況が継続している。

処理状況の推移

（人）

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
処理数		7,131	5,439	6,150	7,237	8,184
	認定	43	46	65	187	289
	不認定	4,936	3,477	4,196	5,418	5,045
	不認定者のうち、補完的保護対象者と認定した者					2
	取下げ等	2,152	1,916	1,889	1,632	2,850

申請を取り下げた者の約６３%が本邦を出国し、約１１%が本邦に不法に滞在し続けている（令和６年２月１日時点）。

申請者数・処理数・未処理数の推移

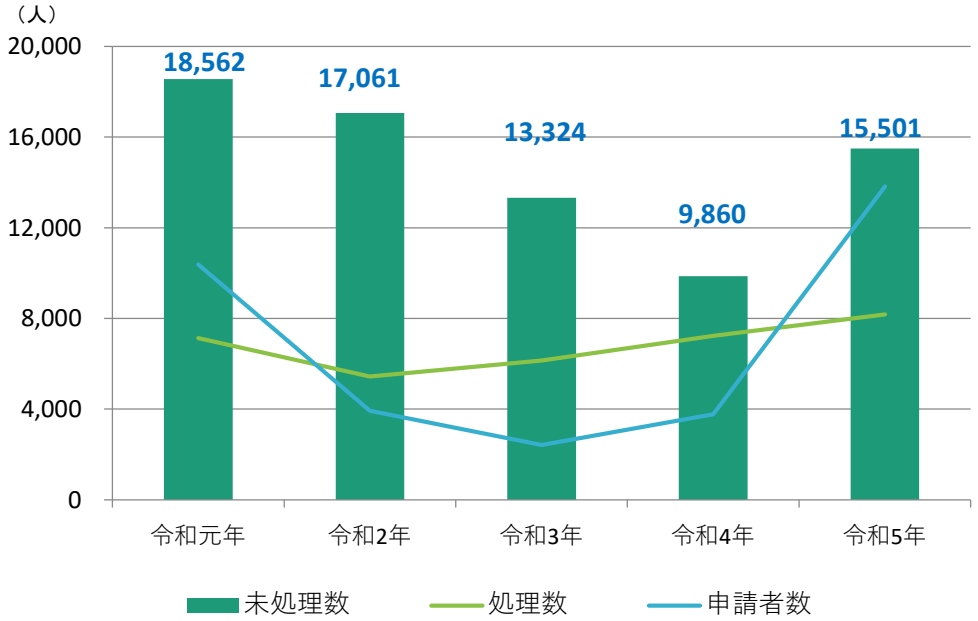

平均処理期間の推移

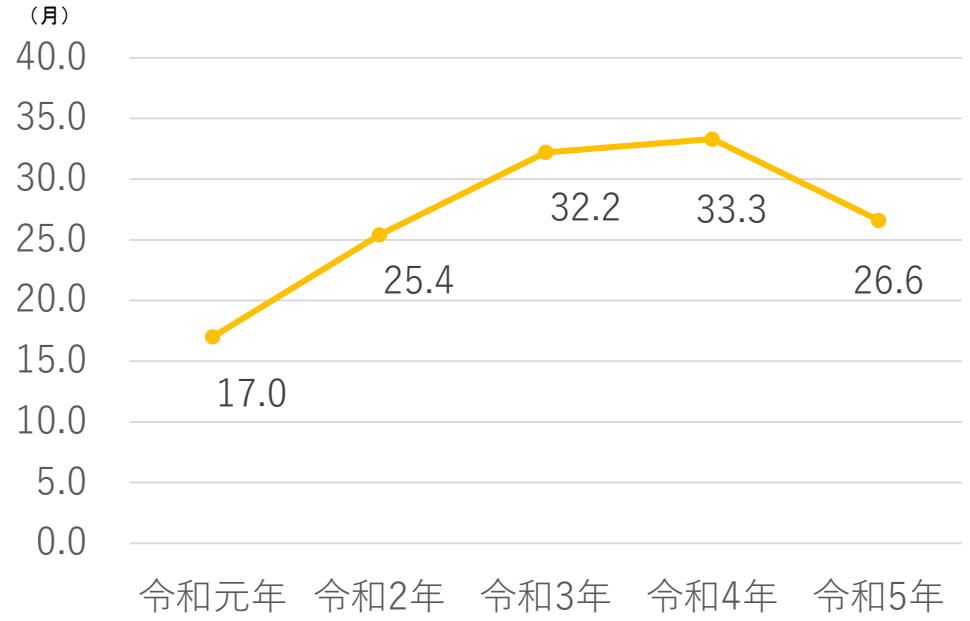

難民認定者数等の推移

■　令和5年の難民認定者数は303人（うち不服申立て「理由あり」14人）、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者が2人、人道上の配慮を理由に我が国での在留を認めた者が1，005人であり、合計で1，310人に対し、我が国での在留を認めた。

■　難民認定者数は、難民条約が我が国について効力を生じた昭和57年以降、過去最高を記録した。

難民認定者の国籍別の内訳

令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
アフガニスタン	16	イエメン	11	ミャンマー	32	アフガニスタン	147	アフガニスタン	237
リビア	4	中国	11	中国	18	ミャンマー	26	ミャンマー	27
イエメン	3	アフガニスタン	5	アフガニスタン	9	中国	9	エチオピア	6
コンゴ民主共和国	3	シリア	4	イラン	4	エリトリア	5	イエメン	5
シリア	3	ギニア	3	イエメン	3	カメルーン	4	中国	5
ベネズエラ	3	コンゴ民主共和国	3	ウガンダ	2	イエメン	3	イラン	3
ウガンダ	2	ルワンダ	3	カメルーン	2	ウガンダ	2	ウガンダ	3
エチオピア	2	イラク	2	イラク	1	エチオピア	2	トルコ	3
無国籍	2	イラン	1	ガーナ	1	カンボジア	1	カメルーン	2
イラク	1	ウガンダ	1	パキスタン	1	コンゴ民主共和国	1	コンゴ民主共和国	2
スーダン	1	コートジボワール	1	南スーダン共和国	1	トルコ	1	ガンビア	1
スリランカ	1	スーダン	1			リビア	1	カンボジア	1
ソマリア	1	無国籍	1					シリア	1
パキスタン	1							スーダン	1
ブルンジ	1							スリランカ	1
								ソマリア	1
								ナイジェリア	1
								バングラデシュ	1
								レバノン	1
								無国籍	1
総数	44	総数	47	総数	74	総数	202	総数	303

難民認定者数の推移

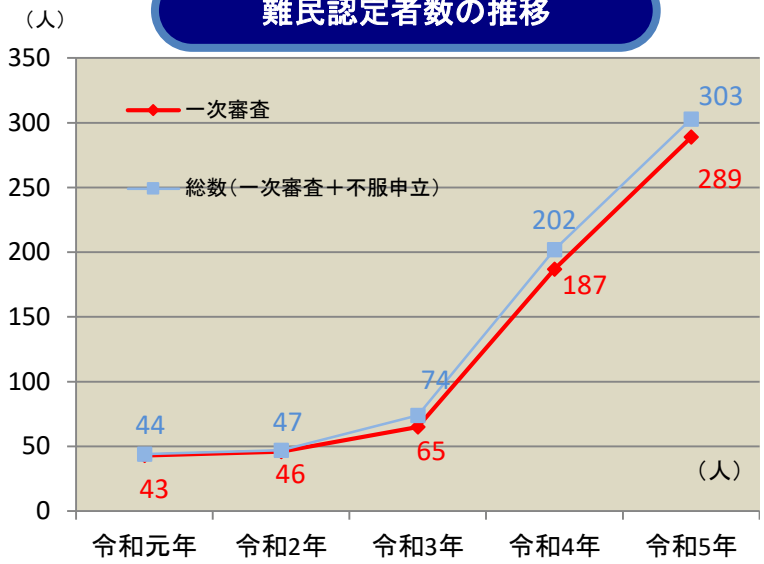

難民認定者数及び人道上の配慮による在留許可者数の推移

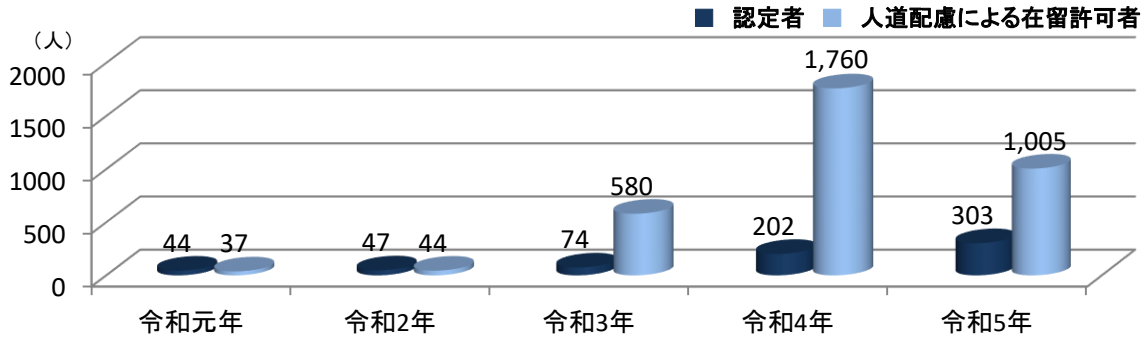

【人道配慮による在留許可者の内訳】

令和５年	本国情勢等	９５６人
	その他（日配等）	４９人
令和４年	本国情勢等	１，７１２人
	その他（日配等）	４８人
令和３年	本国情勢等	５２５人
	その他（日配等）	５５人
令和２年	本国情勢等	１９人
	その他（日配等）	２５人
令和元年	本国情勢等	１０人
	その他（日配等）	２７人

補完的保護対象者認定制度の運用状況

令和５年１２月１日から令和６年２月２９日までの累計（速報値）

補完的保護対象者認定申請者数

申請者総数

１，１１０人

（うちウクライナ避難民１，０５２人）

国籍別内訳　※括弧内はウクライナ避難民で内数

ウクライナ	１，１０１	（１，０４７）
ロシア	５	（３）
ウズベキスタン	１	（１）
英国	１	（１）
シリア	１	（０）
スリランカ	１	（０）

補完的保護対象者認定者数

認定者総数

６４７人

（うちウクライナ避難民６４４人）

国籍別内訳　※括弧内はウクライナ避難民で内数

ウクライナ	６４４	（６４４）
スーダン	３	（０）

（注１）上記数値は、一次審査のみ
（注２）上記数値はいずれも速報値であり、今後公表される数値と一致しない可能性がある
（注３）上記数値はいずれも令和６年２月末までの受付・処理状況であり、申請者総数と認定者総数の差分が不認定等を表しているわけではない
（注４）認定者数には、難民認定申請者のうち難民としては認定されなかったものの補完的保護対象者として認定された者が含まれる

現行入管法下の課題（令和５年通常国会提出法案で対応）

共生社会の実現

○　日本人と外国人が安全・安心に暮らせる**共生社会を実現**するため、外国人への差別・偏見を無くし、その人権を尊重することが必要
その上では、外国人もルールを守り、許可された在留資格・在留期間の範囲内で活動してもらうことも重要

○　国際慣習法上、国家は、外国人の入国に当たり、遵守すべきルールを定め、これに違反した者を国外に退去させることができる

送還忌避問題

現行法上、送還忌避者は送還できない（法の不備）

退去強制事由に該当
- **不法残留(約７万人)**
- **不法就労**
- **重大犯罪で有罪等**

退去強制手続等

- **在留特別許可**
- **自発的帰国・退去強制**
- **帰国したくない（送還忌避）**
  Ｒ４末　**累計４,２３３人**

（送還を妨げる理由）
①　難民認定手続中は送還が一律停止
②　退去を拒む自国民の受取を拒否する国の存在
③　航空機内で暴れるなどの送還妨害行為に及び、搭乗拒否

収容を巡る諸問題

○　**現行法上、「送還可能のときまで」原則収容**
⇒　送還忌避者について**収容が長期化**
- 被収容者の健康上の問題が発生
- 拒食事案の発生など処遇の困難化

○　収容の長期化を回避するには、仮放免制度を用いるしかないが、逃亡等の防止手段が十分でない

※　仮放免後に逃亡している送還忌避者数の推移

R2末		R3末		R4末（速報値）
415人	→	599人	→	1,410人

保護すべき者を確実に保護する制度の創設

現行法下では、紛争避難民など、条約上の難民に該当しないものの人道上保護すべき者を確実に保護する制度が十分でなく、法務大臣の裁量で保護している

※　R5.5.31時点でウクライナ避難民2,010人が「特定活動（1年・就労可）」等の在留資格で在留中

入管法等改正法の概要等

保護すべき者を確実に保護

R5.12.1

1　「補完的保護対象者」認定制度

○　条約上の難民ではないが、難民に準じて保護すべき者を保護（紛争避難民など）

○　安定した在留資格の付与、制度的裏付けのある支援の実現

R6. 6. 10

2　在留特別許可制度の適正化

○　申請手続の創設

○　考慮事情を明示

○　不許可の理由を告知する規定の整備

○　在留特別許可と難民認定手続を分離

R5.12.1

3　難民認定制度の運用の見直し

〔 衆議院における修正事項 〕

○　面接における申請者の心情等への適切な配慮

○　難民の出身国情報の充実

○　難民調査官の調査能力の向上

〔 法改正事項ではない事項 〕

●　難民該当性に関する規範的要素の明確化

送還忌避問題の解決

R6. 6. 10

1　送還停止効の例外規定

○　現行法上、難民認定申請中は、何度でも、一律に送還が停止する（＝送還停止効）ところ、その例外規定を創設

- ３回目以降の申請者
- ３年以上の実刑前科者
- テロリスト等

○　３回目以降の申請でも、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出すれば送還停止

2　罰則付きの退去等命令制度

現行法上、送還が特に困難な以下の者につき、退去を命令する制度を創設し、自ら帰国するよう促す

- 退去を拒む自国民を受け取らない国の者
- 航空機内で送還妨害行為に及んだ者

3　自発的な帰国を促すための措置

摘発された者等でも、自発的に帰国する場合は上陸拒否期間を短縮（５年→１年）

収容を巡る諸問題の解決

R6. 6. 10

1　収容に代わる監理措置

○　監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進める措置の創設

○　個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益も考慮し、収容か監理措置かを判断

○　本人及び監理人に届出義務等（ただし監理人の義務は限定）

○　逃亡等の防止に必要な場合に限り保証金を納付

○　被収容者につき、３か月ごとに収容の要否を必要的に見直す

2　仮放免の在り方の見直し

○　健康上の理由に基づく仮放免請求は、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して判断すべきことを明記

3　適正な処遇の実施

○　常勤医師の兼業禁止を緩和

○　強制治療に関する規定(拒食対策)

○　制止要件の明記

○　３か月ごとの健康診断

○　職員への人権研修の実施 など

R6. 6. 10　R5.11.1

その他、デジタル証拠収集、16歳未満の外国人の在留カード等の有効期間の更新申請 などに関する所要の改正

政府における共生施策の変遷

１．平成１８年１２月２５日　「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」
（外国人労働者問題関係省庁連絡会議）

（背景）外国人の増加、定住化、子どもの定住化等が見込まれる一方で、課題が顕在化
（概要）上記背景を受け、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境を整備する必要があることから、**①外国人が暮らしやすい地域社会づくり、②外国人の子どもの教育の充実、③外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等及び④外国人の在留管理制度の見直し等**の施策を実施することとした。

２．平成３０年7月２４日　外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議　設置

（概要）・法務省に外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を付与（閣議決定）
・「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の設置（閣議口頭了解）

３．平成３０年１２月２５日　「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（１２６施策）
（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）　以後、毎年度改訂

（概要）外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②生活者としての外国人に対する支援、③外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組及び④新たな在留管理体制の構築等の施策を実施することとした。

４．令和 ３年 １月29日　「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」開催決定

（概要）令和３年１月29日、関係閣僚会議の下、共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、同会議に対して意見を述べることを目的として、本有識者会議の開催を決定し、同年２月から７月まで６回にわたり議論を行い、意見書を取りまとめ、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に意見書を提出した。

５．令和 ４年 ６月14日　「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」策定

（概要）外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として四つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後５年間に取り組むべき方策等を示したもの。

令和 ６年６月21日　「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和６年度一部変更）」（104施策）
（関係閣僚会議決定）　「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和６年度改訂）」（218施策）

「ロードマップ」と「総合的対応策」との関係性について

1．外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

＜策定経緯＞

・「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、政府において、ロードマップを策定。

＜概要＞

・我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けた中長期的な課題・施策を示すもの。

＜対象期間＞

・５年間（令和４年度から令和８年度まで）

※　有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じた施策の見直し

・令和４年６月１４日　ロードマップ策定　※１０１施策
・令和５年６月　９日　ロードマップ（令和５年度一部変更）※１０１施策
・令和６年６月２１日　ロードマップ（令和６年度一部変更）※１０４施策

2．外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

＜策定経緯＞

・在留資格「特定技能」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していくという観点から策定。

＜概要＞

・受入れ環境を整備する観点から、短期的な課題に対応するため、改訂を重ねながら内容の充実を図るもの。

＜対象期間＞

・毎年改訂

・平成３０年１２月２５日　総合的対応策策定　※１２６施策
（以後、毎年改訂）
・令和　６年　６月２１日　総合的対応策（令和６年度改訂）※２１８施策

令和４年度版からロードマップを踏まえ記載を整理

【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策】

（１）ロードマップと重複する施策
ロードマップで示した施策・工程を踏まえ単年度に実施すべき施策を示す。

（２）ロードマップと重複しない施策
中長期的に取り組むべき施策には含まれないものの、必要な施策を示す。

外国人支援コーディネーターの育成・認証

背景

外国人との共生社会を実現していくためには、生活上の困りごとに直面した外国人が、安定的・継続的に在留して能力を発揮することができるように支援する必要

▼

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ等に基づき、令和5年度に養成研修の内容等を検討し、令和6年度から、外国人支援コーディネーターの育成・認証を実施



外国人支援コーディネーターとは

「生活上の困りごと(注1)を抱えた外国人(注2)に対し、専門的知識及び技術をもって相談に応じ、連携先との連絡・調整等の支援を行い解決まで導く(注3)ほか、生活上の困りごとの発生を予防するための情報提供等を行う人材」である

（注1） 日常生活上、社会生活上及び職業生活上の困りごとをいう
（注2） 国籍にかかわらず外国にルーツを持つ者を含む
（注3） 相談者が主体的に困りごとの解決に向けて動いていくように導くことを含む

相談対応支援　　予防的支援





養成研修対象者※

現に、国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口において、相談対応者等として相談対応業務に従事している者であって、相談対応業務に一定期間従事した実務経験を有する者

※養成研修の対象者には、外国籍の者も含まれることが想定されることから、国籍は問わないこととする。

検討結果報告書はこちら

https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/04_00038.html

外国人在留支援センター（FRESC）の業務概要

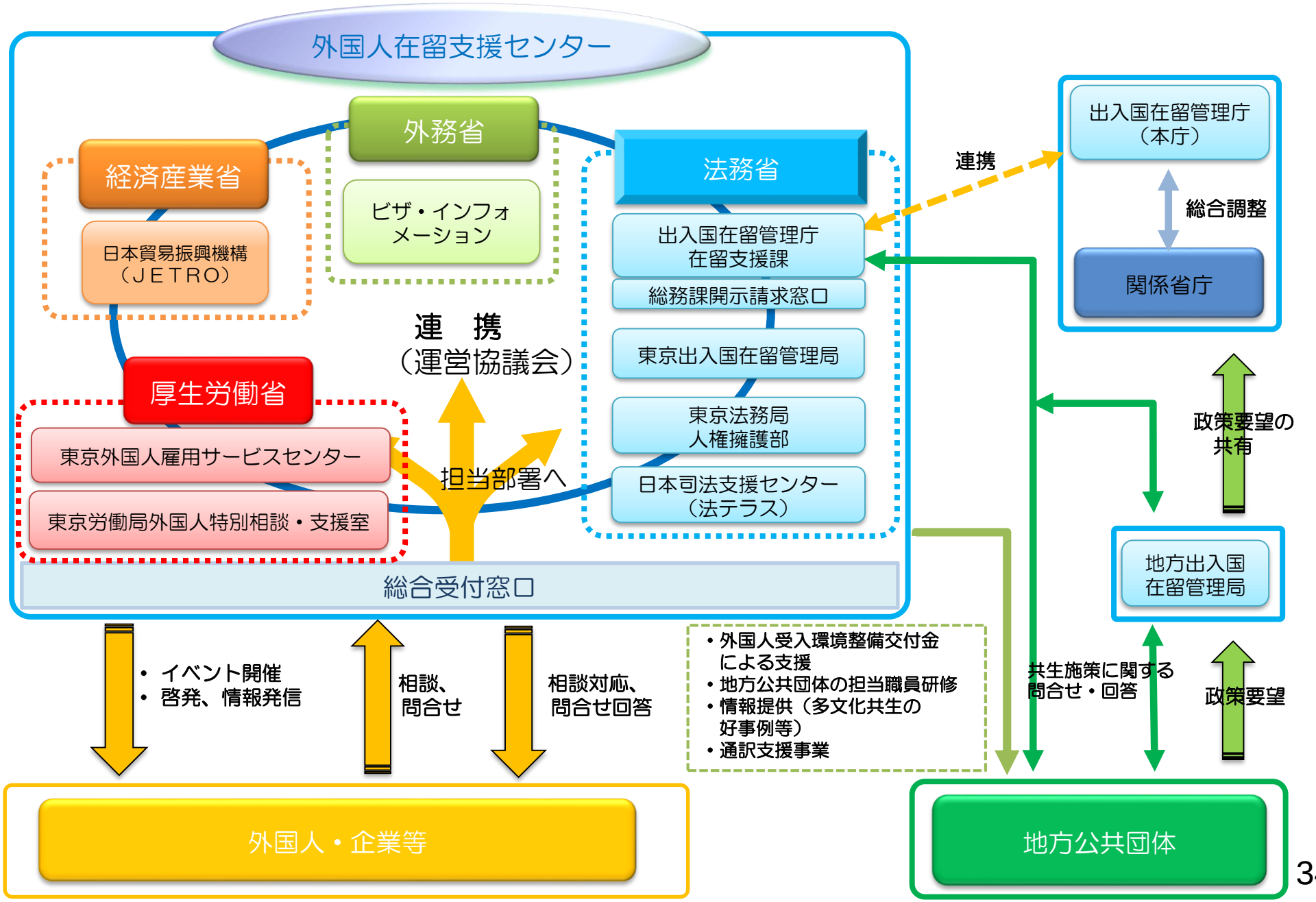

出入国在留管理庁の組織

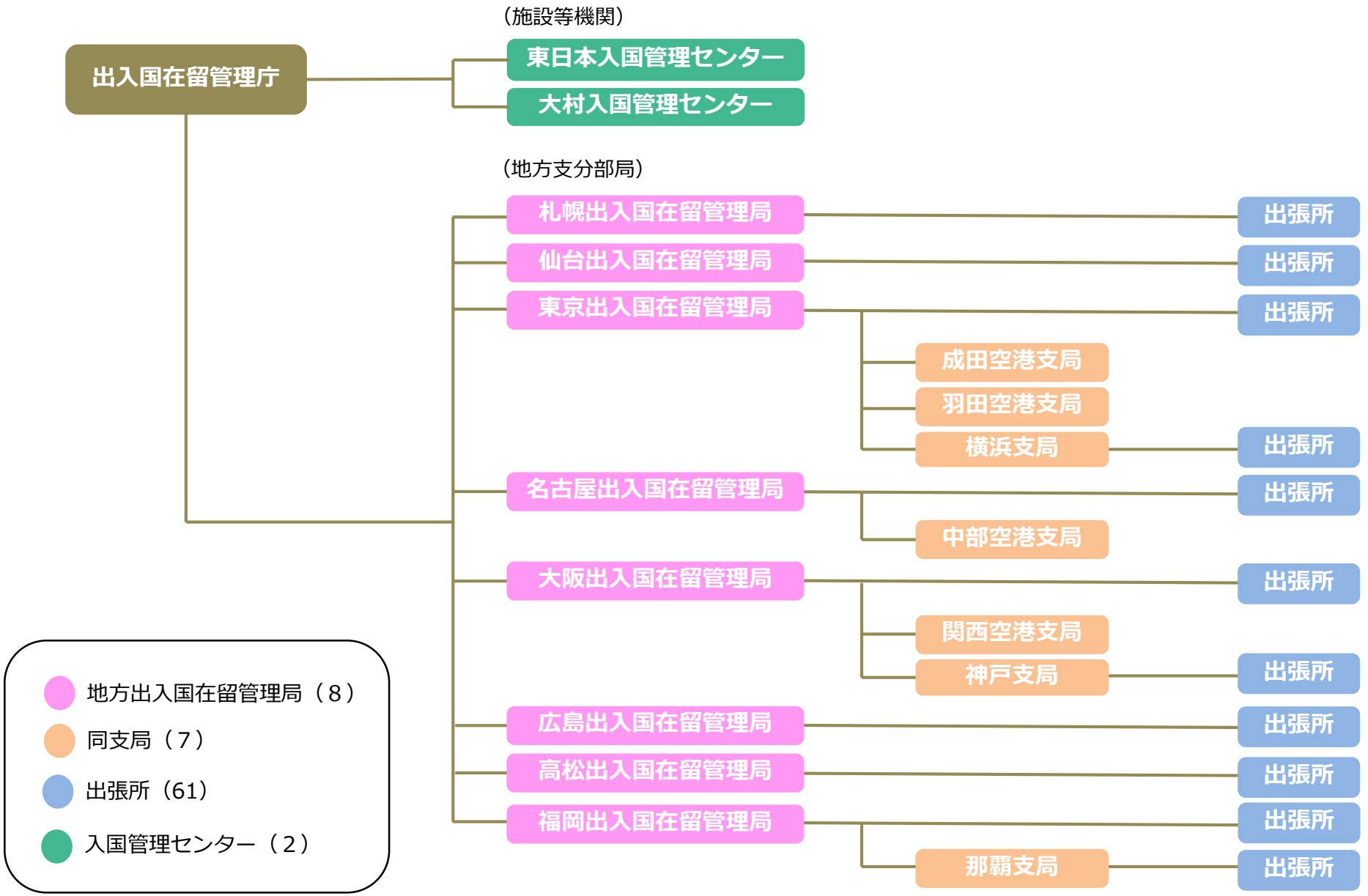

出入国在留管理庁の予算等

出入国在留管理庁当初予算の推移

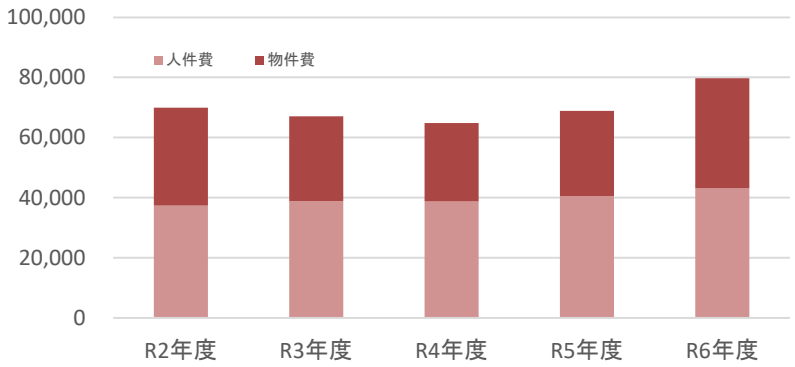

（単位：百万円）

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 ①	R6年度 ②	比較率 ②/①
人件費	37,350	38,810	38,782	40,556	43,124	106.3%
物件費	32,629	28,231	26,038	28,262	36,590	129.5%
計	69,979	67,041	64,820	68,818	79,714	115.8%

（注１）令和元年度予算以降は、国際観光旅客税財源充当事業（国土交通省（観光庁）一括計上分）が含まれる。
（注２）令和３年度予算には、政府情報システム経費（内閣官房及びデジタル庁一括計上分）が含まれる。
（注３）令和４年度予算以降には、政府情報システム経費（デジタル庁一括計上分）が含まれる。
（注４）百万円単位で四捨五入している関係から、一部整合しない場合がある。

官職別職員数（令和６年度）

入国審査官（全国で３，９９１人）

・空港等における出入国審査
・地方出入国在留管理局等における在留審査
・退去強制手続における違反審査等
・難民及び補完的保護対象者の調査



入国審査官

入国警備官（全国で１，６７６人）

・不法入国者等の摘発、国外への退去強制
・届出情報に係る事実の調査



入国警備官

法務事務官・技官（全国で６９１人）

職員数の推移

年度	入国審査官	入国警備官	法務事務官・技官	合計（人）
昭和60年 (1985)	703	658	379	1,740
平成7年 (1995)	1,152	869	366	2,387
平成17年 (2005)	1,433	1,266	273	2,972
平成27年 (2015)	2,471	1,459	272	4,202
令和2年 (2020)	3,872	1,611	383	5,866
令和6年 (2024)	3,991	1,676	691	6,358

資料②

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	1	**実施状況**	**実施中**
対象施策	厳格な入国管理について、体制の整備のみならず、IT技術・イノベーションを最大限に活用し、先進的で効率的な出入国在留管理体制の構築を推進していくこと。例えば、渡航前の事前スクリーニング等、円滑化と厳格化の両立に資する他国の先進的な取組について調査を行い参考にしながら、我が国の実情にあった実用化に向けて検討すること。		
実施状況の説明	入管DXの一環としての円滑・厳格な審査に向けて、電子渡航認証制度に関する諸外国の制度について、情報を収集する等、導入に向けた検討を行っているほか、相互事前旅客情報システム等のIT技術を活用した仕組みの導入を進めている。また、空港を利用する旅客が入管・税関に対して双方の手続に必要な情報を同時に提供することができる「共同キオスク」の導入に向けて、両省庁で実証実験を行っている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	**2**	**実施状況**	**実施中**
対象施策	在留申請手続について、利用する所属機関等や外国人の声を聴取し、可能な限りオンラインのみで申請が完結するよう検討を進めること。なお、オンライン申請の推進に当たっては、なりすまし申請やブローカーの介在など、制度が悪用されることのないように配慮しながら推進すること。		
実施状況の説明	オンラインによる在留手続について、申請率の向上を図るため、定期的に実施する利用者アンケートを始めとする関係者から寄せられる改善要望等を参考にするなどして、UI・UXの改善を含む利便性の向上に向けたシステムの改修を進めている。 ２０２２年３月には外国人を雇用している所属機関の職員等のみならず、マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで、外国人本人が在留申請オンラインシステムを利用してオンラインによる在留手続を可能とした。 また、オンラインによる在留手続時において、利用者がマイナポータル上の自己情報を取得・利用できる仕組みについて２０２４年３月に運用開始した。 今後も、引き続き制度の適正な利用を確保しつつ、利便性の向上や効率性の改善に向けた検討を進める。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	3	**実施状況**	**検討中**
対象施策	在留諸申請の手数料の電子納付（クレジットカードによる支払いなど）について、最大限デジタル技術の活用を検討し、実現すること。		
実施状況の説明	政府の方針として、利用者の利便性向上を目的に行政手続の手数料等の支払いをキャッシュレス化する施策が推進されており、令和４年５月９日には、デジタル庁所管による「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律」が公布され、同年１１月１日に施行された。 このような状況を背景として、在留諸申請やトラスティド・トラベラー・プログラム等の各種手続における収入印紙による手数料の納付について、キャッシュレスによる納付も可能とするため、デジタル庁の共通基盤開発の進捗を確認しつつ、引き続き必要な検討を進める。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	**4**	**実施状況**	**実施中**
対象施策	特定技能外国人の受入れについて、制度の利用が広がるように、在留申請のための提出資料を見直し、その簡素化を図ること。		
実施状況の説明	令和４年５月に提出書類の枚数削減に係る取組を実施し、同年８月には、一定の事業規模があり、過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関については、書類の提出を大幅に省略することとした。 また、地方出入国在留管理官署等に寄せられる特定技能に関する問合せの内容等を踏まえ、出入国在留管理庁ホームページにおいて掲載している提出書類に係る案内の充実・改善を随時行っている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	**5**	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	特定技能制度の適正な運用のため、関係省庁が特定技能外国人を受け入れる事業主に対し、労働関係法令の周知を図り、特定技能外国人の受入れに当たっては、言語や文化等の違いに配慮する必要があるため、留意すべき点について事業主に情報提供を行うこと。		
実施状況の説明	特定技能制度においては、特定産業分野ごとに分野所管省庁が、当該省庁のほか制度所管省庁や受入れ機関等を構成員とする分野別協議会を設置しており、その中で、制度趣旨の周知や受入れ機関等に対する法令遵守の啓発等を行っている。 引き続き、制度の適正な運用に向けて、分野所管省庁と連携して対応する。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	6	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	特定技能制度がより活用されるために、技能実習生として在留する者に対し、技能実習修了後に選択可能な進路として特定技能制度の周知を行うことや、留学生等に対する試験実施等の情報提供を行うこと。		
実施状況の説明	技能実習生に対しては、技能実習生手帳において技能実習２号を良好に修了した場合は技能試験及び日本語試験が免除された上で特定技能に移行できる旨を案内し、周知を図っている。 また、特定技能制度活用促進策としてオンラインマッチングイベント及び対面による企業説明会を開催しているところ、留学生に対しては教育機関を通じて同イベントを周知し、イベントを通じた情報発信を行っている。 さらに、特定技能については特定技能総合支援サイト、出入国在留管理庁ホームページ、同各種SNS及びメール配信サービスを通じた情報発信も行っているところ、特定技能総合支援サイトでは多言語で特定技能の試験に関する情報を発信している。在留資格「特定技能１号」及び「特定技能2号」に係る各分野における特定技能試験の実施予定については、現在、出入国在留管理庁ホームページ等において掲載している。 この点につき、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和6年度改訂）において、特定技能試験等の周知に関する施策が盛り込まれており、引き続き、特定技能試験の実施予定等の情報の周知を図っていく。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	**7**	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	出入国在留管理庁において、特定技能制度における運用の適正化や悪質ブローカーの排除への対応を適切に行うとともに、更なる受入れ対象の拡大のため特定技能2号への分野追加などを早期に行うこと。		
実施状況の説明	出入国在留管理庁では、特定技能所属機関等に対する調査等を通じて、適正な受入れが行われているか確認しており、不適正な事案が判明した場合は、指導・助言を行うとともに、必要に応じて立入検査や改善命令といった法令上の措置を講じている。 また、職業紹介の許可等を受けていないなど、職業安定法に抵触する疑いがあることを把握した場合にあっては、同法を所管する厚生労働省に通報するなど、悪質なブローカー等の排除に努めている。 さらに、日本での就労を希望する外国人やその家族から保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者を排除するため、日本国政府と特定技能外国人の送出国政府との情報共有の枠組みの構築等を内容とする二国間取決め(注1)を作成しており、同取決めに基づき各国政府と適宜情報共有しているほか、意見交換を実施し、特定技能制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努めている。 また、令和6年に成立し・公布した改正入管法に基づき、特定技能所属機関が1号特定技能外国人の支援を外部に委託する場合の委託先を登録支援機関に限るなどの特定技能制度の適正化を図ることとしているほか、2国間取決めの作成による悪質なブローカーの排除の取組を進めている。 特定産業分野の追加については、業を所管する省庁において人手不足の状況及び生産性向上や国内人材確保のための取組について検討を行い、その結果を受け、法務省等の制度所管省庁とともに追加の適否について検討を行うこととなっている。また、本年6月の改正入管法の成立を受け、制度所管省庁における追加の適否の検討後、労使団体や有識者等で構成される「新たな会議体」の意見を聴取することとなった。 特定技能2号の対象分野について、制度創設当初は「建設分野」及び「造船・舶用工業分野」の2分野のみが対象であったものを、業所管省庁による追加の申し入れを受け関係省庁間で検討した結果、令和5年6月の閣議にて「介護分野」を除く11分野(注2)を特定技能2号の対象分野として追加することを決定した。 また、その後、業所管省庁から、人材確保が困難であるとして特定技能の対象分野への追加の要望があったこと等を踏まえ、関係省庁において追加の適否について検討を行い、本年3月の閣議にて新規4分野の追加及び既存3分野に新たな業務を追加等(注3)することを決定した。 (注1) 二国間取決めの状況 2024年10月末現在、17か国と作成(フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インド、マレーシア、ラオス、キルギス及びタジキスタン) (注2) ビルクリーニング分野、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野(現在は本年3月の閣議決定により名称が工業製品製造業分野へ変更)、建設分野、造船・舶用工業分野、自動車整備分野、航空分野、宿泊分野、農業分野、漁業分野、飲食料品製造業分野及び外食業分野 (注3) 新規分野としては、自動車運送業分野、鉄道分野、林業分野、木材産業分野の4分野を追加。既存分野においては、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の名称を工業製品製造業分野とした上で、業務区分及び受入れ可能な事業所を追加するとともに、飲食料品製造業分野においても食料品スーパーマーケットにおける惣菜加工等の店内調理等の業務を可能とした。また、造船・舶用工業分野においては業務区分を3区分に再編するとともに、作業範囲の拡大を行った。なお、新規4分野及び工業製品製造業分野で新たに追加された業務等については、特定技能1号のみ受入れが可能となっている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	**8**	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	技能実習制度が適切に機能するために必要な取組として、実習実施者や監理団体の違反内容について引き続き適切に公表等するのみならず、日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の適正な報酬であることをはじめとする労務管理、日本語教育を含む日本文化の理解促進の取組、地域住民との交流等優良事例の公表についても検討すべきである。また、優良事業者への優遇施策についても引き続き適切に実施していくこと。		
実施状況の説明	監理団体・実習実施者に許可・認定基準違反、法令違反等があった場合には、その重大性や態様に応じて監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し、業務停止命令（監理団体のみ）や改善命令を行い、当該事業所名等を公表している。また、外国人技能実習機構において、技能実習生を受け入れている監理団体及び企業単独型実習実施者に対し、前年度に帰国した技能実習生への帰国後の就職状況、就職支援・技能移転に係る支援の実態や現在、本邦に在留する技能実習生の技能等の修得等の実態を明らかにすることを目的として、年に1度「技能実習生に対する支援実態等調査（監理団体等対象のアンケート調査）」を実施しているところ、その結果のうち優良事例については、取組好事例として、同機構ホームページにおいて公表している。 優良事業者への優遇施策については、「技能等の修得等に係る実績」において、当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響を受け、令和2年度又は同3年度に入国した技能実習生がおらず、2・3級程度の技能検定等の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、さらに過去の年度に遡って実績を記載することができることとする運用を行っており、引き続き適切に実施していく。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	9	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等された技能実習生について、可能な限り実習を継続できるよう監理団体等を指導すること。また、実習継続が難しい場合においては、在留資格変更許可の特例措置である雇用維持支援の一層の周知を行うなど技能実習生の支援のための対応をすること。		
実施状況の説明	実習先を解雇等されたことにより技能実習の継続が困難となった場合は、監理団体等において技能実習生の円滑な転籍の支援を行うこととしたほか、外国人技能実習機構において実習先変更支援や宿泊支援を行った。出入国在留管理庁においては、外国人技能実習機構と協力し、監理団体等への周知に努めるとともに、SNSを通じて広く情報発信を行った。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	10	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	技能実習においては、実習実施者や監理団体に労働関係法令を含む関係法令の遵守を徹底させる必要があるとともに、実習中の技能実習生に対し、技能実習修了後に選択可能な進路として特定技能制度の周知を行い、制度の認知・理解を深めてもらうように努めること。		
実施状況の説明	監理団体・実習実施者に対しては、外国人技能実習機構が実地検査を実施し、法令違反等があった場合には、その重大性や態様に応じて監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し、業務停止命令（監理団体のみ）や改善命令を行い、当該事業所名等を公表しているほか、出入国在留管理庁ホームページや同機構ホームページにおいて監理団体・実習実施者向けに各種法令遵守に係る周知・啓発を行っている。 技能実習生に対する特定技能の周知については、技能実習生手帳において技能実習２号を良好に修了した場合は技能試験及び日本語試験が免除された上で特定技能に移行できる旨を案内している。また、特定技能制度活用促進策としてオンラインマッチングイベント及び対面による企業説明会を開催しているほか、特定技能総合支援サイトや出入国在留管理庁ホームページ、同各種SNS及びメール配信サービスを通じて特定技能に係る情報発信を行っている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	11	**実施状況**	**検討中**
対象施策	在留管理の強化について、マイナンバーを在留管理に活用することについて、プライバシー権等の観点から慎重な検討が必要であるところ、政府全体でのマイナンバーの利用範囲の拡大等の議論を踏まえて検討すること。		
実施状況の説明	現在、外国人の在留資格手続においては、申請書と併せて公的機関等発行の証明書類の提出が必要であるところ、証明書類の準備のため複数の公的機関等に赴く必要があり、申請人の負担となっている。 そこで、政府全体としてのマイナンバーの利用拡大を目的として、令和5年に番号利用法の一部が改正され、外国人の在留手続においてもマイナンバーを利用することが可能となったことから、提出書類の省略による利便性の向上及び正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を実現するため、令和8年度末にマイナンバーによる情報連携を開始することを目指して、必要な法令整備及びシステム開発等の検討を進めている。 なお、現時点で在留カード番号に替わるものとしてマイナンバーを利用すること等を検討しているものではなく、政府全体としての方針に沿って、マイナンバーを活用することとしているところである。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	12	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	出入国在留管理庁において、日系四世の受入れについて、制度利用の実態把握を行い、制度の活用のための方策の検討を行うこと。		
実施状況の説明	日系四世受入れ制度については、一定の要件を満たす日系四世の方を受入れ、日本と現地の日系社会との架け橋となる人材を育成することを目的として、平成30年に創設されたものであるが、活用状況が低調であることや要件緩和の要望があることを踏まえて、令和5年12月28日に特定活動告示43号（日系四世）に係る告示及び指針を改正し、一定の日本語能力があれば、制度を利用できる年齢条件を引き上げることや、高い日本語能力等の要件を満たせば、本制度の活用後に在留資格を「特定活動」から「定住者」に変更できるようになるなど、活用促進のための見直しを行った。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	13	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	公的義務の履行状況をはじめとする「永住者」の実態について調査を行い、その情報を広く社会・国民に提供していくこと。その上で、今後の「永住者」の資格の在り方については、規制及び緩和の両面から検討が進むこと。		
実施状況の説明	永住許可制度の適正化については、永住許可の要件を明確化するとともに永住許可後に許可の要件をあえて満たさなくなるような場合にその在留資格を取り消すことができるようにすること等を内容とする入管法等一部改正法が、第２１３回通常国会において幅広い議論を経て令和６年６月１４日に成立した。 検討過程においては、永住者の公的義務の履行状況等の実態について地方公共団体へ調査を行ったほか、永住者の在留資格の取消しは永住者が我が国で築いた生活の基盤に深刻な影響を与えるとの報告書の指摘を踏まえ、取消事由に該当しても原則として法務大臣の職権により在留資格を変更して引き続き在留を認めるなど、永住者の我が国への定着性に配慮した制度となっている。 また、永住許可の予見可能性を高めるため、独立生計要件及び国益要件における収入の目安額の設定等の検討を行い、引き続き要件の明確化に努める。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	14	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	難民認定制度の透明性向上の観点から、出入国在留管理庁において、我が国での実務上の先例、諸外国での事例、UNHCRが発行する諸文書等を参考としつつ、難民該当性に関する規範的要素の明確化を進めていくこと。		
実施状況の説明	出入国在留管理庁では、2023年3月、難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定し、公表した。同手引は、これまでの我が国の実務上の先例や裁判例を踏まえ、UNHCRが発行する諸文書等も参考にした上で、UNHCRとの意見交換も経て策定したものである。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	15	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	難民条約制定当時には必ずしも難民として想定されていなかったいわゆる「新しい形態の迫害」についても、例えば、ジェンダーに起因する迫害など、的確に保護を行うことを検討すること。		
実施状況の説明	出入国在留管理庁では、2023年3月に策定をした、「難民該当性判断の手引」においても、ジェンダーに関連する迫害は難民条約にいう「特定の社会的集団の構成員であること」を理由とする迫害に該当し得ることを明記している。 また、難民認定申請者において、性的暴力の被害や性的マイノリティであることに関連した主張が含まれる場合には、難民調査官及び通訳人の性別について申請者の希望を事前に確認した上で、可能な限りその希望を満たす難民調査官及び通訳人に調査を担当させることとしており、人権に配慮した対応を行っている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	16	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	国際社会の動向を踏まえ、かつ、国際人権法上の規範に照らし、国連や国際人権条約体、欧州諸国の取組なども参考にしながら、難民に準じた法的地位を付与するための新たな法的枠組みの創設を検討すること。		
実施状況の説明	出入国在留管理庁では、2023年12月、紛争からの避難民等の人道上、真に保護すべき方々をより確実かつ迅速に保護するために創設した補完的保護対象者の認定制度の運用を開始した。補完的保護対象者とは、難民以外の者であって、難民の要件のうち「迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の5つの理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見）であること」以外の要件を満たすものをいう。補完的保護対象者と認定された場合には、その安定的な在留を図るため、原則として定住者の在留資格を付与するなど、難民と同様に保護することとしている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	17	**実施状況**	**実施中**
対象施策	難民調査官や難民審査参与員の審査体制の強化をはじめ、難民認定制度が将来にわたり適正な運用がされるように不断の見直しを行うべきである。これに併せて、行政の公正性や適正性を維持する観点から、難民認定業務の専門性・独立性をより高めるために、その組織の在り方について検討すること。		
実施状況の説明	出入国在留管理庁においては、制度と運用の両面から難民及び補完的保護対象者（以下「難民等」という。）の認定手続の適正性を確保している。 制度面においては、難民等の不認定処分に対する審査請求では、外部有識者である難民審査参与員が3人1組で審理を行い、法務大臣は、その意見を必ず聴いた上で、判断をしている。 さらに、難民等には当たらないとの判断に不服があれば、裁判所に訴えを提起し、司法判断を受けることも可能である。 運用面においては、UNHCR等の協力も得ながら、難民調査官の能力向上、出身国情報の充実等の運用の一層の適正化に取り組んでいる。 難民調査官の能力向上に関しては、「新任難民調査官研修」（新任の難民調査官に対して難民認定に係る調査に必要な特別の知識を修得させることを目的とした研修）や、「ケース・スタディ研修」（個別具体的な事案の検討を通じて、難民調査に必要な、より専門性の高い特別の知識及び技能を修得させることを目的とした研修）を実施し、内容の充実を図っているほか、2024年度から新たに、出身国情報の収集及び分析に特化した「出身国情報研修」を実施し、制度の適正な運用につなげることとしている。 難民審査参与員に対しては、任命時に難民審査に関する説明会を行っており、参与員間で各々の専門分野に基づき情報交換を行うことで、難民審査参与員としての知見をより深めていただく趣旨から、難民審査参与員協議会を定期的に開催し、さらに、難民等の認定手続における出身国情報の重要性を踏まえ、国際情勢に関する専門家の協力の下、本国情勢に関する講演会等を開催するとともに、難民審査参与員のニーズを踏まえ、必要な研修を行うこととしている。 出身国情報の充実に関しては、外務省、UNHCR等の関係機関と適切に連携しながら最新の情報を収集するとともに、諸外国当局との情報交換を積極的に行っている。 また、出身国情報に係る諸外国の政府機関の報告を日本語に翻訳したものや、国別の主な申立てに係る出身国情報を整理した資料を出入国在留管理庁ホームページで公表している。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	18	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	第三国定住難民について、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点を踏まえ、受け入れる地方公共団体とも連携しながら円滑な受入れを進めていくこと。また、人の国際移動の問題は諸外国や国際社会全体の動向と密接に関連していることを踏まえ、我が国としても難民支援を含む人道支援や外国人の人権擁護に向けた国際協力により一層積極的に関わる姿勢を示すこと。さらに、そのために各種国際会合への積極的な参加や関係省庁とのリエゾン体制の強化など、関係省庁・機関と連携を図っていくこと。		
実施状況の説明	我が国では、2023年度第１回目受入れにおいては26名を、第２回目受入れにおいては29名を受け入れるなど、2023年度末までに305名の第三国定住難民を受け入れている。出入国在留管理庁としては、関係省庁と連携しつつ、引き続き、適切に役割を果たし、同難民の円滑な受入れに努めることとしている。 また、出入国在留管理庁では、2021年7月、UNHCRとの間で協力覚書（MOC）を交換し、UNHCRと出身国情報の収集や研修の実施に係る協力を継続するとともに、新たな協力として、実際の事例を題材とした難民調査官の調査の在り方についてのケース・スタディ等を実施するなど、協力関係の強化に努めている。 さらに、2024年6月には、UNHCRが主催する国際会議であるCRCP（Consultations on Resettlement and Complementary Pathways）に出入国在留管理庁から職員を派遣するなど、国際的な会合にも積極的に参加している。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	19	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	在留外国人との共生社会の実現のため、政府が重点的に取り組む事項を含め、出入国在留管理庁として、目指すべき共生社会の将来像及びロードマップの提示といった中長期的なビジョンを示し、地方公共団体、民間等への協力を求め、積極的に施策を推進していくこと。		
実施状況の説明	外国人との共生社会を実現するため、令和４年６月に関係閣僚会議において「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定し、目指すべき外国人との共生社会のビジョンとして、 ・ 安全・安心な社会 ・ 多様性に富んだ活力ある社会 ・ 個人の尊厳と人権を尊重した社会 の３つを掲げ、具体的な施策を実施している。 出入国在留管理庁においては、引き続き、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を発揮しながら、関係省庁及び地方公共団体等との連携を一層強化し、ロードマップ等に基づき、外国人との共生社会の実現に向けた取組を着実に進めていく。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	20	**実施状況**	**検討中**
対象施策	外国人受入環境整備交付金については、地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口に関連する業務等に交付されているが、地方公共団体の現場における外国人相談業務は，専門相談窓口以外においても行われていることなどを踏まえ、柔軟な活用が可能となるよう交付対象範囲の見直しについて検討すること。		
実施状況の説明	一元的相談窓口の取組事例等を紹介している「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」を介して、地方公共団体から収集した情報を広く周知することで、外国人受入環境整備交付金を活用している地方公共団体数は、令和2年度が197であったところ、令和6年度では259に拡大した。交付対象範囲等、交付金事業の見直しについては、地方公共団体の意見等を踏まえながら、引き続き検討することとしている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	21	**実施状況**	**実施中**
対象施策	地方出入国在留管理局に配置された受入環境調整担当官は、地方公共団体等と緊密に連携を図り、地方公共団体等に対する支援（職員研修、好事例紹介等）を的確に行うとともに、外国人を支援している現場の声を吸い上げて共生施策に反映させるという重要な役割を担っているため、その活動が充実したものとなるよう体制の強化を図ること。		
実施状況の説明	受入環境調整担当官は、平成３１年４月、地方出入国在留管理局（一部を除く。）に配置してから、継続して、地域における多文化共生施策の推進を図るため、地方公共団体等との連携・協力の下に、好事例などの有益な情報の収集・提供や関係機関からの意見聴取などの活動を展開している。 引き続き、当該活動が充実したものとなるよう体制整備を図っていくこととしている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	**22**	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	一元的相談窓口における相談を有効に実施できるように、相談員のためのよくある質問・応答集を作成すること。また、同質問・応答集のアップデートも適時適切に行うこと。		
実施状況の説明	一元的相談窓口におけるよくある質問・応答集（一元的相談窓口Ｑ＆Ａ）は令和2年度に初版を作成し、令和4年度以降は、地方公共団体から対応事例を収集しつつ、年1回の改訂を行っている。 また、一元的相談窓口Ｑ＆Aを地方公共団体、受入環境調整担当官、庁内及び関係府省庁へ共有し、一元的相談窓口における相談対応を有効に実施できるよう努めている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	23	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	一元的相談窓口における相談対応能力の更なる向上のため、例えば、外国人の子供の教育に関する相談に関して、弁護士、民間支援機関、地方公共団体等の関係機関が連携して効果的に対応した事例など、好事例の横展開を行うこと。		
実施状況の説明	一元的相談窓口における相談対応能力の更なる向上のため、令和3年12月に一元的相談窓口における相談対応事例集を作成し、令和5年1月、令和6年2月にそれぞれ改訂を行い、改訂版の相談対応事例集を地方公共団体に共有することで、相談対応の好事例を横展開している。 今後も、地方公共団体における交付金を活用した事例など、一元的相談窓口の運営に資する情報について、相談対応事例等を活かした周知に努めるとともに、引き続き、相談対応能力の向上のための方策について検討していく。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	**24**	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	令和2年7月に開所した外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）がより一層活用されるように、センターの取組についての広報や在留外国人へのきめ細やかな支援のための情報発信をすること。また、地方公共団体の行政窓口における相談対応が適切に実施されるよう通訳支援等の機能を充実させるとともに、広く地域における多文化共生の取組に係る支援を行い、利用者の声を聴いて、その機能の改善・向上を図っていくこと。		
実施状況の説明	FRESCの取組については、ホームページやSNSなどで、連携機関の紹介、相談窓口の案内、イベント・セミナーの開催情報などの広報・周知をしている。 また、関係機関、学校などにおける多文化共生に係る講義や、関係機関の機関紙への寄稿、地域の祭りや各種共生関係イベントへの出展などでも、FRESCの取組について説明している。 さらに、令和4年8月からは、FRESCにおいて複数機関が連携・協力して相談等に対応する取組を地域で展開できるよう、関係省庁等の各地方支分部局等に対し、地域を所管する窓口連絡先や所管事項説明資料を共有している。また、FRESCでの連携事例を踏まえ、地方出入国在留管理局と、地域における関係機関が連携・協力して行う合同相談会も開催している。 通訳支援事業は、令和3年度から試行事業として開始し、令和5年度から本格実施をしている。令和5年度、同支援事業を利用している自治体に対してアンケートを実施し、その結果を踏まえて通訳支援事業の対応言語数の拡充を行った。 また、一元的相談窓口に地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官を相談員として適宜派遣しているほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を行っている。 加えて、出入国在留管理庁では、外国人受入環境整備交付金により、地方公共団体による一元的相談窓口の設置・運営の支援を引き続き行う。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	**25**	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	「外国人生活支援ポータルサイト」において，日本で生活する外国人が必要とする行政情報や生活情報を一元的に発信できるよう、関係省庁と連携して、掲載内容の充実を図るとともに、外国人が理解できる言語で情報に容易にアクセスすることができるように改善すること。		
実施状況の説明	「外国人生活支援ポータルサイト」では、官公庁が発信する生活・就労のための基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）や災害情報などの緊急性の高い情報を取りまとめ、カテゴリ別に整理するなどして掲載しているところ、関係府省庁と連携し、随時、掲載情報の更新を行っている。 また、「外国人生活支援ポータルサイト」を含む当庁のホームページに関しては、自動翻訳システムを導入し、１００か国語以上の言語による閲覧を可能としている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	**26**	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	「生活・就労ガイドブック」の改訂に当たっては、よくある質問・応答集をホームページに掲載し、分かりやすく利便性のある情報提供を行うこと。また、異なる受入れ状況にある地方公共団体や多様な文化的背景を持つ外国人の意見を踏まえ、内容や形式を見直していくこと。		
実施状況の説明	「生活・就労ガイドブック」のよくある質問として、例えば、ガイドブックの概要や更新情報等がある。これらは入管庁のホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」の上部に記載しているが、必要に応じて形式を見直している。また、カテゴリ別に整理した章立てや親しみやすいようにイラストを加えるなどの工夫をし、対応言語数を増やすなど、利便性のある情報提供を行っている。 同ガイドブックについては、関係府省庁の協力の下、年１回の改訂を行っているところ、在留外国人数の推移なども踏まえて、内容の見直しに努めることとしたい。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	**27**	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	やさしい日本語については、行政機関のみならず、外国人と一緒に働く日本人・企業等に対しても周知・活用を推進すること。		
実施状況の説明	やさしい日本語の活用を促進するため、令和2年度「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」、令和4年度「同ガイドライン　話し言葉のポイント」及び「同ガイドライン　別冊やさしい日本語の研修のための手引」、令和5年度「やさしい日本語研修教材例」を作成した。 これらやさしい日本語に関する成果物は、地方公共団体や関係府省庁への周知や地方公共団体職員等へのやさしい日本語研修時等に活用しているほか、地域の多文化共生に関するイベント等で日本人や企業等への周知にも活用し、やさしい日本語の周知・活用の推進を図っている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	**28**	**実施状況**	**実施中**
対象施策	外国人に対する日本語教育について、出入国在留管理庁が、諸外国の例も参考にして、例えば、外国人が一定の時間数日本語教育を受けられるような制度や外国人の日本語学習に対するモチベーションを高められるような取組などについて、関係省庁等と連携・協力して、検討すること。		
実施状況の説明	外国人に対する日本語教育については、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和４年６月関係閣僚会議決定）において、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」を重点事項の一つに定め、関係省庁が連携して様々な取組を実施している。 出入国在留管理庁においても、関係省庁と連携し、「生活オリエンテーション動画」や「生活就労ガイドブック」、「外国人生活支援ポータルサイト」等を通じ、外国人やその支援者等に対し、日本語を学ぶことができる学習サイトや日本語教室に関する情報等を紹介している。 そして、全ての中長期在留外国人に対し、日本語学習に関する情報を届けることが出来るよう、 ・全国の地方出入国在留管理官署において在留資格に関する申請を行った全ての外国人等に交付する「申請受付票」に、日本語学習に関する情報を紹介するQRコードの掲載 ・在留申請オンラインシステムで申請を受け付けた際に利用者に送付する通知メールに「外国人生活支援ポータルサイト」の案内及びURL等の情報の掲載 等を行い、定期的・継続的な情報提供に取り組んでいる。 出入国在留管理庁においては、引き続き、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を発揮しながら、関係省庁及び地方公共団体等との連携を一層強化し、ロードマップ等に基づき、外国人との共生社会の実現に向けた取組を着実に進めていく。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	**29**	**実施状況**	**実施中**
対象施策	外国人の児童生徒に対する教育は、日本での生活の基礎となるものであることから、出入国在留管理庁は、関係省庁と連携し、就学前教育の充実や不就学児の解消の方策を速やかに検討すること。		
実施状況の説明	外国人の子どもに対する教育については、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和４年６月関係閣僚会議決定）に基づき、関係省庁が連携して外国人の子どもの就学支援等に関する様々な取組を実施している。 出入国在留管理庁においても、関係省庁と連携し、全ての中長期在留外国人に対し、子どもの就学の重要性及び就学のための具体的な手続に関する情報を周知するため、 ・全国の地方出入国在留管理官署において在留資格に関する申請を行った全ての外国人等に交付する「申請受付票」に、子どもの就学の重要性及び就学に向けた手続を紹介するQRコードの掲載 ・在留申請オンラインシステムで申請を受け付けた際に利用者に送付する通知メールに「外国人生活支援ポータルサイト」の案内及びURL等の情報の掲載 等を行い、定期的・継続的な情報提供に取り組んでいる。 出入国在留管理庁においては、引き続き、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を発揮しながら、関係省庁及び地方公共団体等との連携を一層強化し、ロードマップ等に基づき、外国人との共生社会の実現に向けた取組を着実に進めていく。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	30	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	中小・小規模事業者の外国人受入れに関する理解を深めるため、日本各地で行われている職場における共生に資する支援や近隣住民との交流等に関する優良事例の紹介等、受入れ企業に対する共生に関する情報提供を行うこと。		
実施状況の説明	受入れ企業に対する情報提供については、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和４年６月関係閣僚会議決定）に基づき、関係省庁が連携して取組を実施している。 出入国在留管理庁においては、「出入国在留管理行政に係る関係者ヒアリング」において、企業等から、職場における共生に関する取組等について聴取し、その概要をHPで公開している。 また、生活オリエンテーション動画の「生活ルール（暮らし編）」等において、近隣住民との挨拶並びに自治会及び地域の活動（清掃活動、地域の祭り、防災訓練等）への積極的な参加の重要性について情報提供している。この生活オリエンテーション動画は、各種受入れ機関に対し継続的に活用を呼びかけている。 特定技能制度においては、特定産業分野ごとに分野所管省庁が当該省庁のほか制度所管省庁のほか受入れ機関等を構成員とする分野別協議会を設置しており、その中で、制度趣旨や優良事例の周知等を行っているほか、特定技能制度説明資料（「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」）において各分野の優良事例を掲載している。 また、本年３月の閣議にて、特定技能外国人を受け入れる企業（特定技能所属機関）が、特定技能制度により受け入れる外国人の安定的かつ円滑な在留活動を確保するとともに、地域における外国人との共生社会の実現のため寄与することを責務とすることなどを「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」に明記し、所要の措置を講じるべく、現在、必要な手続を進めている。 出入国在留管理庁においては、引き続き、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を発揮しながら、関係省庁及び地方公共団体等との連携を一層強化し、ロードマップ等に基づき、外国人との共生社会の実現に向けた取組を着実に進めていく。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	31	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	国内外の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を関係機関と共有し、感染拡大を防ぐために必要な情報を分析するなど、エビデンスに基づいて判断を行い、今後の状況に応じて上陸拒否措置を再実施する場合の指標や基準についても併せて検討しておくこと。なお、その際は、永住者をはじめとする中長期在留者については、我が国への定着性も考慮し、新規入国者とは異なる配慮をすること。		
実施状況の説明	国内外の新型コロナウイルス感染症の発生状況を関係機関間で共有し、政府全体として水際対策を行った。 新型コロナウイルス感染症に係る上陸拒否措置については、令和5年4月29日午前0時をもって終了しているが、今後感染症危機が発生した際には、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等に沿って、外国人の入国の原則停止等の政府対策本部決定に基づき、指定された上陸拒否対象国・地域に滞在歴のある外国人については、特段の事情がある場合を除き、入管法第5条第1項第14号に規定する上陸拒否事由に該当するものとして、当該外国人の上陸を拒否することとしている（対象となる感染症に感染したおそれのある外国人に対し、入管法第5条第1項第14号を適用するに当たっては、当該感染症が入管法第5条第1項第1号に規定する感染症となっていることが前提。）。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い再入国出国中に再入国許可の有効期間が経過した者については、通常の在留諸申請より提出書類を簡素化し、迅速に審査を行うことや在留資格認定証明書の有効期間を延長するなどの救済措置を行った。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	**32**	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	在留外国人、地方公共団体等の要望やニーズを聴取・分析して、的確かつ効果的な支援を行うこと。在留外国人支援施策立案の基礎となる新型コロナウイルス感染症関連情報などの情報の収集・共有体制を早急に構築すること。そして、収集・共有された情報の中から、在留外国人の支援につながると考えられる情報を、外国人在留支援センターを活用するなど多様な手段を用いて、迅速かつ分かりやすく提供を実施するなど、きめ細やかな対応を行うこと。感染防止に資する情報の発信に当たっては、在留外国人が理解しやすいように、やさしい日本語や多言語で発信すること、多言語による相談対応を行うこと。		
実施状況の説明	令和２年９月から令和５年６月までFRESCヘルプデスクを設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて勤務先がなくなるなど、生活に困っている在留外国人からの相談対応を行った。 また、令和３年10月、FRESCに、FRESCワクチン予約電話窓口を設置し、ワクチン接種に協力する医療機関（東京・名古屋・大阪）での接種予約の受付及び接種券の発行に必要な書類についての相談・案内を多言語で実施したほか、接種会場における多言語通訳支援を実施した。 これら支援内容については、ワクチン接種券が郵送される旨の情報や、帰国困難となった短期滞在者へのワクチン接種の情報などと共に、ホームページ、メールマガジン及び法務省ツイッター（現：X）でやさしい日本語や多言語で情報発信したほか、FRESC内入居機関への周知、地方公共団体への事務連絡の発出及び駐日大使館・領事館への周知も行った。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第７次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	33	**実施状況**	**実施済み**
対象施策	出入国在留管理庁の施設における感染防止対策に関しては、感染症対策マニュアルに基づく措置を徹底するとともに、収容施設においては、各施設の実情を踏まえつつ、更なる有効な感染防止対策についても検討を進めること。		
実施状況の説明	「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」は、政府の対応方針の変更に伴い随時改訂を行い、同マニュアルに基づき入管庁における感染症対策を適切に実施した。 令和5年5月、同マニュアルは廃止されたものの、有識者の知見を踏まえて、その時々の感染状況に応じて策定されたものであり、今後の感染症対策にも有益であることから、収容施設においては、同マニュアルの記載を参考にしつつ、消毒や被収容者の健康管理の徹底等の感染防止対策を実施している。 また、入管法第55条の45に基づき、感染症の発生予防又はまん延防止のため必要がある場合には、健康診断、診療等その他必要な医療上の措置を執っているところ、引き続き有効な感染防止対策について、実施していくこととしたい。		

業務概況の要点

１　当局の概要

（１）施設

千代田区大手町及び北区西が丘にあった分庁舎を統合して平成１５年２月に移転

- 住　　所　：　東京都港区港南５丁目５番３０号
- 敷 地 面 積　：　９，３５５㎡
- 延 床 面 積　：　３６，１１５㎡
- 構 造 ・ 規 模　：　鉄骨鉄筋コンクリート造、地上１２階、地下１階
- 収容場の収容能力：　８００人

（２）組織

本局、３支局（成田空港、羽田空港及び横浜）及び１２出張所が設置されている。

（３）職員数

職員数（令和６年度末）は入国審査官１，８２５人、入国警備官８１８人、法務事務官６９人及び法務技官８人の計２，７２０人である。

（４）管轄

１都９県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県）を管轄している。

２　在留外国人関係

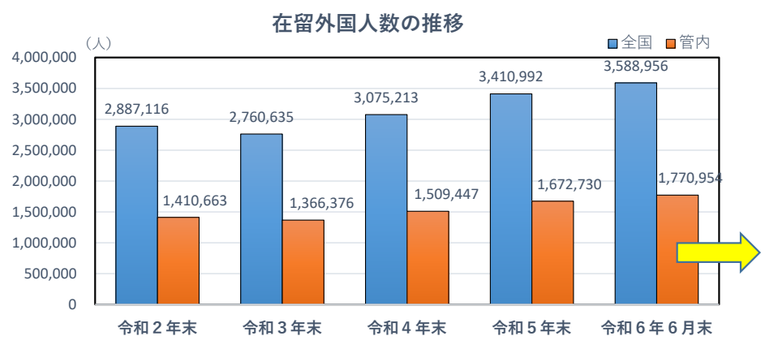

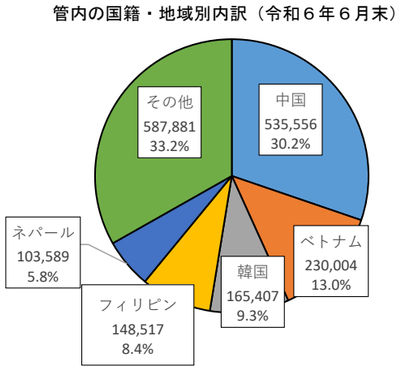

（注）　在留外国人数は、中長期在留者に特別永住者を加えた数である。

３　出入国審査関係

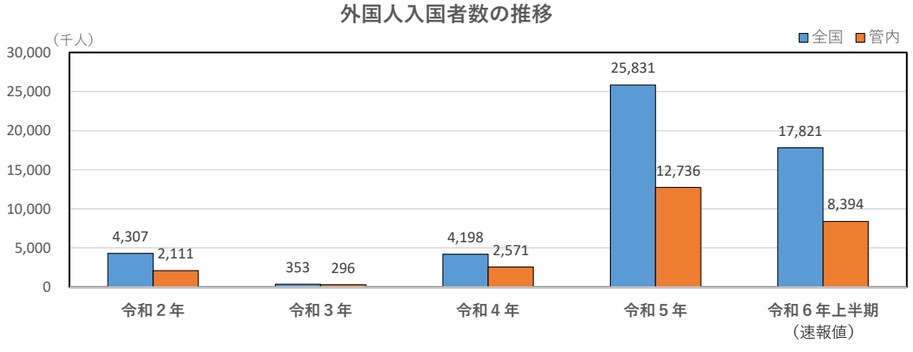

４　在留審査関係（入国事前審査を含む）

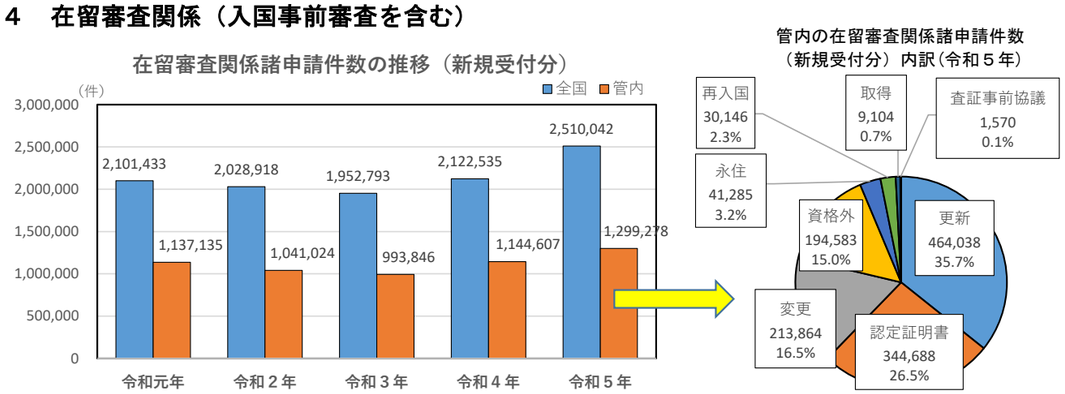

５　退去強制手続関係

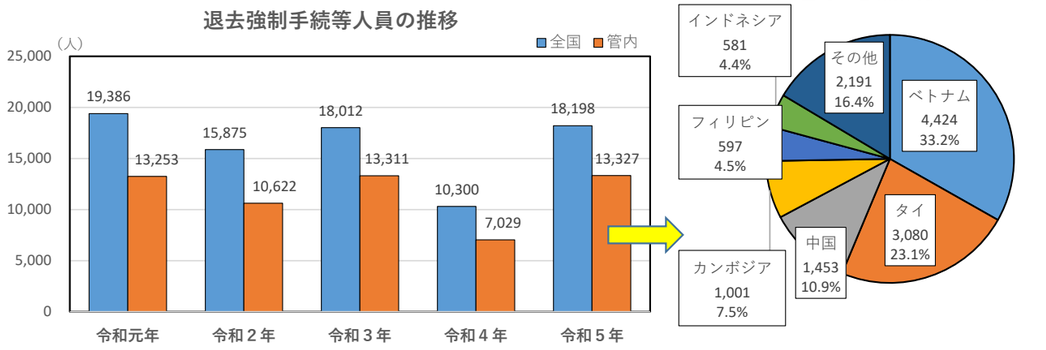

６　難民認定等事務関係

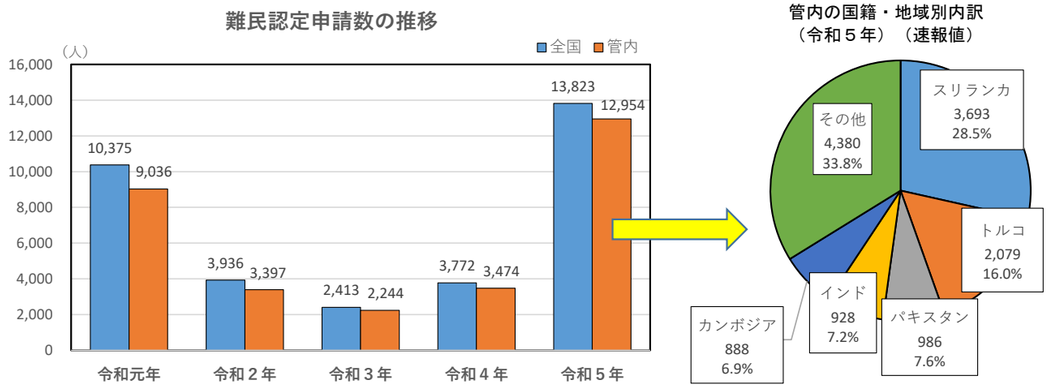

７　在留支援関係

- 令和６年９月３０日現在、当局管内の８１団体が、一元的相談窓口の設置・運営について令和６年度外国人受入環境整備交付金の交付決定を受けている
- 当局においては、各地方公共団体の相談窓口に職員を派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体の職員等に研修を実施



東京出入国在留管理局マスコットキャラクター
～とりぶ(Tokyo Regional Immigration Services Bureau) ～

業　務　概　況　書



東京出入国在留管理局

令和７年２月

－　目　次　－

第１　　沿革及び施設の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２　　組織及び職員数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第３　　管轄区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第４　　在留外国人数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

第５　　業務の概況

　　１　出入国審査関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

　　２　入国事前審査関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

　　３　在留審査関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

　　４　退去強制手続関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

　　５　難民認定等事務関係　・・・・・・・・・・・・・・・・１０

　　６　在留支援関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第１　沿革及び施設の概要

１　沿革

- 昭和２５年１０月　出入国管理庁（外務省外局）の地方支分部局として東京出張所設置
- 昭和２６年１１月　入国管理庁（外務省外局）東京出張所に改組
- 昭和２７年　８月　外務省の外局「入国管理庁」が法務省の内局「入国管理局」に移管され、その地方支分部局として東京入国管理事務所設置
- 昭和５６年　４月　東京入国管理局に改組
- 昭和６０年　７月　港区港南の庁舎から大手町合同庁舎第一号館（２～３階）に移転
- 平成　２年１２月　東京都北区西が丘所在の旧東京地方検察庁第二庁舎に東京入国管理局第二庁舎を開設し、当局業務のうち退去強制手続部門を移転（収容定員２００人）
- 平成　５年　６月　同庁舎を改修し、収容定員を４５０人に拡大
- 平成１４年　４月　新たに収容定員１５０人の仮設収容施設を増設し、収容定員６００人に拡大
- 平成１５年　２月　第二庁舎と統合の上、港区港南の現庁舎に移転（収容定員８００人）
- 平成３１年　４月　東京出入国在留管理局に改組
- 令和　２年　７月　外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ）の開所（コモレ四谷ビル）に伴い、一部業務を移転

２　施設の概要

- 住　　所　：　東京都港区港南５丁目５番３０号
- 敷地面積　：　９，３５５㎡
- 延床面積　：　３６，１１５㎡
- 構造・規模　：　鉄骨鉄筋コンクリート造、地上１２階、地下１階
- 収容場の収容能力：　８００人

第２　組織及び職員数

１　組織

本局、３支局（成田空港、羽田空港及び横浜）及び１２出張所が設置されている。

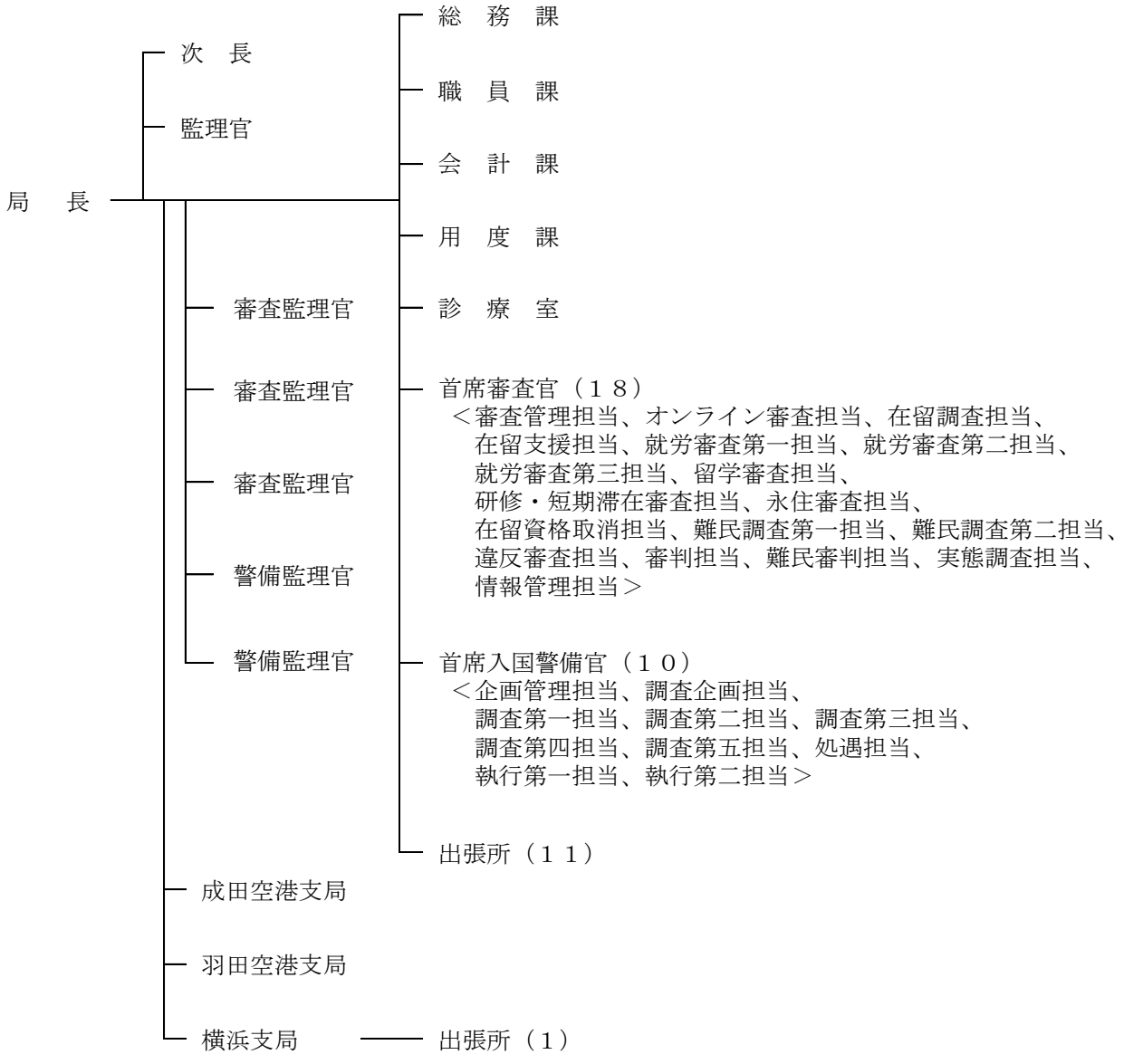

２　職員数

職員数（令和６年度末）は入国審査官１，８２５人、入国警備官８１８人、法務事務官６９人及び法務技官８人の計２，７２０人である。

第３　管轄区域

１都９県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県）を管轄し、全ての都県に本局、支局又は出張所を設置している。

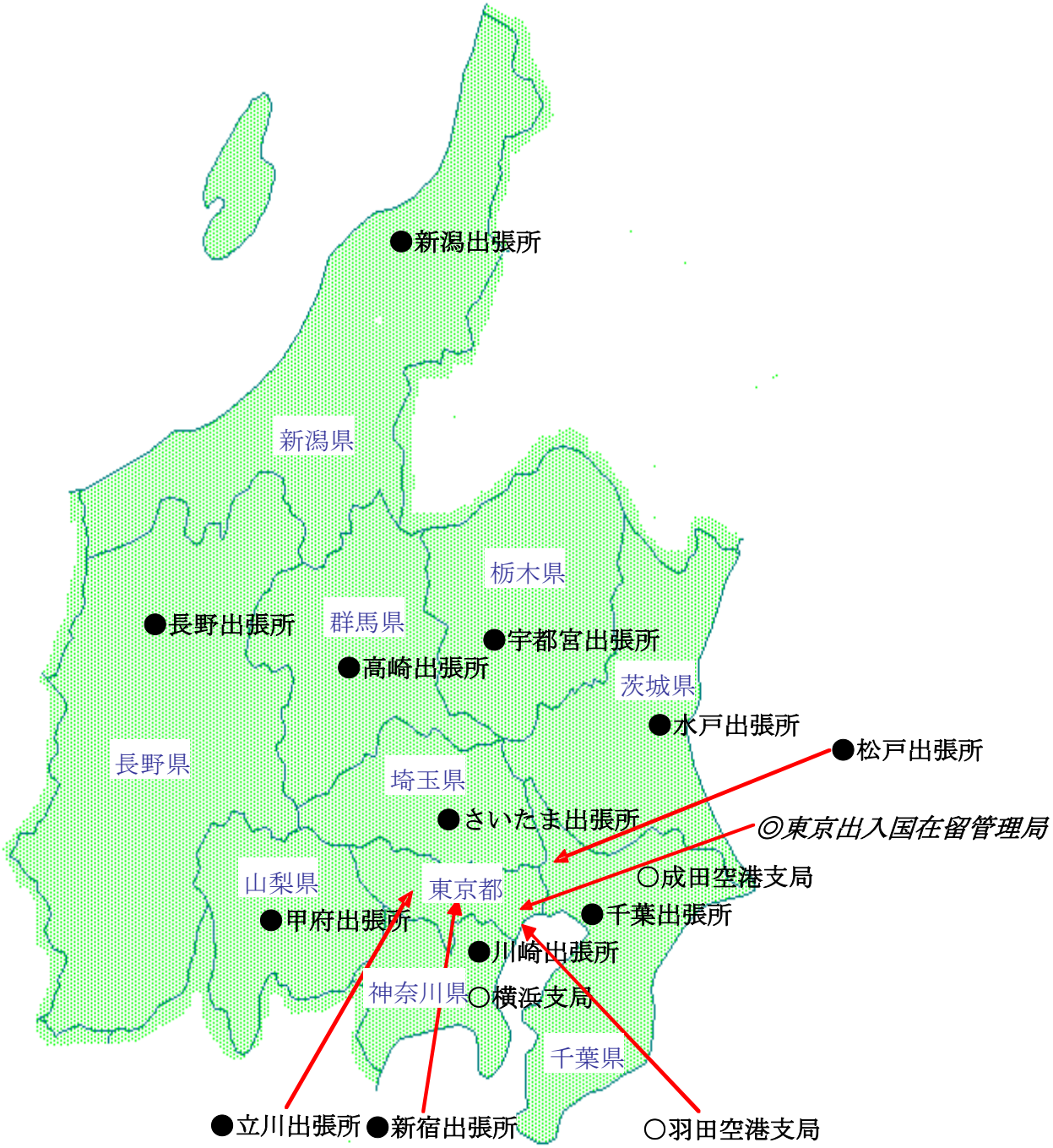

第４　在留外国人数

令和６年６月末現在における管内の在留外国人数（中長期在留者に特別永住者を加えた数）は、１７７万９５４人で、前年末に比べ約５．９％（９万８，２２４人）の増加となっている。また、全国の在留外国人数である３５８万８，９５６人の約４９．３％を占めている。

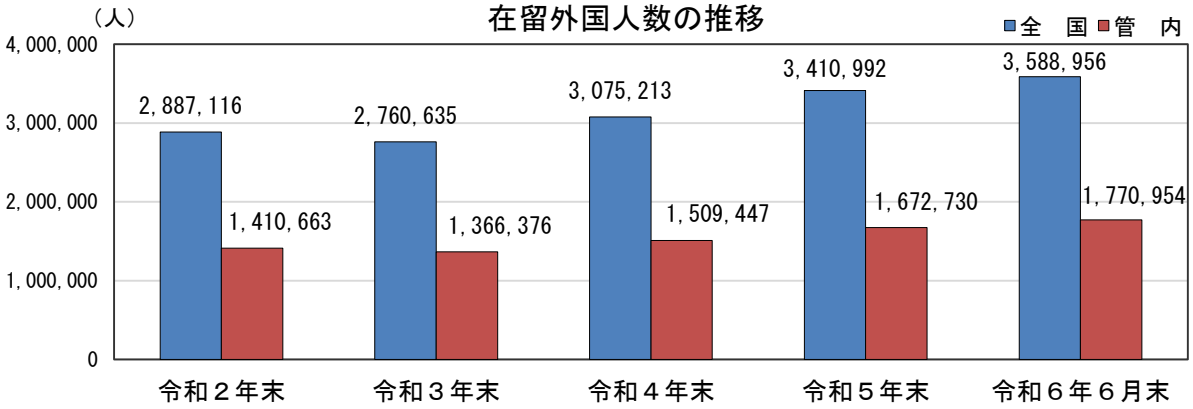

（注）　在留外国人数は、中長期在留者に特別永住者を加えた数である。

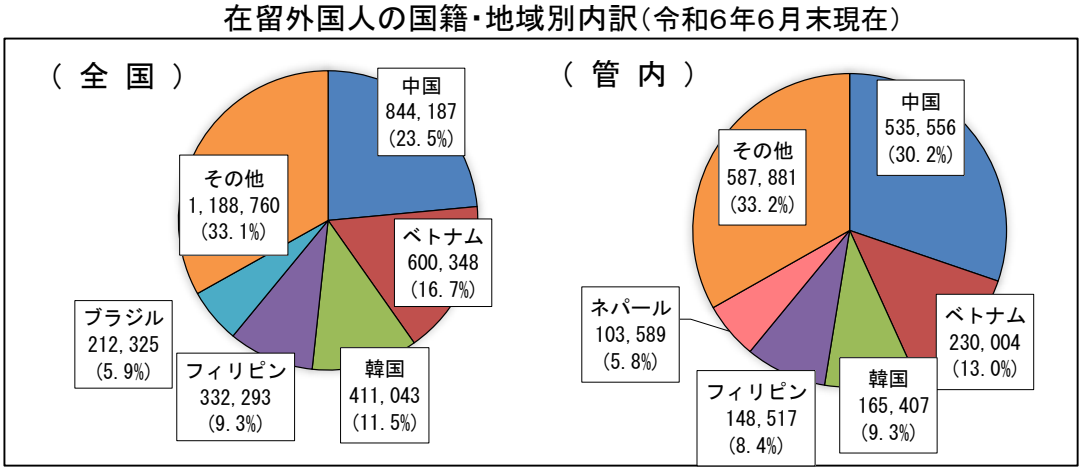

（注）構成比（%）は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

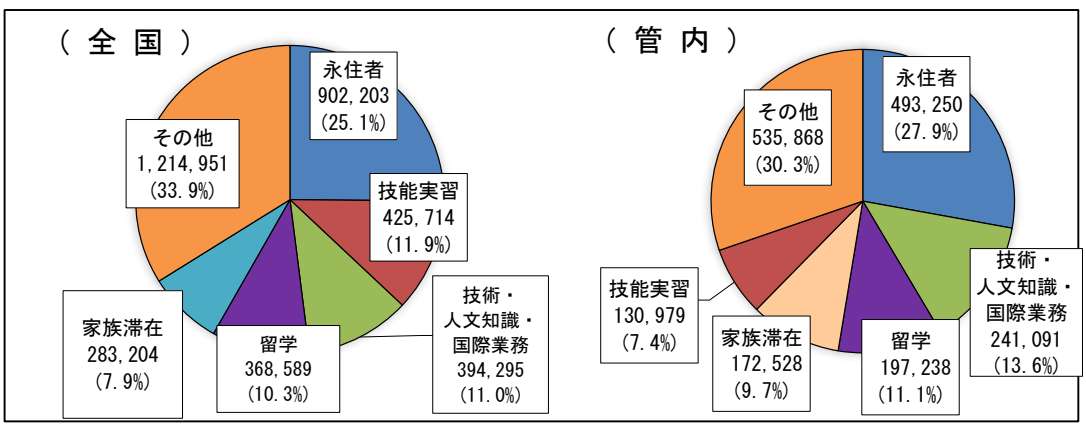

（注）構成比（%）は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

第５　業務の概況

１　出入国審査関係

（１）外国人・日本人出入（帰）国者数

令和５年における管内の空港（成田、羽田、新潟等）及び海港（東京、新潟、横浜等）からの外国人・日本人出入（帰）国者数は、約３，８１０万人で、前年に比べ約３１２．６％（約２，８８７万人）の増加となっている。また、全国の出入（帰）国者数である約７，０２１万人の約５４．３％を占めている。

そのうち、外国人の出入国者数は、約２，５２０万人で、前年に比べ約４２７．７％（約２，０４２万人）増加した。また、日本人の出帰国者数は、約１，２９０万人で、前年に比べ約１８９．３％（約８４４万人）増加した。

なお、管内の外国人・日本人出入（帰）国者数のうち、成田空港からが約２，１９８万人と約５７．７％を占めており、また、羽田空港からが約１，５９８万人と約４１．９％を占めている。

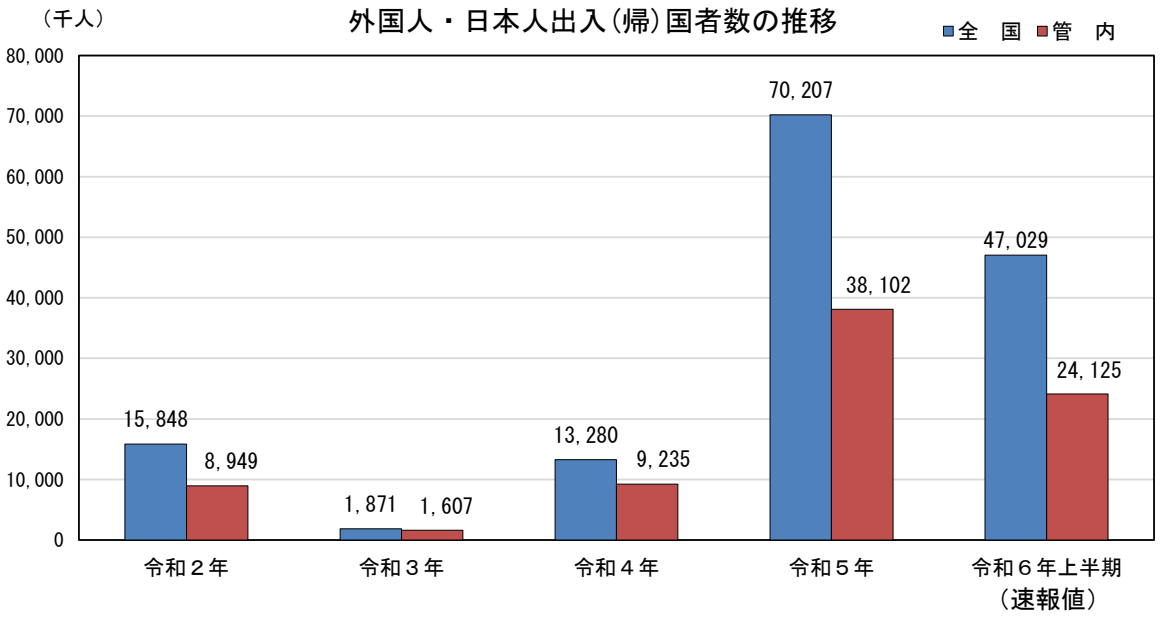

（千人）

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年上半期
外国人出入国	4,447 (8,990)	733 (858)	4,775 (7,846)	25,198 (51,118)	16,663 (35,323)
日本人出帰国	4,502 (6,857)	874 (1,013)	4,460 (5,435)	12,904 (19,089)	7,463 (11,705)
合　計	8,949 (15,848)	1,607 (1,871)	9,235 (13,280)	38,102 (70,207)	24,125 (47,029)

（注１）　下段の（　　）は全国数値である。
（注２）　表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。
（注３）　地位協定該当者数及び特例上陸許可者数を除く。
（注４）　令和６年上半期は速報値。

（２）外国人入国者数

令和５年における管内の外国人入国者数は、約１，２７４万人で、前年に比べ約３９５．４％（約１，０１７万人）の増加となっている。また、全国の外国人入国者数である約２，５８３万人の約４９．３％を占めている。

なお、管内の外国人入国者数のうち、成田空港からが約８０４万人と約６３．１％を占めており、また、羽田空港からが約４６６万人と約３６．６％を占めている。

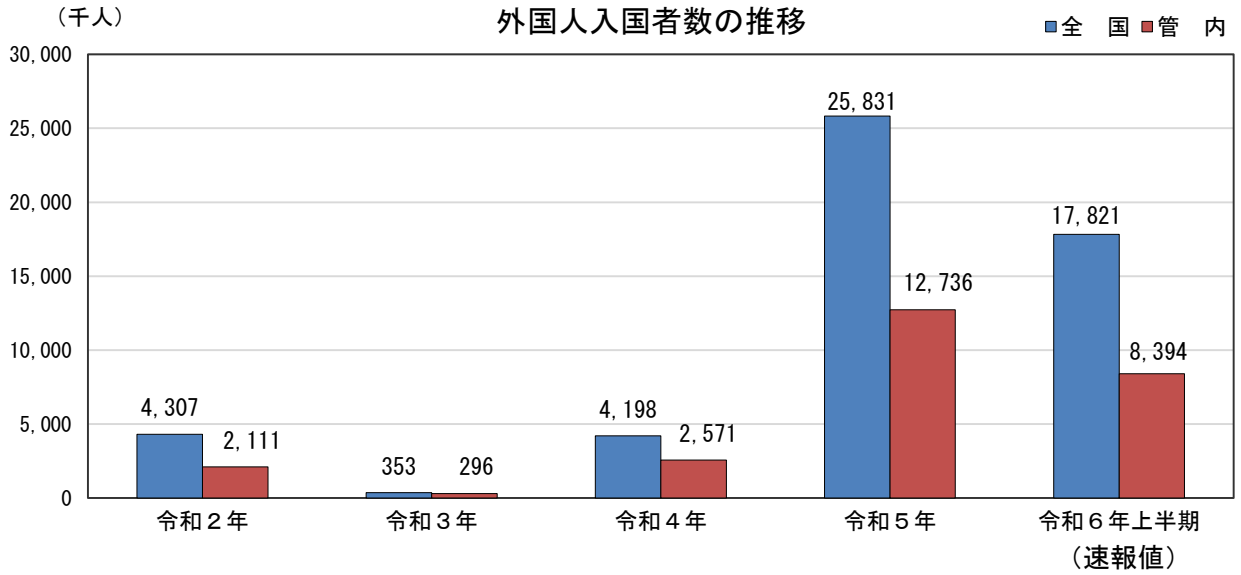

（３）日本人出国者数

令和５年における管内の日本人出国者数は、約６５０万人で、前年に比べ約１８６．７％（約４２３万人）の増加となっている。また、全国の日本人出国者数である約９６２万人の約６７．６％を占めている。

なお、管内の日本人出国者数のうち、成田空港からが約３０３万人と約４６．６％を占めており、また、羽田空港からが約３４４万人と約５２．９％を占めている。

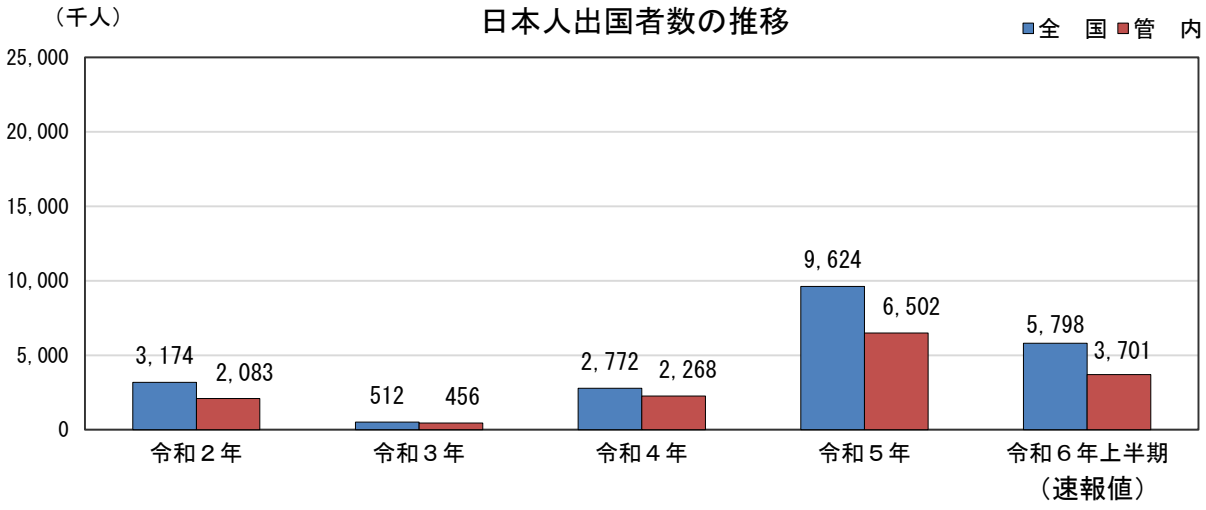

２　入国事前審査関係

令和５年における管内の在留資格認定証明書交付申請及び査証事前協議の受付件数（新規受付分）は、３４万６，２５８件（うち在留資格認定証明書交付申請受付件数３４万４，６８８件）で、前年に比べ約４１．２％（１０万１，１１８件）の増加となっている。また、全国の受付件数である６９万４，９４６件の約４９．８％を占めている。

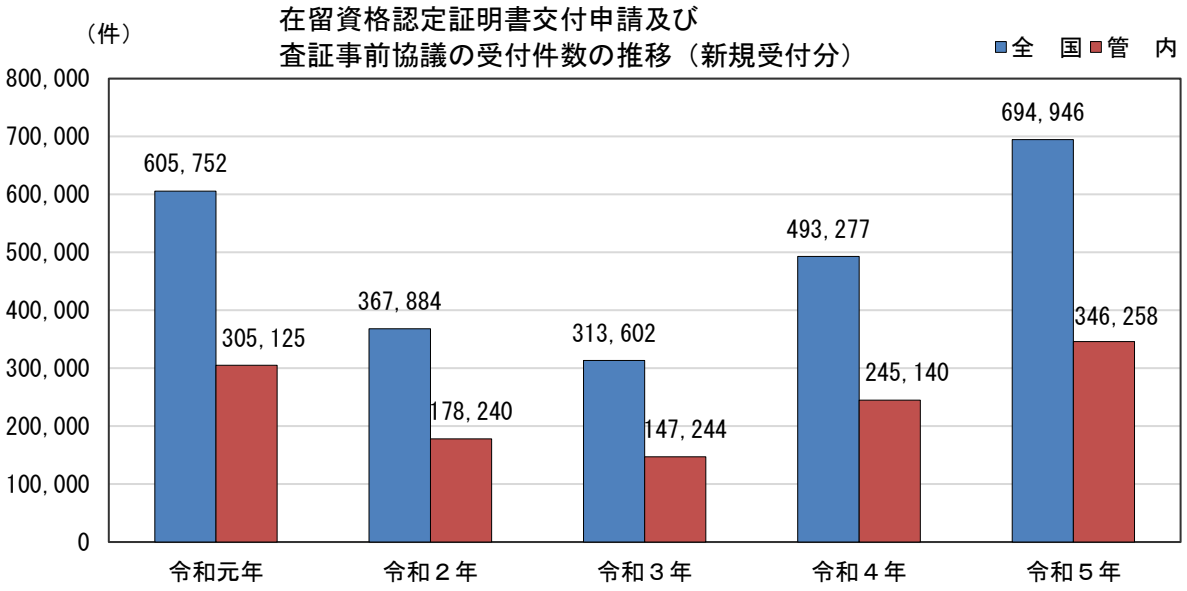

（件）

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
全　国	605,752	367,884	313,602	493,277	694,946
管　内	305,125	178,240	147,244	245,140	346,258

※在留資格認定証明書

日本に入国を希望する外国人又はその代理人（日本国内居住）は、最寄りの地方出入国在留管理局へ申請書類を提出することにより、事前に、在留資格の認定を受けることができる。これにより認定を受けた外国人には「在留資格認定証明書」が交付され、査証（ビザ）発給申請の際、また、我が国の空港等における上陸審査の際に、この証明書を提出すれば、審査がスムーズになる。

３　在留審査関係

令和５年における管内の在留審査関係諸申請（在留資格取得、在留期間更新、在留資格変更、資格外活動、再入国及び永住）の受付件数（新規受付分）は、９５万３，０２０件で、前年に比べ約６．０％（５万３，５５３件）の増加となっている。また、全国の受付件数である１８１万５，０９６件の約５２．５％を占めている。

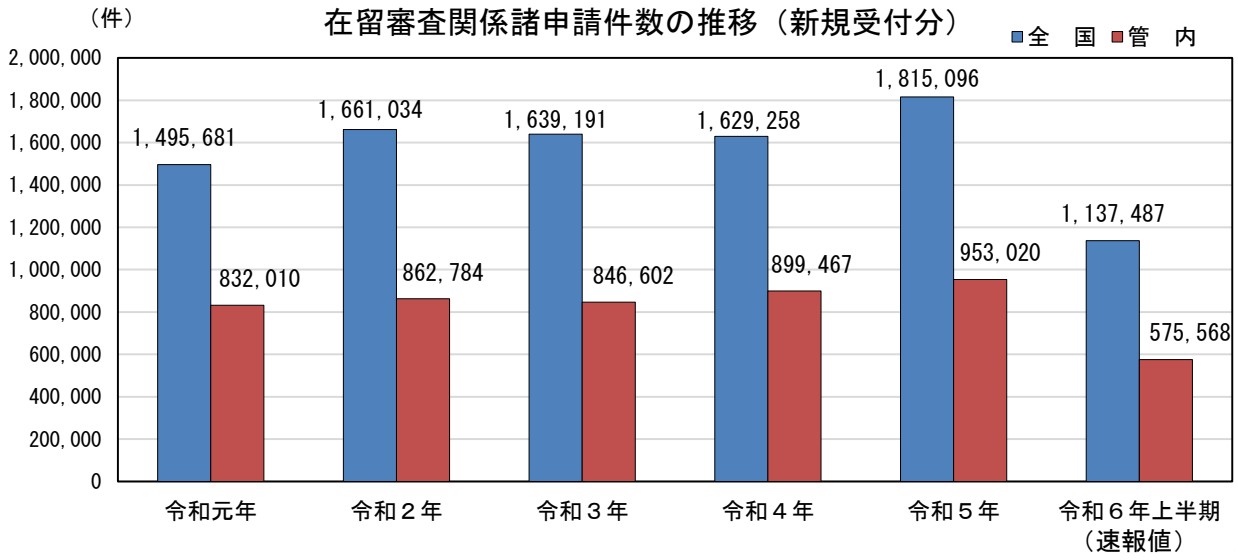

（件）

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年上半期
全　国	1,495,681	1,661,034	1,639,191	1,629,258	1,815,096	1,137,487
うち再入国	38,264	28,754	41,669	50,642	53,707	20,690
管　内	832,010	862,784	846,602	899,467	953,020	575,568
うち再入国	21,262	17,151	25,250	29,064	30,146	11,113

※令和６年上半期は速報値。

在留審査関係諸申請件数（新規受付分）の内訳（令和６年上半期）※速報値

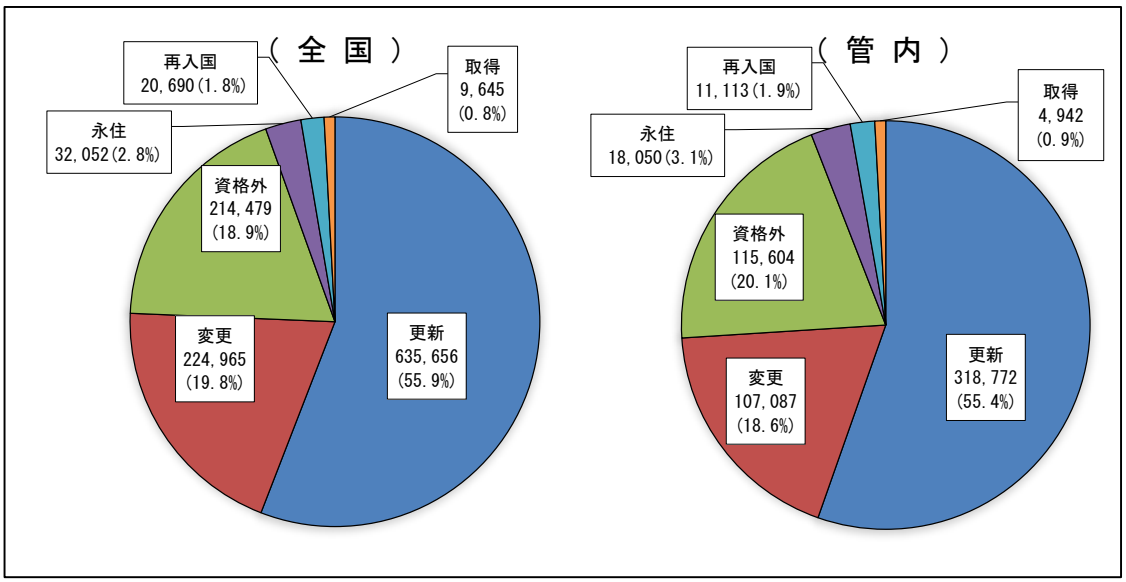

（注）　構成比（%）は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

4　退去強制手続関係

令和５年における管内の出入国管理及び難民認定法違反により退去強制手続又は出国命令手続（以下「退去強制手続等」という。）を執った外国人は、１万３，３２７人で前年に比べ約８９．６％（６，２９８人）の増加となっている。また、全国で退去強制手続等を執った外国人１万８，１９８人の約７３．２％を占めている。

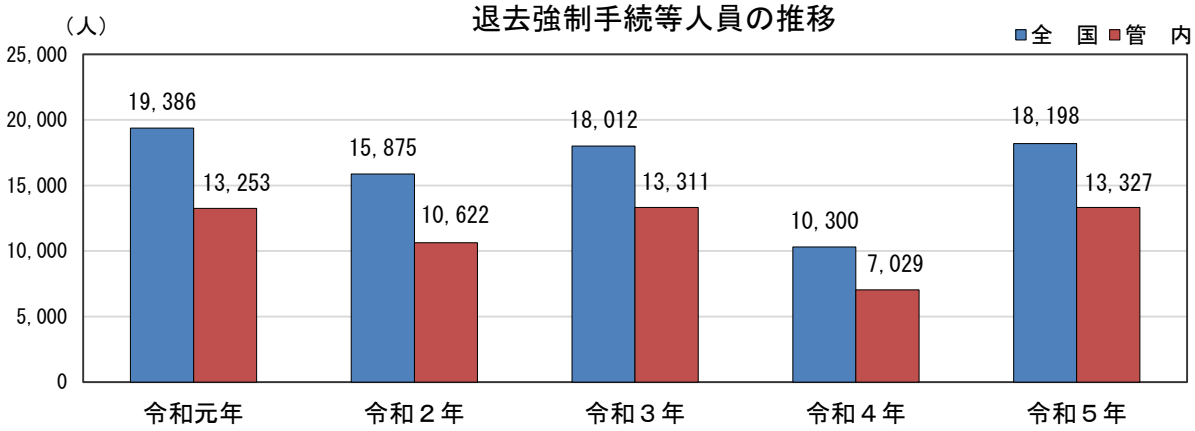

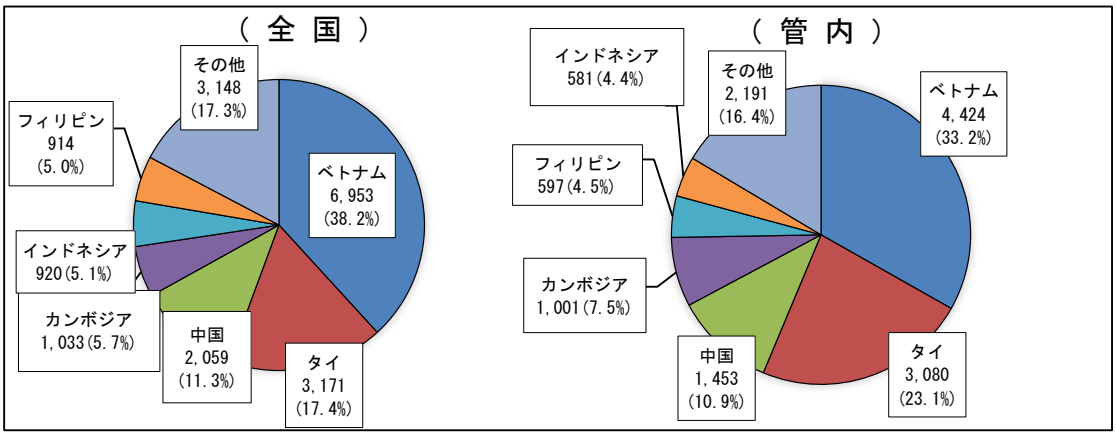

（注）　構成比（%）は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

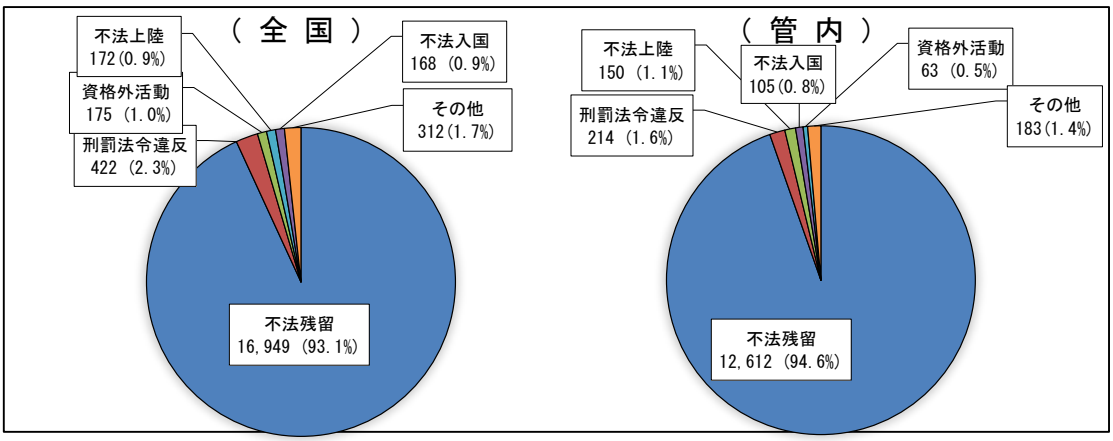

（注）　構成比（%）は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

５ 難民認定等事務関係

（１）難民認定申請数及び補完的保護対象者認定申請数

令和５年における管内の難民認定申請数は、１万２，９５４人で、前年に比べ約２７２．９％（９，４８０人）の増加となっている。また、全国の受付人数である１万３，８２３人の約９３．７％を占めている。

令和５年における管内の補完的保護対象者認定申請数は、５４６人で、全国の受付人数である６７８人の約８０．５％を占めている。

なお、令和５年における全国の補完的保護対象者認定申請数の国籍・地域別内訳は、ウクライナ６６９件、ロシア５件、ウズベキスタン・英国・シリア・スリランカが各１件、管内の国籍・地域別内訳は、ウクライナ５４３件、ロシア２件、ウズベキスタン１件となっている。

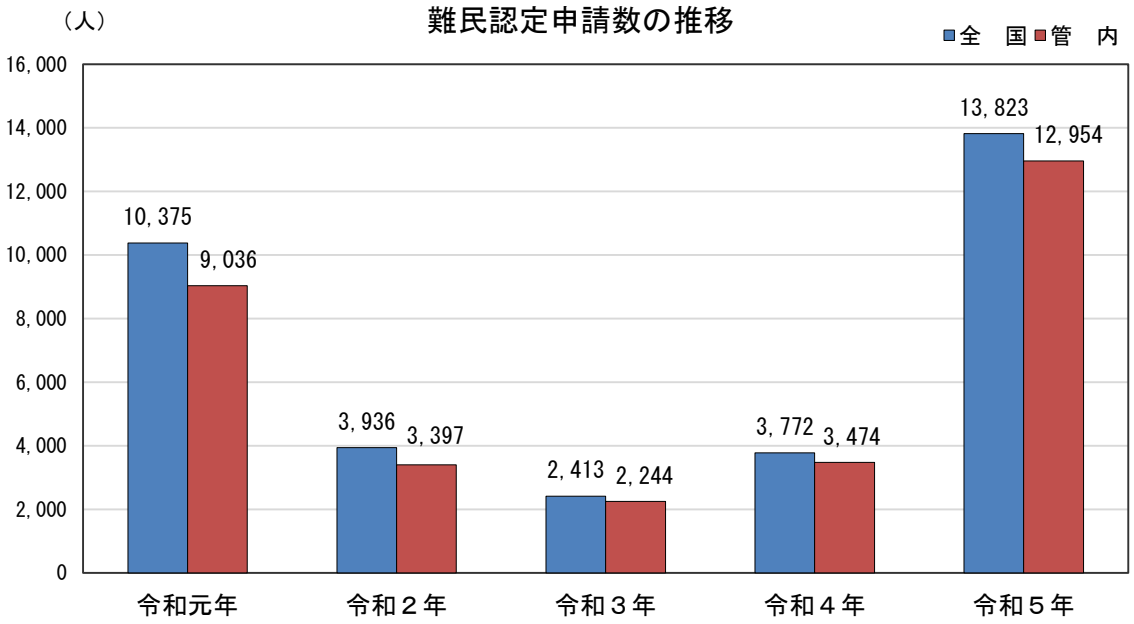

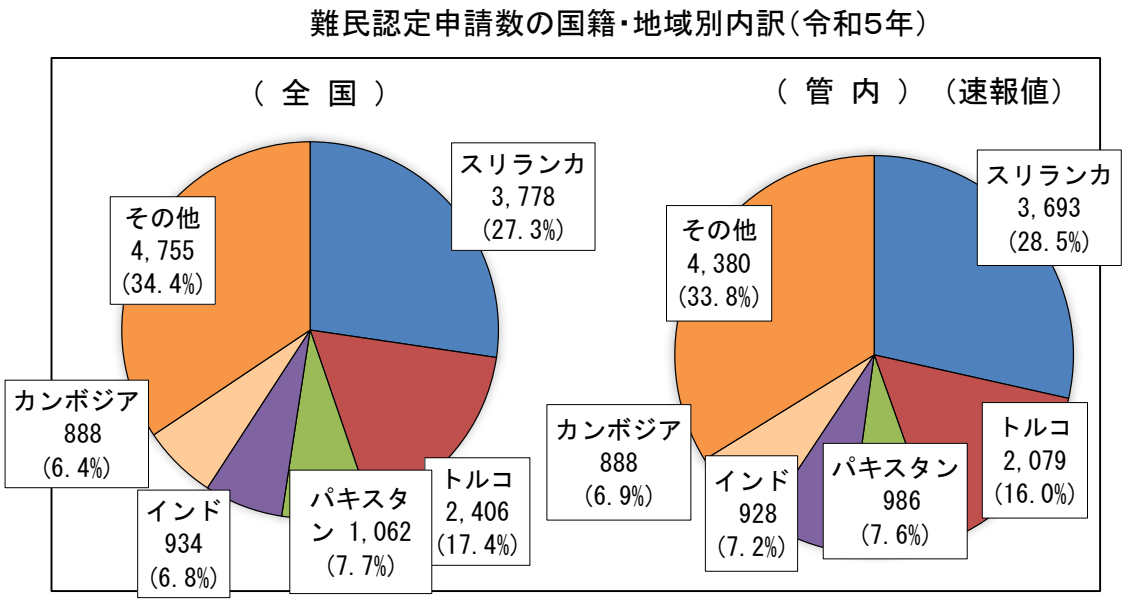

（注） 構成比（%）は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

（２）難民審査請求数

令和５年における管内の難民の認定をしない処分に対する審査請求数は、４，６４０人で、前年に比べ約１２．０％（４９８人）の増加となっている。また、全国の審査請求数である５，２４７人の約８８．４％を占めている。

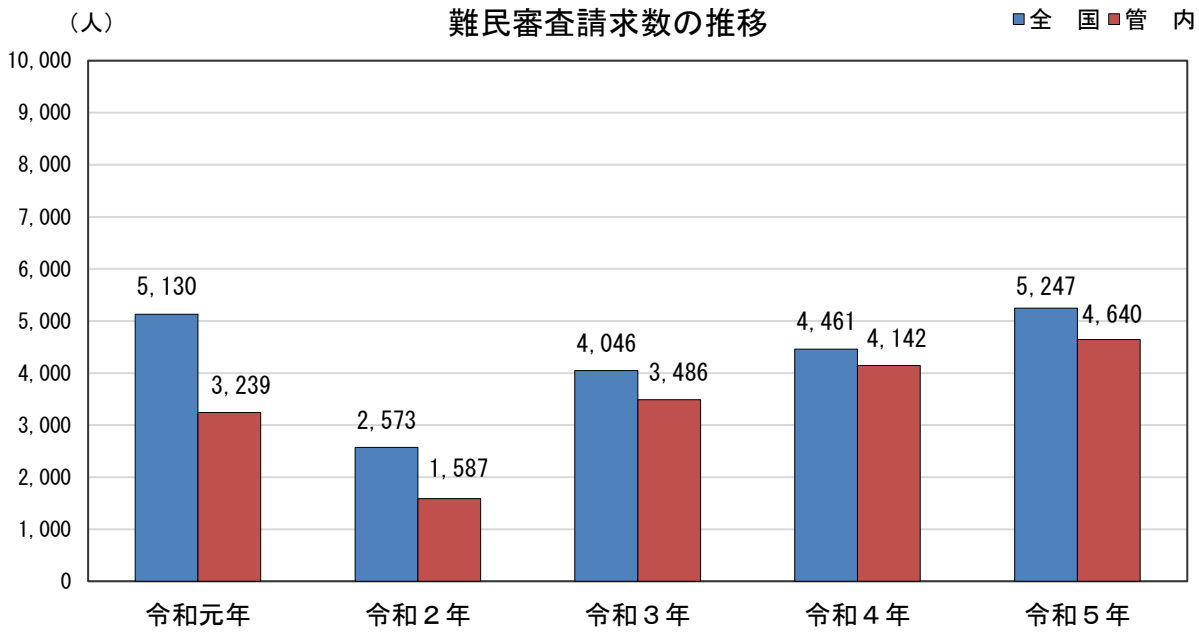

（注）難民の認定をしない処分に対する不服申立ては、平成２８年４月１日に施行された改正入管法により、従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められた。

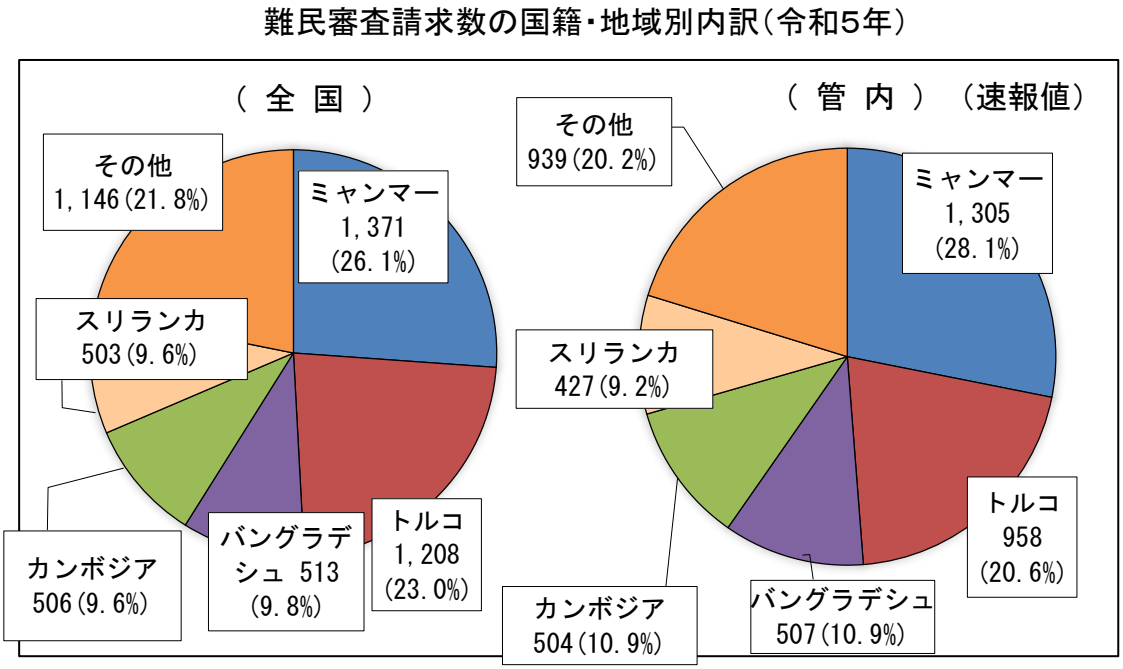

（注）　構成比（%）は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

６ 在留支援関係

（１）地方公共団体等との連携・協力

各地方公共団体は、在留外国人の生活に関わる様々な事柄について、情報提供及び相談を行う一元的相談窓口を設置しているところ、令和６年９月３０日現在、当局管内の８１団体が、一元的相談窓口の設置・運営について令和６年度外国人受入環境整備交付金の交付決定を受けている。

当局においては、各地方公共団体の相談窓口に職員を派遣し、相談員として対応しているほか、相談業務に従事する地方公共団体の職員等に対し研修を行っている。

このほか、地域で活動する民間支援団体等に各種情報を提供するなど、連携・協力に向けた取組を行っている。

一元的相談窓口の設置・運営について令和6年度外国人受入環境整備交付金の交付決定を受けている管内地方公共団体一覧（令和6年9月30日現在）

茨城県（６か所）	茨城県、古河市、結城市、常総市、つくば市、八千代町
栃木県（５か所）	栃木県、宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市
群馬県（７か所）	群馬県、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、安中市、大泉町
埼玉県（11か所）	埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、ふじみ野市、越谷市、久喜市
千葉県（13か所）	千葉県、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、東金市、柏市、八千代市、鴨川市、鎌ケ谷市、浦安市、富里市
東京都（10か所）	東京都、新宿区、世田谷区、練馬区、中野区、豊島区、江戸川区、八王子市、西東京市、府中市
神奈川県（11か所）	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、秦野市、厚木市、海老名市、綾瀬市、愛川町
新潟県（５か所）	新潟県、新潟市、長岡市、上越市、糸魚川市
山梨県（３か所）	山梨県、甲府市、中央市
長野県（10か所）	長野県、長野市、松本市、上田市、飯田市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町

（２）相談業務

令和２年７月に外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ）が開所し、東京出入国在留管理局では、在留外国人等からの入国・在留手続等に係る相談業務を行っている。

令和６年上半期における相談件数は２，１６１件であった。

※相談件数は、来所及びオンラインによる件数。

ＦＲＥＳＣにおける相談件数の推移

（令和２年下半期から令和６年上半期まで）

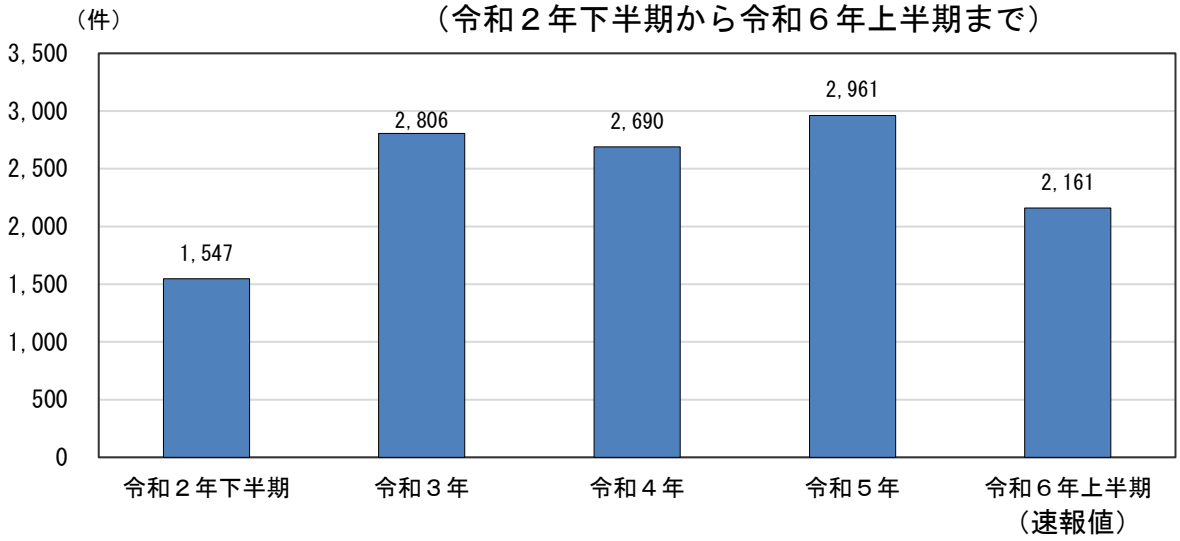

また、当局の外国人在留総合インフォメーションセンターにおける在留外国人等からの入国・在留手続に係る令和５年の相談件数は、２５万２，１２６件で、前年に比べ約７．６％（２万７９４件）の減少となっている。

※令和５年６月まで、窓口及び電話での相談件数のみ計上。令和５年７月以降、メールによる相談件数も計上。

外国人在留総合インフォメーションセンター

における相談件数の推移

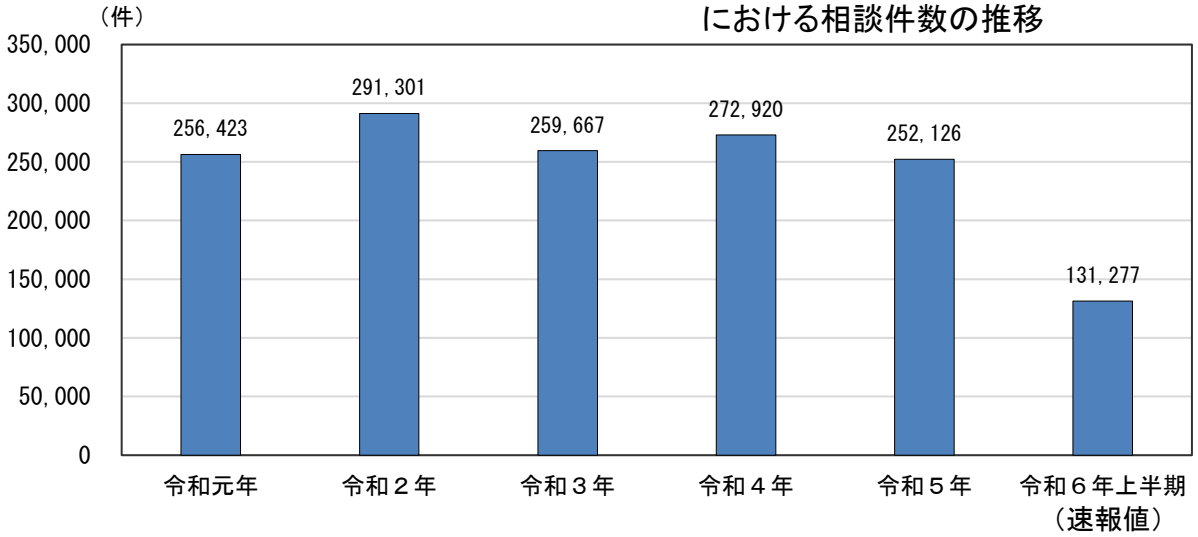

業 務 概 況 書



令　和　7　年　2　月
東京出入国在留管理局
羽　田　空　港　支　局

羽田空港支局の沿革、組織等

沿革等

昭和27年　8月　1日	東京入国管理事務所羽田空港出張所として開設
昭和36年　6月　5日	同出張所廃止、羽田入国管理事務所設置
昭和53年　5月20日	成田空港開港に伴い、同事務所廃止 東京入国管理事務所羽田空港出張所設置
昭和56年　4月　1日	組織改編により東京入国管理局羽田空港出張所設置
平成22年　4月　1日	組織改編により東京入国管理局羽田空港支局設置
平成22年10月21日	第3ターミナル(旧国際線ターミナル)供用開始 羽田空港CIQ棟において業務開始
平成22年10月31日	国際定期便就航
平成26年　3月30日	国際線発着枠の拡大(年6万→9万)
平成31年　4月　1日	組織改編により東京出入国在留管理局羽田空港支局に改組
令和　2年　3月29日	第2ターミナルビルでの国際線就航開始 国際線発着枠の拡大(年9万→12.9万)
令和　5年　7月19日	第2ターミナルビルでの国際線再開

施設概況

- 羽田空港第2ターミナル官庁総面積
  (うち入管専用面積)

  11,027㎡(4,215㎡)

- 羽田空港第3ターミナル官庁総面積
  (うち入管専用面積)

  17,397㎡(5,356㎡)

- CIQ棟面積(うち入管専用面積)

  13,042㎡(1,828㎡)

組織

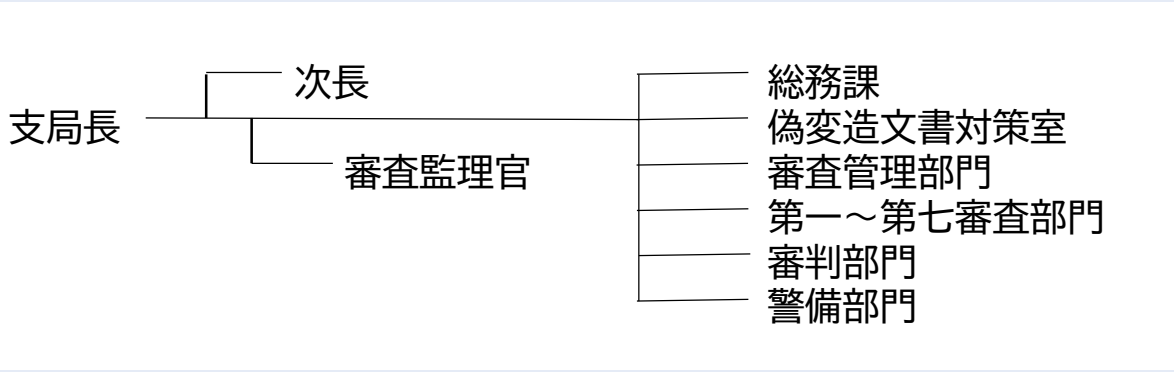

審査ブースの入国審査官



入国警備官による送還



施設・設備の整備状況

(1)羽田空港第3ターミナル

【上陸審査場】　56ブース
【出国審査場】　中央22ブース＋北6ブース
【出国待機施設】定員22名



審査ブース
（個人識別情報システム）
（2007年導入）



バイオカート
（2019年導入）

- 入国審査官は、審査ブースで外国人の入国審査と出国確認、日本人の出国・帰国確認の手続を実施。
- 外国人の入国審査においては、旅券及び査証の有効性や入国目的の確認等に加え、個人識別情報（指紋・顔写真）を活用した厳格な審査を実施。
- 審査待ち時間を利用して個人識別情報を前倒しで取得するバイオカートにより、ブースでの審査を迅速化。

(2)羽田空港第2ターミナル

【上陸審査場】　27ブース
【出国審査場】　12ブース
【出国待機施設】定員16名

顔認証ゲート
（2017年導入）



- 旅券の有効性や、旅券の名義人と利用者との同一人性確認等を自動的に実施。
- IC旅券に搭載されたICチップ内の顔画像と、カメラで撮影した利用者の顔画像を照合して同一人性を確認。
- 日本人の出国・帰国手続及び外国人（短期滞在者）の出国手続で利用。

(3)CIQ棟

【収容場】定員29名

自動化ゲート（指紋認証ゲート）
（2010年導入）



- 事前に旅券情報と指紋及び顔写真（日本人は指紋のみ）を登録。登録した指紋等と、スキャナで読み取る利用者の指紋等を照合して同一人性を確認。
- 日本人の出国・帰国手続、外国人の再入国許可等による出国・再入国手続で利用。
- 2016年から、「信頼できる渡航者」として事前登録された短期滞在者に利用対象を拡大。

～外国人の入国時の審査～

出入国手続の円滑化

1 外国人は旅券（パスポート）と査証（ビザ）を持って日本に来ます。


上陸審査場



自動化ゲート


バイオカート

2 日本の出入国港へ着いた外国人は上陸の申請を行います。この際、免除対象者を除き個人識別情報（指紋及び顔写真）を提供します。


入国審査官による上陸審査

3 入国審査官は旅券、査証、そして必要な事項が記載された外国人入国記録（EDカードと呼ばれています。）等によって、その外国人の上陸を認めてよいかどうかの審査をします。


旅券


査証

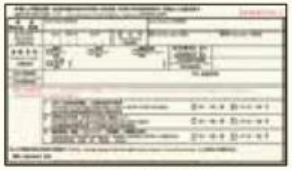
外国人入国記録

4 外国人の旅券に上陸許可の証印をします。

新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港においては、上陸許可によって中長期在留者となった方には、在留カードを交付します。その他の出入国港では、旅券に在留カードを後日交付する旨を記載します。

バイオカートの仕組み

上陸審査では、バイオカートを利用し、列に並んでいる間に前倒しで個人識別情報（指紋及び顔写真）を提供することで、上陸審査手続を短縮することができます。



顔認証ゲートの仕組み

顔認証ゲートを利用して出帰国の手続を行った場合、旅券に証印（スタンプ）は押印されません。



スタンプを御希望の方は、顔認証ゲートの通過後、出国手続時には航空機への搭乗前、帰国手続時には税関検査前までに、顔認証ゲート後方に待機する又は各審査場事務室の職員にお申し出ください。

自動化ゲートの仕組み

自動化ゲートを利用して出入（帰）国の手続を行った場合、旅券に証印（スタンプ）は押印されません。※日本人が利用される場合の例です。事前に利用者登録が必要です。



スタンプを御希望の方は、自動化ゲートの通過後、出国手続時には航空機への搭乗前、帰国（上陸審査）手続時には税関検査前までに、各審査場事務室の職員にお申し出ください。

羽田空港における出入(帰)国者数の推移(1)

出入(帰)国者数の推移

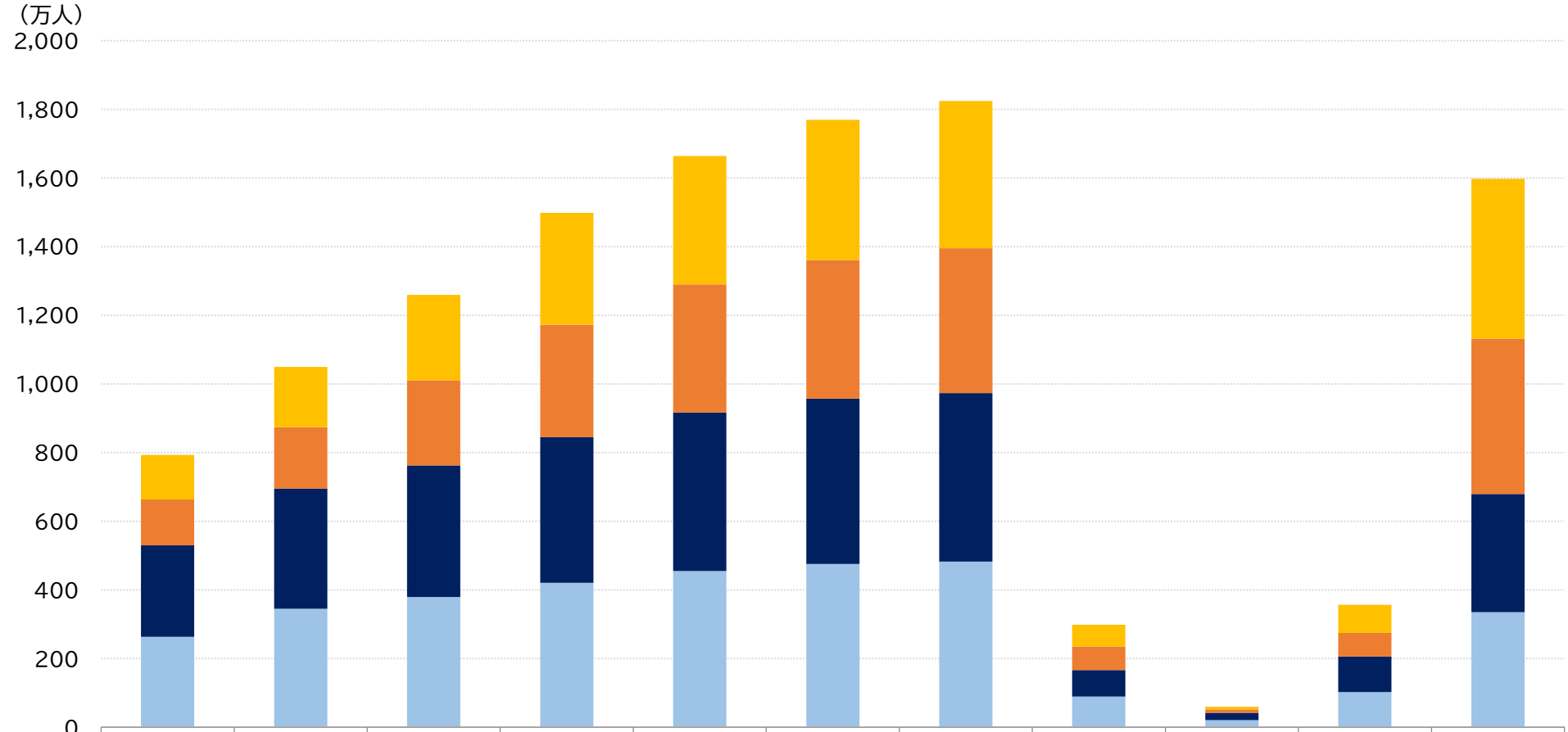

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
外国人入国	1,293,083	1,751,967	2,485,679	3,264,070	3,745,577	4,082,250	4,288,078	634,562	81,917	816,445	4,657,583
外国人出国	1,334,297	1,784,850	2,482,267	3,272,228	3,731,748	4,036,119	4,222,198	687,112	95,220	686,861	4,528,645
日本人出国	2,663,684	3,502,415	3,828,254	4,241,440	4,614,536	4,819,298	4,907,934	769,646	217,808	1,037,314	3,440,909
日本人帰国	2,636,272	3,453,605	3,797,244	4,206,812	4,550,807	4,752,140	4,823,506	892,775	202,925	1,026,929	3,351,949
合計	7,927,336	10,492,837	12,593,444	14,984,550	16,642,668	17,689,807	18,241,716	2,984,095	597,870	3,567,549	15,979,086

(注)出入国管理統計年報「1港別　出入国者」から抽出したもの。

羽田空港における出入(帰)国者数の推移(2)

コロナ禍前後の外国人入国者数(新規・再入国の合計)と日本人出国者数

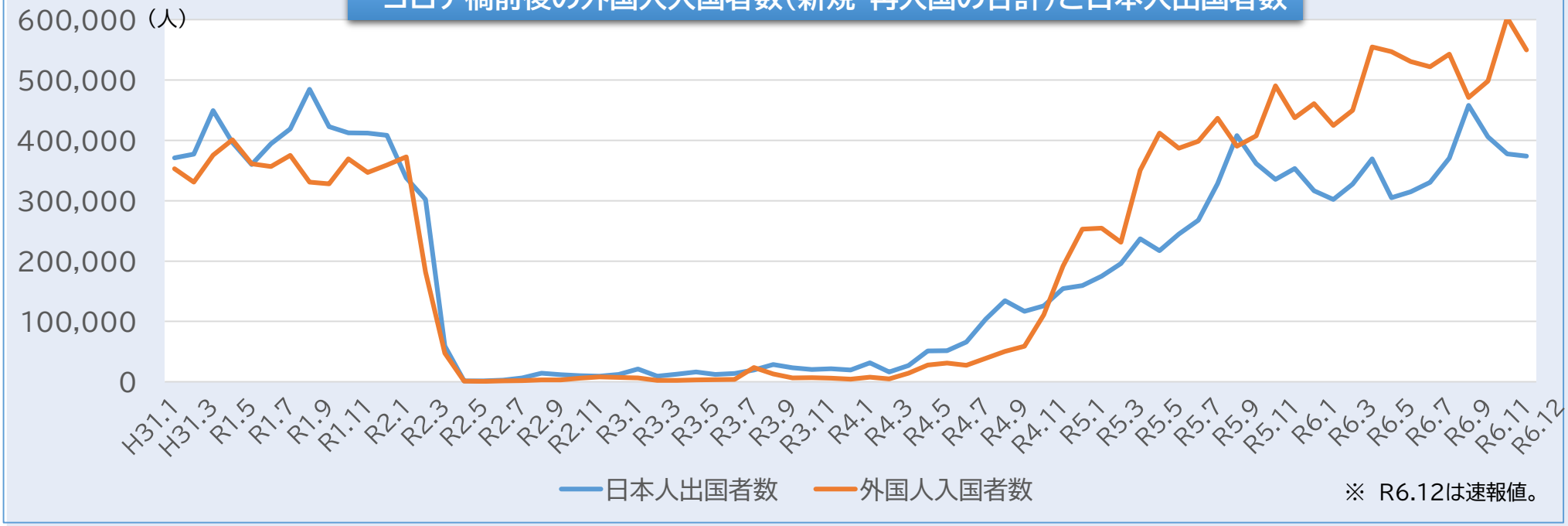

※ R6.12は速報値。

全国の出入国港に占める割合(令和5年)

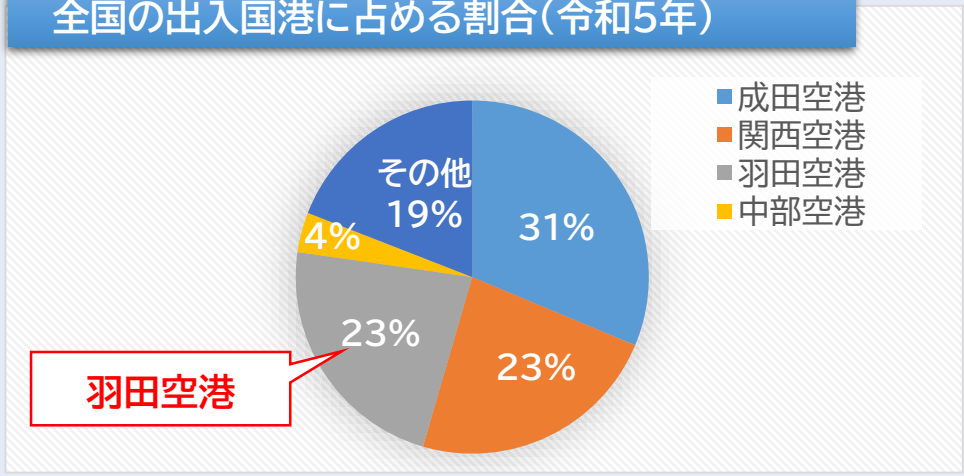

令和5年出入(帰)国者数	
成田空港	21,981,393
関西空港	16,286,246
羽田空港	15,979,086
中部空港	2,565,769
その他	13,394,873

東京出入国在留管理局羽田空港支局の業務について(1)

旅客に関する情報の活用

- 事前旅客情報(API)を要注意人物情報と照合し、航空機の到着前に該当者を特定することによって、該当者に対する厳格な審査を実施。
  ※API:Advance Passenger Information
- 乗客予約記録(PNR)を入管庁保有のその他の情報と合わせて分析し、審査に活用。
  ※PNR:Passenger Name Record
  ※航空券の予約情報

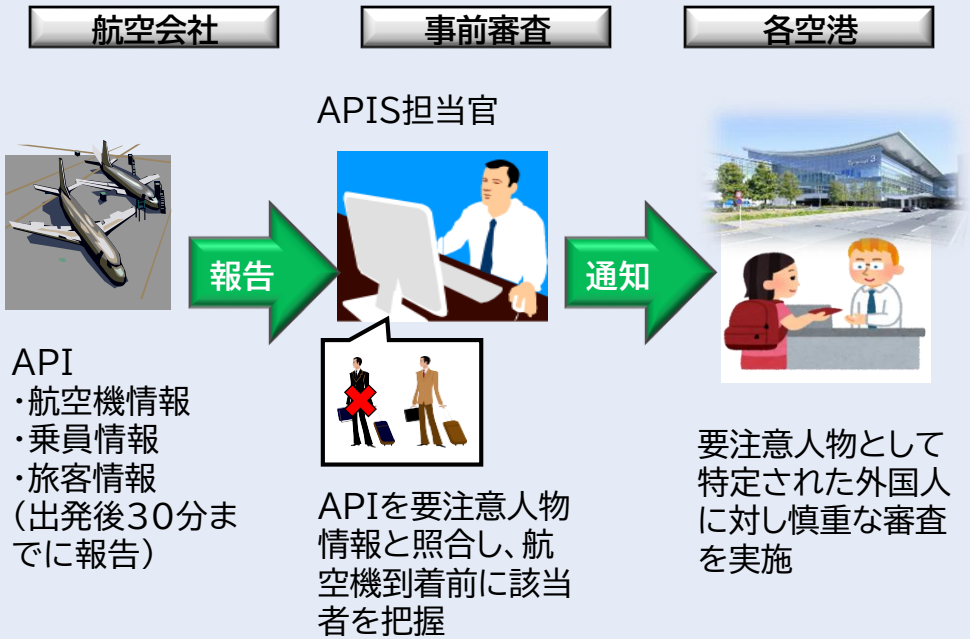

上陸拒否者数

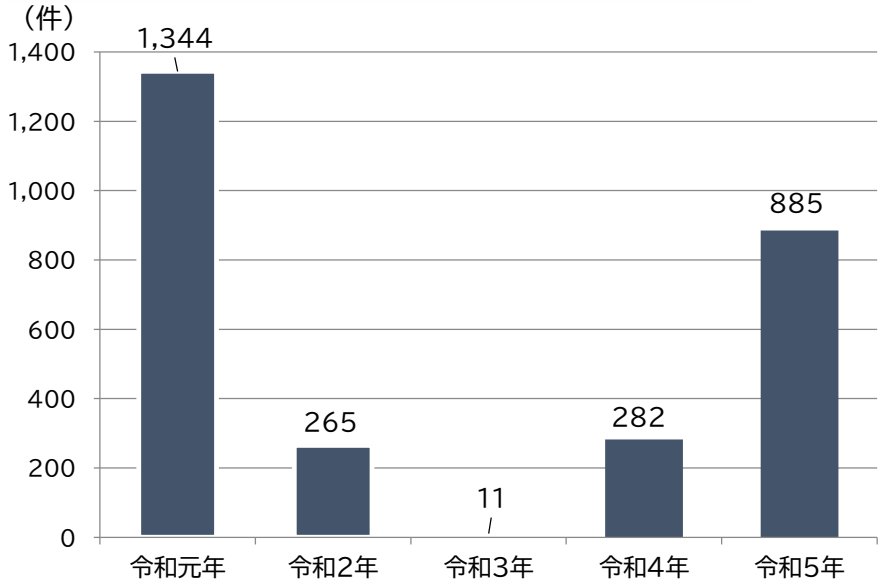

偽変造文書対策

- 偽変造文書対策室において、光学検査装置等を利用して旅券、査証等の文書鑑識を実施。
- 地方空港を管轄する出入国在留管理官署、警察、税関等からの照会に対応。

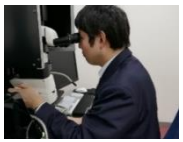

偽変造文書等の発見件数

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
69件	18件	0件	3件	39件

東京出入国在留管理局羽田空港支局の業務について（2）

入管法違反事件

羽田空港で発生する不法入国等の入管法違反事件について、違反調査を実施。

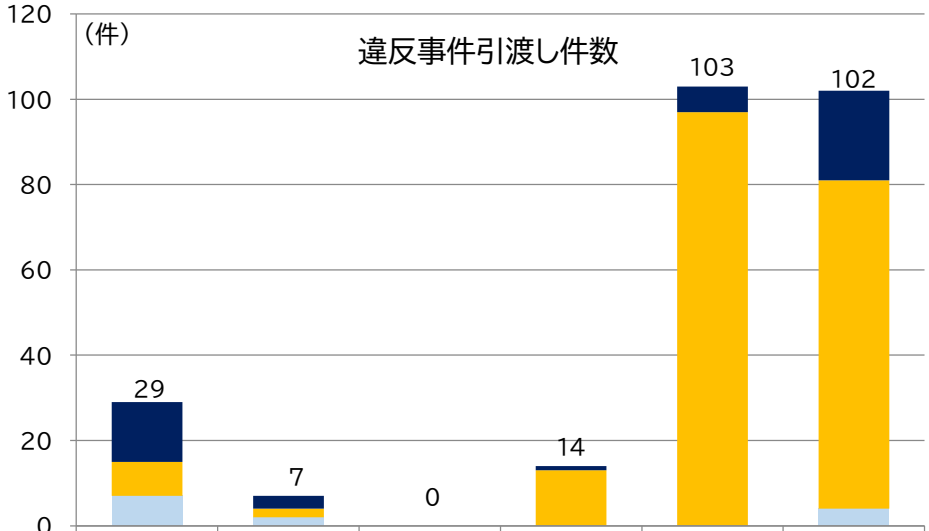

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年（速報値）
■不法入国	14	3	0	1	6	21
■不法上陸	8	2	0	13	97	77
■その他	7	2	0	0	0	4
合計	29	7	0	14	103	102

入国警備官による空港内のパトロール



収容と送還

羽田空港で発生する入管法違反事件に係る外国人だけでなく、他の出入国在留管理局等で退去強制手続を受けた外国人についても、送還便の出発前に移収を受け、収容と送還を実施。

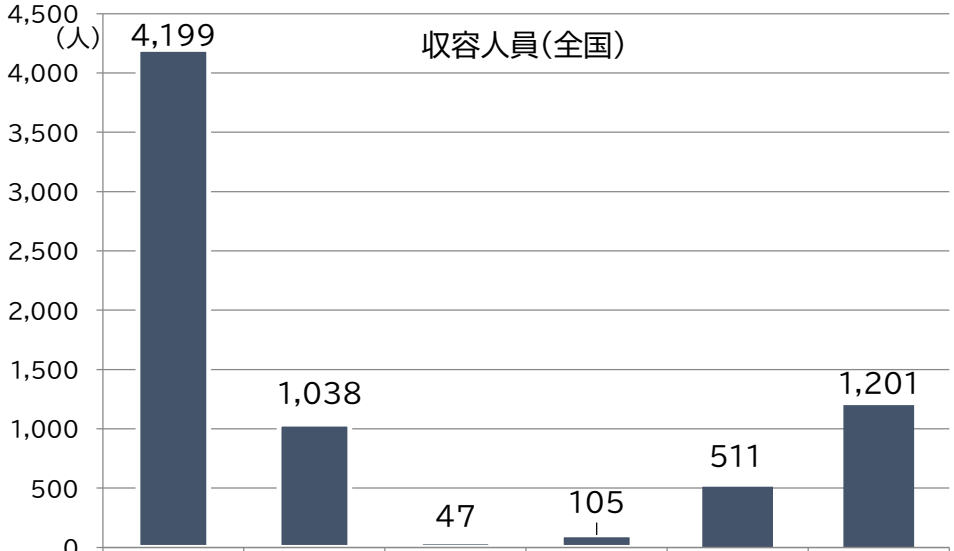

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年（速報値）
■合計	4,199	1,038	47	105	511	1,201

出入国在留管理政策懇談会資料

第３回会合
（難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
ISA Immigration Services Agency

令和７年３月２６日
出入国在留管理庁

配布資料目次

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

① 我が国の難民受入れの歴史的経緯（ｐ２）
② 難民及び補完的保護対象者の定義（ｐ３）
③ 難民認定等手続全体の概要（一次審査から審査請求まで）（ｐ４～ｐ６）
　③－１ 難民認定等手続の流れ（全体）
　③－２ 難民調査官の事実の調査
　③－３ 審査請求手続（難民審査参与員制度）
④ 難民認定等申請中の者の在留資格・不法滞在の整理（ｐ７）
⑤ 一時庇護上陸許可（ｐ８）
⑥ 難民認定等手続に関する各種統計（ｐ９～ｐ１７）
　⑥－１ 難民認定申請者数の近年における推移（全体）
　⑥－２ 難民認定申請者数の近年における推移（国籍別）
　⑥－３ 難民認定申請者の申請時の在留資格・不法滞在の状況
　⑥－４ 難民認定申請（一次審査）の処理状況
　⑥－５ 補完的保護対象者認定申請（一次審査）の申請・在留・処理の状況
　⑥－６ 審査請求数の近年における推移（全体・国籍別）
　⑥－７ 審査請求の処理状況
　⑥－８ 難民及び補完的保護対象者の認定状況
　⑥－９ 我が国における難民等保護の状況（難民、補完的保護対象者、人道配慮）
⑦ 難民等を適正に保護するための入管庁の取組（ｐ１８）
⑧ 審査期間の長期化（現状及び対策）（ｐ１９）
⑨ 第三国定住による難民の受入れ（ｐ２０）
⑩ 難民等の支援（ｐ２１）
（参考）
　⑪ 難民認定等申請の振分けの変遷（④関連）
　⑫ 令和５年改正入管法審議における参議院の附帯決議（⑦関連）

我が国の難民受入れの歴史的経緯

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

難民受入れの経緯

昭和５３年　インドシナ難民の受入れ開始

昭和５６年　日本が難民条約に加入
「出入国管理令」等の関連する法律の改正（難民認定制度の整備）

昭和５７年　難民議定書に加入
難民条約、難民議定書発効
「出入国管理及び難民認定法」の施行

平成１６年　難民認定手続の見直し（難民審査参与員制度の導入等）を内容とする入管法改正

平成２２年　パイロットケースとしての第三国定住による難民の受入れ開始
（タイのキャンプに滞在するミャンマー難民の受入れ）

平成２７年　第三国定住による難民の受入れの本格的実施
（マレーシアに滞在するミャンマー難民の受入れ）

令和　元年　第三国定住による難民の受入れの拡大の決定
（アジア地域から年間６０人の難民（出身国・地域を問わない）の受入れ）

令和　５年　補完的保護対象者認定制度を創設する入管法改正

我が国が受け入れた「難民」

条約難民（入管法上の難民認定手続により難民認定した難民）	１，６１０人（昭和５７年～令和６年）
補完的保護対象者（入管法上の補完的保護対象者認定手続により認定した者）	１，６６３人（令和５年～令和６年）
第三国定住難民	３２３人（平成２２年～令和６年９月）
※インドシナ難民（受入れ終了）	１１，３１９人（昭和５３年～平成１７年）

難民及び補完的保護対象者の定義

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

難民

入管法上の難民の定義

難民条約 ┐
難民議定書 ┘ に規定

○ 人種
○ 宗教
○ 国籍
○ 特定の社会的集団の構成員であること
○ 政治的意見

これらを理由（①）に、迫害（②）を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖（③）を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそれを望まないもの（④）

補完的保護対象者

補完的保護対象者の定義

難民以外の者で、難民の要件のうち、「迫害を受けるおそれのある理由が『人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見』という難民条約上の５つの理由であること」以外の全ての要件を満たすもの

（注１）令和５年１２月１日から運用開始
（注２）補完的保護対象者として認定された者は、原則として「定住者」が付与される等、難民と同様の利益を受けることができる

難民該当性判断の手引（令和５年３月策定）

① 迫害理由・因果関係

●性的マイノリティ、ジェンダーは、難民条約上の迫害理由にいう「特定の社会的集団の構成員」に該当し得る旨を記載

② 迫害

●生命、身体又は自由の侵害又は抑圧及びその他の人権の重大な侵害を意味することを明記
●それ自体では迫害に当たらない措置や不利益等も、それら事情が合わさった結果として迫害となり得る旨を記載

③ 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖

●迫害を受ける現実的な危険が必要であり、個々の申請者の具体的な事情を踏まえて判断される旨を記載
●申請者が迫害主体から個別的に認知（把握）されていることは、積極的な事情となり得るが、当該認知がないことのみをもって、直ちに迫害のおそれがないと判断されるものではない旨を明記

④ 国籍国の保護

●迫害主体が非国家主体である場合で、国籍国が、効果的な保護を与えることを拒否しているときや効果的な保護を与えることができないときに、国籍国の保護があるとは言えない旨を明記
●効果的な保護の判断要素として、迫害行為を処罰する刑罰法令の整備状況、法執行の意思と能力の有無、申請者が保護を求めることの可否、保護の持続性や差別性の有無を記載

難民認定等手続の流れ（全体）

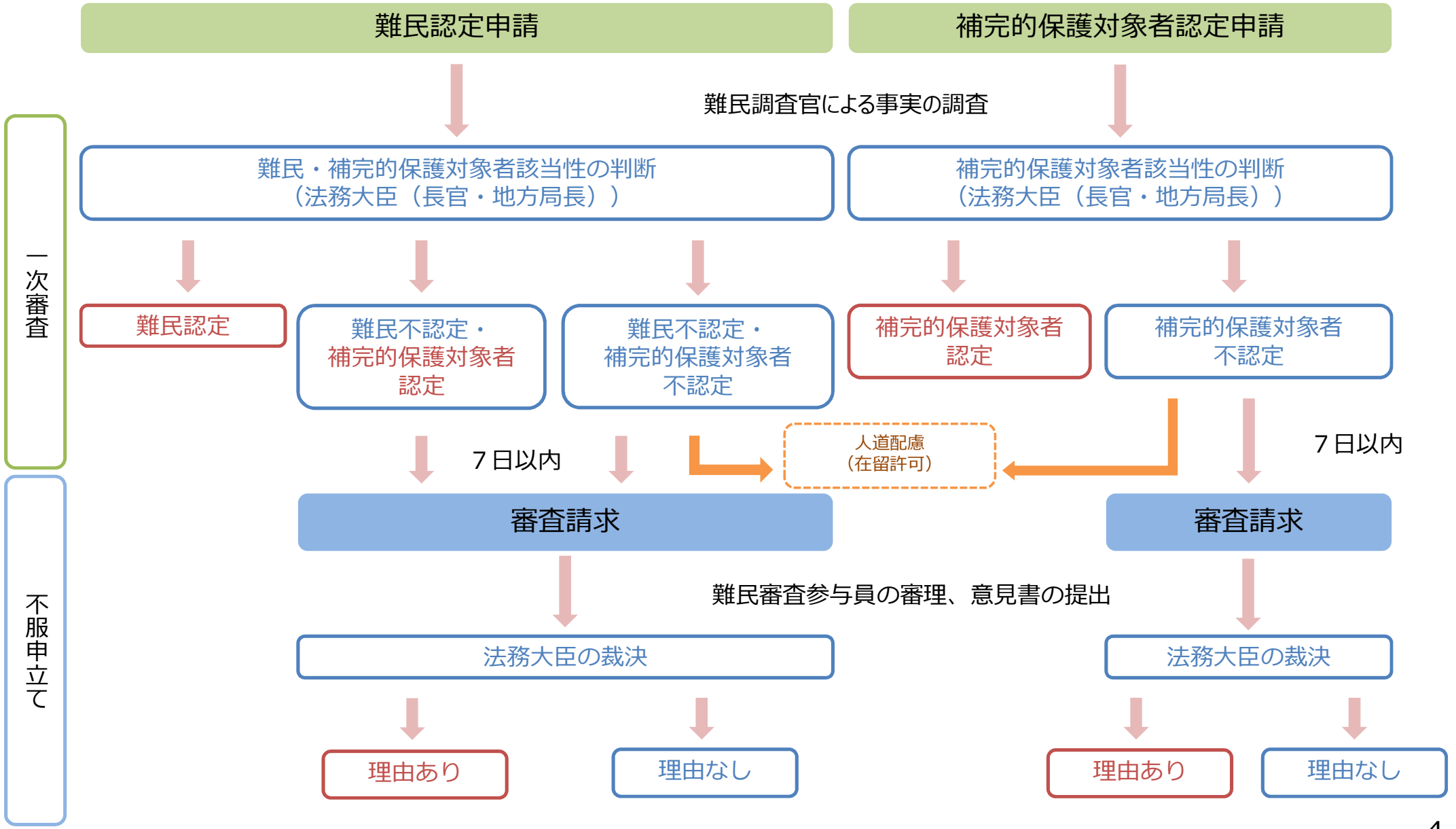

難民調査官の事実の調査

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

難民調査官

○　難民調査官は、難民等の認定に必要な事実の調査を行う
○　難民調査官は、入国審査官の中から指定される

難民調査官による事実の調査の流れ

事実の調査

①申請書に記載漏れなどの不備がないかチェック

③基礎調査の実施
・出入国・在留状況の照会
・前科照会等
・出身国情報の収集・調査

所要の調査を終えたときは
⑤事案概要書
を作成

受付 → 案件の振分け → 基礎調査 → 面接による事情聴取（インタビュー） → 事案概要書の作成 → 判断 → 処分通知

②申請書の記載内容等により案件の振分けを実施

④面接による事情聴取で確認する事項
・人定事項　・健康状態
・言語能力　・主張内容
などについて通訳を介して必要な事項を丁寧に聴取し、供述調書を作成

⑥難民調査官の調査の結果を踏まえて、地方局等の長が認定するか否かを判断

⑦処分通知
・認定
＝認定証明書の交付
・不認定
＝不認定理由を書面で通知

審査請求手続（難民審査参与員制度）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

審査請求手続

難民・補完的保護対象者の認定をしない処分、難民・補完的保護対象者の認定の取消処分等について不服がある外国人は、法務大臣に対する審査請求を行うことができる。

審査請求

難民審査参与員の審理、意見書の提出

法務大臣の裁決

理由あり

理由なし

次のいずれにも該当する者から法務大臣が任命
- 人格が高潔
- 公正な判断をすることが可能
- 法律や国際情勢等についての学識経験を有する者

難民審査参与員制度（平成１７年～）

- ◆ 法務大臣は、全ての案件について難民審査参与員の意見を聴かなければならない。
- ◆ 難民審査参与員は、口頭意見陳述その他の審理手続を行う。
- ◆ ３人の難民審査参与員によって構成する班が案件を審理し、法務大臣に意見書を提出する。

難民認定等申請中の者の在留資格・不法滞在の整理

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

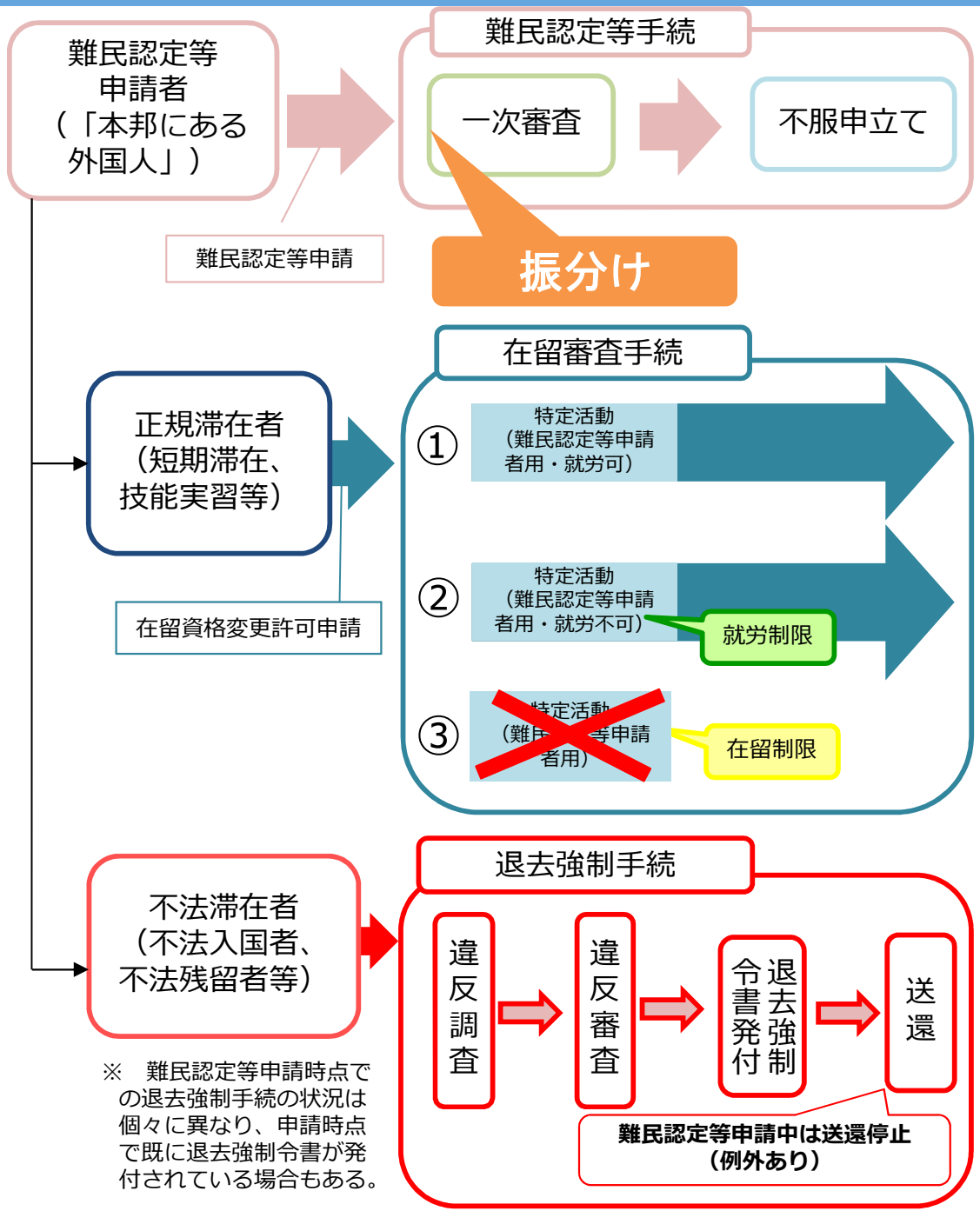

※　難民認定等申請時点での退去強制手続の状況は個々に異なり、申請時点で既に退去強制令書が発付されている場合もある。

【振分けについて】
　難民又は補完的保護対象者として保護すべき案件を迅速に処理し、濫用・誤用的な申請を抑制するため、運用上、申請を受け付けたときは、申請書の記載内容等により以下のA案件からD案件のとおり申請案件の振分けを実施している。
◆A案件：難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件
◆B案件：難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件
◆C案件：再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件
◆D案件：上記以外の案件

【特定活動（難民認定等申請者用）について】
　振分けの分類に応じて、在留資格「特定活動（難民認定等申請者用）」への在留資格変更許可申請の許否判断を行っている。
◆A案件：速やかに「特定活動・６月（就労可）」を付与（①）
◆B案件：在留資格変更を許可しない（在留制限）（③）
◆C案件：在留資格変更を許可しない（在留制限）（③）
◆D案件：申請等から６月経過後は「特定活動・６月（就労可）」を付与（①）
　ただし、本来の活動を行わなくなった後に申請をした者、出国準備期間を付与された後に申請した者には「特定活動・３月（就労不可）」を付与（②）
（指定される活動）
①「本邦に在留し難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求を行っている者が行う、本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受ける活動」
②「本邦に在留し難民認定申請若しくは補完的保護対象者認定申請又はそれらの審査請求を行っている者が行う日常的な活動」

【仮滞在許可について】
　不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民認定等申請があったときは、その者の法的地位の安定を図るため、一定の要件（※）を満たす場合には、仮に本邦に滞在することを許可し、その間は、退去強制手続が停止される。なお、仮滞在許可を受けた外国人が生計を維持するために必要な範囲で行う報酬を受ける活動について、その者から申請があった場合に、相当と認められるときには許可される場合がある。
※①本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者は、その事実を知った日）から６か月以内に申請を行ったものであること、②退去強制令書の発付を受けていないこと、③逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由がないこと　など
【送還停止効について】
　難民認定等申請中は、その者の法的地位の安定を図るため、送還が停止される。ただし、①３回目以降の申請者、②３年以上の実刑前科者、③テロリスト等については、その例外となる。３回目以降の申請については、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出すれば送還が停止される。

一時庇護上陸許可

空海港

一時庇護上陸許可申請

事情聴取、調査

許可要件（以下の①②のいずれにも該当）

①以下のイ又はロのいずれかに該当
イ　難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により，生命・身体・自由を害されるおそれのあった領域から逃れて，本邦に入った者であること
ロ　その者が迫害を受けるおそれのあった領域から逃れて、本邦に入ったものであること

②　その者を一時的に上陸させることが相当であること

入国審査官による判断

上陸許可

上陸不許可

出国

退去強制手続

難民認定等申請

難民認定等申請はいつでもできるが、通常、一時庇護上陸許可申請の結果を待って行われる。

難民認定申請者数の近年における推移（全体）

■ 近年急増していた難民認定申請者数は、平成２９年に１９，６２９人と過去最高を記録したが、平成３０年１月に運用の更なる見直しを実施した結果、同年の申請者数は１０，４９３人と半減した。

■ 令和２年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、新規入国者数が減少したことにより、申請者数は大幅に減少。
令和４年３月以降は、水際対策の段階的な緩和などにより、新規入国者数が再び増加したため、令和５年には申請者数１３，８２３人と前年から増加。令和６年には申請者数は１２，３７３人と前年から減少したものの、依然として高水準。

■ 複数回申請者数は、令和６年は１，３５５人と申請者全体の約１１．０％を占めている。

難民認定申請者数の推移

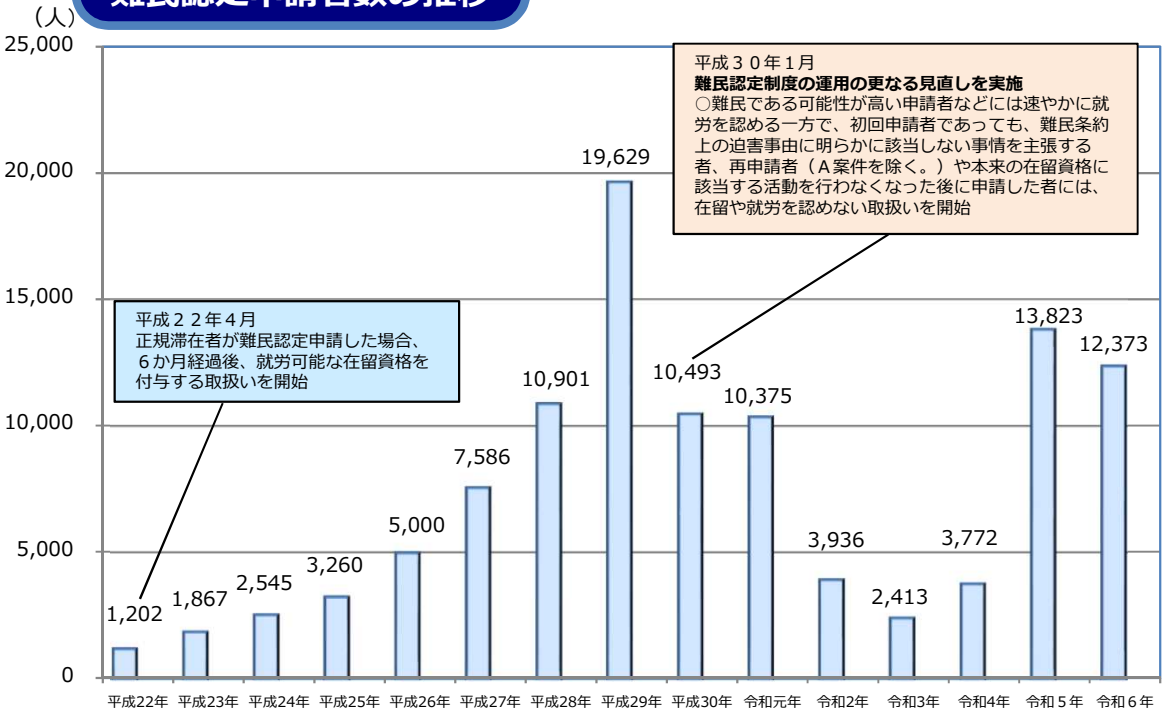

複数回申請者数の推移

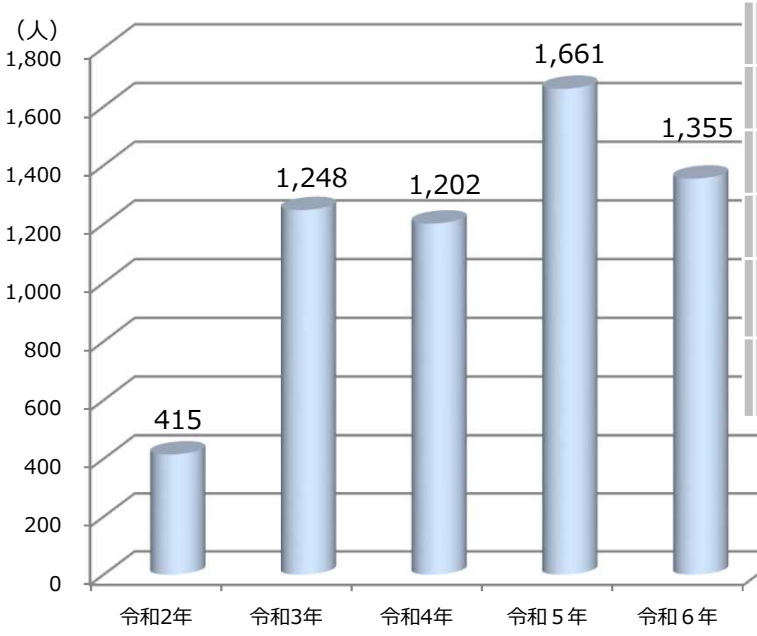

	令和６年
複数回	1,355
２回目	1,057
３回目	204
４回目	65
５回目	22
６回目	5
７回目	2

内訳

難民認定申請案件の振分け状況

■ 令和６年に地方出入国在留管理局・支局で受け付けた難民認定申請案件１２，３７３件の振分け状況は以下のとおり。

- Ａ案件（難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件）　１，０１９件（８．２％）
- Ｂ案件（難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件）　８０件（０．６％）
- Ｃ案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件）　１，１９２件（９．６％）
- Ｄ案件（上記以外の案件）　１０，０８２件　（８１．５％）

（注）案件の振分けは、地方出入国在留管理局等の振分け担当者が申請書の記載内容等により行っている。

難民認定申請者数の近年における推移（国籍別）

■ 令和６年の申請者の国籍は９２か国にわたり、主な国籍は、スリランカ、タイ、トルコ、インド、パキスタンである。
■ また、申請者総数の約６０．３％をこれらの５か国で占めており、申請者の多くが特定の国籍に集中している。
■ なお、令和６年６月に国連難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）が公表した「ＵＮＨＣＲ Refugee Date Finder」において令和５年中に世界で難民認定申請者を多く出しているとされる上位５か国からの申請者数は１９４人（内訳：ベネズエラ２人、コロンビア０人、シリア５４人、キューバ１人、アフガニスタン１３７人）。

（人）

順位	令和2年		令和3年		令和4年		令和５年		令和６年		対前年
1	トルコ	836	ミャンマー	612	カンボジア	578	スリランカ	3,778	スリランカ	2,455	35.0%減
2	ミャンマー	602	トルコ	510	スリランカ	502	トルコ	2,406	タイ	2,128	**1056.5%増**
3	ネパール	466	カンボジア	438	トルコ	445	パキスタン	1,062	トルコ	1,223	49.2%減
4	カンボジア	414	スリランカ	156	ミャンマー	298	インド	934	インド	951	1.8%増
5	スリランカ	370	パキスタン	89	パキスタン	238	カンボジア	888	パキスタン	700	34.1%減
6	パキスタン	326	バングラデシュ	80	バングラデシュ	230	ネパール	697	ミャンマー	627	93.5%増
7	バングラデシュ	266	ネパール	69	ウズベキスタン	210	バングラデシュ	538	バングラデシュ	568	5.6%増
8	インド	130	インド	61	アフガニスタン	182	ウズベキスタン	473	ネパール	506	27.4%減
9	セネガル	53	ナイジェリア	57	インド	172	ミャンマー	324	カンボジア	364	59.0%減
10	カメルーン	48	カメルーン	31	ネパール	130	アフガニスタン	259	ウズベキスタン	265	44.0%減
11	中国	47	イラン	30	カメルーン	84	ナイジェリア	193	ガーナ	251	156.1%増
12	チュニジア	47	中国	28	イラン	79	タイ	184	インドネシア	226	927.3%増
13	ナイジェリア	40	フィリピン	28	セネガル	74	コンゴ民主共和国	178	中国	195	116.7%増
14	ウガンダ	33	ガーナ	22	ウガンダ	61	カメルーン	175	チュニジア	155	23.0%増
15	ガーナ	31	コンゴ民主共和国	20	ナイジェリア	56	セネガル	135	カメルーン	139	20.6%減
16	イラン	25	ウズベキスタン	18	中国	45	カザフスタン	134	アフガニスタン	137	47.1%減
17	インドネシア	24	ウガンダ	17	ギニア	34	チュニジア	126	ウガンダ	116	13.7%増
18	フィリピン	21	セネガル	15	ガーナ	31	ギニア	118	ナイジェリア	114	40.9%減
19	コンゴ民主共和国	17	ギニア	13	チュニジア	31	ウガンダ	102	イラン	108	35.0%増
20	シリア	13	アフガニスタン	12	シリア	30	ガーナ	98	エチオピア	103	212.1%増

難民認定申請者の申請時の在留資格・不法滞在の状況

- 難民認定申請全体に占める正規在留者の割合は高く、令和６年は難民認定申請者の約９４．０%が正規在留中に申請。
- 令和６年における申請時在留資格は、「短期滞在」が最も多く、約７７．３%となっている。
  この他、「技能実習」が約３．１%、「特定活動（難民認定等申請者用）」が約３．１%などとなっている。

難民認定申請者の申請時の在留状況

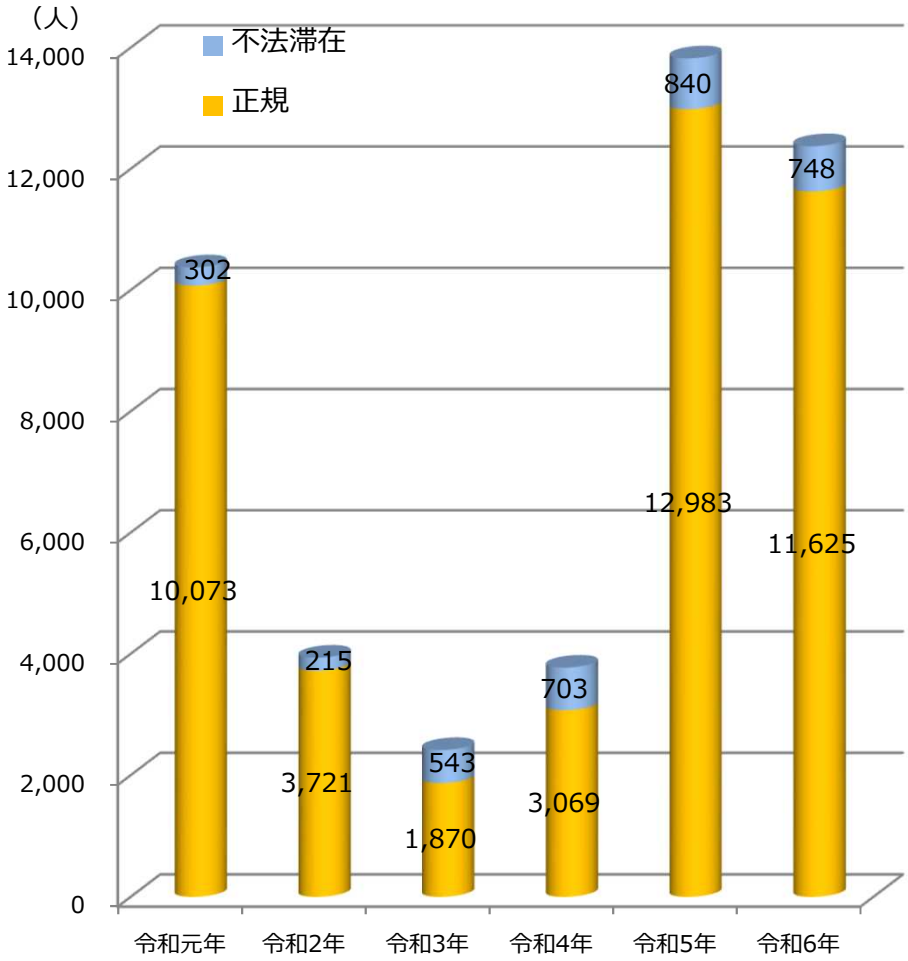

難民認定申請者の申請時の在留資格等

（人）

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減率
総　計		10,375	3,936	2,413	3,772	13,823	12,373	10.5%減
正　規		10,073 (97.1%)	3,721 (94.5%)	1,870 (77.5%)	3,069 (81.4%)	12,983 (93.9%)	11,625 (94.0%)	10.5%減
在留資格	短期滞在	6,919 (66.7%)	1,748 (44.4%)	181 (7.5%)	1,516 (40.2%)	10,738 (77.7%)	9,566 (77.3%)	10.9%減
	技能実習	634 (6.1%)	645 (16.4%)	623 (25.8%)	466 (12.4.%)	512 (3.7%)	386 (3.1%)	24.6%減
	特定活動（難民認定等申請者用）	197 (1.9%)	241 (6.1%)	582 (24.1%)	296 (7.8%)	374 (2.7%)	382 (3.1%)	2.1%増
	留学	824 (7.9%)	470 (11.9%)	65 (2.7%)	47 (1.2%)	111 (0.8%)	198 (1.6%)	78.4%増
	その他 ※カッコ内の数値は、特定活動（出国準備期間）	1,499 (1,097)	617 (320)	419 (81)	744 (105)	1,248 (426)	1,093 (620)	12.6%減
不　法　滞　在		302	215	543	703	840	748	11.0%減

（注）・本統計上、「不法滞在」は在留許可を有していない者を指す。
・在留資格は、申請者が難民認定申請時に有していた在留資格に基づいて計上している。

難民認定申請（一次審査）の処理状況

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

■ 令和６年における処理数は８，３７７人であり、前年に比べて１９３人（約２．４%）増加。
■ 平均処理期間は約２２．３月であり、前年に比べて約４．３月減少。

処理状況の推移

（人）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
処理数		5,439	6,150	7,237	8,184	8,377
	認定	46	65	187	289	176
	不認定	3,477	4,196	5,418	5,045	5,117
	不認定者のうち、補完的保護対象者と認定した者				2	45
	取下げ等	1,916	1,889	1,632	2,850	3,084

申請を取り下げた者の約７２．８%が本邦を出国し、約７．４%が本邦に不法に残留し続けている（令和７年２月１日時点）。

未処理数の推移

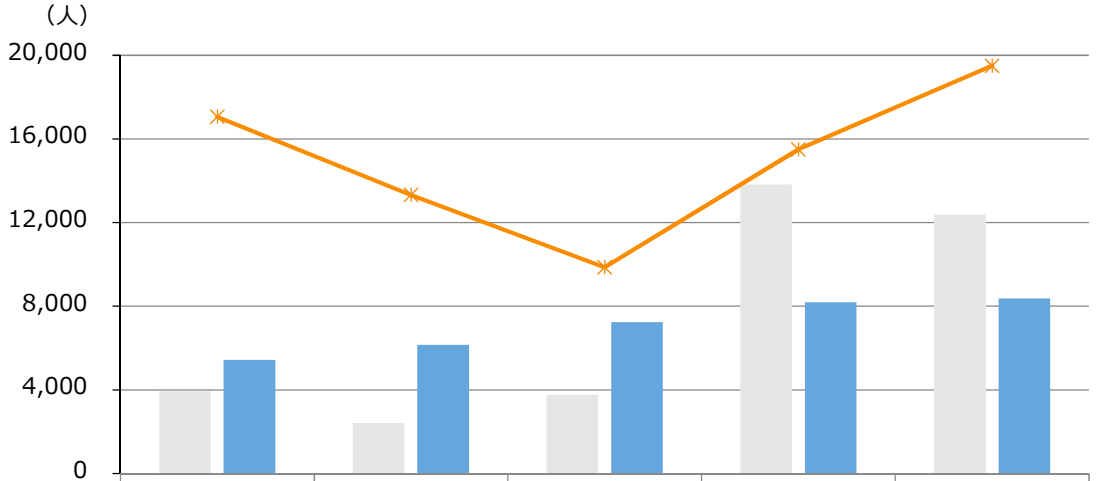

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
申請者数	3,936	2,413	3,772	13,823	12,373
処理数	5,439	6,150	7,237	8,184	8,377
未処理数	17,061	13,324	9,860	15,501	19,500

平均処理期間の推移

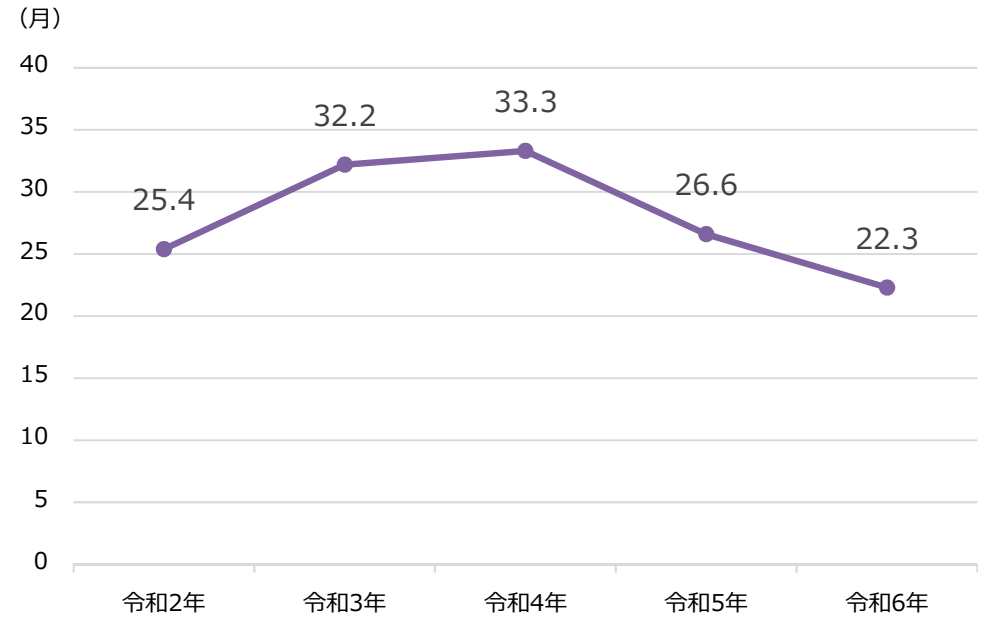

補完的保護対象者認定申請（一次審査）の申請・在留・処理の状況

- 補完的保護対象者認定申請者は令和５年は６７８人であったが、令和６年は１，２７３人と増加した。
- 令和６年の申請者の国籍は１２か国にわたり、主な国籍はウクライナである。
- 令和６年における申請時の在留資格は、紛争からの避難を目的として在留する「特定活動」が最も多く、約７８．４％となっている。
- 令和６年における処理数は１，６５４人である。

補完的保護対象者認定申請者数

（人）

令和５年	令和６年
678	1,273

国籍別　補完的保護対象者認定申請者数の推移

（人）

順位	令和５年		令和６年	
1	ウクライナ	669	ウクライナ	1,239
2	ロシア	5	シリア	14
3	ウズベキスタン	1	ミャンマー	5
4	英国	1	レバノン	5
5	シリア	1	イスラエル	2
6	スリランカ	1	ロシア	2
7			アフガニスタン	1
8			カナダ	1
9			スーダン	1
10			中国	1
11			パキスタン	1
12			フィリピン	1

補完的保護対象者認定申請者の申請時の在留状況

（人）

		令和5年	令和6年	増減率
総　計		678	1,273	87.8%増
正　規		677 (99.9%)	1,269 (99.7%)	87.4%増
在留資格	紛争からの避難を目的として在留する「特定活動」	638 (94.1%)	998 (78.4%)	56.4%増
	その他	39	271（※）	594.9%増
不法滞在		1	4	300%増

（※）「短期滞在」が135、「留学」が81

処理状況の推移

（人）

	令和5年	令和6年
処理数	0	1,654
認定	0	1,616
不認定	0	5
取下げ等	0	33

審査請求数の近年における推移（全体・国籍別）

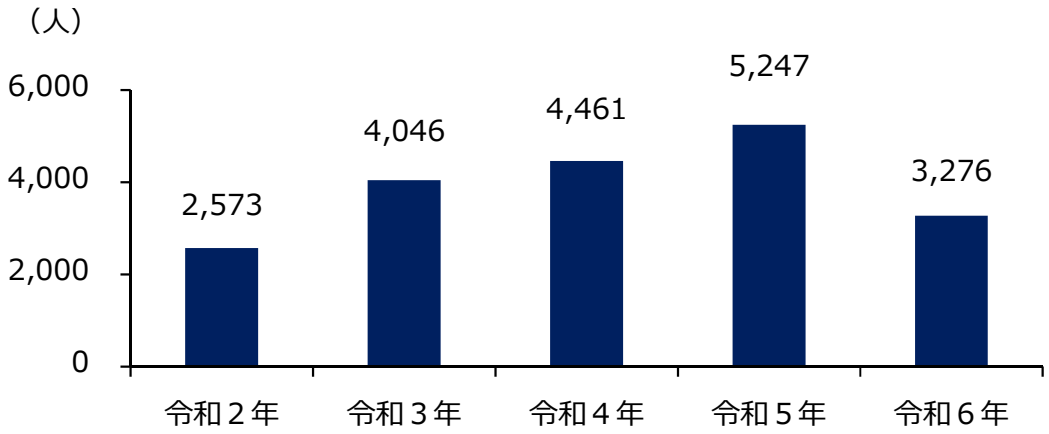

■　令和６年の審査請求数は３，２７６人であり、前年と比べて約３７．６%減少。

■　国籍別の増減率では、スリランカ、ウズベキスタン、タイが前年と比べ大幅に増加。

国籍別　審査請求数の推移

順位	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		対前年増減率	構成比
1	スリランカ	503	スリランカ	1,589	カンボジア	1,470	ミャンマー	1,371	スリランカ	922	83.3%増	28.1%
2	トルコ	444	カンボジア	1,080	スリランカ	676	トルコ	1,208	トルコ	665	45.0%減	20.3%
3	ネパール	386	ネパール	473	ミャンマー	620	バングラデシュ	513	パキスタン	402	7.2%減	12.3%
4	カンボジア	232	パキスタン	166	トルコ	413	カンボジア	506	バングラデシュ	287	44.1%減	8.8%
5	パキスタン	174	バングラデシュ	153	バングラデシュ	350	スリランカ	503	インド	131	49.2%減	4.0%
6	ミャンマー	174	トルコ	92	インド	280	パキスタン	433	カンボジア	114	77.5%減	3.5%
7	インド	161	セネガル	88	パキスタン	234	インド	258	ネパール	94	44.6%増	2.9%
8	バングラデシュ	63	インド	73	ネパール	153	ネパール	65	ミャンマー	90	93.4%減	2.7%
9	フィリピン	58	ミャンマー	70	ナイジェリア	50	ナイジェリア	59	ウズベキスタン	77	113.9%増	2.4%
10	ウガンダ	57	ウガンダ	66	セネガル	25	イラン	42	タイ	72	**7100.0%増**	2.2%
–	その他	321	その他	196	その他	190	その他	289	その他	422	-	12.9%
総数		2,573		4,046		4,461		5,247		3,276	37.6%減	100.0%

（注）表の割合（%）は表示桁数未満を四捨五入しているため、その合計は必ずしも総数とは一致しない。

審査請求の処理状況

処理状況の推移

（人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比増減率
申立数	2,573	4,046	4,461	5,247	3,276	37.6%減
処理数	6,475	7,411	5,232	3,459	4,114	18.9%増
理由あり	1	9	15	14	14	0.0%
理由なし	5,271	6,732	4,725	2,582	3,152	22.1%増
取下げ等	1,203	670	492	863	948	9.8%増
未処理数	6,660	3,295	2,524	4,312	3,474	19.4%減
異議申立て	188	17	12	5	1	80.0%減
審査請求	6,472	3,278	2,512	4,307	3,473	19.4%減

■　令和６年における処理数は、４，１１４人であり、前年と比べて約１８．９%増加。

■　令和６年における未処理数は、３，４７４人であり、前年と比べて約１９．４%減少。

■　平均処理期間は令和４年に大幅に短縮され、以降、横ばいで推移。

未処理数の推移

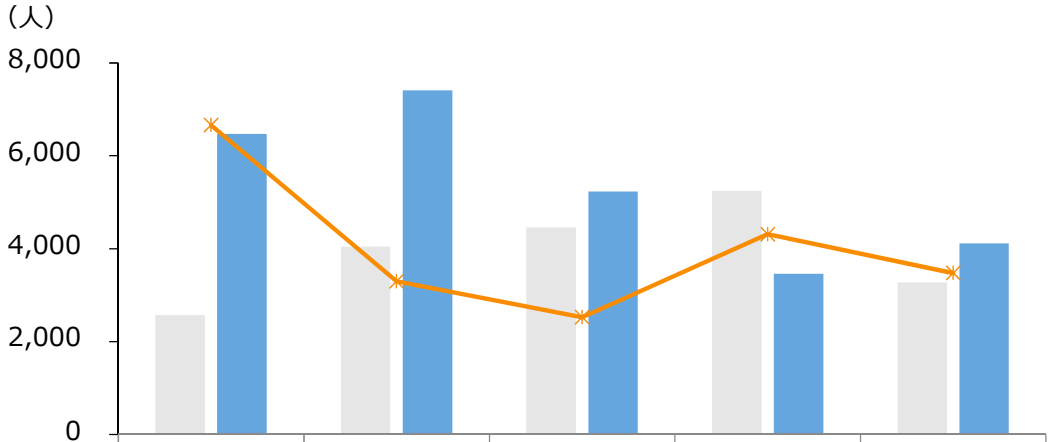

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
申立数	2,573	4,046	4,461	5,247	3,276
処理数	6,475	7,411	5,232	3,459	4,114
未処理数	6,660	3,295	2,524	4,312	3,474

平均処理期間の推移

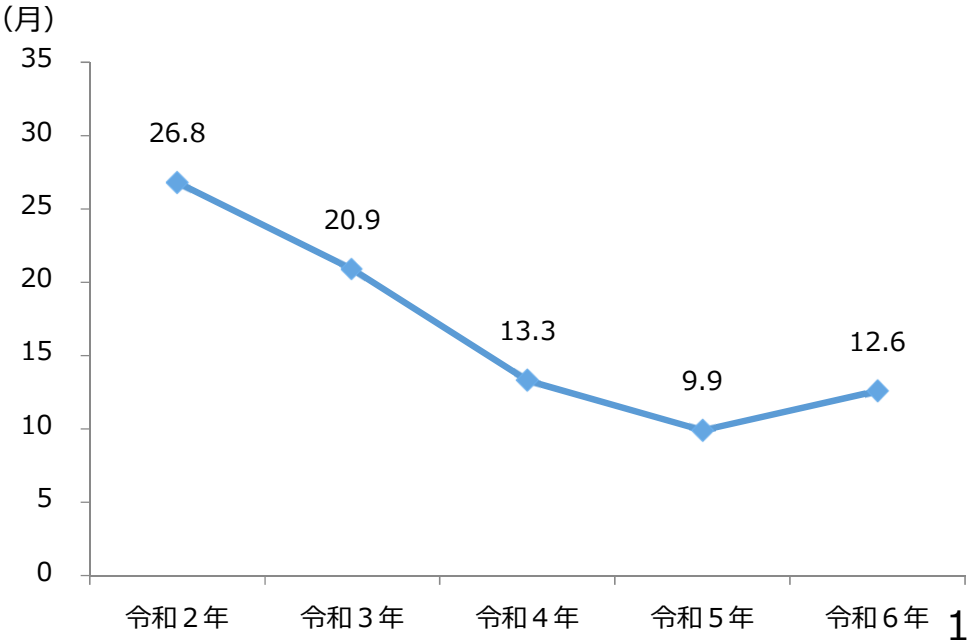

難民及び補完的保護対象者の認定状況

■　令和６年の難民認定者数は１９０人（うち審査請求で「理由あり」とされた者１４人）、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者が４５人、人道上の配慮を理由に我が国での在留を認めた者が３３３人であり、合計で５６８人に対し、難民認定申請の結果、我が国での在留を認めた。

■　令和６年の補完的保護対象者認定者数は１，６１６人（うち審査請求で「理由あり」とされた者０人）、人道上の配慮を理由に我が国での在留を認めた者が２人であり、合計で１，６１８人に対し、補完的保護対象者認定申請の結果、我が国での在留を認めた。

難民認定者数の推移

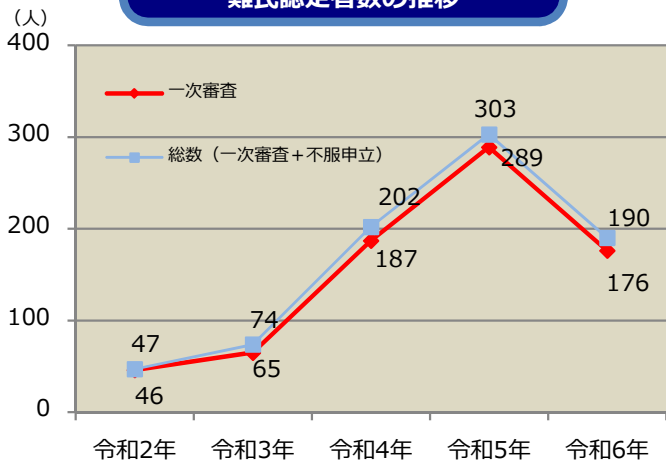

補完的保護対象者認定者数の推移



難民認定者の国籍別の内訳

（人）

令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
イエメン	11	ミャンマー	32	アフガニスタン	147	アフガニスタン	237	アフガニスタン	102
中国	11	中国	18	ミャンマー	26	ミャンマー	27	ミャンマー	36
アフガニスタン	5	アフガニスタン	9	中国	9	エチオピア	6	イエメン	18
シリア	4	イラン	4	エリトリア	5	イエメン	5	パレスチナ	8
ギニア	3	イエメン	3	カメルーン	4	中国	5	中国	5
コンゴ民主共和国	3	ウガンダ	2	イエメン	3	イラン	3	エリトリア	4
ルワンダ	3	カメルーン	2	ウガンダ	2	ウガンダ	3	イラン	3
イラク	2	イラク	1	エチオピア	2	トルコ	3	ウガンダ	3
イラン	1	ガーナ	1	カンボジア	1	カメルーン	2	カメルーン	3
ウガンダ	1	パキスタン	1	コンゴ民主共和国	1	コンゴ民主共和国	2	カンボジア	2
コートジボワール	1	南スーダン共和国	1	トルコ	1	ガンビア	1	イラク	1
スーダン	1			リビア	1	カンボジア	1	エチオピア	1
無国籍	1					シリア	1	コンゴ民主共和国	1
						スーダン	1	バングラデシュ	1
						スリランカ	1	マリ	1
						ソマリア	1	ロシア	1
						ナイジェリア	1		
						バングラデシュ	1		
						レバノン	1		
						無国籍	1		
総数	47	総数	74	総数	202	総数	303	総数	190

補完的保護対象者認定者の国籍別の内訳

（人）

令和5年		令和6年	
ウクライナ	1	ウクライナ	1,618
スーダン	1	シリア	17
		ミャンマー	13
		スーダン	11
		アフガニスタン	1
		ウズベキスタン	1
総数	2	総数	1,661

我が国における難民等保護の状況（難民、補完的保護対象者、人道配慮）

■　一次審査において難民認定した者、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者として認定した者、人道上の配慮を理由に我が国での在留を認めた者、の合計について、処分件数に占める割合を算出すると、令和６年は約３１．２％となる。

近年の難民認定者数等

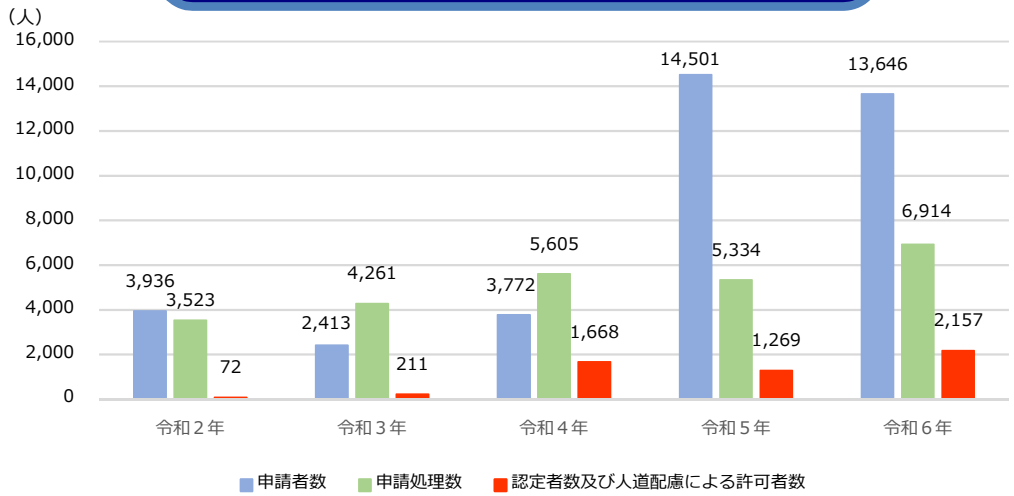

（注１）申請処理数は当該年における一次審査の処理件数全体から申請を取り下げた者等を除いた数値
（注２）令和５年から、補完的保護対象者認定申請に係る数をそれぞれの数値に計上している。

国籍別難民認定等申請者数

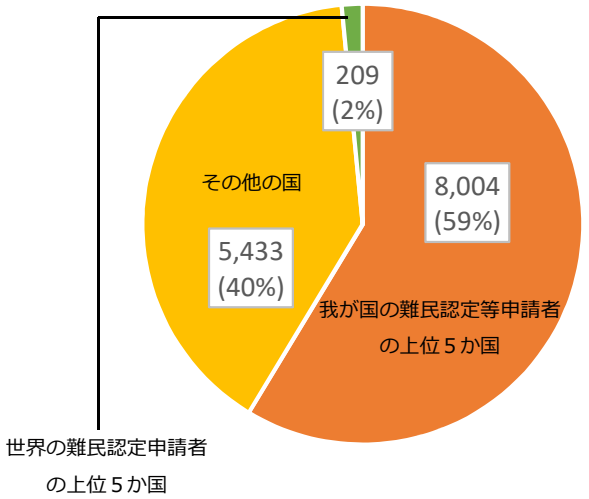

（注３）出典：国連難民高等弁務官事務所「UNHCR Refugee Data Finder」

国籍別認定者・申請者等上位５か国

	我が国の申請者	世界の申請者	我が国の認定者等
1	スリランカ	ベネズエラ	ウクライナ
2	タイ	コロンビア	ミャンマー
3	ウクライナ	シリア	アフガニスタン
4	トルコ	キューバ	イエメン
5	インド	アフガニスタン	シリア

（注４）「我が国の申請者」は令和６年の難民認定申請者数及び補完的保護対象者認定申請者数の合計上位５か国。「世界の申請者」は国連難民高等弁務官事務所「UNHCR Refugee Data Finder」における難民認定申請者数の国籍上位５か国。「我が国の認定者等」は、令和６年の難民認定者数、補完的保護対　象者認定者数及び人道配慮による在留許可者数の合計上位５か国。

こうした状況の中で我が国は

約31.2%（令和６年中）

の方々を保護している

（注５）令和６年における申請処理数に対して、認定者数及び人道配慮による在留許可者数の合計が占める割合

難民等を適正に保護するための入管庁の取組

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

①「難民該当性判断の手引」の策定・公表

■ 難民認定制度の透明性向上の観点から、**難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定し、公表**（令和５年３月）

（注）補完的保護対象者認定制度の審査にも活用可能

★ＭＯＣに基づく新たな協力

②難民調査官の能力向上

■ 従来の難民調査官に対する研修に加えて、以下の研修を実施

➢**新任難民調査官研修**：新任の調査官を中心に基礎的な知識・技能を習得（令和５年４月から開始。年２回実施）

➢**ケーススタディ方式研修**：経験者を中心に実践的な技能を習得（令和５年12月から事案検討中心に改編）

➢**出身国情報研修**：出身国情報の収集・分析に特化した知識・技能を習得（令和６年９月から開始）

■ **難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディ**（※）をUNHCRと共同で実施し、以下の事項を難民調査官に周知

★ＭＯＣに基づく新たな協力

➢事情聴取の際の申請者への配慮等（令和５年４月）　（※）実際の申請案件の資料をUNHCRに提供し、調査手法等について事後検証するもの

➢供述の信ぴょう性評価や出身国情報収集における留意点等（令和６年12月）

③出身国情報の充実

■ 出身国情報収集に専従する職員を本庁に配置（令和４年４月係長新設。令和５年４月以降順次、法務専門官の増設等体制を強化）

➢**諸外国が公表した報告**を日本語に翻訳し、**出身国別・発行年別に整理してホームページに掲載**（令和７年２月末時点で58か国）

➢収集した情報を**国籍・テーマごとに整理して難民調査官に提供**

➢難民調査官からの**個別の調査依頼に対応**

■ 難民を多く受け入れている**諸外国との情報交換**を実施（令和４年～）

④難民審査参与員への研修

■ 協議会を開催（年１回）、法改正に係る説明会（令和６年１月）、専門家による**本国情勢に関する講演会**（令和５年12月、令和６年７月）、**UNHCRによる研修**（令和７年２月）を実施。

■ 新任の参与員について、従前から任命時に説明会を開催しているほか、**経験豊富な参与員の審理傍聴**の機会を提供（令和５年９月～）

★ＭＯＣに基づく新たな協力

ＵＮＨＣＲと協力覚書（ＭＯＣ）の交換（令和３年７月）

■ 入管庁とＵＮＨＣＲ（国連難民高等弁務官事務所）との間で協力関係を一層発展させるための覚書を交換

■ **難民認定制度の質の向上に資する施策を実施するために必要な協力**を行う

審査期間の長期化（現状及び対策）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

■ 審査期間が長期化している背景

○ 難民認定申請数の急増（平成２９年に１９，６２９人と過去最高を記録。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る水際対策の緩和を受けて再び急増）
○ 難民認定申請者の国籍の多様化（令和６年：９２か国）
○ 難民認定申請者の申立て内容の多様化（性的マイノリティ、ジェンダーに関連する迫害等）

（注１）難民認定申請がされた場合には、難民該当性の判断に加え、補完的保護対象者該当性についても判断することとなった。また、補完的対象者認定申請が令和６年で１，２７３件されており、処理件数は１，６５４件、平均処理期間は約２．６月となっている。
（注２）申請者の国籍や申立て内容に対応した形で、出身国情報を的確に収集する必要性が高まっている。

■ 処理促進のための取組

○ 申請案件の振分け（注１）
○ 難民の認定に係る権限の委任（法務大臣→地方局長）（注２）
○ 再申請用の難民認定申請書様式の新設（注２）
○ 初回申請用の難民認定申請書様式の見直し（注３）
○ 出身国情報の充実
○ 国籍別の主な申立て内容を踏まえた出身国情報の収集・活用や審査手法の見直し

（注１）平成２７年９月から実施
（注２）平成２９年６月から実施
（注３）令和６年６月から実施

申請者数・処理数・未処理数の推移（一次審査）

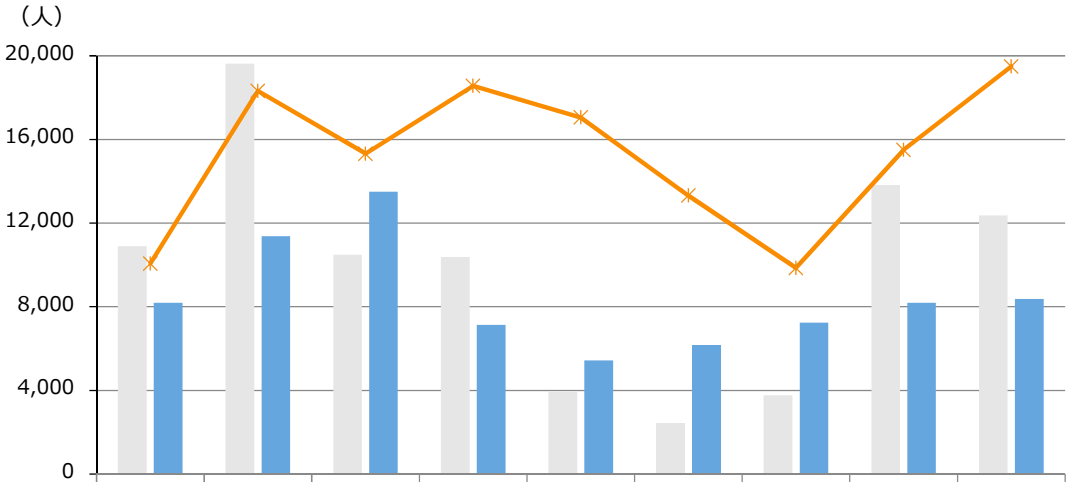

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
申請者数	10,901	19,629	10,493	10,375	3,936	2,413	3,772	13,823	12,373
処理数	8,193	11,373	13,502	7,131	5,439	6,150	7,237	8,184	8,377
未処理数	10,067	18,325	15,317	18,562	17,061	13,324	9,860	15,501	19,500

平均処理期間の推移（一次審査）

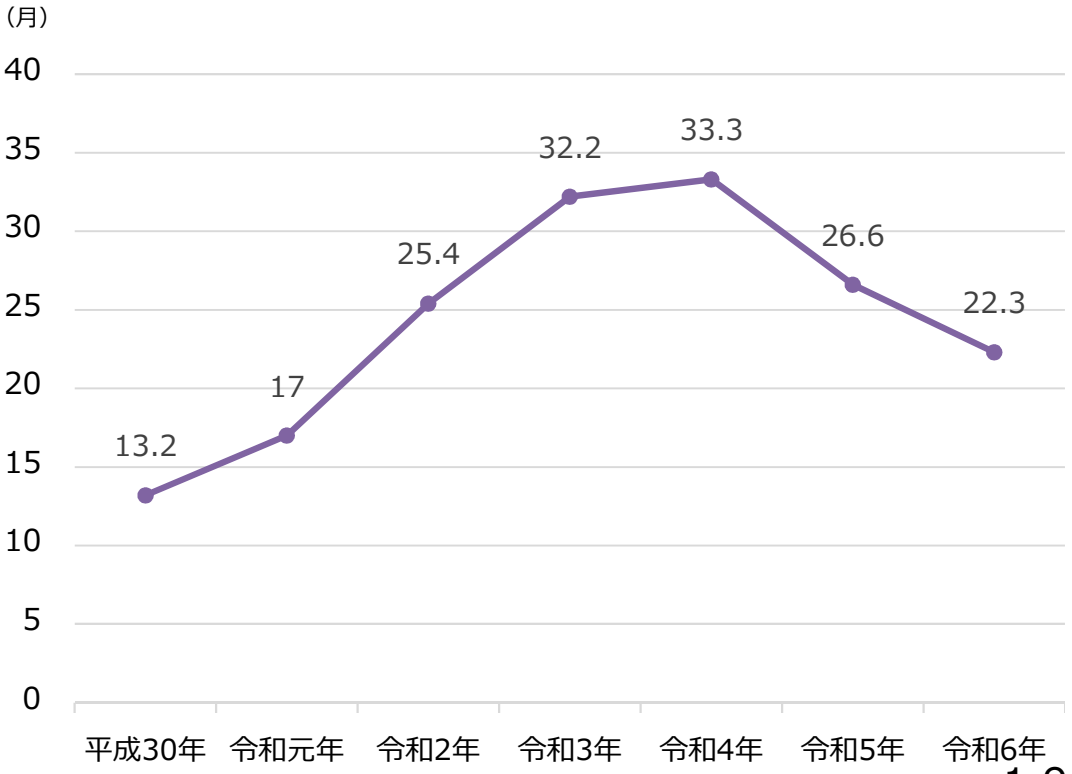

第三国定住による難民の受入れ

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

第三国定住とは

- 難民キャンプ等で一時的な庇護を受けている難民を、当初庇護を求めた国から、新たに受入れに合意した第三国に移動させ定住を認めるもの。
- 第三国定住は、自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策のひとつとして位置付けられている。
- ＵＮＨＣＲは、国際社会において負担を適正に分担するという観点から、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。
- 日本政府は、 ＵＮＨＣＲ と協力して第三国定住による難民の受入れに取り組んでいる。

実施状況

《難民対策連絡調整会議》・・・１３省庁　：　内閣官房、警察庁、総務省、**法務省（出入国在留管理庁）**、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁

平成２０年（2008年）

閣議了解・難民対策連絡調整会議決定（１２月）

- タイの難民キャンプから毎年３０人程度（家族単位）のミャンマー難民をパイロットケースとして受け入れ、定住を支援する。

平成２２年度 ～ 平成２６年度（2010～2014年度）

H22（第１陣）タイ第一陣入国（９月・１０月）：**５世帯２７名**
H23（第２陣）タイ第二陣入国（９月）：**４世帯１８名**
H24（第３陣）タイ第三陣：来日前に全員辞退（受入れ人数０）
H25（第４陣）タイ第四陣（９月）：**４世帯１８名**
H26（第５陣）タイ第五陣（９月）：**５世帯２３名**

平成２６年（2014年）

閣議了解・難民対策連絡調整会議決定（１月）

- 平成２７年度からは本格実施し、マレーシアから毎年３０人程度（家族単位）のミャンマー難民を受け入れ、定住を支援する。
- 第三国定住によりタイから受け入れたミャンマー難民の家族の呼び寄せを可能とし、定住を支援する。

平成２７年度 ～ 令和元年度（2015～2019年度）

H27（第６陣）マレーシア第一陣入国（９月）：**６世帯１９名**
H28（第７陣）マレーシア第二陣入国（９月）：**７世帯１８名**
H29（第８陣）マレーシア第三陣入国（９月）：**８世帯２９名**
H30（第９陣）マレーシア第四陣入国（９月）：**５世帯２２名**
R1（第１０陣）マレーシア第五陣入国（９月）：**６世帯２０名**

令和元年（2019年）

閣議了解・難民対策連絡調整会議決定（６月）

- 令和２年度からは、アジア地域から年１～２回・年約６０人の難民（出身国・地域を問わない）を受け入れ、定住を支援する。
- 受入れは家族単位を基本とするが、単身者も受け入れる。
- 第三国定住により受け入れた全ての第三国定住難民の家族の呼び寄せを可能とし、定住を支援する。

令和２年度（2020年度）

世界的な新型コロナウイルス感染症による感染拡大の影響等により、受入れ時期を延期。

令和３年度（2021年度）

（第１１陣）マレーシア第六陣入国（Ｒ４.３月）：**４世帯６名**

令和４年度（2022年度）

（第１２陣）マレーシア第七陣入国（Ｒ４.９月）：**１６世帯２９名**
（第１３陣）マレーシア第八陣入国（Ｒ５.３月）：**２０世帯２１名**

令和５年度（2023年度）

（第１４陣）マレーシア第九陣入国（Ｒ５.９月）：**１１世帯２６名**
（第１５陣）マレーシア第十陣入国（Ｒ６.３月）：**２１世帯２９名**

令和６年度（2024年度）

（第１６陣）マレーシア第十一陣入国（Ｒ６.９月）：１１世帯１８名

H22～R６年度（2010～2024年度）	**１３３世帯３２３名**を受入れ
H27～R６年度（2015～2024年度）	**１１５世帯２３７名**を受入れ

難民等の支援

	条約難民	補完的保護対象者	第三国定住難民
定住支援プログラムの内容等			
受講期間	昼間６か月コース又は夜間１年コース		昼間６か月コース
生活ガイダンス	１２０時限（※１時限＝４５分）		１２０時限（※）
日本語教育 （文部科学省所管）	５７２時限（※）		５７２時限（※）
就労支援 （厚生労働省所管）	相談員による 職業相談・紹介 職場適応訓練	ハローワークによる 職業相談・紹介	相談員による 職業相談・紹介 職場適応訓練
生活費等	生活費、医療費、住居費、定住手当		生活費、医療費、 定住手当
宿泊施設の提供	必要に応じて提供		全員入居
その他の支援			
相談事業	あり		あり
教育訓練援助金	あり		あり
難民認定申請者又は補完的保護対象者認定申請者（保護措置）＊			
保護費	生活費、医療費、住居費		
宿泊施設の提供	必要に応じて提供		
相談事業	あり		

＊生活に困窮している者に限る

（参考）

難民認定等申請の振分けの変遷

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

●平成２２年３月の見直し　（難民認定申請から６月経過した者について、それまで個別に就労の必要性を判断していたところ、生活の安定のため、希望があれば一律に就労を許可。）

初回申請			申請から６月以内：「特定活動・６月（就労不可）」を付与 申請から６月経過後：「特定活動・６月（就労可）」を付与
再申請			「特定活動・６月（就労可）」

●平成２７年９月の見直し　（案件の事前振分を行うとともに、分類に応じて、再申請者の一部について就労制限（就労不可の在留資格を付与）・在留制限（在留資格を付与しない→不法残留）を実施。）

【振分けの分類】
Ａ案件：難民条約上の難民である可能性が高い案件、又は、本国が内戦状況にあることにより人道上の配慮を要する案件　Ｂ案件：難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件※
Ｃ案件：再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件※　Ｄ案件：上記以外の案件
※人道配慮の必要性を検討する必要がある場合はＤ案件とする。

		分類	振分け後
初回申請		Ａ	申請から６月以内：「特定活動・６月（就労不可）」 申請から６月経過後：「特定活動・６月（就労可）」
		Ｂ	
		－	－
		Ｄ	申請から６月以内：「特定活動・６月（就労不可）」 申請から６月経過後：「特定活動・６月（就労可）」

		分類	振分け後
再申請		Ａ	「特定活動・６月（就労可）」
		－	－
		Ｃ	就労制限（正当な理由なく２回目の申請をした者）：「特定活動・６月（就労不可）」 在留制限（正当な理由なく３回以上の申請をした者／条約外事由を申し立てて２回目の申請をした者）
		Ｄ	「特定活動・６月（就労可）」

●平成30年１月の見直し　（初回申請者にも分類に応じて、就労制限・在留制限を実施。再申請者は基本的に在留制限を実施。）

	振分け期間	分類	振分け後
初回申請	・２月を超えない期間（振分け期間が必要な場合） ・就労不可	Ａ	「Ａ案件」判明後，速やかに「特定活動・６月（就労可）」を付与
		Ｂ	在留制限
		－	－
		Ｄ	就労制限なし： 申請等から６月以内：「特定活動・３月（就労不可）」※ 申請等から６月経過後：「特定活動・６月（就労可）」
			就労制限（本来の在留活動を行わなくなった後に申請した者／出国準備期間を付与された後に申請した者）：「特定活動・３月（就労不可）」

※６月から３月に短縮。

	振分け期間	分類	振分け後
再申請	・２月を超えない期間 ・就労不可 ※	Ａ	「Ａ案件」判明後、速やかに「特定活動・６月（就労可）」を付与
	在留制限	－	－
		Ｃ	在留制限
		Ｄ	

※本国情勢等の著しい変化の有無の観点から、受付時に判断する。

令和５年改正入管法審議における参議院の附帯決議

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

１　紛争避難民のみならず、国籍国等に帰国した場合に生命の恣意的な剥奪、拷問等を受けるおそれがある者や残虐な取扱い若しくは刑罰を受けるおそれがある者、又は強制失踪のおそれがある者など、真に保護を必要とする者を確実に保護できるように努めること。

２　難民等の認定申請を行った外国人に対し質問をする際の手続の透明性・公平性を高める措置について検討を加え、十分な配慮を行うこと。

３　難民審査請求における口頭意見陳述の適正な活用を進めるとともに、難民認定に関連する知識等を十分に考慮した上で、難民審査参与員の任命を行うこと。

４　送還停止効の例外規定の適用状況について、この法律の施行後５年以内を目途として必要な見直しを検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

５　送還停止効の例外規定を適用して送還を実施する場合であっても、第５３条第３項に違反する送還を行うことがないよう、送還先国の情勢に関する情報、専門的知識等を十分に踏まえること。

６　「難民の認定等を適正に行うための措置」の実施に当たっては、令和３年７月に国連難民高等弁務官事務所との間で締結した協力覚書に基づき適切な措置をとること。

７　難民の認定等を迅速かつ適切に行うに当たって必要な予算の確保及び人的体制の拡充を図るとともに、難民調査官、難民審査参与員など当該認定等に関与する者に対して、必要な研修を行うこと。また、研修の成果が実際の難民等の認定実務に活かされるよう、研修の内容及び手法の改良に継続的に取り組むこと。

８　難民該当性判断の手引のみでなく、事実認定の手法を含めたより包括的な研修を実施すること。さらに、実際の難民認定実務における難民該当性判断の手引の運用状況を踏まえつつ、関係機関や有識者等の協力を得て、同手引の定期的な見直し・更新を行い、難民該当性に関する規範的要素の更なる明確化を図ること。

９　国連難民高等弁務官事務所との協力覚書のもと、難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディの取組をより一層強化し、難民認定制度の質の向上に努めること。

10　最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保すること。日本における難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報を取りまとめて、業務に支障のない範囲内で公表するとともに、難民不認定処分を受けた者が的確に不認定の理由を把握できるよう、その者に対する情報開示の在り方について検討すること。

11　監理措置制度を適正に活用し、収容が不必要に長期にわたらないよう配慮すること。

12　監理措置・仮放免制度の運用に当たっては、監理人と被監理者の信頼関係及び関係者のプライバシーを尊重するとともに、監理人に過度な負担とならないよう配慮すること。

13　健康上の理由による仮放免請求の判断の際には、医師の意見を聴くなどして健康状態に十分な配慮を行うこと。

14　在留特別許可のガイドラインの策定に当たっては、子どもの利益や家族の結合、日本人又は特別永住者との婚姻関係や無国籍性への十分な配慮を行うこと。

15　「外国人との共生社会の実現」を推進するため、出入国在留管理庁の予算・組織・体制の在り方について検討すること。

日本の難民認定制度・手続の課題について

２０２５年３月２６日

増子孝徳

難民認定者数等の国籍別割合について

ここにテキストを入力

難民認定者数の国籍別割合推移

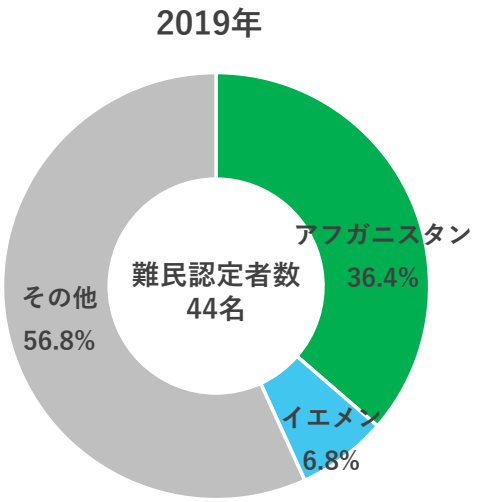

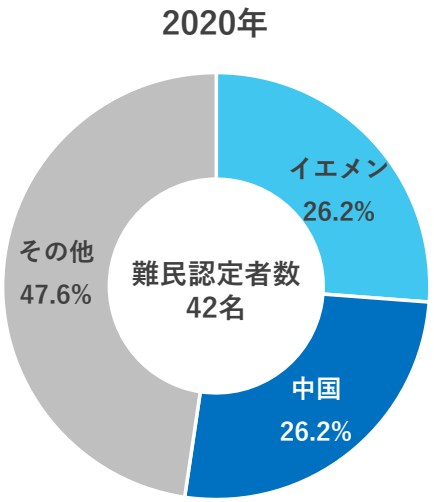

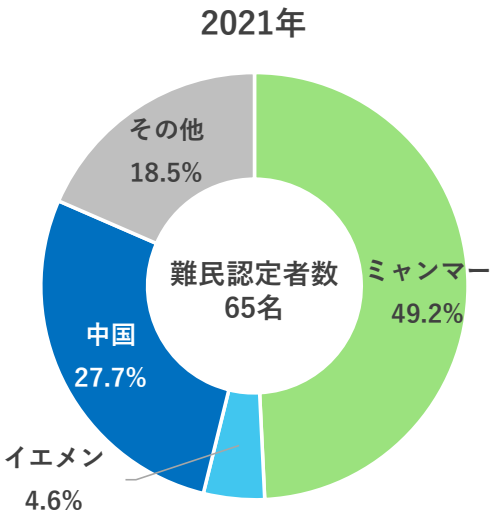

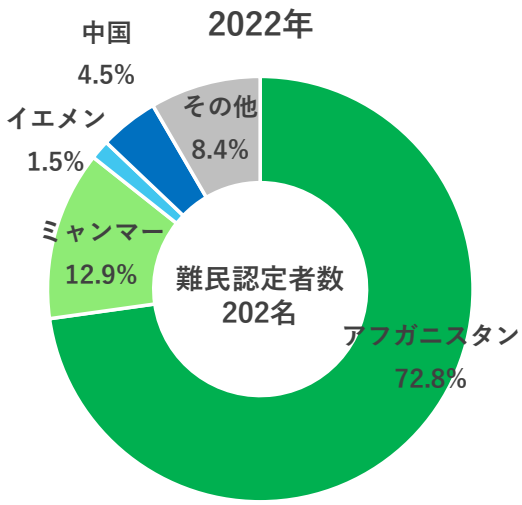

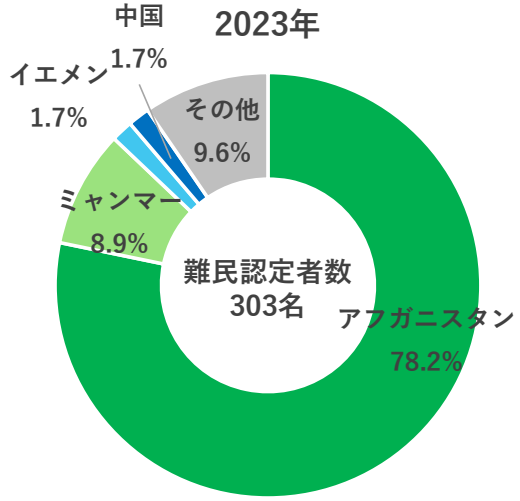

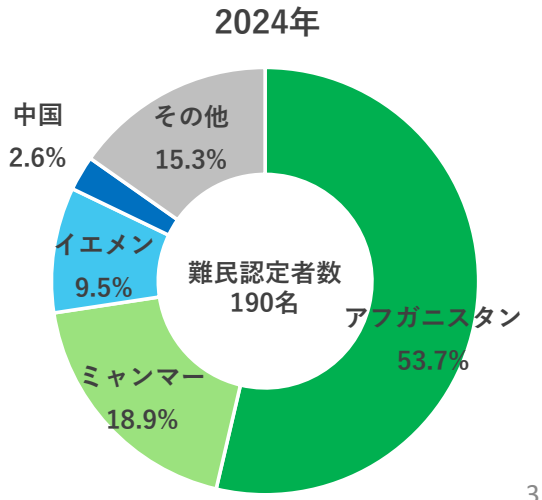

参照：出入国在留管理庁　「令和５年における難民認定者数等について」、「令和６年における難民認定者数等について」

人道配慮者数のうち本国情勢等を踏まえて在留を認めた者の数の国籍別割合推移

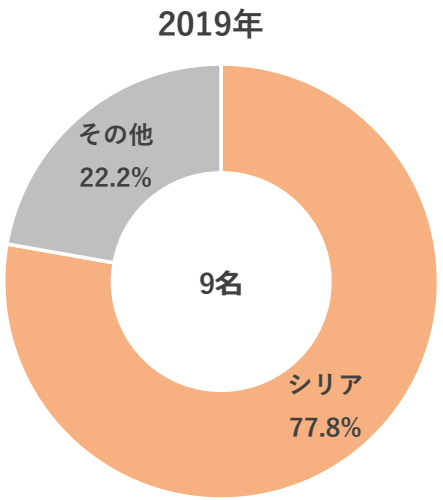

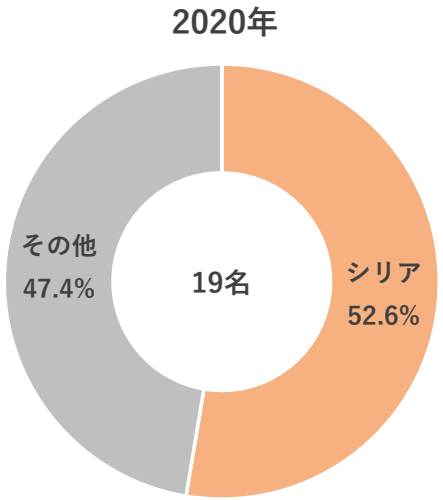

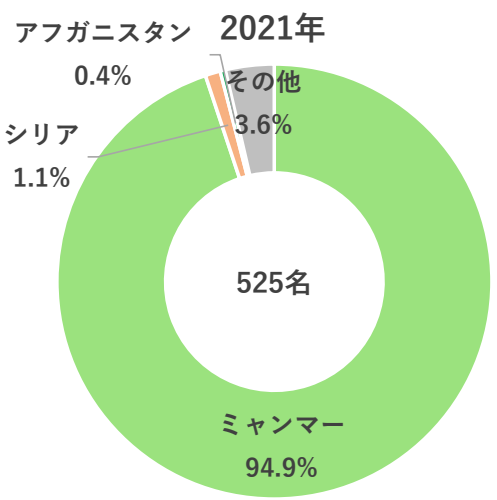

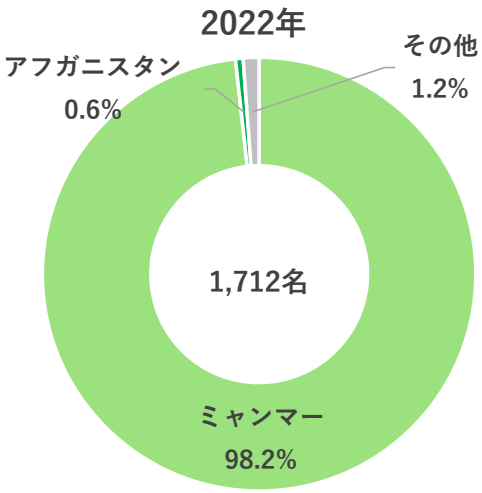

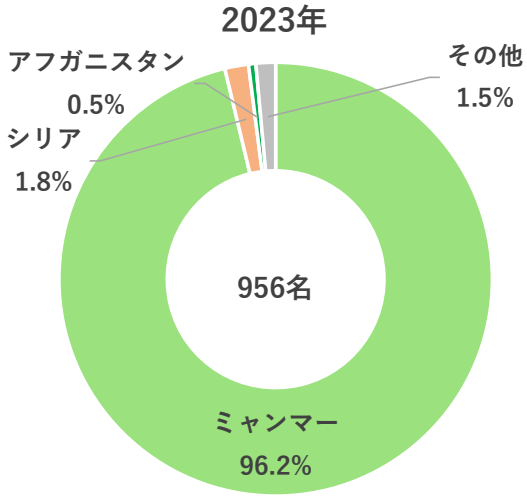

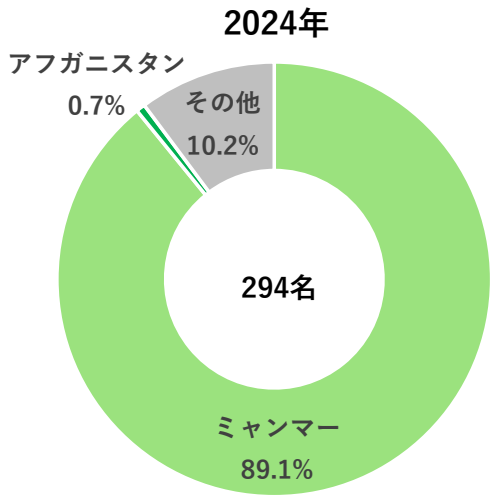

参照：出入国在留管理庁　「令和５年における難民認定者数等について」、「令和６年における難民認定者数等について」

難民該当性判断について

UNHCRの基準や見解に依拠しているか

難民該当性の判断　- UNHCRの基準や見解に依拠しているか

○難民該当性判断の手引（令和５年３月公表）　–はしがきの記述

「本文書は、これまで我が国の実務上の先例や裁判例を踏まえ、難民条約で規定されている難民の定義に含まれる文言の意義をより具体的に説明するとともに、難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理したものである。

本文書の策定に当たっては、UNHCRが発行する諸文書や、諸外国において公表されているガイドライン等も参考にするとともに、UNHCRとの協力関係の下、記載内容について同事務所からも御助言を頂いた。」

引用：出入国在留管理庁　『難民該当性判断の手引（令和５年３月）』はしがきより

○政府参考人　出入国在留管理庁次長　第２１１回国会　令和５年４月２５日　衆議院法務委員会

「我が国における難民認定審査においては、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の作成する諸文書や諸外国における運用等も参考にしているところでございます。

また、難民該当性を判断するに当たって考慮すべきポイントを整理するなどした難民該当性判断の手引の策定に当たっても、こうした諸文書や運用を参考としているほか、UNHCRや難民審査参与員の方々からの御意見も参考にしております。」

○政府参考人　出入国在留管理庁次長　第２１１回国会　令和５年５月１６日　参議院法務委員会

「入管庁におきましては、難民認定制度の透明性の向上の観点から、我が国及び諸外国での実務上の先例、UNHCRが発行する諸文書等を参考としつつ、難民該当性判断の手引を作成、公表したところです。（後略）

入管庁としましては、今後も、UNHCRや関係省庁等との緊密な連携を通じて、難民認定制度の運用の一層の適正化を図ってまいりたいと考えております。」

難民該当性の判断　- 裁判での国の主張-UNHCR発行の諸文書等について

○　裁判での国の主張　広島地方裁判所　令和４年（行ウ）第３５号　難民不認定処分等取消請求事件

「UNHCR作成の難民認定基準ハンドブックが示す難民認定基準は、難民条約を解釈するための補足的手段となるものではない。

UNHCRが定めるマンデート難民の認定基準は、難民条約の締約国に対し、マンデート難民を難民条約上の難民であると認めるように求めるものでもないから、締約国とUNHCRとで、難民該当性の判断自体が食い違うことも十分にあり得るところである。

『難民』及び『迫害』の意義についても、難民認定基準ハンドブックにおいて『普遍的に受け入れられる『迫害』の定義は存在しておらず（５１項）』と明記されているとおり、現時点において、国際的に一致した解釈は存在せず、難民条約の締約国ないし関連する国際機構において、国際的にその解釈を確定する作業などが行われているわけでもない。

そもそも、『迫害』の解釈について難民条約当事国において同意することのできるものが存在するのであれば、その解釈自体を迫害の意義として条約に明記すれば足りるのであり、迫害の意義が条約に明記されていない事実自体、迫害の解釈について国際的に統一すべきこととされていないことを裏付けるものであるから、難民認定基準ハンドブックを根拠として入管法に定める『難民』と認めることは困難である。」

令和５年１月２４日付け国答弁書より

「UNHCRが作成した難民認定基準ハンドブックが条約難民の解釈の指針となるものではないこと。

原告は、手引が難民認定基準であることを前提に、その策定に当たってUNHCRが発行する諸文書等を参考としたことを根拠とし、UNHCR作成の難民認定基準ハンドブックそのものが条約難民の解釈指針となるべき旨主張する。

しかし、手引は難民認定をめぐる我が国の実務上の先例や裁判例を踏まえ、難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどしたものであって、難民認定の審査基準となるものではない。」

令和５年９月１２日付け国準備書面より

難民該当性判断についての判決例　-UNHCRハンドブックの記載を尊重すべきとした 名古屋高裁令和６年１月２５判決

【概要】

ミャンマー出身のロヒンギャ族の難民認定申請者について、**立証責任の分担、出身国情報の分析、供述の信憑性評価について、UNHCRハンドブックを参照し、難民該当性が認められないとした一審の判断を覆した判決**である。

【控訴人の主張】

「UNHCRの「難民認定基準ハンドブック」に記載された内容は、事後の慣行に当たるから、これを参照して難民法を解釈すべきである（判決文３頁）。」

【被控訴人（国）の主張】

「そもそも「難民認定基準ハンドブック」は難民条約を解釈するための補足的手段に該当しないし、ガイドラインはハンドブックを補足するものであるから、難民条約を解釈するための補足的手段に該当しない（判決文５頁）。」

【判決】

「国連難民高等弁務官駐日事務所作成の『難民認定基準ハンドブック』では、難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引きとして、事実の立証について、『申請を提出する者に立証責任があるのが一般の法原則である。しかしながら、申請者は書類やその他の証拠によって自らの供述を裏付けることができないことも少なくなく、むしろ、その供述のすべてについて証拠を提出できる場合のほうが例外に属するであろう。ほとんどの場合、迫害から逃れる者はごく最少の必需品のみを所持して到着するものであって身分に関する書類すら所持しない例も多い。こうして、立証責任は原則として申請者の側にあるけれども、関連するすべての事実を確認し評価する義務は申請者と審査官の間で分担される。』などとされているのであって、当裁判所の上記判断と同趣旨をいうものと解される（なお、被控訴人は、難民該当性を基礎づける諸事情の有無及び内容等は、難民認定申請者においてこれを正確に申告することが容易である旨主張するが、上記ハンドブックにも『自らの経験から自国の当局に恐怖を抱いている者は、いかなる当局に対しても不安を感じるかもしれない。それ故、自由に供述したり自らの事実についての十分で正確な説明をすることをおそれるかもしれない。』などとあるように、難民申請者が置かれた実情を無視するもので、失当である。また、上記ハンドブックに記載されている難民申請者が置かれている状況や難民申請者が感じる恐怖などについても、重要な経験則を示すものとして、尊重すべきものといえる。）（判決文７・８頁）。」

引用：名古屋高等裁判所　令和６年１月２５日　難民の認定をしない処分取消等請求、訴えの追加的変更申立控訴事件　判決文より・裁判所判例検索サイトに掲載

難民該当性の判断 - UNHCRの基準や見解に依拠しているか

裁判においてはUNHCRの見解を軽視した主張を行い、裁判所がUNHCRの見解を引用して誤りを正す場面が見られる

○ 難民該当性判断の手引

「本文書の策定に当たっては、UNHCRが発行する諸文書や、諸外国において公表されているガイドライン等も参考にするとともに、UNHCRとの協力関係の下、記載内容について同事務所からも御助言を頂いた。」

○出入国在留管理庁次長　第２１１回国会

「我が国における難民認定審査においては、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の作成する諸文書や諸外国における運用等も参考にしているところでございます。

　また、難民該当性を判断するに当たって考慮すべきポイントを整理するなどした難民該当性判断の手引の策定に当たっても、こうした諸文書や運用を参考としているほか、UNHCRや難民審査参与員の方々からの御意見も参考にしております。」

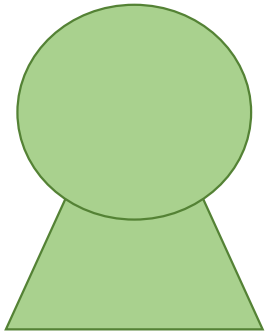

○ 裁判での主張

「UNHCR作成の難民認定基準ハンドブックが示す難民認定基準は、難民条約を解釈するための補足的手段となるものではない。」

UNHCRが作成した難民認定基準ハンドブックが条約難民の解釈の指針となるものではない。」

「難民認定基準ハンドブックは難民条約を解釈するための補足的手段に該当しないし、ガイドラインはハンドブックを補足するものであるから、難民条約を解釈するための補足的手段に該当しない。」

難民認定手続の透明性の向上について

弁護士の関与、弁護士等のインタビューの立会い・録音録画

第６次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会（平成２５年１１月６日～平成２６年１２月１１日）

難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）

報告書１３頁

【提言】

以下の取組及び提言Ⅲの取組を行い，難民認定手続全体の公平性，透明性の向上を図りつつ，難民認定制度の誤解又は悪用による不適正な難民認定申請案件の効果的な抑止方策を併せて推進することで，真に庇護されるべき者を迅速かつ確実に認定するための手続を構築すること。

（中略）

② 親を伴わない未成年者，身体的障がい，精神的障がい又は重篤な疾病を抱える者等，特別の配慮を要する状況下にある申請者については，現状を踏まえ，例えば，親を伴わない未成年者であれば，カウンセラー等の専門家との連携を行うなど，その者の状況に応じた取扱いについて特に留意するとともに，これらの事案については優先的に事案処理を行うなど，特別の配慮を行うことを明確化すべきである。

③ ②の事案を対象に，事情聴取におけるカウンセラー，医師，看護師，弁護士等の立会いを，試行的に実施するべきである。

https://www.moj.go.jp/isa/content/930003065.pdf

第６次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会（平成２５年１１月６日～平成２６年１２月１１日）

難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）

報告書１４・１５頁

③について
一次審査での申請者への事情聴取において，弁護士の立会いが現在認められていない理由は，法務省によれば，申請に際しては，客観的証拠資料が限られるため，申請者自身の供述という証拠方法の信用性を慎重に吟味する必要があり，申請者のみしか知り得ない事実や，他者のプライバシーに関わる事実についてありのままに供述できる環境を確保するために，第三者を交えずに事情を聞く必要性が高いことにあるとされている。
この点，プライバシー面については，弁護士には守秘義務が課されていること，何より，弁護士の立会いは，手続の透明化と客観化を図るものであり，争点整理等による迅速な案件処理にも資すること等から，難民認定手続における適正手続の充実のためには弁護士の立会いが不可欠であるとの意見があった。次述の意見に対しては，異議審査における代理人弁護士の実情と，申請者が弁護士を代理人として必要とすることとは別個の問題であり，実情から弁護士を排除することにはならないとの指摘や，対審的構造でなくとも，処分の結果の重大性に鑑みると，適正手続保障の観点から弁護士の立会いも認めるべきとの見解が示された。
他方，一次審査の性質は，被疑者及び被告人に固有の権利が保障される刑事捜査手続及び刑事訴訟手続や，対審的構造を採る行政争訟手続とは異なり，当局が申請者の抱える事情を聴取するものであること，また，期日設定の必要等により申請処理期間が更に長期化するおそれがあること，及び，現在の異議審査における代理人弁護士の実情について，多くの難民審査参与員から問題が指摘されていることに鑑みると，弁護士の立会いを直ちに一般的な制度として認めることに関しては，慎重に考えるべきとの指摘があった。
一次審査における弁護士の立会いについては，まずは，特に要配慮性の高い事案について，試行的に実施し，審査手続その他に与える影響等を踏まえながら，その拡大を含めて段階的に検討されるべきとの結論に至った。
その場合には，異議審査における代理人弁護士の実情についての改善，不適切な弁護士の通報及び対応のための方策や，審査期日の設定及び迅速な手続追行への積極的な協力等について，弁護士会側の自助努力がなされ，その成果が十分に検証されることが不可欠であるとの意見があった。

https://www.moj.go.jp/isa/content/930003065.pdf

難民認定手続の透明性の向上　- 脆弱性を抱える難民認定申請者に対するインタビューへの立会いの試行

２０１７年（平成２９年）３月３１日に試行スタート

平成２９年３月　「親を伴わない年少者等に対してインタビューを行う際の立会いの試行について」

法務省入国管理局（現出入国在留管理庁）では、第６次出入国管理政策懇談会の下に設置された難民認定制度に関する専門部会の報告（平成２６年１２月）を受けて、平成２７年９月に公表した「難民認定制度の運用の見直しの概要」を踏まえ、①親を伴わない年少者、②重度の身体的障がいを有する者、③精神的障がいを有する者および④重篤な疾病を抱える者の難民認定手続において、面接による事情聴取（インタビュー）の際に、医師、カウンセラー、弁護士等の立会いを認める取扱いを２０１７年（平成２９年）３月３１日から試行しています。

難民認定手続の透明性の向上　- 弁護士の関与、弁護士等のインタビューの立会い

弁護士等のインタビューの立会いについて　- 第２１１回国会　令和５年５月１８日　参議院法務委員会第１５号

○出入国在留管理庁次長

「一次審査における申請者の面接は、難民認定申請を行った外国人に、難民であるとする理由、例えば本国での迫害状況等を確認するとともに、直接申請者からこれらの内容を聞き取ることによって、供述のみならず、その供述態度等からその信用性を慎重に吟味することを目的として行うものということでございます。そのために、この信用性の吟味の観点から、弁護士を含めまして同伴者の同席を基本的には認めていないということでございます。」

○齋藤健法務大臣（当時）

「私、・・・当初、立会人がいた方がいいんじゃないかなと思ったこともあるんですね。

　ところが、やっぱり現場の専門家は、やっぱりいかにしてその人から真実を引き出すかということをやるに当たって、そういう人（弁護士等の立会人）がいない方が率直にやり取りができて本当のことが調べやすいんだという現場の判断なんですね。私は、透明性を高める上に、誰からも批判されないためには付いていた方がいいと思うんですけど、その付いていること、付けるよりも、率直にお話をした方が自分たちとしては実態を理解できるという現場の判断も一方であるんですね。私はやったことないから何ともそこは判断できないんですけど、ただ、現場の判断はやっぱり今のところ尊重したいというのが、私、今の立場なんですね。」

インタビュー時の通訳の問題・真実発見の難しさを指摘した判決例　-名古屋高裁令和６年１月２５判決

【概要】

ミャンマー出身のロヒンギャ族の難民認定申請者の一次審査手続きのインタビューについて、通訳の誠実性の問題、通訳の誠実さに問題なかったとしても、難民申請者の置かれて状況からして、真実の多急の難しさを述べている。

【判決】

「控訴人は、原審の本人尋問において、難民認定の手続で、Aと一緒に住んでいると話したことはあるが、友人だとは話したことがない、ロヒンギャに敵意を抱く可能性が相当程度あり、現に控訴人を見下した態度で強い言葉遣いをするミャンマー人が通訳に当たっており、正しく通訳されていなかったと思うと供述するところであり、前記認定に係るミャンマーにおけるロヒンギャの状況、ひいてはミャンマー人によるロヒンギャの扱いからすれば、ロヒンギャの難民認定手続にミャンマー人の通訳を当てれば、そのような事態が生じたとしても不自然ではない。通訳が民族的偏見ないし嫌悪から誠実さを欠いていた可能性は、同調書に置いて控訴人が供述したとされる内容が、細かい点を含めて複数箇所に変遷があり、名古屋入国管理局で変遷の理由を尋ねられると、控訴人は、自分は同じことを言っている、審査官が書き忘れたのではないかなどと述べていたことからも裏付けられるところである（判決文１９・２０頁）。

　仮に、通訳の誠実さに問題がなかったとしても、控訴人は、ミャンマーで圧力をかけられていたため日本での難民認定手続においても真実を述べていいのかわからなかった、何か話すことにより難民性を認めてもらえなくなり、本国に帰される恐怖心があったなどとも供述しているところであり、難民申請者の置かれた状況からすると、十分に理解できるものであって、正確な話ができなかったとしても、やむを得ないというべきである。UNHCR研修マニュアル「難民申請者を面接する」では、情報を明らかにすることへの恐怖として、①官憲（特に制服を着た人）に対する恐怖、②親類や友人を危険にさらすのではないかという恐れ、③面接に対する不安感、④不認定となった場合のその後に対する危惧を挙げており、他に、自尊心の喪失、カルチャーショック、観念や概念の相違についても指摘している（判決文２０頁）。」

引用：名古屋高等裁判所　令和６年１月２５日　難民の認定をしない処分取消等請求、訴えの追加的変更申立控訴事件　判決文より・裁判所判例検索サイトに掲載

独立した難民認定機関の設置について

難民審査参与員制度の問題

難民保護制度の独立性　- 難民審査参与員制度の問題

出入国在留管理庁作成資料「現行（旧）入管法の課題（令和５年２月））」より抜粋

○R３.４.２１　衆議院法務委員会　参考人質疑（難民審査参与員Aの発言概要）

・参与員が、入管として見落としている難民を探して認定したいと思っているのに、ほとんど見つけることができません。

・ほかの参与員の方、約１００名ぐらいおられますが、難民として認定できたという申請者がほとんどいないのが現状です。

・観光、留学、技能実習などの正規のビザで入ってきた後に、本来の目的から外れた段階で難民申請をするケースや、また、中には、不法滞在や犯罪で退去強制手続に入ってから難民申請するケースも多く（後略）

・難民の認定率が低いというのは、分母である申請者の中に難民がほとんどいないということを、皆様、是非御理解ください。

https://www.moj.go.jp/isa/content/001390406.pdf

難民保護制度の独立性　- 難民審査参与員制度の問題

年	不服申立処理数	理由なし（不認定）	理由あり	取り下げ	参与員１人年平均	参与員１人月平均
2018	8171	6013	4	2154	220.8	18.4
2019	8291	6021	1	2269	224.1	18.7
2020	6475	5271	1	1203	175.0	14.6
2021	7411	6732	9	670	200.3	16.7
2022	5232	4725	15	492	141.4	11.8
2023	3459	2582	14	863	93.5	7.8
6年平均	6507	5224	7	1275	175.9	14.7

出入国在留管理庁公表データより作成

○参考人質疑で「難民がほとんどいない」と発言した参与員Aの処理件数

・２０２１年に１３７８件（全体の20.4%）、２０２２年に１２３１件（全体の25.6%）の審査に関わっていたことが、２０２３年国会（参議院）の審議過程で明らかになった。

○年間の平均処理件数と参与員一人当たりの平均処理件数

・２０１８年から２０２３年までの６年間の不服申立ての平均処理件数は年間６５０７件、３人１組で審査に当たる難民審査参与員１１１人の１人当たりの年間平均処理件数は175.9件となり、月平均14.7件を処理する計算。

○参与員の審査件数の偏り

・１１１人の参与員に均等に案件が振り分けられるのでなく、一部の参与員に偏った配分がされている。

難民保護制度の独立性　- 難民審査参与員制度の問題

○難民参与員の学者の記者会見での発言

「最初の５年間で参与員３人で一致して難民認定すべきという意見書を出したのは１回だけでした。２１年度以降はチームの構成が変わり、３人で一致した意見書を出すことが多くなり、難民認定すべきという意見書を３割程度、人道的配慮による在留特別許可を入れると４割ぐらい出していた。ただ、２２年度から、それまで月２回、計４件だったのが、月１回しかも１回あたり１件しか配分されなくなった。『難民認定すべきだという意見書を頻繁に出すと担当件数を減らされるということか』と感じた。」

○難民参与員の弁護士の記者会見での発言

「２１、２２年度で計４９件の審査を行い、そのうち、難民認定すべきとしたのが９件（１８.４％）、人道的配慮のための在留特別許可を出すべきとの意見書を出したのは８件（１６.３％）あった。しかし、納得できる説明をされないまま、２３年度後半からは、割り振られる審査が半減した。」

入管庁にどの参与員に何件、どのような案件を振り分けるのかという「配分の裁量権」がある

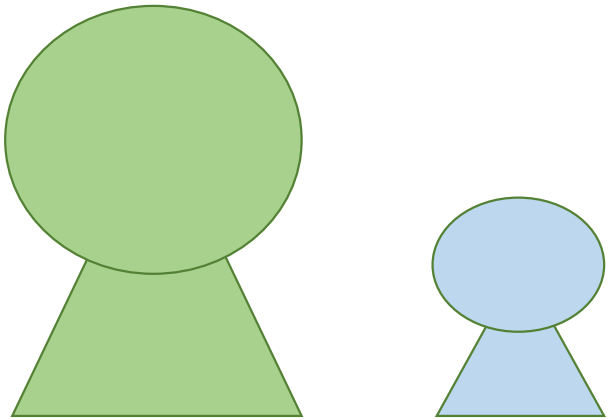

不服申立制度（参与員制度）の公正さへの疑問が生まれる

難民審査参与員の予断・偏見、公平でない態度を問題視した判決例　-名古屋高裁令和６年１月２５判決

【判決】

「難民審査参与員は、『言葉尻を捉えるようですが、調書の前後でそういう違いが出てきているのには、当惑しています。当局も困ったでしょうが、そういう食い違いが出ているのは、困るというように思うわけです。』、『あなたが政治活動しなければ、ロヒンギャ族であっても、別に何も迫害を受けないということを、あなた自身が証明したのではないですか。』、『あなたは、この三つの新聞記事のために帰国すると抹殺されると言っているのに、その重要な新聞が何新聞なのかすら憶えていないのですか。』、『日本でデモをして、１０人、２０人の中にいる写真に写った人を、帰国してわざわざ迫害するとは考えられないのではないですか。』などと質問するなどしており、難民認定申請者の置かれた状況に対する無理解を露呈しているものといえるし、質問全体をみても、予断や偏見がうかがわれるもので、公平な立場になっているとは言い難い（判決文１５・１６頁）。」

引用：名古屋高等裁判所　令和６年１月２５日　難民の認定をしない処分取消等請求、訴えの追加的変更申立控訴事件　判決文より・裁判所判例検索サイトに掲載

送還停止効の例外規定（６１条の２の９第４項）の問題

判決例①　- ３度目の難民不認定処分を取り消すとした 名古屋高裁令和６年（２０２４年）１月２５判決

【判決】

「本件難民不認定処分①の時点において、ミャンマーにおけるロヒンギャの状況と控訴人に関する具体的な事情を踏まえて判断すれば、控訴人には、個別的にも看過できないような人種、宗教及び政治的意見に関する事情が積み重なっており、これを理由に、通常人において受忍し得ない苦痛をもたらす程度の迫害を受けるおそれがある客観的・現実的な危険があったと容易に認めることができる（中略）。さらに、上記各事情を踏まえると、控訴人は、国籍国による国家的保護を受けることを期待することができる状態にはなかったと認められる。

　そうすると、控訴人は、十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者に当たるということができる。したがって、控訴人は、難民に該当するというべきである。（判決文２２・２３頁）。」

引用：名古屋高等裁判所　令和６年１月２５日　難民の認定をしない処分取消等請求、訴えの追加的変更申立控訴事件　判決文より・裁判所判例検索サイトに掲載

【時系列】

- 2007年12月　来日
- 2007年12月　難民認定申請（１回目）
- 2009年6月　不認定処分（１回目）
- 2009年6月　異議申立て（１回目）
- 2011年3月　棄却決定（１回目）
- 2011年6月　難民認定申請（２回目）
- 2011年12月　不認定処分（２回目）
- 2012年2月　異議申立て（２回目）
- 2014年12月　棄却決定（２回目）
- **2015年2月　難民認定申請（３回目）**
- **2016年6月　不認定処分（３回目）**
- 2016年7月　審査請求（３回目）
- 2020年1月　棄却裁決（３回目）
- 2020年7月　提訴
- 2021年2月　難民認定申請（４回目）
- 2023年4月　第一審判決
- 2023年5月　控訴提起
- **2024年1月25日　控訴審判決**

判決例②　-３度目の難民不認定処分を取り消すとした 東京地裁令和６年（２０２４年）１０月２４判決

【概要】

アフリカ出身の難民認定申請者（政治的意見）について、供述の信ぴょう性、原告が主張する事実関係をほぼ認め、難民であることを認め、３度目の難民不認定処分を取り消した判決

【判決】

「被告は、原告の供述について、客観的な裏付けがないことのほか、本件難民認定手続①及び②に係る各供述から変遷していることなどを指摘し、これらの事実は認められない旨主張する。しかし、いくつかの点において、客観的裏付けがないことは、難民が迫害を逃れて国籍国を離れているという性質上、やむを得ないところであって、供述の全てに客観的裏付けがないことをもって、供述の信用性を否定することは相当ではない。（判決文３３頁）」

「原告は、母国に帰国した場合には、反政府組織の支援者であることなどにより不当な身柄拘束や暴力等の迫害を受けるおそれがあるということができ、通常人においても、上記迫害の恐怖を抱くような客観的事情があると認められる。したがって、原告は、入管法にいう難民に該当する。（判決文３９頁）」

引用：東京地方裁判所　令和６年１０月２４日　難民の認定をしない処分取消等請求事件　判決文より

【時系列】

- 2008年10月　来日
- 2009年2月　難民認定申請（１回目）
- 2010年9月　不認定処分（１回目）
- 2010年10月　異議申立て（１回目）
- 2012年1月　棄却決定（１回目）
- 2012年2月　難民認定申請（２回目）
- 2012年9月　不認定処分（２回目）
- 2012年11月　異議申立て（１回目）
- 2015年10月　棄却決定（２回目）
- **2015年11月　難民認定申請（３回目）**
- **2016年2月　不認定処分（３回目）**
- 2016年6月　審査請求（３回目）
- 2020年12月　棄却裁決（３回目）
- **2024年10月24日　第一審判決**

第３回会合（難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について）のフォローアップ

項番	頁	委員氏名	御意見	回答
1	12～13	佐野委員 野口座長	（佐野委員）質問は２点ございまして、まず１点目ですが、資料の９ページの下段の難民認定申請案件の振り分け状況のところで、迅速化のためにも振り分けをされている取組自体を評価させていただきますが、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ案件の四つある中でＤ案件が８１．５％と大きい印象です。このＤ案件をさらに詳しく、例えばこれは人道的配慮に当たるであるとか、補完的保護対象に当たるとかといった一定の分類、振り分けはされているのかどうかについてお伺いしたいです。 ２点目ですが、１７ページ目の我が国における難民等保護の状況になりますけれども、狭い意味での難民だけではなくて、補完的保護対象者、人道配慮という形で、いわゆる事実上保護をされている人数が増えているということ自体は、よい方向に向かっているというように個人的には思います。ただ、右下のところに３１．２％という形で、非常に多くの方を保護しているというふうに読める数字が上がっておりますが、注の中で、申請処理数に対して認定者数及び人道配慮による合計ということになっております。こういった統計の取り方というのは、我が国独自なのか、あるいはＵＮＨＣＲなど国際的にも一般的な統計なのかについてお伺いしたいと思います。 （野口座長）データの示し方というのは、これから法の執行過程ですごく重要になってくるかなと、いずれも今の御質問はそれに関わるものであると思いましたけれども、場合によっては計算した、加工したデータではなくて、ローデータというんですかね、そのままのデータを出して評価をしてもらうという、そういうやり方もあるのかなと思いました。	（１点目について） Ｄ案件の内部での振り分けは実施しておりません。 （２点目について） 各国における難民・避難民等の保護制度は様々であり、それらの保護に関する統計としての保護率の出し方については、UNHCRや各国において定まったものがあるとは承知しておりません。 （野口座長からの御指摘について） ローデータについては、特に難民に関する統計であるため、個人情報等の保護に十分配慮した形で、どこまでのものをお示しできるか引き続き検討します。
2	13～14	岡部委員 野口座長	（岡部委員）まず、９ページのところで、９ページに限らないんですけれども、特定活動が認められている申請者に対してなんですけれども、具体的にその人々がどういったところで働いているのかというところの就職先の把握ですとか、その後ちょっと、何というんですかね、不法の労働市場に入っていかないかというような形のチェックというのをしているのかどうかという質問が一つと、あと、条約難民、それから補完的保護以外で人道的な配慮によって受入れが認められている人も３００人余りいらっしゃると、私は結構大きな数だと思っているんですけれども、この補完的保護以外の人道的配慮というのは具体的にどういった根拠に基づいてなされるのか、教えてください。お願いします。 （野口座長）いずれの御質問も、もう少し調べるとデータは出てくるものなんでしょうか。それとも、今お答えいただいたところで尽きるでしょうか。もし少し付随的に調べていただいて、例えば人道上の配慮の具体例などは、伝えていただける範囲でお調べいただいて、伝えていただくということもあるのかなと思いましたので、御検討いただければと思います。	（難申特活の就職先） 難民認定等申請者用の特定活動の在留資格を許可する際に個別の就職先のチェックは行っておりませんが、本邦に在留する外国人については、「外交」・「公用」の在留資格を有する者及び特別永住者を除くすべての外国人について、厚生労働省と情報連携をして外国人雇用状況届出に係る情報を適正な在留管理を行うために活用しており、これには難民認定等申請者用の「特定活動」で在留する外国人も含まれます。 （人道配慮の具体例） 補完的保護対象者として認められずに人道配慮が認められる事例については、当日竹内難民認定室長（当時）から御説明したとおりです。具体的な基準をお示しすることは困難ですが、例えば、補完的保護対象者としての「迫害」のおそれまでは認められないものの、本国において一定の情勢不安が認められる場合などに、本国情勢に基づき人道的な配慮が必要であり在留許可を与えるという判断がなされる場合があります。 令和６年における人道配慮の事例は、具体的には別添１のとおりです。これは入管庁のHPにおいて「難民等と認定した事例等について」において「③人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント 」として公表しているものです。
3	14～17	川村委員 野口座長	（川村委員）１点目、各種統計データをお示しを頂きまして、難民認定手続の申請者で特徴的なものとして、タイの急増というものが気になるところでございます。タイの令和６年の統計を見ますと、被上陸拒否も非常に高い割合で、一番多かったとか、入管法違反も２番目に多かった、退去強制手続も２番目に多かった、不法残留も２番目に多かった、難民申請数も２番目に多いというような特徴がありまして、これがどういう理由で極端に増えているのかということをお教えいただきたいと思います。 あわせて統計の中で、スリランカでございますが、常に難民申請数が上位に来ていること、令和６年も１位なんですが、認定数はゼロということが続いているように理解をしております。こちらも被上陸拒否が３番目に多く、入管法違反も７番目に多いと、こういったところの数値も散見されているところであります。この傾向をどのように分析なさっているのかということをお教えいただきたいのが１点目でございます。 ２点目、審査期間の長期化について御質問をさせていただきたく存じます。一次審査の平均処理期間が２２．４月、審査請求が１２．６月ということが平均ということでお示しを頂きました。私が難民審査参与員として日々業務に携わっている中で、もっと早くできるのではないか、あるいは日々の私の体感ですと、資料を頂いてから意見確定まで、審議をちょっと時間を取って意見書案の修正を入れても１か月ちょっとで終わっている、早いものはもうその日のうちに意見を３人でそろえて、翌週には意見確定で、３人で意見書提出をお願いしますというところまで行けているところで、もっと早くできるというふうに思っているのですが、どの部分に一番お時間を要しているのか、個別案件でいろいろな事情があるとは思うんですが、どこの部分を一番改善すべきかというところが知りたいという趣旨で、質問させていただきたいというところが２点目でございます。 ３点目、一時庇護上陸許可について御質問をさせていただきたく存じます。一般的に考えますと、緊急で本当に危ないところから逃げて、助けてくださいという場合は、もう入ってくる、入海港で庇護申請が妥当なものと、一般的にそういうふうなイメージを持たれるのではないかと思いますが、日本の場合はほとんどそれがないというところです。この理由、様々あろうかと思いますが、処理期間が長いことから、早く認定しなければならないという、この迅速、適正というところを鑑みますと、この一時庇護上陸許可が機能していないというところについても分析が必要かというふうに思います。 これが、例えば先ほどの御説明にありましたように、一時庇護上陸で入った場合に一定の在留の制限がかかるということを懸念されているのか、その審査のところで、どこのフェーズにこのような数字に結びつく点があるのかというところの御見解を教えていただきたく存じます。 （野口座長）先生の御質問は多分、難民認定申請手続って複層的で並列的で段階的であるから、いろいろなところにいろいろなデータがあるはずだと、それを総合して見ると何か新しく見えてくるものがあるはずだから、もう少しよく分析をした方がいいのではないかという御趣旨ではないかと思い、２番目と３番目の点についても、恐らく、表はできているけれども、例えば５ページのデータでいうと、それぞれの段階に具体的にどのぐらい手続コストだったり期間がかかっているのかというのが見えてこないと本気で縮められないと、そういう御指摘だったのかなと思いますので、引き取っていただいて、データの収集であったりとか分析というのを進めていただくという宿題になるのかなと思いました。	（１点目：タイ・スリランカの申請が多い理由） 御指摘のとおり、タイにつきましては前年と比較いたしまして約１２倍に急増しているというような状況です。前提といたしまして、申請は申請者の方の意思によるものでございますので、その理由について一概にお答えするということは困難です。ただし、タイは査証免除国であることから、大使館での査証審査がない状態でタイ国籍の外国人は上陸審査を受けることができます。そこでは上陸を拒否される人がいらっしゃいます。また、令和６年には国籍別の外国人数としてタイは不法残留者数では２番目に多く、入管法違反事件でも２番目に多いという結果になっています。 そのような方々の中から、不法残留ではなくて難民認定手続の方に流れて、合法的に滞在あるいは就労ができるのではないかということで流れてきている人がいるのではないかと考えられます。また、そのような誤用・濫用的な難民申請者が一定程度はタイ人の中に含まれているのではないかというふうに考えることができます。そうしたことから、本来であれば不法残留になっていたような人たちから難民認定申請に流れてきている人がいるのではないか、その結果として申請者数が増えてきているのではないかと考えられます。 （２点目：どの部分に時間を要しているか） 申請者から迫害事情を裏付ける客観的資料の提出がなされることは少なく、そのような場合には申請者に対してインタビュー等を行うことが必要になり、インタビューに一定程度時間がかかっています。他方、難民調査官の事実の調査のうち、どこの部分にどの程度時間がかかっているかという点について、現時点でそのような統計を取っておらず、お示しすることは困難です。 （３点目：一時庇護上陸） 一時庇護上陸許可申請については空港で必要な周知を行っており、申請が少ないからといって機能していないという認識はございません。 なお、令和５年において、一時庇護上陸許可申請に係る処分の内訳は許可が11人、不許可が34人、取下げ等が２人であり、処理数に占める許可者数の割合は約23.4%であるため認定率が極端に低いという認識はございません。 （野口座長からの御指摘について） 御指摘のとおり、難民等認定手続のどの段階においてどの程度の時間がかかっているのかをデータとして取得することができれば望ましいと認識しております。もっとも、現在の審査手続の過程においては、全て紙ベースでの管理となっており、申請の受付日など特定の時点しかデータとして入力されておらず、個別の案件について、例えば申請からインタビューの設定・実施までどれくらいの期間を要したのかといったデータについて取得する手段がありません。今後、難民等認定手続のDX化を進める上で、いただいた御指摘を踏まえ、どのようなデータが取得できるようなシステムにすべきか検討します。

第３回会合（難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について）のフォローアップ

4	17～19	増子委員 野口座長	（増子委員）先ほど来話題に出ている振り分けの件なのですけれども、平成３０年の１月にこの仕組みを導入したのは、恐らくは濫用的な申請を抑えたいというのがメインだったのではないかなと思いますけれども、今日の７ページの資料にもあるように、保護すべき案件を迅速に処理するということもこの振り分けの目的に掲げておられると。それで、お伺いしたいのですけれども、そのメリハリというのは実際の審査においてどう表れているのか、例えば、Ａ案件というものは早くできているとか、あるいは逆に、Ａ案件はゆっくりでも構わないというのか、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ案件ごとに、その期間がどうなっているのかと、それが分析はされているのかされていないのか分かりませんけれども、今出ているデータは、それがごちゃっとなった形で平均処理期間と出ていますので、いかがなのかなというのが一つ目の質問でございます。 　もう一つは補完的保護の関係では処理期間、平均はまだ出てはおりませんけれども、ぱっと見る感じでは比較的早い、１年単位でできているのではないかというふうに見受けられます。単純な比較ができるとは思わないものの、一般の難民認定と補完的保護の認定とで違うのは１番目の迫害の理由のところの要件ですけれども、審査の過程でそこのところに大変時間がかかるのか、あるいは補完的保護というのは、今の情勢もありますので、それにも影響されていることなので、単純なそういう比較はできないのか。要するに、今までの質問にもやや似ておりますけれども、要件のうちのどれで大変認定審査に時間をかけておられるのか、その辺、データがないにしても印象でもいいのですけれども、お分かりになるところがあれば教えていただければ有り難いなと思います。 （野口座長）先ほどのやり取りと少し似ているかなと思う部分がありましたけれども、例えば一番最初の御質問でいうと、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの振り分け案件ごとに、早期に着手しているんだったら、シンプルに考えると申請から処分までは短いはずだと、そういうデータがありますかという御質問かなと思うと、あれば出していただく、なければ、それを取った方がいいのではないかというアイデアを今頂いている気がするので、こんな情報がデータとして蓄積されるとよいのではないかということを踏まえ、まだ法改正からそれほど日がたっていない今の段階で、どういうデータを入管として集めていくのかという、そういう受け取りがあるのかなと思いました。	（振り分け結果ごとの平均処理期間について） 　今般改めて集計を行い、あくまで暫定値としてですが、振り分け結果ごとの平均処理期間について別添２のとおりお示しいたします。
5	22～23	増子委員	まず一つ目は、難民認定についての機関とか、そういった仕組みの問題ですけれども、難民認定機関につきましては法務省入管庁からは独立した機関を設けるべきであると、このように考えております。あわせて、その不服申立て機関につきましても、新たに独立した委員会を設置して不服審査業務を行うということで、大きくこの仕組みを変えていく必要があるだろうと、このように思っております。	難民等の認定手続とその他の出入国在留管理行政上の様々な手続とは、上陸時に庇護を求める者への対応、難民等認定申請中の者や難民又は補完的保護対象者と認定された者に係る在留管理、難民不認定等が確定した者に係る迅速かつ確実な送還といった点で密接に関連していています。したがって、難民等の認定に関する業務は入管庁において行うことが適当であると考えています。 　引き続き適切な運用を担保しつつ、保護すべき者を保護すべく努力します。
6			難民に関する具体的な要件については、今日も要件のことは抽象的でなかなか難しいというような御説明が冒頭にございましたけれども、ＵＮＨＣＲの基準とか見解に依拠しつつ、難民認定の基準を設定してきちんと公表していくと、そういったことも法律に書いていくということが必要であろうと考えております。	基準というときは、一律かつ定型的に難民該当性を判断できる程度に明確かつ具体的なものでなければ、かえって、公平性を欠き、適正なものとは言えないと考えられます。しかし、難民の定義への当てはめにあたって確認することとなる各国情勢や申請者の事情は多様性・可変性を有するものであるため、いかなる場合に「難民」と認定できるかを一律かつ定型的に判断できる程度の明確かつ具体的な基準を定めることは困難と考えております。
7			現在は難民認定や不服申立て手続において弁護士が面接に立ち会うというふうなことは行われていないという運用かと思いますけれども、そういう面接の立会いを含む弁護士の代理権、それからインタビューの録音・録画など、手続保障を実質的に保障していくということが必要だと、このように考えておりますし、出身国情報の公開につきましてもこれを制度上保障すべきであると、このように考えます。	（立会い、録音・録画） 　難民認定手続の一次審査においては、難民調査官があらかじめ出身国情報の収集・調査をした上で、その情報を活用しながら、申請者の事情聴取を丁寧に行うことによってその信憑性を的確に評価しており、適切な調査を行っています。また、申請者に対して内容に誤りのないことを確認した上で供述調書に署名させるなど、その正確性を確保しています。なお、難民認定申請の性質上、迫害から逃れてきた申請者の置かれた立場に十分に配慮した事情聴取を行うことが重要であり、入管庁では、通訳人の性別や申請者の健康状態に留意するなど、面接の際に配慮すべき事項について、調査に従事する職員に周知しています。また、一次審査における事情聴取に際し、親を伴わない年少者等、特に配慮が必要な申請者について弁護士等の立会いを認める取組を既に実施しています。加えて、不服申立てにおける口頭意見陳述に際しては、弁護士等の代理人も手続に加わることが認められているほか、陳述の要旨等を記載した調書も作成しており、手続の適正性・透明性は確保されています。このように適切な面接が実施されている上、不認定処分に対する審査請求では、外部有識者である難民審査参与員が３人１組で審理を行い、法務大臣は、その意見を必ず聴いた上で、判断していることなどを踏まえると、手続の適正性は十分に確保されており、面接の録画等を行う必要はないと考えています。引き続き、適正な運用を担保しつつ、真に保護を求めている方を保護するための不断の努力を行います。 （出身国情報の公開） 　入管庁においては、従来より、諸外国が公表した出身国情報に係る報告書を日本語に翻訳した上で、ホームページに掲載しており、例えば、米国国務省、英国内務省及び豪州外務貿易省が作成した出身国情報に係る報告について、国別及び公表年別に整理した上で公表しているところです。 　出身国情報について引き続き適切に整理した上で公表したい考えております。
8			ＵＮＨＣＲの役割ですけれども、手引きなんかでいろいろ御紹介いただいたり、覚書があるというふうな御説明も今日ございましたけれども、その役割をきちんと法律に規定をして、個々の難民認定申請に関する情報も参照した上で、具体的なケースレビューを可能とするようにすべきであろうと、このように考えております。	既にUNHCRとはMOCを締結し、それに基づきケース・スタディを実施しており、その内容を踏まえ、難民認定申請者に対する面接による事情聴取の際に配慮すべき事項を整理し、職員に周知するという取組を行っているところであり、UNHCRの役割を我が国の法律に規定することは考えておりません。
9			難民申請者の法的地位の問題ですけれども、こちらはきちんと法律に定めるべきでありますし、就労が認められない難民申請者につきましても、少なくとも申請後６か月を経過した場合には就労を認めるという制度とするというふうなことで、その生存権をきちんと確保していく必要があるであろうと、このように考えている次第でございます。	難民認定申請者は、難民認定・不認定の判断を受けるまでの暫定的な立場として本邦に所在していることから、このような方の保護を図るためにも、まずは迅速な処理に努めます。また、申請者の立場において保護を要する者については、難民等申請者用の保護措置を用意しており、また、難民認定申請の振り分け結果に応じて、一定の場合には、申請等から６月経過後に難民認定等申請者用の在留資格「特定活動」を付与する運用を行っています。 　御指摘を踏まえつつ、引き続き真に保護すべき者を確実に保護すべく努力します。
10			今日も資料で付けていただきました令和５年改正入管法審議における参議院の附帯決議というものがございますが、このうち１から１０までですかね、１５のうちの１０は難民に関するものということで、私ども弁護士会、特に日弁連が持っている問題意識、そこは多くの点で通底するものがあるというふうに理解をしております。いずれもそう簡単に実現ができるということでもないだろうと思うんです。入管庁の皆さん、前回見学させていただいた事務を含めて、大変重要でかつ大量の仕事を抱えていらっしゃる中で、こういったものも考えていかないということであると非常に大変ではないかなと思いまして、いずれも重要でございますし、やはり本腰を入れて、この附帯決議に表れた事項を検討する時間と場所、これが必要であろうというふうに考えております。この懇談会もその機会であろうとは思うものの、いかんせん時間が少な過ぎると、回数も少ないということがございますので、ぜひこの難民制度、認定制度について検討する専門部会などを設置して引き続き検討する必要があるのではないかと、このように考えておりますので、その点も併せて意見として申し上げたいと思います。	令和６年６月に関連する改正法が施行され、現在その施行状況を適切に把握する段階にあると考えられることから、現時点において、専門部会の設置などは考えておりません。

第３回会合（難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について）のフォローアップ

11	23～25	近藤委員	一つ目が、本人が望む場合は代理人の同席を認め、録音・録画を認めることを検討ください。二つ目、法律扶助を在留資格のない難民、補完的保護申請者にも認めてください。三つ目、審査期間の短縮に人員増員が必要だというのもそうなんですが、視察したときに建物のスペースが大変狭いということを見ましたので、別の建物に移すか、場合によっては、監理措置の導入に伴い収容を必要最小限にする現状に合わせて、収容施設の部屋を縮小して審査部門の部屋を拡充することを御検討ください。四つ目、理由開示において、参考とした出身国情報等も明示するように御検討ください。	一つ目について 難民認定手続の一次審査においては、難民調査官があらかじめ出身国情報の収集・調査をした上で、その情報を活用しながら、申請者の事情聴取を丁寧に行うことによってその信憑性を的確に評価しており、適切な調査を行っています。また、申請者に対して内容に誤りのないことを確認した上で供述調書に署名させるなど、その正確性を確保しています。なお、難民認定申請の性質上、迫害から逃れてきた申請者の置かれた立場に十分に配慮した事情聴取を行うことが重要であり、入管庁では、通訳人の性別や申請者の健康状態に留意するなど、面接の際に配慮すべき事項について、調査に従事する職員に周知しています。また、一次審査における事情聴取に際し、親を伴わない年少者等、特に配慮が必要な申請者について弁護士等の立会いを認める取組を既に実施しています。加えて、不服申立てにおける口頭意見陳述に際しては、弁護士等の代理人も手続に加わることが認められているほか、陳述の要旨等を記載した調書も作成しており、手続の適正性・透明性は確保されています。このように適切な面接が実施されている上、不認定処分に対する審査請求では、外部有識者である難民審査参与員が３人１組で審理を行い、法務大臣は、その意見を必ず聴いた上で、判断していることなどを踏まえると、手続の適正性は十分に確保されており、面接の録画等を行う必要はないと考えています。引き続き、真に保護を求めている方を保護するための不断の努力を行います。 二つ目について 法テラスにおいては、民事法律扶助として、資力が乏しい国民又は我が国に住所を有し適法に在留する方に対し、無料法律相談や民事裁判等手続に必要な弁護士費用の立替え等を行っているほか、これを補完するものとして、日本弁護士連合会から委託を受けて、難民認定に関する法律援助等の業務を実施しており、適法に在留する方以外の外国人に対しても法律援助が行われているものと承知しています。 三つ目について 施設の狭あいは顕著であり、職員の適切な執務環境の確保が喫緊の課題であると認識しております。 引き続き、適切に業務を遂行するため、一部の部署の移転等、狭あいを解消するための様々な検討を行うとともに、施設の整備に必要な予算の確保に努めます。 四つ目について 出身国情報の開示については、従前から、入管庁において、諸外国が公表した出身国情報に係る報告を日本語に翻訳した上で、出身国別及び発行年別に整理して、ホームページに掲載しているところ、主な申立て内容ごとに対応する出身国情報を特定した形でホームページに掲載するなど、申請者が判断に用いられた出身国情報を特定しやすくする仕組みについて検討を進めます。
12			二つ目、一時庇護上陸許可について。恐らく２０２３年までに４１年間で９５８人の申請があり、８０人が許可されたにすぎません。申請数も少ないですが、不許可率が高いので、日本では空港における難民申請が難しいという評価を目にしたり、耳にすることがあります。このため、以下の４点に取り組む必要があると思います。 ①一時庇護上陸許可の運用状況について、もっと情報を公開し、制度の透明性を高めて、なぜ不許可が多いのかが説明されていないので、それを分かりやすく示す工夫が必要と思います。②一時庇護上陸の審査の質を高めるために、入国審査官等への研修を十分に行ってください。③今日出ていたんですが、スリランカとの関係で、２０１８年１１月１６日の事務連絡で、空港で難民申請を抑制するような、そういう措置をとっていることがちょっと批判されたりしていますが、恐らくタイについてもまた検討するのかもしれませんが、ちょっと別の方法で考える方がよくて、特定の国の人にそういう質問をして何らかの濫用を防ぐということをすると、何か非常に日本では空港でこの申請をさせないという、そういうイメージを与えてしまうのではないかという気がします。④緊急支援が必要な出身国情報を得たときには、速やかに入国審査官等と情報を共有して、一時庇護上陸申請を柔軟に認めて、難民申請や補完的保護申請に迅速につなげてください。	（一時庇護透明性） 一時庇護上陸許可制度については白書やHPで説明をしており、外国人から説明が求められた場合には適宜説明を行っています。なお、令和５年において、一時庇護上陸許可申請に係る処分の内訳は11人、不許可が34人、取下げ等が２人であり、処理数に占める不許可者数の割合は約72.3%であるところ、極端に多いという認識はございません。 （研修） 当庁では職員の職階等に応じた各種研修を実施しており、これらの研修には一時庇護上陸許可制度を含む難民に関する内容の講義も含まれております。今後も研修内容の充実に努めます。 （事務連絡） 御指摘の事務連絡について、入管庁ではその存在を把握しておりません。御教示いただけますと幸いです。 （COI入手時） 一時庇護上陸許可申請、難民認定申請及び補完的保護対象者認定申請があった際には、最新の出身国情報を参考にして審査をしています。
13			三つ目の補完的保護と人道配慮について。これも附帯決議１にあるんですが、恣意的な生命の剥奪とか拷問等を受けるおそれがある者や、残虐な取扱いもしくは刑罰を受けるおそれがある者、強制失踪のおそれがある者などの保護についてのこととか、さらには、附帯決議１４で在留特別許可のガイドラインの策定に当たっては子供の利益や家族の結合、日本人又は特別永住者との婚姻関係や無国籍性への十分な配慮を行うことなどが書いてありますが、この点で３点あります。 ①入管法５３条３項で、いわゆるノン・ルフールマン原則に基づいて、難民条約３３条１項とか、拷問等禁止条約３１項とか強制失踪条約には明示されているんですが、自由権規約６条、７条に規定する生命の恣意的な剥奪とか残虐な取扱い、非人道的な取扱い及び品位を傷つける取扱いのおそれのある国への送還禁止も明示してください。（元自由権規約委員会委員長の）岩沢雄司さんの最近の教科書にも、それが必要だということが書かれております。②在留特別許可に係るガイドラインの２で、家族と共に生活をするという子の利益の保護の必要性は積極要素として考慮されます。恐らくこれは自由権規約１７条、２３条及び児童の権利条約３条を念頭に置いているんだと思いますが、その趣旨に基づいてというように条約を明示することを御検討ください。また、注４というところで、在留が認められず退去強制令書を発付された外国人は速やかに本邦から退去することが原則となるため、退去強制令書が発布された後の事情変更等は原則として考慮されませんという記載内容は、今申し上げた自由権規約１７条、２３条及び児童の権利条約３条の趣旨に反して、家族の結合の権利や子供の最善の利益を侵害する作用がありますので、ここの文末の表記を、考慮されない場合があります、ぐらいに修正する必要があるかと思います。③在留特別許可に係るガイドラインの７の３に無国籍性のことが入っているんですが、無国籍の認定手続がない状況にあって、ＵＮＨＣＲのハンドブックなどを参考に、国際慣習法上の広い定義に従って認定手続を作ってください。	（補完的保護と人道配慮について） 当日堀越審判課長（当時）から御説明したとおりです。 （ノン・ルフールマン原則について） まず、ノン・ルフールマンの関係で、入管法第５３条３項に人権規約上の保護について規定するべきであるという御意見でございましたけれども、入管法第５３条３項はノン・ルフールマン原則を明文化した規定でありますが、自由権規約についてはノン・ルフールマン原則を明示的に規定する条項はないものと承知しております。また、自由権規約７条に関しましては、裁判例として、外国人の外国における同条規定の権利を保障するものではなく、そのような保障のない国に外国人を送還することが禁止されていると解することはできないとする判断もありますところ、御指摘のような自由権規約の規定の内容を入管法第５３条３項に盛り込むような修正をするということは適切ではないというように考えております。 他方で御指摘のような場合でも入管法第５３条３項各号に該当する場合には同原則が適用されるほか、難民条約上の難民や補完的保護対象者の定義に該当する場合には保護されることになります。 （在留特別許可に係るガイドラインについて） まず、ガイドラインは在留特別許可を付与するか否かの判断の際の積極要素又は消極要素として考慮され得る事項、実際に考慮されているような事項について、例示的かつ一般的、抽象的に示したものであり、その性質上、法務大臣の裁量権を拘束するというものではございません。その上で、一般論として退去強制事由の認められる外国人に対して在留特別許可を付与するか否かの判断については、国内の治安や国益の保持の見地から、法務大臣等の極めて広範な裁量に委ねられているものと解されております。さらに、在留特別許可をしないという判断をして退去強制令書が発付された後ということになりますと、在留特別許可を付与するか否かの判断については更に広範な裁量に委ねられているものと解されています。そのため、ガイドラインに含めるか否かについて、いずれの場合でも、法務大臣の裁量権を拘束するような修正をすることや手続を設けたりするということについては、相当ではないと考えております。
14			最後、四つ目ですが、難民等の支援について。これも難民条約３４条に、難民の条約締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとするという条文があります。その条文が必ずしも誠実に遵守できない状況にあります。宿泊施設等の問題もあって、以下の５点を検討してください。 ①保護費の審査期間を短縮するには、審査基準を見直して、難民事業本部の職員を増員することを検討してください。②保護費、特に住居費を増額したり、保護費予算が年度内に払底してしまうということ、これを予算上どう工夫するのか分かりませんが、そういうことがないような工夫を検討ください。③難民の可能性の高いＡ案件の人には日本語講習の参加資格を認めてください。④日本語講習の目標レベルを帰化合格レベルに置いてください。恐らく今やっているのがＡ１レベル、Ｎ５レベルぐらいで、帰化のレベルはＡ２からＢ１の間ぐらいなので、Ｎ４かＮ３ぐらいの間までに必要な時間を確保したり、能力別のクラス編成をしたり、また、難民等の多い地域での講習会場を設けてください。⑤第三国定住の６０人の枠とは別に、難民キャンプ等で生活している難民等の人を対象に、新しくできる育成就労に応募できる、そういう方策も将来的に御検討ください。	１点目及び２点目について 御指摘の点については、保護を必要とされる方々に対してできるだけ速やかに援助を行うことができるよう引き続き努めます。 ３点目について 難民認定申請中の方への日本語講習については、その必要性も含めて関係省庁で検討してまいりたいと考えております。 ４点目について 現状においても受講者の日本語レベル等を考慮したクラス編成で、また、難民等のニーズに合わせた地域で講習を実施しておりますが、難民認定者等の日本語講習の目標レベルの設定、クラス編成及び地域での講習会場設置については、御指摘も踏まえ関係省庁で検討します。 ５点目について 補完的な受入れ（complementary pathways）は、難民グローバル・コンパクトに掲げられた、教育や就労を通じた難民の受入れ経路の一つであると承知しています。我が国においても、シリア難民等を留学生として受け入れるプログラムが実施されていると承知しています。入管庁としても、保護を求めて逃れてきた方々を教育や就労を通じて受け入れることについては、そのニーズや国際貢献や人道支援の観点も踏まえながら、外務省を始めとする関係省庁と連携しつつ、どのような対応が可能か検討します。

第３回会合（難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について）のフォローアップ

15	27	野口座長	附帯決議については、令和５年の改正でついていたものなので、そこまでの間にこういうことをやっているとか、こういうことをやるつもりであるというリストは多分入管でお持ちではないかと思うので、そこはぜひ宿題として作っていただいて、共有をしていただけたらと思いました。	令和５年の改正入管法に対する附帯決議の検討スケジュールについて現時点でお示しできるものはございませんが、今後も同附帯決議への対応について検討します。
16	27～29	川村委員	１点目、難民認定等手続全体に関する意見でございます。一番しなければならないのは適正かつ迅速、今日の課題でございます。ぜひともデジタル化を手続全体に進める、予算も必要かと思いますけれども、お願いしたいと思います。羽田空港の入口はとても立派でございますが、東京局の皆さんはもう、パソコン１個から大変な御苦労をなさっているのも日々承知しております。ぜひ充実した環境、先ほども先生方からありましたが。 ＡＩ活用も、他国のＣＯＩを見ていますと、引用文献でもうＡＩと入ってきていまして、そういったことも含めて充実させていただきたい。それから通訳、翻訳に関しても、その部分のスピードアップに貢献できるようなものについては活用いただきたい。それから、申請書の改善、日々御検討いただいているかと思いますが、ここについても再度の御検討をお願いしたい。 それから、一番デジタル化に加えてお願いしたいことは、振り分けの改善でございます。Ｄ案件が多いという御指摘がありましたけれども、やはり日々の審査請求が上がっている段階で、もう信ぴょう性がないなというものも参ります。ここはもう、どうかと思いますけれども、例えば国際難民法裁判官協会が出しているフローチャートみたいなものを見ますと、申請があってから先に予備調査に入ってからの振り分けになっていて、今は、申請書が来て、その文面で振り分けていると思うんですけれども、プラスやはりちょっとＣＯＩを見て、物証も非常に、これはというような物証もいろいろあると思うんですよね、その辺の審議でＢ案件、ＤからＢというところの振り分けを、そういうＣＯＩ、いろいろ踏まえてからやった方が、Ｂでの判断を素早くというのもできるのではないかなというふうに思います。、信ぴょう性をしっかりやれなければ、これはちょっと危ない判断もあるというところで、慎重でＤが増えているというのも思いますが、ここの振り分けの改善ということを御検討というところをお願いしたいと思います。	（デジタル化） 在留諸申請や難民等認定申請の審査の迅速化、不法滞在者の早期送還等の課題に対応していくためには、人員を含めた必要な体制整備に加えて、デジタル技術の活用等を検討していくことが重要であると考えています。電子渡航認証制度の導入に伴い、当庁の取り扱う外国人の入国から出国までの各種情報について一元的な管理を進め、それら情報を有効に活用しながら、各種審査の迅速化、不法滞在者の効果的・効率的な摘発の実施と早期送還等を図っていくことを考えています。まずは、電子渡航認証制度の導入に向けて準備を進めつつ、これら出入国在留ＤＸ（入管ＤＸ）の取組についても、適切な出入国在留管理行政を実現するための一体のものとして検討を進めます。 （申請書の改善） 申請書の改正については、申請者の利便性を考慮しつつ、不断に検討したいと考えております。 （振り分け） 我が国の難民認定制度においては、難民である可能性が高い申請者等の迅速な保護及び濫用・誤用的な申請の抑制を目的として、申請の段階で案件の振り分けを行い、振り分け結果に応じて迅速処理の対象とする等の措置を執っています。振分けは個々の申請書の記載内容等を踏まえて行った結果であり、濫用・誤用的な申請を含め、案件の適切な振分けを行うことが重要と考えています。そのためには、申請書の記載内容に加えて、申請者の国籍に応じた出身国情報を踏まえて判断する必要があり、出身国情報の充実が重要であると考えています。その中で、今般改めて特別に集計を行った結果、A案件及びB案件については制度の目的どおりに迅速に処理できていることが判明しました。今後も振り分けの運用状況の改善も含め適切に対応します。
17			在留資格に関しまして、特定活動という中にすごくいろいろなバリエーションがございます。これをしっかり明示化、最後に言おうと思ったんですが、やはり日本としての庇護政策全体をどういう位置づけにするのかということも踏まえ、特定活動の中身ですね、例えばミャンマーでありますと緊急避難措置の特活であったりとか、いろいろ一般情勢でどんと認めていくものもあって、いつまで緊急ですかみたいなことから、いろいろなものがあると思うんですが、特定活動の在留許可を出すところの区分けみたいなことと、庇護をどう考えるかというのをセットで御検討いただきたいということです。	いただいた御指摘を踏まえ検討します。
18			一時庇護上陸許可、先ほど質問させていただきましたが、やはり空海港の入国審査官の能力強化というところも、私も併せてお願いしたい。海港については余りないんですけれども、緊急有事の際、昔はボートピープルとよばれる方がたどり着いたことがありましたが、いろいろと国際社会の不安定化がある中で、海港、海上保安庁との協力とか、接続水域のところでの入管業務、、そのあたり、有事の際の海の対応というところ、たくさんの業務の中で、差し迫ってはいないと思われるかもしれませんが、差し迫ったときにどうするかということもあろうかと思いますので、一つ御提案したいと思います。	当庁では職員の職階等に応じた各種研修を実施しており、これらの研修には一時庇護上陸許可制度を含む難民に関する内容の講義も含まれております。今後も研修内容の充実に努めていきます。
19			とにかく迅速手続というところ。迅速なんですが、迅速の中でも子供の難民申請、これは最優先の迅速で検討いただけないかと思います。	御意見として承ります。他方、親を伴わない年少者等の特別な配慮を要する者については、運用上、既に迅速に処理することとしています。
20			第三国定住の増加、これは難民グローバル・コンパクトの柱の一つでもありまして、こちらでの貢献の強化を、そして領域内庇護に係るところの部分については迅速にというふうに、国際貢献の在り方や、日本の庇護はこうしていますということをはっきり世界にも示せるように、考えていっていただければということ、加えてここに補完的受入れの増加ということも御検討いただきたいということです。 庇護政策、日本としてどう取り組むのか、一般情勢を踏まえ日本から遠く離れたところの大変な人の受入れから、近隣の出身国、それから難民該当性がファジーなものについては、育成就労なり別の在留資格できちんと違う形でも来られるというような補完的受入れですとか、そういったバリエーションをはっきり見せていったうえで、難民申請を適正、迅速にというところを検討していっていただきたいというところがお願いでございます。	（第三国定住難民） 第三国定住による難民の受入れは、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられており、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されています。入管庁としては、アジア地域における難民問題に対処するため、引き続き、関係省庁連携の上で、第三国定住難民の受入れに取り組みます。 （補完的受入れ） 補完的な受入れ（complementary pathways）は、難民グローバル・コンパクトに掲げられた、教育や就労を通じた難民の受入れ経路の一つであると承知しています。我が国においても、シリア難民等を留学生として受け入れるプログラムが実施されていると承知しています。入管庁としても、保護を求めて逃れてきた方々を教育や就労を通じて受け入れることについては、そのニーズや国際貢献や人道支援の観点も踏まえながら、外務省を始めとする関係省庁と連携しつつ、どのような対応が可能か検討します。
21	29	加藤委員	資料１８ページ、②難民調査官の能力向上に関わるところでございます。こちらは、恐らくですけれども、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの施策番号１０４に該当するところで取り組んでいるという話かなと思って理解しています。令和４年度に教材を作って、令和５度から研修を開始するということで、まさに取り組まれているのかなと思っていますけれども、こちらの教材であったり研修の内容のアップデートを常にやっていただければと、既に取り組んでいるかなと思いますけれども、お願いしたいなというのと、せっかくこのロードマップに位置づく取組としてやっているということで、このあたりが資料で見えるようにしていくと、そのロードマップに沿った対応だというところで、より意味がある資料になってくるかなというふうに感じたところでございます。	難民調査官の育成については、これまでもＵＮＨＣＲや外務省、大学教授など国際情勢等に関する専門的知識を有する方々に協力いただくなどして研修を実施してきたところです。こうした取組に加えて、令和５年の改正法成立後、新任の難民調査官を対象とした難民認定に係る調査に必要な特別の知識を修得させることを目的とした研修については、新たに研修日数を増やし、講義の内容を充実させるなどの取組を行っています。また、ケース・スタディ方式の研修を実施し、個別具体的な事案の検討を通じて、難民調査に必要な、より専門性の高い特別の知識及び技能を修得させる取組も行っています。その他、令和６年度以降、出身国情報の収集及び分析に特化した研修を実施しました。今後は、こうした研修を受講した難民調査官の意見や現場の要望も踏まえつつ、研修がより充実した内容となるよう改良し、審査の質の更なる向上に努めます。
22			２１ページの難民等の支援のプログラムに関してです。野口座長だったり結城委員の方からも意見、コメントがございましたけれども、非常に重要なプログラムだと思います。その上で、これを受けてきた人数の実績値であったりとか、これを受けた人がどう日本語能力を獲得して、日本社会や労働市場にどう入っていけているのかというところのモニタリング、事例の把握、分析、効果検証といったところを、他省庁との連携をしながらということなのかもしれませんけれども、入管庁さんの方で総合的な調整機能を発揮いただいて、ぜひその効果検証をしていくことで、議論はいろいろあると思いますけれども、難民に限らず外国人全体を含めた統合プログラムをやっていくならばといったところの先行事例としても研究対象になってくるかなと思いますので、そのあたりにぜひ取り組んでいただけるといいかなと思いました。	現時点において、定住支援プログラムに係る効果検証としてお示しできる資料はございませんが、今後、効果検証の方法等について、関係省庁と連携しながら検討します。

第３回会合（難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について）のフォローアップ

23	30～32	岡部委員	一番大きな観点としては、川村先生もおっしゃいましたけれども、日本の庇護政策をいかに構築していくかという自立的な観点がかなり必要だと思います。一つは、やはりグローバル・コンパクトの話もありましたし、それから近藤先生からの国際難民法との、国際法との整合性の話もありましたけれども、できるだけ日本はきちんと人道的な観点から国際的な評判を高めるようなことをしていますよというアピールは必要だと思いますので、適正な難民や、あるいは特にＡ案件の人に対する支援の在り方というのを整備されて、それをきちんと情報公開をされることが必要だと思います。	難民等への支援及び申請者への保護措置の在り方については、適正化を関係省庁と不断に検討していくとともに、その公表の在り方についても検討します。
24			日本にやってくる庇護申請者の出身国とか数とかという問題が、もともと日本にコミュニティーがあるかどうかという話に加えて、ほかの国、特に例えばアメリカですとかヨーロッパの国でもう庇護申請受けられないなという情報を得ると、では日本に来ようという人たちが増えるという可能性はあります。御多分に漏れずトランプ政権下ではもう徹底的にやっていますけれども、実はそんなに派手ではないですが、去年もＥＵではかなり厳格な庇護申請の制限化を行いまして、例えばここのリストに出ていたバングラディシュなんていう国は、もうほぼ基本的にバングラディシュから来た申請者は庇護申請自体を受け付けませんということまでやって、どうなんだろうなと思うんですけれども、そこまで徹底した抑制策を行っているということがあります。そうすると、そういった情報を世界的なネットワークをブローカーも持っていますから、踏まえて、日本に来ようという可能性も出てきますので、そういった問題への対策というのが非常に必要だと思います。	難民認定申請の性質上、命からがら逃れてきた申請者は自身の申立てを裏付ける客観的な証拠を有しないことも少なくないところです。また、申請者の本国における事情が急激に変わる場合もあることから、申請者の主張内容や提出した資料の内容等の信ぴょう性等を判断するに当たっては、最新の出身国情報の収集が重要なものと認識しています。そこで、入管庁においては、出身国情報や国際情勢に関する情報の収集及び分析を専門に行う職員を本庁内に配置し、外務省、国連難民高等弁務官事務所(ＵＮＨＣＲ)等の関係機関と適切に連携しながら、最新の情報を積極的に収集しています。適切な出身国情報の収集に関して、入管庁としても更に不断に努力します。 その上で御指摘も踏まえつつ、誤用的・濫用的な申請への対応への在り方も検討します。
25			２点目に入るんですけれども、そのために必要なのが、もちろん入管の方々も頑張っていらっしゃるということは重々承知しているんですけれども、やはり省庁間の連携というものをもう少し強めなければいけなくて、先ほど特定活動が基本的にどういうお仕事をされているか分からないということだったんですけれども、やはりこれは把握していただく必要はあると思います。特に、警察とか治安面の省庁と連携していただいて、できるだけ二重労働というんですかね、ブラックマーケットに入り込んでしまってそれが構造化されるということが、３点目に触れようと思っている審査期間の延長ともつながる話になってきますので、そこはできるだけ把握する方向で動いていただいた方がいいということと、あと、どこかで話が出ていましたけれども、査証政策との関連においては、もっと外務省との連携を深めていただくと。やはり外務省の方々も、外交的な２国間関係の延長からビザを発給するとかしないとかということを決めがちですけれども、これから先はイミグレーション、アサイラムの問題も関係してくるという話をもっと詰めていただいて、連携を深めていただければと思います。	厚生労働省が所管する雇用状況届出制度では、「外交」・「公用」の在留資格を有する者及び特別永住者を除くすべての外国人について、事業主から雇用状況に関する事項を届け出ることとされています。入管庁では、厚生労働省と情報連携しており、この外国人雇用状況届出に係る情報を適正な在留管理を行うために活用しています。 また、警察庁、法務省及び厚生労働省と連携し、不法就労等外国人への対策に取り組んできたところ、令和３年３月から出入国在留管理庁が保有する在留管理情報と厚生労働省が保有する外国人雇用状況届出情報のオンライン連携を開始し、不法就労・偽装滞在の取締りなど、デジタル化が進む社会の状況に応じて、情報の収集・分析機能の強化にも取り組んでいます。 さらに、入管庁では、査証免除対象国を含め、不法就労や不法滞在の問題など出入国在留管理行政上の問題について情報を収集しており、これまで外務省に対しては、必要に応じてそのような情報を提供するなど、査証政策の面において緊密に連携してまいりました。今後におきましても、より良い査証政策の実現に資するよう、外国人の出入国在留管理等を所掌する立場から、外務省を含めた関係省庁と一層連携を深めて対処します。
26			力関係が大きく変わっているところ、なぜか駐日事務所と日本の関係というのは、いまだに一昔前の、国連の在り方がいかにも普遍的なプリンシプルであるかのような形に私には見えます。そうでなかったら後で謝りますけれども。なので、研修とかいう話も非常に重要なんですけれども、一方的なＨＣＲの、特に駐日事務所の考え方というものを余り１００％我々が受け入れるというよりは、むしろ相互に互恵関係を目指すという意味で、こちらからの情報提供も含めて有機的な融合を図っていくという必要があると思います。	UNHCRの意見を全て受け入れているものではございません。その上で、入管庁としては、ＵＮＨＣＲと結んだ協力覚書の下、難民調査官の調査の在り方についてケース・スタディを実施しており、対象事案に関する資料をＵＮＨＣＲに共有し、事案に即した詳細な検討・意見交換を行っています。
27			審査期間の短縮ということについて、これは川村先生が非常に具体性に富む提案をしてくださったので、もう本当に私は簡単にとどめますけれども、先ほどの特定活動との関連も含むとは思うんですけれども、とにかく仕事を続けたいという理由で何回も申請をして、しかも、要するに審査期間を長くさせるためだけに、例えば処分庁の招集とか書面審理の案件とか、結局出てきても、私も参与員をやっているので分かるんですけれども、本当にあなた、理由はそれだけですかと、それ以上何もありませんということになると、何のために来ているのかなとすごく不思議だったんですが、後々もしかしたら、邪推かもしれませんが、延ばすためだけにやっているのではないかという気がしないでもない。そういったのにどう対応するかは難しいと思うんですけれども、ちょっと考えていただければということと、もう一つは、ちょっと重要な案件だと思うんですが、時々裁判所の判断が入ってくるときがありますね。そうすると我々参与員側としても、裁判所の判断と、これから正規の審査請求手続で行っている判断の整合性をどう捉えたらいいのか、意思決定の重要性についてちょっと迷うときがあります。なので、将来的にそこはガイドラインを示していただくと有り難いなと思います。	審査期間の長期化について、入管庁においては、難民認定申請の処理期間を短縮するため、これまで累次にわたり、審査体制の強化や効率化を図ってきたところです。これに加えて、国籍別の主な申立て内容を踏まえた出身国情報の収集・活用や審査手法の見直しなどに取り組んでいるところであり、更なる処理促進に努めます。また、難民不認定処分取消訴訟等の裁判例については、審理に御活用いただけるよう、定期的に開催している難民審査参与員協議会等において、難民審査参与員に共有させていただいているところですが、御要望を踏まえ、どのような対応が可能か検討します。

第３回会合（難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について）のフォローアップ

28	32	佐久間委員	毎回繰り返し申し上げてしまうことになると思いますけれども、やはり羽田、そして東京入管の方で見せていただいた事務作業の関係、もう本当に机の周りに書類があって、というのがあります。やはり作業環境の関係で、職員の方々も毎日やられるとなると大変だと思いますので、ぜひこの作業環境、また増員を、これは国の方に訴えていかなければいけないんだと思いますけれども、ぜひ増員と、それから作業環境の整備、そしてまた研修、訓練の充実というのをしていただければというふうに考えております。	（増員） 適正な出入国在留管理行政を実現する上で、入管庁の体制整備は重要であると認識しております。 入管庁としては、これまでも体制整備に努めてきたところですが、出入国在留管理行政に求められる役割を適切に遂行するためにも、引き続き必要な体制整備に努めます。 （施設） 施設の狭あいは顕著であり、職員の適切な執務環境の確保が喫緊の課題であると認識しております。 引き続き、適切に業務を遂行するため、一部の部署の移転等、狭あいを解消するための様々な検討を行うとともに、施設の整備に必要な予算の確保に努めます。 （研修） 難民調査官の育成については、これまでもＵＮＨＣＲや外務省、大学教授など国際情勢等に関する専門的知識を有する方々に協力いただくなどして研修を実施してきたところです。こうした取組に加えて、令和５年の改正法成立後、新任の難民調査官を対象とした難民認定に係る調査に必要な特別の知識を修得させることを目的とした研修については、新たに研修日数を増やし、講義の内容を充実させるなどの取組を行っています。また、ケース・スタディ方式の研修を実施し、個別具体的な事案の検討を通じて、難民調査に必要な、より専門性の高い特別の知識及び技能を修得させる取組も行っています。その他、令和６年度以降、出身国情報の収集及び分析に特化した研修を実施しました。今後は、こうした研修を受講した難民調査官の意見や現場の要望も踏まえつつ、研修がより充実した内容となるよう改良し、審査の質の更なる向上に努めます。
29	32～33	冨高委員	難民調査官および難民審査参与員の増員や、更なる研修の充実などの体制の整備も重要だと思っています。また、「難民該当性判断の手引」の策定により、判断基準を明確化していくということではありますが、その実効性の検証もしっかり行っていくことが重要だと思います。	（増員） 適正な出入国在留管理行政を実現する上で、入管庁の体制整備は重要であると認識しております。 入管庁としては、これまでも体制整備に努めてきたところですが、出入国在留管理行政に求められる役割を適切に遂行するためにも、引き続き必要な体制整備に努めます。 （研修） 難民調査官の育成については、これまでもＵＮＨＣＲや外務省、大学教授など国際情勢等に関する専門的知識を有する方々に協力いただくなどして研修を実施してきたところです。こうした取組に加えて、令和５年の改正法成立後、新任の難民調査官を対象とした難民認定に係る調査に必要な特別の知識を修得させることを目的とした研修については、新たに研修日数を増やし、講義の内容を充実させるなどの取組を行っています。また、ケース・スタディ方式の研修を実施し、個別具体的な事案の検討を通じて、難民調査に必要な、より専門性の高い特別の知識及び技能を修得させる取組も行っています。その他、令和６年度以降、出身国情報の収集及び分析に特化した研修を実施しました。今後は、こうした研修を受講した難民調査官の意見や現場の要望も踏まえつつ、研修がより充実した内容となるよう改良し、審査の質の更なる向上に努めます。 また、難民審査参与員の研修については、令和５年に成立した改正入管法の附帯決議において、参与員に対して、必要な研修を行うこととされたことを踏まえ、国際情勢に関する専門家やＵＮＨＣＲに御協力いただき、本国情勢等に関する講演会を実施してきたところです。今後も、参与員の方のニーズを踏まえ、引き続き、必要な研修を行います。 （手引の効果測定） 御指摘を踏まえ、手引が現場の判断に与えた実効性のの点について、どういった検証ができるか検討します。
30			議論に当たっては、もう少しきめ細やかなデータが必要なのではないかと思っております。例えば、振り分け案件ごとの平均処理期間など、具体的にどの部分にどれだけの時間がかかっていて、それが改善可能かどうか、そういった観点からより細かく分析することが重要だと思います。今後の議論にあたっては、データの充実や実態の把握についても整備していただきたいと思っております。	御指摘のとおり、難民等認定手続のどの段階においてどの程度の時間がかかっているのかをデータとして取得することができれば望ましいと認識しております。もっとも、現在の審査手続の過程においては、全て紙ベースでの管理となっており、申請の受付日など特定の時点しかデータとして入力されておらず、個別の案件について、例えば申請からインタビューの設定・実施までどれくらいの期間を要したのかといったデータについて取得する手段がありません。今後、難民等認定手続のDX化を進める上で、いただいた御指摘を踏まえ、どのようなデータが取得できるようなシステムにすべきか検討します。
31			前回の視察では東京出入国在留管理局のみの参加でしたが、職員の方が厳しい環境の中で働いていらっしゃることに敬意の念を抱きつつ視察させていただきました。これから外国人労働者も含めてより多くの外国人の方が来日されると、その分、難民も含めて様々な課題が山積していくと思います。そういった意味では、国として予算をしっかり確保して入管行政の体制の増強を図っていくことが必要ですので、この点は強くお願いしたいと思います。	適正な出入国管理行政を実現する上で、入管庁の体制整備は重要であると認識しております。 入管庁としては、これまでも体制整備に努めてきたところですが、出入国管理行政に求められる役割を適切に遂行するためにも、引き続き必要な体制整備に努めます。
32	33	佐野委員	保護すべき人たちに対しては、難民という形でないにしろ、拾えつつあり、改善してきていると思っております。また、１９ページに審査期間の長期化というタイトルはついておりますが、基本的には短縮されてきており、改善している方向に進んでいるのではないかと思っています。 ただし、国際比較をしてみると、例えばヨーロッパ諸国では審査機関は６か月から１年程度でやっておりますし、また、人員についても、日本の難民調査官の人数は先進国の何分の１というような状況ですので、組織的な対応というのが必要だと思います。 先ほど川村委員からもありましたように、ボトルネックになっているのはどこなのかを明らかにしたり、経済目的と分かっている人に関しては、一定程度もう通らないということを早めに示していったりしないと、長期化していくということが続くと思うので、しっかりと早期に対策をたてる必要があるとに思っています。	我が国の難民認定制度においては、難民である可能性が高い申請者等の迅速な保護及び誤用・濫用的な申請の抑制を目的として、申請の段階で案件の振り分けを行い、振り分け結果に応じて迅速処理の対象とする等の措置を執っています。振分けは個々の申請書の記載内容等を踏まえて行った結果であり、誤用・濫用的な申請を含め、案件の適切な振分けを行うことが重要と考えています。そのためには、申請書の記載内容に加えて、申請者の国籍に応じた出身国情報を踏まえて判断する必要があり、出身国情報の充実が重要であると考えています。その中で、今般改めて特別に集計を行った結果、A案件及びB案件については制度の目的どおりに迅速に処理できていることが判明しました。今後も振り分けの運用状況の改善も含め適切に対応します。

別添１（項番２）

難民等と認定した事例等について

１　「難民」の定義

出入国管理及び難民認定法では、「難民」の定義について、「難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第１条の規定又は難民の地位に関する議定書（以下「議定書」という。）第１条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。」と規定しています（入管法第２条第３号）。

これら難民条約及び議定書上の難民（以下「条約難民」という。）の定義は、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するために国籍国の保護を受けることを望まないもの、及び、常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの」となっています（※）。

２　「補完的保護対象者」の定義

出入国管理及び難民認定法では、「補完的保護対象者」の定義について、「難民以外の者であって、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第１条Ａ（２）に規定する理由であること以外の要件を満たすものをいう。」と規定しています（入管法第２条第３号の２）。

３　難民該当性又は補完的保護対象者該当性の判断

入管法第６１条の２第１項に規定する難民の認定又は同条第２項に規定する補完的保護対象者の認定を申請した申請者が申し立てる「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」に係る本人の供述や提出資料等について、合理性はあるか、不自然さはないか、出身国に係る諸情報と整合するか否か等の観点から、申請者の申立ての信ぴょう性を判断した上で、その内容が条約難民の定義に該当するか否かの難民該当性又は補完的保護対象者の定義に該当するか否かの補完的保護対象者該当性を評価しています。なお、入管法第６１条の２第１項に規定する難民の認定を申請した場合には、補完的保護対象者の該当性についても判断しています。

４　人道配慮による在留許可

条約難民又は補完的保護対象者に該当するとは認められないものの、人道上の観点から我が国での在留を配慮する必要がある者については、個々の事案ごとに諸般の事情を勘案した上で、在留特別許可や在留資格変更許可を行うなどの法制度の運用を行っています。

我が国では、「条約難民としての認定」、「補完的保護対象者としての認定」のほか、こうした「人道配慮による在留許可」により、保護を行っているところです。

※　閣議了解等に基づいて受け入れている「定住難民」（昭和５３年から平成１７年まではインドシナ難民、平成２２年以降は第三国定住難民）は、「条約難民」とは異なります。

①難民と認定した事例及びその判断のポイント

1　「人種」及び「政治的意見」を理由として難民と認定された事例

【事例１】

（概要）

申請者は、本邦留学を終えて帰国したＡ族であること、本邦の日本語学校を卒業して帰国した際、本国Ｂ市公安局から、毎年夏休み及び冬休みに必ず本国に帰国するよう指示されたが、これに従わなかったところ、本国に一時帰国した際、空港において、特別警察官から尋問されたこと、地元の派出所において取調べを受け、旅券を取り上げられ愛国教育を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、Ｂ市公安局から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府はＡ族に対する抑圧を強化し、Ｃ地区に係る条例が施行されて以降、ほとんどのＡ族が旅券を回収されるなど、Ａ族に対する管理・監視の強化が進んだといわれている。また、本国政府から過激主義の影響を受けているとみなされた者らはＣ地区内の再教育施設に収容され、思想教育を受けるとされており、当該再教育施設では拷問などの非人道的扱いが行われ、収容中の死者も多数出ているとの報告も認められる。

申請者は、本邦での留学期間を終えた後に帰国し、本国の実家のあるＢ市に戻った際、同市公安局から、毎年夏休み及び冬休みに必ず帰国するように指示されたが、これに従わなかったところ、帰国した際、空港で特別警察官に連行され、身体検査や電子機器の中身の確認を受けるなどしたこと、申請者が地元の派出所に出頭したところ、愛国教育を受けることを強制され、半年後に帰国する旨の誓約書などの提出を強制されたこと、その後、申請者は上記誓約に従うことなく帰国していないということからすれば、申請者が帰国した場合、本国政府によって再教育施設に収容される蓋然性は高いと認められ、迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「人種」及び「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

2　「特定の社会的集団の構成員であること」を理由として難民と認定された

事例

【事例２】

（概要)

申請者は、同性愛者であること、本国において、両親から同性愛をやめなければ殺害するなどの脅迫を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、家族に殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においてＬＧＢＴの人々は、性的指向や性自認を理由に、家族を含む非国家主体から脅迫、暴力及び殺人等の対象とされるおそれに直面していること、同国には性自認に基づく差別を禁止する法律がなく、一般的に国家は、ＬＧＢＴの人々に対して効果的な保護を提供する意思はないことから、家庭内やその他の場で暴力や虐待を経験したＬＧＢＴの人々は法的な保護を受けられない上、警察や裁判所に行くには自己負罪のリスクが伴うこと、逮捕されたＬＧＢＴの人々は自白を引き出すために拷問や虐待を受け、公正な裁判を受ける権利を否定されていることなどが認められる。

申請者について、家族に自身が同性愛者であることを告白したところ、父から暴行を受けるとともに、殺害する旨脅迫されたことを鑑みれば、申請者が帰国した場合、申請者の性的指向を理由に、家族から何らかの危害を加えられる蓋然性は高く、また、当該危害について本国政府から効果的な保護を受けることも期待できない状況にあることが認められる。

さらに、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国国内のＬＧＢＴの人々は、国中で国家と社会の両方からの敵意に直面しており、合理的に移住できる場所は本国には存在しない可能性が高いとの諸情報もあり、国内避難が有効なものということはできない。

したがって、申請者は「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

３　「宗教」を理由として難民と認定された事例

【事例３】

（概要)

申請者は、本国において、Ａ教からＢ教に改宗したところ、Ａ教過激派グループのメンバーが本国の実家に来訪し、申請者を殺害する旨申請者の母を脅迫したことを申し立て、帰国した場合、Ａ教過激派グループに殺害される

おそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国全土において、複数のＡ教過激派組織によるテロ行為や民族間の紛争が頻発しており、本国軍とＡ教過激派等との間で激しい戦闘が生じているなど、治安が極めて悪化している状況が認められるほか、Ａ教過激派は、Ａ教の解釈に従わないとみなす人々を攻撃したり、Ｂ教徒を標的に誘拐や暴力的な嫌がらせを行ったりしていることなどが報告されている。

申請者から提出されたＢ教への改宗の事実を疎明する資料の内容等から、申請者の申立てには信ぴょう性が認められるところ、申請者の母から、Ａ教過激派グループのメンバーが申請者を殺害するため行方を捜していることを聞き、申請者が実家から転居した後も、Ａ教過激派グループのメンバーが申請者の実家に来訪し、申請者の母に対し、申請者を殺害する旨脅迫したということからすれば、申請者が帰国した場合、Ｂ教を信仰していることを理由にＡ教過激派グループ又はその他のＡ教過激派から標的とされる可能性は否定できない。

また、出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることができる状況にあるとは認められないことからすれば、国内避難が合理的な選択肢であるということもできない。

したがって、申請者は「宗教」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

４　「政治的意見」を理由として難民と認定された事例

【事例４】

（概要）

申請者は、本国において、野党Ａ党のＢ区域議会議員選挙の立候補者として選挙活動を行ったこと、警察官が自身の行方を捜しに職場を訪問したと聞いたこと、ＮＧＯ組織のメンバーとして反政府デモのリーダーを務めたところ、デモの参加者が警察官に対し、申請者が同デモのリーダーであると告げたことを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国では、野党活動家やデモ参加者に対する警察官等による過剰な実力行使や恣意的な逮捕・拘留が深刻な人権問題となっており、集会やデモを解散させる目的で過剰な武力行使が行われて

負傷者が出たり、政権に批判的な集会やデモに参加したものが多数逮捕されたりすることが繰り返され、身柄拘束中の暴行による死傷者も出ている状況であることが認められる。

申請者は政権批判の活動を率いる野党活動家として活動してきたと認められ、申請者に対し警察官による逮捕、事情聴取、探索等が度々行われてきたことに加え、本国の一般的情勢も併せ考慮すれば、申請者が本国に帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例５】

（概要）

申請者は、本国において、前政権の官公庁の職員として働いていたこと、ＳＮＳ上でＡ教過激派組織Ｂを批判する内容を投稿したことなどを申し立て、帰国した場合、Ａ教過激派組織Ｂに殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、Ａ教過激派組織Ｂは、前政権のために働いていた者やＡ教過激派組織Ｂに抵抗や反対をしたとみなした者等を標的にしてきたことが認められるところ、申請者の経歴を踏まえれば、申請者がＡ教過激派組織Ｂから標的とされる可能性は否定できず、帰国した場合、Ａ教過激派組織Ｂから迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例６】

（概要）

申請者は、音楽家であり、本邦において、自身が制作した政党Ａのキャンペーン・ソングがＳＮＳ上や本国全域で有名になったこと、政党Ａと対立関係にあり、軍を支持基盤とする政党Ｂの党員から、政党Ｂのキャンペーン・ソングの制作を依頼されたが、これを断ったこと、軍のクーデターを批判する内容の楽曲を制作し、同楽曲を自身のＳＮＳ上に投稿したことなどを申し立て、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、各地で活発化した抗議デモの参加者に対する軍・警察等の発砲によって一般市民の死傷者が生じるなど、本国情勢は引き続き不透明な状況にあることが認められるところ、申請者の活動を踏まえれば、申請者が帰国した場合、軍に敵対心を有しているものとして軍から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例７】

（概要）

申請者は、本国のＡ地域出身者であり、本国において教師として働き、Ａ地域の教師の権利を主張する平和的な抗議デモに参加したところ、出頭命令が出され、これに応じなかったことを理由に逮捕状が発付されたこと、自宅に政府軍の軍人が入ってきて性的暴行を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、政府軍に殺されたり収容されたりするおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の出身地であるＡ地域においては、分離主義者と政府軍の間で武力衝突が継続しているところ、同地域の女性が分離主義者に協力したり、分離主義者をかくまうなどの支援を行ったりした場合、政府軍による強姦被害に遭っていること、同地域に居住する女性は、そのような支援を行っていなかったとしても、行ったと政府軍にみなされた場合、政府軍から制裁として強姦など性的暴行の対象となる可能性があることが認められる。

申請者は、本国において、Ａ地域にあった自宅にいた際に、政府軍の軍人２人から性的暴行を受けているところ、大学卒業後、同地域に所在する学校で教師として働いたこと、同学校のリーダーとしてＡ地域の教師の権利を主張するためのデモに参加したこと、その後、出頭命令に応じなかったことを理由に申請者に逮捕状が発付されたことからすれば、申請者が反政府的な思想を有するものとみなされ、性的暴行を受けた可能性も十分に考えられる。このように政府軍から反政府的であるとみなされ、攻撃の標的にされた申請者が帰国した場合、軍人を含む本国政府関係者から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例８】

（概要）

申請者は、Ａ民族であり、Ｂ教Ｃ派を信仰している女性であること、ＳＮＳにＢ教過激派組織Ｄに対する強い批判を投稿していたこと、留学に必要な卒業証明書を取得するため文部科学省を訪れた際、Ｂ教過激派組織Ｄに連行され尋問を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、Ｂ教過激派組織Ｄから迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、Ｂ教過激派組織Ｄは、特定の外国の価値観を持つようになったとみなした者を含む、文化及び宗教上の道徳観に背くとみなした者等を標的にしていること、Ｂ教過激派組織Ｄ政権下では、本国を出国した者について、Ｂ教の価値観が欠けている、十分に良いＢ教徒ではないとみなしていることや、本国の女性について、家の外で働いたり、公的生活に参加したり、高等教育を受けたりすると、「西欧化された」とみなしている可能性があること、教育・就労の制限や男性の近親者がいない場合の出国が許されない等、制限が強化されていることが確認できる。

申請者の供述等によれば、申請者が就労していたこと及び就学の意思があることをＢ教過激派組織Ｄに把握されていることがうかがわれ、また、申請者が海外に留学していることなどを併せ鑑みれば、申請者がＢ教過激派組織Ｄの思想に反する者であるとして、Ｂ教過激派組織Ｄの標的とされる可能性は否定できず、帰国した場合、Ｂ教過激派組織Ｄから迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例９】

（概要）

申請者は、本国において、申請者の父が少数民族であるＡ族の武装勢力Ｂに加入していることに加え、申請者自身が、武装勢力Ｂの短期軍事訓練を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国において、軍と少数民族武装勢力との間で多数の衝突が生じているところ、特に、武装勢力Ｂの拠点である地

域においては、軍と武装勢力Ｂの戦闘が激化しており、多数の避難民が発生するなど、情勢の急激な悪化が認められる。

申請者の父は、武装勢力Ｂの司令官を務めていたところ、本国において、父の活動を理由に家族が拘束されたこと、申請者は、武装勢力Ｂの短期軍事訓練を受け、その後、地区の行政事務所に連行されて軍事訓練を受けた事実の有無について追及を受け、これを認めたところ警察官から暴行を受けたなどということからすれば、申請者が帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例１０】

（概要）

申請者は、本国において、前大統領の支持者として活動したところ、同活動を理由にＡ教過激派組織Ｂから出頭命令を受けたものの、これに応じずにＣ国へ渡航したこと、Ｃ国から強制送還された後、Ａ教過激派組織Ｂから再び出頭命令を受け、これに応じなかったところ、連行、拘束、暴行をされた上、その戦闘員になるよう脅迫されたことなどを申し立て、帰国した場合、Ａ教過激派組織Ｂに誘拐、処刑される、又はＡ教過激派組織Ｂの戦闘員にされるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、Ａ教過激派組織Ｂは、その支配する地域に居住する者について、Ｃ国への滞在歴を有するだけでＣ国のスパイとみなしていること、Ａ教過激派組織Ｂの反対派とみなした者に対し、定期的に治安事務所に出頭を求め、出頭しなかった場合に処罰している一方で、Ｃ国から帰国した者を戦闘員とするための収容キャンプを開設する等、Ｃ国からの帰国者を貴重な戦闘員とみなし、強制的に招集していることが認められる。

申請者は、Ａ教過激派組織Ｂからの出頭命令に応じなかったことで連行、拘束され、暴行を受けたこと、Ｃ国に滞在したことを非難され、Ａ教過激派組織Ｂの戦闘員になるよう脅迫されているものの応じていないことを理由に、Ａ教過激派組織Ｂから反対派とみなされている可能性は否定できず、申請者が帰国した場合、Ａ教過激派組織Ｂから拘束される可能性は高い。

また、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、本国政府とＡ教過激派組織Ｂとの衝突が長期にわたって継続しており、民間人にも多数の

死傷者が発生するなど、国内の治安及び人道状況の悪化が深刻化しているところ、一定程度和平に向けた動きも見られるものの、本国情勢は非常に不安定かつ流動的であること、さらに、本国全域で本国政府及びＡ教過激派組織Ｂのみならず、テロ組織など様々な勢力による強制失踪や殺人等の違法行為が横行していることが認められることからすれば、Ａ教過激派組織Ｂから標的とされた者について、現在も引き続き、本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例１１】

（概要）

申請者は、長男を本国政府の許可なく本国から脱出させたことなどを申し立て、帰国した場合、本国政府により、裁判なしに無期限に投獄されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、兵役等の国家奉仕が国民の義務となっているところ、国家奉仕を確保する手段として、厳格な出国管理政策をとっており、これに違反して不法に出国した者及びその家族については、政府に反対しているという政治的意見を有する者とみなされ、帰国後、恣意的な逮捕、拘禁等の対象となっていることが認められる。

申請者については、合法的に本国を出国したことが認められるものの、長男については、旅券や出国ビザを何度申請しても発給されなかったことから、これらを取得せずに不法に本国を出国している。さらに、申請者は、在日本国大使館で長男の旅券を申請したものの、同申請から相当の期間が経過しているにもかかわらず旅券が発給されていないことからすると、同申請により、長男の不法出国が本国政府の知るところとなり、本国政府が、不法出国をした長男及び不法出国を手助けしたと容易に推認できる申請者について、政府に反対しているという政治的意見を有する者として把握している可能性が高く、申請者が帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例１２】

（概要）

申請者は、本国において、官公庁Ａ省の職員として稼働していたところ、Ａ省の推薦を受けて本邦に留学し、留学期間を満了した後、復職することなく政治活動に参加したことを申し立て、帰国した場合、軍事政権又は警察に捕まり、刑務所に収容されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、抵抗勢力の攻勢を受けて、軍事政権下で稼働する公務員が離反する動きがみられる中で、軍事政権は、クーデター後に政治活動に参加してブラックリストに登録された公務員に対して、リストから外すことと引換えに職場復帰を求めるといった発表を行ったことなどが認められる。また、クーデター発生直後から公務員によって政治活動が継続されたことの結果として、軍事政権側に深刻な人手不足が発生していることが推測されるといった状況がある中で、申請者は、所属していたＡ省の代表として、同省の推薦を受けて本邦に留学していたものであり、このような特殊な背景を有する者が政治活動に参加した場合、同業の公務員に与える影響は小さくないといわざるを得ないことから、帰国した場合、軍事政権側から、政治活動への参加にとどまらず、他の公務員に対して政治活動を扇動したものとみなされ、解雇よりも上位の制裁として刑法犯として処罰を受ける可能性は否定し難く、申請者が帰国した場合、軍事政権から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例１３】

（概要）

申請者は、本国において、政府軍に所属しＡ教過激派組織Ｂと戦ったこと、ＳＮＳでＡ教過激派組織Ｂを批判する内容の投稿をしていたことを申し立て、帰国した場合、Ａ教過激派組織Ｂから迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、複数の紛争当事者が存在しているところ、これらの紛争当事者は、敵対勢力や特定の宗教集団のメンバーであると認識した人々を標的に、処罰するために恣意的な拘束と誘拐を行っていることが認められる。

申請者は、本国において、ＳＮＳにＡ教過激派組織Ｂを批判する内容を投稿するなどした結果密告され、自身の母がＡ教過激派組織Ｂ側の人物から威嚇射撃されたことを受け、自身がＡ教過激派組織Ｂの標的となっていると認識するに至ったものの、その後、自らＡ教過激派組織Ｂの対抗勢力である組織Ｃに加入しＡ教過激派組織Ｂとの戦闘に参加し続けていたことからすれば、既に政府軍を脱退したとしても、これまでの経歴を理由に、Ａ教過激派組織Ｂから、反対思想を持つ者とみなされている可能性は否定できず、申請者が帰国した場合、Ａ教過激派組織Ｂから危害を加えられる蓋然性は高い。

また、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、本国政府とＡ教過激派組織Ｂとの衝突が長期にわたって継続しており、民間人にも多数の死傷者が発生するなど、国内の治安及び人道状況の悪化が深刻となっているところ、一定程度和平に向けた動きも見られるものの、本国情勢は非常に不安定かつ流動的であること、本国全域で本国政府及びＡ教過激派組織Ｂのみならず、テロ組織など様々な勢力による強制失踪や殺人等の違法行為が横行していることが認められることからすれば、各紛争主体から標的とされた者について、現在も引き続き、本国政府による効果的な保護が期待できる状況にあるとは認められない。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

【事例１４】

（概要）

申請者は、本国において野党であるＡ党のサポーターとして活動したところ、警察官や軍の関係者に身柄を拘束され、政府の施設に収容されたこと、同施設から脱走した後、軍の関係者が本国の自宅に来訪したこと、申請者の妻が本邦から帰国した際、軍の関係者によって連れ去られたことなどを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府は、野党であるＡ党の党員にとどまらず、その支持者の活動を制限すべく、暴行、逮捕、拘留、集会の妨害等を繰り返していることが認められるところ、申請者に対して行われた身柄拘束についてもその一環といえ、申請者はＡ党のサポーターとして反政府活動を積極的に行っているものとして、本国政府に認知されているものと認められる。また、反政府活動をしていない妻が、帰国した際に軍の関係者に

連れ去られたことからもこれが裏付けられるところ、このような申請者が帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであり、条約難民に該当する。

5　「国連機関の保護が終止したこと（難民条約第１条Ｄ項後段）」を理由として難民と認定された事例

【事例１５】

（概要）

申請者は、自身の居住地であるＡ地域のＢ地区において、武装組織ＣとＤ国軍の軍事衝突によりＤ国軍の攻撃が激化し、多数のＥ人が死傷していることを申し立て、同地区に戻った場合、Ｄ国軍の攻撃によって死亡するおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者は、過去にＡ地域において救済事業機関Ｆの保護を受けていた者であるところ、救済事業機関Ｆの活動地域外に滞在しており、救済事業機関Ｆからの保護を受けていない者であることが認められることからすれば、条約難民に該当する。

②補完的保護対象者と認定した事例及びその判断のポイント

1　難民認定申請に対し、補完的保護対象者と認定した事例

【事例１】

（概要）

申請者は、①Ａ族である父とＢ族である母の間に生まれた者であること、本国において、Ａ族とＢ族が部族間の問題を抱えていることなどから、帰国した場合、Ａ族及びＢ族から殺害されるおそれがあること、また、②本国において、軍と準軍事組織である武装勢力Ｃの衝突により行われた空爆で、本国の申請者の自宅が倒壊したことなどを申し立て、帰国した場合、当該武力衝突に巻き込まれるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の上記①の申立てについては、本国情勢に対する漠然とした不安を述べているものであること、申請者は、これまでにＡ族又はＢ族から実際に迫害を受けたことはないことからすれば、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。

また、申請者の上記②の申立てについては、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「難民不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、軍と武装勢力Ｃとの間で戦闘が発生し、本国全土で死者が報告され、民間人を直接標的にした事件も発生するなど、無差別かつ常態的な戦闘が行われていることが認められる。

この点、上記戦闘による申請者の本国の居住地域における被害状況等を踏まえれば、申請者が上記戦闘に巻き込まれる可能性があり、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

また、上記戦闘の一方当事者が軍であることからすれば、本国政府として、上記戦闘を阻止できていない現状が認められ、申請者が国籍国による保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、軍及び武装勢力Ｃの戦闘により、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

【事例２】

（概要)

申請者は、①地元のＡ村が軍の支配下に置かれているところ、自身は軍事政権支持者ではなく、政党Ｂの支持者であることから、帰国した場合、軍から迫害を受けるおそれがあること、また、②本国において、内戦が起きているところ、地元のＡ村は軍の支配下に置かれており、住宅が焼かれ、軍に殺害された者がいることを申し立て、帰国した場合、軍の攻撃に巻き込まれるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の上記①の申立てについては、申請者の政治活動等の態様は、選挙時に投票をしたのみであり、申請者や本国の申請者の家族は軍に敵対する政治的意見を表明したり、行動をとったりしたことはないこと、上記事情を理由に、申請者や本国の申請者の家族が本国官憲から接触を受けたことはないことからすれば、上記①の申立てをもって、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。

また、申請者の上記②の申立てについては、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「難民不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の生活の拠点があったＡ村を含むＣ地域において、軍と反政府武装勢力の武力衝突が激化していること、軍が民間人を巻き込んだ攻撃を行っていることなどが認められる。

この点、申請者が申し立てる軍の攻撃によるＡ村の被害状況等を踏まえれば、申請者が軍からの攻撃に巻き込まれる可能性があり、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

加えて、本国の軍と反政府武装勢力の武力衝突が激化している地域においては、本国政府が武力衝突を抑止できているとは認められないため、国籍国の保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、軍からの攻撃に巻き込まれることを理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

【事例３】

（概要)

申請者は、①Ａ民族であること、本国において、Ａ民族を好ましく思わな

い武装グループがＡ民族を誘拐したり殺したりしていることなどから、帰国した場合、武装グループに殺害されたり、誘拐されたりするおそれがあること、また、②本国において、武装グループ同士の争いにより国中が混乱していること、Ｂ国軍が本国の武装勢力を支援していることなどを申し立て、帰国した場合、武装グループに殺害されたり、Ｂ国軍からひどい目に遭わされたりするおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の上記①の申立てについては、申請者自身は、Ａ民族であることを理由に武装グループから危害を受けたことはないことなどからすれば、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められない。

また、申請者の上記②の申立てについては、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「難民不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、紛争は依然として多面的で前線が複数あり、様々な国家・非国家主体間で展開されていて、かつ多数の地域的・国際的主体が関与しているところ、同国の多くの地域で政府による支配が拡大し、治安が相対的に改善されたにもかかわらず、治安面での成果はぜい弱であり、紛争及び不安定な情勢の継続によって一般市民に壊滅的影響が生じており、現在においても紛争が継続し、長期化している旨の報告が認められ、いくつかの地域ではテロ組織が依然として活発に活動していること、人権法の重大な違反・侵害及び国際人道法の違反が本国全土で続いているとの報告も認められる。

この点、申請者の本国の家族の避難状況等を踏まえれば、申請者が政府や反体制派等の武力を伴った争いに巻き込まれる可能性があり、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

加えて、上記紛争の一方当事者が本国政府であることからすれば、本国政府がこれらの民間人への被害を抑止できているとは認められないため、国籍国の保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、本国情勢により、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

2　補完的保護対象者認定申請に対し、補完的保護対象者と認定した事例

【事例４】

（概要）

申請者は、帰国した場合、Ａ国による本国への侵略によって迫害を受けるおそれがあるとして、補完的保護対象者認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報によると、Ａ国による本国への侵略が認められ、今なお、本国全土において攻撃のおそれがあるところ、申請者が当該侵略に伴う戦闘に巻き込まれて命を落とすなどといった可能性があり、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

加えて、これを本国政府として十分に阻止できていない現状が認められ、申請者が国籍国による保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、Ａ国による本国への侵略により、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

【事例５】

（概要）

申請者は、本国において、Ａ教過激派組織Ｂに拉致されて兵士にされそうになったこと、Ａ教過激派組織Ｃが本国を支配していることなどを申し立て、帰国した場合、Ａ教過激派組織ＢとＡ教過激派組織Ｃから危害を加えられるおそれがあるとして、補完的保護対象者認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、Ａ教過激派組織Ｃが暫定政権を発足させ統治を進める中、Ａ教過激派組織Ｂなどの過激派組織によるＡ教過激派組織Ｃの戦闘員に対する攻撃や、外国関連機関等を標的としたテロ・誘拐などが多発し、国内の混乱に乗じたテロ組織の活発化が認められるなど、本国情勢は極めて流動的かつ不安定な状況が続いていることが認められ、申請者がＡ教過激派組織Ｂなどによる武力衝突に巻き込まれて命を落とすなどといった可能性があり、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

加えて、上記のような本国情勢を踏まえると、申請者が国籍国による保護を受けられない状態にあることが認められる。

よって、申請者は、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

【事例６】

（概要）

申請者は、本国において、年齢が若いという理由で武装グループにより拉致・監禁され、強制労働に従事させられたり、暴行を受けて大けがを負ったりしたことなどを申し立て、帰国した場合、当該武装グループに殺害されるおそれがあるとして、補完的保護対象者認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、紛争は依然として多面的で前線が複数あり、様々な国家・非国家主体間で展開されていて、かつ多数の地域的・国際的主体が関与しているところ、同国の多くの地域で政府による支配が拡大し、治安が相対的に改善されたにもかかわらず、治安面での成果はぜい弱であり、紛争及び不安定な情勢の継続によって一般市民に壊滅的影響が生じており、現在においても紛争が継続し、長期化している旨の報告が認められ、いくつかの地域ではテロ組織が依然として活発に活動していること、人権法の重大な違反・侵害及び国際人道法の違反が本国全土で続いているとの報告も認められる。

この点、申請者の本国の家族が生活している地域における状況等を踏まえれば、申請者が政府や反体制派等の武力を伴った争いに巻き込まれる可能性があり、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあると認められる。

加えて、上記紛争の一方当事者が本国政府であることからすれば、本国政府がこれら民間人への被害を抑止できているとは認められないため、国籍国の保護を受けることができない状態が認められる。

よって、申請者は、本国情勢により、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると認められ、条約難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の理由であること以外の要件を満たすことから、補完的保護対象者に該当する。

③人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント

【事例１】

（概要）

申請者は、本国において、申請者の父がＡ地域の独立を求める組織Ｂの連絡調整役をしていたこと、申請者を含め、家族全員がＡ地域の独立を求める活動をしていたこと、申請者の父及び兄が政府関係者に殺害されたことを申し立て、帰国した場合、政府関係者に殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の本国の生活拠点であったＡ地域において、分離独立派と治安部隊の間の武力衝突により、一般市民の死亡・負傷事案が発生するなど、治安情勢が著しく悪化している状況が認められる。また、Ａ地域から、Ｃ地域等への国内避難民が多数発生していることが認められるところ、当該国内避難民について、経済的ぜい弱性から住居の確保さえも困難であるなどと報告されていることからすれば、申請者が帰国した場合、本国での生活には相当の困難を伴うと考えられる。

よって、申請者は、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例２】

（概要）

申請者は、今次２回目の難民認定申請であるところ、今次の難民認定申請において、本邦において、軍事政権に反対するデモに参加したこと、抵抗勢力Ａなどを支援するために個人的に寄附を行ったこと、ＳＮＳ上で軍を批判する内容の記事の投稿やシェアを行ったこと、在日民族組織Ｂに加入し活動を行ったことなどを申し立て、帰国した場合、軍事政権から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

しかしながら、出身国に係る諸情報を踏まえると、申請者の本国の生活拠点であったＣ地域において、軍と反政府武装勢力による武力衝突が発生していることが認められることからすれば、申請者が帰国した場合、軍と反政府武装勢力との間の武力衝突に巻き込まれる可能性は否定できない。

よって、申請者は人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

④難民等と認定しなかった事例及びその判断のポイント

1　迫害理由として「人種」を申し立てるもの

【事例１】

（概要）

申請者は、本国において、申請者がＡ民族であることを理由に職場で仲間外れにされたり、暴言を浴びせられたりしたこと、娘の夫の家族からＡ民族であることを理由に侮辱するようなことを言われたことなどを申し立て、帰国した場合､本国の民族主義グループから迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府はＡ民族の言語や文化を尊重する政策に取り組んでいることなどが認められること、申請者を迫害するものの一部は私人である本国の民族主義グループであるところ、本国においては刑法等の刑罰法令が整備され、警察等の治安維持に責任を負う組織が存在していることなどが認められること､本国政府が私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められず、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められないことからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

2　迫害理由として「宗教」を申し立てるもの

【事例２】

（概要）

申請者は、本国において、Ａ教からＢ教へ改宗したことを理由に、Ａ教の宗教的指導者である申請者のおじから殺害する旨の脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、申請者のおじや同人から指示を受けたＡ教の信者から殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは、Ａ教の宗教的指導者である申請者のおじ及びその信者であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国では、憲法で宗教の自由を認め、宗教的な差別を禁止していることなどが認められること、本国政府が私人及び宗教関係者による違法行為を

放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例３】

（概要）

申請者は、Ａ教Ｂ派教徒であり、本国の地元の村の隣村において、Ａ教Ｂ派の宗教パレードに参加したところ、地元の村の近郊の地域で活動する反Ｂ派過激派組織Ｃのメンバーと思われる者から、空に向けた銃による威嚇射撃を受けたこと、その後、殺害する旨の脅迫電話を受けたことを申し立て、帰国した場合、地元の村の近郊の地域で活動する反Ｂ派過激派組織Ｃのメンバーに殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは、特定地域の反Ｂ派過激派組織Ｃのメンバーであるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府が反Ｂ派過激派組織Ｃの関係者及び私人による違法行為を取り締まっていることなどが認められること、本国政府が反Ｂ派過激派組織Ｃの関係者及び私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例４】

（概要）

申請者は、Ａ教Ｂ派の信者であること、本国において、宗教上の対立が原因で、近所に住むＡ教Ｃ派の信者から脇腹を刺され、脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、Ａ教Ｃ派の信者から脅迫されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国に係る諸情報を踏まえると、本国の憲法は信教の自由を保障していることなどが認められる。また、申請者の申立てによれば、申請者を迫害す

るのは私人であるＡ教Ｃ派の信者であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府が私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められない。これらのことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

3　迫害理由として「政治的意見」を申し立てるもの

【事例５】

（概要）

申請者は、本国において、ＳＮＳ上で第三者が投稿した本国政府に批判的な記事をシェアするなどしたこと、警察官が本国の自宅を訪れたことから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、上記ＳＮＳ上の活動の態様は、本国政府に批判的な記事を複数回シェアしたなどというものであること、警察官が自宅を訪れたというものの、警察官は申請者に対して、政府批判をしないようにと注意しそのまま立ち去っていること、上記事情後、申請者は何ら問題なく自己名義旅券を行使して本国の出国手続を受けていることからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例６】

（概要）

申請者は、本国において、Ａ党の党員として選挙ポスターを貼るなどの選挙活動を行っていたところ、対立政党であるＢ党の支持者から暴行や殺害の脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、Ｂ党の支持者に殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは特定の政党の支持者であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府は政党関係者及び私人による違法行為を取り締まっていることなどが認められ、本国政府が私人

による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例７】

（概要）

申請者は、本国において、Ａ党の集会及び選挙キャンペーンに参加したところ、警察官が実家を訪れたことなどを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者は、上記いずれの集会及び選挙キャンペーンにも一般参加者として参加したこと、警察官が実家を訪れたというものの、警察官は、母に申請者が政治活動を行わないように注意し、そのまま立ち去っていること、上記事情後、申請者は何ら問題なく自己名義旅券を行使して本国の出国手続を受けていることからすれば、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例８】

（概要）

申請者は、本国において、Ａ党の下部組織のメンバーとして、Ｂ市内において、Ｃ党に反対する集会やデモに参加したり、メンバーの活動状況を上司に報告したりなどしたところ、Ｂ市内のＣ党の関係者から殺害の脅迫及び暴行を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、当該Ｃ党の関係者に殺害されるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは、特定地域のＣ党の関係者であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府は、政党関係者及び私人による違法行為を取り締まっていることなどが認められること、本国政府が政党関係者及び私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

4　その他の申立て

（1）私人間のトラブルを申し立てるもの

【事例9】

（概要）

申請者は、本国において、麻薬の密売人及び使用者の違法行為について警察に通報したところ、麻薬の密売人から脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、近所に住む麻薬の密売人及び使用者から監視され、不安が続くおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立ては、違法行為を警察に通報したことによる近隣住民とのトラブルであって､条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しない。また、申請者を迫害するのは私人であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては、刑法等の刑罰法令が整備され、警察等の治安維持を担う組織が存在していることなどが認められること、本国政府が私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例１０】

（概要）

申請者は、本国において、友人である債権者との間に借金をめぐる問題が生じていることを申し立て、帰国した場合、友人である債権者から危害を加えられるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立ては、友人である債権者との借金をめぐるトラブルであって、条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しない。また、申請者を迫害するのは私人であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国においては本国政府が私人による違法行為を取り締まっていることなどが認められること、本国政府が私人による違法行為を放置、助長、黙認するよ

うな特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例１１】

（概要）

申請者は本国において、事業に使用しているエリアで影響力のある裕福な人たちとの間で、事業をめぐる問題が生じていることを申し立て、帰国した場合、同エリアで影響力のある裕福な人たちから危害を加えられるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立ては、影響力のある裕福な人たちとの間の事業をめぐるトラブルであって、条約難民の要件であるいずれの迫害の理由にも該当しない。また、申請者を迫害するのは私人であるところ、出身国に係る諸情報を踏まえると、本国政府は私人による違法行為を取り締まっていることなどが認められること、本国政府が私人による違法行為を放置、助長、黙認するような特別な事情があるとは認められないことからすれば、申請者が本国政府から効果的な保護を受けることが期待できない状況にあるとは認められない。

よって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

（２）本邦で稼働することを希望するもの

【事例１２】

（概要）

申請者は、本邦において稼働して本国の家族の生活を支えたいとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張には、難民該当性及び補完的保護対象者該当性を基礎づける事情が含まれていないとしていずれについても「不認定」とされた。

（３）その他本邦への滞在を希望するもの

【事例１３】

（概要）

申請者は、本国の家族が経済的に困窮していること、本邦に居住するおじから経済的援助を受けたいことを申し立て、本邦でおじと一緒に生活したいとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張には、難民該当性及び補完的保護対象者該当性を基礎づける事情が含まれていないとしていずれについても「不認定」とされた。

【事例１４】

（概要）

申請者は、本国で再び大きな地震が起きた場合、建物の倒壊に巻き込まれて命を落とす危険があるため帰国したくないとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張には、難民該当性及び補完的保護対象者該当性を基礎づける事情が含まれていないとしていずれについても「不認定」とされた。

5　複数回申請

【事例１５】

（概要）

申請者は、今次２回目の難民認定申請であるところ、前回の難民認定手続と同様に、本邦において組織Ａに所属し、反政府活動をしていることを申し立て、帰国した場合、迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の主張は、前回の難民認定手続における主張と同旨であり、当該主張をもって、条約難民及び補完的保護対象者の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとしていずれについても「不認定」とされた。

別添２（項番４）

振分け別平均処理期間（令和６年・暫定値）

	総数	A案件	B案件	C案件	D案件	対象外
処理数	5,293	195	39	507	4,351	201
平均処理期間	22.3	10.1	6.3	21.0	20.0	89.3

※　案件の振分けは、平成２７年から実施しており、それ以前の申請については振分けの対象外。

※　平成２９年以前の申請については、振分け別の難民認定申請者数の統計をとっていないことから、算出困難のため対象外として集計。

出入国在留管理政策懇談会資料

第４回会合
（出入国管理について）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
ISA Immigration Services Agency

令和７年５月３０日
出入国在留管理庁

配布資料目次

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

●外国人入国者数・日本人出国者数等の推移---- Ｐ２・３

●国籍・地域別　外国人新規入国者数の推移---- Ｐ４

●空・海港別　外国人入国者数---- Ｐ５

●外国人の被上陸拒否者数---- Ｐ６

●空港での審査待ちを巡る状況（R6.12）---- Ｐ７

●2024年12月の外国人新規入国者数の動向（2019年・2023年同月比）---- Ｐ８

●出入国審査における基本的方向性---- Ｐ９

●上陸審査の流れ---- Ｐ１０

●円滑化の主な取組---- Ｐ１１～１５

・顔認証ゲート---- Ｐ１１

・バイオカート---- Ｐ１２

・共同キオスク---- Ｐ１３

税関・入管における「共同キオスク」の概要---- Ｐ１４

・クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化---- Ｐ１５

●厳格化の主な取組---- Ｐ１６～１７

・個人識別情報を活用した入国審査の実施---- Ｐ１６

・APIとPNRの水際対策への活用---- Ｐ１７

●電子渡航認証システム（JESTA）---- Ｐ１８

外国人入国者数・日本人出国者数等の推移

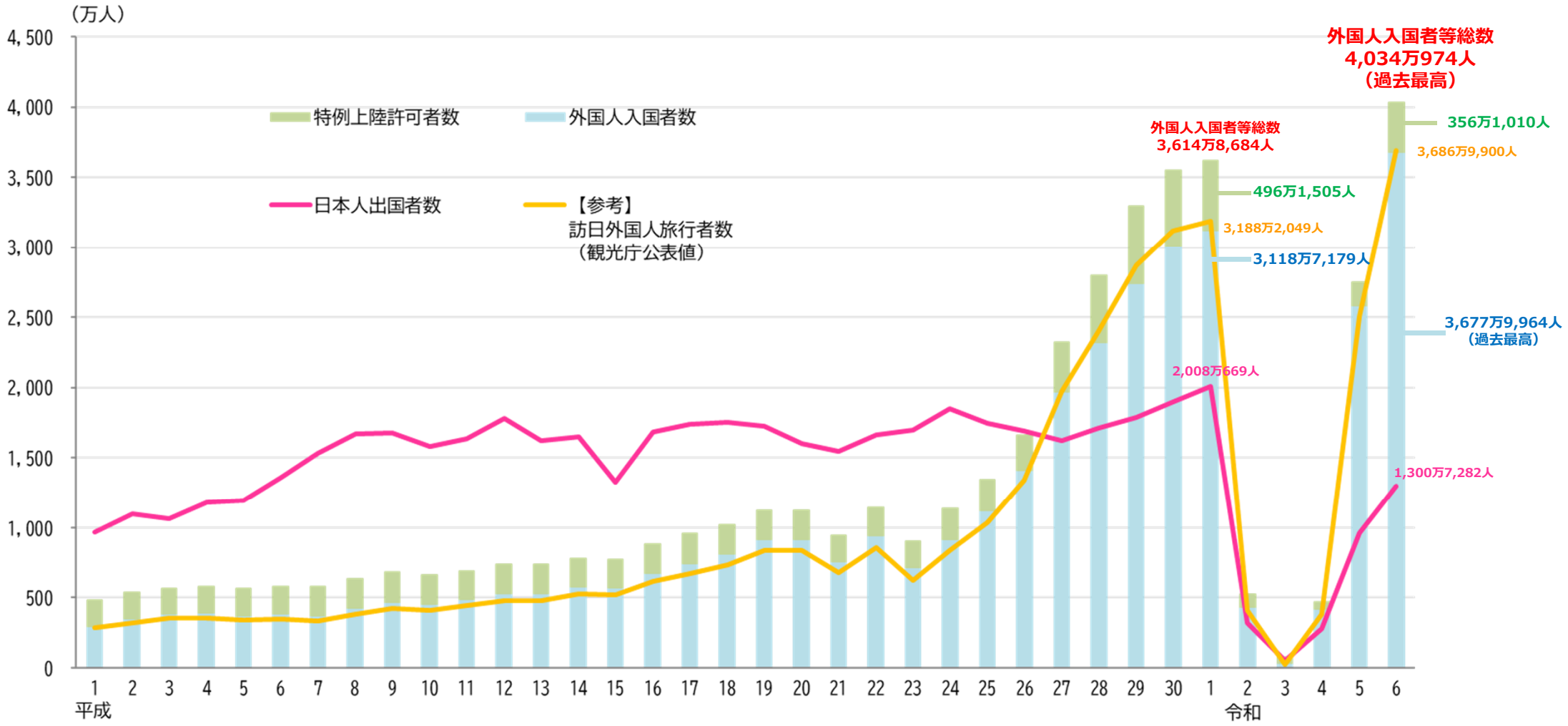

（注１）外国人入国者等総数とは、外国人入国者数及び特例上陸許可者数を合計した数です。

（注２）「訪日外国人旅行者数」（観光庁が公表）は、外国人入国者数から在留資格「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」による入国者数並びに特別永住者の入国者数を除き、その他の上陸許可のうち、船舶観光上陸許可、寄港地上陸許可及び通過上陸許可を受けた者の数を加えたものです。

（注３）「特例上陸許可」とは、我が国への入国時に在留資格を受ける上陸許可ではない、「船舶観光上陸許可」、「寄港地上陸許可」、「通過上陸許可」、「乗員上陸許可」、「緊急上陸許可」、「遭難上陸許可」及び「一時庇護のための上陸許可」のことです。

外国人入国者数・日本人出国者数等の推移

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

（人）

	Ⓐ 外国人入国者等総数（Ⓐ＝Ⓑ＋Ⓒ）	対前年増減率（%）	Ⓑ 外国人入国者数（Ⓑ＝㋐＋㋑）	対前年増減率（%）	㋐ 新規入国	㋑ 再入国	Ⓒ 特例上陸許可者数	日本人出国者数	対前年増減率（%）	【参考】訪日外国人旅行者数（観光庁公表値）
平成元年	4,839,292		2,985,764		2,455,776	529,988	1,853,528	9,662,752		2,835,064
2	5,382,464	11.2	3,504,470	17.4	2,927,578	576,892	1,877,994	10,997,431	13.8	3,235,860
3	5,640,480	4.8	3,855,952	10.0	3,237,874	618,078	1,784,528	10,633,777	-3.3	3,532,651
4	5,762,063	2.2	3,926,347	1.8	3,251,753	674,594	1,835,716	11,790,699	10.9	3,581,540
5	5,627,493	-2.3	3,747,157	-4.6	3,040,719	706,438	1,880,336	11,933,620	1.2	3,410,447
6	5,763,742	2.4	3,831,367	2.2	3,091,581	739,786	1,932,375	13,578,934	13.8	3,468,055
7	5,758,828	-0.1	3,732,450	-2.6	2,934,428	798,022	2,026,378	15,298,125	12.7	3,345,274
8	6,319,186	9.7	4,244,529	13.7	3,410,026	834,503	2,074,657	16,694,769	9.1	3,837,113
9	6,815,756	7.9	4,669,514	10.0	3,809,679	859,835	2,146,242	16,802,750	0.6	4,218,208
10	6,593,407	-3.3	4,556,845	-2.4	3,667,813	889,032	2,036,562	15,806,218	-5.9	4,106,057
11	6,912,092	4.8	4,901,317	7.6	3,959,621	941,696	2,010,775	16,357,572	3.5	4,437,863
12	7,377,173	6.7	5,272,095	7.6	4,256,403	1,015,692	2,105,078	17,818,590	8.9	4,757,146
13	7,390,705	0.2	5,286,310	0.3	4,229,257	1,057,053	2,104,395	16,215,657	-9.0	4,771,555
14	7,812,764	5.7	5,771,975	9.2	4,646,240	1,125,735	2,040,789	16,522,804	1.9	5,238,963
15	7,704,629	-1.4	5,727,240	-0.8	4,633,892	1,093,348	1,977,389	13,296,330	-19.5	5,211,725
16	8,837,184	14.7	6,756,830	18.0	5,508,926	1,247,904	2,080,354	16,831,112	26.6	6,137,905
17	9,551,565	8.1	7,450,103	10.3	6,120,709	1,329,394	2,101,462	17,403,565	3.4	6,727,926
18	10,200,490	6.8	8,107,963	8.8	6,733,585	1,374,378	2,092,527	17,534,565	0.8	7,334,077
19	11,241,642	10.2	9,152,186	12.9	7,721,258	1,430,928	2,089,456	17,294,935	-1.4	8,346,969
20	11,226,089	-0.1	9,146,108	-0.1	7,711,828	1,434,280	2,079,981	15,987,250	-7.6	8,350,835
21	9,470,034	-15.6	7,581,330	-17.1	6,119,394	1,461,936	1,888,704	15,445,684	-3.4	6,789,658
22	11,415,786	20.5	9,443,696	24.6	7,919,726	1,523,970	1,972,090	16,637,224	7.7	8,611,175
23	9,051,112	-20.7	7,135,407	-24.4	5,448,019	1,687,388	1,915,705	16,994,200	2.1	6,218,752
24	11,376,790	25.7	9,172,146	28.5	7,549,998	1,622,148	2,204,644	18,490,657	8.8	8,358,105
25	13,420,333	18.0	11,255,221	22.7	9,554,415	1,700,806	2,165,112	17,472,748	-5.5	10,363,904
26	16,602,304	23.7	14,150,185	25.7	12,388,748	1,761,437	2,452,119	16,903,388	-3.3	13,413,467
27	23,216,206	39.8	19,688,247	39.1	17,796,147	1,892,100	3,527,959	16,213,789	-4.1	19,737,409
28	27,968,836	20.5	23,218,912	17.9	21,092,975	2,125,937	4,749,924	17,116,420	5.6	24,039,700
29	32,930,959	17.7	27,428,782	18.1	25,092,020	2,336,762	5,502,177	17,889,292	4.5	28,691,073
30	35,466,523	7.7	30,102,102	9.7	27,574,232	2,527,870	5,364,421	18,954,031	6.0	31,191,856
令和元年	36,148,684	1.9	31,187,179	3.6	28,402,509	2,784,670	4,961,505	20,080,669	5.9	31,882,049
2	5,226,568	-85.5	4,307,257	-86.2	3,581,443	725,814	919,311	3,174,219	-84.2	4,115,828
3	775,044	-85.2	353,119	-91.8	151,726	201,393	421,925	512,244	-83.9	245,862
4	4,680,614	503.9	4,198,045	1,088.8	3,423,531	774,514	482,569	2,771,770	441.1	3,832,110
5	27,482,154	487.1	25,830,810	515.3	23,751,693	2,079,117	1,651,344	9,624,158	247.2	25,066,350
6	40,340,974	46.8	36,779,964	42.4	34,015,766	2,764,198	3,561,010	13,007,282	35.2	36,869,900

国籍・地域別　外国人新規入国者数の推移

（人）

国籍・地域	令和元年（2019年）	令和２年（2020年）	令和３年（2021年）	令和４年（2022年）	令和５年（2023年）	令和６年（2024年）	構成比（%）	対前年増減率（%）	対令和元年増減率（%）
総数	**28,402,509**	**3,581,443**	**151,726**	**3,423,531**	**23,751,693**	**34,015,766**	**100.0**	**43.2**	**19.8**
韓国	5,339,079	432,707	5,500	952,743	6,810,987	8,629,184	25.4	26.7	61.6
台湾	4,520,610	647,424	1,917	317,293	4,073,135	5,694,938	16.7	39.8	26.0
中国	7,424,274	836,088	19,374	155,702	1,997,492	5,485,052	16.1	174.6	-26.1
米国	1,636,631	202,096	13,631	302,382	2,004,203	2,665,697	7.8	33.0	62.9
中国〔香港〕	2,158,819	318,793	693	254,479	2,029,811	2,557,150	7.5	26.0	18.5
タイ	1,297,092	214,904	2,271	191,611	981,323	1,129,625	3.3	15.1	-12.9
オーストラリア	597,442	139,417	2,824	84,796	604,932	907,711	2.7	50.1	51.9
フィリピン	571,685	96,281	5,405	113,221	584,825	767,366	2.3	31.2	34.2
シンガポール	484,057	53,827	550	130,211	587,401	683,392	2.0	16.3	41.2
カナダ	354,894	50,181	3,122	52,810	418,563	567,469	1.7	35.6	59.9
マレーシア	483,485	72,584	1,228	69,778	405,925	492,086	1.4	21.2	1.8
インドネシア	390,645	71,570	2,741	106,178	401,876	478,973	1.4	19.2	22.6
英国	393,929	45,555	5,949	51,554	308,688	421,124	1.2	36.4	6.9
フランス	314,649	37,254	4,348	45,983	264,244	369,357	1.1	39.8	17.4
ベトナム	353,633	90,876	24,623	163,789	330,721	335,470	1.0	1.4	-5.1
ドイツ	217,166	26,181	3,853	41,654	221,011	305,620	0.9	38.3	40.7
イタリア	156,027	12,106	2,782	21,440	148,026	224,001	0.7	51.3	43.6
インド	137,551	14,499	1,867	34,427	133,983	192,603	0.6	43.8	40.0
スペイン	125,157	10,247	2,337	14,138	112,637	178,400	0.5	58.4	42.5
メキシコ	68,679	8,898	986	8,387	92,946	149,426	0.4	60.8	117.6
中国〔その他〕	117,738	11,860	23	1,304	73,445	120,805	0.4	64.5	2.6
ニュージーランド	88,959	14,850	1,084	10,913	76,481	111,721	0.3	46.1	25.6
オランダ	75,713	7,714	1,586	11,248	72,812	100,873	0.3	38.5	33.2
ロシア	110,973	19,374	2,569	8,844	38,170	91,410	0.3	139.5	-17.6
ブラジル	57,298	8,824	4,002	16,082	55,035	88,137	0.3	60.1	53.8
ネパール	22,798	5,595	1,554	47,611	50,368	73,770	0.2	46.5	223.6
スイス	51,765	5,537	1,177	8,310	52,015	70,363	0.2	35.3	35.9
英国〔香港〕	78,105	19,184	74	11,958	63,369	70,266	0.2	10.9	-10.0
ポーランド	36,662	3,531	1,137	5,167	39,515	62,421	0.2	58.0	70.3
ミャンマー	23,190	7,624	1,435	21,452	39,641	60,164	0.2	51.8	159.4
その他	713,804	95,862	31,084	168,066	678,113	931,192	2.7	37.3	30.5

（注１）「中国〔香港〕」は、中国国籍を有する者で、香港特別行政区旅券（ＳＡＲ旅券）を所持する者をいいます（有効期間内の旧香港政庁発給身分証明書を所持する中国国籍者を含む。）。

（注２）「中国〔その他〕」は、中国国籍を有する者で、中国及び香港特別行政区を除く政府（例えば、マカオ特別行政区）が発給した身分証明書等を所持する者をいいます。

（注３）「英国〔香港〕」は、香港の居住権を有する者で、英国政府が発給した英国海外市民旅券（ＢＮＯ旅券）を所持する者をいいます。

（注４）表の各項目における構成比（%）は、表示桁数未満を四捨五入してあるため、内訳の合計は必ずしも100.0%となりません。

空・海港別　外国人入国者数

（人）

	令和６年（2024年）総数	構成比（%）	外国人入国者数	特例上陸許可者数	船舶観光上陸許可者数	寄港地上陸許可者数	通過上陸許可者数	乗員上陸許可者数	その他の特例上陸許可者数
総数	**40,340,974**	**100.0**	**36,779,964**	**3,561,010**	**1,256,518**	**33,715**	**9,614**	**2,260,676**	**487**
空港	37,152,814	92.1	36,217,962	934,852	0	33,715	9,609	891,339	189
成田	11,228,083	27.8	10,894,962	333,121	0	12,686	5,128	315,234	73
関西	9,626,366	23.9	9,457,919	168,447	0	445	87	167,898	17
羽田	6,565,520	16.3	6,258,927	306,593	0	20,536	4,370	281,609	78
福岡	3,448,228	8.5	3,416,860	31,368	0	5	0	31,361	2
新千歳	1,709,957	4.2	1,677,971	31,986	0	0	0	31,983	3
中部	1,593,410	3.9	1,546,131	47,279	0	42	24	47,211	2
那覇	1,367,833	3.4	1,364,469	3,364	0	1	0	3,361	2
その他	1,613,417	4.0	1,600,723	12,694	0	0	0	12,682	12
海港	3,188,160	7.9	562,002	2,626,158	1,256,518	0	5	1,369,337	298
博多	648,561	1.6	111,397	537,164	371,652	0	0	165,498	14
那覇	455,202	1.1	6,639	448,563	318,630	0	0	129,882	51
長崎	309,401	0.8	28,861	280,540	189,597	0	0	90,939	4
佐世保	187,295	0.5	8,987	178,308	126,123	0	0	52,180	5
比田勝	178,205	0.4	178,192	13	0	0	0	13	0
その他	1,409,496	3.5	227,926	1,181,570	250,516	0	5	930,825	224

（注１）「特例上陸許可」とは、我が国への入国時に在留資格を受ける上陸許可ではない、「船舶観光上陸許可」、「寄港地上陸許可」、「通過上陸許可」、「乗員上陸許可」、「緊急上陸許可」、「遭難上陸許可」及び「一時庇護のための上陸許可」のことです。

（注２）「船舶観光上陸許可」は、出入国在留管理庁長官が指定するクルーズ船（指定旅客船）に乗っている外国人が、観光のため上陸する場合に、当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間７日又は３０日を超えない範囲内で与えられるものです。「船舶観光上陸許可」には、一次の許可と数次の許可があり、この資料において公表している数値は、これらの許可を受けた者の数です。

（注３）「寄港地上陸許可」は、我が国を経由して他の国に行こうとする外国人が、乗り継ぎの際、買物や休養等のために寄港地（空港又は海港）の近くに一時的に上陸する場合に、７２時間の範囲内で与えられるものです。

（注４）「通過上陸許可」は、我が国の２つ以上の出入国港に寄港する船舶に乗っている外国人が、１つの寄港地で上陸し、陸路で移動しながら観光した後、他の出入国港で同じ船舶に帰船して出港する場合、あるいは、我が国を経由して他の国へ行こうとする外国人乗客が、乗ってきた船舶・航空機の寄港地で上陸し、その周辺の他の出入国港から他の船舶・航空機で出国する場合に、それぞれ１５日又は３日の範囲内で与えられるものです。

（注５）「乗員上陸許可」は、船舶等に乗っている外国人乗員が、乗換えや休養等の目的で寄港地に一時的に上陸する場合に、７日又は１５日の範囲内で与えられるものです。「乗員上陸許可」には、一次の許可と数次の許可があり、本資料において公表している数値は、これらの許可を受けた者の数です。

（注６）「緊急上陸許可」は、船舶等に乗っている外国人乗客及び乗員の緊急事態に迅速に対処するもので、これら外国人が、病気、負傷等の身体上の事故の治療等を受けるために緊急に上陸する必要がある場合に、その事由がなくなるまでの期間与えられるものです。

（注７）「遭難上陸許可」は、船舶等の遭難、不時着等により、これらに乗っていた外国人の救護その他の緊急の必要がある場合に３０日の範囲内で与えられるものです。

（注８）「一時庇護のための上陸許可」は、船舶等に乗っている外国人が、（１）難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により、その生命、身体又は身体の自由を害されるおそれのあった領域から逃れて、本邦に入った者又は（２）迫害を受けるおそれのあった領域から逃れて、本邦に入った者（（１）に該当する者を除く。）で、かつ、その外国人を一時的に上陸させることが相当であると思われる場合に与えられるものです。

（注９）この表における「その他の特例上陸許可」は、「緊急上陸許可」、「遭難上陸許可」及び「一時庇護のための上陸許可」の合計です。

外国人の被上陸拒否者数

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議の申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などをいう。

国籍・地域別被上陸拒否者数の推移

（人）

国籍・地域別＼年別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	構成比（注1）	対前年増減率	上陸申請者数（注2）	上陸申請者比
総数	10,647	1,911	156	1,592	6,133	7,879	100.0%	28.5%	36,821,558	0.02%
タイ	1,398	341	3	372	1,464	1,415	18.0%	−3.3%	1,175,449	0.12%
中国	3,765	262	36	56	273	802	10.2%	193.8%	6,598,557	0.01%
スリランカ	434	18	4	79	490	686	8.7%	40.0%	54,379	1.26%
インド	133	19	5	40	384	647	8.2%	68.5%	247,386	0.26%
パキスタン	393	144	12	25	561	645	8.2%	15.0%	30,993	2.08%
インドネシア	584	113	0	73	503	612	7.8%	21.7%	524,883	0.12%
トルコ	925	204	1	289	453	382	4.8%	−15.7%	64,703	0.59%
韓国	375	125	18	100	293	382	4.8%	30.4%	9,025,017	0.00%
ネパール	131	23	4	21	317	339	4.3%	6.9%	117,368	0.29%
バングラデシュ	112	63	6	39	319	326	4.1%	2.2%	27,802	1.17%
その他	2,397	599	67	498	1,076	1,643	20.9%	52.7%	18,955,021	0.01%

理由別被上陸拒否者数

（人）

理由別＼年別	令和4年	令和5年	令和6年	構成比（注1）
入国目的に疑義のある事案	1,118	5,072	6,607	83.9%
上陸拒否事由該当事案	152	493	520	6.6%
有効な査証等を所持していない事案	27	63	93	1.2%
不法入国容疑で退去強制手続を執った事案	0	16	14	0.2%
その他の事案	295	489	645	8.2%
総数	1,592	6,133	7,879	100.%

港別被上陸拒否者数の推移（上位５港）

（人）

令和4年		令和5年		令和6年		
						構成比（注1）
成田空港	974	成田空港	3,789	成田空港	4,019	51.0%
羽田空港	282	羽田空港	885	羽田空港	1,385	17.6%
関西空港	223	関西空港	713	関西空港	953	12.1%
福岡空港	52	中部空港	331	中部空港	871	11.1%
中部空港	35	福岡空港	246	福岡空港	331	4.2%
その他	26	その他	169	その他	320	4.1%
総数	1,592	総数	6,133	総数	7,879	100.0%

（注１）表の構成比（%）は表示桁数未満を四捨五入しているため、その合計は必ずしも総数とは一致しません。
（注２）一般上陸許可を受けた者の数、寄港地上陸許可を受けた者の数及び被上陸拒否者数の合計です。

空港での審査待ち時間を巡る状況（R6.12）

1　外国人新規入国者数の動向

◆ 外国人新規入国者数は、2024年（令和６年）12月に331万人を越え、１か月間としては過去最高を記録。

◆ 同年12月の７大空港での外国人新規入国者数は約311万人、コロナ前の2019年同月比で**+41.9%**、前年同月比で**+24.1%**と大幅な増加を記録。

◆ 特に、新千歳・成田・羽田・関西・福岡・那覇は増加傾向が顕著。

外国人新規入国者数　（人）

	新千歳空港	成田空港	羽田空港	関西空港	福岡空港	那覇空港
2019年12月	181,166	693,588	318,056	610,897	148,906	102,986
2023年12月	163,664	763,456	422,487	694,028	274,232	87,715
2024年12月	234,835	944,159	519,645	851,542	299,551	126,701
コロナ前の2019年同月比増加率	29.6%	36.1%	63.4%	39.4%	101.2%	23.0%
対前年同月比増加率	43.5%	23.7%	23.0%	22.7%	9.2%	44.4%

2　審査待ち時間の状況

◆ 同年12月の７大空港における審査**待ち時間20分以内の達成率は、外国人新規入国者数の増加を背景に、全体で「66%」とコロナ前の2019年同月比で▲14pを記録。**

◆ **同月の最長審査待ち時間は、最大で「79分」を記録するなど60分越えも時折発生。航空機の到着時間が当初予定よりも前後し、到着便が輻輳することに**より、入国審査を受ける乗客が一度に集中して、審査に時間がかかることが主たる要因。

2024年12月の外国人新規入国者数の動向（2019年･2023年同月比）

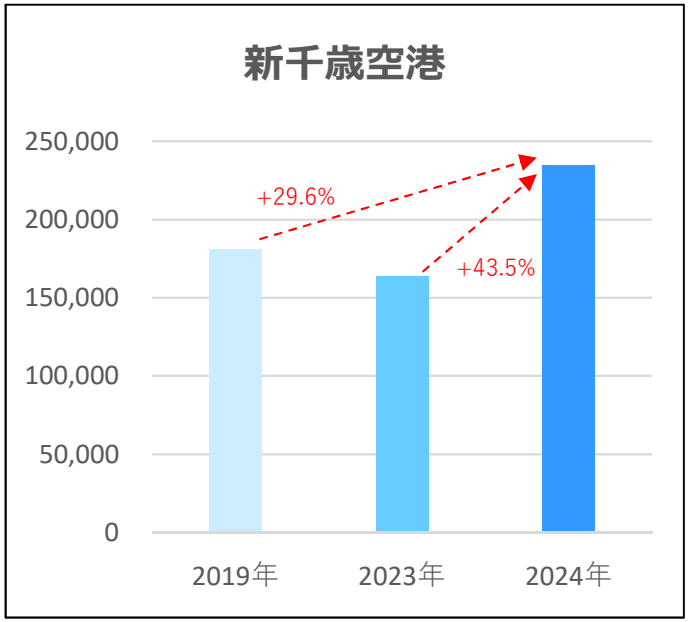

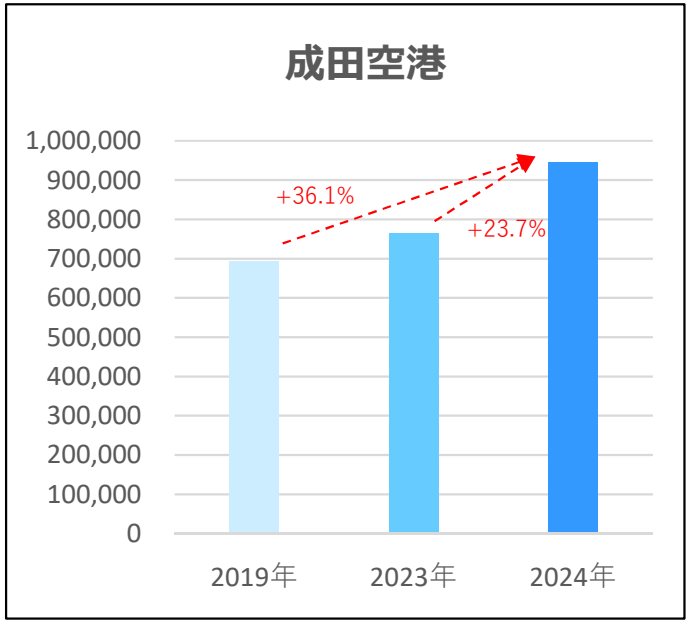

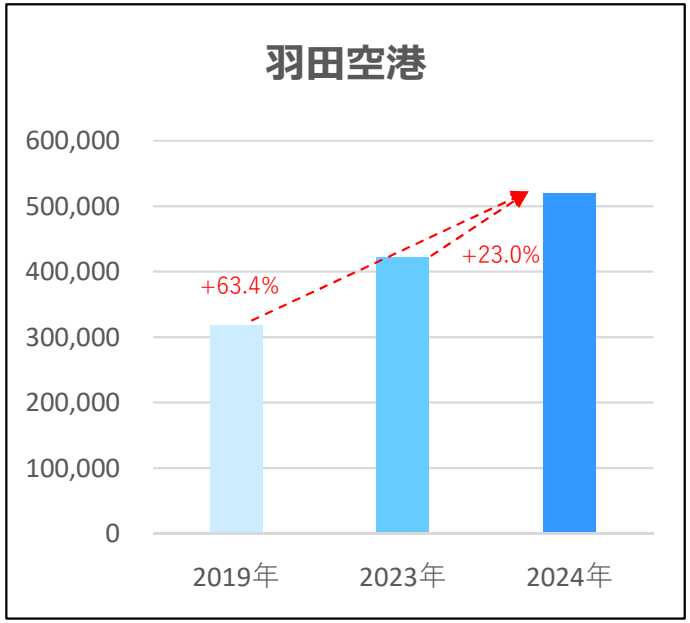

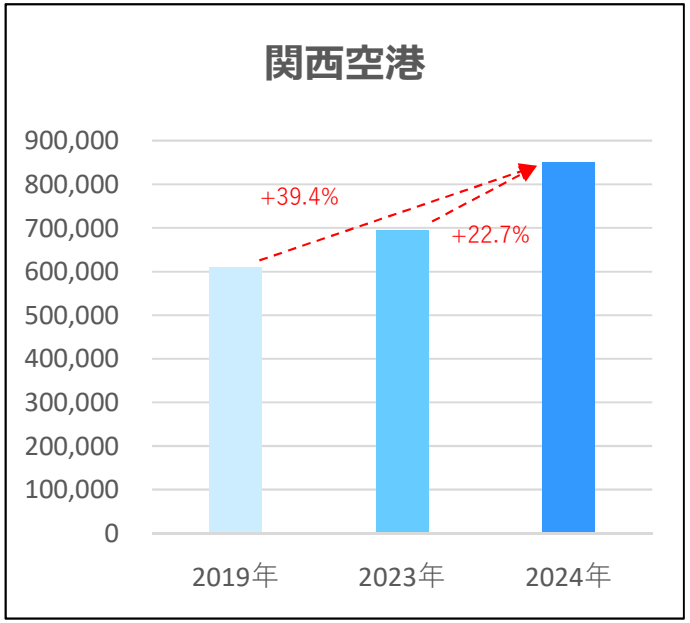

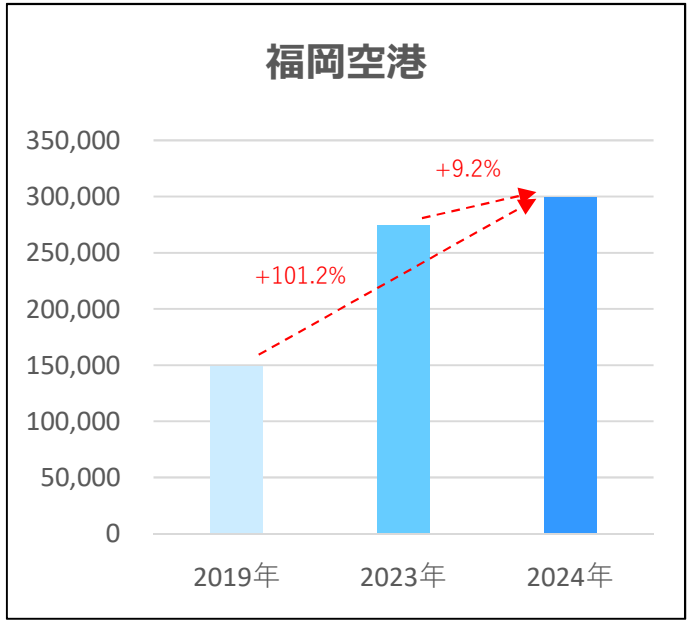

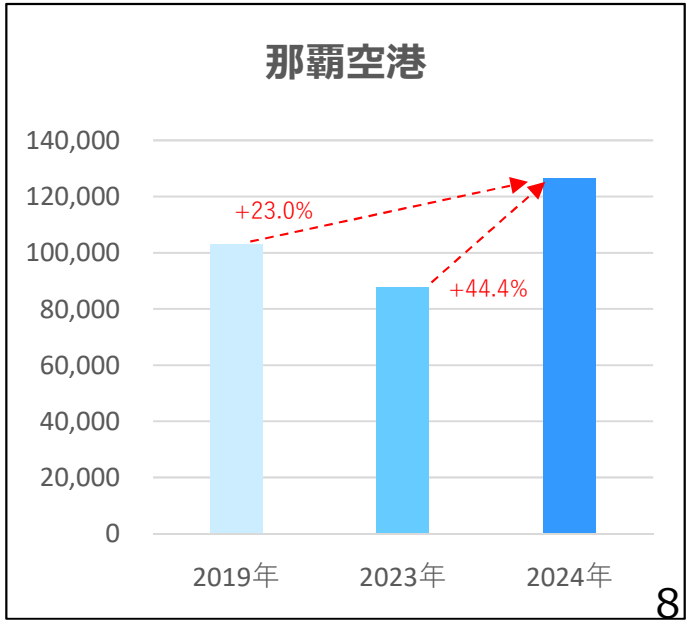

出入国審査における基本的方向性

「2030年に訪日外国人旅行者6，000万人」に向けて、テロの未然防止対策や増加する訪日観光客等に対する円滑な入国審査を求める要請に的確に対応するため、出入国審査の厳格化と円滑化を両立させながら、DX等を通じて高度化させていく。

円滑化

訪日外国人旅行者数の急増に対する
審査待ち時間の縮減を図ることが必要

円滑化の主な取り組み

- 顔認証ゲート
- バイオカート
- 共同キオスク
- クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続きの円滑化

厳格化

テロリスト等出入国管理上
のリスクの高い者の入国を確実に水際で防止することが必要

厳格化の主な取り組み

- 個人識別情報の活用
- API（事前旅客情報）の活用
- PNR（乗客予約記録）の活用

電子渡航認証制度（日本版ESTA）

上陸審査の流れ

【API及びPNRの活用等】

●旅客が日本に到着する前から、航空会社から以下を取得
・API（事前旅客情報）
・PNR（乗客予約記録）

●関係機関からテロリスト等の情報を取得

⇒旅客が日本に到着する前に、これら情報の分析などを行った上で、上陸審査時に活用

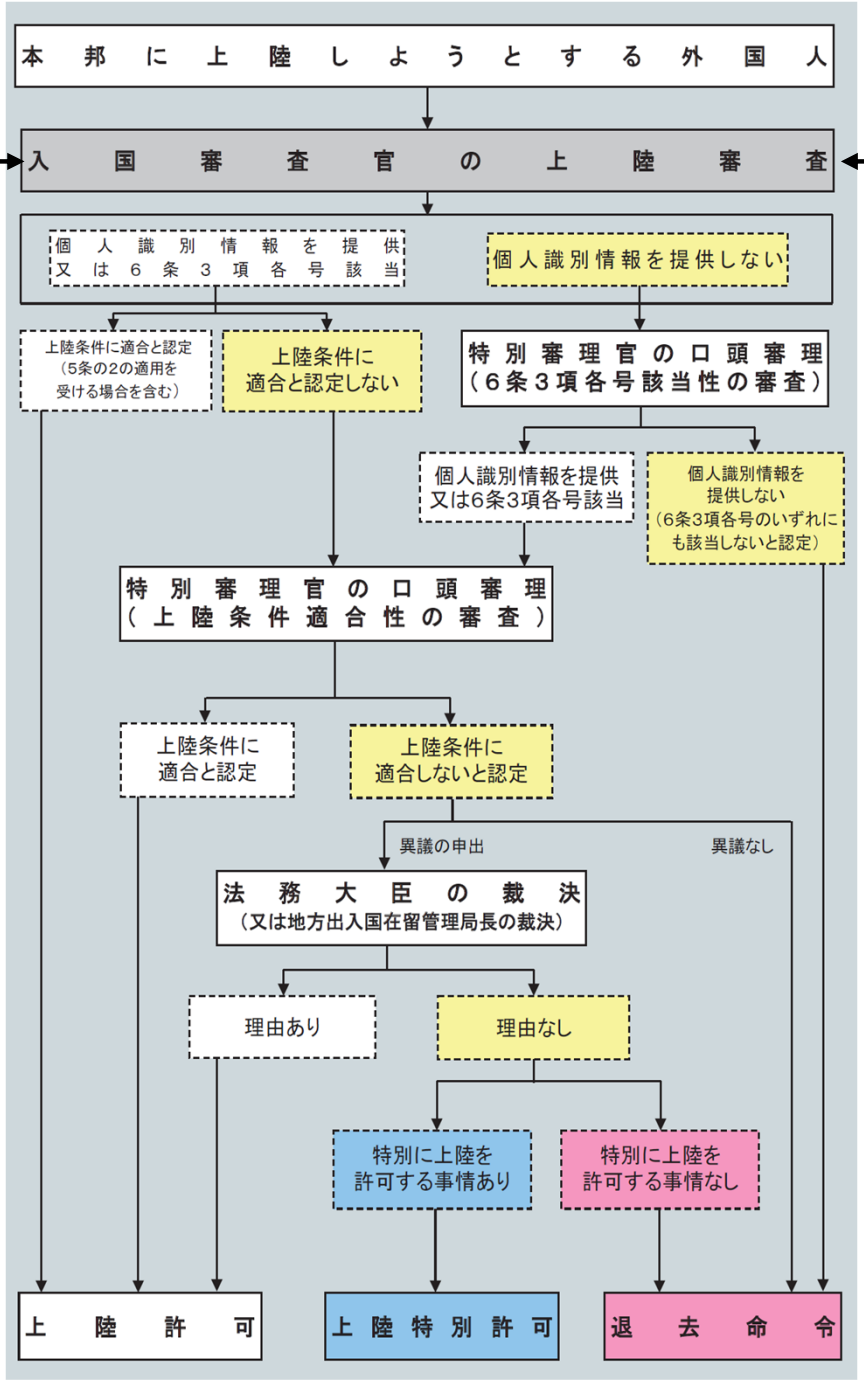

【個人識別情報の活用等】

●指紋の取得
（→被退去強制者等の指紋画像要注意人物リストと照合）

●顔写真の取得
（→関係機関から提供されたテロリスト等の顔画像要注意人物リストと照合）

●旅券の確認
（→ICPO紛失・盗難旅券データベースと照合）

⇒これらの照合結果については、上陸審査時に活用

円滑化の主な取組①　～顔認証ゲート～



対象：　日本人（出国、帰国）

外国人（出国する観光客等）

◆　入国審査官による対面手続を経ることなく、機械で手続が完結
→　出国審査を行っていた入国審査官を上陸審査等に従事させることが可能

◆　証印の省略
→　旅券の査証欄（スタンプを押すページ）も節約可能

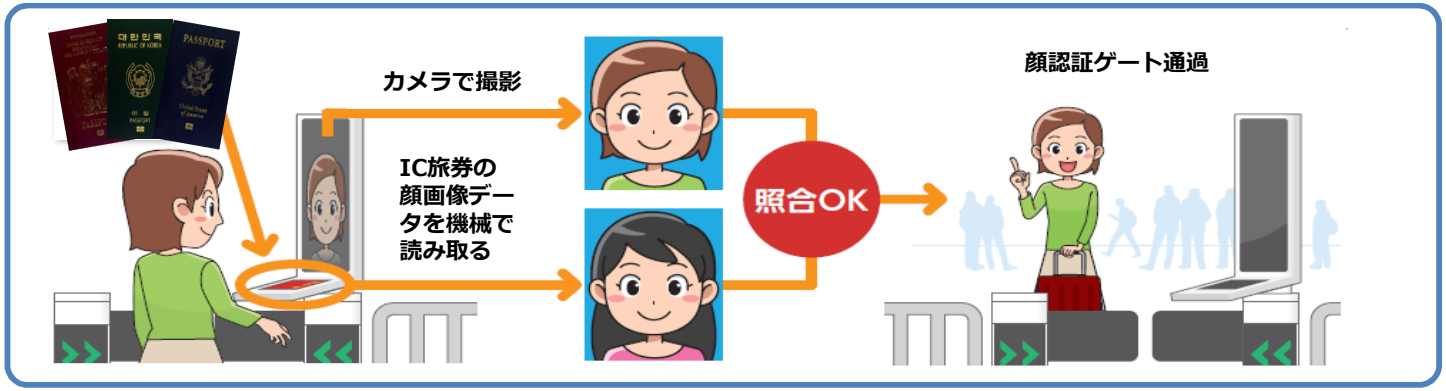

円滑化の主な取組②　～バイオカート～

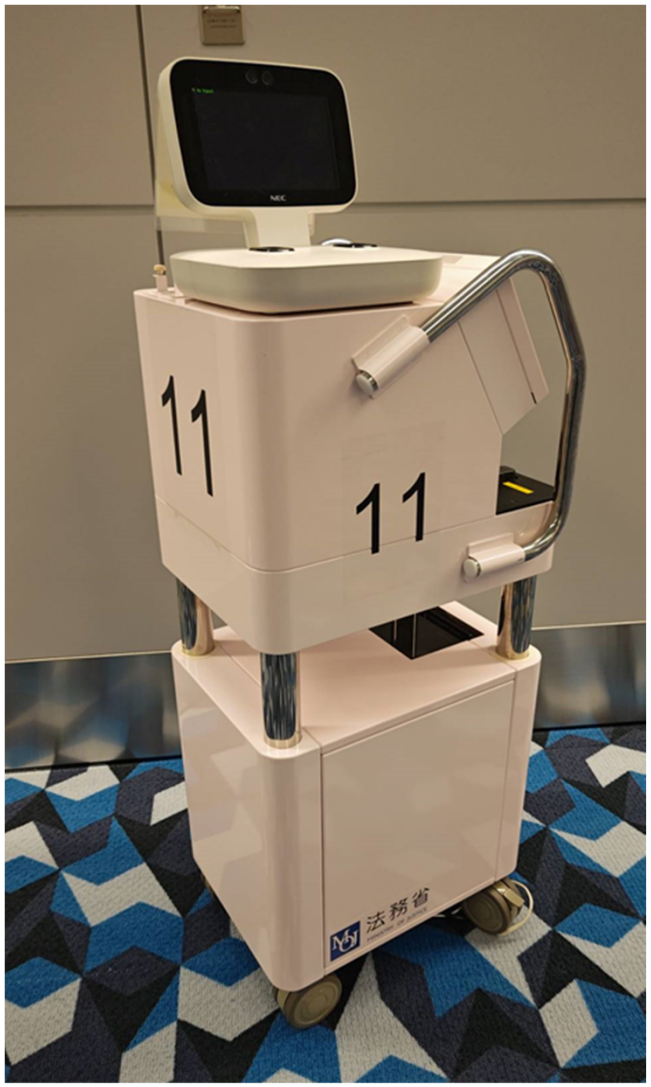

対象：　新規入国する外国人

◆　審査待ち時間を有効活用して指紋・顔写真を取得

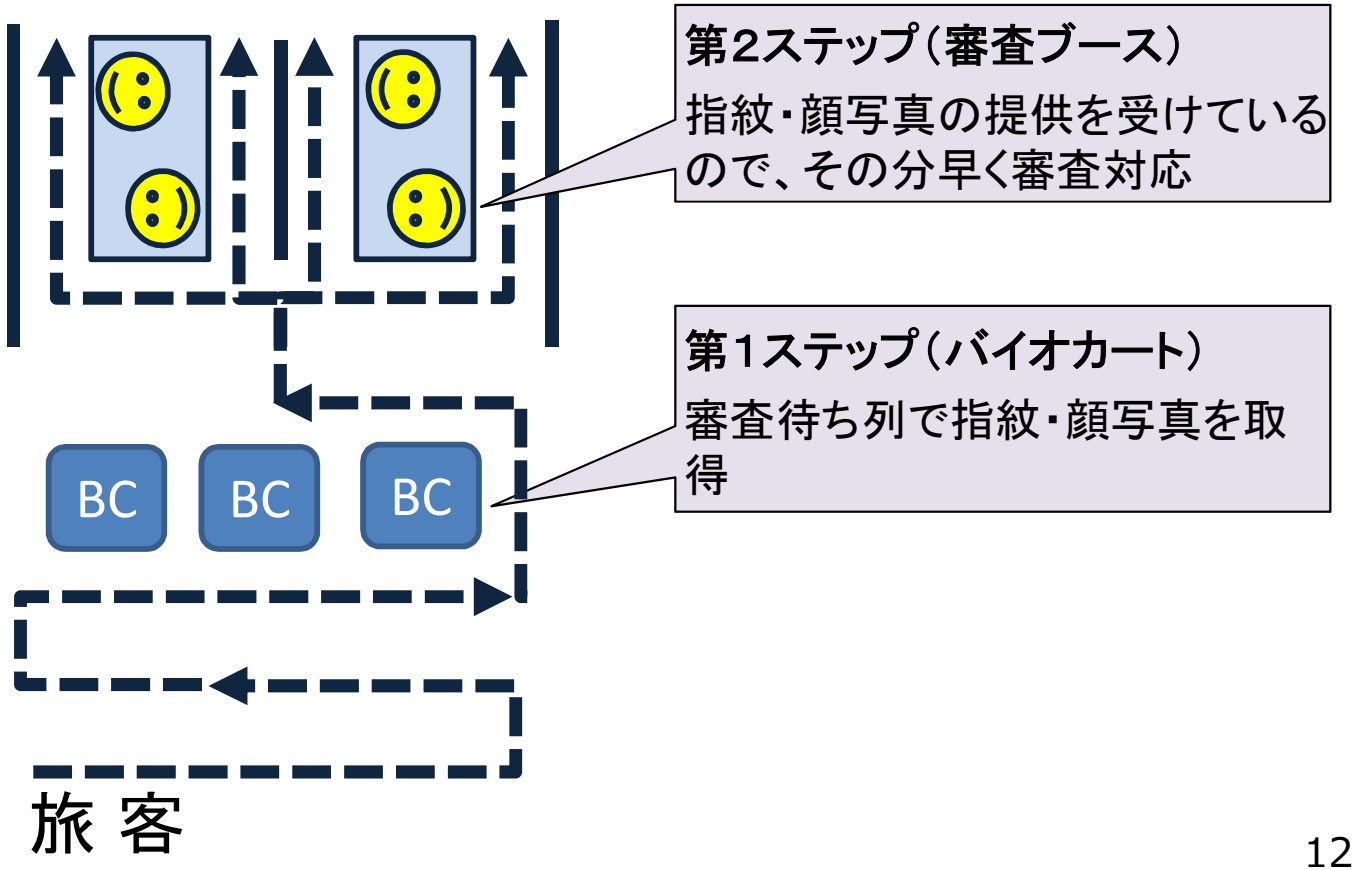

円滑化の主な取組③　～共同キオスク～

対象：　IC旅券を所持して電子申告する日本人・外国人

目的：　税関・入管で必要な各種情報の同時提供を可能とし、
旅客の利便性向上、税関・入管手続にかかる重複する
手続を解消して時間の短縮化を実現



設置場所・運用開始時期等：

空港名	ターミナル名	運用開始時期	台数 （※運用開始時点）
関西空港	第１ターミナル	2025年4月1日	99台
	第２ターミナル	2025年4月1日	10台
羽田空港	第２ターミナル	2025年4月1日	24台
	第３ターミナル	2025年4月11日	55台
成田空港	第３ターミナル	2025年4月7日	10台

税関・入管における「共同キオスク」の概要

税関 Japan Customs　ISA 出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

- 税関・入管手続で必要な旅券・顔写真・申告情報等を同時に提供できる「共同キオスク」を入国動線上に設置。
- ①旅客の利便性向上、②入国手続全体の時間短縮、③手続ポイントの分散を実現。

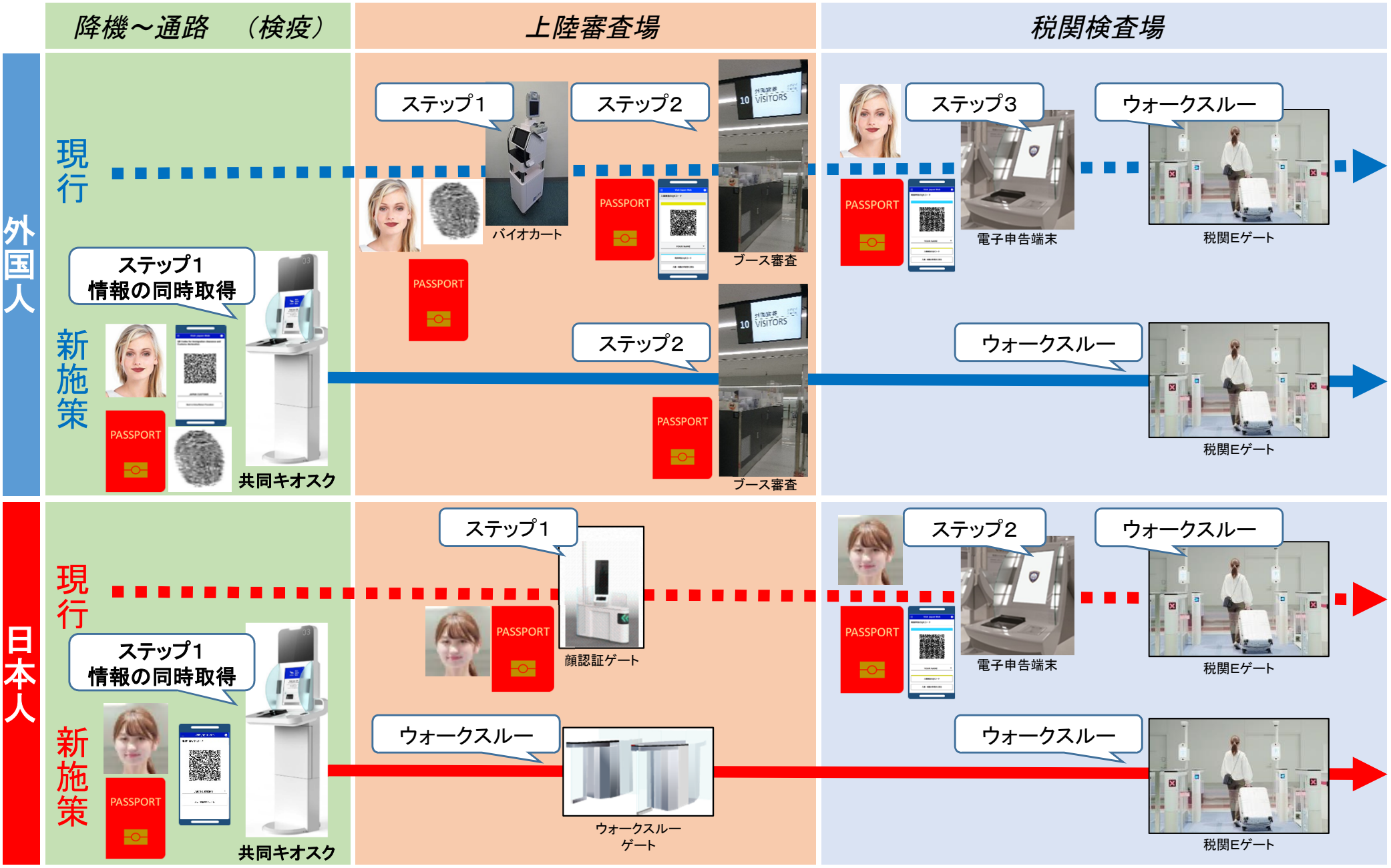

円滑化の主な取組④　～クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化～

制度概要

【船舶観光上陸許可（平成27年１月１日施行）】
出入国在留管理庁長官が指定するクルーズ船（指定旅客船）の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める特例上陸許可制度
⇒指定旅客船に乗っている外国人が観光のため上陸する場合に、当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間７日（本邦内の寄港地が１か所の場合）又は30日を超えない範囲内で上陸を許可

現状

令和６年におけるクルーズ船外国人入国者数（速報値（※））：約１４３．８万人、前年比約４倍）のうち船舶観光上陸許可者数は約８７%（約１２５．７万人）
（注）令和５年３月から本格的に国際クルーズの運航が再開。令和６年の我が国へのクルーズ船寄港回数は、２，４７９回（速報値（※）：前年比約１．３倍）
船舶観光上陸許可以外の外国人入国者は、フライ・アンド・クルーズ（短期滞在に係るみなし再入国許可）及び日本発着のクルーズ船乗客等である。

（※）出典：訪日クルーズ旅客数及びクルーズ船の寄港回数（2024年速報値）　令和７年２月28日 国土交通省港湾局産業港湾課

一般上陸許可との比較

船舶観光上陸許可

事前の手続	上陸手続

- 事前の手続：査証不要
- 申請人：船長等
- 上陸手続：①旅券の提出 → ②指紋のみの提供 → 許可書の交付 → ③船舶観光上陸許可 最大30日間

※令和６年４月22日　EDカード廃止

運送業者等から事前に提供される乗客情報を基に許可書を準備することで迅速な交付が可能

一般上陸許可（観光目的）

事前の手続	上陸手続

- 事前の手続：非査証免除国（例：中国）→ 在外公館での査証取得
  査証免除国（例：韓国）→ 査証不要
- 申請人：外国人本人
- 上陸手続：①旅券・ＥＤカードの提出 → ②指紋及び顔写真の提供 → 上陸許可証印の貼付 → ③在留資格：「短期滞在」 在留期間：90日、30日、15日

厳格化の主な取組①　～個人識別情報を活用した入国審査の実施～

個人識別情報（指紋・顔写真）による上陸審査（2007年11月～）

2006年の入管法改正により、上陸の申請しようとする外国人（特別永住者等を除く）は、入国審査官に対して、電磁的方法によって個人識別情報（指紋・顔写真）を提供することが義務づけられた。（入管法第６条第３項）


指紋の提供

➡上陸申請者と旅券名義人との同一性の確認及び当庁が保有する要注意外国人リストとの照合をより正確かつ迅速に行うことが可能となる。
　加えて、例えば、過去に退去強制歴がありながら、偽変造旅券や他人名義旅券を利用して繰り返し不法入国しようとする者についても、当庁が保有する被退去強制者の指紋及び顔画像と照合することにより、確実に発見することが可能となる。


顔写真の提供

◆個人識別情報を活用した入国審査により上陸を認めなかった者

令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
1,414	157	0	144	542	658

上陸審査における顔画像照合の実施（2016年10月～）

○テロリスト等を上陸審査時に確実に発見するため、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。

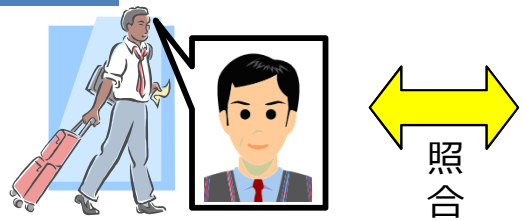

提供を受けた上陸申請者の顔写真

厳格化の主な取組②　～APIとPNRの水際対策への活用～

API(事前旅客情報)とPNR(乗客予約記録)

API ：航空機・船舶の乗員及び乗客の身分事項に係る情報。2007年2月、本邦に入る全ての航空機及び船舶の長に対し、報告を義務付け。

PNR：航空会社が作成する乗客個々の航空券予約に係る情報。2021年6月、本邦に入る航空機を運航する航空会社に対し、電子的な報告を義務化。

APIの報告項目

航空会社

◇航空機情報　登録番号又は便名、所属する国名、到着日、到着する出入国港名
◇乗 員 情 報　氏名、国籍・地域、生年月日、性別、乗員手帳又は旅券番号
◇旅 客 情 報　氏名、国籍・地域、生年月日、性別、旅券番号、出発地、最終目的地

船舶代理店

◇船舶情報　船舶の名称、所属する国名、到着日、到着する出入国港名
◇乗員情報　氏名、国籍・地域、生年月日、乗員手帳又は旅券番号、職名
◇旅客情報　氏名、国籍・地域、生年月日、旅券番号、出発地、最終目的地

PNRの報告項目

航空券の予約情報（３５項目）

◇予約者に関する事項　氏名、国籍・地域、生年月日、性別、旅券番号、発行年月日、出発地、最終目的地等
◇予約の内容に関する事項　予約年月日、予約番号、航空券番号、発行年月日、発行場所、座席の位置、旅行の日程等
◇携帯品に関する事項　受託した携帯品の個数、重量、携帯品番号等
◇搭乗手続に関する事項　搭乗手続時刻、搭乗手続番号等

※PNRの報告は航空会社のみ

API及びPNRの水際対策への活用

航空会社等による API・PNRの電子報告

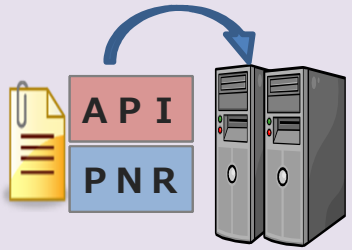

航空会社はAPI及びPNRを、船舶代理店はAPIを専用回線を経由して当庁へ報告

APIと要注意外国人情報を照合



APIS担当官による事前審査

APIを当庁が保有する要注意外国人情報と照合の上、航空機又は船舶が到着する前に被登載者が搭乗（乗船）しているかを確認。搭乗（乗船）している場合は、同情報を各空海港へオンラインで通知

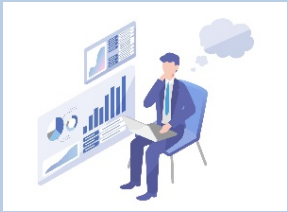

専門部署による分析

PNR情報と当庁が保有するその他の情報と合わせて分析し、各空海港へ共有

事前情報を活用した円滑かつ厳格な審査の両立

問題のない乗員・乗客の審査を円滑に行うことが可能となり、要注意外国人情報被登載者に対する上陸審査へより一層時間を割くことができる

円滑な上陸・入国手続　**厳格な審査**



電子渡航認証システム（ＪＥＳＴＡ（※））

- 来日を希望する外国人（観光などの短期滞在を目的とした査証免除国・地域の者等を想定）について、**渡航前に、**入管庁に対して**渡航目的や滞在先等の情報を提供**させ、**事前にチェックを行うシステム**。
- **電子渡航認証を受けていない外国人は原則として航空機に搭乗不可**。**認証を受けている者は所要の審査を受けた後、ウォークスルー型のゲートを通過しての上陸が可能**となり、**入国審査待ち時間の大幅削減が見込まれる**。
- 訪日外国人旅行者数を2030年までに6,000万人とする政府目標を踏まえ、急増する訪日外国人旅行者数に対応するため、**2028年度中の導入を目指す**。

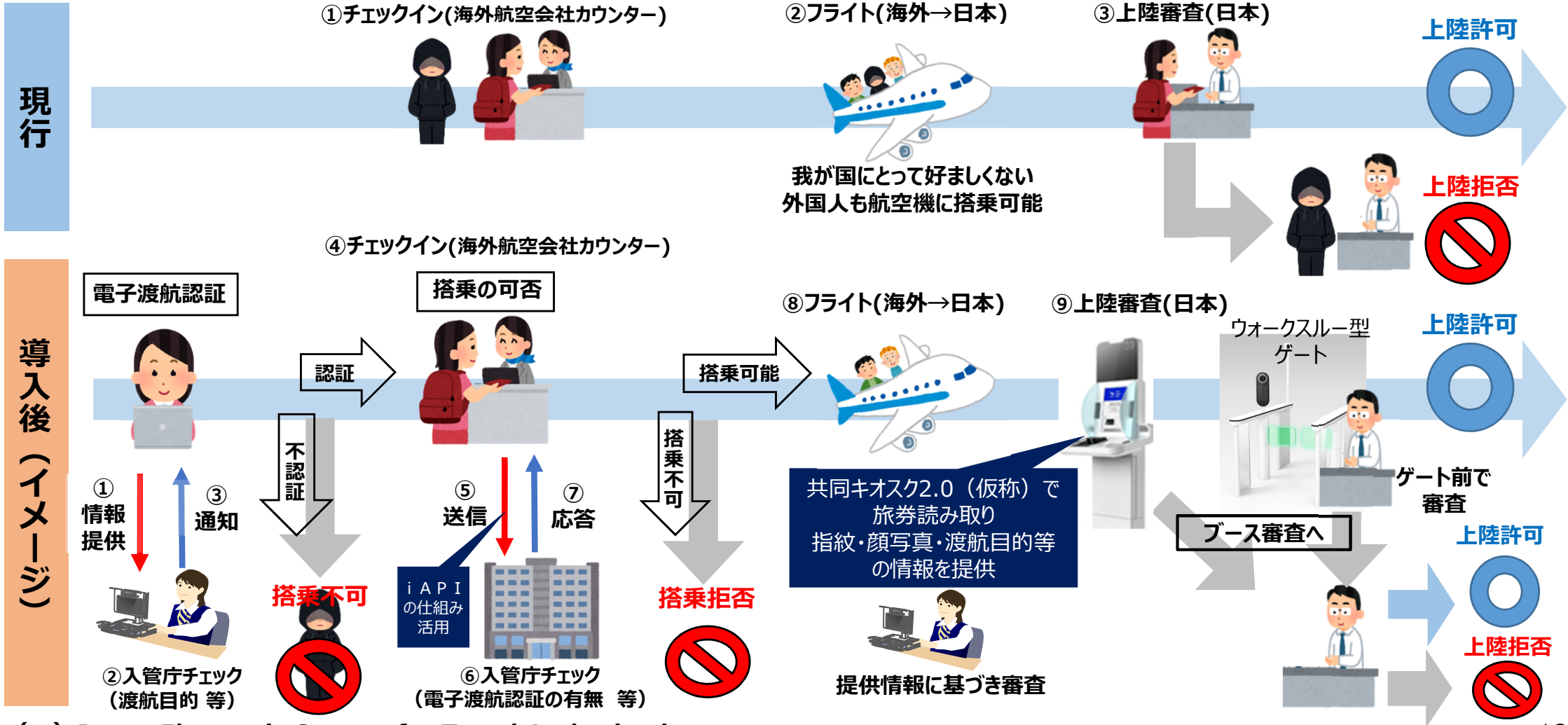

（※）Japan Electronic System for Travel Authorization

出入国在留管理政策懇談会第４回会合資料における補足説明

1	資料１別添２におけるA案件～D案件及び対象外の意味 【難民等関係】	○A案件・・・難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件 又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件 ○B案件・・・難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件 ○C案件・・・再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件 ○D案件・・・上記以外の案件 ※振分けの対象外として集計している案件は、資料に記載のとおり、平成２７年の振分け開始より前に申請された案件のほか、平成２９年以前の申請についても、振分け別の統計をとっていなかったことから対象外として集計している。
2	資料１別添２において、D案件が明らかに多い理由 【難民等関係】	難民認定申請におけるＤ案件については、令和５年に８２．８％、令和６年に８１．５％と大きな割合で割り振られている状況にある。 Ｄ案件については上記１のとおり、Ａ案件、Ｂ案件及びＣ案件に割り振られるもの以外となっていることから、Ｄ案件が多い理由については、Ａ案件からＣ案件への割り振りが相対的に低くなっていることが原因である。 このうち、Ａ案件については、本庁からＡ案件に指定すべき案件を通知しており、令和５年に５．４％、令和６年に８．２％と一定の割合で割り振ることができているため、Ａ案件の割り振りは保護すべき者を迅速に保護するという観点で問題なく行うことができていると考えている。 また、Ｃ案件については、再申請であって正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件と振り分けの分類が明確であり、令和５年に１０．９％、令和６年に９．６％と一定の割合で割り振ることができており、誤用・濫用的な難民認定申請を抑制するという観点で一定程度問題なく行うことができていると考えている。 一方で、Ｂ案件に関しては、制度導入当初である平成３０年に１７．４％であったものの、その後極端に割合が低下し、令和５年に０．８％、令和６年に０．６％と振り分けが効果的に機能していない現状があり運用に課題があった。 B案件への振り分けが低かった原因としては、平成３０年１月の制度導入当時の誤用・濫用的な難民認定申請における主張内容の典型例であった、「本国での借金を理由とする迫害主張」について、その１年後には激減し、申請書上の主張内容が変わることになり、各地方局・支局での振り分けの運用において、謙抑的な運用がなされていたことが理由であると考えている。 しかしながら、謙抑的に運用した結果として、D案件に振り分けた案件の中には、インタビューを行ったとしても、申請書上の主張内容を申請者本人が理解していないような事案が多発していたという実態があり、入管庁本庁において、こうした状況を分析したところ、入管庁において収集・分析している最新の出身国情報を踏まえれば、申立て内容に応じてＢ案件と振り分けることができる類型があり、そういった類型を各地方局・支局に通知することにより、Ｂ案件への適切な振り分けを実施できるとの結論に至った。 これについて、本年５月２３日（金）の法務大臣閣議後記者会見において、法務大臣から公表したとおりであり、入管庁出入国管理部長から各地方局長・支局長に対して、「難民等認定申請においてＢ案件に振り分けるのが適当な案件の指定について」として通知を発出していることから、今後はB案件へ振り分けられる案件が増加し、結果的にD案件が減少するものと見込んでいる。
3	APIとPNRについて 【出入国管理関係】	○ＡＰＩとは、航空会社等が搭乗手続き時に取得した乗客等に関する情報であり、本邦に入る全ての船舶と航空機の長に対し、報告が義務づけられている。ＡＰＩ情報は、乗客等が到着する前に要注意人物に係るデータベースと照合し、厳格な上陸審査に活用している。 ○ＰＮＲとは、乗客が航空会社に予約した際の記録であり、航空会社に対し報告が義務付けられている（船舶は報告の対象となっていない。）。ＰＮＲ情報は、その情報の分析により不法残留を企図するおそれのある者の絞り込み等に活用し、厳格な上陸審査を実施している。
4	出入国審査の際に取得した個人識別情報（指紋及び顔写真）の捜査機関等への提供の有無 【出入国管理関係】	取得した個人識別情報の捜査機関等への提供については、「利用目的以外の目的のための提供」であり、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に対応している。

様式（出入国在留管理庁 HP 公表用）

出入国在留管理政策懇談会第４回会合　意見提出様式

委員名：　　川村真理

議題	難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について
意見	（１）　日本の庇護政策 難民・移民問題に対する国際社会全体の対応において、難民グローバルコンパクト（GCR）及び移住グローバルコンパクト（GCM）に基づき、移住に関する全方位的ビジョン・社会全体アプローチとともに庇護を捉えていく議論がなされている。 こうした国際社会の動向を踏まえて、日本の庇護政策の在り方について、以下、意見を述べる。 難民及び補完的保護対象者の保護は、国際難民法制度を基軸とし、迫害のおそれからの保護について主観的な主張のみならず客観的事実（出身国情報等）を踏まえて総合的な観点で事実認定を行うことが肝要であり、適正かつ迅速に手続を行うことへの不断な努力を要することはいうまでもない。 迅速判断について、すべての事案について 6 月以内で判断するように手続を改善すべきである。そのための体制確保、手続の改善、デジタル化の導入を早期に行うべきである。 入管法における難民及び補完的保護対象者の該当性判断で核となるのは「迫害のおそれ」である。GCR において、難民とは 1951 年難民条約上に定める難民である（一部地域的取組みのある地域はこれを留意）と確認している。「難民該当性判断の手引」において、迫害とは生命、身体又は自由の侵害又は抑圧及びその他の人権の重大な侵害等としている。補完的保護対象者該当性判断の核も難民該当性判断と同様に「迫害のおそれ」としたことは、保護の拡大と軸のぶれない制度構築の両面に効果があると考える。迫害を受けるような状況にはないものの貧困、格差、不十分なガバナンス、環境問題、その他の構造的要因等を原因とする国際移住を希望する者に対しては、まずもって GCM に基づく方策を講ずるという捉え方が議論されていることに留意すべきである。 人権条約上のノン・ルフールマン原則を補完的保護対象者該当性判断の根拠として明文規定を置くべきとの見解もあり、また、他国の法制度においてこうした規定を置いていることは確認できる。しかし、他国の法制度においては、在留許可の期間を条約難民より短くしているなどの制約があるほか、解釈適用にゆらぎがみられ、厳格化の方向に走るなど法的安定性に欠くなどの問題がある。また、迫害の概念と人権条約の解釈との重複があることや、人権条約のほうが狭い範囲の適用となる場合も生じるという問題がある。また、ノン・ルフールマン原則は、本来、退去強制手続に関連する原則で在留資格とは連動しな

	い。難民条約のノン・ルフールマン原則には例外規定があり、人権条約上のノン・ルフールマン原則にはそれがないが、そもそも安全の確保が目的であるので、安全な第三国への送還も含めて各国が対応していくことは認められており、受入れることが困難な状況である国においては庇護の外部化等の対応が散見される。 我が国においては本国事情に基づく人道配慮による在留許可がなされており、現在、一時的保護に類する対応も含まれているところ、アドホックな対応となっていて不安定な運用となっている部分もあると思料される。この位置付けについてわかりやすく説明すべきである。また、大量の難民・移民の混在移動への対応を想定した、一時的保護、他国との協力関係の構築等も検討すべきである。 世界の難民問題の大半は日本から遠く離れた地で発生し、一次庇護国は出身国近隣の開発途上国である場合が多い。負担・責任分担の観点から、我が国は、第三国定住と補完的受入れをさらに拡充すべきである。 迫害を受けるおそれがあるとまではいえないが生きることに困難な状況にあり、そこから逃れるために国際移住を決意する人々をすべて網羅するように難民条約上の難民の解釈を広げるのではなく、入管法に定める就労、勉学、身分・地位に基づいた様々な在留資格での受入れの組み合わせや開発援助との抱き合わせでの施策を含めた多層的対応をとることが国際社会における難民・移民政策の潮流に合致している。したがって、我が国としては、他省庁とも連携し、人の安全・尊厳を守るための多層的アプローチを確立し、説明責任を果たしていくことが重要であると考える。 （２） 第 3 回会合での委員からの意見に対するコメント （１）の見解を踏まえ、以下、増子委員、近藤委員の意見に対するコメントを記す。 増子委員の意見に対するコメント： <u>難民認定のための独立機関を設置すべきとの意見について</u>： 最近の難民・移民の動向、国際社会の議論、上述の多層的アプローチの中の難民認定という位置づけを踏まえれば、難民認定のための独立機関を設置するのは適切とはいえず、出入国在留管理庁における政策や手続及び行政訴訟という既存のプロセスを軸に、難民該当性判断の質の向上、効率的な手続等改善すべき点について改善していくべきである。そもそも、難民認定のための独立機関を設置すべきという意見は、難民該当性判断の質の問題に対応することが最も大きな目的であると考えるが、独立機関設置によって、事案の処理能力、効率性、在留資格の付与、ノン・ルフールマン原則関連業務等に対してマイナスの効果が生じることも想起され、効果的に機能するとの確証が得難いと思われる。 <u>UNHCR の基準や見解に依拠した難民認定基準の設定及び法律に UNHCR の役割を規定すべきとの意見について</u>： 出入国在留管理は主権の行使であり、現行の日本の国内法体系において、出入国在留管理の行政手続の中に国際機関の任務

	を位置づけた規定を置くことはないと考える。難民条約 35 条の規定に言及されている UNHCR の監督任務は、情報収集と分析、非拘束的文書の発出、見解の提示であることは学説及び実務において認められるところであり、国家の立法上、行政上の措置との関連とは区別する必要がある。UNHCR による国家の措置に関連する業務については、国家との合意文書に基づき行われるものであり、状況の変化等によって活動内容も変化しうる。我が国も UNHCR との合意文書に基づき協力関係を構築しており、これを継続実施していくことが合理的であると考える。また、条約法条約における議論において、UNHCR の文書は証拠的価値を有する文書であるが、条約法条約 31 条 3 項(b)の後に生じた慣行にはあたらないとされている。我が国においては、「難民該当性判断の手引」策定にあたり、UNHCR ハンドブックやガイドライン等を参照しており、今後もこうした手法を継続していくことが望ましいと考える。 難民認定に関する専門部会を設置すべきとの意見について： 難民認定に関する専門部会は設置すべきでないと考える。今日の難民・移民問題の要因、国際社会の潮流を踏まえれば、全方位的ビジョンでの検討が重要であり、難民認定に特化した専門部会での議論では対応を誤るおそれがあると考える。 近藤委員の意見に対するコメント： 入管法 53 条 3 項に自由権規約 6 条・7 条の規定を明記すべきとの意見について： 自由権規約 6 条・7 条が、入管法 53 条 3 項に明記されていないことでノン・ルフールマン原則の遵守を損ねているとはいえないと考える。自由権規約の国内効力及び直接適用可能性については我が国も認めるところであり、国内法に自由権規約の明文規定がなくとも効力を有する。ただし、1 つの規定の中で直接適用可能な部分とそうでない部分が含まれることがあり、その基準は、国家の意思及び規則の明確性であることは学説及び実務をみても確認できる。自由権規約 6 条・7 条には追放・送還禁止の明文規定はなく、一般的意見や個人通報事例等で示される解釈によりノン・ルフールマン原則を導きだしている。自由権規約 6 条・7 条を国内法で規定している国もあるが、そうした国は、自由権規約の個人通報手続実施国であるなど我が国の国内法制度とは異なる。解釈適用においても各国の違いがあり、さらには 1 国の国家実行においても社会情勢の変化に応じて解釈の拡大とは逆の厳格化も生じる等、法的安定性について懸念点がないとはいえない。我が国においては、53 条 2 項の「送還できないとき」の判断において、自由権規約 6 条に言及している裁判例もあるが、7 条を根拠に送還先指定に関して判示した例はない。入管法に自由権規約の規定を明記していないことに加え、司法府が入管法 53 条に関連する事案において積極的に自由権規約に言及してこなかったのは、規則の明確性や安定性等の問題による影響があるようにも思われる。しかしながら、条約の国内における効力は、司法府及び立法府の対応でしか得られないわけではない。条約及び一般的意見等の非拘束的文書を参照し、国内法を国際法に適合させて解釈することで、行政措置において国際法に依拠した効果を導きだすことも

	可能である。また、自由権規約 7 条のノン・ルフールマン原則に係る個人通報事案では拷問又は拷問と不当な扱いの両方が関わる事案が中心となっており、これに照らせば、入管法 53 条 3 項に規定されている拷問等禁止条約 3 条の解釈に係る一般的意見 4 に基づき判断することで、自由権規約 7 条のノン・ルフールマン原則の適用と同様の効果が得られると考えることもできなくはない。人権条約及び関連する非拘束的文書等を参照し、入管法の運用上誠実に対応していくことは重要であるとの認識から、入管法改正を再度行い 53 条 3 項に自由権規約を明記するのではなく、送還先の判断に関するガイドラインを新たに策定するなどの対応をとることが望ましいと考える。

出入国在留管理政策懇談会第４回会合　意見提出様式

委員名：　近藤敦

議題	難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について
意見	（代理人の同席、録音・録画） ① 弁護人・代理人の立会いは、適正手続の基本であり、「透明性」を確保する上で、録音・録画も適正手続の保障において重要と考えられております。「難民認定申請者に対する面接の実施方法について」、アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・ドイツ・フランス・イギリス・韓国では弁護人・代理人の同席を認め、アメリカ以外では録音・録画も可能ですので（2019 年 12 月 難民研究フォーラム）、参議院附帯決議第二項の「手続の透明性・公平性を高める措置」を踏まえ、日本でも導入を進めてください。なお、「親を伴わない年少者等」について弁護士等の立会いを認める取組を既に実施している点についても、16 歳未満ではなく、子どもの権利条約に基づく 18 歳未満とする必要があるのではないでしょうか。 （法律扶助） ② 10 万円という上限のため受任する弁護士が少ない日本弁護士連合会の支援任せにするのではなく、国の制度としての法律扶助を認めてください。なお、難民申請者の裁判手続において在留資格に基づく国の法律扶助からの排除は、難民条約 16 条 2 項の内国民待遇に反するのではないでしょうか。また、難民申請者が裁判を受ける権利を保障されず退去強制されることは自由権規約委員会によれば、「非人道的な取扱い」等を禁止する自由権規約 7 条と結びついた２条３項(a)の「効果的な救済措置を受ける」権利侵害の問題となります（参照、近藤敦『国際人権法と憲法』230 頁）。さらに、事案は異なりますが、在留資格のない難民申請者であっても、実質的な裁判を受ける権利の侵害は、憲法 32 条違反となります（東京高判【確定】令和 3 年 9 月 22 日）。実効的な裁判を受ける権利の保障には、法律扶助は不可欠であり、くれぐれも資力が乏しいために裁判を受ける権利を保障されない人を出さない制度設計を望みます。 （理由開示における出身国情報） ③ 現行の不認定理由には「出身国に関する諸情報によると」という記載があるだけで、申請者がどのような情報のもとに不認定とされたのかがわからない状況にあるといわれています。2023 年の改正入管法に新設された 61 条の 2 の 17 に

	「外国人に対し質問をするに当たつては、…国籍又は市民権の属する国において置かれていた環境その他の状況に応じ、適切な配慮をする」とあり、申請者の具体的な状況に即した出身国情報の重要性を高めています。そもそも、難民認定においては、まずは、本人の主張に基づき信憑性評価を踏まえた事実認定をし、その後、認定された事実を難民の定義に当てはめるわけですが、どちらの作業でも出身国情報を使用することになります。とりわけ、信憑性の評価においては、本人が申し立てた出来事が本当に起こったことなのかを、供述の一貫性等だけではなく、可能な限り客観的な出身国情報に照らし合わせて判断するべきとされています（UNHCR や国際難民移民裁判官協会）。不認定理由に、信憑性が無いとした理由を記載する際、客観的事実（出身国情報）との外的整合性を記載することは、不認定理由に説得力を持たせるためにも重要です。また、具体的な出身国情報の指摘がないと、申請者が審査請求にて的確な反論を行うことが困難です。恣意性を排除し、適正な行政手続を確保するためには、理由の付記が必要ですが、どのような出身国情報のもとに不認定とされているのかがわからないと、恣意的に判断しているのではないかとの批判を受けることになりますので、この点においても透明性・公平性の確保が望まれます。 （一時庇護透明性） ① 処理数に占める不許可者数の割合は、2019 年は 91.2%、2020 年は 87.5%、2021 年は 75.0%、2022 年は 83.3%、2023 年は 72.3%であり、この 5 年間では 81.0%です。制度導入後の 41 年間では 8.4%しか許可されていないのは、なぜかという疑問を一時庇護の統計をみて思う人が多いのではないでしょうか。この点の説明をしておいた方が良いと思います。 （事務連絡） ③ 事務連絡（平成 30 年 11 月 16 日）各審査部門主席審査官殿　第１審判部門主席審査官　米山毅「セカンダリ審査又は口頭審理において『短期滞在』の在留資格を決定して上陸許可を行うことになったスリランカ人に対する取扱いについて（依頼）」が指摘した事務連絡です。この文書は、「短期滞在」で上陸申請をしたスリランカ出身者に対し、①査証記載の期間内にスリランカに帰国するか否か、②帰国困難な事情があるか否か（庇護を求めるか否か）、③虚偽の記載をした場合に当局の審査において不利益を被ることがある旨を示し、これらの内容を理解したか否かを確認する確認票に記載・署名させる運用を依頼するものです。 （補完的保護と人道配慮について）

	① 条約であれ、憲法であれ、明示の規定のない、解釈から導かれる人権規定は多くあります（たとえば、プライバシー権など）。自由権規約委員会は一般的意見 20（1992 年 4 月 3 日）9 段落において「委員会の見解によれば、締結国は個人を、犯罪人引渡、追放、又は送還によって、他国に対する帰還の際における拷問または残虐な非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の危険にさらしてはいけない」といい、自由権規約の注釈書（Nowak’s CCPR Commentary, 3rd edition, 2019, p. 202 など）は、一般にノン・ルフールマン原則が条約の 7 条と 6 条に適用されると注釈しています。また、「原告は、拷問又は残虐な刑罰を受ける危険性（B 規約 7 条）を主張するが、この規定は外国人の外国における同条規定の権利を保障するものではなく、したがってそのような保障のない国に外国人を送還することが禁止されていると解することもできない」との裁判例（広島地判 2005（平成 17）年 6 月 30 日）は、自由権規約の基礎的な理解を欠き、「この規定は外国人の外国における同条規定の権利を保障するものではなく」という独自の解釈を前提に規約の誤った解釈を導いているにすぎません。締約国である日本が条約の管轄権に服する日本にいる外国人を送還することで、非人道的な取扱い等の危険にさらすことを禁止するものであることを自由権規約委員会は一般的意見 20 で明確にしてしています。ちなみに、自由権規約 7 条とほぼ同じ内容のヨーロッパ人権条約 3 条が根拠となり、EU 諸国では、「拷問または非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いまたは刑罰」の危険のある場合は保護し（Regulation (EU) 2024/1347 の 15 条ｂ）、送還禁止が締約国の義務とされ、たとえば、ドイツの庇護法 4 条 1 項 2 号に明示されています。また、ニュージーランド移民法 131 条は「残虐な、非人道的な、もしくは品位を傷つける扱い」の禁止を含む自由権規に基づき保護された者の認定手続を定め、退去強制を禁じています。類似の規定はカナダ移民難民保護法 97 条 1 項(b)、オーストラリア移民法 36 条 2A 項（d)、イギリス移民規則 339CA 条(iii)にもあります。 （在留特別許可に係るガイドラインについて） ② 注４「在留が認められず退去強制令書を発付された外国人は速やかに本邦から退去することが原則となるため、退去強制令書が発布された後の事情変更等は原則として考慮されません」という内容は、事実上、「一度、退去強制令が出ていること」を非常に積極的な消極要素とすることを意味することになります。したがって、むしろ、注４こそが「法務大臣の裁量権を拘束する」ガイドラインの内容となっているものと思います。出身国の危険性の状況変化や家族状況の変化も重要な考慮事項であるにもかかわらず、事情変更を原則として考慮しないことは、基本的人権の尊重や条約の誠実な遵守に反し、考慮すべきことを考慮しない裁量権の逸脱・濫用となりはしないでしょうか。

	（その他） 2023 年の改正入管法審議における付帯決議が資料と配られているのは、（増子委員の最後の意見のように）今回の懇談会が付帯決議で指摘された問題も議論する場と思うのですが、その意見への回答において「現在その施行状況を適切に把握する段階にあると考えられることから、現時点において、専門部会の設置などは考えておりません」というのであれば、いつ専門部会などを設けて議論する予定なのでしょうか。

出入国在留管理政策懇談会第４回会合　意見提出様式

委員名：　佐久間　一　浩

議題	難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について
意見	○　我が国は、国際社会の一員として、人道的立場から難民を受け入れる責任を有していますが、我が国の地政学的、また長い歴史的な観点からも、現在も行っていただいているように、難民希望者に受入れを安易行うべきではなく（当人にとっては、それぞれ重大な理由なのでしょうが）、制度の厳格な運用が不可欠です。「我が国の国民の生命と財産を守る」ことが最優先であり、いわゆる「出稼ぎ難民」といった難民制度の悪用を防ぐため、申請審査の迅速化と客観的証拠の重視が求められます。 ○　特に、経済的な利益目的や制度の悪用を目的とした再申請の繰り返しに対しては、再申請制限や送還の徹底など、厳格な対処が必要です。また、難民認定後の在留資格や支援制度についても、国民の感情にも配慮して、納得を得られるよう、制度の透明性と公正性を確保していただきたいと考えます。難民制度は、「日本人の理解と納得のもとに運用される人道政策」であるべきです。 ○　「偽装難民問題」への対応を急いでいただきたいと考えます。我が国の難民認定制度への申請は、何度でも可能であり、ここがまず問題ではないでしょうか。申請中は出身国に強制送還されず、人道上の配慮が必要と判断された場合に、就労可能な「特定活動」などの在留資格が付与されるのであれば、出稼ぎ目的で来日した「偽装難民」も存在する例が多くなります。現在、難民申請から６カ月を経過すれば仕事に就くことができることから、難民認定の申請が増加している一つの要因となっているのではないでしょうか。

出入国在留管理政策懇談会第４回会合　意見提出様式

委員名：増子孝徳

議題	難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について
意見	１　独立した難民認定機関の設置 　難民認定業務においては、難民の保護という目的を達するため、「難民」に該当するか否かを公正かつ適正に審査することを要します。そのため、難民認定業務は、入管法違反を取り締まるなどの出入国管理業務とは潜在的、本質的に緊張関係にあります。 　難民認定に関する事務は、入管庁出入国管理部出入国管理課内に設けられている難民認定室が担当しており、組織上、難民認定業務が入国管理業務に従属した状態にあります。また、難民調査官は入国審査官の中から指定されます（法２条１２号の２）。しかしながら、入国審査官は、上陸及び退去強制についての審査を担う法的地位を有し（法２条１０号、６１条の３第２項）、実際にも、入国審査官が一時的に、場合によっては他の入国管理業務と兼務する形で難民調査官を務めており、難民保護より入国の管理に傾斜した業務がなされるのではないかとの懸念や、難民認定業務に関する専門的な知識と経験の不足といった問題点が指摘されています。 　不服申立手続についても、最終的な判断権者は一次手続と同じ法務大臣です。これは、原処分に関与しない者による審理を前提とする行政不服審査の基本原則（行服法９条２項１号）に反しています。また、その事務は退去強制手続等を担当する入管庁審判課が担っており（法務省組織令７９条）、一次手続と同様に入国管理業務からも分離されていないという問題があります。 　これらの問題を解決するため、「公正さ」のため、難民認定手続及び不服申立手続について、相互に独立し、かつ人的物的に入国管理業務から独立したうえ、専門的な知識と経験を有する組織による透明で迅速な手続の実現が不可欠であると考えます。 ２　手続の透明性・一時審査のインタビューでの弁護士の立会い・録画等

	法務省入国管理局（現出入国在留管理庁）は、第６次出入国管理政策懇談会の下に設置された難民認定制度に関する専門部会の報告を受けて、平成２７年９月に公表した「難民認定制度の運用の見直しの概要」を踏まえ、親を伴わない年少者等に対してインタビューを行う際に弁護士等の立会いを認める取扱いを、平成２９年（２０１７年）３月３１日から試行しました。 しかし、弁護士等の立会いを認めた実績は、２０２４年に３件の実施が認められたのみで、その他の年に実施されていません。試行を始めてから７年が経過しており、本来であれば次のフェーズに進むべき段階です。 一次審査のインタビューにおける弁護士の立会いや録音録画については、手続きの透明性の観点から、令和５年の２１１回国会でも、国会議員から実施すべきとの意見が出ており、当時の法務大臣自身が、「透明性を高める上に、誰からも批判されないためには付いていた方がいい」と述べるなどしています。 また、「一次審査手続のインタビュー時の通訳の問題、真実発見の難しさ」を指摘した裁判例（名古屋高裁令和６年１月２５日判決）もあり、透明性の観点から、インタビューでの代理人（弁護士）の立ち会い、録音録画等を実施すべきであると考えます。 ３　処理期間の長期化について 例えば、一次審査について、２０２３年８月にインタビューが実施されたがまだ結論が出ていないケース、申請から結論まで４年１ヶ月、３年５ヶ月、申請からインタビューまで６年かかったケース、審査請求について、審査請求から口頭意見陳述まで４年９ヶ月、２年１１ヶ月、口頭意見陳述から結論まで１年かかったケースが報告されており、現場の弁護士の間では、難民該当性が高いと思われる案件こそ、結論まで長期間を要しているとの認識があります。他方で、空港申請などは１～２ヶ月の短期間で結果が出ており、平均処理期間を評価するだけでは、問題の本質を分析できないと思われます。 処理期間の長期化の原因を正しく分析するには、以下のような統計データを取得するべきと考えます。 ・各年の難民（一次）申請受理案件のうち、直近時点での未処理の各案件数 ２０１５年の申請受理案件　　・件（直近の未処理案件数） ２０１６年　　・件 ・各年の難民（審査請求）申請受理案件のうち、直近時点での未処理の各案件数

	２０１５年の申請受理案件　　・件（直近の未処理案件数） ２０１６年　　・件 ４　難民該当性の判断基準 日本の難民認定率は、他の先進諸国の難民認定率や、おおむね３割を超える世界平均とかけ離れています。この点については、国連人種差別撤廃委員会や、国連難民高等弁務官事務所（以下「ＵＮＨＣＲ」という。）などからも、日本の低い難民認定率に懸念が示されています。 難民条約で定められた難民の要件、特に「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」（１条Ａ（１））との部分に関し、国際的な解釈基準から乖離して、限定的な解釈が用いられているという問題が生じています。 難民申請者の供述の信ぴょう性判断においても、客観証拠の存在、供述調書に記載された過去の供述との厳格な一貫性・整合性を求められ、これらの不存在や齟齬を理由に信ぴょう性を否定される傾向にあります。 難民条約上の難民の意義を解釈する際には、国際的に認められた標準的な解釈に従うべきで、そのためには、UNHCR の「難民認定基準ハンドブック」や一連の「国際的保護に関するガイドライン」その他のさまざまな解釈上の根拠又は基準となりうるものがあります。これらの文書は、各国における難民条約の解釈指針として合理的な根拠を有しています。日本の難民認定実務においては、それらの文書には法的な拘束力はないとされ、軽視されていますが、難民該当性の審査基準として参照すべき合理的な基準であります。 ５　送還停止効の例外、ノン・ルーフマン原則 ⑴　ノン・ルフールマン原則の源流は難民条約であり、その重要性は今でも変わりませんが、難民条約の保護からはこぼれ落ちてしまったが、保護すべき者を保護するために、国際人権条約（拷問等禁止条約、強制失踪条約、自由権規約）に基づくノン・ルフールマン原則は発展してきました。令和５年改正入管法審議における参議院の附帯決議第１項の「紛争避難民のみならず、国籍国等に帰国した場合に生命の恣意的な剥奪、拷問等を受けるおそれがある者や残虐な取扱い若しくは刑罰を受けるおそれがある者、又は強制失踪のおそれがある者など、真に保護を必要とする者を確実に保護できるように努めること」も、上記理解のもとで決議されたものです。

	なお、自由権規約７条がノン・ルフールマン原則と無関係というのであれば、自由権規約委員会が日本政府に対してノン・ルフールマン原則を遵守するよう繰り返し勧告していることを整合しません（第７回の総括所見３３パラグラフ（d)、第６回総括所見１９パラグラフ（b))。 ⑵　令和５年の入管法改定によって導入された送還停止効の例外規定の適用によって強制送還された人数が公表されました。同発表によると、３回目以降の難民等認定申請であるとして強制送還が実施されたのが１７人、無期若しくは３年以上の実刑判決を受けた者等であるとして強制送還が実施されたのが２人とのことです。 ３回目以降の難民認定申請に関しては、３回の難民不認定処分を受けていながら、裁判では難民と認められたケースが２件ありました（名古屋高裁令和６年１月２５日判決 https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/830/092830_hanrei.pdf、東京地裁令和６年１０月２４日判決、）。これらの例のように、現在の難民認定実務のもとでは、３回目以降の申請であっても難民である可能性を否定できず、強制送還されることにより、迫害の危険に直面させてしまいかねません。難民認定の質の向上自体をまずは目指すべきです。また、送還停止効の例外の例外に位置付けられる「相当の理由がある資料」を提出したため、送還計画を中止したケースは１人であり、送還された１７人が送還前に資料を提出する機会を保障されたのか定かではなく、資料を提出する機会の保障についても議論する必要があります。 無期若しくは３年以上の実刑判決を受けた者等については、初回の難民申請中であっても送還できるとする入管法６１条の２の９第４項２号は、ノン・ルフールマン原則に違反する可能性が高い条文となっており、UNHCR 駐日事務所も、同号の削除を推奨しています。 送還停止効の例外を設けることについては令和５年の法改正時から議論になっており、令和５年改正入管法審議における参議院の附帯決議第４項は、「送還停止効の例外規定の適用状況について、この法律の施行後５年以内を目処として必要な見直しを検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。」とあり、５項は、「送還停止効の例外規定を適用して送還を実施する場合であっても、第５３条３項に違反する送還を行うことがないよう、送還先国の情勢に関する情報、専門的知識等を十分に踏まえること。」としています。 送還停止効の例外については、参議院の附帯決議を踏まえ、規定の削除を含めた議論が必要です。 ６　参議院附帯決議の実施状況について

	附帯決議１５項目のうち１０項目は難民認定・難民保護に関わるもので、かつ内容も具体的であり、重要な決議内容だと認識しています。 入管庁におかれては、同附帯決議の検討スケジュールについて現時点で示すことができるものがないとのことですが、そうであればなおのこと、専門部会などを設置して、速やかに検討することが求められるものと考えます。 ７　難民認定・補完的保護申請の公費負担（法律扶助利用） 難民条約１６条２項は、「難民は、常居所を有する締約国において、裁判を受ける権利に関する事項（法律扶助及び訴訟費用の担保の免除を含む）につき、当該締約国の国民に与えられる待遇と同一の待遇を与えられる。」と規定しています。難民条約上の義務として、難民認定申請等の支援を国費又は公費をもって行うべきです。 日弁連の法律援助事業は、行政と市民との間の法的紛争等にあって、法テラスによる民事法律扶助制度や国選制度が適用されていない事案について、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行うものです。この法律援助事業は、総合法律支援法（平成１６年法律第７４号）第３０条第２項に基づき、日弁連から法テラスに委託したものであり、日弁連は、この事業の財源を確保するため、基金を設け、弁護士である会員から、一般会費とは別に特別会費を徴収しています。法律援助事業のうち難民認定に関する法律援助は、難民認定申請、難民不認定処分に対する異議申立て、難民不認定処分等の取消訴訟等の支援を行うものです。総合法律支援法は、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目的としていること及び前記難民条約１６条２項からすれば、本来は、難民認定に関する法律援助は、国費又は公費をもって支援センターの本来事業（総合法律支援法第３０条第１項に基づく事業）又は公的機関による委託等で実施されるべき事業と考えられます。日弁連は、将来的には事業が国費又は公費により賄われることを目指しており、そのために、法律援助事業の取組を継続してその実績を重ね、国に人権救済活動への支援の必要性をアピールしているものです。 従いまして、国において、日弁連の難民認定に関する法律援助事業をもって「扶助が行われているものと承知している」との認識を示され、同事業の実施を、難民認定申請等の支援について民事法律扶助の適用等国費又は公費をもって賄うことが不要であるとの論拠とするのであれば、甚だ不本意です。

出入国在留管理政策懇談会第４回会合　意見提出様式

委員名：　　結城　恵

議題	難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護について
意見	難民申請者の就労権について、「申請後6カ月経過後」に難民認定等申請者用の在留資格「特別活動」を付与する運用を行っているという説明がありました。これについて、平均でどれくらいの期間後、どれくらいの割合の申請者が「特別活動」の在留資格を付与されたのかを、確認させていただきたいと思います。 続いて、申請後審査に6カ月～1年はかかる状況の中で、難民申請者に対して、就労準備プログラムを提供し、それに参加することで、スキルを磨き、雇用機会を得られるような方策も必要であると考えます。（参考）オーストラリア、カナダ、ドイツ等 そうすることで、審査中の期間の精神的負担を軽減し、審査に認定を受けた場合には、自立化を少しでも早くすすめることができると思われます。よろしくご検討ください。

様式（出入国在留管理庁 HP 公表用）

出入国在留管理政策懇談会第４回会合　意見提出様式

委員名：　　川村真理

議題	出入国管理について
意見	（１） 安全で秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクト（GCM）を参照した出入国管理の実施 2018 年、GCM が国連総会決議 A/RES/73/195 として採択された。GCM は、様々な国際法規範を基礎に取りまとめられた国際移住に係るあらゆる局面に取り組むための包括的文書である。国家主権と人権尊重等国際法上の国家の義務を踏まえ、移住に関わるすべてのステークホルダ間での国際協力強化を謳っている。また、10 の指導原則と 23 の目標とその達成に向けた指標に基づいた行動を求めている。GCM の実施体制において、各国からの誓約の発出、GCM の目標達成に向けた進捗状況の国別報告等があるほか、事務総長報告において、各国政府の国家実施計画策定等 GCM を各国政策に取り込むことを勧告している。 GCM は、全方位的ビジョン、社会全体アプローチによって、非正規移住を予防し、安全で秩序ある正規移住を推進することを目指していることから、GCM を参照することで我が国の政策方針を強化しうると考える。したがって、GCM を政策において取り込むことを検討することが必要であると考える。 （２） 出入国管理の国際協力の重要性 GCM において、出入国管理の各分野における、出身国、目的国、経由国、国際機関、自治体、民間セクターによる協働が重視されている。我が国においては、入管庁が、こうした協力体制強化を推進するような業務体制を検討すべきであると考える。 （３） JESTA の早期導入・査証免除の見直し 第 3 回会合において、タイ、スリランカの難民申請の状況について言及した。難民申請の誤用・濫用、入国目的に疑義がある入国、不法入国・不法滞在を防ぐためにも、日本に向けて出発する前に入国目的の確認を始め上陸審査の大半のプロセスを済ませる日本版事前渡航認証制度（JESTA）の早期導入が必要であると考える。また、タイの問題について査証免除国であることが一因であるとの見解が、第 3 回会合でも示されていた。査証については外務省の所管であるところ、入管庁が在外公館での手続に関与することや、査証免除の運用の適正化にむけた働きかけを積極的に行うこと等が必要であると考える。 他方で、本国での旅券発給等の手続が困難な状況にある真の難民の出国を妨げる等のマイナスの影響が出ることが想起され

	る場合、どのような方策を講じるのかといった点について検討すべきであると考える。 （４） 人身取引・密入国の防止及び対策強化 人身取引・密入国の防止及び対策強化のための国際協力を強化すべきである。また、人身取引・密入国被害者、特に女性及び子どもの被害者への支援も含め対応強化にあたる必要があると考える。 （５）データ収集・分析及び情報発信 適正な出入国管理政策を実施するために、正確かつ細分化されたデータを収集し、的確な分析を行うことをさらに強化していくことが必要であると考える。また、GCM において、「現在及び将来的な移民が、安全で秩序ある正規の移住に関して、自らの権利、義務と選択肢を完全に理解し、また非正規移住のリスクについても認識していることを、確実にする必要がある。さらには、移民に対して否定的な見方を生み出す誤ったナラティブを一掃するために、すべての市民が、移住の利益と課題に関する客観的で証拠に基づく明確な情報にアクセスできるようにしなければならない。」と言及しているように、根拠に基づく客観的な情報をすべての人に届けるよう情報発信の在り方の改善につとめる必要があると考える。

出入国在留管理政策懇談会第４回会合　意見提出様式

委員名：　近藤敦

議題	出入国管理について
意見	（日本版ＥＳＴＡ） 鈴木法務大臣の 4 月 23 日の衆院法務委員会の答弁では、「不法滞在の恐れなどがあれば出国に必要な渡航認証を与えず、正規の査証取得を促す」とか、JESTA について「テロリストや不法滞在を企図する好ましくない外国人の来日を防止するもので、厳格な出入国在留管理の実現に資する」という内容の新聞報道があります。「不法滞在の恐れ」や「不法滞在を企図」するかどうかの判断は、「渡航目的や滞在先」、「指紋・顔写真」だけでは判らない部分があり、「渡航目的や滞在先等」における「等」の中身は、何が予定されているのでしょうか。 アメリカの ESTA では就労経験、SNS アカウント、適格性の質問項目などがあり（一定の国への渡航歴のある人を対象外としたり）、カナダの eTA では、職業、会社名、どこかの国での入国拒否・退去強制歴の有無など、EU の ETIAS では、教育レベル、現在の職業、犯罪歴、紛争地帯への渡航歴、最近の退去強制歴などを記載させるようです。この種の情報から、「不法滞在の恐れ」を判定する可能性も検討されているのでしょうか。 審査は AI を使った審査と人による審査を併用するのでしょうか。また、審査に関しては、難民申請数とその不許可数の多い国とそうでない国とでは、何らかの違いが想定されるのでしょうか。 どのような情報の収集が効果的であるのかをしっかり議論しながら検討して下さい。

出入国在留管理政策懇談会第４回会合　意見提出様式

委員名：　　佐久間　一　浩

議題	出入国管理について
意見	○　出入国在留管理は、我が国の主権と国民の安全を守る最前線であり、経済的利益のみに偏らず、日本の伝統・文化・社会秩序を維持する観点から見直していく必要があります。まず、外国人の受入れに際して、日本語能力や文化理解、法令遵守の意思を重視し、地域社会との調和を図ることが不可欠です。そして、不法滞在や偽装滞在に対しては厳格な対処を行っていただきたいと考えます。出入国在留管理政策は、単なる労働力確保の手段ではなく、日本の未来を担う人材を見極める制度であるべきであり、国民の安心と信頼を確保するため、制度の透明性と公正性を高めることが重要です。 ○　我が国に一定期間在留でき、更新していくと、個人やその同胞とコミュニティをつくり、それに合わせ、自分たちの権利の主張として、宗教、母国の文化、慣習、食生活を求め合わせてほしいとの要求も出てくることも少なくありません。我が国に在留し、自分たちの母国での慣習、食文化、宗教的行事など、日本にも自分たちが居住する範囲内でよりよい生活をしていきたいということは理解できますが、日本人全体、地域の日本人にとって、それでよいのかは疑問です。「日本人が我慢して、外国人に合わせて生活をしなければならない。」ということを本当に日本人が望んでいるのでしょうか。我が国のルール、地域のルールに合わせた適用した、要は「郷に入れば郷に従え」という点を外国人にも理解していただき、日本人と共存していただきたいと考えます。 ○　インバウンドで日本にきていただき、日本の良さを知って母国に持ち帰り、日本の良さを広めていただくことは大いに推奨したい。しかし、現状でも有名観光地だけでなく、地域の隠れた名勝等においても、オーバーツーリズムとなってきている地域も多い。その結果、観光シーズン、週末等には地域住民だけでなく、日本人が旅行しにくい状況となっている。最近では、地域住民と地域外の日本人を含めた者に宿泊税を徴収しようとしている地域もあるが、日本人も地域外からの来街者なだからと外国人と地域外日本人も同じ負担金を徴収される。これでは観光の３／４を占

	める日本人が来られなくなり、本末転倒です。日本に来てみたい外国人と日本人とを「区別」するためにも料金を二重に設定することも推奨して良いのではないでしょうか。

出入国在留管理政策懇談会第４回会合　意見提出様式

委員名：　結城　恵

議題	出入国管理について
意見	出入国審査における円滑化・厳格化を基本的方向性として複合的な取組を進めていることがわかりました。顔認証・指紋認証システムや共同キオスクについては、悪用を想定したいくつかの質問をいくつかさせていただきましたが、世界的にも高精度なシステムを導入していること理解いたしました。 よくわからなかった点があります。13 頁の共同キオスクの各空港への配置数です。 空港利用者数、新規入国者数、港別被上陸拒否者数から総合して考えると 成田空港＞羽田空港＞関西空港　なのですが、 共同キオスクの設置台数は、 関西空港＞羽田空港＞成田空港　となっています。 その理由を教えてください。 審査待ち時間の状況について（7 頁）については、1 件当たりの審査を極力短くしたとしても、 航空機の到着時間が当初予定より前後すること、到着便が輻輳することがある限りは、 スペース・人員・共同キオスクの増設が図られない状況にあっては、 審査待ち時間の短縮化には限界があるように思います。 航空会社側にも協力をお願いし、航空機から乗客が下りる時間を調整するなど 別の方策を検討することを考えることも必要かと思いました。

出入国在留管理政策懇談会資料

第５回会合
（退去強制業務について）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ＩＳＡ

令和７年７月１７日
出入国在留管理庁

不法残留者数の推移

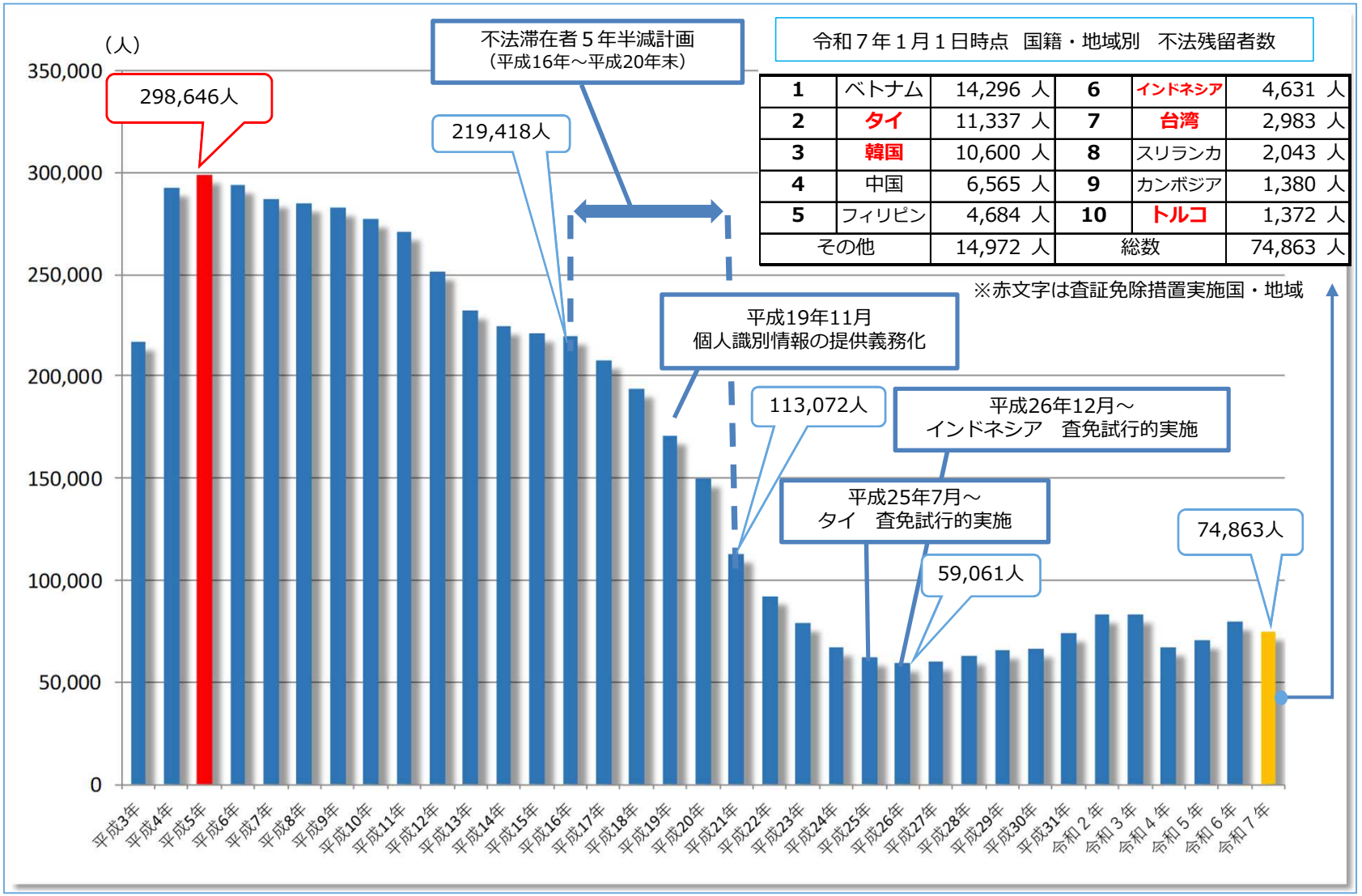

令和７年１月１日時点　国籍・地域別　不法残留者数

1	ベトナム	14,296 人	6	インドネシア	4,631 人
2	タイ	11,337 人	7	台湾	2,983 人
3	韓国	10,600 人	8	スリランカ	2,043 人
4	中国	6,565 人	9	カンボジア	1,380 人
5	フィリピン	4,684 人	10	トルコ	1,372 人
その他		14,972 人	総数		74,863 人

※赤文字は査証免除措置実施国・地域

※　平成3年～平成8年は5月１日現在、平成9年以降は1月１日現在の電算統計に基づく推計

退去強制手続等を執った者の推移

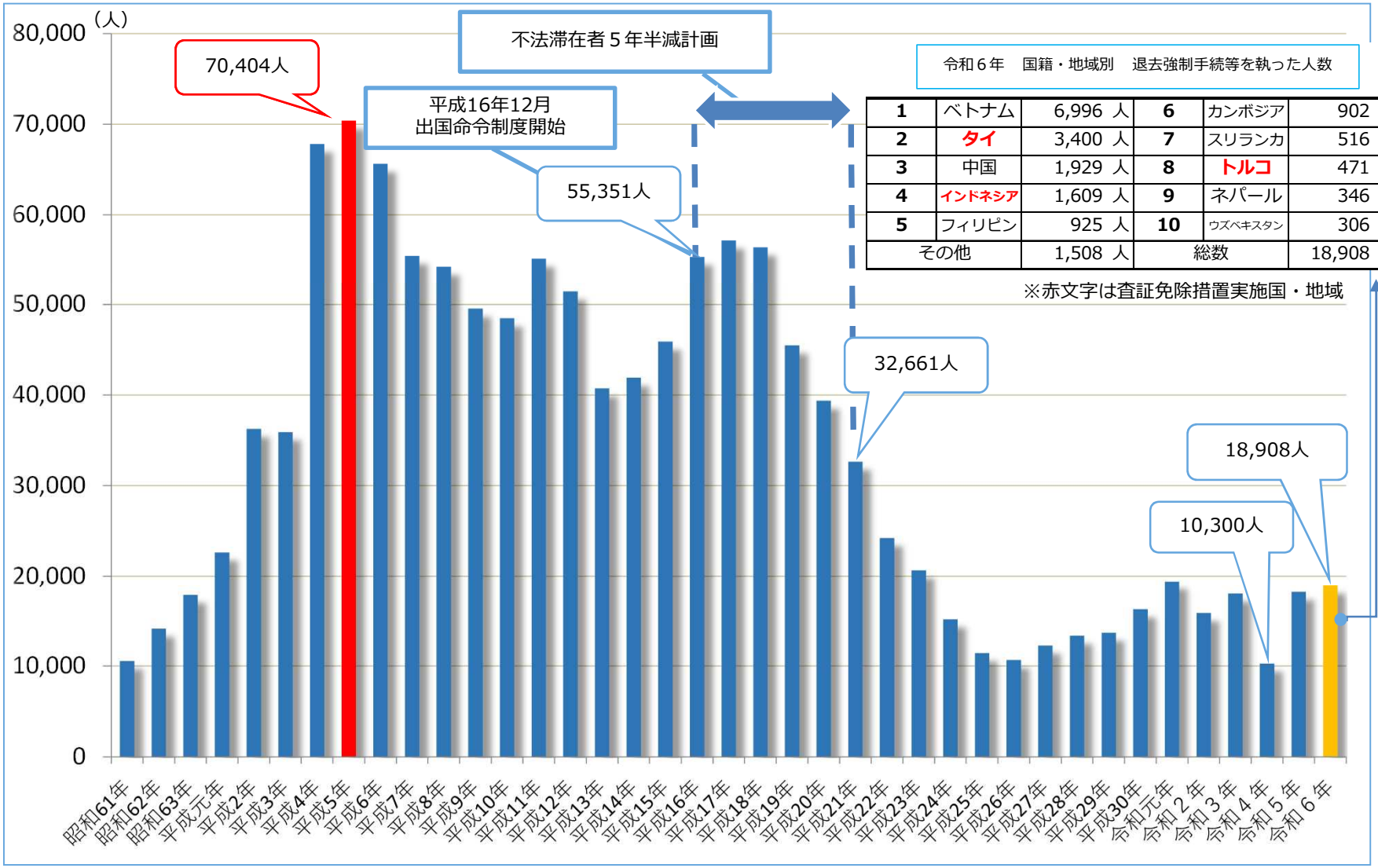

令和６年　国籍・地域別　退去強制手続等を執った人数

1	ベトナム	6,996 人	6	カンボジア	902 人
2	タイ	3,400 人	7	スリランカ	516 人
3	中国	1,929 人	8	トルコ	471 人
4	インドネシア	1,609 人	9	ネパール	346 人
5	フィリピン	925 人	10	ウズベキスタン	306 人
その他		1,508 人	総数		18,908 人

※赤文字は査証免除措置実施国・地域

※　退去強制手続等を執った者とは、退去強制手続又は出国命令手続を執った外国人

被収容者数、被退令仮放免者数の推移及び被退令監理者数

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

被収容者数（※）の推移

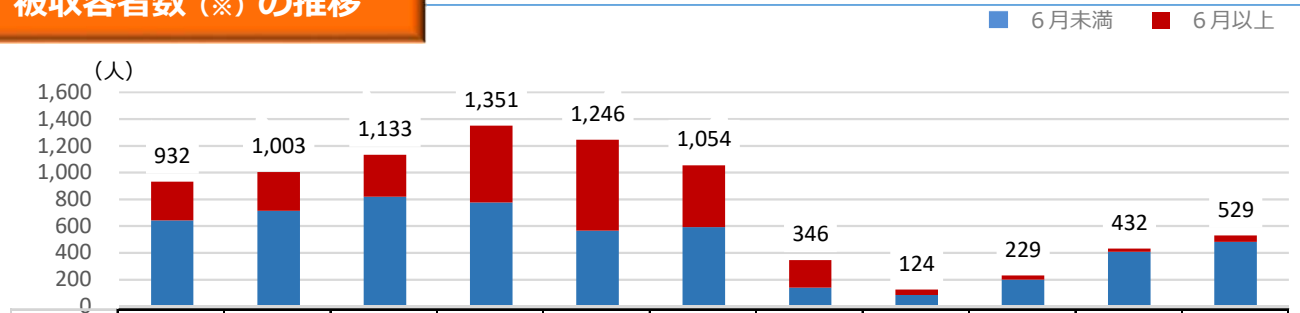

	平成２６年	平成２７年	平成２８年	平成２９年	平成３０年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
6月以上	290 人	290 人	313 人	576 人	681 人	462 人	207 人	39 人	31 人	26 人	47 人
6月未満	642 人	713 人	820 人	775 人	565 人	592 人	139 人	85 人	198 人	406 人	482 人

※１　各年末の人数
※２　収容令書による収容と退去強制令書による収容の総数

被退令仮放免者数の推移

令和６年末時点　国籍・地域別　被退令仮放免者数

1	トルコ	579 人	6	中国	120 人
2	イラン	276 人	7	ブラジル	113 人
3	スリランカ	227 人	8	フィリピン	104 人
4	パキスタン	180 人	9	バングラデシュ	94 人
5	ナイジェリア	141 人	10	ガーナ	63 人
その他		551 人	総数		2,448 人

※赤文字は査証免除措置実施国・地域

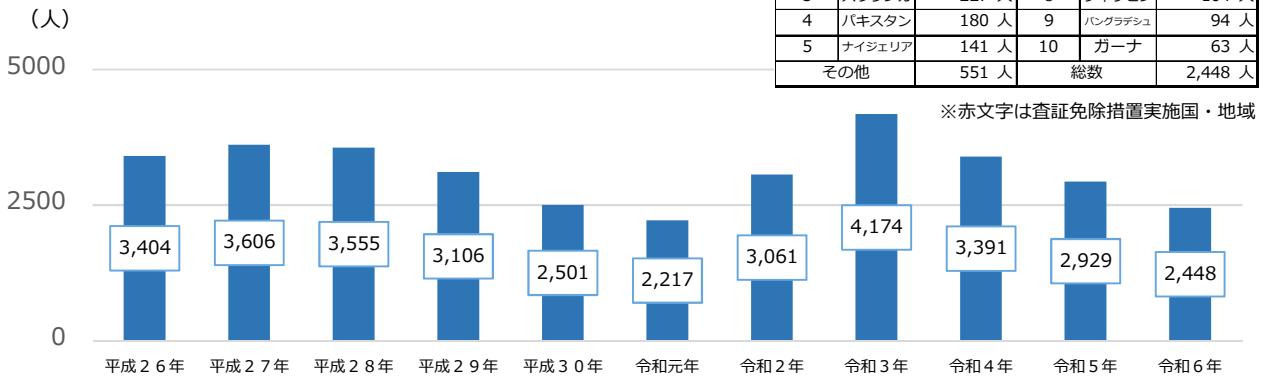

※各年末の人数

被退令監理者数

国籍・地域別	令和６年末時点
総数	213　人
ブラジル	37　人
スリランカ	23　人
トルコ	21　人
イラン	19　人
フィリピン	17　人
中国	14　人
パキスタン	9　人
ペルー	9　人
タイ	8　人
ウガンダ	7　人
ナイジェリア	7　人
ベトナム	7　人
その他	35　人

※１　監理措置は令和６年６月１０日から施行。
※２　赤文字は査証免除措置実施国・地域

被送還者数・出国命令書交付件数の推移

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

被送還者数

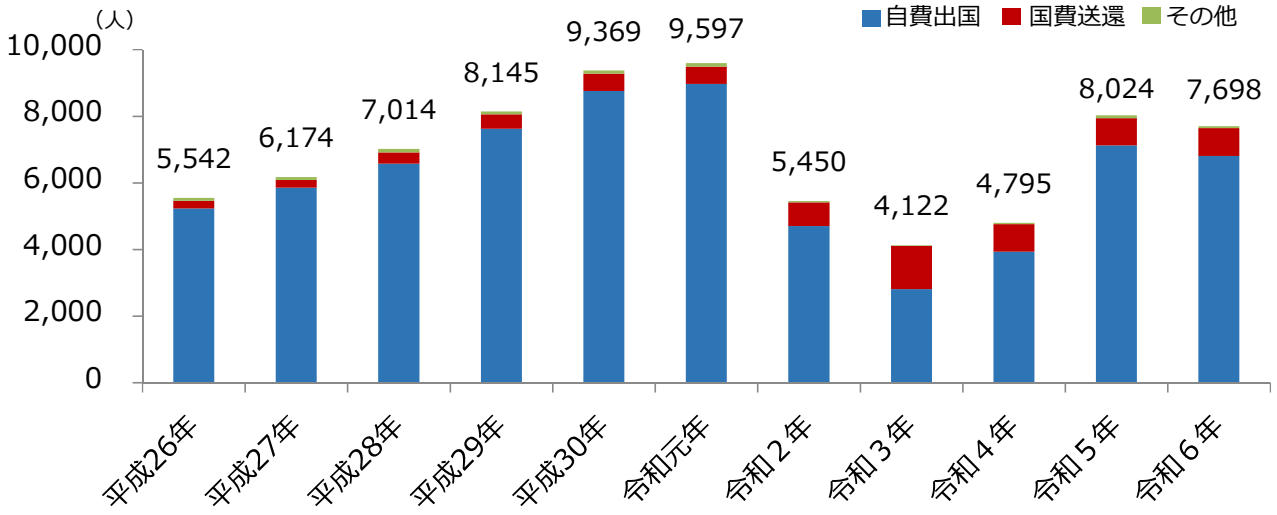

令和６年　国籍・地域別　被送還者数

1	ベトナム	3,123 人	6	フィリピン	351 人
2	タイ	912 人	7	スリランカ	283 人
3	中国	826 人	8	ネパール	174 人
4	インドネシア	628 人	9	トルコ	167 人
5	カンボジア	368 人	10	ウズベキスタン	164 人
その他		702 人	総数		7,698 人

※１　「その他」は、
- 入管法第５９条による送還をした者
- 国際受刑者移送法に基づき出国したものであって、出国時に退去強制令書の発付を受けていた者
- 被収容者の本国政府等の費用負担による送還をした者

の数値である。

※２　赤文字は査証免除措置実施国・地域

出国命令書交付件数

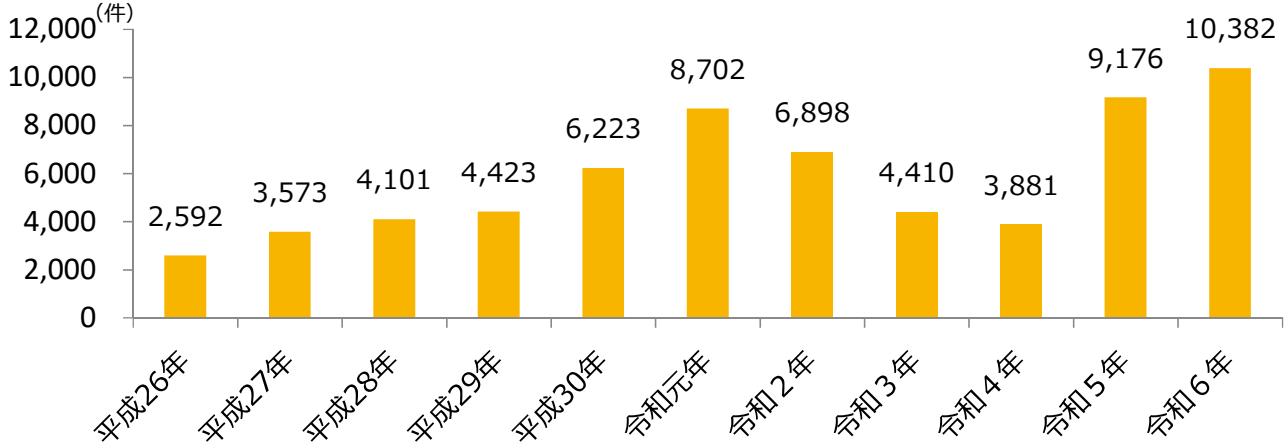

※令和６年の出国命令書交付件数は速報値

令和６年　国籍・地域別　出国命令書交付件数　※　速報値

1	ベトナム	3,968 件	6	フィリピン	423 件
2	タイ	2,462 件	7	スリランカ	233 件
3	中国	1,014 件	8	ネパール	177 件
4	インドネシア	983 件	9	トルコ	145 件
5	カンボジア	517 件	10	ウズベキスタン	109 件
その他		351 件	総数		10,382 件

※　赤文字は査証免除措置実施国・地域

ＩＯＭ自主的帰国及び社会復帰支援プログラム

世界をつなぐ。未来をつくる。
ＩＳＡ 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

概要

退去強制されることが決定した者の中には、帰国する意思はあるものの、帰国後の生活不安を主な理由として送還を忌避する者もいる。

これらの者のうち、人道的配慮が必要と認められる者に対しては、国際移住機関（ＩＯＭ）駐日事務所の協力を得て、２０１３年度から自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施している。本プログラムは、帰国後の就業支援や医療機会の提供等の社会復帰支援を行うことにより、帰国後の不安を払拭し、被送還者の尊厳のある自主的な帰国を促すものである。

これまで、複数の家族や個人が本プログラムの適用を受けてアジアを始めアフリカや南米等に帰国しており、帰国後はそれぞれの現地のＩＯＭ事務所による生活・就労・就学支援等が行われている。

引き続きＩＯＭと協力して本プログラムを実施し、被送還者の自主的な帰国及び本国での社会復帰を促進することとしている。

ＩＯＭ自主的帰国及び社会復帰支援プログラムによる帰国者の推移

（人）

実施年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
帰国者数	4	7	7	21	9	15	19	32	15	24	28	19	200

令和５年入管法等改正法の概要等

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

保護すべき者を確実に保護

R5.12.1

1　「補完的保護対象者」認定制度

○　条約上の難民ではないが、難民に準じて保護すべき者を保護（紛争避難民など）

○　安定した在留資格の付与、制度的裏付けのある支援の実現

R6. 6. 10

2　在留特別許可制度の適正化

○　申請手続の創設

○　考慮事情を明示

○　不許可の理由を告知する規定の整備

○　在留特別許可と難民認定手続を分離

R5.12.1

3　難民認定制度の運用の見直し

〔 衆議院における修正事項 〕

○　面接における申請者の心情等への適切な配慮

○　難民の出身国情報の充実

○　難民調査官の調査能力の向上

〔 法改正事項ではない事項 〕

●　難民該当性に関する規範的要素の明確化

送還忌避問題の解決

R6. 6. 10

1　送還停止効の例外規定

○　現行法上、難民認定申請中は、何度でも、一律に送還が停止する（＝送還停止効）ところ、その例外規定を創設

- ３回目以降の申請者
- ３年以上の実刑前科者
- テロリスト等

○　３回目以降の申請でも、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出すれば送還停止

2　罰則付きの退去等命令制度

現行法上、送還が特に困難な以下の者につき、退去を命令する制度を創設し、自ら帰国するよう促す

- 退去を拒む自国民を受け取らない国の者
- 航空機内で送還妨害行為に及んだ者

3　自発的な帰国を促すための措置

摘発された者等でも、自発的に帰国する場合は上陸拒否期間を短縮（５年→１年）

収容を巡る諸問題の解決

R6. 6. 10

1　収容に代わる監理措置

○　監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進める措置の創設

○　個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益も考慮し、収容か監理措置かを判断

○　本人及び監理人に届出義務等（ただし監理人の義務は限定）

○　逃亡等の防止に必要な場合に限り保証金を納付

○　被収容者につき、３か月ごとに収容の要否を必要的に見直す

2　仮放免の在り方の見直し

○　健康上の理由に基づく仮放免請求は、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して判断すべきことを明記

3　適正な処遇の実施

○　常勤医師の兼業禁止を緩和

○　強制治療に関する規定(拒食対策)

○　制止要件の明記

○　３か月ごとの健康診断

○　職員への人権研修の実施 など

R6. 6. 10　R5.11.1

その他、デジタル証拠収集、16歳未満の外国人の在留カード等の有効期間の更新申請 などに関する所要の改正

令和５年改正入管法改正前後の退去強制手続等

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

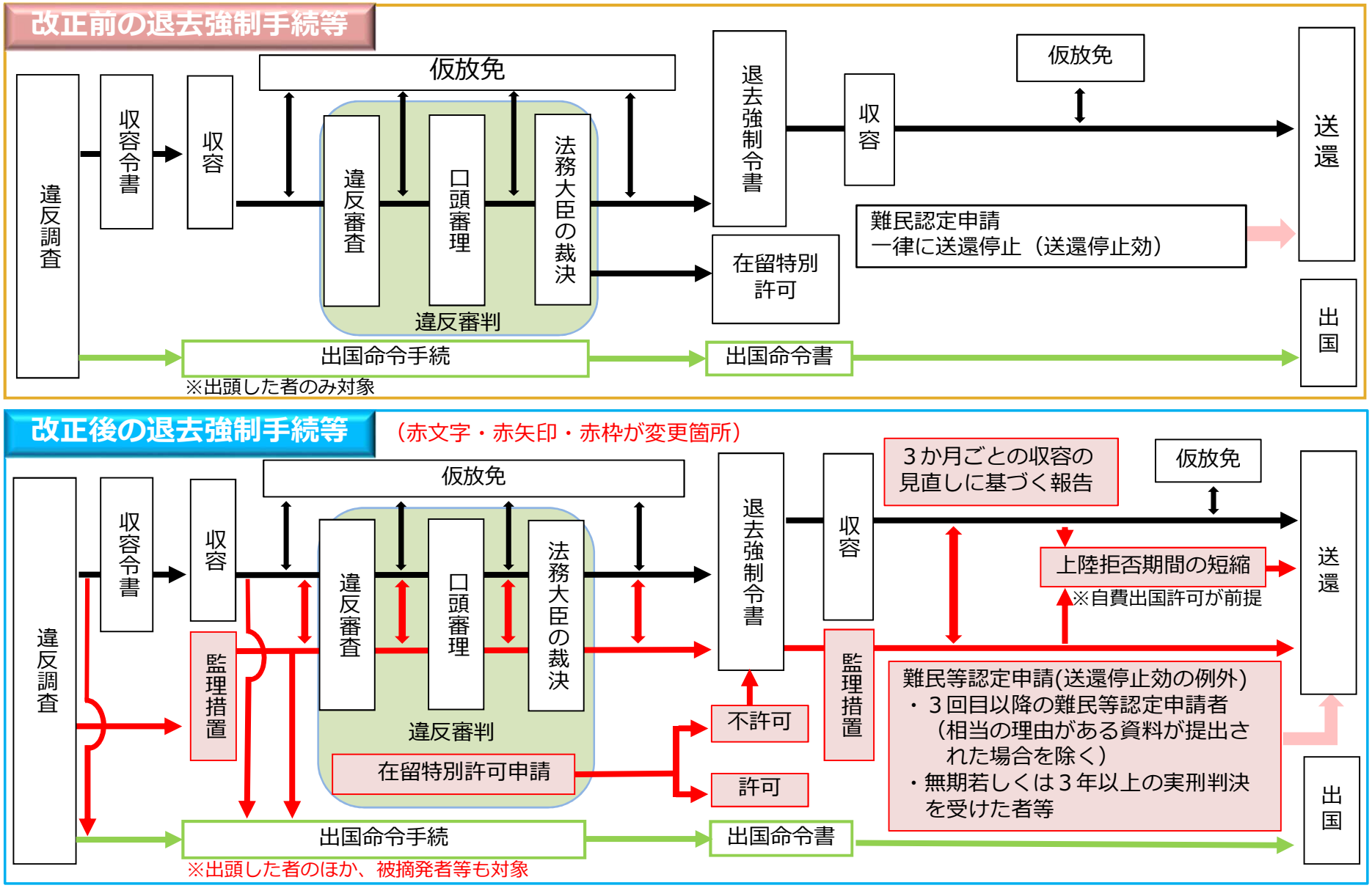

令和５年改正入管法の運用状況①

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

	自発的な帰国を促す措置
改正前	・上陸拒否期間 強制送還：原則5年 ↔　出国命令：１年 ・出国命令は、出頭した者のみ ⇒　被摘発者等は短縮されない
改正後の内容	・被摘発者等も出国命令の対象に追加（※） ・自費出国（強制送還）の場合も上陸拒否期間を短縮可（※） （５年→１年）とする ※　短期滞在で再上陸する場合は５年のまま
運用状況	○**出国命令制度** 出国命令書の交付件数 R5.6～12　5,799件 R6.6～12　5,901件 24条の3第1号イ　4,833件（出頭した者のみ） **（新設）** **24条の3第1号ロ　1,068件（被摘発者等）** ※施行日であるR6.6.10以降の速報値 ○**上陸拒否期間の短縮決定（新設）** R6.6～12 申　請　199件 **決　定　153件** 非決定　41件 終　止　1件 未処理　4件 ※　施行日であるR6.6.10以降の速報値

出国命令制度・上陸拒否期間の短縮決定（令和６年６月１０日以降）

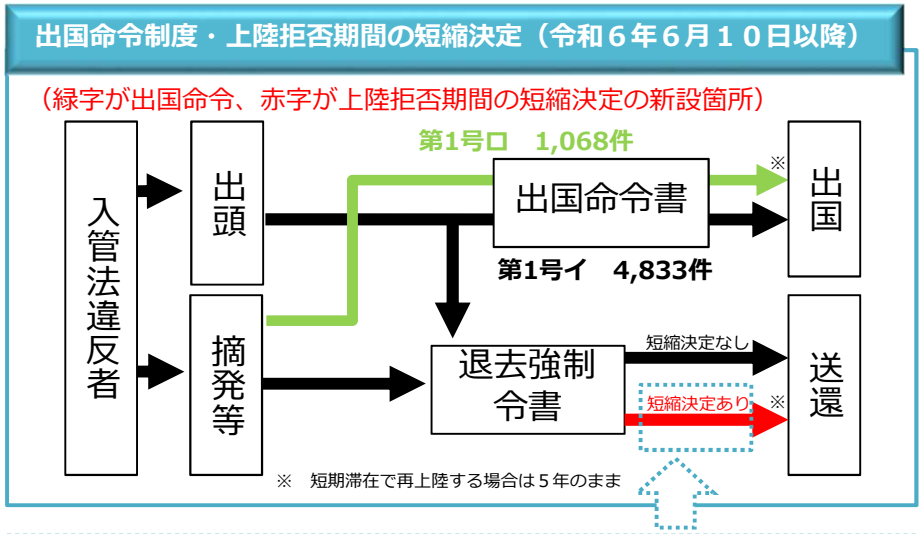

上陸拒否期間の短縮決定

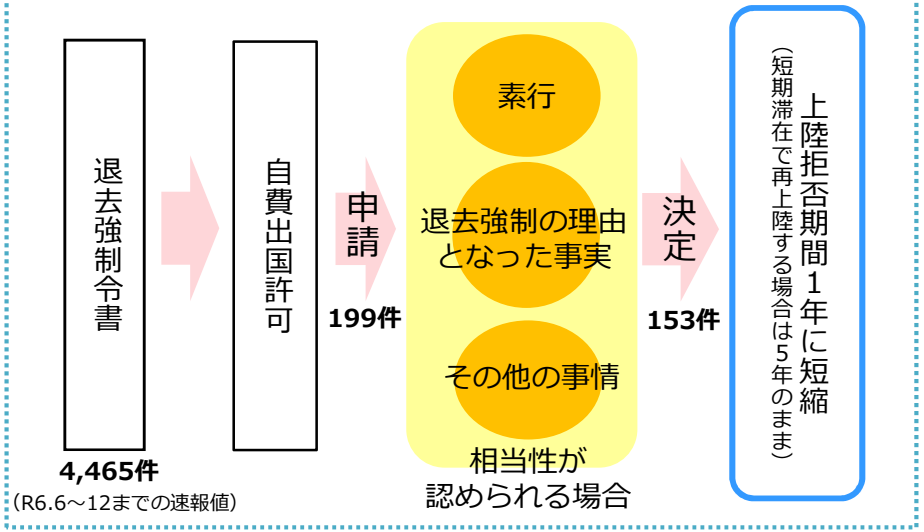

令和５年改正入管法の運用状況②

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

	監理措置の創設・仮放免の見直し
改正前	・収容が原則であり、被収容者の収容を解く手段は仮放免しかなく、実務上、仮放免を柔軟に活用 ・仮放免は、逃亡を防止する手段が十分でなく、多数の逃亡事案が発生 ・「送還可能のとき」まで収容することとされており、送還忌避者は収容が長期化
改正後の内容	・監理人の監理の下で、逃亡を防止しつつ、収容しないで退去強制手続を進める「監理措置」を創設 ・仮放免を許可すべき場合を限定し、健康上、人道上その他これらに準ずる理由により、収容を一時的に解除する制度とした ・長期収容を防止する観点から、3か月ごとに収容の要否を見直し、出入国在留管理庁長官においても、その判断の適正を確認する仕組みを導入
運用状況	○**監理措置・仮放免** R５.６～１２ **・退去強制令書発付前** 仮放免許可　７１９件 **・退去強制令書発付後** 仮放免許可　８９１件 → R６.６～１２ **・退去強制令書発付前** 監理措置決定　６４７件 仮放免許可　４２件 **・退去強制令書発付後** 監理措置決定　４７６件 仮放免許可　８５件 ※　施行日であるR6.6.10以降の速報値 ※　監理人として選定された者は、９割以上が被監理者の親族・知人となっており、そのほかには、元雇用主、弁護士、行政書士、支援者などとなっている ※　令和６年末現在、監理措置決定を受けた者で所在不明になっている者はいない ※　退去強制令書発付前の被監理者であれば、生計の維持に必要な範囲内で就労を認められることがある（令和６年末までに６件の申請があり、そのうち２件が許可されている） ○**3か月ごとの収容の見直しに基づく報告** ・報告を受けた件数　１２８件 ・監理措置決定をすべきことを命じた件数　１０件 ※　施行日であるR6.6.10以降の速報値

退去強制手続（令和６年６月９日まで）

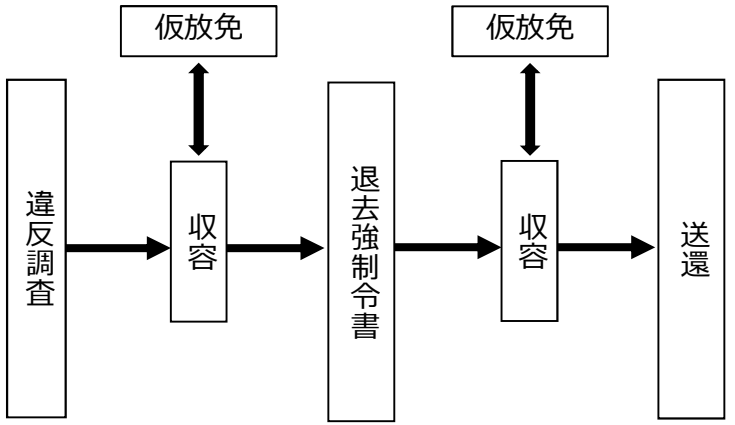

退去強制手続（令和６年６月10日以降）

（赤矢印・赤枠が変更箇所）

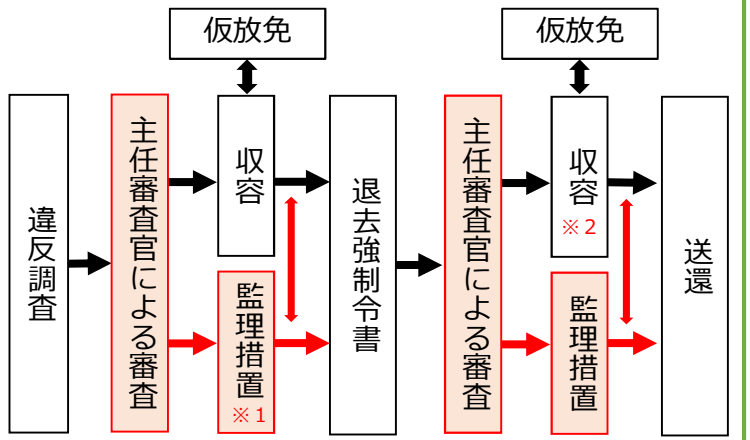

※１　退去強制令書発付前であれば、申請により、就労を認められることがある
※２　退去強制令書発付後は、３か月ごとに収容の要否を見直す

令和５年改正入管法の運用状況③

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

在留特別許可の適正化

改正前

・法務大臣が広範な裁量により判断し、本人の申請手続なし
　⇒　判断過程・理由につき、透明性の確保が必要
・違反審判手続（三審制）の最終段階で判断
・難民認定手続においても在留特別許可の判断を行う
　⇒　違反事実それ自体に争いがない場合であっても、違反審査手続（三審制）の最終段階である法務大臣への異議の申出を経なければ、在留特別許可の判断がされなかった
　　在留特別許可を目的とする難民認定申請を誘発

改正後の内容

・申請手続を創設
　⇒　在留特別許可の申請は、収容令書による収容又は監理措置決定を受けてから、退去強制令書が発付されるまでの間にすることができる
・考慮事情を明確化
・不許可の場合には理由を告知
・在留特別許可と難民認定手続を分離
・在留特別許可の申請があった場合には、法務大臣への異議の申出を経ることなく、違反事実が確定した段階で、在留特別許可の判断がされる

運用状況

（参考）

	R5.6～12
異議申出	1,484件
許　可	**692件**
退令発付	730件
終　止	124件
未処理	1,036件

	R6.6～12
申　請	2,016件
許　可	**463件**
不許可	371件
終　止	46件
未処理	1,136件

※　施行日であるR6.6.10以降の速報値

退去強制手続（令和６年６月９日まで）

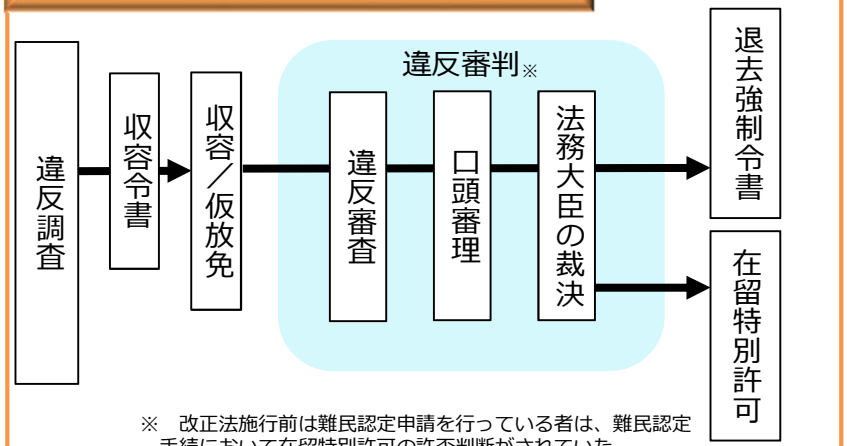

※　改正法施行前は難民認定申請を行っている者は、難民認定手続において在留特別許可の許否判断がされていた

退去強制手続（令和６年６月１０日以降）

（赤矢印・赤枠が変更箇所）

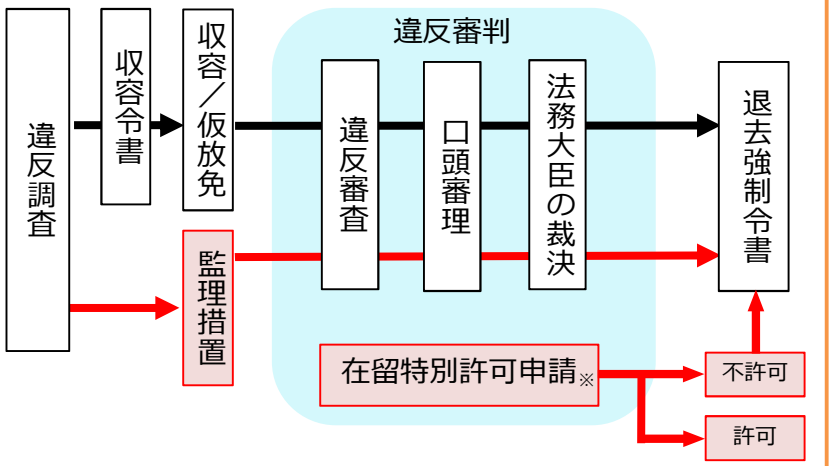

※　難民認定申請を行っている者であっても、在留特別許可申請に基づき、退去強制手続において在留特別許可の許否判断がされる

令和５年改正入管法の運用状況④

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

	送還停止効の例外規定	退去の命令制度
改正前	難民認定申請中は一律に送還停止 ⇒　難民認定申請をすれば、申請の回数や理由等を問わず、殺人等の重大犯罪を犯した者やテロリスト等でも退去させることができない	以下の者に退去を強制する手段がない ①　退去を拒む自国民を受け取らない国の者 ②　航空機内で暴れるなどの送還妨害行為に及び、搭乗拒否となる者
改正後の内容	以下の者につき例外規定を創設 ①　３回目以降の難民等認定申請者 （難民等と認定すべき「相当の理由のある資料」を提出した者を除く） ②　３年以上の実刑前科者 ③　テロリスト等	退去を義務付ける罰則付きの命令制度を創設 ※　対象は上記①②に限られ、送還忌避者全般に適用されるものでない
運用状況	**送還停止効の例外を適用して送還した人数　１９人** （内訳） ・３回目以降の難民等認定申請者（注）　１７人 ・無期若しくは３年以上の実刑判決等　２人 （注）「相当の理由のある資料」を提出したため送還計画を中止した者は１人であった	令和６年の実績はない

（参考）被送還者数（送還手法別）

	令和５年	令和６年
総数	８，０２４	７，６９８（４，３７１）
自費出国	７，１２７	６，８０８（３，８３７）
国費送還（護送官なし）	６９５	５８１（　３４５）
国費送還（護送官あり）	**１１９**	**２４９（　１５５）**
その他	８３	６０（　３４）

※　括弧内は、施行日であるR6.6.10以降の数値

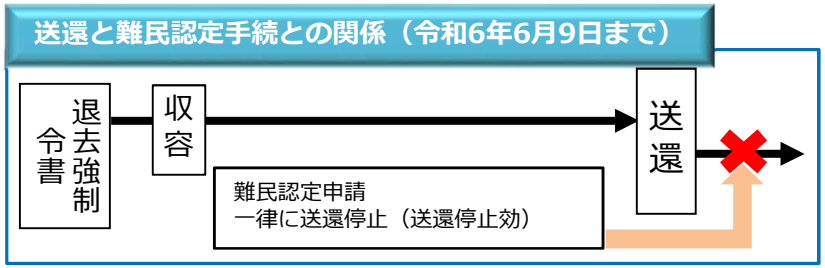

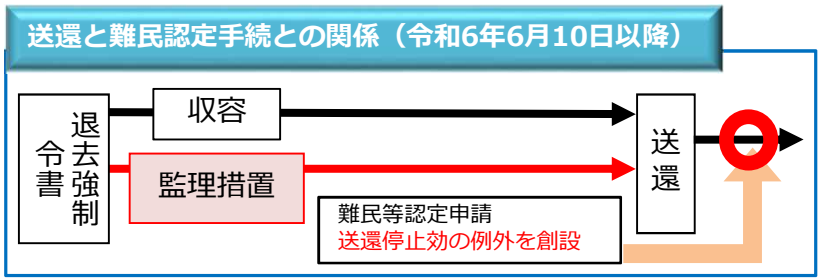

処遇環境改善のための整備

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

法改正によって明記された主な事項

被収容者の処遇をより一層適正化するため、令和５年改正入管法において被収容者の権利・義務に関する事項を法律で明記するとともに省令で定めていた処遇に関する規定を法律に定めた。

〇活動の援助（法５５条の５）
〇研修及び訓練（法５５条の１６）
〇収容開始時の告知（法５５条の１８）
〇指名医による診療（法５５条の４３）
〇宗教上の行為（法５５条の６）
〇医師等職員の国家公務員等の特例（法５５条の１７）
〇診療等（法５５条の４２）
〇不服申立て（法５５条の６８～８１）

処遇環境改善のための整備

◆ 活動の援助

〇弁護士会を通じて実施される無料法律相談会の開催

〇公的機関の連絡先の教示

〇備え付け書籍の設置
→多言語にわたる書籍を配備するため、引き続き書籍の拡充に努めている

〇運動器具・遊具の貸与

◆ 居室の洋室化

〇被収容者の生活様式を考慮し、一部の収容施設について居室の洋室化工事を実施

<直近の工事実績>
・令和６年
東日本入国管理センター
大村入国管理センター
東京出入国在留管理局

◆ 研修・訓練の拡充

〇人権に関する研修を始め、医療知識や適正な有形力の行使に関する研修・訓練を実施

<訓練・研修例>
・人権研修
・救急救命訓練
・応急手当及びＡＥＤ使用訓練
・薬剤交付研修
・有形力行使に関する指揮官研修
・体力向上訓練

収容施設における医療体制の充実強化

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

被収容者に対する医療

名古屋入管における被収容者死亡事案に係る調査報告書で示された改善策及び医師、弁護士等からなる外部有識者会議によって取りまとめられた「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」を踏まえ、新規入所者全員に対する健康診断の実施や、救急対応マニュアルの策定、常勤医師の確保等の医療体制の強化に取り組むとともに、着実な取組の推進を図るため、医療体制強化の進捗状況について、外部有識者による定期的かつ継続的な検証を行っている。

さらに、令和５年改正入管法により、３月に１回健康診断を受けさせることや被収容者が指名した医師の受診を認めることができる規定を設け、医療体制の充実を図っている。

医師の積極的な採用活動

収容場を常時開設している６官署においては、医療体制の強化を図るため、常勤医師の定員枠を増やしたが、入管医療自体の知名度が低く、採用に難航している状況にある。

そこで、令和５年改正入管法において、医師の兼業規定の緩和を定めたほか、医師の採用促進のため、イベントでのリーフレット配付や、入管庁の医師がどのような業務を行っているかを紹介するビデオを作成し、動画アップロードサイトに掲載したほか、大学病院等関係機関への働き掛けなど積極的な採用活動を行っている。

また、入管庁内において、医師確保対策WGを立ち上げ、常勤医師の効果的な採用活動について検討を行っている。



リーフレット



医師業務紹介ビデオ

法務大臣閣議後記者会見の概要（抜粋）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ＩＳＡ

令和７年５月２３日（金）

（前略）

「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」について申し上げます。
出入国在留管理庁では、これまでも、ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑かつ厳格な出入国在留管理を目指してまいりました。

しかしながら、昨今、ルールを守らない外国人に係る報道がなされるなど国民の皆様方の間で不安が高まっている状況があります。そうした状況を受け、そのような外国人への対応が強く求められるということを認識しています。そこで、私から本年３月、神田大臣政務官に対して、誤用・濫用的な難民認定申請を繰り返している者を含め、ルールを守らない外国人を速やかに我が国から退去させるための対応策をまとめるよう、指示したところです。

議論の結果として、こちらのパネル・資料にもありますように、「入国管理」、「在留管理・難民審査」、「出国・送還」の３つの段階に分けて、各段階における具体的な対応策を「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」としてまとめたところです。

（中略）

私としては、在留管理・難民審査の厳格化・迅速化について、今後も、出入国在留管理庁に適時・的確に指示し、ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、ルールを守らない外国人に対しては厳格な対応を徹底してまいります。そのことで国民の皆様方の安全・安心を守りつつ、外国人と安心して暮らせる共生社会の実現に全力を尽くしてまいりたいと考えています。

（後略）

国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢に鑑み、
不法滞在者ゼロを目指し、外国人と安心して暮らせる共生社会を実現する

入国管理

(１)電子渡航認証制度(正式略称：ＪＥＳＴＡ(※))の早期導入

オンラインで事前に提供された情報をもとにスクリーニングを行い、好ましくない外国人の来日を未然に防止する。

2030年の導入予定を前倒しして、2028年度中の導入を目指す。

(※) Japan Electronic System for Travel Authorization

(２)退去強制が確定した外国人が多い国に対する働き掛け

退去強制が確定した外国人(※)が多い国に対して、外務省と協力して、不法滞在者の発生を防止するための取組などに関する働き掛けを強化する。

(※)被退令仮放免者、被退令監理者及び被退令収容者

在留管理・難民審査

(３)難民認定申請の審査の迅速化

誤用・濫用的な難民認定申請を抑制するため、出身国情報等を踏まえてＢ案件(※)を類型化し、在留の制限を実施すると共に、早期かつ迅速な処理体制を整備する。

法改正施行前の複数回申請者について、早期の審査を実施する。

(※)B案件：難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件

(４)出入国在留管理のＤＸ

難民等認定手続について、審査手続の迅速化を図るため、ＡＩを含むデジタル技術の活用を検討する。

ＪＥＳＴＡの導入後は、入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者の把握等の活用を検討する。

出国・送還

(５)護送官付き国費送還の促進

退去強制が確定した外国人のうち、令和５年改正入管法により送還停止効の例外として送還が可能となった者や重大犯罪者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施する。

(６)改正入管法の新制度を活用した自発的な帰国の促進

出国命令制度や上陸拒否期間短縮制度の積極的な活用を促し、自発的な帰国を促進する。

(７)被仮放免者の不法就労防止

被仮放免者の動静監視に注力し、不法就労の抑止を図る。

警察と協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発する。

不法滞在者ゼロプランによって期待される当面の効果（目標）

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

難民認定申請の平均処理期間

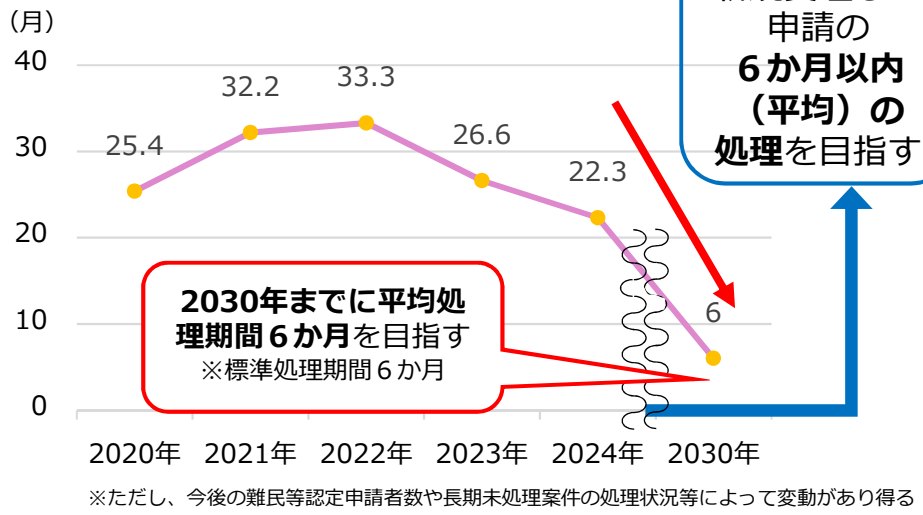

2026年中に新規受理した申請の**６か月以内（平均）の処理**を目指す

2030年までに平均処理期間６か月を目指す
※標準処理期間６か月

※ただし、今後の難民等認定申請者数や長期未処理案件の処理状況等によって変動があり得る

護送官付き国費送還

３年後に倍増を目指す

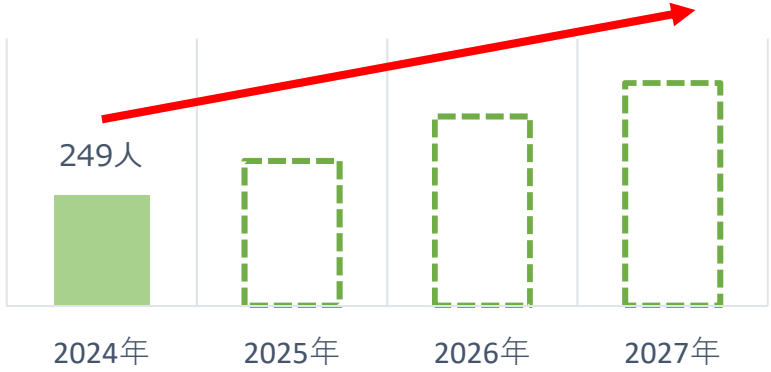

退去強制が確定した外国人数

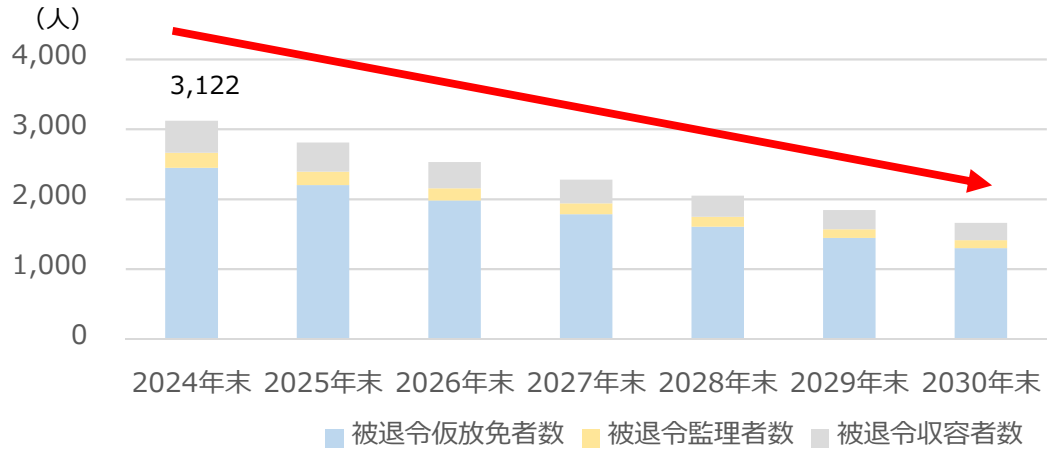

今後の難民認定申請の審査迅速化により増加が見込まれるものの**2030年末までに半減**を目指す

不法滞在者ゼロの日本へ

出入国在留管理政策懇談会において特に御議論いただきたい事項

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

＜不法滞在者ゼロプラン関連＞

- ✓ **退去強制が確定した外国人が多い国に対する働きかけ【P15(2)】**
  - 申し入れるべき「不法滞在者の発生を防止するための取組」のアイデア
  - 自国民の送還に非協力的な国に対し、協力を得るために効果的な取組
- ✓ **護送官付き国費送還の促進【P15(5)】**
  - 暴れる、大声を出すなどして搭乗拒否される事例への対応策
  - 護送官付き国費送還の実施に非協力的な航空会社への対応
- ✓ **被仮放免者の不法就労防止【P15(7)】**
  - 仮放免者の不法就労等の条件違反を抑止するための動静監視の手法

＜その他＞

- ✓ **入国警備官の採用**
  - 効果的な広報活動 、業務内容の周知について
- ✓ **医師の採用活動に係る効果的な取組**

出入国在留管理政策懇談会第５回会合資料における補足説明

項番	資料頁	項目	説明
1	5	ＩＯＭ自主的帰国及び社会復帰支援プログラム	ＩＯＭ自主的帰国及び社会復帰支援プログラムは、母国に帰国し生活することが目的であり、まず、ＩＯＭ担当者によるカウンセリングを受けることになるが、目的等に合致しない場合には、取りやめる場合も一定数ある。
2	8	自発的な帰国を促す措置など	出国命令の対象者は被摘発者より出頭者の方が多い。摘発については、夜の店や工場に摘発に行くことよりも、最近では農家に行くことが大幅に増えている。
3	9	３か月ごとの収容の見直しに基づく報告	被収容者に係る３か月ごとの収容の見直しの際、地方局が引き続き収容すると判断した場合には、本庁に報告することになる。本庁において、監理措置相当と判断した場合には、監理措置決定をすべきことを命じることとなる。 令和６年６月10日から同年12月末までの間、報告を受けた件数は128件であり、監理措置決定をすべきことを命じた件数は10件ある。
4	10	在留特別許可の適正化	令和５年入管法改正前の在留特別許可は、入国審査官の違反審査、特別審理官の口頭審理を経て、法務大臣に対して異議の申出をした場合に限り、法務大臣の裁決の特例として行われており、在留特別許可の判断までの期間が長期化する一因となっていたが、令和５年改正入管法で創設した在留特別許可申請手続においては、手続の迅速化という観点から、退去強制手続の対象者が、法務大臣に対する異議の申出を経ることなく申請を行うことが可能となった。
5	11	送還停止効の例外規定	送還停止効の例外に該当し得る人の数は時点によって刻々と変わるので一概には言えない。

6	14	国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン	不法滞在者ゼロプランに記載のある「ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢」は、現在、どのような社会情勢であるかという認識を示したものであり、「ルールを守らない外国人」は、出入国在留管理庁が所管する手続の対象となる外国人のみを指すわけではないが、不法滞在者ゼロプランの各施策の対象となる外国人は、当然、出入国在留管理庁が所管する手続の対象となる外国人である。
7	15	護送官付き国費送還にかかるコスト	国費送還は年間数億円のコストがかかっている。送還の際には、被送還者１名に対し３名以上の護送官を付すこととしており、護送官は往復のチケット代が必要なことなど自費出国の場合よりコストがかかる。退去強制令書が発付された者に対しては、可能な限り自発的な帰国やＩＯＭ自主的帰国及び社会復帰支援プログラムでの帰国を促しているものの、送還忌避者が一定数存在することから、護送官付き国費送還の促進を図っている。
8	15	護送官付き国費送還に係る手続	国費送還は、在京大使館等関係各所との調整など手続に２か月程度かかることもあることなどから、帰国希望の者が単にチケット代を負担したくないがために送還忌避であると偽り護送官付き国費送還を受けようとするとは考え難い。帰国希望の者は、チケット代を払ってでも早く帰国したいと考える傾向にある。
9	15	護送官の人数	護送官には、暴れる人を制圧するための（被送還者も自らも怪我をしない）高い技術、護送官間の高度な連携が必要であり、相当程度の経験も必要で、これらを満たした人物の確保が必要となるため、護送官の確保には苦慮しているところである。女性の護送官についても、一定数いるところ、女性の被送還者に対しては女性の護送官を付けることとしているが、その確保には苦慮している。 このため、護送官の育成に取り組んでいるところである。
10	15	国費送還の諸外国による事例	例えば、米国は軍用機を使用しているとの報道があるが、被送還者１人当たりのコストは相当高額であると報道されていた。
11	17	入国警備官採用試験	入国警備官は公安職であり、行政職に比べて俸給表上の俸給は高い。また、階級制度もあり、キャリアプラン等目標をもって職務に励むことができる。 入国警備官採用試験は高卒程度対象試験であるが、大卒者が受験することもある。学力試験のほか、立ち幅跳びと上体起こしなど体力試験も試験項目にある。 一般職の公務員とは違い、入国警備官独自の採用試験であるが、入国警備官の認知度が十分でないことも採用が少ない１つの要因となっている。

12	17	医師の採用活動	常勤医師は直接雇用であり、定員12名に対して、令和７年４月時点で現在員は４施設で５名（東日本、東京、横浜、名古屋２）である。常勤医師のほか、非常勤医師は業務委託するなどしている。 収入が民間の医師に比べて低いこと、医師の数が少なく、医師同士の相談ができないことなどが医師の確保に苦慮している原因であると思われる。

出入国在留管理政策懇談会第５回会合　意見提出様式

委員名：岡部　みどり

議題	退去強制業務について
意見	１．退去強制手続の対象者のうち、所在不明となっている者が、収容後に仮放免された後に行方をくらませたのか、それとも収容以前の段階からすでに所在不明であったのかは、制度運用上の極めて重要な点である。仮に前者であるならば、仮放免制度は不法滞在問題の解決に資するどころか、逆に問題を助長している面があるとも考えられる。 人道上の観点から長期収容が望ましくないとの立場は理解できるものの、現行制度において仮放免がほぼ唯一の選択肢となっている状況には再考の余地があるのではないか。仮放免の要件をより明確に規定する、あるいは仮放免前に送還可能性について本国との交渉を改めて行うなど、他の対応策が検討されてよいと考える。 特に、被退令管理者数の統計からは、特定国籍者に偏りが見られるようにも思われ、その背景や外交的事情を踏まえた個別対応の必要性があるかもしれない。 ２．在留特別許可と難民認定手続の制度的分離は、制度の機能明確化という点で評価できる。正規の在留資格を有さない者に対するいわゆる「正規化（regularization)」は、あくまで政治的判断として行われるべきであり、その結果については国民に対して透明性を持って示される必要がある。 その際、単に「人道的配慮」であるとの説明だけでなく、当該措置が出身国の政治・人権状況に基づいた対応であり、我が国としての外交的意思表示の一環であるというメッセージを政策の側からも明確に示すべきである。そうでなければ、国民から「声の大きい者だけが優遇される」という誤った認識を招きかねない。 また、難民認定に伴う送還停止効については、日本国内での三度目以降の申請には原則として適用されないものの、いったん出国した後に再入国し、改めて難民申請を行う事例があるように見受ける。このような手法は制度の趣旨に照らして問題があると考えられ、明確な歯止め措置の導入が検討されるべきである。 3.　「不法滞在者ゼロプラン」の策定自体は、制度の濫用を防止する抑止的なメッセージとして理解されるべきであり、原則として支持されるべき政府方針である。仮に批判があるとすれば、それは今後の運用過程において個別に人

	道・人権上の懸念が生じた場合の監視・評価の在り方に向けられるべきであり、プランの趣旨そのものを批判の対象とするのはやや的外れであるように思われる。 ４．最後に、やや制度論的な問いになるが、難民認定手続において不認定となった案件が、その後、民事訴訟等において入管職員らによる人権侵害として争われることがあると聞いている。仮に裁判所が人権侵害の存在を認定した場合、当該外国人に在留資格を付与すべきとの法的判断まで含んでいるのか、あるいは単に国家賠償的観点での違法性判断にとどまるのか、その効果範囲について確認したい。 私の理解では、一般裁判所は人権侵害についての有無を判断する権限は有するものの、その結果として在留資格を行政に付与させる法的拘束力は有しないと理解しているが、もしこの理解が誤っていればご教示いただきたい。 （出入国在留管理庁回答） 　お尋ねの難民認定手続において不認定になった案件に関連して入管職員らによる人権侵害があったと主張する訴訟は、おそらく国に対して損害賠償を求める訴訟になると思われる。 　この訴訟はあくまでも損害賠償を求めるものであることから、仮に、この訴訟で国側が敗訴したとしても、国としては外国人の方に対する損害賠償が義務付けられるにとどまり、在留資格の付与や難民認定が義務付けられるものではない。 　したがって、外国人の方が、在留資格の付与や難民認定を求めるのであれば、お尋ねのような入管職員らによる人権侵害があったと主張する訴訟とは別に、在留資格の付与や難民認定を求める訴訟を提起する必要がある。

出入国在留管理政策懇談会第５回会合　意見提出様式

委員名：川村　真理

議題	退去強制業務について
意見	１．不法残留者および退去強制手続等の対象者を減少させる方策の必要性 ・不法残留者を出身国別にみると、上位 10 か国で全体の約 8 割、上位 3 か国で全体の約 5 割を占めている。また、退去強制手続等を執った者を出身国別にみると、上位 10 か国で全体の約 9 割、上位 3 か国で全体の約 65%を占めている。これらの国からの入国者の中で不法残留者が多い要因は何か、また、国別にその要因にどのような特徴があるのかを分析し、必要な措置を講ずる必要がある。特に、ベトナムおよびタイは不法在留者数および退去強制手続き等を執った者の人数が多いため、下記のとおり、タイについては査証免除の見直し、ベトナムについては、関連機関の適正化と二国間協力の見直し等を図るべきである。 ・不法残留者および退去強制手続等の対象者の出身国における送り出し機関および仲介業者の適正化、送り出し機関と監理団体との適正な連携等についての措置をさらに強化する必要があると思料され、こうした国と我が国との間の二国間協力の内容の見直しおよび実施措置について積極的に協議するとともに、実効的な方策を行っていくことが望まれる。 ・査証免除国からの入国で不法在留者および退去強制手続等の対象者が特に多い国については、査証免除の見直し、JESTA の導入等、実効的な措置を早急にとっていく必要がある。 ２．収容・仮放免・監理措置について （１） 被収容者への対応 ・令和 5 年の入管法改正では、被収容者の処遇関連する多くの規定が盛り込まれた。これらの規定に基づきどのような措置がとられているか、被収容者の状況等について公表し、処遇の適正化に関する不断の努力を継続する必要があると思われる。

	・COVID-19 パンデミック後、再び被収容者の数は増加傾向にあり、6 月以上の長期収容者数も令和 6 年には前年より増加している。監理措置への移行等取り得る措置を講じて被収容者を減らすとともに、収容期間をさらに短縮化し、収容が最終手段となるよう努めていくことが求められる。 ・被収容者に対し、送還についての説明をわかりやすく行うとともに、裁判を受ける権利の確保、意見を述べる機会の確保等適正手続の徹底をはかるべきである。すべての職員に対する人権等の十分な研修、特に、退去強制手続における送還先指定判断の際のノン・ルフールマン原則の解釈適用等の理解の徹底をはかるべきである。 ・ノン・ルフールマン原則の解釈適用および難民該当性判断に際しては、送還先、主として出身国の最新の情勢を的確に判断する必要がある。この判断の向上を目的として、難民認定申請者や不法残留者等が多い国の国籍別の出身国情報分析専門官を採用することを提案したい。具体的には、国連職員としてこうした国に勤務した経験があり、現地の情報を入手、分析しうる人、さらに現地の言語に精通する人を専門職員として採用する新たな制度の設置を提案したい。こうした専門官の採用は、出身国情報分析のみならず在留支援等の分野でも活躍の場があるように思われる。 ・被収容者への対応を適正に行うためには、警備官自身の勤務体制や環境の改善、心身のケアの体制を整える必要がある。働き甲斐のある仕事であることを職員が実感できるようにしなければ、警備官を目指す優秀な人を採用することができないと思われる。優秀な医師の採用についても、まずもって働こうと思えるような環境整備が必要であると思われる。 （２）仮放免について ・入管法改正後、仮放免は健康上等の理由により、収容を一時的に解除する制度に改めたが、仮放免者の数が令和 6 年で 2,448 名となっており、仮放免者への入管制度の周知徹底と退去強制手続実施において最も大きな課題となっている点を克服する方策を講じていく必要があり、仮放免状態の長期化解消に向けた取組みが必要であると思われる。まず、仮放免者による難民認定申請、在留特別許可申請については、最優先の迅速手続を執り行うべきである。また、出国命令制度の周知、IOM プログラムの活用等も行いながら早期の送還実施を行う方策をとっていくべきである。仮放免者の不法就労防止については、警察のみならず、雇用主、地方自治体とも連携していく必要があると思われる。しかしながら不法就労を防止しただけで送還につながらなければ、不安定な生活を強いることとなる。不安定な状況をつくらないためにも、すべての手続の迅速化、「安全で秩序ある正規の移住」の推進が重要である。 （３）監理措置について ・監理措置導入後の実態把握および分析を継続的に行い、実効的な制度となるように努めていく必要がある。

	（４）在留特別許可申請手続について ・在留特別許可申請手続の未処理件数が 1,000 件以上となっており、迅速処理のための方策が必要である。 ３．送還について ・国費送還を今後増やす予定となっているが、さらに早期に、かつ件数をもっと増やすべきである。護送官付き国費送還について、非協力的な航空会社があるとのことであるが、民間航空機のチャーターに加えて、複数省庁で使用可能な航空機および乗組員確保が可能か否か検討することを提案したい。 ・IOM プログラム利用者数が伸びない要因を分析し、さらに利用者数を増やすための方策を講じるべきである。

出入国在留管理政策懇談会第５回会合　意見提出様式

委員名：近藤　敦

議題	退去強制業務について
意見	**① 護送官付き国費送還の促進【P15(5)】** **・ 暴れる、大声を出すなどして搭乗拒否される事例への対応策** この点、2010 年に成田空港の飛行機内において（退去強制令発付後の日本人との婚姻のため 10 年以上事実上の夫婦生活があっても在留特別許可が認められず）、手錠・腰縄・結束バンドにより体を固定し、タオルで猿ぐつわをされたガーナ人が送還中に死亡するという事件が起きたこともあり、安全かつ確実に送還するために、2013 年から 2020 年まで民間機をチャーターする一斉送還が 8 回行われたものと思います。他の乗客のいないチャーター機なら、大声などによる搭乗拒否は防げると思います。しかし、送還者の多い国ではチャーター機は効果的であったとしても、相対的に送還対象者の少ない日本にあっては、チャーター機を使って送還する人数の確保のための無理な行政手続が問題とされました。3 回目は、29 人の難民申請者のうち 26 人が難民不認定処分の異議申立を退ける旨の決定から 1 カ月以上知らされることなく、その告知から 24 時間以内に強制送還され、処分取り消しを裁判で争うために弁護士と連絡する時間も十分確保されなかったとして、難民該当性に関する裁判を受ける権利が侵害され、行政の適正手続の違反といった憲法違反による国家賠償を認める東京高裁の確定判決が 2021 年に出ています。そこで、告知から 2 カ月以後の送還とする通達が出され、チャーター機に乗せる送還者数の確保も困難になっています。なぜならば、憲法上の裁判を受ける権利を侵害しないためには、3 回目の難民申請の送還停止効の例外の場合であっても、「難民申請が濫用的なものであるか否かも含めて司法審査の対象とされるべき」と東京高裁が判示しているように、ノンルフールマン原則の遵守の番人として裁判所が控えていることも念頭に置く必要があるからです。また、今日の航空事情に伴うチャーター機の高騰もあり、現実的な対応策とはいえない状況にあると思います。 むしろ、**【P5】にある国際移住機関（IOM）の自主的帰国及び社会復帰支援プログラム**に対して積極的な財政支援を行い、もっと人数を増やすことを検討してください（2022 年に IOM は、69,000 人以上をこのプログラムで帰国させていますが、日本からは 24 人です）。また、アメリカが今年の 5 月から導入した「Project Homecoming」のように、片道航空

	券と帰国確認後に約 14 万円を支給するプログラムを導入して、アメリカにおいて 1 人あたり 240 万円かかる強制送還のコストを 70%削減する方法も参考にして、長期の送還忌避者に対する対応策をすすめたりすることを検討することの方が送還の促進策として得策かと思います。 　また、関連して、**自発的な帰国を促すための措置【P6, 8】・摘発された者等でも、自発的に帰国する場合は上陸拒否期間を短縮（５年→１年）**について、帰国促進策として、改正入管法 52 条 5 項の上陸拒否期間の短縮の制度は、効果的な気もします。しかし、改正法前は、いわゆる「みそぎ出国」による帰国を決める前に 1 年の短縮の可否を教えてもらうに近いような実務上の制度があり、帰国促進のためにこの実務上の制度を法律上の制度に改めたものと理解していたところ、実際は、改正入管法 52 条 4 項により、先に帰国することを決めることが必要となったため、帰国促進に向けてはとても使いにくいという声を実務家の方から聴きます。 199 件の申請のうち、153 件が決定したという実例に照らしてみても、今後、1 年に短縮する事例に相当すると思われる事例に対しては、5 項の上陸拒否期間の短縮の蓋然性が高いことを伝えてから、4 項の自費出国許可の申請を行うことができるような形で、入管側から積極的に働きかける運用がないと、帰国促進策としての十分な効果は得られないように思います。 **②　・　自国民の送還に非協力的な国に対し、協力を得るために効果的な取組** 　たとえば、イラン政府は、人権としての（本人の意思に基づく）「移動の自由」を保障するため、帰国を望まない国民の送還に協力しないと聞いています。したがって、本人が帰国を望むようになるインセンティブを IOM の自主的帰国及び社会復帰支援プログラムや「Project Homecoming」のような形で認めることにより、本人の意思を変え、イラン政府の協力をとりつけることも一案と思います。 **③ 被仮放免者の不法就労防止【P15(7)】** **・仮放免者の不法就労等の条件違反を抑止するための動静監視の手法** 　たとえば、GPS 付きの足輪でも装着させ、動静を監視して、不法就労の現場をおさえる手法もあるかもしれませんが、プライバシー侵害として違憲判決も予想され、得策とは思いません。この点、そもそも、就労も認めず、生活支援もせず、「人をホームレスのような状態に置くこと」は、自由権規約 7 条（およびヨーロッパ人権条約 3 条）の「品位を傷つ

	ける取扱い」の禁止に反することになります（O.Y.K.A. v. Denmark (2017); M.S.S. v. Belgium and Greece [2011] ECHR 108、なお、路上で排外主義的な暴力にあう「非人道的な取扱い」の危険があることも自由権規約委員会は前者の事例で認定しています）。就労を禁止するのであれば、最低限の生活支援をしなければ、「人をホームレスのような状態に置く」おそれがあるようにも思います。退去強制令が発付された後の被退令仮放免者の身元保証人には、（親族でなければ）生活支援の義務（扶養義務）が課されていません。だとすると、仮放免者の不法就労の条件違反を抑止するための動静監視は、極論すれば、「ホームレス」となることを見届ける動静監視の側面と背中合わせの要素をもつことになります。実際には、「就労」とは違う「お手伝い」のような形で最低限の生活を維持している仮放免者がいたり、ホームレスのような状態の仮放免者がいたりするという話を聞きます（北関東医療相談会・ビッグイシュー基金・つくろい東京ファンドの発表した 2023 年の『仮放免者住居調査報告書』によれば、「仮放免者の 5 人に 1 人が路上生活を経験」とあります。146 件の調査回答者の 85%が難民認定申請者、31%が未成年の子どもがいる世帯、46%が家賃滞納とあります）。早期に送還することができれば（すなわち、短期の被退令仮放免者には）、現行の制度でも問題は少ないかもしれません。しかし、長期の被退令仮放免者が存在しているのも事実です（2019 年 6 月末において、10 年以上が 150 人、7 年以上 10 年未満が 416 人、5 年以上 7 年未満が 433 人、3 年以上 5 年未満が 478 人、3 年未満が 826 人とあります）。入管収容されていれば、衣食住の心配はないと思いますが、長期の収容は、精神衛生上の問題も多く、「収容はできる限り短期間とし、身体的精神的尊厳を保護」するグローバル・コンパクトの趣旨からは、家族に適当な監理人がいないときは、他の人が監理人となったり、人道上その他の理由で仮放免が必要であり、身元保証人が裕福な篤志家だけではない現実に合った法制度を望みます（現在、監理措置の監理人の場合も、親族だけでなく、知人その他の扶養義務を負わない人がなっています。生活支援の義務を課し、家族や裕福な篤志家だけを監理人や身元保証人の条件とすれば、監理人や身元保証人のなり手が見つからず、仮放免されない長期収容者数を増やすことになるでしょう）。たとえば、ドイツの仮放免者としての（出身国での入国拒否、輸送手段の利用不可、病気で渡航不能、家族生活の権利、提訴中などのさまざまな理由で）「猶予」された人は、一定期間後に就労が認められたり、難民申請者類似の生活支援（連邦憲法裁判所は、これを憲法上の「人間の尊厳に値する最低限度の生活の保障を求める基本権」と位置づけています）が認められたりします。イギリスの（出国準備中、医療上の理由、提訴中などの）仮放免者は、就労は禁止されるものの、「非人道的なまたは品位を傷つけられる取扱いの禁止」のための一定の生活支援は認められています。長期の仮放免者に対し、就労を禁止するのであれば、日本も批准している自由権規約 7 条の「非人道的なまたは品位を傷つける取扱い」禁止や憲法 13 条の「個人の尊重」や「生命」といった人権に配慮した少なくとも収容されているときに享受できる尊厳ある人と

	しての生存に不可欠な生活支援が必要です。（なお、刑事収容されていた人の「仮釈放」と、入管収容されていた人の「仮放免」の大きな違いは、仮釈放者は、就職活動を行い定職に就くことが特別遵守事項とされるのに対し、退去強制令が出た仮放免者は、就労が禁止される点であり、困難な生活を強いられます）。 　したがって、仮放免者の不法就労等の条件違反の監視を強化して、仮放免を取消し、再度、「収容者を増やす」方策に注力するよりも、むしろ（上述の①の意見で述べたように）「送還を促進する方策」に注力する必要があるとともに、（以下に述べる③の意見のように）「退去強制令書の発付後」の「新たな事情」を考慮した在留特別許可により、「仮放免者を減らす」方策に注力することが得策と思われます。 **④　２ 在留特別許可制度の適正化【P6 左の中ほど】** **〇 申請手続の創設** **〇 考慮事情を明示** 　令和 2 年 6 月の報告書「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」22 頁の提言②における「また，退去強制令書の発付後に在留を特別に許可することが相当となるような新たな事情が生じた場合など，送還を拒むことについてやむを得ない事情があると認められる場合は 関係部門が連携し 従前の処分の変更を含め適切な対応を行うものとすること」という提言の趣旨に即して、「新たな事情」としての「事情変更」に応じた手続を創設するとともに、処分の変更を含む適切な対応が求められます。このためには、この提言②の趣旨に反する、令和６年３月に改定された在留特別許可に係るガイドラインの「（注４）在留が認められず退去強制令書を発付された外国人は、速やかに本邦から退去することが原則となるため、退去強制令書が発付された後の事情変更等は原則として考慮されません」という部分は、削除されるべきです。この原則が、長期の送還忌避者を増やし、①で最初に紹介した無理な国費送還での痛ましい事故につながるのではないでしょうか。家族結合の権利などの人権に着目し、この原則を見直せば、入管職員が無理に送還させる極度の負担も、国費もかなり減らせるのではないでしょうか。 　不法滞在者ゼロをめざす政策は、いわば「三本の矢」が必要で、①送還すべき人を送還し、②不法滞在のおそれのある人の入国を拒否するとともに、③人道および人権上、在留を特別に許可すべき人の在留を許可する必要があります。かつての事情の下に退去強制令書が発付されたとしても、「退去強制令書の発付後に在留を特別に許可することが相当となるような新たな事情が生じた場合」は、生命の危険、子どもの最善の利益、家族結合の権利などの人道および人権上

	の理由から、「送還を拒むことについてやむを得ない事情があると認められる場合」は、むしろ従前の退去強制令の変更を可能とすることが送還忌避問題の解決に向けた提言の趣旨に副うものです。 　また、事情変更に応じた「再審情願」の手続も在留特別許可制度の適正化には必要です。長期の送還忌避者の中には、少なからず、「新たな事情」としての「事情変更」が考慮されず、人道および人権上の重大な問題を抱えている場合があり、在留を特別に許可すべき人の在留を許可することも不法滞在者ゼロをめざす政策の中に正しく位置づけられるべきかと思います。 　さらに、在留特別許可の申請手続においては、代理人の同席を認めるなど、適正手続を遵守する方向での運用をお願いします。在留特別許可を求める主張をする上で、法律や人権に関する知識を当事者が必ずしも十分にもっていない場合が多いため、弁護士などの専門家のアドバイスが必要と思われます。在留特別許可の申請は入管法にも入管法施行規則にも手続規定は定められておらず、行政手続の透明性確保の観点から、ヒヤリングなど、調査手続について最低限入管法施行規則に定めるべきだと思います。 質問１【１頁】: オンラインでの事前説明において、令和７年１月１日の不法残留者数のうち、韓国や台湾といった「オールドカマー」の人がかなりいるとのご説明でしたが、特別永住者になれなかった人（戦前から日本にいたとしても、一度、帰国して、密航して入国した人）のように古い時代からの人もいるのでしょうか。それとも、1980 年代以降に入国した「ニューカマー」としての韓国人や台湾人を「オールドカマー」とたまたま表現されたのでしょうか。 （出入国在留管理庁回答） 　事前説明においては、資料１ページ目の「不法残留者数の推移」に記載されている令和７年１月１日時点の国籍・地域別不法残留者数の表の上位 10 か国・地域と、資料２ページ目の「退去強制手続等を執った者の推移」に記載されている令和６年の国籍・地域別退去強制手続等を執った人数の表の上位 10 か国・地域を比較すると、不法残留者数の３位の韓国及び７位の台湾以外は、退去強制手続等を執った者と同じ国・地域となっていることを説明した。 　その上で、韓国と台湾が古くから我が国に多数の在留者を有する国・地域であることから便宜上、「オールドカマー」という表現を使ったものである。 　なお、入国の記録がない密航者は、不法入国した後に在留特別許可を受け、更に不法残留にならない限り、不法残留者数に含まれていない。

	質問２【9 頁】：退令発付前の就労許可は、申請 6 件中許可は 2 件しかありませんが、不許可の 4 件は「生計の維持に必要な範囲内」という基準に合致しないからなのでしょうか。 （出入国在留管理庁回答） お尋ねは、報酬を受ける活動が不許可となった事例の不許可理由を問う個別事案に関するものであるので、お答えを差し控えさせていただく。 なお、監理措置制度における報酬を受ける活動の許可を受けるには、出入国管理及び難民認定法第４４条の５第１項の規定に基づき、 ・　当該活動に従事することが、被監理者の生計を維持するために必要であって、その報酬額が生計の維持に必要な範囲内であること だけでなく、 ・　当該被監理者が従事しようとする活動が、主任審査官が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う報酬を受ける活動として相当なものであること ・　当該活動が監理人による監理の下で行われるものであること 等の要件を満たす必要がある。 （参考） 「生計の維持に必要な範囲内」について、報酬額の上限は、生活保護費における生活扶助及び住宅扶助の水準を参考にしつつ、被監理者や被監理者と生計を一にする者等の資産及び収入、監理人等の第三者による援助の見込み等を考慮して、個別の事案ごとに判断している。 また、どのような活動が「報酬を受ける活動として相当である」かは、個別の事案ごとに判断されるが、例えば、次に掲げる事項に該当する場合には、「報酬を受ける活動として相当」でないと判断される。 ・　従事しようとする活動が、法令（刑事・民事を問わない）に違反すると認められる場合 ・　従事しようとする活動が、風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業が営まれている営業所において行う活動又は無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介事業に従事して行う活動である場合 ・　勤務先が、源泉徴収義務を適切に履行していると認められない場合

	質問３　告知から「2 か月」後の送還という令和 3 年 6 月 17 日の「送還実施に当たっての留意事項について（指示）」に対して、執行要領では「１か月」とあるのは、前者は難民申請者の場合で、後者はそれ以外の場合なのでしょうか。 （出入国在留管理庁回答） 御指摘の令和３年６月 17 日付け指示文書については、令和６年６月 10 日をもって廃止している。 なお、同日以降、被退去強制者に対する送還予定時期に関する説明等については、難民審査請求棄却決定を受けた者を含め、全ての被退去強制者に対し、執行要領第１章第２節第７の記載に基づき実施している。 質問４　令和 2 年 6 月の報告書「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」では、「退去強制令書の発付後に在留を特別に許可することが相当となるような新たな事情」を考慮することが提言されたのに、令和６年３月に改定された「在留特別許可に係るガイドライン」では、その趣旨と反対の「退去強制令書が発付された後の事情変更等は原則として考慮されません」という（注４）が新設されたのは、なぜでしょうか。 （出入国在留管理庁回答） 御指摘の提言については、「退去強制令書の発付後に在留を特別に許可することが相当となるような新たな事情が生じた場合など、送還を拒むことについてやむを得ない事情があると認められる場合は、関係部門が連携し、従前の処分の変更を含め、適切な対応を行うものとすること」というものであったと承知している。 この提言を踏まえ、令和５年改正入管法で、法務大臣が職権により在留特別許可ができる旨の規定を創設し、同法の施行後、実際に、退去強制令書発付後に在留特別許可をすべき新たな事情が生じた事例において、職権により在留を特別に許可したものも存在している。 もっとも、入管法に従い手続を進めた結果として、在留特別許可がされず退去強制令書が発付された外国人については、速やかに我が国から退去することが原則であることから、ガイドラインにおいて、原則論として御指摘の「注４」を記載したものである。

出入国在留管理政策懇談会第５回会合　意見提出様式

委員名：佐久間　一浩

議題	退去強制業務について
意見	○　国際社会の一員として、我が国が人道的立場から難民を受け入れる責任を有することは言うまでありません。しかしながら、我が国の地政学的な位置や歴史的背景を踏まえると、国民の生命と財産を守ることを最優先にし、安易に難民受入れを行うのではなく、制度の厳格な運用が不可欠だと考えます。 ○　前回の本懇談会でも事前の意見提出や発言の中で触れさせていただきましたが、「出稼ぎ難民」を含めた偽装難民をまず防ぐこと、そして、これらの偽装難民による繰り返される難民申請、不法就労、犯罪や我が国の社会生活上のルールに合致していない権利の主張の制限が必要だと思います。難民申請は何度でも可能であり、６カ月を経過すれば、申請中であっても「特定活動」の在留資格が許可され、就労ができるとなると、審議から結果が出る間に同郷や同業の仲間と稼ぐ、その間の在留許可を悪用することが起こっていることも否定できません。そのため、偽装目的や経済目的の再申請に対して、初回と同一の主張を繰り返す再申請は、一定期間おいて制限すべきです。併せて、６カ月経過による就労許可の仕組みは再検討し、再申請の制限や送還措置を徹底していただきたいと考えます。 ○　出入国在留管理庁は、すでに「不法滞在者ゼロプラン」に基づき、入国・在留・難民審査・送還の各段階で対策を進めているのではないかと推察いたします。不法滞在の仮放免や「特定活動」資格の付与は、申請者の犯罪歴チェックや滞在目的の確認を経た上で行うべきであるとともに、不適切な申請者には即時強制送還を行えるよう、就労等の優遇措置を制限する必要があると考えます。 ○　収容期間に上限がなく、長期にわたる拘留による健康被害や死亡事例が発生したことから、拘留期間の上限設定や監視体制の改善が求められて、行き過ぎた部分についての改善、配慮が行われていると、東京入管の視察でも伺えるところだと存じます。しかし、強制退去を拒むことから、食事制限等をして自らの健康を阻害する案件もあり、本人

	の問題もあるかと存じます。また、送還命令への抵抗や本国政府が受取りを拒否するケースもあり、一度入国してきた外国人を送還する難しさをまさに示している事象だと思います。 　拘留期間（３～６カ月）の上限設定をしたうえで、法律に基づき、有罪判決を受けた外国人については、 原則として刑の執行後、速やかに送還する仕組みを徹底すべきです。現在も在留特別許可の制度はありますが、暴力や薬物など重大犯罪をした者は当然のことであり、軽度の犯罪であっても繰り返し行う者への適用は、一般的な国民感情からも送還をお願いしたいところです。 　費用や犯罪をした者への人権としての課題はあるのでしょうが、「保護付監理制度」を幅広く、そして厳重に活用していただき、不要な収容を避けつつ送還手続きの効率化を図っていただきたいと考えます。 ○　現行の仮放免制度は、身柄の解放後における所在確認や就労制限が極めて曖昧であり、実際に不法残留者が行方不明となっているケースも少なくないようです。令和６年末現在、「監理措置決定を受けた者で所在不明になっている者はいない」とのことでありますが、一般的な国民感情として、身元保証人制度があっても実効性が乏しく、「仮放免」は犯罪をした外国人が、いわば野放し状態となり、正直、不安なところです。これに対し、２０２４年改正で新設された「監理措置制度」は、法的根拠に基づき、監理人の選任、定期報告を行うなど、当然ともいえる社会内での監督機能を明確に備えたものであり、このような措置が今までの仮放免には用意されていないのかと思うと、驚嘆する想いです。逃亡防止と人道的管理とを重視していくためにも、仮放免制度は早期に廃止し、すべての収容代替措置を監理措置に統一すべきであると考えます。 ○　なお、監理人に「家族・知人」を選定するに当たっては、監理人の適格性を入管庁において審査していくのでしょうが、その場合でも家族や友人は情が優先され、監督役としての厳しさを欠く可能性があります。本人が逃亡しても、「捜索しない」「報告を怠る」といった例が今まで皆無であればよいのですが、現実に「なあなあ」の関係になってしまうことはないのでしょうか。家族・知人も「例外的」には認める場合であっても、原則は弁護士、不法就労外国人、外国人問題に造形の深い学識経験者や登録支援団体などの中立的・専門的な第三者を監理人とすべきと考えます。なお、第三者については、厳重な監理が求められる精神的な負担もあることから、それに応じた「監理手当又は監理謝金」を支払う必要があると考えます。 ＜質問１＞

	強制送還の対象者は、住居侵入・薬物・売春など刑事犯罪で有罪判決を受けた場合、退去強制の対象となり、刑務所服役後に送還されるのか。不法就労、不法滞在（オーバーステイ）も退去強制事由に該当し、在留期間切れや資格外活動でも強制送還対象になるのかについて、確認させていただきたいと存じます。 （出入国在留管理庁回答） 入管法第２４条では、我が国での在留を認めることが好ましくない外国人の類型として、退去強制事由を規定しており、法令に従い手続を進めた結果として、退去強制が確定した外国人は、速やかに我が国から退去することが原則となる。 この退去強制事由には、資格外活動者（４号イ）、不法残留者（４号ロ等）、売春関係業務に従事した者（４号ヌ）のほか、薬物犯罪により有罪の判決を受けた者（４号チ）、無期又は１年を超える拘禁刑に処せられた者で執行猶予の言渡しを受けなかったもの（４号リ）や、別表第１の在留資格をもって在留する者で、刑法等に定める一定の罪により拘禁刑に処せられたもの（４号の２）など一定の刑罰に処せられた者などが該当する。 また、入管法第６３条第１項の規定により、退去強制対象者に該当する外国人について刑事訴訟に関する法令等の手続が行われる場合には、その者を入管収容施設に収容しないとき、又は監理措置に付さないときでも、退去強制手続を進めることができる一方、同条第２項の規定により、原則として、刑事手続による身柄拘束の終了を待って退去強制令書を執行することになるため、刑務所服役後に送還及びそのための収容を行うこととなる。 不法就労活動は、入管法第２４条第３号の４において、①別表第１の在留資格をもって在留する者が、資格外活動の許可を受けることなく行う当該在留資格に対応する活動に属しない就労活動、②不法入国者、不法上陸者又は不法残留者が行う報酬その他の収入を伴う活動（監理措置に付する旨の決定を受けた者が報酬を受ける活動の許可を受けて行う報酬その他の収入を伴う活動を除く。）と定義されている。 ①は、資格外活動者（４号イ）に該当し、また、不法入国者（１号）、不法上陸者（２号）及び不法残留者（４号ロ等）等の不法滞在者は、たとえ不法就労活動を行っていなかったとしても退去強制事由に該当するので退去強制の対象となる。 ＜質問２＞ 「令和６年末現在、監理措置決定を受けた者で所在不明になっている者はいない」とのことですが、仮放免となり、その者の監理人として選定された者は、９割以上が被監理者の親族・知人となっているようです。他には、元雇

	用主、弁護士、行政書士、支援者などとなっており、人格優れた方にお願いしていると存じますが、「被監理者の親族・知人」では監理が緩やかになってしまうという点について、どのようにお考えになっているのでしょうか。 　また、単に「家族だからＯＫ」ではなく、責任を果たせるかどうかが判断基準になっていると思いますが、家族を認めている条件とともに、家族を外している例についてご教示をお願いします。 （出入国在留管理庁回答） 【前段について】 　監理人には、被監理者の逃亡等を防止するため、 ・　本人の生活状況等を把握しつつ、指導・監督を行うこと ・　被監理者の相談に応じ、住居の維持に係る支援、必要な情報の提供等の援助を行うように努めること ・　逃亡・証拠隠滅又は不法就労活動を疑うに足りる相当の理由がある場合等に、その事実関係を届け出ること ・　監理措置条件等の遵守のために必要な場合に、被監理者の生活状況等のうち主任審査官から求めのあった事項を報告すること という責務がある。 　また、監理人については、 ・　監理人の責務を理解していること ・　監理措置決定を受けようとする外国人の監理人となることを承諾していること ・　任務遂行の能力を考慮して、監理措置決定を受けようとする外国人の監理人として適当と認められること という要件を満たす者の中から選定され、「被監理者の親族・知人」についても、これらの要件を満たしていないと監理人に選定されない。 　そして ・　監理人が任務を遂行することが困難になったとき ・　監理人に任務を継続させることが相当でないと認めるとき は、監理人の選定を取り消すことができることとされており、監理人に選定された「被監理者の親族・知人」についても、監理人の選定を取り消されることもある。 　このように、「被監理者の親族・知人」である監理人についても、被監理者の逃亡等を防止する役割を担う能力を有していることを担保するような制度となっている。

	【後段について】 　監理人としての任務の遂行能力については、監理人になろうとする者の年齢、職業、収入、被監理者との関係性等を総合的に考慮して、個別の事案ごとに判断しており、監理人になろうとする者が「被監理者の親族・知人」であっても、同様である。 　なお、監理措置に付するよう請求があったものの監理措置決定をしなかった件数については把握しているが、そのうち、監理人となろうとする者が「被監理者の親族・知人」であったものの件数については、統計を取っておらず把握していない。

出入国在留管理政策懇談会第５回会合　意見提出様式

委員名：四方　光

議題	退去強制業務について
意見	１　退去強制が確定した外国人が多い国に対する働きかけについて ・　当該国の政府に対し、難民申請すれば定住できるわけではないことを自国民に周知するよう申し入れてはどうか。 ・　当該国の政府に対し、高額な手数料をとる悪質なブローカーを取り締まるよう申し入れてはどうか。 ・　当該国の政府に対し、送還費用の一部を負担するよう申し入れてはどうか。 ２　護送官付き国費送還の促進について ・　同上 ・　本件は対象者の人権に関わることであることを強調して、チャーター機の予算要求をしてはどうか。 ３　被仮放免者の不法就労防止について ・　仮放免の判断要素として身受人の有無を考慮することとしてはどうか。 ４　入国警備官の採用について ・　経験年数・内部試験等により入国審査官や事務官になる機会を設けてはどうか。 ・　研修をさらに充実させてはどうか。 ５　医師の採用について ・　矯正局などと協力して、法務省として医官を確保、人事管理することとしてはどうか。

出入国在留管理政策懇談会５回会合　意見提出様式

委員名：増子　孝徳

議題	退去強制手続
意見	1　国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプランについて （1） 誤用・濫用的な難民認定申請を抑制するため、出身国情報を踏まえてＢ案件を類型化すること等について ① 難民該当性判断の個別審査の原則や難民の中に自らの事情を整理して話せる者が少ないことなどからすれば、類型的にリスクがないと判断される案件に初回から在留制限をかける場合、早期にインタビューを実施して例外的に難民該当性を認めるべき個別事情の有無を確認する必要があると思われますが、どのような対応を予定していますか。 （出入国在留管理庁回答） 入管庁においては、難民又は補完的保護対象者と認定すべき案件を迅速に処理し、誤用・濫用的な申請を抑制するため、難民等認定申請があった場合には申請書の内容等から申請案件の振り分けを行っている。御指摘の初回申請で「類型的にリスクがないと判断される案件」はいわゆるＢ案件のうち、不法滞在者ゼロプランにおいて類型化することとされたものを指しているものと思われるところ、誤用・濫用的な申請を抑制するために、Ｂ案件は早期処理することとしており、類型化されたＢ案件は原則書面審査で難民等該当性判断をすることとしている。他方、申請書等の記載内容や本国情勢の変化等を踏まえて、インタビューを要する場合には早期にインタビューを実施し難民等該当性判断をすることとしている。なお、保護すべき案件を迅速に処理するために、難民等である可能性が高い案件、いわゆるＡ案件も早期処理することとしている。 ② 審査請求の際に何ら難民に該当する事情を包含しないとされ口頭意見陳述が実施されなかったのに、訴訟では難民と認められた事案が複数存在します（大阪高裁令和7年2月27日判決、大阪地裁令和5年3月15日判決など）。こうした状況でＢ案件を類型化するということになると、適正手続の保障に不安を覚えざるを得ません。 ③ 類型的にＢ案件と判断された事案が後に訴訟になった場合、手続の適法性を判断するためにどのような出身国情報に基づいて迫害リスクがないと判断したのか具体的に説明をしなければならない場面があることが必要です。後の検証に耐えられるよう判断の根拠とした出身国情報が案件ごとに記録に残らなければなりません。

（2）令和5年改正入管法により送還停止効の例外として送還が可能となった者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施すること等について

① 2024年には、3回の難民不認定処分を受けながら、裁判では難民と認められたケースが2件ありました（名古屋高裁令和6年1月25日判決、東京地裁令和6年10月24日判決）。出身国情報の変化によって以前は難民でなかった者が後に難民となる場合は通常起こり得ることですが、退去強制令書は初回の不認定処分時に発付されていて、当時は難民ではなかったので、退令無効確認訴訟や、執行停止の申立てなどはできないケースも考えられます。難民申請者の送還は特に慎重に判断する必要があると思いますが、送還に際して問題が生じないように何か対応を予定していることがあれば教えてください。

（出入国在留管理庁回答）

３回目以降の難民等認定申請者に適用される送還停止効の例外規定については、既に二度の難民等の不認定処分を受け、いずれの処分についても行政上確定した者が対象となるのであって、二度にわたり難民等の該当性の判断がされ、審査請求がなされた場合には、外部有識者である難民審査参与員が３人１組で審査を行い、法務大臣はその意見を必ず聴いた上で判断するなど、慎重な審査を十分に尽くされた者に対して適用されるものである。

さらに、３回目以降の申請であっても、難民等の認定を行うべき相当の理由がある資料を提出すれば、なお送還を停止することとし、保護すべき事情のあるものを送還しない仕組みとしている。

２　監理措置・仮放免について

（1） 被監理者の行動制限と改正入管法施行規則36条の2第2項

令和5年改正入管法44条の2第1項は、主任審査官は、監理措置に付する決定をする場合、「住居及び行動範囲の制限」等の「監理措置条件」を付するものとしています。これを受けて、改正入管法施行規則36条の2第2項は、監理措置条件について、「行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。」と規定しています。

しかし、都道府県を跨ぐ移動が逃亡に影響するとは断定できず、移動の自由を必要以上に制限し、比例原則に反すると言えます。

次に、第5回会合資料（退去強制業務について）の9ページによれば、「改正法の施行日である令和6年6月10日以降の速報値では、監理措置決定を受けた者（合計1123件）で所在不明になっている者はいない（逃亡した者はいない」とのことです。この点、令和5年改正入管法の国会審議において、入管庁は、監理措置について、「適切な逃亡等の防止手段を備えた収容代替措置が

	必要であるということで法改正案（監理措置制度の創設）を提案」していると説明していましたが、「適切な逃亡等の防止手段」については「都道府県を跨ぐ行動の範囲制限」ではなく、「監理人による監理」が適切な逃亡等の防止手段であるとしています。 監理措置を受けた者で逃亡した者はいないこと、監理人が適切な逃亡等の防止手段として機能していることを立法事実とすれば、入管法施行規則36条の2第2項の「行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。」との規定は見直すべきです。 **（2） 被監理者、仮放免者の都道府県を跨ぐ行動についての弾力的な運用について** 2024年4月から、特に東京出入国在留管理局において、仮放免者の一時旅行許可の運用が変更され、従前より厳しくなっています。具体的には、法律事務所への訪問や親族訪問において、これまで仮放免期間と同期間の一時旅行許可が付与されていたのが、訪問日の特定、弁護士の名刺や法律事務所の住所と地図の提示、予約票の交付などを求められるようになり、これらに応じないと不許可とされる運用（本件運用）が行われています（入管法54条2項参照）。 本件運用は、被監理者についても同様に行われていると思われます（入管法施行規則36条の2第2項）。 しかし、裁判を受ける権利は、憲法32条、自由権規約14条1項及び難民条約16条1項で保障されており、裁判を受ける権利の保障が非正規滞在者にも及ぶことは、東京高裁令和3年9月22日判決等においても示されています。この裁判を受ける権利を実質的に考えれば、弁護士へ自由にアクセスする権利も保障されて然るべきです。 また、自由権規約17条は、「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」と定めています。親族訪問の制限は、まさに恣意的に私生活や家族生活に干渉すると言えます。 本件運用は、法律上、実際上の看過し難い問題を生じさせるものですし、（1）で述べたように、監理措置を受けた者で逃亡した者はいないこと、監理人が適切な逃亡等の防止手段として機能していることを踏まえて、本件運用を撤回し、2024年4月より前の運用、すなわち法律事務所への訪問や親族訪問など、憲法上の人権や国際人権条約に基づく人権を行使するための移動の自由については、仮放免期間と同期間の一時旅行許可が付与される運用に戻すべきです。 **（3） 報酬を受ける活動の許可について** 第5回会合資料（退去強制業務について）の9ページによれば、退去強制令書発付前の被監理者の報酬を受ける活動の許可申請件数、許可件数の実績は、6件の申請があり、2件が許可されたとのことです。 報酬を受ける活動の許可は、令和5年改正入管法の目玉の一つとして、入管庁がアピールしていたものであるにも関わらず、申請件数・許可件数ともに低調です。

報酬を受ける活動の許可制度がより活発に利用されるよう、運用の見直しや、対象者への周知を図るべきです。

（4） 監理措置申請は、申請人が必要書類を窓口で直接提出することについて、弁護士が事実上の代理人として申請人本人と同行し、意見書や必要書類を提出する運用について

監理措置申請は、仮放免許可申請とは異なり、代理人による申請の規定がありませんが、弁護士法3条1項に基づき、弁護士が代理人として申請することが認められるべきであり、また、制度上は入管法施行規則において明文で代理人による申請を認めるべきです。なお、現在の実務では、弁護士代理が認められないことから、申請人が必要書類を窓口で直接提出することになっていますが、少なくとも弁護士が代理人として申請人本人と同行したりし、意見書や必要書類を提出することが認められるべきです。

仮放免許可と同様、監理措置は対象者の収容を解くための手続です。身体拘束は対象者に対する重大な権利制約であり、その重大な制約からの解放を図る手続には、弁護士の関与が強く求められます。

さらに、入管法44条の2第6項は、監理措置に付す場合の考慮事情として、「被収容容疑者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれの程度、収容による当該被収容容疑者が受ける不利益の程度その他の事情」を比較考慮すると規定していますが、被収容者自身が、逃亡のおそれや証拠を隠滅するおそれがないことや、収容により被る不利益と考えられる心身の健康状態、家族関係、未成年者ある場合の健全な育成や就学に与える影響等を的確に主張することは、事実上、困難で、弁護士による援助が必要です。

難民認定申請（一次申請）では、弁護士が事実上の代理人として、難民認定申請書の作成を援助し、弁護士作成の意見書や証拠を提出することは、入管庁も認めております。令和5年改正入管法が審議された第211回国会においても、入管庁次長が、「（難民認定）申請に際して、弁護士から助言を受けることや弁護士作成の意見書を提出すること、あるいは弁護士がその問題意識等について担当職員に伝えるなど、面接以外の場面で弁護士の支援を受けることを排除するものではございません。」と答弁しております（第211回国会 参議院 法務委員会 第15号 令和5年5月18日）。

難民認定申請で、弁護士が事実上の代理人として活動することが認められている趣旨は監理措置申請においても当てはまります。

（5） 特別放免の活用について

第7次出入国管理政策懇談会下の「収容・送還に関する専門部会」は、「逃亡防止や出頭確保等について問題がない被退去強制者については、仮放免や特別放免を適切に運用すること」を提言していますが、特別放免（入管法52条の10・11項）については、適切に運用されていない状況が続いています。特別放免の要件は、「退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになったとき」と、要件が明確であります。立法論としては、効果裁量である点、職権のみという仕組みについて、見直す必要がありますが、今後、活用されるべきです。

3　在留特別許可申請について

（1）　在留特別許可申請の主張・立証の機会の確保について

① 令和5年改正入管法により、在留特別許可の申請手続が創設されましたが、改正法が審議された第211回国会において、入管庁は、「在留特別許可の判断の考慮事項を明示し、申請手続を創設することとしており、これにより、申請者は自らが在留を必要とする事情等を的確に主張することが可能となり、御指摘のような子供の利益などの事情を含め、適切に考慮することが可能となります。」、「退去強制手続の対象者に、在留特別許可の許否判断に当たり考慮すべき事情について十分な主張の機会を確保する」などと説明していました（第211回国会参議院法務委員会第14号令和5年5月16日の答弁など）。

ところが、実際の運用において、入管庁が公表している在留特別許可の申請書式は簡素なA4用紙1枚のみであり（入管法施行規則44条第2項が示す別記第61号の4様式申請書）、在留特別許可申請者が、入管法50条5項の考慮事情、また在留特別許可ガイドラインが示している積極要素となる考慮事情を、具体的かつ的確に主張・立証することは極めて困難となっております。まずは、申請書書式を改定し、提出資料例の案内などを充実させ、主張・立証の機会を充実させるべきです。

② 実際の運用においても、むしろ、申請者が在留特別許可の理由となる事情や証拠を提出する機会がなく、ないしは、口頭審理を請求しない場合には、弁護士等の立会いのもとでのインタビューをとおして主張・立証する機会が確保されないなど、法改正前に比べて後退しているとの現場感覚があります。

まずは、第5回会合の資料10頁に照らし合わせて、具体的に主張立証の機会がどのように与えられているかをご説明いただき、建設的な議論が行われることを要望します。

（2）　2024年3月に改定された在留特別許可ガイドラインについて

① 入管庁は、2024年3月に「在留特別許可に係るガイドライン」を改定し、在留特別許可を認めるための積極要素として、「子どもが求める場合（子どもを主体とする）」を新たに加えました。しかしながら、親の地位（日本人/永住者等/別表第1/在留資格がない）によって場合分けをしており、親も在留資格がない場合には、厳しい要件を課しています。このことは、子どもの権利条約2条の「親の地位による差別」に当たり得ないでしょうか。ガイドラインの改定をご検討ください。

なお、この点、2024年11月18日の日弁連会長声明は、子ども自身の在留資格が親の事情によって左右されることは、子どもの権利条約2条が禁止する「差別」に該当する旨指摘しています。

https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2024/20241118.html

	② 入管庁は、2024年3月に「在留特別許可に係るガイドライン」を改定しましたが、ガイドラインの考え方の根底には、国際人権条約の考えがあるはずです。例えば、自由権規約23条は、家族生活に対する権利を、24条では子どもの権利を定めております。子どもの権利条約は、児童に関するすべての措置をとるにあたって、関係機関は「子どもの最善の利益」を考慮することを求めており、家族統合の権利（10条）を含めて認めています。そうであれば、積極的な要素についての透明性、公平性を確保し、国際人権法により認められている諸権利の考慮を怠るような恣意的な運用を抑止するために、積極要素ないし考慮事情の基にある国際人権条約（自由権規約や子どもの権利条約など）について、ガイドライン上も明確に記載するべきです。 **（3） 在留特別許可申請において、申請人が必要書類を直接提出することについて、弁護士が事実上の代理人として意見書や必要書類を提出する運用について** 在留特別許可申請について、現行の入管法及び施行規則には代理人による申請の規定がありませんが、弁護士法3条1項に基づき、弁護士が代理人として申請することが認められるべきであり、また、制度上は入管法施行規則において明文で代理人による申請を認めるべきです。なお、現在の実務では、弁護士代理が認められないことから、申請人が必要書類を直接提出することになっていますが、少なくとも、弁護士が代理人として意見書、証拠資料等を提出することが認められるべきです。 在留特別許可申請は、退去強制事実に該当する外国人が、様々な事情から日本での在留を希望する手続きであり、在留特別許可が認められる基礎には、国際人権条約（自由権規約や子どもの権利条約など）などに基づく判断が根底にあります。 このような事情を、申請者本人自らが主張・立証することは極めて困難であり、弁護士が意見書や証拠資料などの提出を援助する必要性が認められます。 難民認定申請（一次申請）では、弁護士が事実上の代理人として、難民認定申請書の作成を援助し、弁護士作成の意見書を提出することは、入管庁も認めております。令和5年改正入管法が審議された第211回国会においても、入管庁次長が、「（難民認定）申請に際して、弁護士から助言を受けることや弁護士作成の意見書を提出すること、あるいは弁護士がその問題意識等について担当職員に伝えるなど、面接以外の場面で弁護士の支援を受けることを排除するものではございません。」と答弁しております（第211回国会 参議院 法務委員会 第15号 令和5年5月18日）。 難民認定申請で、弁護士が事実上の代理人として活動することが認められている趣旨は在留特別許可申請においても当てはまります。 **4 IOM 自主的帰国及び社会復帰支援プログラムについて**

IOM 自主的帰国及び社会復帰支援プログラムについては、周知を図り、IOM を希望する者がアクセスできるようにし、実施状況や対象国、どのような者が「人道的配慮が必要」と認められたかなどを積極的に情報公開すべきです。

5　処遇改善のための整備について

処遇改善について、令和5年入管法改正によって明記された事項について、以下のとおり、意見及び質問をします。

・　改正法55条の6　宗教上の行為

外国人の被収容者は、宗教的行為に対する欲求は強いものがありますが、事情はどうですか。食事面で宗教に配慮した献立はされていますか。

（出入国在留管理庁回答）

入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障を生ずるおそれがある場合を除き、宗教上の行為は認められている。宗教上の行為に必要な物品については、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障を生ずるおそれがある場合を除き、その使用を認めているほか、ラマダン等の宗教上の行事に関しても、大使館や有識者等に確認するなどして、客観的な情報を得た上で、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障を生ずるおそれがある場合を除き認めている。

また、入所時に宗教や健康上の理由により口にすることができない食材（不適正食材）の有無を聴取する等しており、個々の被収容者の宗教や健康状態を踏まえ、可能な範囲で個別かつ適切に官給食を提供している。

・　改正法55条の7　書籍等の閲覧

書籍等の閲覧が、憲法上の「知る権利」に関わり、実質的にも有意義なものであることを踏まえ、被収容者に、その機会を保障するため、原則として、自弁の書籍等の閲覧の自由を保障する旨を規定しているのが55条の7の趣旨ですが、「知る権利」からは、「書籍等」の「等」に、インターネットサイトが含まれるべきと考えますが、検討はされていますか。

（出入国在留管理庁回答）

インターネットの使用については、入国者収容所等の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときに該当することや、全官署統一的な被収容者処遇の実現という観点から、その導入に当たっては慎重に検討する必要があると考えているため、引き続き、これらを念頭に慎重に検討してまいる所存である。

・　改正法55条の8　被収容者の分離

	男子の被収容者と女子の被収容者とは、分離して収容しなければならないとありますが、LGBT の処遇はどのように考えておりますか。 （出入国在留管理庁回答） 性同一性障害や性同一性障害と同様の傾向を有する者を収容する場合は、本人の性的指向や性自認、身体的特徴、本人の意向などの観点から個々の被収容者の状況を踏まえて適切に対応している。 **・ 改正法55条の16 研修及び訓練** 警備官の職務は、被収容者の身体等に対する直接的な有形力の行使など、その性質上、被収容者の人権に対する配慮やその生命・身体の安全の確保が求められるものが多く、また、被収容者の処遇全般にわたるものであるから、その職務を十全に全うさせるためには、被収容者の人権に関する理解を深めさせるとともに、被収容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得・向上させることが必要であるというのが趣旨ですが、具体的な実施要領等はありますか。なお、刑事収容施設は矯正職員の研修に関する訓令に定められています。 （出入国在留管理庁回答） 入国警備官を含む出入国在留管理庁職員に対する研修については、令和３年４月１日付け入管庁総訓第１０号「出入国在留管理庁職員研修要綱」において定められている。 なお、同要綱においては、出入国在留管理庁に新たに採用された入国警備官を対象とする「初任科研修」について規定されており、同研修は、新任の入国警備官として、その職務の遂行に必要な基礎的法律知識及び技能を修得させるとともに、厳正な規律の体得及び敏活な行動力の育成を図り、併せて国家公務員として必要な基礎的素養を涵養することを目的として実施するとされている。加えて、同要綱では、特定の業務に従事する職員に対して、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的とした「特別科研修」について規定しており、同研修では入国者収容所等に勤務する入国警備官を対象とした研修も実施している。 また、入国警備官の有形力行使に関する訓練については、平成３１年４月１日付け入管庁警訓第４号「入国警備官逮捕術教範」において定められている。 なお、地方出入国在留管理局ごとに実施要領等を作成して実施している研修や訓練もある。 **・ 改正法55条の19 識別のための身体検査** 刑事収容施設法施行規則10条は身体検査の方法を設けていますが、被収容者処遇規則には同様の規定はありませんが、実際どのような方法により行われていますか。LGBT の被収容者の身体検査の場合に配慮はされていますか。

	（出入国在留管理庁回答） 出入国管理及び難民認定法施行規則第50条の9（識別のための身体検査の方法）において定めている。 また、性同一性障害等を有する被収容者に対する識別のための身体検査については、本人から性自認や性的指向、本人の意向などの観点から個々の被収容者の状況を踏まえて適切に対応している。 なお、被収容者処遇規則は、令和6年6月10日付けで廃止済みである。 **・ 改正法55条の37　保健衛生及び医療の原則** 「社会一般の保健衛生・医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする」とありますが、医療体制は社会一般の水準を満たしていますか。 （出入国在留管理庁回答） 被収容者に対しては、入所時及び入所から３か月ごとに健康診断を実施することとしており、継続的に健康状態を把握している。 また、医療体制については、常勤医師を含めた医療従事者の確保や医療用機器の拡充を図り、初期診療に相当する医療を提供するための体制を構築しているほか、収容施設内の診療室で対応できない疾病等については必要に応じて外部医療機関を受診させており、社会一般の水準に照らし適切な医療を提供している。 **・ 改正法55条の38　運動** 「できる限り戸外で、その健康を保持するため適当な場所で運動を行う機会を与えなければならない」とありますが、達成できていますか。 （出入国在留管理庁回答） 一部の官署を除く収容施設においては、戸外運動場を完備し、被収容者に対して運動を行う機会を設けている。また、施設の構造上、戸外運動場を設置できない官署においては、居室内で軽運動の実施が可能であるところ、更なる運動可能なスペースの設置について検討を重ねている（一部官署においては運動スペースを設置済み）。 **・ 改正法55条の40　入浴** 被収容者処遇規則29条は、「適宜入浴させるほか」と規定していますが、実際にどの程度の頻度で行われていますか。 入浴に抵抗がある被収容者には、どのような代替措置がどの程度の頻度で行われていますか。 （出入国在留管理庁回答） 出入国管理及び難民認定法施行規則第５０条の２０において、「被収容者には、できる限り毎日、入浴の機会を与えるものとする」と規定しているとおり、収容施設ではシャワー室を完備し、特段の支障がない限りは毎日入浴することが可能である。

	入浴に抵抗のある被収容者に対しては、入管法第５５条の３９において清潔を保持する義務が規定されていることに鑑み、入浴の説得や被収容者の清拭等を行うこともあり得る。 **・ 改正法55条の42 診療等** 入国者収容所長等が、第一次的な判断主体となっていますが、医療上の措置の必要性の判断につき、適切に実施できているのか疑問があります（名古屋入管における被収容者死亡事件）。「疾病」は精神疾患も含むと解釈されたうえで運用されるべきですが、入管庁の見解はいかがでしょうか。 （出入国在留管理庁回答） 入管法第５５条の４２は、入国者収容所長等の被収容者に対する医療上の措置を講ずる責務を規定したものである。この規定に従い、同条第１項各号に該当する被収容者に対しては、速やかに医師による診察を行い、その他必要な医療上の措置をとることとしている。この条文における「疾病」は、精神疾患も含む。 **・ 改正法55条の66 電話等による通信** 「電話その他政令等で定める電気通信の方法」は、e メール、LINE 通話、ビデオ通信等が想定されますが、現在のところ、「政令」で定められているものはありません。今後、政令で定める予定はありますか。 （出入国在留管理庁回答） 電気通信については、全官署統一的な被収容者処遇の実現という観点から、その導入に当たっては慎重に検討する必要があると考えているため、引き続き、これらを念頭に慎重に検討してまいる所存である。

出入国在留管理政策懇談会第５回会合　意見提出様式

委員名：マリオ・ロペズ

議題	退去強制業務について
意見	【質問】 １．退去強制手続等を執った者の推移について 「退去強制手続等を執った者の推移」（資料 p. 2）によれば、10 か国の出身者が全体者数の 92%を占めている。なぜ、これら特定の 10 か国において、退去強制手続の対象者数がこれほど多いのでしょうか。また、出入国在留管理当局は、なぜこれらの国が多数を占めているのか、その背景を把握するために、どのような分析や調査のプロセスを実施しているのでしょうか。 （出入国在留管理庁回答） 退去強制手続等を執った人数の上位 10 か国の合計が全体の 92%を占めている理由については、詳細な分析を行ったわけではないので正確なお答えをすることは困難である。その上で、例えば、退去強制手続等を執った人数の上位 10 か国の大半が、在留外国人数の多い国・地域となっている（ベトナム（２位）、タイ（11 位）、中国（１位）、インドネシア（７位）、フィリピン（４位）、スリランカ（12 位）、ネパール（５位））。 また、退去強制手続等を執った者の大半（約 76%）が不法就労を行っていたとみられることも改めて指摘したい。 ２．収容の状況について （１）退去強制手続に関するフローチャート（資料 p. 9）に関連して、以下の点について質問する。 ① 令和 6 年 6 月～12 月において、違反調査後の主任審査官による審査の結果、監理措置ではなく収容が行われた件数は

	何件か。 ②　同期間において、退去強制令書発付後の主任審査官による審査の結果、監理措置ではなく収容が行われた件数は何件か。 （出入国在留管理庁回答） ①及び②については、お尋ねのような形で統計を取っておらず、お答えすることは困難である。 （２）資料（p. 3）によれば、2024 年においては監理措置の導入にもかかわらず、被収容者数が「6 か月未満」「6 か月以上」のいずれの区分でも増加している。この点について、入管庁としてどのように要因を分析しているのか説明されたい。 （出入国在留管理庁回答） 令和６年末時点の被収容者数が前年と比べ増加した要因について、詳細な分析を行ったわけではないので正確なお答えをすることは困難であるが、令和２年に流行した新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために仮放免を柔軟に活用したことなどから、令和３年まで被収容者数が大きく減少したところ、同年以降、同感染症が収束に向かったことから、被収容者数がコロナ禍前に戻りつつあるのではないかと考えている。 一方で、コロナ禍以前と比べ、令和６年末の被収容者数は半分程度となっており、監理措置などの影響も考えられるが、集計時点において、改正法施行後から約７か月が経過したに過ぎないことから、監理措置の影響がどの程度あるか評価することは時期尚早であると思っている。 （３）3 か月ごとの収容見直し制度に関し、資料（p. 9）では 2024 年における監理措置決定の件数が 10 件に留まっているが、その理由について入管庁としての分析・評価を伺いたい。 （出入国在留管理庁回答） 監理措置の創設により、退去強制手続を受ける者については、主任審査官が、個別の事案ごとに、逃亡等のおそれの程度、収容により本人が受ける不利益の程度等を考慮し、収容するか監理措置に付すかを判断している。また、収容した場合でも、長期収容を防止する観点から、主任審査官が３か月ごとに収容の要否を見直し、収容継続と判断した場合には、出入国在留管理庁長官においても、その判断の適正を確認する仕組みを導入している。

	この３か月ごとの収容の見直しにおいては、退去強制令書による収容が送還の確実な実施のためのものであることを踏まえ、被収容者の逃亡等のおそれの程度や収容による不利益の程度のみならず、被退去強制者の状況、とりわけ送還の見込みとの関係を十分に考慮し、収容を継続するか監理措置に付すかを検討している。 御指摘の「１０件」は、主任審査官が諸般の事情を十分に考慮した上で、監理措置に付さず収容する旨の判断をして、かつ、３か月ごとの収容の見直しにおいても主任審査官が収容継続と判断したもののうち、出入国在留管理庁長官が監理措置に付することが相当と認め、監理措置決定すべきことを主任審査官に命じた件数であり、それ以外のもの、例えば、収容後３か月ごとの収容の見直しをする前に監理措置決定がなされたものの件数は含まれていない。 いずれにしろ、施行後、約６か月の数値であり、分析・評価をするには期間が短く、更に今後の状況を確認する必要があると考えている。 **３．送還停止効の例外規定について** 「相当の理由のある資料」（資料　p. 11）に該当するかどうかの判断は、各地方出入国在留管理局で行われるものと理解している。その場合、地方局ごとに判断にばらつきが生じることのないよう、本庁として何らかの統一的な指針やガイドラインを示しているか伺いたい。 （出入国在留管理庁回答） 　ご指摘のとおり、難民認定申請の際に提出された資料が、難民又は補完的保護対象者の認定を行うべき「相当の理由がある資料」に該当するか否かについては、その送還の可否を検討するに当たり、地方局の送還担当部門と難民等調査担当部門とが連携しながら、また入管庁本庁とも協議した上で、当該事案を担当する地方局全体で判断することとしている。 　その際には、個別の事案ごとに、資料の内容や最新の出身国情報等の諸事情を考慮し、入管庁本庁とも協議の上で判断していることから、地方局ごとに判断のばらつきが生じるおそれは低く、統一的な指針やガイドラインを示すことはしていない。 **４．根拠に基づく政策立案について** 日本政府は「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト（GCM）」に署名しており、以下の目標に基づく

	政策立案が求められている。 ・目標 1：根拠に基づく政策立案のため、正確で構成要素に細分化されたデータを収集・活用すること ・目標 17：あらゆる形態の差別を撤廃し、移住に関する理解を形成するため、根拠に基づく幅広い議論を推進すること （1）GCM 第 33 段落においては、「不寛容、人種主義、外国人嫌悪、および移民やディアスポラに対するその他すべての差別」を防止する観点から、「根拠に基づく政策立案」の重要性が強調されている。 上記 3 に加えて、資料（p. 15）では、「ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢」との記載があるが、これを裏付ける統計的根拠や実証データを政府として保有しているか明らかにされたい。 （2）資料（p. 16）に記載のある「2026 年中に新規受理した申請の 6 か月以内（平均）での処理を目指す」という目標に関連して、以下の点を伺いたい。 ① 当該目標の達成時期はいつ頃を見込んでいるか。 （出入国在留管理庁回答） 2026 年中に新規受理した申請について平均 6 か月で処理することを目標としている。 ② 2023 年および 2024 年に新規に受理された難民認定申請について、それぞれ平均何か月で処理されているか。 （出入国在留管理庁回答） 現時点ではお尋ねのような統計を取っていないため、お答えすることは困難である。不法滞在者ゼロプランの効果検証のため、2026 年中に新規受理した申請のうち、2026 年中に処理した案件については平均処理期間の統計を取る予定である。 ③ 難民申請の審査は、原則として申請時期が古いものから順に処理するのが本来の在り方と考える。なぜ 2026 年中の新規申請分を特出し、平均処理期間の短縮を目標とするのか、その理由を示されたい。

（出入国在留管理庁回答）
　不法滞在者ゼロプランのうち難民認定申請の審査の迅速化により、平均処理期間の短縮を図っていくことから、短期的な目標として 2026 年中に新規受理した申請の６か月以内（平均）の処理を掲げている。

④　第 4 回会合別添 2 によれば、2024 年に結果が出た案件のうち少なくとも 201 件は 2017 年以前に申請されたものである。このような「長期未処理案件」が発生した背景には、どのような事情があるのか。また、こうした案件の再発防止に向けた具体的な取り組みについても伺いたい。
（出入国在留管理庁回答）
　難民認定申請者数の増加に難民認定申請の処理数が追いついていないことが原因で御指摘の「長期未処理案件」が増加したと考えられる。
　「長期未処理案件」を増やさないためには、誤用・濫用的な難民認定申請を抑制し、難民認定申請の迅速処理を図る必要があることから、不法滞在者ゼロプランのうち難民認定申請の審査の迅速化にしっかりと取り組んでまいる所存である。

【コメント】

国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプランについて

資料 15-16 ページでは、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に関する言及が見られる。近年、「ルールを守らない外国人」に関する「言説」が顕著に増加しており、これは主として「国民の不安」に応答するかたちで展開されている。こうした「言説」は、日本社会における外国人統合政策の一環として理解されがちであるが、実際には、日本に合法的に居住し、税や社会保険料を納付しながら生活する多くの外国人に対して、強い疎外感と不安感をもたらしている。

とりわけ問題となるのは、「ルールを守らない外国人」というイメージの過剰な一般化および流布である。「ルール」という語は、法律や条例といった法的規範にとどまらず、ごみ出しのマナーや公共空間での振る舞い、さらには電車内

での携帯電話使用に関するマナーなど、極めて広範な社会規範を含意する言葉である。このような曖昧かつ多義的な概念が「外国人」と強く結び付けられることにより、「外国人＝ルールを守らない存在」という偏見的図式が社会に定着する危険性がある。

このような構造の中で、有力者による発言が、外国人の「犯罪者化」を助長する役割を果たしていると考えられる。こうした「言説」は社会的な空気を形成し、とりわけ若年層に対する影響が顕著である。たとえば、近年インターネットでは、クルド人に対するヘイトスピーチや権力者による差別的発言により、「難民＝不法滞在者＝治安悪化の要因」というネガティブな認識が、若年層においても固定化しつつある現状が指摘されている。

少子高齢化する現代日本社会においては、このようなイメージの拡散は、将来において外国人と共に働き、生活を共にしていく世代にとって重大な障壁となり得る。また、労働力不足に対応するために外国人労働者や留学生の受け入れが加速している現状との間に明らかな矛盾が生じており、外国ルーツを持つ人々に対する社会的包摂を著しく妨げる要因となっている。現在進行している「外国人の犯罪者化」は、制度的には受け入れを進めながら、文化的・社会的には排除するという**アンビバレントな移民統治**の表象として理解されるべきであろう。

加えて留意すべきは、GCM 第 10-3 条「共通理解」の末尾では、次のように明記されている(p. 3)。

「さらには、移民に対して否定的な見方を生み出す誤った言説を一掃するために、すべての市民が、移住の利益と課題に関する客観的で証拠に基づく明確な情報にアクセスできるようにしなければならない。」

この文言は、現代社会における移民統治において、「言説」の形成が移民排除や差別の温床となり得ること、そしてそれを是正するためには、政府・メディア・有識者・教育機関を含む社会のあらゆる主体が、エビデンスに基づいた情報発信を担う責任を負うべきであることを示唆している。

とりわけ日本においては、有力者層が、市民が移民の合法・非合法を問わず、その背景や構造的要因について明確かつ正確な知識にアクセスする権利を有していることを、制度設計と世論形成の両面において認識する必要がある。現在、「ルールを守らない外国人」という「言説」が広く流布されているが、この議論が「ルール」の遵守を中心に構成される場合、その前提にはしばしば、「日本社会のルールは、日本で生まれ育った者にしか理解・内面化できない」とする

	暗黙の前提が含まれている。これは、社会的統合の可能性を出生や出自に結びつけるものであり、制度的包摂とは矛盾する構造を有している。しかしながら、日本において合法的に在留資格を有し、日常的に法を遵守して生活する多数の外国人の存在は、日本に生まれていない者であっても、社会規範を理解し、それに適応し、地域社会の一員として貢献し得ることを示している。彼らは、日本を一時的または長期的に「自らの居場所」としながら、文化的学習と制度的実践を通じて、日本人と同様に社会のルールを体得し、遵守しているのである。この点において、「移民はルールを守れない」というレトリックは、実証的根拠を欠いた「言説」であり、GCM の理念が指摘するように、それを正確な情報と知識によって是正する努力が、今こそ求められている。

出入国在留管理政策懇談会資料

第６回会合
（在留管理の一層の適正化に向けた検討について）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
ISA Immigration Services Agency

令和７年８月２０日
出入国在留管理庁

概　況

在留外国人数及び外国人労働者数の推移

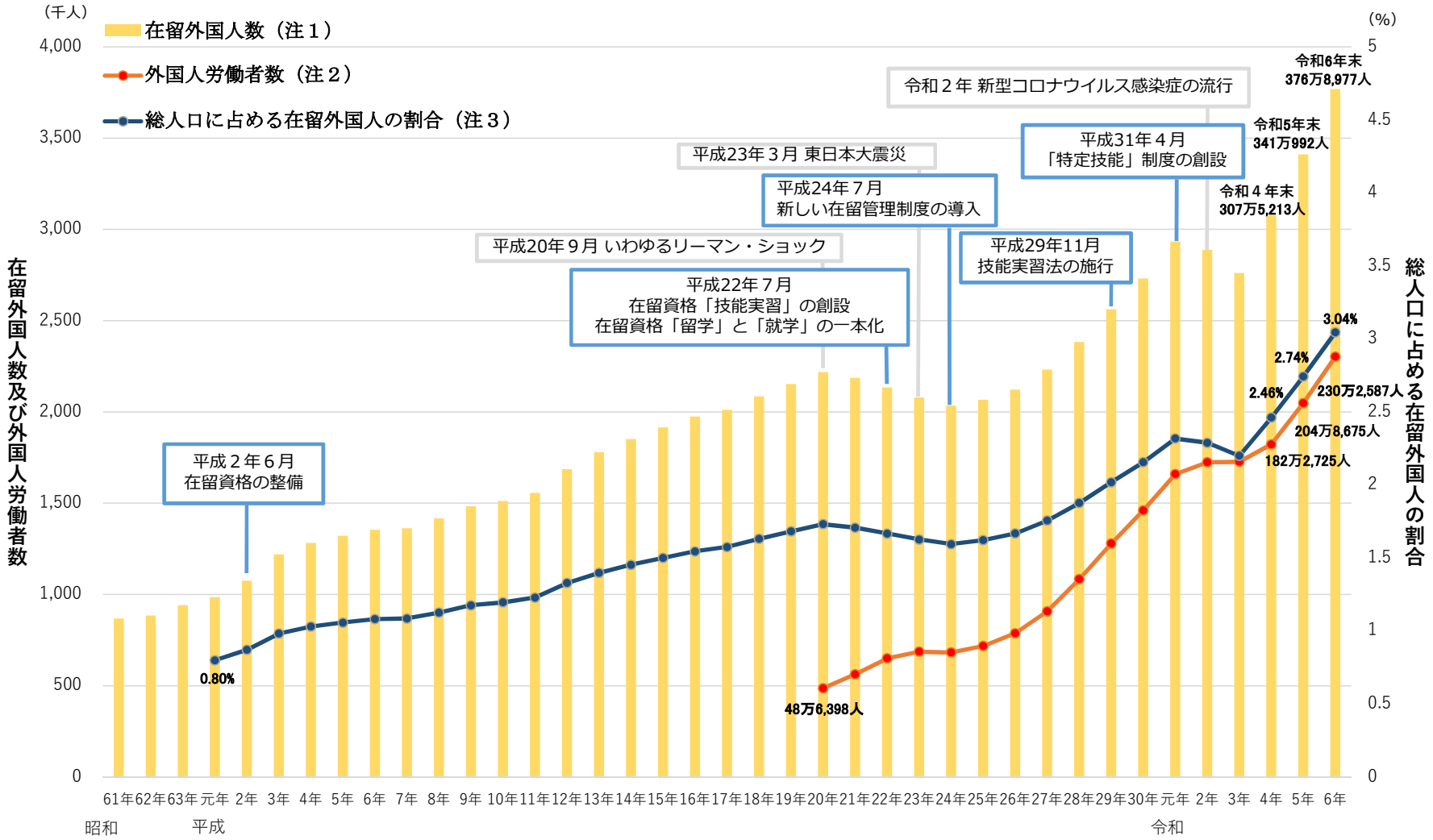

（注１）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。
（注２）厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（各年10月末現在の統計）に基づく（外国人雇用状況の届出制度は、平成19（2007）年10月1日から開始されているため、平成20（2008）年以降の推移を示している。）。
（注３）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

外国人労働者数の内訳

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ISA

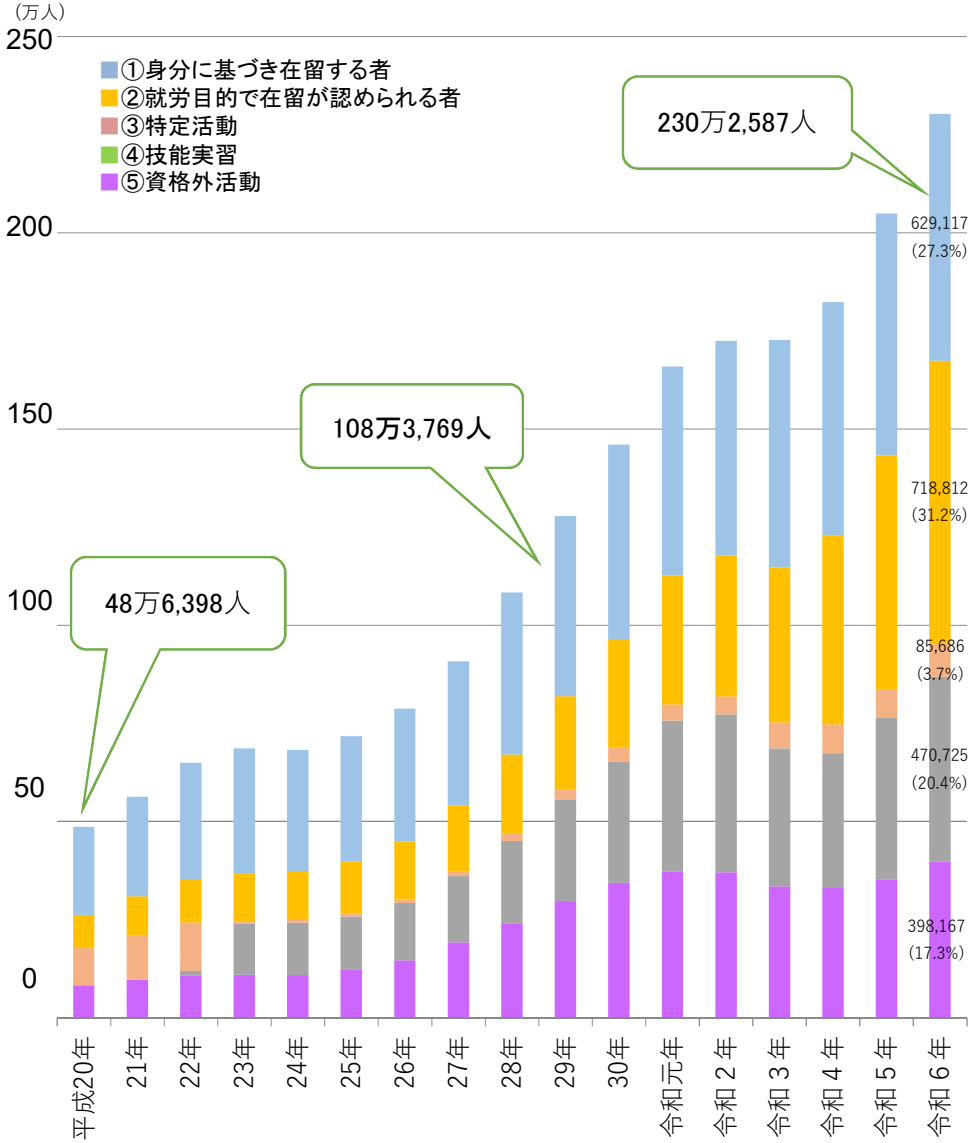

①身分に基づき在留する者　　約62.9万人（27.3%）
（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）
これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者　　約71.9万人（31.2%）
（いわゆる「専門的・技術的分野」）
（「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」等）
　一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動　　約8.6万人（3.7%）
（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）
「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習　　約47.1万人（20.4%）
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等）　**約39.8万人（17.3%）**
本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」に基づく集計（各年10月末現在の統計）

在留資格一覧表

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職(平成24年)	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護(平成29年)	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能(令和元年)	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習(平成22年)	技能実習生

（注１）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業（令和６年３月２９日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注２）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注２）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（令和６年末）

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

在留外国人数（総数）　３７６万８，９７７人

在留資格別

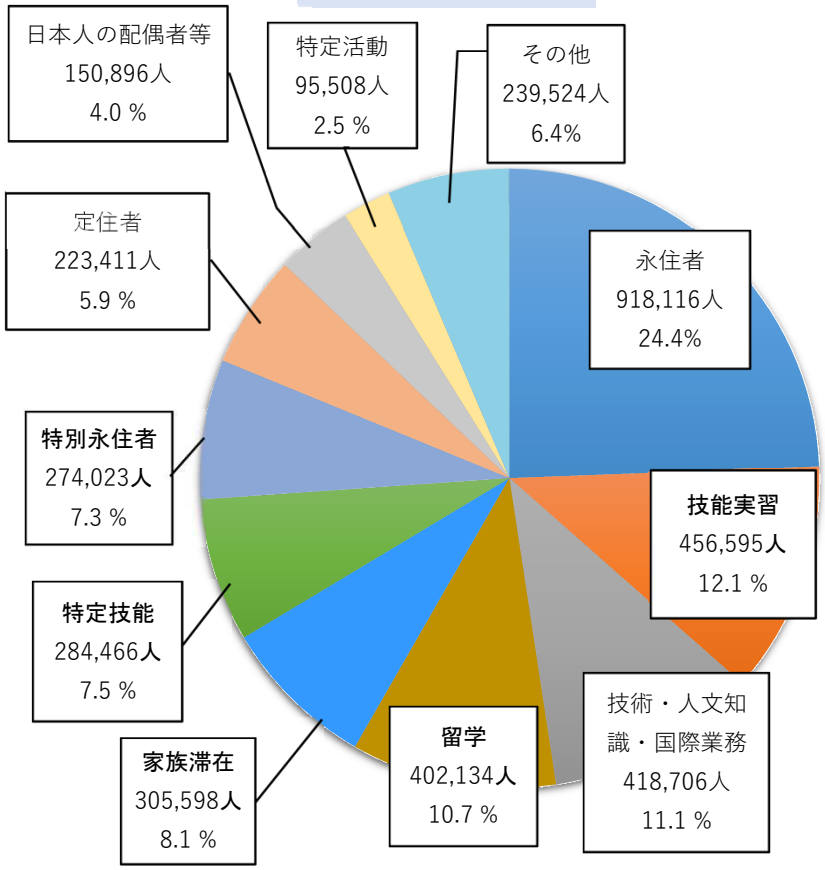

国籍・地域別

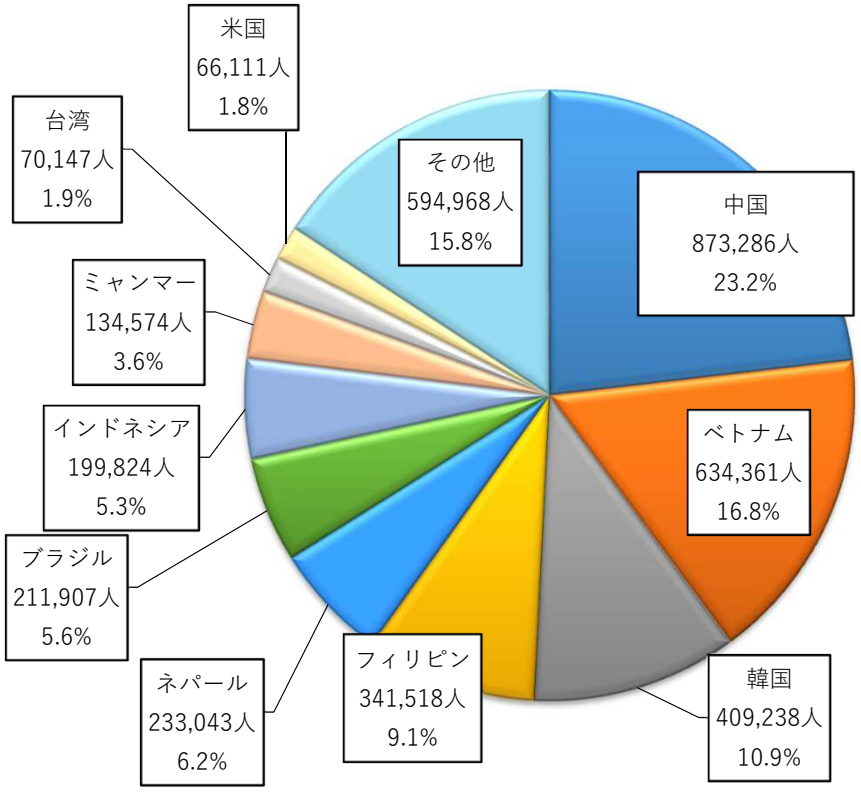

在留資格別 中長期在留者数の推移

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

	教授	芸術	宗教	報道	高度専門職	経営・管理	法律・会計業務	医療	研究	教育	技術・人文知識・国際業務	企業内転勤	介護	興行	技能	特定技能	技能実習	文化活動	留学	研修	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者
１９年末	7,354	489	4,285	220	14,924	27,249	145	2,269	1,480	13,331	271,999	18,193	592	2,508	41,692	1,621	410,972	3,013	345,791	1,177	201,423	65,187	793,164	145,254	41,517	204,787
２０年末	6,647	448	3,772	215	16,554	27,235	148	2,476	1,337	12,241	283,380	13,415	1,714	1,865	40,491	15,663	378,200	1,280	280,901	174	196,622	103,422	807,517	142,735	42,905	201,329
２１年末	6,519	385	3,034	207	15,735	27,197	139	2,482	1,161	12,915	274,740	8,593	3,794	1,564	38,240	49,666	276,123	821	207,830	145	192,184	124,056	831,157	142,044	44,522	198,966
２２年末	7,343	502	3,964	210	18,315	31,808	151	2,467	1,314	13,413	311,961	13,011	6,284	2,214	39,775	130,923	324,940	2,400	300,638	497	227,857	83,380	863,936	144,993	46,999	206,938
２３年末	7,226	580	4,143	212	23,958	37,510	159	2,547	1,301	14,157	362,346	16,404	9,328	2,505	42,499	208,462	404,556	2,581	340,883	714	266,020	73,774	891,569	148,477	50,995	216,868
２４年末	7,488	669	4,805	198	28,708	41,615	159	2,591	1,323	14,929	418,706	18,375	12,227	2,635	46,712	284,466	456,595	2,712	402,134	754	305,598	95,508	918,116	150,896	53,624	223,411

（注１）　2019年４月１日から在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」が新設された。

在留資格別 新規入国者数の推移

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

	教授	芸術	宗教	報道	高度専門職	経営・管理	法律・会計業務	医療	研究	教育	技術・人文知識・国際業務	企業内転勤	介護	興行	技能	特定技能	技能実習	文化活動	短期滞在	留学	研修	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者
19年	3,185	474	949	69	779	2,237	5	58	364	3,463	43,880	9,964	4	45,486	4,355	563	188,872	3,793	27,810,548	121,637	12,985	31,788	31,712		10,694	1,990	17,515
20年	992	117	329	29	456	1,537	2	38	155	1,280	19,705	3,188	23	7,218	1,729	3,760	83,826	815	3,360,831	49,748	2,392	17,056	7,381	166	6,306	1,151	5,385
21年	921	13	45	19	108	474	1	19	89	2,757	2,532	497	3	1,570	388	1,093	23,423	202	71,771	11,651	179	11,313	3,508	1,861	7,356	1,174	4,677
22年	2,645	280	1,280	44	1,673	4,346	8	57	364	3,041	35,711	7,798	42	24,404	4,075	20,418	179,032	2,784	2,861,731	167,128	3,859	47,389	10,006	4,225	9,143	1,760	13,628
23年	2,423	378	783	30	2,373	5,295	5	82	253	3,454	43,787	8,443	55	33,646	5,269	43,626	183,030	2,850	23,132,035	139,574	10,731	47,989	23,523	4,260	7,965	2,467	13,523
24年	2,606	426	1,373	30	2,175	4,483	5	62	290	3,715	56,532	8,765	54	39,948	6,994	64,626	147,922	3,072	33,358,681	167,087	10,471	50,564	32,042		7,345	1,944	11,248

（注１） 2019年４月１日から在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」が新設された。

（注２） 2020年から2023年までの在留資格「永住者」の新規入国は、新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国が困難な永住者に対する特例措置によるもの。

在留諸申請（認定・更新・変更・永住）の受理・処理件数の推移

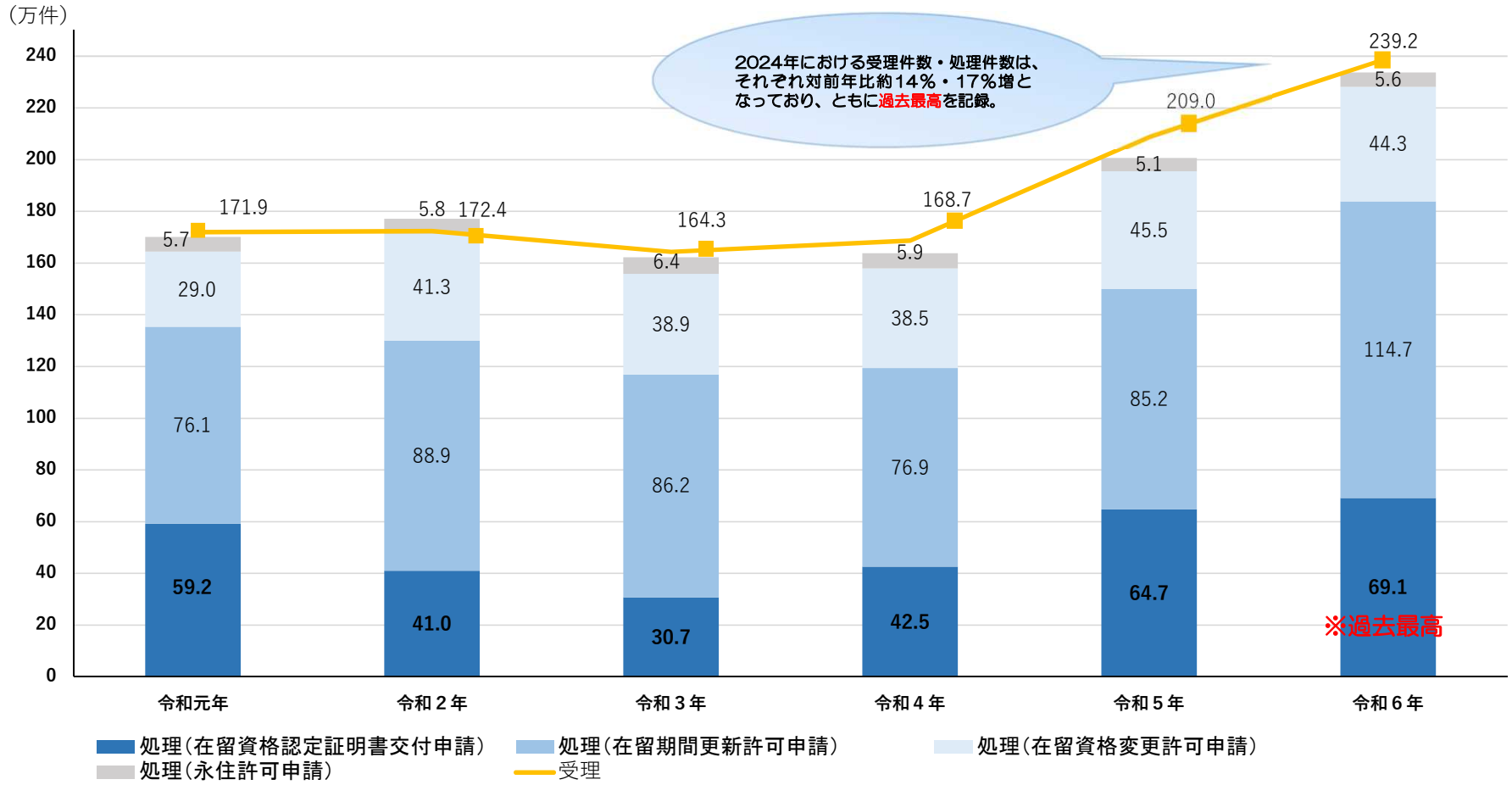

注）受理件数（折れ線グラフ）は、①在留資格認定証明書交付申請、②在留期間更新許可申請、③在留資格変更許可申請、④永住許可申請の総数であり、当該年に申請を受け付けた新規受理件数である。

主な就労資格の審査処理期間の推移

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

			令和6年						令和７年					
（日数）		標準処理期間	1~3月	4~6月	7~9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
技術・人文知識・国際業務	認定	1~3か月	58.2	71.1	62.1	88.4	74.8	61.8	60.9	54.9	53.8	48.9	64.9	62.8
	更新	2週間~1か月	21.1	41.2	43.6	31.2	26.7	20.2	20.9	17.2	18.8	22.3	29.8	30.2
	変更	1~2か月	26.8	48.9	48.5	34.4	32.1	24.4	30.7	25.9	24.3	25.7	31.3	39.1
経営・管理	認定	1~3か月	81.3	100.2	118.5	145.1	146.0	122.1	115.1	106.2	123.2	96.3	93.7	81.7
	更新	2週間~1か月	31.8	32.3	30.8	30.8	28.1	25.9	29.6	27.2	26.5	28.9	28.7	25.9
	変更	1~2か月	71.8	79.8	75.2	48.7	56.7	61.8	49.3	47.4	46.3	39.8	38.7	45.8
特定技能（1号）	認定	1~3か月	64.2	72.8	66.9	60.9	58.6	55.1	61.9	58.4	56.8	56.9	63.5	67.0
	更新	2週間~1か月	28.1	33.8	31.6	28.0	28.3	27.3	31.6	28.9	25.9	29.9	32.9	31.3
	変更	1~2か月	39.7	45.8	50.1	46.9	49.7	45.1	44.0	43.8	37.8	36.0	41.7	46.5
高度専門職（1号ロ）	認定	10日	26.5	41.1	41.8	70.8	75.5	52.6	49.1	40.6	48.7	47.9	41.4	47.6
	更新	5日	16.5	26.5	43.1	46.7	44.4	27.9	29.5	20.4	23.9	28.8	37.0	31.8
	変更	5日	20.4	28.8	41.8	55.4	47.5	32.8	31.2	28.2	28.0	28.9	34.2	35.1

（注１）在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請に係る日数については、「審査終了までの日数」をさす。
（注２）赤字は標準処理期間を超過した処分（審査終了）までの日数をさす。

「経営・管理」

「経営・管理」の在留申請の許可件数・在留外国人数の推移

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

「経営・管理」の在留申請（認定・更新・変更）の許可件数の推移

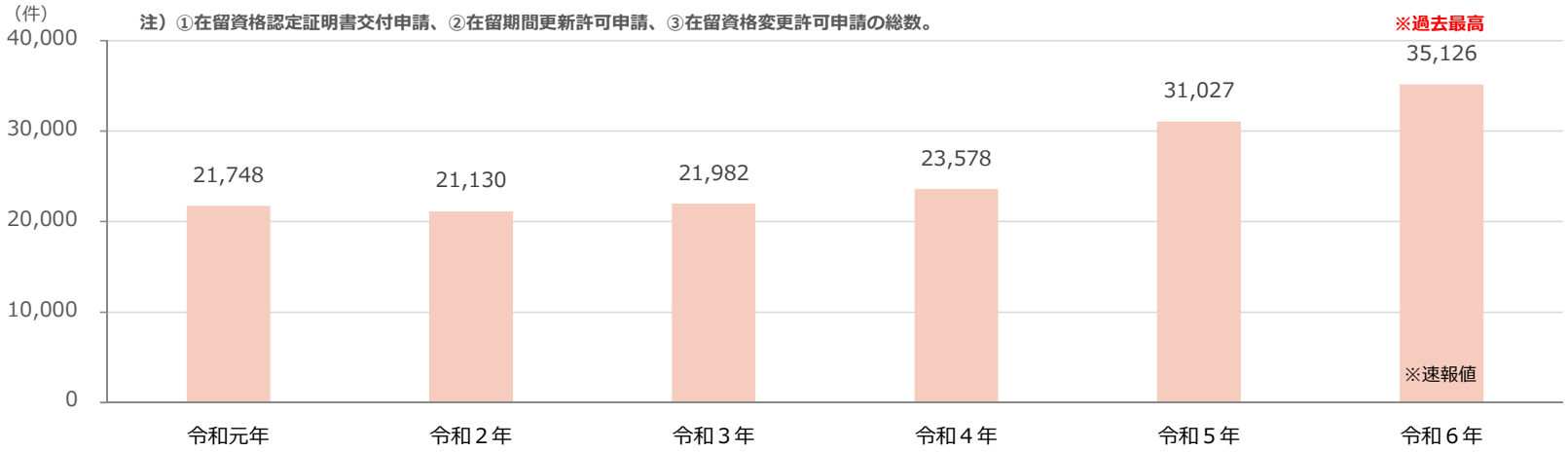

「経営・管理」の国籍・地域別在留外国人数の推移

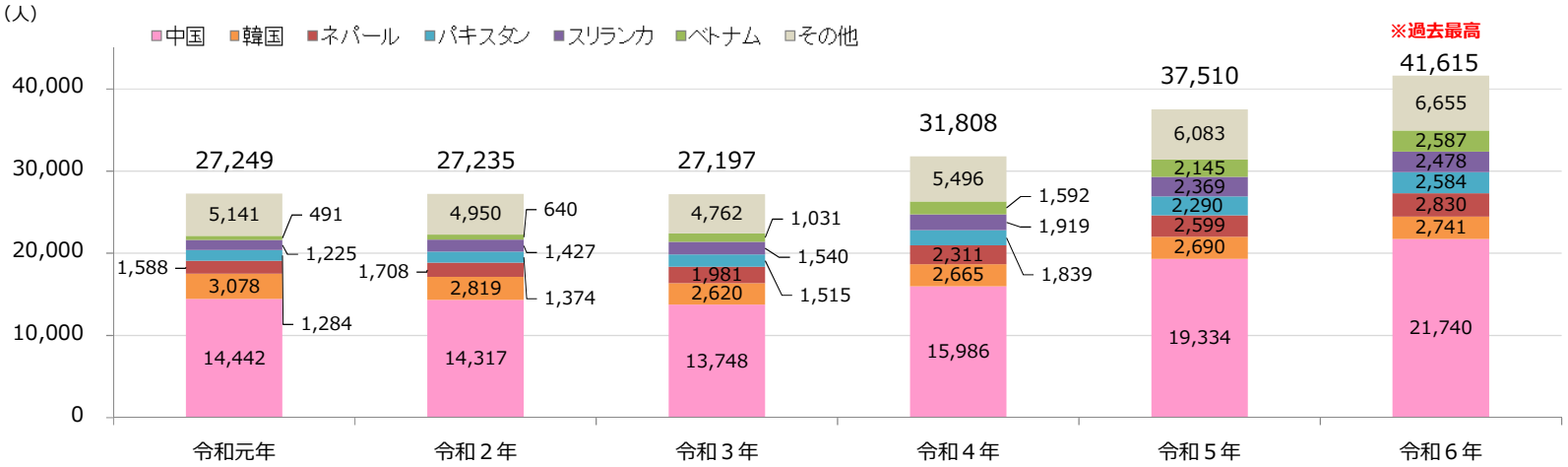

在留資格「経営・管理」

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

○　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）

○　出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号）（抄）

活　動	基　準
法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一　申請に係る事業を営むための事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業が開始されていない場合にあっては、当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。 二　申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。 イ　その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。 ロ　資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。 ハ　イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。 三　申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について三年以上の経験（大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

「経営・管理」の許可基準の変遷について

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

昭和２６年１０月４日
出入国管理令制定

上記政令第４条第１項第５号において、「本邦で貿易に従事し、又は事業若しくは投資の活動を行おうとする者」を受入れ類型の一つとして規定。

平成元年
入管法（※１）改正
上陸基準省令制定

入管法に「投資・経営」の在留資格が新設され、上陸基準省令（※２）において経営又は管理に従事する事業の規模に関する基準として、「二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。」を規定。

平成１２年１２月
ガイドライン策定

「投資・経営」の上陸許可基準に規定する事業規模に関し、「二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。」の要件の代替要件として「新規事業を開始しようとする場合の投資額が年間５００万円以上であること」をガイドラインとして公表。

平成２６年
入管法・上陸基準省令改正

「投資・経営」の在留資格が「経営・管理」の在留資格に改正され、外国人又は外国法人による投資の要件がなくなった（※３）。
なお、上記改正に伴って改正された上陸基準省令において、事業の規模に関し、「資本金の額又は出資の総額が５００万円以上であること。」の規定が追加された。

※１：出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

※２：出入国在留管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）

※３：従前の「投資・経営」の在留資格は、外国資本が投下された本邦内の事業に限って、経営・管理を行うことを認める在留資格であり、百パーセント日本資本の企業において事業の経営・管理を行う場合には適用がなかった。

諸外国における受入れ制度比較

	韓国① （D－8（企業投資）ビザ）	韓国② （D－9（貿易経営）ビザ）	米国 （E－2（投資家）ビザ）	カナダ （マニトバ州・ 起業家パスウェイ）
資本金の額（投資額） ※下限	**1億ウォン** **（≒1,000万円）**	**3億ウォン** **（≒3,000万円）** ※韓国国内の大学で修士以上の学位を取得した者は**1億ウォン** **（≒1,000万円）**	・投資先企業の少なくとも５０％以上の所有権を示すこと。 ・米国内の企業に相当額の投資をしている又は積極的に投資している最中であること。 ※一般的に少なくとも**１０万～２０万米ドル**（**≒1,500～3,000万円**）を要するとされている。	純資産50万カナダドル（≒5,300万円）に加え、 ・ウィニペク都市圏所在の事業 **２５万カナダドル**（**≒2,700万円**） ・都市圏外所在の事業 **１５万カナダドル**（**≒1,600万円**）
経歴	なし	なし	なし	・学歴：カナダの高等学校卒業資格と同等以上 ・経歴：過去５年間に、事業主等として少なくとも３年間のフルタイム就業経験
雇用義務	なし	なし	なし	少なくとも１人（カナダ国民又はマニトバ州永住者）の雇用創出又は維持
事業分野の制限	制限はないが、飲食業や不動産賃貸、小売業等については慎重に取り扱っている。	なし	なし	以下の分野は対象外 ・在宅ビジネス ・不動産投資、不動産管理 ・レンタル業、リース業 等
言語能力	なし	なし	なし	CLB／NCLC５レベル ※中上級の英語又はフランス語能力

諸外国における受入れ制度比較

	英国 （イノベーター・創業者査証）	フランス① （起業家・自営業ビザ）	フランス② （タレントパスポート）	ドイツ （自営業ビザ）
資本金の額（投資額） ※下限	なし ※認定機関から事前に事業計画の承認を受けることが必要であり、当該承認申請時の要件に、事業計画に必要な資本を有していることが含まれている。	なし	**３万ユーロ （≒約500万円）**	なし ※投資額を含む事業の実行可能性については、現地当局が商工会議所協議の上で判断する。 ※法人設立時の最低資本金額として株式会社は５万ユーロ（≒860万円）、有限会社は２５万ユーロ（≒4,300万円）と定められている。
経歴	なし ※上記承認申請時の要件に、事業に必要な知識を有していることが含まれている。	事業計画と申請者の経歴が一致していることが必要。	修士以上の学位を取得していること又は５年以上の類似の職業経験	なし
雇用義務	なし	なし	なし	なし
事業分野の制限	なし	なし	なし	基準はないが、ドイツの経済的ニーズや関心に沿ったものであること。
言語能力	CEFR　B2 （英語圏国籍者を除く） ※中上級の英語能力	なし	なし	なし

諸外国における受入れ制度比較

	ロシア （普通労働許可）	ニュージーランド （起業家就労ビザ）	シンガポール （ベンチャー企業等経営者向けビザ）	インドネシア （E28Aビザ）
資本金の額（投資額） ※下限	○有限会社 **最低1万ルーブル**（≒1.9万円） ○合資会社 ・公開合資会社：**最低10万ルーブル**（≒19万円） ・非公開合資会社：**最低1万ルーブル**	**１０万ＮＺドル** （≒850万円）	**１０万ＳＧドル** （≒1,100万円）	**１００億ルピア** （≒9,000万円）
経歴	なし	なし	なし	なし
雇用義務	なし	なし	更新時には下記を満たすことが必要。 ・更新２回目：現地人材１人 ・更新６回目：現地人材５人	なし
事業分野の制限	制限はないが、戦略産業に位置づける銀行、報道、燃料やエネルギー、防衛の分野は特別な許可が必要。	なし	なし	なし
言語能力	ロシア語、ロシアの歴史、ロシア法基礎の試験合格証明書の提出を要する。	英語能力を要する。 ・IELTS：４．０以上 ・TOEFL　iBT：スコア３１以上 ・PTEアカデミック：スコア２９以上 等 ※CEFR　A2相当（基礎段階の言語使用者）	なし	なし

「経営・管理」の現状と課題について

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ISA

【現状】

○　昨今、「経営・管理」を悪用して日本に移住しようとする外国人に関する指摘があり、実際に、在留審査時に事業実態がないことが判明した事案も散見される。

【課題】

①　「経営・管理」の上陸許可基準が諸外国の同様の制度に比して緩く、移住するための方法として利用されているとの指摘もあることから、基準の見直しを検討する必要がある。

②　「経営・管理」で在留する外国人の活動実態を把握し、在留審査に適切に反映する必要がある。

【対応策】

○課題①：「経営・管理」の上陸許可基準の見直し

○課題②：在留審査時における実態調査の強化

論点

現行の基準においては、事業の規模について、本邦に居住する２人以上の常勤職員の雇用又は資本金等５００万円以上のいずれかを満たすことを要件としている。

✓**「資本金等の額」**
- 我が国の経済状況、諸外国の制度等を踏まえた資本金等の額の引上げの要否
- 資本金等の額の引上げを行う場合の金額水準

✓**「常勤職員の雇用」**
- 雇用促進に資するとともに我が国で円滑に経営活動を行う観点から、資本金等の額とともに、本邦に居住する常勤職員の雇用を必須とすることの適否

✓**「経歴」**
- 本邦で適正に経営活動を行う上で申請者本人にどのような経歴が必要か。
- 経営者としての実務経験を学歴によって代替することが可能か。

✓**「その他」**
- 他に必要な基準の有無

「技術・人文知識・国際業務」

在留資格「技術・人文知識・国際業務」

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

○　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）

○　出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号）（抄）

活　動	基　準
法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九十八条に規定する国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。 一　申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。 イ　当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。 ロ　当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。 ハ　十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。 二　申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。 イ　翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。 ロ　従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。 三　日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

「技術・人文知識・国際業務」の在留諸申請の許可件数・在留外国人数の推移

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

「技術・人文知識・国際業務」の在留諸申請（認定・更新・変更）の許可件数の推移

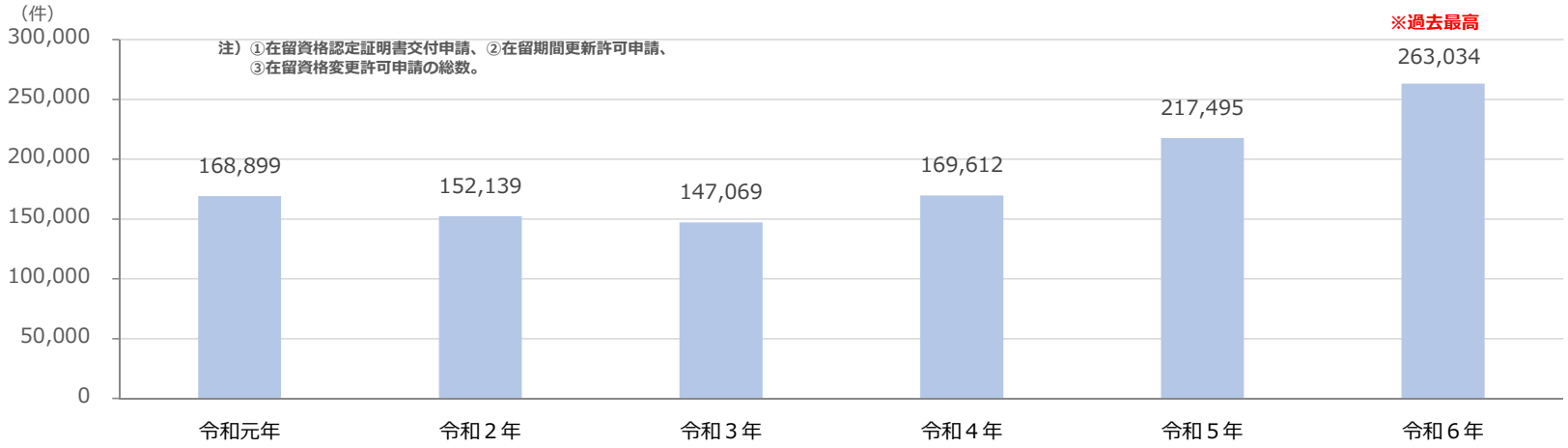

「技術・人文知識・国際業務」の国籍・地域別在留外国人数の推移

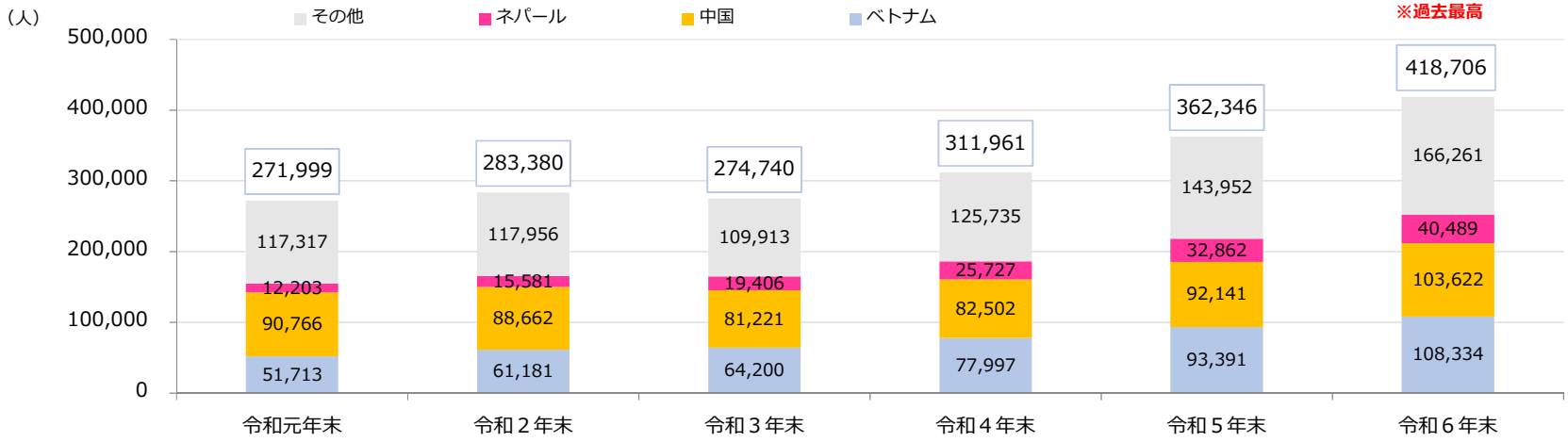

「技術・人文知識・国際業務」における労働者派遣等の現状と課題について

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

【現状】

○　「技術・人文知識・国際業務」で在留する者のうち、一定数の者が労働者派遣によって就労しており、その数は増加していると考えられる。
注１：令和６年末時点で「技術・人文知識・国際業務」をもって在留する外国人（４１８，７０６人）のうち、最新の申請書上に派遣先等機関の記載があったものは約４万３千人（概数）。
注２：認定証明書・在留許可処分となった「技術・人文知識・国際業務」に係る申請のうち、派遣先等機関の申告がある申請は、令和４年から６年にかけて増加。

○　労働者派遣によって就労する者は、「翻訳・通訳」、「生産管理（機械器具分野）」、「管理業務（総務・人事・労務など）」や「情報処理・通信技術」といった職種に従事している。

【課題】

○　労働者派遣によって就労する者のうち、在留申請時に申告のあった「技術・人文知識・国際業務」の活動内容に該当しない就労活動（専門的な技術や知識を要しない現場業務等）に従事していることが判明した事案が複数発生している。

（パターン１）
所属機関である派遣会社（派遣元）が、派遣先に対して、在留資格に該当しない活動に従事させることを許容する旨説明し斡旋することで、派遣先の悪意なく、対象者が現場業務等に従事している場合

（パターン２）
所属機関である派遣会社（派遣元）が、派遣先に対して、在留資格に該当しない活動に従事させることは許容されない旨説明し斡旋したが、派遣先が故意に、対象者を現場業務に従事させている場合

（パターン３）
所属機関である派遣会社（派遣元）及び派遣先が、在留資格に該当する活動内容や外国人労働者における就労制限等について認識した上で、双方が故意に、対象者を現場業務に従事させている場合

▼

いずれも「不法就労助長罪（入管法第７３条の２第１項）」等に該当するおそれのある事案であり所要の対策を講じる必要がある。

（参考）不法就労助長罪
第七十三条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一　事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
二　外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
三　業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

「技術・人文知識・国際業務」における労働者派遣等の現状と課題について

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ISA

【問題意識】

○　現状、「技術・人文知識・国際業務」の不適切な労働者派遣の**実態を把握できる仕組みが十分に整っていない。**

※　雇用状況届出でも派遣先を把握できず、入管庁でも個々人の活動先を十分に把握できていない。

【対策案①】戦略的な実態調査の実施（運用面でのアプローチ）

○　「技術・人文知識・国際業務」の労働者派遣事案の多い地域や職種を中心に実態を把握するため、重点的な体制整備を含め、**戦略的に実態調査を実施**。

【対策案②】事業者等に対する啓発活動（広報面でのアプローチ）

○　「技術・人文知識・国際業務」ガイドライン上で労働者派遣事案に係る不許可事例等を盛り込み、**周知**を実施。
○　「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」等において、労働者派遣事案の**注意喚起**を実施。

【対策案③】所属機関届出による派遣労働時期の把握体制の整備（法令面でのアプローチ）

○　「技術・人文知識・国際業務」等の中長期在留者は、所属機関との契約終了等の事項を所定の期間内に入管庁長官に届け出なければならないところ、**届出事項に派遣先の事業所や派遣の開始・終了等の事項を加えることで、**派遣先における活動の実態を的確に把握できるようにすることを検討。

参照条文（中長期在留者の受入れに関する届出・外国人雇用状況の届出）

○　中長期在留者の受入れに関する届出について（所属機関による届出）

《出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）（抄）》

第十九条の十七　別表第一の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関（次条第一項に規定する特定技能所属機関及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項（※）を届け出るよう努めなければならない。

※　出入国管理及び難民認定法施行規則において、（所属機関における）活動内容、受入れ開始年月日、受入れ終了年月日等を届出の事項として求めることとしている。

○　外国人雇用状況の届出について

《労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）（抄）》

第二十八条　事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名並びに出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格（以下この項及び次項において「在留資格」という。）及び同条第三項に規定する在留期間（その者が在留資格を有しない者であつて、同法第四十四条の五第一項又は第六十一条の二の七第二項の規定による許可を受けて報酬を受ける活動を行うものである場合にあつては、これらの許可を受けている旨）その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
２～４　略

第二十九条　厚生労働大臣は、法務大臣又は出入国在留管理庁長官から、出入国管理及び難民認定法に定める事務の処理に関し、外国人の在留に関する事項の確認のための求めがあつたときは、前条第一項の規定による届出及び同条第三項の規定による通知に係る情報を提供するものとする。

その他

資格外活動許可について

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ＩＳＡ

在留資格と資格外活動許可

・　我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされている。
・　本来の活動を阻害しない範囲内で、在留資格で認められた以外の就労活動を行おうとする場合（留学生がアルバイトを行うような場合）には、入管法に基づく資格外活動許可を受けなければならない。

資格外活動許可の方式

資格外活動許可の方式は、入管法施行規則（法務省令）により、次の二つが定められている。

・　包括許可
　１週について２８時間以内（留学の在留資格については、教育機関の長期休業期間中は１日８時間以内）の就労活動（いわゆる風俗店で行うものを除く）
・　個別許可
　地方出入国在留管理局長が、活動を行う機関の名称、所在地及び業務内容等を定めて個々に指定する活動

※　包括許可における１週２８時間の考え方
・１週２８時間は、「１日４時間×７日＝２８時間」という考え方に基づき設定
・資格外活動許可が本来の活動を阻害しない範囲で許可されるものであることから、本来活動が就労活動とならないよう、フルタイム勤務８時間の半分である４時間を算定の基礎とした。

公租公課及び医療費不払に対する現状と課題

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

1　在留外国人の税・社会保険料の納付状況の確認の仕組み及び地方自治体との連携について

【現状①】
在留資格「特定技能」の場合、在留審査の際に税金・社会保険料両方の納付状況を確認しているが、その他の在留資格については社会保険料の納付状況を確認していない。

【課題①】
「特定技能」以外の在留資格についても、在留審査時に社会保険料の納付状況を確認できるようにする必要がある。

【現状②】
在留審査における税金の納付状況の確認※は、外国人が提出する公的証明書に基づいて行っている。
※在留資格「永住者」、「特定技能」及び「高度専門職2号」は社会保険料も含む

【課題②】
申請人の負担軽減及び審査の正確性担保の観点から、入管庁が関係行政機関等から電子的に直接情報提供を受けられる仕組みとすることが望ましい。

【現状③】
現在運用している「国民健康保険未納者の通報スキーム」は、地方自治体ごとに覚書を締結しているが、1,719の地方自治体のうち、スキームの対象となっているのは68自治体にとどまる。
※令和７年６月末時点

【課題③】
通報スキームに参加する地方自治体を増やしていく必要がある。

（参考）外国人材の受入・共生のための総合的対応策（抜粋）
施策番号125：（特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり）国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。特定技能外国人に係る法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請等に係る取組については、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることについて引き続き検討する。
施策番号175：（特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり）納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うほか、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることを引き続き検討する。

2　医療費の不払問題に係る対応について

【現状】
医療費滞納通報スキームに基づき、医療費不払の経歴のある訪日外国人に対する厳格な入国審査を実施しているが、対象となるのは短期滞在者のみである。

【課題】
（短期滞在者の医療費滞納通報スキームを除き）前回在留時の医療費の不払状況については、入管庁での審査に活用できる形で把握しておらず、入国・在留審査に反映されていない。



在留審査における外国人の社会保険料に関する現状と課題

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ISA

現状

特定技能外国人においては、在留期間更新許可又は在留資格変更許可に係る審査（在留審査）の際に、税金と社会保険料の両方に関する納付状況を確認しているが、その他の在留資格の外国人については、税の納付状況は確認しているものの、社会保険料の納付状況については確認していない。

（注）永住許可及び高度専門職２号への在留資格変更許可の申請については、税・社会保険料の納付状況を確認している

外国人の税・社会保険料の納付義務履行状況に係る確認状況

○特定技能制度（在留外国人（総数）約377万人のうち約28万人（7.5%））

【特定技能外国人受入れに関する運用要領】
- 納税義務がある場合には、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価される
- 社会保険についても、保険料を一定程度納付していない場合には消極的な要素として評価される

【外国人が提出する公的証明書】
- 個人住民税の課税・納税証明書
- 給与所得の源泉徴収票の写し
- 税務署発行の納税書（その３）
- 国民健康保険被保険者証の写し
- 国民健康保険料（税）納付証明書
- 国民年金保険料領収書の写し又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）

○その他の在留資格（在留外国人（総数）約377万人のうち約229万人（60.8%））

※特別永住者、永住者、高度専門職２号及び特定技能を除く

【在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン】
- 納税の義務がある場合には、当該納税義務を履行していることが求められ、履行していない場合には消極的な要素として評価される
- 国民健康保険料など、法令によって納付することとされているものについて、高額の未納や長期間の未納などが判明した場合も、悪質なものについては同様に取り扱う

【入管法施行規則第２１条第２項別表第三の六下欄】
- 年間の収入及び納税額に関する証明書

【外国人が提出する公的証明書】
- 個人住民税の課税・納税証明書
- 給与所得の源泉徴収票の写し

マイナンバーによる行政機関間の情報連携について（概要）

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

在留申請におけるマイナンバーによる情報連携のイメージ

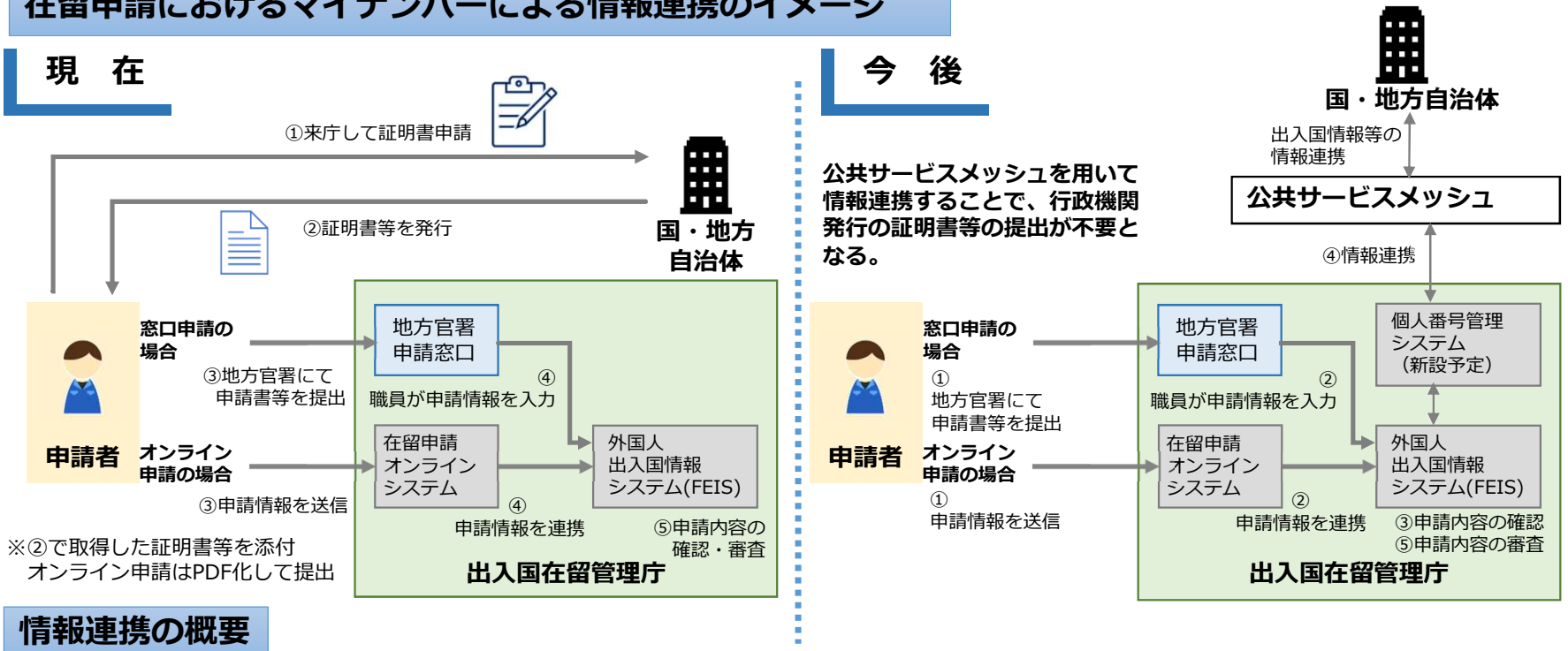

情報連携の概要

- 情報連携は、デジタル庁が運用する情報提供ネットワークシステム「公共サービスメッシュ」を用いて行う。
- 番号利用法の省令やシステム等の整備を行い、令和９年３月の運用開始を目指す。
- 中長期在留者等からの在留申請において、出入国在留管理庁が申請者等のマイナンバーを利用して他の行政機関から情報の提供を受けることが可能となり、申請の際に必要な証明書等の提出が不要となる。
- 他の行政機関からの要求に応じて、出入国在留管理庁からも外国人の出入国情報等を提供することで、当該行政機関が所管する行政手続においても当該外国人は在留カード等の写しの提出が省略される。
- 令和９年３月時点で当庁が提供を受けるのは、住民税課税情報、年金給付関係情報、医療保険被保険者等資格情報、戸籍関係情報等。
- 国民健康保険料の納付情報は、令和９年６月からの情報連携を目指す。

マイナンバーによる行政機関間の情報連携について（情報連携項目）

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

関係機関から提供を受ける情報（令和９年３月から連携開始）		
利用目的	連携先機関	情報連携項目
・在留資格認定証明書交付申請に係る審査 ・在留資格変更許可申請に係る審査 ・在留期間更新許可申請に係る審査 ・永住許可申請に係る審査 ・在留資格取得申請に係る審査	法務省民事局	戸籍関係情報
	市町村（総務省）	市町村税情報（課税情報のみ）（本人同意が必要）
	医療保険者、後期高齢者医療広域連合（厚生労働省）	医療保険被保険者等資格関係情報 （在留資格認定証明書交付申請に係る審査を除く）
	厚生労働省、日本年金機構等	年金給付関係情報 （永住許可申請に係る審査を除く）
	市町村（厚生労働省）	国民健康保険料納付状況に係る情報 （令和９年６月から情報連携予定）
・特定技能所属機関による届出に係る審査	医療保険者、後期高齢者医療広域連合（厚生労働省）	医療保険被保険者等資格関係情報
	厚生労働省	失業等給付関係情報
・在留資格取消手続 ・特別永住許可申請に係る審査	法務省民事局	戸籍関係情報

関係機関に提供する情報（令和９年３月から連携開始）		
主な連携先機関（※１）	利用事務	情報連携項目（※２、３、４）
・厚生労働大臣 ・日本年金機構 ・全国健康保険協会、健康保険組合 ・市長村又は国民健康保険組合 ・後期高齢者医療広域連合 ・共済組合等	国民年金被保険者資格の確認のための居所等の調査 など	出入国関係情報、在留カード関係情報、 特別永住者証明書関係情報
	年金受給資格の確認のために必要となる永住許可の事実の確認　など	在留カード関係情報、特別永住者証明書関係情報
	健康保険法による海外療養費の支給決定のための確認 など	出入国関係情報

※１　そのほか、国家公務員共済組合連合会（財務省）、独立行政法人日本学生支援機構（文部科学省）、日本私立学校振興・共済事業団（文部科学省）等
※２　出入国関係情報：国籍・地域（最新）、出入国年月日、出入国区分（入国、出国、再入国など）、出入国港
※３　在留カード関係情報：国籍・地域、在留資格、在留期間、在留期間満了日、在留カード番号、在留カード交付年月日、許可の種類、許可の年月日、有効期間満了日、就労制限の有無、資格外活動許可の有無
※４　特別永住者証明書関係情報：国籍・地域、特別永住者証明書番号、交付年月日、有効期間満了日

出入国在留管理政策懇談会第６回会合資料における補足説明

項番	資料頁	項目	説明
1	10	主な就労資格の審査処理期間の推移	各種審査については、オンライン申請などを活用し、早期処理に務めている。 なお、迅速な処理に務めることはもとより、厳格な審査を維持することが重要であり、その両方を両立していかなければならない。
2	13	在留資格「経営・管理」	「経営・管理」の要件として基準省令に「本邦に居住する二人以上の常勤職員（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）」と定められており、日本に安定的に在留する者又は日本人が対象とされている。「経営・管理」については、海外からイノベーションをもたらすことや日本での雇用促進の要素が期待される。
3	16	「経営・管理」の現状と課題について	事業実態がないことが判明した事案には、例えば、事業所と使用する施設が確保されているとされていたものの、実際に現地調査に赴いた際に事業を営むことができるような事務用品が用意されておらず、事業所として使用された形跡がなく実態のないペーパーカンパニーとなっていた事案などがある。
4	28	マイナンバーによる行政機関間の情報連携について（概要）	報道によれば、令和６年１月末時点における外国人のマイナンバーカードの保有率は６割弱とされている。 今後、マイナンバーによる情報連携を行うことによって、各種在留申請時、行政機関発行の証明書等の提出が不要となるなど、申請人の利便性の向上に寄与することになる。
5	29	マイナンバーによる行政機関間の情報連携について（情報連携項目）	マイナンバーによる行政機関間の情報連携について、令和９年３月から連携開始される関係機関から提供を受ける情報のうち、税に係る情報は市町村税に関する課税情報のみであり、市町村税に関する納税情報や国税に関する課税・納税情報については、現在、関係機関と検討中である。

様式（出入国在留管理庁 HP 公表用）

出入国在留管理政策懇談会第６回会合　意見提出様式

委員名：岡部　みどり

議題	在留管理の一層の適正化に向けた検討について
意見	[在留資格：経営・管理] ・　現状の条件（資本金 500 万円以上）が、本来の趣旨から外れた入国を多数招いている点を踏まえ、条件見直しに向けた取り組みが進められていることは高く評価したい。 ・　現行制度は諸外国の投資ビザとは性格を異にするものの、数億～数千万円単位の資本金を求める国々と比べると、日本は「富裕層による資金・投資実体の獲得」競争で劣位にある。また、事業実態や雇用要件が不明確な、いわゆるペーパーカンパニーの存在も指摘されており、日本人への雇用還元が見られない事例が少なくない。 ・　したがって、二つの方向での改善が必要である。第一に、資本金要件の大幅引き上げである。報道によれば 3,000 万円案もあるが、韓国を基準とした水準ではなお不十分であり、米国、少なくとも欧州諸国の投資ビザに匹敵する額とすべきである。その際は、経営・管理ビザとは別に、純粋な投資ビザの新設も検討すべきであろう。 ・　第二に、現行の経営・管理ビザについても、資本金額の引き上げに加え、事業実態の厳格かつ定期的な確認、日本人雇用枠の拡大などの制度改善を求めたい。 [在留資格：技術・人文知識・国際業務] ・　特定技能資格より取得が容易との情報が広まり、この在留資格を希望する外国人が増加していると聞く。文部科学省では、専門学校・専修学校に大学同様の自己点検評価制度導入を検討中であり、外国人にとって魅力的な選択肢となるだろう。多くの専門（専修）学校は介護など特定分野に特化しており、結果として特定技能制度を経由するよりも、この在留資格を通じた受け入れが主流となる可能性がある。その場合、特定技能より受け入れ前の審査が緩くなる懸念があり、補強策が必要である。 ・　また、制度の運用実態には不透明な点も見られる。例えば、ネパールから沖縄の特定の専門学校への入学者が異常に多いとの情報があるが、このような地域特有の事例について入管側の把握は十分でないように見受けられる。加え

	て、他の委員も指摘しているであろう、学校での修得内容と就労実態の不一致についても、文部科学省との連携を一層強化すべきである。 以上

出入国在留管理政策懇談会第６回会合　意見提出様式

委員名：川村　真理

議題	在留管理の一層の適正化に向けた検討について
意見	１．「経営・管理」の在留資格の悪用による事業実態のない、又は「経営・管理」とは異なる事業展開の防止策 　第６回会合資料の１６頁「「経営・管理」の現状と課題について」で示されているように、現状において問題となっているのは、「経営・管理」の悪用によるいわゆる「ペーパーカンパニー」の防止である。しかしながら、同頁の課題の①において、「上陸許可基準が諸外国の同様の制度に比して緩く、移住するための方法として利用されているとの指摘もあることから、基準の見直しを検討する必要がある。」との課題が挙げられ、対応策①に「上陸許可基準の見直し」とある。しかし、この基準を見直すことが、いわゆる「ペーパーカンパニー」防止に全く関係ないとまではいわないが、同資料１５頁に３国の資本金額を示し、これらの額が日本より高いことをもって、資本金額を引き上げなければならないという議論に疑問があり、資本金額が高いことのみをもっていわゆる「ペーパーカンパニー」をゼロに抑えたということを証明することも困難であると思われる。資本金額を引き上げたとしても、ブローカーによる「経営・管理」の悪用が残るとすれば、さらに高額な借金を抱えるおそれのほか、基準引き上げによる運用上の弊害等の更なる問題が生じるのではないかという懸念もある。 　したがって、この課題に対する対応策の第一方策として、資本金額の増額を行うことには反対の意を示したい。 　「経営・管理」の悪用防止に資する最も効果的な対応策は、むしろ同資料 16 頁の対応策②「実態調査の強化」であり、同資格の悪用によって在留する外国人が多い出身国や介在するブローカーに対する対応策を講じて、悪用のルートを断つこと、加えて、本来の「経営・管理」の資格による活動を促進する対応策をとることである。同資料では、これらの点に関する具体的対応策が示されていない。そこで、以下、これらの点に関する意見を述べることとする。 　①実態調査の強化 　「経営・管理」の在留期間は、５年、３年、１年、６月、４月又は３月となっている。申請時に詳細な事業計画を提出してもらい、在留を許可する場合、４月又は３月の在留期間とし、その間に現地に赴き実態調査を正確に行うことを提案する。この調査については、入管庁職員のみでは人員が不足することも予想されるため、地方自治体等との連携等を図った上で実施することを提案したい。

	②ブローカー対策 「経営・管理」を悪用する外国人の多い国に関連するブローカーへの対応等、必要な措置を講じることを提案したい。 ③本来の「経営・管理」活動従事者の促進 「経営・管理」の資格の本来趣旨は、本邦において貿易その他の事業の経営・管理であり、高度な会社経営の能力を要する。こうした能力がある起業家が高額の資本金を既に有しているとは限らないと思われる。 例えば、２０２３年４月から導入された未来創造人材制度（Ｊ－ＦＩＮＤ）、すなわち、優秀な海外大学等の卒業生が、就職、起業準備を行うための特定活動（未来創造人材）を付与する制度の対象者は、優秀であっても高額な資本金を準備できるとは限らない。しかしながら、昨今の国際情勢から、日本の大学に留学する優秀な留学生は今後増加することが見込まれ、こうした高度人材が日本で起業し、長期にわたり安定的に貿易およびその他の事業経営にあたることを促進することは、日本の経済活動の活性化にとっても非常に意義深いと考える。 したがって、「経営・管理」は、Ｊ－ＦＩＮＤを通じて起業準備を行った高度人材外国人を中心として付与する在留資格として推進していくことを提案したい。また、いわゆるペーパーカンパニー防止の方策として、資本金を引き上げることは、上述の起業活動への制約となり、優秀な人材の活動の機会を奪うという逆効果であることからも、資本金額の増額には反対である。 日本での経営・管理のチャンスがあることを内外に周知することでＪ－ＦＩＮＤの利用も促進されると考えられる。Ｊ－ＦＩＮＤに関連する大学を増加させること、この制度の周知、定着、および「経営・管理」との連携をしっかり行うことで、本来の「経営・管理」活動従事者の増加が見込まれると思われる。さらには「経営・管理」の資格付与はこうした高度人材を対象としていることを周知していくことで、悪用をおさえる効果もあるのではないかと考える。 「経営・管理」の在留資格付与にあたり、経歴の要件を設けることも考えられるが、まずは運用において、Ｊ－ＦＩＮＤに関連する大学等の卒業生による事業計画と同等レベルの経営能力を基準に審査を行うことを想定することが望ましいように思われる。 ２.「技術・人文知識・国際業務」に基づく職業紹介・労働者派遣業業種としての就労・在留に関連する問題への対応策 まず、実態把握を十分に行う必要があるが、この点についても入管庁職員のみでは対応が難しいと思われることから、地方自治体等との連携を図りつつ対応する体制を構築することを提案したい。

	また、派遣先の実態把握が可能となるように法令面での対応もとっていく必要があると考える。 さらに、派遣元の問題への対応をとる必要があることから、監理監督のための制度、二国間協定等を検討する必要もあると考える。 ３．「特定活動」の在留資格の見直し 「特定活動」の中には、様々な在留活動が含まれるが、これをわかりやすく整理することが必要か否かを検討する必要があると考える。 ４．地方自治体との連携 資料２６頁「公租公課及び医療費不払に対する現状と課題」に示されている問題への対応策として、マイナンバーによる行政機関間の情報連携が示されており、こうした情報連携が課題解決に対する有効な手立てとなることが期待される。公租公課及び医療費不払問題に限らず、１．２で述べたような在留に関する実態把握等においても地方自治体との連携が重要であるように思われる。実効的な地方自治体との連携体制構築について検討する必要があると考える。

出入国在留管理政策懇談会第５回会合　意見提出様式

委員名：　近藤敦

議題	在留管理の一層の適正化に向けた検討について
意見	１．　**「経営・管理」の上陸許可基準の見直し**に際しては、特に経営について、ペーパーカンパニー等の虚偽申請を排除する一方で、既存のまじめに経営をしている人を排除しないものが望ましい。また、見直す上では、報道されているようなペーパーカンパニー等の虚偽申請がどれぐらいあるのかについての実態調査も必要だと思います。 ①　「**資本金等の額**」は、金額をもっと高くしても、ペーパーカンパニーをつくる金持ちや見せ金を用意する人は防げない一方で、まじめに経営する意欲をもつ人を排除することにつながる恐れが大きいように思われる。たとえば、外国人住民の増加を日本人が好ましいと思う要因の１つに外国料理店の増加による食文化の多様性を挙げることができる。まじめな飲食店の経営者の門戸を閉ざしたり、既存の業者を廃業させたりするような基準の設定は避ける方が良いと思う。おそらく、かつて 500 万円としたのは、1 人雇用するのに 250 万円で、2 人雇用するなら 500 万円としたみたいなので、今日の所得水準が少し上がっているとすると、1 人雇用するのに 300 万円と見積もって、600 万円に引き上げるくらいが妥当と思われる。ちなみに、フランスは 3 万ユーロ（513 万円）、ドイツはドイツ経済に貢献することが要件で資本金等の要件はなく、生活費を賄える資金証明は 1 万ユーロ（171 万円）、イギリスは最低投資額の要件は撤廃し、事業の革新性・実行可能性・拡張性・承認機関の要件、B2 レベルの英語力を求めているように、韓国やアメリカや NZ との比較だけではバランスの悪い議論になる。 ②　「**常勤職員の雇用**」は、上記のペーパーカンパニー等の虚偽申請を排除する一方で、既存のまじめに経営をしている人を排除しないとの理由から、必須にすることには慎重であった方が良いと思います。会社の設立時、経営者は多忙を極めるので、従業員を採用しても教育・指導する時間はなく、担当してもらう仕事もあまりないのに採用すると、経営者がかえって忙しくなることもよくあるそうです。 ③　「**経歴**」は、管理の場合は重要な審査項目かと思いますが、経営の場合は、プラスに評価する内容であるものの、経営者としての実務経験がなくても、新たに起業する人の道を閉ざすことには慎重であった方が良いと思います。実務経験や MBA などの学位をプラスに評価することは有意義だと思いますが、実務経験かその種の学位を必須とする必要はない。

	④ 「**その他**」は、申請者のビジネスアイデアが革新的、または外国に起源があり、日本の市場に新しい価値を提供することに高いポイントを設けるような基準があると良い。また、留学生と新規入国者を別基準にするというよりも、日本語能力にポイントを設ける基準もあると良い。ただし、取引先がすべて本人の母国語や英語が通じる場合もあるので、必須要件ではなく、審査の点で有利に判定する基準とする。 ２． **「在留審査時における実態調査の強化」**については、まず、①最初の申請時に、ペーパーカンパニー等の虚偽申請を排除するために、どこかのコンサル会社に依頼したと思われる紙の上だけの事業計画やブローカーのような人が使いまわしているよくある事業計画には気をつけ、申請理由書で在留資格該当性、基準適合性、事業の安定性・継続性、申請に至った経緯だけでなく、本人の経営する意欲や熱意を示す記述や証拠を求め、事業に取り組む本気度をチェックしてみたらどうでしょうか。 つぎに、②更新時には、家賃や人件費などの経費の実態、経営者や従業員のマイナンバーカードと紐づいた納税・社会保険料の納付の実態、抜き打ち的な訪問調査による事業所の現場の実態を調査する。 ３．**「技術・人文知識・国際業務」の不適切な労働者派遣の実態把握**について、まず、会社の規模だけで適切な在留管理は担保されないので、上場企業の場合でも（履歴書のみで大卒と判断しているが、実際は中退の場合があるそうなので）、卒業証明書の提出を必要とするようにした方が良い。 対策案①の重点的な体制整備とは具体的に何でしょうか。 【出入国在留管理庁回答】 具体的対応は検討中であるが、例えば、労働者派遣の多い地域に重点的に人員を配置するなどして必要な実態調査を行える体制を整えることが考えられる。 対策案②の「推進月間」では、具体的に、どこで、誰に対して、どのような方法で注意喚起することになるのでしょうか。派遣会社がその時期の催しに参加するというよりも、入管の HP 上で派遣会社向けの注意喚起を行うか、派遣会社にメールで一斉配信するのでしょうか。 【出入国在留管理庁回答】 例えば、当庁として、各地方入管の窓口で来庁者にチラシを配ることや、入管庁ＨＰやＳＮＳ上で注意喚起を行うことを想定している。

	対策案③の「派遣先の事業所や派遣の開始・終了等」の「等」には、その派遣先での具体的な業務内容も届出事項に含まれているのでしょうか。 【出入国在留管理庁回答】 現段階で具体的に想定しているわけではないが、派遣先における活動の実態を的確に把握するという趣旨からすれば、その具体的な業務内容を届出事項に含むことも検討されるべきものと考えている。

出入国在留管理政策懇談会第６回会合　意見提出様式

委員名：佐久間　一浩

議題	在留管理の一層の適正化に向けた検討について
意見	**○　「経営・管理」について** 在留資格「経営・管理」は、本来、我が国で事業を行い、有能な経営者として経営ノウハウを有する外国人を受け入れる制度ですが、現状は資本金 500 万円を用意すれば比較的安易に取得できる在留資格となっており、実態のない“ペーパーカンパニー”の設立や、移住目的での悪用が懸念されます。留学生が卒業後に形式的に会社を立ち上げ、実態なき“名義経営”で在留資格を得る事例が多数あると伺っております。平成元年入管法改正による「投資・経営」から平成１２年ガイドライン策定、平成２６年入管法改正により「経営・管理」となりましたが、この頃とここ数年の外国人の受入人数増加や制度の利用により雇用類似の働き方等もあり、事業者や管理者の形態も変わってきているのではないでしょうか。ここで、「経営・管理」ついて、再度その在留資格の範囲を見直していく必要があると考えます。 また、当初考えられていた「経営・管理」現行基準の資本金「500 万円」では、日本の経済規模や諸外国制度（例：韓国約 3,000 万円、NZ 約 850 万円）と比較しても低いようです。日本人の雇用創出や経済貢献がほとんどないケースも見られ、制度の目的である「事業経営者としての在留」から逸脱しているといえます。資本金要件は 1000 万円でも少なく、3,000 万円～5,000 万円に引き上げるとともに、必ず常勤職員１０名以上の雇用を義務付けたほうが良いと考えます。なお、日本人を１０以上雇用しているのであれば、資本金金額は少なくても良いなど、日本人の雇用を促進するような制度としていただきたいと考えます。 さらに、経歴要件も形骸化しつつあり、事業実績のない若年層や留学生が安易に申請・取得していることはないのでしょうか。そこで、事業経営に学歴は実際には必要はありませんが、高度な技能を有する外国人の受入れという観点から、「学歴に加え、経営に関する実務経験３年以上、又は、関連業界での管理職経験」を必須とすべきです。この要件を厳格に証明させるとともに、経営計画書の信頼性、事業性の審査、実地調査の強化を通じて、本在留資格を優秀な外国人の在留資格に回復する必要があります。経営経験のない若年層や元留学生による形式的な会社設立は、本来の目的に反するのではないかと考えます。

	加えて、海外からの申請者と、日本で留学後に申請する者とで、審査基準を区別することも必要ではないかと考えます。事業経験の証明をより厳格に求めることで、移住を目的とするために「経営・管理」を取得しようとする“抜け道”としての利用を抑止すべきだと考えます。 **○　「技術・人文知識・国際業務」について** 本在留資格は、大学を卒業し、専門知識・技術を有する外国人をホワイトカラー職で受け入れる制度です。しかし、実際には、大卒資格を持ちながらも特定技能等、専門的とはいいながらも単純業務を含んだ職務に就く若年外国人が存在しています。特に人材派遣会社により「翻訳・通訳」や「情報処理」として雇用された外国人が、現場作業や単純労働に従事しているケースもあり、このような外国人の活用は問題です。これは、派遣元の企業が実態と異なる職務内容で在留資格を申請・取得していることが要因だと考えます。入管庁も個別企業の現場の活動実態を把握しきれないと思います。雇用状況届出制度でも派遣先が明示されていないことから、①所属機関届出に派遣先情報・勤務内容を義務的に追加し、派遣業務に就く外国人の活動実態を把握できるようにすること。②不許可事例を事業者等の目につくところに掲載し、派遣元事業者の監督について、さらに厳格に行うこと。③悪質な派遣元企業への厳格な行政処分の導入が必要です。 本在留資格において、労働者派遣を営む場合は、新規に認めるべきではないと考えます。派遣形態により、実際には単純労働や現場作業への従事が行われている事例も見受けられ、本資格の趣旨（専門知識を活かすホワイトカラー職）に反します。既存の派遣についても、派遣先・業務内容の報告義務と現場調査を制度化すべきです。なお、本在留資格で外国人の派遣を行うのであれば、「優良派遣事業者認定制度」の認定をうけている事業者に限定すべきと考えます。 **○　「特定活動」在留資格のについて** 「特定活動」は元来、個別の事情に応じた例外的措置として設けられた制度ですが、現在では 50 種を超え、多くが制度的に常態化しています。とりわけ、「日系人家族」「建設・造船就労者」「外国人介護候補者」など、制度の抜け道的に運用されるケースもあり、制度趣旨との乖離が目立ちます。個別対応を積み重ねた結果、制度が複雑化・不透明化し、外国人本人、受入機関、行政それぞれに混乱をもたらしています。また、活動内容の範囲が広がりすぎており、本来は別の在留資格で対応すべき類型が「特定活動」に流れ込んでいます。こうした状況は、制度の濫用や不公平感を生む要因となっており、今後は整理・統合・再編を進める必要があると考えます。

	具体的には、①制度横断的に重複している活動内容の一元化を図る。②一時的対応（例：災害対応、訴訟中など）と恒常的措置（例：就職活動、実習終了後就労など）を明確に区分する。③特定活動許可件数の動向と対象層の定期的な見直しと公表を通じて、制度の透明性と抑制的運用を確保すべきと考えます。移民政策としての整合性を維持するためにも、「特定活動」はあくまで例外として、明確な基準の下で厳格に運用される必要があります。 **○　公租公課及び医療費不払に対する現状と課題** 外国人の公租公課・医療費不払問題は、我が国の制度の信頼性と地域住民との共存に影響が及ぶのではないかと考えます。特定技能については、税・社会保険料の納付状況が在留審査で確認されていますが、それ以外の在留資格では納税は確認されるものの、社会保険料の納付状況もいつでも把握できるようにしていただきたいと存じます。医療費の不払についても、短期滞在者の一部に限られて情報連携がなされており、中長期滞在者については審査で確認できる体制が整っていません。制度の公平性と社会的な受入体制を整えていくため、すべての在留資格に対し、社会保険料・医療費の納付状況を審査に反映する仕組みが必要です。そもそも我が国の国民皆保険制度に適用するより、外国人が全額拠出する、外国人専用保険をつくり、すべての入国する外国人に適用する保険制度を民間が用意すべきです。この保険に加入しているかは入国時にチェックすることとし、保険に入っていない場合は、入国を認めない等の措置が必要だと考えます。 **○　留学生についての資格外活動許可ついての見案** 留学生の資格外活動（週２８時間以内の就労）は、本来、学業に支障のない範囲で生活支援的に認められるべきものであり、学業が主目的であるという前提を崩してはならないと考えます。しかし近年、留学生の中に、週２８時間上限ギリギリ、あるいは２８時間を超えてアルバイトに従事している例もあり、事実上の“低賃金労働者”としての留学生がターゲットにされてしまうのではないかと懸念されます。中には、当初から学業は途中でやめて、就労を主目的に来日しているケースも見受けられます。これは制度趣旨の悪用にもつながりかねませんし、留学生制度の信頼を揺るがす問題です。また、教育機関の中には、授業出席率の実態を十分に管理せず、形だけ在籍させているような事例もあるようです。これではいつまでたって、「偽装留学」的な問題が温存されているといえるのではないでしょうか。時間数の監理を厳格に把握するため、何らかの制度的な制約を求める必要性も出でくるのではないかと思います。

出入国在留管理政策懇談会第６回会合　意見提出様式

委員名：冨高　裕子

議題	在留管理の一層の適正化に向けた検討について
意見	【在留資格「経営・管理」】 〇「経営・管理」の要件基準の見直しについて、政策立案のためには実態や調査結果などに沿った議論・検討が必要であるが、資料においてはそれらが十分に示されているとは言えない。まずは、諸外国における同様の在留資格の制度の変遷や、平成 12 年に「年間 500 万円以上」とした根拠、その後増額していない理由、さらには、資料 16 ページの【課題②】「経営・管理で在留する外国人の活動実態を把握し」とある通り、当該在留資格が悪用している事例やその割合など実態調査を実施するなど、当該在留資格に関する状況を把握・分析する必要がある。 〇また、実態調査を踏まえ、基準の見直しだけでなく、在留資格更新の際の確認をより厳格に行うことなど、不適切事案の対策に向けた多角的な議論が必要と考える。 【在留資格「技術・人文知識・国際業務」】 〇「技術・人文知識・国際業務」においては、在留資格と異なる職種等で就労させているケースや労働関係法令違反など、課題が生じているものと承知している。特に派遣においては、資料 22 ページ「実態を把握できる仕組みが十分に整っていない」とある通り、派遣先を把握できていない。現在の実態や課題などを十分調査したうえで、資料 P. 22 記載の対策案③にあるように、中長期在留者の受入れに関する届出の事項に派遣先に関する事項を加えることなど、対策を検討すべきである。 〇なお、不適切な事案が発生した場合には、在留資格の取り消しなど外国人労働者に責任を負わせるのではなく、厚生労働省と連携したうえで、派遣元企業の派遣事業の許可取り消しや是正指導などを行うことが必要である。 〇また、派遣に限らず、就労先において「技術・人文知識・国際業務」に沿った業務に就いているかまでは把握ができないとすれば、まずは、就労先の事業主や派遣元などに対して、在留資格に該当しない業務を行わせることは不法行為にあたることを十分に周知するとともに、広く実態調査を行うことが必要である。

出入国在留管理政策懇談会第６回会合　意見提出様式

委員名：堀内 保潔

議題	在留管理の一層の適正化に向けた検討について
意見	＜経営・管理＞ わが国経済・社会の発展に資する優秀な人材は積極的に受入れ、悪質な事例を適切に取り締まることができるよう、政策変更にあたっては、まずは実態を早急に把握し、エビデンスに基づいた議論を行う必要。 その上で、資本金等の要件が、平成 12 年 12 月の制定当初に比べて、現在の物価水準や諸外国との比較の観点で低いということであれば、妥当な範囲で引き上げることに異論はない。 併せて、制度の悪用は見合わないと広く認識されることが必要であり、制度の趣旨に反する在留者が増えているのであれば、罰則を強化するほか、在留資格の取り消しとともに再利用を図ることがないようしかるべく対処することが必要。 一方、外国人起業家の誘致を含めたスタートアップ支援は閣議決定された政府の成長戦略であり、スタートアップビザ（外国人起業活動促進事業）の拡充や J-Find（未来創造人材制度）の創設などが進められてきた。 OECD 調査によれば、外国人起業家にとって、日本の魅力は 38 か国中、22 位と低い状況（別添参考資料参照）。この観点から、外国人のスタートアップの誘致と、国内でのイノベーションの推進を損なわないよう配慮する必要。 また、仮に規制強化の方向で検討する場合は、イノベーションを起こす外国人起業家を誘致する観点から、例えば、外国人起業家にとって魅力的な国の要件を参考とすることや、スタートアップビザや J-Find 等を通じて在留資格「経営・管理」を取得する場合には資本金額の要件をこれまでどおりの水準とする等の特例を検討いただきたい。 ＜技術・人文知識・国際業務＞ 技人国の労働者派遣事案についても、エビデンスに基づいて対応することが必要。まずは現行法の枠組みの中で実態を把握し、悪質な事例が横行している状況かどうかを確認すべきであり、現時点で、規制強化ありきで議論をするのは拙速ではないか。

参考資料：政府のスタートアップ支援と外国人起業家等からみた日本の魅力度

Keidanren
Policy & Action

2025年8月20日
（一社）日本経済団体連合会産業政策本部長　堀内保潔

骨太方針（経済財政運営と改革の基本方針2025）※2025年6月13日閣議決定

（スタートアップへの支援）
「スタートアップ育成5か年計画」に基づく取組を推進する。
アントレプレナーシップ教育の充実、**起業家の海外派遣・誘致・育成、海外への発信強化に取り組む**。拠点都市の第2期選定の拡大を通じ、拠点都市におけるスタートアップ・エコシステムを成長させる。高等専門学校における起業家教育やスタートアップの創出・成長を後押しする。政府及び地方公共団体による公共調達を拡大し、スタートアップの新技術の社会実装を加速する。グローバル・スタートアップ・キャンパス構想を具体化するため、基本方針に基づく先行的な取組として、国際研究、事業化支援及びフェローシップ事業を実施する。

The OECD Indicators of Talent Attractiveness グループ別魅力度ランキング（2023年）

◆ OECD調査によれば、日本は外国人起業家、スタートアップ創業者等にとって、魅力度の順位が相対的に低い。

高学歴労働者	起業家	留学生	スタートアップ創業者
1 ニュージーランド	1 スウェーデン	1 米国	1 カナダ
2 スウェーデン	2 スイス	2 ドイツ	2 米国
3 スイス	3 カナダ	3 ノルウェー	3 フランス
4 オーストラリア	4 ノルウェー	4 イギリス	4 イギリス
5 ノルウェー	5 ニュージーランド	5 カナダ	5 アイルランド
6 ルクセンブルク	6 ルクセンブルク	6 スイス	6 ポルトガル
7 イギリス	7 デンマーク	7 日本	7 スウェーデン
8 米国	8 米国	8 韓国	8 オーストラリア
⋮	⋮	⋮	⋮
22 日本	22 日本		21 日本
⋮	⋮		⋮
38 コスタリカ	38 トルコ	37 イスラエル	24 イスラエル

参考：7つの側面（機会の質、所得と税、将来の見通し、家族の環境、スキルを巡る環境、包摂性、生活の質）から成り、四つのグループ別に計23-25の変数を設定。高学歴労働者、起業家は38か国中、留学生は37か国中、スタートアップ創業者は24か国中の順位。
出所：OECD「Talent Attractiveness 2023」より作成

出入国在留管理政策懇談会第６回会合　意見提出様式

委員名：増子孝徳

議題	在留管理の一層の適正化に向けた検討について
意見	1 「経営・管理」の上陸許可基準の見直しについて（資料 17 頁） 　基準の見直しはこれを厳しくする方向で検討されているものと承知していますが（資料16頁）、その場合、現行の基準を実態として満たして上陸を許可されている外国人について、新たな基準を適用することによって不利益が生じることのないようにする必要があると考えます。 2 「技術・人文知識・国際業務」における労働者派遣等の現状と課題について（資料21頁・22頁） 　不適切な事案の多くは労働者派遣によって就労する外国人というよりも、所属機関である派遣会社（派遣元）に問題があると思われます。実態調査等の対策により是正を図るときは、それと同時に、労働者派遣によって就労する外国人が、在留申請時に申告のあった「技術・人文知識・国際業務」の活動内容に該当しない就労活動に従事していることが判明した場合、ただちに当該外国人の在留資格を取り消して退去強制の対象とすることは適切ではないと考えます。所属機関である派遣会社にペナルティを課すとしても、労働者派遣によって就労する外国人については、むしろ適切に保護していく対応が求められると考えます。 3　在留外国人の税・社会保険料の納付状況の確認の仕組み及び地方自治体との連携について（資料26 頁） 【課題②】の「申請人の負担軽減及び審査の正確性担保の観点から、入管庁が関係行政機関等から電子的に直接情報提供を受けられる仕組みとすることが望ましい。」について ⑴　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）は、行政機関同士の情報提供について、目的外利用の禁止や第三者提供の制限を定めています（同法69条）。同法69条2項3号は、「他の行政機関」に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるときは、利用目的以外の目的のために提供することができると規定していますが、同項但し書は、「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」としています。

	しかし、衆参両議院の内閣委員会が、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、「行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である『相当の理由』及び『特別の理由』の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。」との附帯決議を行っているところであり、上記のような仕組みの導入の是非については慎重に検討されなければならないと考えます。 入管法では、在留資格の変更や更新においては、「相当の理由があるときに限り、…許可することができる。」と規定されており（入管法20条3項、21条3項）、永住許可については、「日本国の利益に合すると認めたときに限り」、「素行が善良であること」（素行善良要件）が要件とされております（入管法22条2項1号）。 税や社会保険料の納付状況は、「相当の理由」や「日本国の利益に合すると認められること」、「素行が善良」かの判断要素になりますが、「相当の理由があるときに限り」と規定しているように、入管庁に広範な裁量が認められているうえ、「日本国の利益に合する」、「素行が善良」の内容自体が曖昧で、必然的に入管庁の裁量的、主観的な判断によるところが大きくなります。 提供される税や社会保険料の納付に関する情報をどう利用するかについて、入管庁の裁量が広範に認められており、かつ主観的な判断によるところが大きいことは、「目的外利用」であるかの判断を実質困難にし、例外的に提供が認められる「業務遂行に必要な限度」の文言を実質、骨抜きにするおそれがあると考えます。 なお、永住許可に関するガイドラインは、「素行が善良であること」について、「法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること」としており、「日本国の利益に合する」について、「公的義務（納税や公的年金及び公的医療保険の保険料の納付）を適正に履行していること」としています。 しかし、「社会的に非難されることのない生活」とはどんなものなのかは、「素行が善良」と同じくらい内容が不明確です。 公的義務の履行状況が「日本国の利益に合する」かについて、令和6年入管法改正により創設された永住資格取消しとの関係では、永住者には様々な個人事情、背景がありますので、公租公課の不払いの評価については慎重な考慮が必要になります。 ⑵　言うまでもなく、本人の知らないうちに、個人情報が収集・利用されることは、プライバシー権の観点から問題があります。 収集・利用される個人情報の範囲が広がるほど、外国人に対する監視的性格が強くなります。また、広範な裁量が認められている入管行政においては、収集・利用される情報の範囲の透明性欠如に繋がり、外国人（市民）の信頼を損なう可能性があります。自らの情報がどのように扱われているのかを知ること、プライバシー権が尊重されることは重要です。 【課題③】の「通報スキームに参加する地方自治体を増やしていく必要がある。」について

	地方自治体が、他の地方自治体（県であれば県内の市町村）と連携して、外国人支援事業に力を入れている動きがあります。 各自治体には、生活支援課、くらしサポートセンターなどの名称の窓口があり、現場の職員や一元的相談窓口のコーディネーターが、外国人の生活支援などに携わっています。入管庁への通報は、そのような支援業務と緊張関係を有する一面があると思われます。連携には、地方自治体との信頼関係が不可欠であると考えます。 折しも、2025年7月に青森で開かれた全国知事会議において採択された「青森宣言」には、「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す我々47人の知事がこの場に集い、対話の中で日本の未来を拓くに相応しい舞台となった。」という言葉が盛り込まれております。また、知事会がまとめた提言は、「国は外国人を『労働者』と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ『生活者』であり『地域住民』である」と指摘しております。このような指摘を受け止め、支援体制を充実し、地方自治体との信頼関係を醸成していくことが取り組むべき課題と考えます。 4　マイナンバーによる行政機関間の情報連携について（資料28頁・29頁） ⑴　情報連携は在留カードとマイナンバーカードの一体化を前提とするものでしょうか。その場合、マイナンバーカードの任意取得の原則に抵触するおそれはないでしょうか。 【出入国在留管理庁回答】 マイナンバーによる情報連携は、マイナンバーを利用して行政機関同士が行政手続に必要な情報をやり取りすることであり、マイナンバーカードがなければ情報連携ができないものではなく、在留カードとマイナンバーカードの一体化を前提とするものではない。 ⑵　関係機関から提供を受けた情報の取扱（たとえば、いつまで保持するのか等）は、どのようにすることを予定していますか。 【出入国在留管理庁回答】 マイナンバーによる情報連携を利用できる事務は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に定められた事務に限られており、現時点において、当庁が情報提供を受けることができる事務は、在留資格認定証明書交付申請の審査に関する事務、在留資格変更許可申請の審査に関する事務、在留期間更新許可申請に関する事務、永住許可申請に関する事務及び在留資格取得申請に関する事務等である。当庁においては、これらの審査等で必要な範囲内において、提供を受けた情報を利用することとなるところ、提供を受けた情報については、公文書の管理に関する法律等の関係法令に従って、適切に管理することとなる。

出入国在留管理政策懇談会第６回会合　意見提出様式

委員名：マリオ・ロペズ

議題	在留管理の一層の適正化に向けた検討について
意見	**1.「経理・管理」の現状と課題について（16-17ページ）** 1.1 **在留資格制度と日本経済政策との乖離** 「経営・管理」在留資格をめぐる課題については、制度設計と日本の経済政策や産業政策との連動性の欠如がある。特に、本在留資格のもとでどのような業態が適切とされるかが曖昧であることから、制度趣旨との乖離が生じている。 例えば、多くの在留資格では風営法関連業種での就労を制限している一方で、「経営・管理」資格ではカラオケ店やバーといった業態の経営に従事する外国人が確認されており、特につい最近、ニューズで報道された大阪市西成区などではその例が顕著である。 このような業態を入管制度のもとで育成することが制度趣旨に沿っているのかについては、慎重な検討が求められる。こうした懸念を裏付ける事例として、2025 年 6 月 20 日には、大阪市西成区聖天下に在住するベトナム国籍の容疑者が、入管難民法違反（不法就労助長）の容疑で逮捕されている（産経新聞報道 https://tinyurl.com/mw8nspt6）。 1.2 **学歴要件の不存在と借金リスク** 「経営・管理」資格には、他の在留資格（たとえば「留学」や「技術・人文知識・国際業務」）とは異なり、学歴要件が設けられていない。そのため、特定技能や技能実習などの制度では来日が困難な層にとって、本資格が代替的な来日手段となっている実態がある。申請希望者の多くは、母国における送り出し機関や、日本側の行政書士・仲介業者等を通じてビザ取得の支援を受けており、その際に高額な費用を支払っているとされる。これは技能実習制度における初期費用と同程度であり、「経営・管理」資格が実質的に「高額な借金を伴う在留資格」となっている現状がある。こうした高額の借金は、返済のために資格外活動や違法就労、さらには犯罪行為に至るリスクを孕んでおり、制度運用上、看過できない重大な懸念事項である。

	1.3 **起業の現場実態と制度上の矛盾** 起業初期の段階においては、経営者自身が経理や清掃、調理、皿洗いなどの雑務を担うことは、特に飲食業などの小規模事業においてごく一般的である。しかしながら、日本の在留制度において「経営・管理」資格は、あくまで経営や管理に専念することを前提としており、こうした実務的業務は活動範囲外とされ、資格外活動に該当する可能性がある。実際には、起業初期において分業体制を完全に整えることは現実的に困難であり、現場の状況に応じて柔軟に対応しなければ、事業の継続そのものが困難となる。このように、「起業の実態」と「制度上の制約」の間に乖離が存在し、それが外国人起業家の育成や定着を阻害する要因となっている。制度の趣旨を損なわない範囲で、現場実態を踏まえた運用の見直し、あるいは軽微な業務への従事に関する弾力的な運用や明確なガイドラインの策定が、早急に求められている。 1.4 **中小企業政策との整合性の欠如** 現在の「経営・管理」資格運用は、国内の中小企業政策や産業育成方針と十分に連動しておらず、ビザが形式的に発給されることで、実態にそぐわない低生産性業態の増加や、労働搾取に依存した経営形態が温存されるリスクがある。こうした制度運用は、結果的に日本国内での「二重労働市場（dual labor market）」を促進し、外国人労働者と日本人労働者の待遇格差を助長する要因にもなり得る。本資格の制度設計にあたっては、厚労省・経産省・中小企業庁との連携を強化し、日本経済の持続可能性に資する業種・人材との整合性を確保する必要がある。 上記に加えて、次の点も併せて提案する。 2. **国家戦略特区制度を活用した外国人起業家受入れに関する地方自治体との連携強化提案** 近年、内閣府によって推進されている「国家戦略特別区域」制度（以下、国家戦略特区）において、地方自治体が外国人材受け入れ政策の一部設計に関与する取り組みは、日本の外国人材受け入れ制度の改善に向けて非常に有望な方向性を示している。上記に説明したように、現在、「経営・管理」在留資格においては、（資格の目的と乖離した技術的には合法であるが）不適切な利用や、不正利用への懸念、さらにビジネスプランの個別審査に伴う審査遅延が問題となっている。これらを踏まえ、入管庁は、国家戦略特区制度のもと、地方自治体との連携を拡充することを検討できないでしょうか。

	2.1 地方自治体の参画拡大 既に日本国内の一部都市において特定の自治体で実施されているように、起業支援体制や地域活性化戦略を有する自治体が国家戦略特区に参画できるよう、その参画を促進し、同制度の全国的な活用を積極的に推進すること。 **2.2 経営管理の計画書等の事前審査について地方に連携** ビザ発給の最終判断は入管庁が担う一方で、計画書の審査や確認証明書の発行にかかる審査業務の大部分を地方自治体およびその委託先が担う仕組みとすることで、審査負担（書類確認・時間など）を軽減し、より地域に即した審査が可能になる。 **2.3 地域政策との整合強化** 各自治体が地域経済や人口政策と連動した独自の評価基準を策定・運用できるようにすることで、真に地域に貢献する外国人起業家の受入れが可能となる。 **2.4 起業エコシステムの構築促進** この枠組みを活用し、自治体が外国人起業家との関係性を深め、他の起業家との交流・連携を促すことにより、地域イノベーションの活性化と外国人コミュニティの定着を図ることが可能になる。 **2.5 地域住民との理解と協働の促進** 自治体が計画書等の審査に関与することで、地域住民に対する外国人の重要性や貢献への理解を深め、共生社会の実現に向けた具体的なステップとなる。 入管庁は、国家戦略特区制度を通じて地方自治体との連携をさらに強化・拡大することにより、行政負担を軽減し、地域のニーズに基づいた柔軟かつ戦略的な外国人人材受け入れ制度の構築を促進することができる。 **研究者の私見としてのコメント** 現在の在留資格「経営・管理」はこれまさに移民研究者ウェイン・コーネリアス（Wayne A. Cornelius）が提唱した「ギャップ仮説」の典型例ではないかと感じている。（ギャップ仮説とは、ウェイン・A・コーネリアスが1990年代に提唱した概念であり、

	厳格な移民政策と実際の移民の流れ（特に非正規移民）との間に持続的な乖離が存在するという主張である。特に90年代半ばアメリカとメキシコの国境管理に関する研究の中で発展したものです。）すなわち、本来の制度趣旨と実際の運用との間に乖離があるという点である。 「経営・管理」在留資格が導入された当初の目的とは異なり、現在の主たる利用実態とは明らかにズレがあるように思われる。それでも、申請者が形式的な要件を満たしている以上、ビザは発給され続けている。例えば飲食店をはじめとする移民系の小規模事業が広がるきっかけとなった点については評価できるものの、実態としては「格安の投資ビザ」(Discount Investment Visa)として利用されている側面も否定できない。 もちろん、海外の「投資型在留資格」と比較した場合、当該在留資格は相対的に不安定であり、定期的な在留資格の更新が求められる点においても一定の制約が存在する。したがって、他国の投資ビザ制度との整合性を踏まえたかたちで、最低投資額の引き上げを検討すること（たとえば、資料１５ページの韓国の大規模個人事業向け投資ビザである D-9-4 では、最低投資額が 3 億ウォン＝約 3,000 万円とされている）には、一定の合理性があると考えられる。 加えて、「国家戦略特区」制度などを活用し、地方自治体が追加的な評価基準を設けたり、特定産業への投資に対して要件を緩和したりする形で、地域の経済的ニーズと連動した事業誘導策を設計する余地があるのでないだろう。例えば、今後、最低要件が現行の2～3倍（1,000～1,500万円程度）に引き上げられる場合には、特定の産業（例：スタートアップや地方創生に資する分野など）に対しては、現在の500万円基準を維持するなど、柔軟な設計が考えられるでしょう。こうした制度設計によって、ビザを通じた事業計画と地域経済との整合性を高めていくことが可能になるのではないでしょうか。 投資額の基準とすべき金額について、もう一点付け加えさせていただきたいことがある。比較の例として、現在イギリスでは、外国籍の方が革新的なビジネスを立ち上げ・運営することを目的とした「イノベーター・ファウンダービザ（Innovator Founder Visa）」という制度がある。https://www.gov.uk/innovator-founder-visa このビザでは、事業の実行可能性（viability）、成長性（scalability）、および独自性（originality）の3点に基づき、英国政府内務省により承認された承認機関(Endorsing Body)によって申請内容の審査が行われる。承認を受けた後、最終的な審査は英国内務省が行う。また、私の理解する限り、承認機関には企業だけでなく、大学も含まれている。なかでも、地域経済に深く根ざし、その実情を的確に把握している大学を加えることは、地域の関係機関が自らの地域に適した取り組みを見極めるとと

もに、当該大学から輩出される有望な外国人人材を発掘するうえで、極めて有効な仕組みであると考えられるだろう。

このビザ制度には固定的な最低投資額の要件は設けられていないが、申請者は事業の開始および運営に必要な資金へのアクセスがあることを示す必要がある。金額はビジネスモデルによって異なるが、おおよそ2万5,000～5万ポンド（約500万～1,000万円）程度が目安とされている。さらに、申請者にはCEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）におけるB2レベル（中級相当）の英語能力が求められる。ビザの有効期間は3年間で、取得者はその後、定住申請の対象となることが認められている。

参考文献：Wayne Cornelius (1994) *Controlling Immigration: A Global Perspective*. Stanford University Press.

3. **「技術・人文知識・国際業務」における労働者派遣などの現状と課題について（21-22ページ）**

資料２１ページによれば、「技術・人文知識・国際業務」（以下、技人国）で在留する者のうち、約40,000人(全体の１割）が、職業紹介業や労働者派遣業といった業務に従事しており、その中に複数のケースが、当該在留資格の活動内容に該当せず、入管法第73条の2第1項（不法就労助長罪）に違反するおそれがあるとされている。

「技人国」の在留者のおよそ１割の中に、複数の者が在留資格に該当しない業務に従事しているという現状は、日本の外国人人材受け入れ制度がいかに労働市場の実態と乖離しているかを示しているかもしれない。このような状況は、制度的な曖昧さと監視体制の限界、さらには人材派遣業界の構造的問題によって生じており、単に個人を不法就労助長罪で処罰するのではなく、制度そのものの柔軟性と透明性を高める改革が必要である。悪意のない制度逸脱と、意図的な違反とを区別する視点こそが、持続可能な外国人人材受け入れの鍵である。
この事例は、入管制度上の在留資格カテゴリーと、実際の日本の労働市場の慣行との間にある構造的なミスマッチを示している可能性がある。「技人国」資格は本来、専門性の高いホワイトカラー職を想定して設計されたものであるが、労働力不足に対応する企業側の柔軟な雇用ニーズ、そして仲介業者の存在によって、その範囲を逸脱するような職種への配置が実際には行われている。

	現在、入管が把握している「技人国」資格をめぐる問題の背景には、在留資格制度の硬直性と、日本の労働市場における柔軟かつ非正規的な雇用形態の広がりとの間にある構造的な矛盾が存在する。本来この在留資格は、派遣業務や一般的な事務補助といった職種を想定しておらず、制度上の活動範囲は限定的である。しかし実際には、派遣会社やブローカーを通じて、本人の意思とは異なる職務に配置されるケースが多く見られ、労働者自身が自らの業務が在留資格の活動内容と一致していないことを十分に認識していない場合の可能性が高い。このような仲介構造は、結果として搾取の温床となり得る。さらに、雇用主・労働者双方の在留資格に関する理解不足に加え、制度上の監視や是正措置が事後的かつ限定的であることも、こうした状況を放置してきた一因となっており、制度的な予防策や関係機関間の連携体制の不備が根本的な課題として浮かび上がっている。 こうした問題に対して、たとえば約 4 万の在留者の中に、在留資格の活動内容に該当しない業務に従事している者が複数含まれていることを踏まえ、彼らが実際にどのような職務に従事しているのか、具体的な職種や業務内容を把握する実態調査（２２ページの対策案①）が求められるかもしれない。（ただし、このような実態調査が、具体的にどのような手法やプロセスによって実施されるのかについて、より詳しく知りたい。また、派遣先に悪意がない場合には、たとえ結果として在留資格に該当しない業務に外国人労働者を従事させていたとしても、その当事者にまで一律にペナルティが科されることのないよう慎重な配慮が求められる）同時に、彼らがどのような経緯でその職に就いたのか、仲介業者の関与、雇用契約の形態、言語的・法的理解の程度といったプロセスを明らかにする必要もある。さらに、在留資格の制限に対する認識の有無や、就業中における相談・支援体制の存在と機能についても検証することで、表面的には「違法就労」とされる状況が、実は制度設計や運用の不備に起因する構造的な問題であることを明らかにできるでしょう。 現在の労働市場の実態と外国人労働者の多様な就業形態を踏まえると、日本の在留資格制度には、より柔軟かつ現実に即した見直しも求められる。たとえば、派遣型の準専門職や一般事務職といった、従来の「技人国」ではカバーしきれない職種に対応した新たな在留資格の創設が検討されるかもしれない。また、外国人労働者の職務内容が在留資格の範囲を逸脱する要因の多くが仲介業者の配置にあることを踏まえ、派遣会社や職業紹介業者に対する登録制度の強化や雇用責任の明確化も不可欠である。さらに、外国人本人がやむを得ず職務内容を変更した場合などには、実態に応じて在留資格の活動内容を見直すための制度的な導線（たとえば簡易な資格変更手続き）を整備することが、制度の柔軟性と実効性を高める上で重要といえるでしょう。

出入国在留管理政策懇談会資料①

第７回会合
（永住許可制度の適正化について）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ＩＳＡ

令和７年９月２９日
出入国在留管理庁

永住許可制度の適正化について

法改正の趣旨

○　「**永住者**」の在留資格は、一定の要件（※）を満たすと認められる場合に許可される在留資格
その特徴として、活動・在留期間に制限がない

○　永住許可後には在留審査（在留期間の更新など）がないことから、永住許可時には満たしていた要件を許可後に満たさなくなるような場合がある

○　在留状況が良好と評価できない一部の悪質な永住者に永住許可を認め続けると、適切に在留している大多数の永住者への不当な偏見につながるおそれがあることから、このような場合に対応する措置を設けることとしたもの

（※）素行善良・独立生計・日本国の利益に合致（１０年以上の在留、公的義務の履行など）

法改正の概要

○　令和６年入管法改正により、**永住許可の要件を一層明確化し、その要件を満たさなくなった場合等の取消事由を追加**。

○　ただし、**定着性にも配慮することとし、引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合を除き、職権で在留資格を変更して引き続き在留を許可**。

○　また、国や地方公共団体の職員による在留資格の取消しに関する通報規定を整備。

※令和６年６月２１日に公布。３年以内の施行

永住許可要件の明確化

法律上の許可要件のうち、「日本国の利益に合する」との要件に、**「入管法の義務の遵守、公租公課の支払等」との説明を加えて法律で明確化した**。

永住許可制度の適正化に係る入管法改正について

令和６年改正入管法（関係条文抜粋）

永住許可要件の明確化

（永住許可）

第二十二条　在留資格を変更しようとする外国人で永住者の在留資格への変更を希望するものは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し永住許可を申請しなければならない。

２　前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号のいずれにも適合し、かつ、**この法律に規定する義務の遵守、公租公課の支払等**その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合にあっては次の各号のいずれにも適合することを要せず、（以下略）

一　素行が善良であること。

二　独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

取消事由の追加

（在留資格の取消し）

第二十二条の四　法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（第六十一条の二第一項に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

八　**永住者**の在留資格をもつて在留する者が、**この法律に規定する義務を遵守せず**（第十一号及び第十二号に掲げる事実に該当する場合を除く。）、又は**故意に公租公課の支払をしないこと**。

九　**永住者**の在留資格をもつて在留する者が、**刑法（中略）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪又は盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二十二条の罪により拘禁刑に処せられたこと**。

※「公租公課」について
「公租」：国税（所得税、相続税等）、地方税（住民税、固定資産税、自動車税等）等の租税全般、
「公課」：租税以外の公的医療保険（国民健康保険料、健康保険料）、公的年金保険料（国民年金、厚生年金）等の公的負担金全般

職権変更に係る規定の整備

（永住者の在留資格の取消しに伴う職権による在留資格の変更）

第二十二条の六　法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人について、第二十二条の四第一項第八号又は第九号に掲げる事実が判明したことにより在留資格の取消しをしようとする場合には、第二十条の規定にかかわらず、**当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合を除き、職権で、永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可するものとする。**

通報規定の整備

（在留資格の取消しに係る通報）

第六十二条の二　国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当たつて第二十二条の四第一項各号のいずれかに該当すると思料する外国人を知つたときは、**その旨を通報することができる。**

永住許可制度の適正化の目的と「ガイドライン」策定の経緯

入管法改正の目的とガイドライン策定の経緯

○　「**永住者**」**の在留資格は、一定の要件を満たすと認められる場合に許可される在留資格**であるが、永住許可後には在留審査（在留期間の更新など）がないことから、**永住許可時には満たしていた要件を許可後に満たさなくなる**ような場合がある。

○　在留状況が良好と評価できない一部の悪質な永住者に永住許可を認め続けると、**適切に在留している大多数の永住者への不当な偏見につながるおそれがあることから**、外国人と日本人がお互いを尊重して生活できる**共生社会の実現を目指すため**、入管法を改正し、

- **永住者の在留資格に関する「取消事由の追加」**
  （ただし、取消事由に該当する場合であっても、その定着性に配慮し、法務大臣が職権で在留資格の変更を許可することを可能）
- **国や地方公共団体の職員による在留資格の取消事由に関する「通報規定の整備」**

といった措置を設けることとした。

○　令和６年通常国会における改正入管法審議における様々な指摘に対して、在留資格を取り消すことが想定される事例等について**ガイドラインを策定し、公表する**旨政府側より答弁するとともに、衆議院・参議院における附帯決議（参考１）で「ガイドラインを作成し周知するなど、慎重な運用に努める」こととされた。

（参考１）衆議院・参議院における附帯決議（抜粋）

永住者に対する永住許可の取消及び職権による在留資格の変更を行おうとする場合には、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、**具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること**。

（参考２）衆議院による修正（附則第25条）

（永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たっての配慮）
第二十五条　新入管法第二十二条の四第一項（第八号に係る部分に限る。）の規定の適用に当たっては、新入管法別表第二の永住者の在留資格をもって在留する外国人の適正な在留を確保する観点から、同号に該当すると思料される外国人の従前の公租公課の支払状況及び現在の生活状況その他の**当該外国人の置かれている状況に十分配慮するものとする。**

「ガイドライン」の策定・公表に係る検討事項

検討事項

※は特にご意見をいただきたい事項

○ **ガイドライン策定の趣旨・目的及び位置づけ（法的性質）について**
- ガイドライン策定の趣旨・目的
- 位置づけ（法的性質）

○ **ガイドラインに盛り込むべき事項について**
- ガイドラインのポイント
（１．故意に公租公課の支払をしないこと、２．入管法上の義務違反、３．特定の刑罰法令違反）

○ **「故意に公租公課の支払をしない」の考え方（公租公課）** ※
- 「故意に公租公課の支払をしない」を判断する要素について
- 判断要素の考え方

○ **通報の判断の考え方（公租公課）** ※
- 基本的な考え方
- 「通報」の判断のための検討事項
- 「通報相当」と考えられる事例/「通報不要」と考えられる事例

○ **職権変更/取消し（在留不可）に係る判断の考え方（公租公課）** ※
- 通報と取消手続のイメージ
- 職権変更／取消しに係る判断の考え方

○ **スケジュールについて**（令和９年４月運用開始）

国会審議の状況（ガイドライン策定の趣旨等について）

１．ガイドライン策定の趣旨・目的

①国又は地方公共団体の職員が通報の要否を検討する際の参考
②外国人及び関係者の予見可能性の確保
③（入管の）処分の公平性の確保

●令和６年５月２８日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）（ほか同旨答弁多数）

法務省としましては、**施行までに**、**国又は地方公共団体の職員が**故意に公租公課の支払をしないことに該当するとして**①通報の要否を検討する際に参考**としていただくとともに、**②外国人及び関係者の予見可能性を確保**するため、**在留資格を取り消すことが想定される事例についてガイドライン等として公表**することを予定しております。

●令和６年６月１１日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）

（前略）ガイドラインを策定して公表することは、手続の透明性を高めて、当事者の予見可能性を向上させるとともに、**③処分の公平性を確保すること**につながるものと考えております。

そして、入管庁としましては、本法案が施行されれば、**その執行において混乱が生じることのないよう、**法律の規定やその解釈指針を明確にしたガイドラインの趣旨に沿った適切な運用に努めるべきことは当然のことであると考えており、**個別の事案ごとに慎重に判断してまいります。**

２．ガイドラインの位置づけ（法的性質）

基準ではなく、考慮事項や想定される事例を例示したもの

●令和６年６月１１日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）

・（前略）施行までに在留資格を取り消すことが想定される事例などについてガイドライン等として公表することを予定しているものですが、**その形式や具体的な内容につきましては、国会における御議論を踏まえ、今後検討していくものと考えております。**そのため、**現時点においてガイドラインの法的性質をお答えすることは困難**であることは御理解いただきたい…

・（前略）**ガイドラインは、入管庁が最終的に法の執行において混乱等が生じることのないよう、法の解釈指針を可能な限り明確化していくために策定するもの**ですので、**永住者や他の機関である地方自治体、税務署及び裁判所の判断を一義的に拘束するような効力を有するものではない**と考えております。

国会審議の状況（ガイドラインに盛り込むべき事項について）

3．ガイドラインのポイント

1　故意に公租公課の支払をしないこと

●令和６年６月１１日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）（ほか同旨答弁多数）

・今般の永住許可制度の適正化は、適正な在留管理の観点から、永住許可後にその要件を満たさなくなった一部の悪質な場合について、その在留資格を取り消すことができるとするものです。そして、単に公租公課の支払をしなかったという事実のみをもって直ちに在留資格の取消し事由とすることは、永住者の本邦への定着性に鑑みて相当ではないと考えております。

・他方で、取消し事由として具体的な不払の金額や回数を規定することも相当ではないと考えているところ、**支払義務があることを認識しているにもかかわらずあえて支払をしない場合は、永住者の在留資格を認め続けることは相当でないと考えております。**そこで、あえてその行為をすることを意味する故意にとの文言を規定することにより、取消し事由をこのような悪質な場合に限定したものでございます。そのため、本人に帰責性があるとは認め難く、やむを得ず支払えないような場合には必ずしも悪質とは言い難く、故意に公租公課の支払をしないには該当しないものと考えております。

・なお、改正法案は、永住者の在留資格の取消しをしようとする場合は職権で他の在留資格への変更を許可するものとすると規定し、原則として他の在留資格へ変更することを明らかにしており、実際に永住者の在留資格が取り消されるのは、当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合に該当する場合に限られることとなります。

以上のことから、永住者の在留資格が**取り消される場合が一部の悪質な場合に限られることとなります。**

【ポイント】
① 「故意に公租公課の支払をしない」について
② 通報の判断のための検討事項
③ 取消し/職権変更が想定される事例

2　入管法上の義務違反

●令和６年６月１１日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）

問　単にいずれかに該当すると思料する外国人、これは公租公課を故意に払わない場合や**在留カード、私がある外国人が在留カード不携帯だということを認識したら**、私、公務員です、そうしたら、それは通報することができるということでいいんですね。

（答）（前略）改正法案第六十二条の二は、第六十二条二項の規定に倣って同様に思料する旨規定したものでありますが、**改正法案における通報につきましては、参考となるガイドラインを作成、公表する予定**であり、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

【ポイント】
①「義務の遵守」（正当な理由の有無）の解釈・適用について
② 想定される該当/非該当事例の例示

3　特定の刑罰法令違反

●令和６年５月28日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）

問（前略）この一定の刑罰法令違反には、過失犯は含まれるのか。

（答）本法案による改正後の入管法第二十二条の四第一項第九号に規定する一定の罪は故意犯に限定され、過失犯は含まれておりません。

【ポイント】
①「一定の刑罰法令違反」の範囲・適用
② 想定される該当/非該当事例の例示

「故意に公租公課の支払をしない」の考え方

「故意に公租公課の支払をしない」について

【国会答弁】

●令和６年６月11日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）

・（前略）取消し事由として具体的な不払の金額や回数を規定することも相当ではないと考えているところ、

②支払義務があることを認識しているにもかかわらず、あえて支払をしない場合は、永住者の在留資格を認め続けることは相当でないと考えております。そこで、あえてその行為をすることを意味する故意にとの文言を規定することにより、取消し事由をこのような悪質な場合に限定したものでございます。そのため、

①本人に帰責性があるとは認め難く、やむを得ず支払えないような場合は必ずしも悪質とは言い難く、故意に公租公課を支払には該当しないものと考えております。

【立案の趣旨】

※ 永住者の定着性に鑑みて、「故意に」との文言を規定することにより、取消事由を、単に公租公課の支払をしない事実があるのみならず、悪質な場合に限定した。

※以下を判断要素としてはどうか。

①支払をしないことにやむを得ない事情がないこと
②支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしないこと

判断要素の考え方

※ 判断要素について、以下のような考え方をガイドラインで示すこととしてはどうか。

①支払をしないことにやむを得ない事情がないこと

・病気、災害、失業などのやむを得ない事情により支払をすることができない場合はこれに該当しない。

②支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしないこと

・対象者が支払義務があることを認識していることが必要であり、認識しているか不明な場合はこれに該当しない。
・支払能力があるにもかかわらず、支払をしないと認められる場合はこれに該当する。

（注）永住許可以降の過去の滞納についても、滞納当時に判断要素に該当していれば、本取消事由に該当しうる。

（参考）入管法と他法令に規定する「故意」の違い

入管法は、**外国人の在留の公正な管理を図ることなどを目的**とする法律であって、他法令とは目的が異なるため、**他法令における「故意」の意味とは必ずしも同じに解釈されるものではない。**

●令和６年６月６日参・法務委員会における出入国在留管理庁次長答弁（抄）（※他法令における「故意」について）

・**民法第七百九条**では、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと規定されております。また、**刑法第三十八条第一項**では、罪を犯す意思がない行為は罰しないと規定されており、この罪を犯す意思が刑法上故意とされております。
・一般論として申し上げますと、法令の個別の文言につきましては、当該法令の目的のほか、具体的な条文の趣旨や内容等を踏まえて解釈されるものと承知しており、同じ文言が規定されていたとしても、それぞれの法令における文言について必ずしも同じ意味に解釈されるものではないと考えております。
・そして、入管法は外国人の在留の公正な管理を図ることなどを目的とする法律であって、民法、刑法とは目的が異なる上、今般、故意という用語を使用した改正法案第二十二条の四第一項第八号の規定は、在留資格の取消し事由に関するものであって、**民事又は刑事上の責任に関するものではないことから、民法、刑法における文言とは必ずしも同じ意味に解釈されるものではないと考えております。**

通報の判断の考え方

関係省庁と要調整

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

基本的な考え方

○　入管法第62条の２に基づく通報は、義務ではなく、国又は地方公共団体の職員が任意に考慮事項を検討し、通報を判断することとなる。
○　通報の目的は、入管法に基づく「外国人の在留の公正な管理を図ること」とともに、国又は地方公共団体にとっての「税金等の徴収の実現」があるところ、国又は地方公共団体の事務の過度な負担にならないなど、両者が適切に両立するよう、制度を運用していく必要がある。
○　通報を受けた場合は、当該外国人からの意見聴取等によって、事実関係を正確に把握した上で、法務大臣が取消しの要否等を判断する。

「通報」の判断のための検討事項

※ 以下の検討事項のいずれも満たすと判断される場合に「通報相当」とすることとしてはどうか。

ア　永住者の在留資格を有すること

イ　一連の徴収手続の中で把握した事実から、「故意に公租公課の支払をしないこと」の判断要素のいずれにも該当すると思料されること

・差押えなど執行可能な滞納処分を行う過程において、「故意に公租公課の支払をしない」の判断要素（①支払をしないことにやむを得ない事情がないこと、②支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしないこと）のいずれにも該当する可能性があると考えられること。

「通報相当」と考えられる事例

※ 考えられる具体的な事例として、ガイドラインに記載してはどうか。

○　財産はあるものの、繰り返しの催告に誠実に応じず、今後も納付する見込みがない場合
○　財産調査の結果、差押え等の対応が困難であるが、社会通念上相当でない額の海外への送金や、不要な支出をしているなど、支払義務を認識していながら、あえて支払をしないと認められる場合

（注）本改正法以前からの滞納であっても、現に当該滞納に係る支払義務が継続しており、あえて支払をしていない場合を含む

「通報不要」と考えられる事例

○　催告等に応じており、納税の意思が認められる場合
○　病気、災害、失業など支払わないことにやむを得ない事情がある場合
○　生活保護を受給しており、課税等がされない場合

職権変更/取消し（在留不可）の判断の考え方

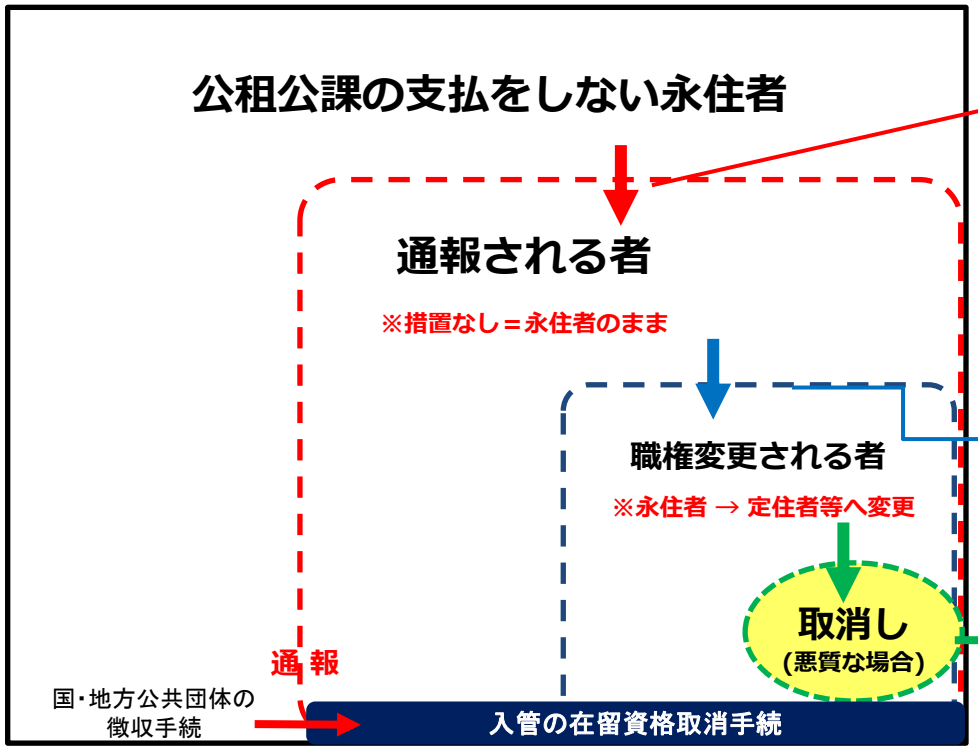

通報の判断

関係省庁と要調整

○ 永住者の在留資格を有すること
○「故意に公租公課の支払をしない」と思料されること
→ 徴収手続の中で、判断要素（①支払をしないことにやむを得ない事情がない、②支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしない）のいずれにも該当すると思料されること。

通報の対象

「故意に公租公課の支払をしない」（取消事由該当性）の判断

○「故意に公租公課の支払をしない」の判断

→ 入管庁における「在留資格取消手続」において、事実の調査や意見聴取を通じて、支払わなかった経緯等を含め、「故意に公租公課の支払をしない」判断要素を確認した上、取消事由該当性を判断する。

→ 該当性なし → 措置なし＝永住者のまま

取消事由に該当
（職権変更/取消し）

職権変更/取消し（在留不可）の判断の考え方

職権変更 ＝ 右記取消しの場合を除き、法務大臣の職権で他の在留資格へ変更

定着性に配慮して、原則、「定住者」へ変更
定着性のない場合や、活動に応じた適当な在留資格がある場合には、その他の在留資格へ変更

※ その後要件を満たせば、再度の永住許可も可能

取消し ＝ 引き続き在留することが適当でないと認める場合かどうかの判断（改正入管法第22条の６）

悪質な場合 → 取消事由に該当するに至った経緯、それまでの在留状況や今後の在留意向などを総合的に判断する。

具体的には、・今後も支払う意思がないことが明らか
・不払の態様（滞納回数、額、期間等）が社会通念上看過しがたい
場合などを想定

※ 家族関係、人道上の配慮の必要性がある場合は、取り消さずに他の在留資格へ変更することもあり得る。

（参考答弁）●令和６年４月24日衆・法務委員会における法務大臣答弁（抄）

・（前略）変更する場合に具体的にどういう在留資格に変更するかということでありますが、これは、個々の外国人のその時々の在留状況や活動状況に鑑みて、引き続き本邦に在留するに当たって最適な在留資格を付与することを想定しております。一般的には、**ほとんどの場合、定住者になると思われます。**

・また、取消し事由に該当する、**当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合とは、当該取消し事由に該当するに至った経緯、それまでの在留状況や今後の在留意向などを総合的に判断することになります**が、例えば、今後も納税する意思がないことが明らかである場合や犯罪傾向が進んでいる場合などは、これに該当する場合があると考えられます。

スケジュールについて

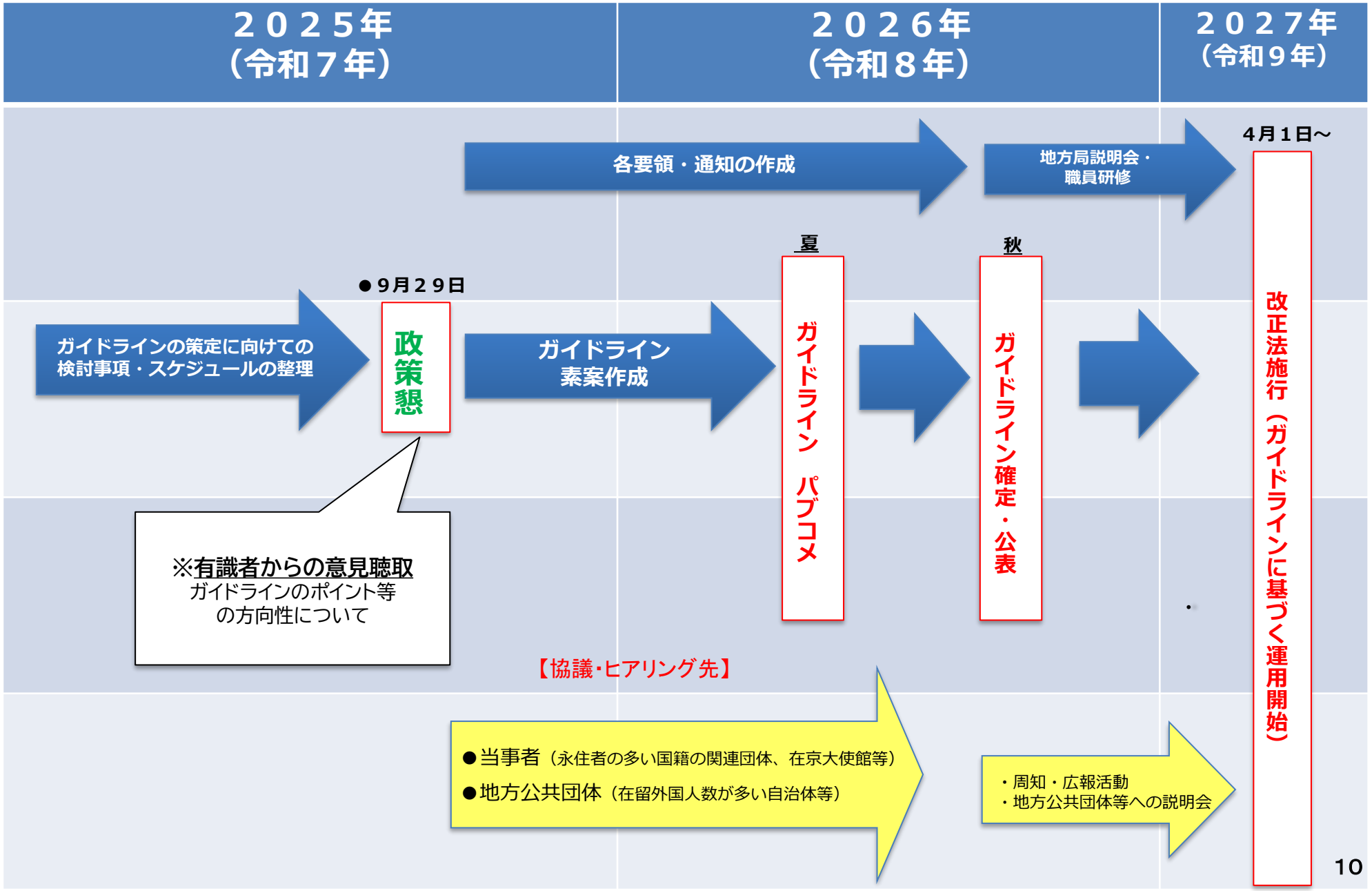
２０２５年
（令和７年）
２０２６年
（令和８年）
２０２７年
（令和９年）
各要領・通知の作成
地方局説明会・
職員研修
４月１日～
●９月２９日
ガイドラインの策定に向けての
検討事項・スケジュールの整理
政策懇
ガイドライン
素案作成
夏
ガイドライン パブコメ
秋
ガイドライン確定・公表
改正法施行（ガイドラインに基づく運用開始）
※有識者からの意見聴取
ガイドラインのポイント等
の方向性について
【協議・ヒアリング先】
●当事者（永住者の多い国籍の関連団体、在京大使館等）
●地方公共団体（在留外国人数が多い自治体等）
・周知・広報活動
・地方公共団体等への説明会

参考資料

永住者の在留外国人数及び在留資格取消件数

「永住者」をもって在留する外国人数の推移

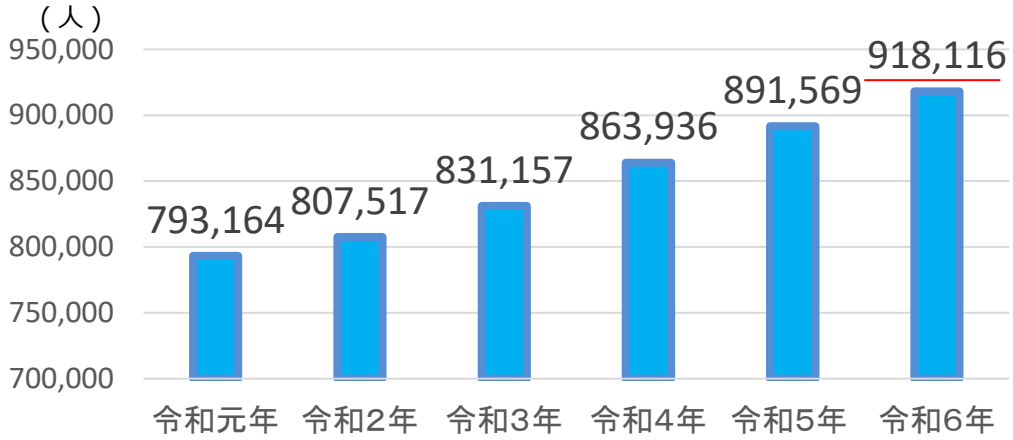

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
永住者数	793,164	807,517	831,157	863,936	891,569	918,116
在留外国人数	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977
在留外国人に占める永住者の割合	27.0%	28.0%	30.1%	28.1%	26.1%	24.4％

（注）数値は、年末時点のもの。

■在留資格別　在留外国人の構成比（令和６年末）

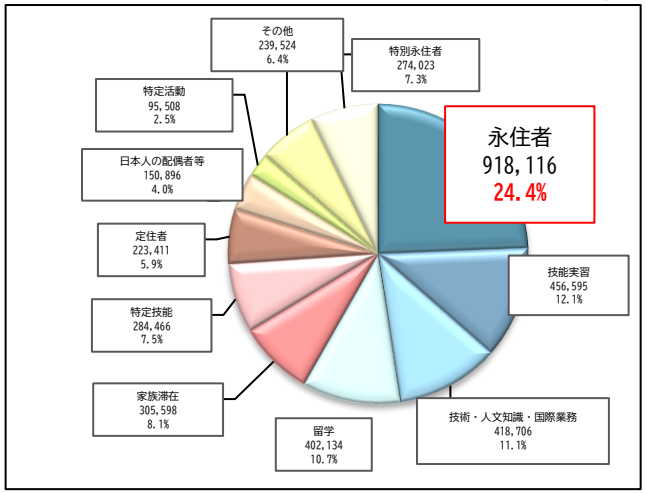

■「永住者」の国籍・地域別人数・上位１０か国（令和６年末）

1　中国	343,816	6　ベトナム	28,070
2　フィリピン	141,798	7　台湾	25,594
3　ブラジル	116,818	8　タイ	21,957
4　韓国	76,346	9　米国	20,238
5　ペルー	33,140	10　インド	9,327

「永住者」の在留資格取消件数の推移

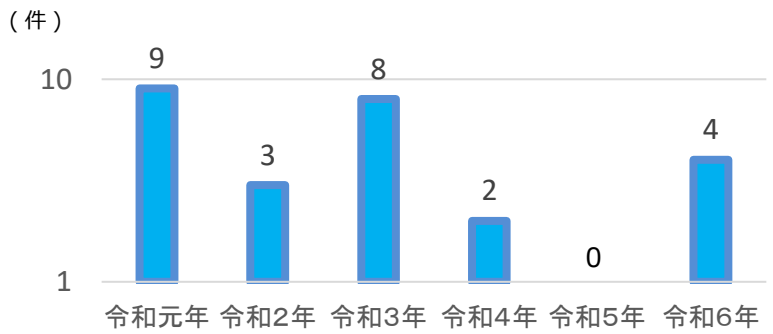

■国籍・地域別の「永住者」の在留資格取消件数（令和６年）

	永住者	全体
ベトナム	－	784
中国	1	109
ネパール	－	60
インドネシア	－	49
カンボジア	－	33
スリランカ	－	33
ウズベキスタン	－	32
その他	3	84
計	4	1,184

■取消事由別の「永住者」の在留資格取消件数（令和６年）

	永住者	全体
第1号	－	6
第2号	－	72
旧第3号（注）	4	4
第3号	－	34
第5号	－	303
第6号	－	761
第7号	－	4
計	4	1,184

（注）旧第3号とは、偽りその他不正の手段により、上陸許可等を受けたもの

永住許可に関するガイドラインについて

①素行善良要件

法令を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。

②独立生計要件

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること。

③国益要件

その者の永住が日本国の利益に合すると認められること。

- 原則として引き続き１０年以上在留していること（ただし、この期間のうち、就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能１号」を除く。）又は居住資格で引き続き５年以上在留していること）。
- **納税義務等の公的義務を履行していること。**
- 最長の在留期間を有していること（当面の間、３年の在留期間を有している場合は、最長の在留期間をもって在留しているものと取り扱っている。）。
- 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと。

※原則１０年在留に関する特例

① 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者等
→ 配偶者は実体を伴った婚姻が３年以上継続し、かつ、１年以上本邦に在留していること。その実子等は１年以上本邦に在留していること。

② 定住者及び難民又は補完的保護対象者の認定を受けた者
→ ５年以上本邦に在留していること。など

出入国在留管理政策懇談会資料②

第７回会合
（高度外国人材の受入れについて）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ＩＳＡ

令和７年９月２９日
出入国在留管理庁

高度人材ポイント制の概要

- 平成24年５月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力をもつ外国人について、出入国在留管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入（在留資格「特定活動」）
- 平成26年の入管法改正により、平成27年４月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設
- 平成29年４月、永住許可申請に要する在留期間について、70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者については３年、80点以上であれば１年とした

（注）我が国が積極的に受け入れるべき高度外国人材は、「『国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材』であり、『我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材』」と定義されている（「外国高度人材受入れ政策の本格的展開を（報告書）」平成21年5月29日・高度人材受入推進会議）。

１.在留資格

項目ごとのポイントを合計し、

７０点以上

（学歴・職歴・年収・年齢 等の項目）

在留資格「高度専門職」１号 →（３年）→ ２号

（※号の区分で優遇措置に差）

３つの活動類型があり、加算されるポイント項目に差

⑴ 高度学術研究活動 （大学教授や研究者等）	⑵ 高度専門・技術活動 （企業で働く技術者等）	⑶ 高度経営・管理活動 （企業の経営者等）

２.優遇措置

１号：①有期で最長の在留期間「５年」の一律付与
②複数の在留資格にまたがる活動を認める

③親の帯同
④外国人家事使用人（１人）の雇用
⑤配偶者の一部職種でのフルタイム就労
⑥在留歴に係る永住許可要件の緩和　等

３年

２号：①在留期間「無期限」の付与
②ほぼ全ての就労資格の活動を行うことが可能

③～⑥等は１号と同じ

高度人材ポイント計算表

	高度学術研究分野		高度専門・技術分野		高度経営・管理分野	
学歴	博士号（専門職に係る学位を除く。）取得者	30			博士号又は修士号取得者（注7）	20
	修士号（専門職に係る博士を含む。）取得者	20	修士号（専門職に係る博士を含む。）取得者（注7）	20		
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者（博士号又は修士号取得者を除く。）	10				
	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を複数有している者	5				
職歴（実務経験）（注1）			10年～	20	10年～	25
	7年～	15	7年～	15	7年～	20
	5年～	10	5年～	10	5年～	15
	3年～	5	3年～	5	3年～	10
年収（注2）	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40～10			3，000万～	50
					2，500万～	40
					2，000万～	30
					1，500万～	20
					1，000万～	10
年齢	～29歳	15	～29歳	15		
	～34歳	10	～34歳	10		
	～39歳	5	～39歳	5		
ボーナス①【研究実績】	詳細は③参照	25～20	詳細は③参照	15		
ボーナス②【地位】					代表取締役、代表執行役	10
					取締役、執行役	5
ボーナス③			職務に関連する日本の国家資格の保有（1つ5点）	10		
ボーナス④	イノベーションを促進するための支援措置（法務大臣が告示で定めるもの）を受けている機関における就労（注3）	10				
ボーナス⑤	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労	5				
ボーナス⑥	職務に関連する外国の資格等	5				
ボーナス⑦	本邦の高等教育機関において学位を取得	10				
ボーナス⑧	日本語能力試験N1取得者（注4）又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15				
ボーナス⑨	日本語能力試験N2取得者（注5）（ボーナス⑦又は⑧のポイントを獲得したものを除く。）	10				
ボーナス⑩	成長分野における先端的事業に従事する者（法務大臣が認める事業に限る。）	10				
ボーナス⑪	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者	10				
ボーナス⑫	法務大臣が告示で定める研修を修了した者（注6）	5				
ボーナス⑬					経営する事業に1億円以上の投資を行っている者	5
ボーナス⑭			投資運用業等に係る業務に従事	10		
ボーナス⑮	産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、地方公共団体における高度人材外国人の受入れを促進するための支援措置（法務大臣が認めるもの）を受けている機関における就労	10				
合格点	70					

①最低年収基準

高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては，年収300万円以上であることが必要

②年収配点表

	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	－
600万円	20	20	20	－
500万円	15	15	－	－
400万円	10	－	－	－

③研究実績

	高度学術研究分野	高度専門・技術分野
特許の発明　1件～	20	15
入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15
研究論文の実績については，我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申請人が責任著者であるものに限る。） 3本～	20	15
上記の項目以外で，上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合（著名な賞の受賞歴等），関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断	20	15

※高度学術研究分野については，2つ以上に該当する場合には25点

（注１）
従事しようとする業務に係る実務経験に限る。

（注２）
※１　主たる受入機関から受ける報酬の年額
※２　海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入
※３　賞与（ボーナス）も年収に含まれる。

（注３）
就労する機関が中小企業である場合には、別途１０点の加点

（注４）
同等以上の能力を試験（例えば、ＢＪＴビジネス日本語能力テストにおける４８０点以上の得点）により認められている者も含む。

（注５）
同等以上の能力を試験（例えば、ＢＪＴビジネス日本語能力テストにおける４００点以上の得点）により認められている者も含む。

（注６）
本邦の高等教育機関における研修については、ボーナス⑦のポイントを獲得した者を除く。

（注７）
経営管理に関する専門職学位（ＭＢＡ、ＭＯＴ）を有している場合には、別途５点の加点

高度人材ポイント制の見直しに係る経緯について

実施日	実施内容
平成２４年　５月　７日	高度人材ポイント制の運用開始（在留資格「特定活動」）
平成２５年１２月２４日	年収基準の緩和、資格による加算等の評価項目の追加 家事使用人や親の帯同に必要な年収要件の引下げ　等
平成２７年　４月　１日	在留資格「高度専門職」の創設に係る入管法一部改正法の施行 ➢　高度外国人材に特化した在留資格「高度専門職１号」及び「高度専門職２号」を創設 ➢　「高度専門職２号」は在留期間が無期限
平成２９年　４月２６日	永住許可申請に要する在留期間の見直し 加算措置の追加
平成３１年　３月１５日	国家戦略特別区域における特別加算の追加
平成３１年　３月２９日	特別加算「法務大臣が告示で定める大学を卒業した者」の対象大学の拡大
令和　３年　７月３０日	世界に開かれた国際金融センターの実現に向けた優遇措置の拡充 ➢　投資運用業等に従事する金融人材に対する特別加算の追加 ➢　投資運用業等に従事する金融人材に対する家事使用人の雇用要件の緩和
令和　５年　４月２１日	高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設 ➢　「特別高度人材制度」及び「未来創造人材制度」の創設

ポイント制による出入国在留管理上の優遇措置

就労を目的とした在留資格

- **単一の在留資格の範囲内の活動に限定**
  許可された一つの在留資格の範囲内での活動しか認められていない。

- **永住許可まで原則１０年以上の在留が必要**
  就労を目的とする在留資格を有する者が永住許可を受けるためには原則として引き続き１０年以上我が国に在留していることが必要。

- **配偶者の就労は原則不可**
  就労資格を有する外国人の配偶者（在留資格「家族滞在」）については、原則として就労はできないが、地方出入国在留管理局で資格外活動許可を受ければ就労が可能。ただし、包括的に許可する就労時間の上限は週２８時間。

高度外国人材に対する優遇措置

- **複合的な在留活動の許容（高度専門職１号）**
  高度な資質・能力等を活かした複数の在留資格にまたがる活動や、併せて事業経営活動を行うことを許容。
  （例）高度学術研究活動…本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動。

- **高度専門職１号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる。（高度専門職２号）**

- **在留歴に係る永住許可要件の緩和**
  ７０点以上のポイントで高度外国人材として認められた者
  →永住許可申請に要する在留期間：３年
  ８０点以上のポイントで高度外国人材として認められた者
  →永住許可申請に要する在留期間：１年

- **高度外国人材の配偶者の就労**
  高度外国人材と同居する配偶者について、本邦の公私の機関との契約に基づいて就労を目的とする在留資格（＝「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等）に該当する活動について、これらの在留資格に係る要件（学歴等）を満たさない場合でも週２８時間を超える就労を認める。

  ※日本人と同等以上の報酬を受けることを要件とし、許可に際しては就労先を特定する。
  ※入国・在留手続の優先処理対象となる。

ポイント制による出入国在留管理上の優遇措置

就労を目的とした在留資格

- 扶養を受ける親の帯同は原則不可

- 家事使用人の帯同は例外的に許可

　現行制度においては、家事使用人の雇用主の在留資格が「経営・管理」又は「法律・会計業務」の場合で、その地位が事業所若しくは事務所の長又はこれに準ずる地位にある場合、一定の要件の下に家事使用人の帯同が認められている。

- 在留期間は５年を超えない範囲で個別に付与される（５年、３年、１年等）

高度外国人材に対する優遇措置

- **高度外国人材等の親の帯同の許容**

　高度外国人材又はその配偶者の７歳未満の子（養子を含む。）を養育し、又は配偶者若しくは高度外国人材本人が妊娠中でその介助をする場合には、以下の条件を満たす高度外国人材又はその配偶者の親（養親を含む。）の帯同及び呼寄せを認める。

①高度外国人材の世帯年収（高度外国人材本人とその配偶者の年収を合算したものをいう。）が８００万円以上であること
②高度外国人材と同居すること
③高度外国人材又はその配偶者のどちらかの親に限ること

- **家事使用人の帯同の許容**

　一定の条件を満たす高度外国人材に対し、家事使用人（１名（③において高度外国人材の世帯年収が３、０００万円以上ある場合は２名））の雇用を認める。

①　外国で雇用していた家事使用人を引き続き雇用する場合の条件（入国帯同型）
- 高度外国人材の世帯年収が１、０００万円以上あること
- 家事使用人に対して月額２０万円以上の報酬を支払うことを予定していること
- 帯同する家事使用人が本邦入国前に１年間以上当該高度外国人材に雇用されていた者であること
- 高度外国人材が本邦から出国する場合、共に出国することが予定されていること

②　①・③以外の家事使用人を雇用する場合（家庭事情型）
- 高度外国人材の世帯年収が１、０００万円以上あること
- 家事使用人に対して月額２０万円以上の報酬を支払うことを予定していること
- 家庭の事情（申請の時点において、１３歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること）が存在すること

③　投資運用業等に従事する高度外国人材が家事使用人を雇用する場合（金融人材型）
- 高度外国人材の世帯年収が１、０００万円（２名の場合は３、０００万円）以上あること
- 家事使用人に対して月額２０万円以上の報酬を支払うことを予定していること
- 高度外国人材が、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業に従事していること

- 最長「５年」の在留期間の付与（高度専門職１号）
- 在留期間が無期限となる。（高度専門職２号）

- 入国・在留手続の優先処理（高度専門職１号）

高度外国人材制度の優遇措置の活用実績

高度外国人材に対する優遇措置の活用実績（令和6年末時点）

- 在留歴に係る永住許可要件の緩和
  ⇒在留資格「永住者」を有する者のうち、永住許可申請時点で「高度専門職」であった者：2,706人（速報値）（※）
  （※）2024年１月～12月処理分

- 高度外国人材等の親の帯同の許容
  ⇒高度外国人材等に帯同する親であることを理由に在留資格「特定活動」で在留する者：3,575人

- 家事使用人の帯同の許容
  ⇒高度外国人材に「家事使用人」として雇用されることを理由に在留資格「特定活動」で在留する者：６３４人（※）
  （※）高度外国人材以外の外国人に雇用される「家事使用人」も一部含まれるが、集計システム上分離が不可能であるため、区別せず計上。

高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移

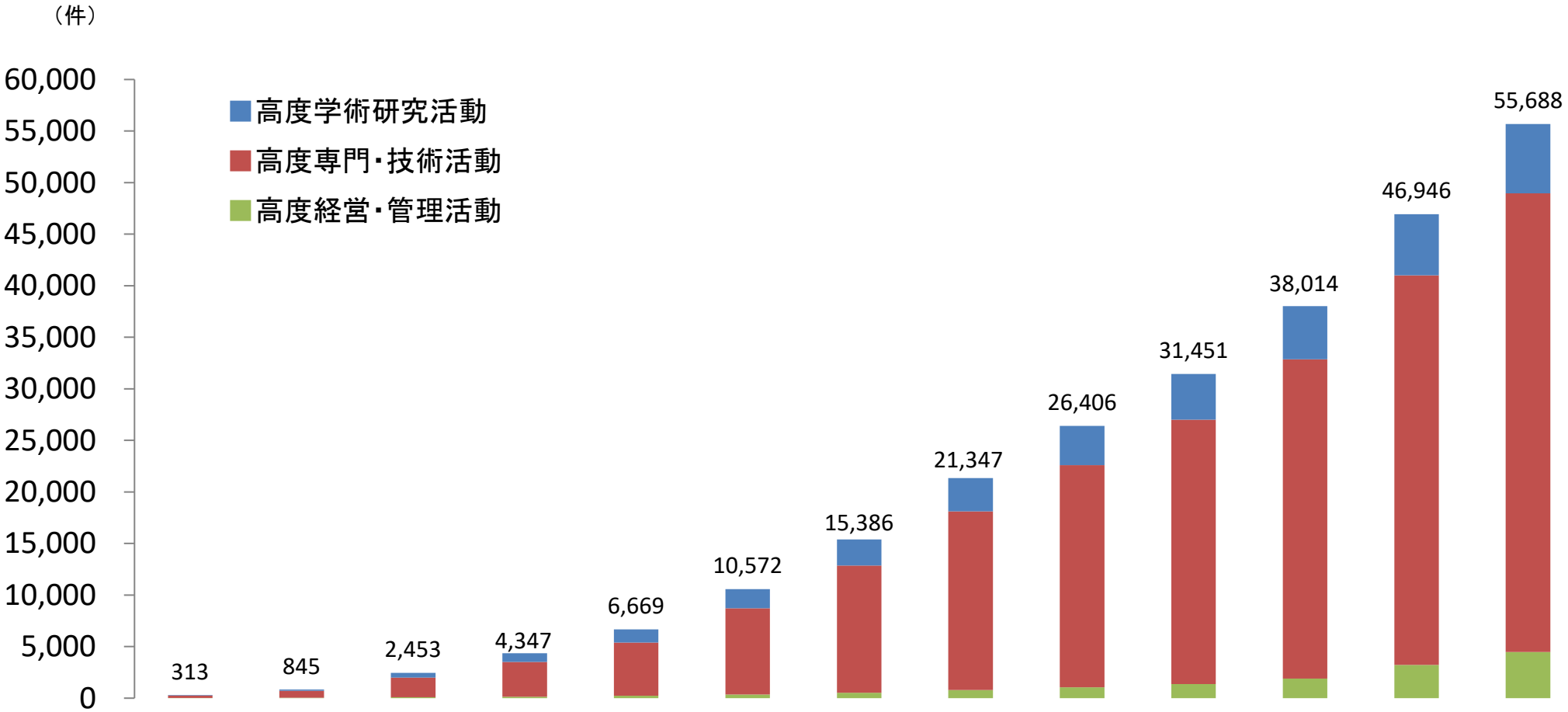

	2012年末	2013年末	2014年末	2015年末	2016年末	2017年末	2018年末	2019年末	2020年末	2021年末	2022年末	2023年末	2024年末
学術研究	48	134	466	841	1,276	1,863	2,529	3,221	3,801	4,451	5,155	5,927	6,739
専門・技術	248	663	1,905	3,362	5,168	8,360	12,332	17,341	21,557	25,622	30,970	37,799	44,477
経営・管理	17	48	82	144	225	349	525	785	1,048	1,378	1,889	3,220	4,472
合計	313	845	2,453	4,347	6,669	10,572	15,386	21,347	26,406	31,451	38,014	46,946	55,688

注）本資料の数値には、高度専門職１号から高度専門職１号又は２号への在留資格変更許可件数は含まない。

高度専門職１号の在留者数の推移

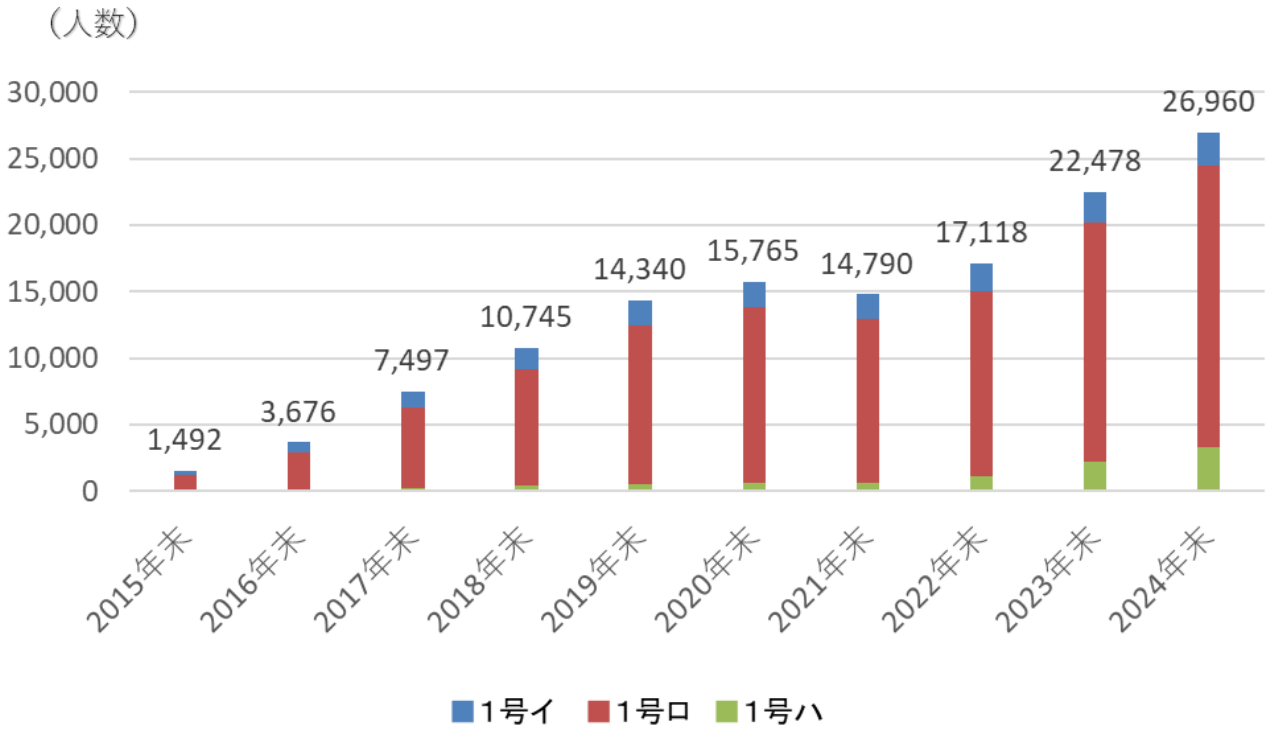

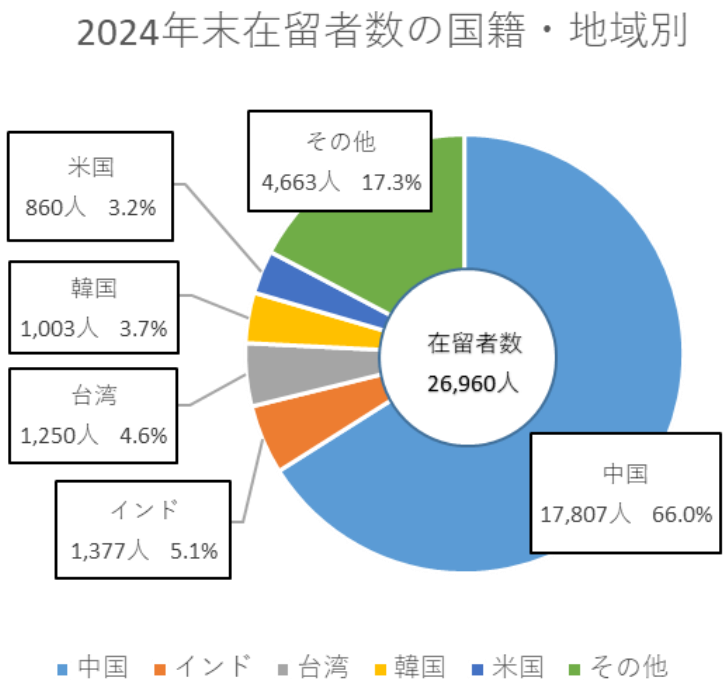

	2015年末		2016年末		2017年末		2018年末		2019年末		2020年末		2021年末		2022年末		2023年末		2024年末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
１号イ	297	19.9%	731	19.9%	1,194	15.9%	1,576	14.7%	1,884	13.1%	1,922	12.2%	1,885	12.7%	2,030	11.9%	2,281	10.1%	2,528	9.4%
１号ロ	1,144	76.7%	2,813	76.5%	6,046	80.6%	8,774	81.7%	11,886	82.9%	13,167	83.5%	12,257	82.9%	13,972	81.6%	17,978	80.0%	21,094	78.2%
１号ハ	51	3.4%	132	3.6%	257	3.4%	395	3.7%	570	4.0%	676	4.3%	648	4.4%	1,116	6.5%	2,219	9.9%	3,338	12.4%
計	1,492	－	3,676	－	7,497	－	10,745	－	14,340	－	15,765	－	14,790	－	17,118	－	22,478	－	26,960	－
２号	16	－	63	－	171	－	316	－	584	－	789	－	945	－	1,197	－	1,480	－	1,748	－

注１）在留外国人統計を基に作成
注２）本資料における１号イとは「高度学術研究活動（イ）」を、１号ロとは「高度専門・技術活動（ロ）」を、１号ハとは「高度経営・管理活動（ハ）」のことをいう。

高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設（令和５年）

①特別高度人材制度（J-Skip）の概要

１　在留資格

ポイント制によらず学歴又は職歴と年収が下記の水準以上であれば、「高度専門職（１号）」を付与

①　高度学術研究活動 （大学教授や研究者等）	②　高度専門・技術活動 （企業で働く技術者等）	③　高度経営・管理活動 （企業の経営者等）
・修士号以上取得、年収２，０００万円以上の者 ・職歴１０年以上、年収２，０００万円以上の者		・職歴５年以上であり、年収４，０００万円以上の者

入国後

在留資格「高度専門職」１号　→（１年）→　２号　（※号の区分で優遇措置に差）

２　追加優遇措置：高度人材ポイント制の優遇措置に加え、以下の拡充した優遇措置を受けられる

①世帯年収が３，０００万円以上の場合、外国人家事使用人２人まで雇用可能（家庭事情要件等は課さない（※））

②配偶者は、在留資格「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」及び「興行」に該当する活動に加え、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」及び「技能」に該当する活動についても、経歴等の要件を満たさなくても、週２８時間を超えて就労を認める

③出入国時に大規模空港等に設置されているプライオリティーレーンの使用が可能

※１３歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事できない配偶者を有すること、又は外国で継続して１年以上雇用していた家事使用人を引き続き雇用することを課さないもの

高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設（令和５年）

②未来創造人材制度（J-Find）の概要

対象者：以下の３要件全て満たす者

⑴　３つの世界大学ランキング（※１）中、２つ以上で１００位以内にランクインしている大学を卒業、又はその大学の大学院の課程を修了して学位又は専門職学位を授与されている

⑵　卒業から５年以内

⑶　滞在当初の生計維持費２０万円の所持

在留資格「特定活動」（未来創造人材）を付与

活動内容

在留期間は、最長２年間（１年又は６月ごとに更新が必要）（※２）

- 就職活動
- 起業準備活動
- 上記活動を行うために必要な資金を補うための就労

配偶者・子について

扶養する配偶者・子は、在留資格「特定活動」（未来創造人材の配偶者等）が付与され、帯同することが可能。なお、配偶者・子の就労には、資格外活動許可が必要。

（※１）①ｸｱｸｱﾚﾘ･ｼﾓﾝｽﾞ社公表のQS･ﾜｰﾙﾄﾞ･ﾕﾆﾊﾞｰｼﾃｨ･ﾗﾝｷﾝｸﾞｽ、②ﾀｲﾑｽﾞ社公表のTHE ﾜｰﾙﾄﾞ･ﾕﾆﾊﾞｰｼﾃｨ･ﾗﾝｷﾝｸﾞｽ、③ｼｬﾝﾊｲ･ﾗﾝｷﾝｸﾞ･ｺﾝｻﾙﾀﾝｼｰ公表のｱｶﾃﾞﾐｯｸ･ﾗﾝｷﾝｸﾞ･ｵﾌﾞ･ﾜｰﾙﾄﾞ･ﾕﾆﾊﾞｰｼﾃｨｽﾞ

（※２）特定活動（継続就職活動）、起業活動促進事業、特区創業活動促進事業、特定活動（卒業後起業活動）等の類似制度と併せて累計２年を超えない範囲で活用できる

高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の活用実績

高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の活用実績（制度開始時点からの累計）

特別高度人材制度（J-Skip）の認定件数（令和７年６月末時点）

・制度が開始した令和５年４月２１日から令和７年６月３０日までの間に、特別高度人材として認定（※）された件数は**累計６７５件**（速報値）。このうち、同日時点で本邦に在留する者の数は６０６人（速報値）。
・認定件数のうち、**約６割**が本邦で**「高度専門・技術活動（高度専門職１号（ロ））」**を行うこととして許可された件数 。
（※）在留資格「高度専門職」で在留資格認定証明書交付を受けた者及び在留資格変更の許可を受けた者

未来創造人材制度（J-Find）の認定件数（令和７年６月末時点）

・制度が開始した令和５年４月２１日から令和７年６月３０日までの間に、未来創造人材として認定（※）された件数は**累計１，７２７件**（速報値）。このうち、同日時点で本邦に在留する者の数は１，１３４人（速報値）。
・認定件数のうち、約半数が他の在留資格からの変更許可件数であり、**在留資格「留学」からの在留資格変更が最多**。
（※）在留資格「特定活動（未来創造）」で新たに上陸の許可を受けた者及び在留資格変更の許可を受けた者

○ 「高度専門職１号イ～ハ」で初回許可された者の傾向（属性）

図表１－１－１　初回許可時の年代別人数

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

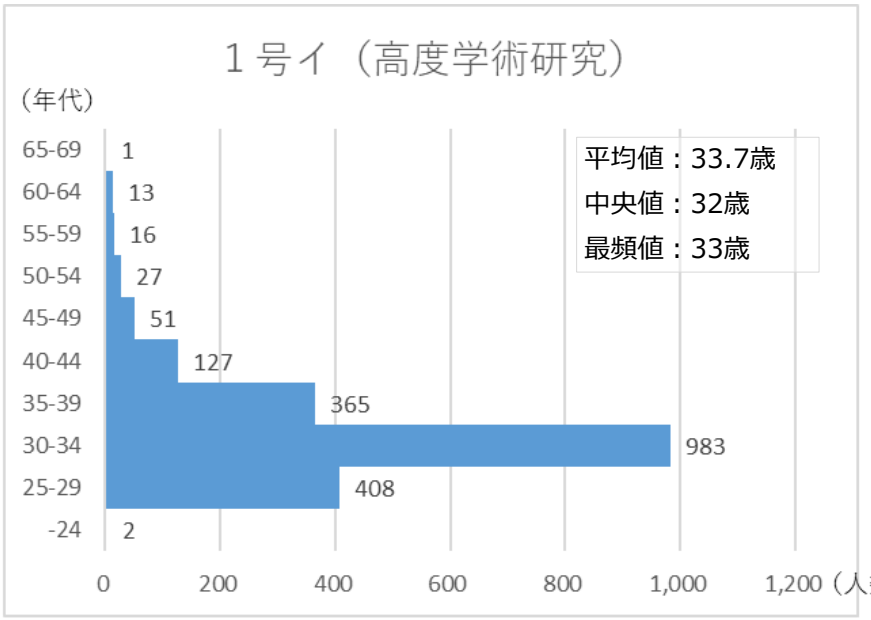

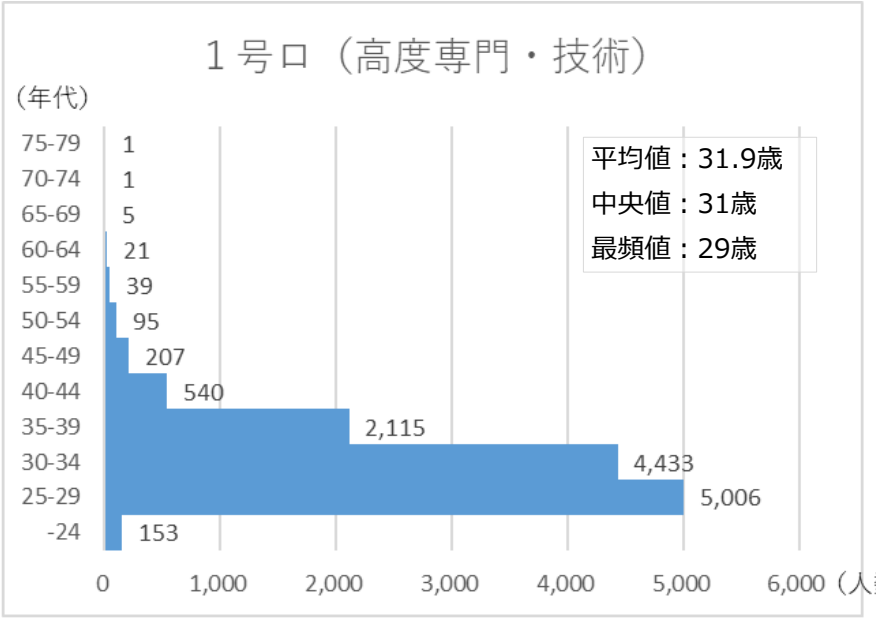

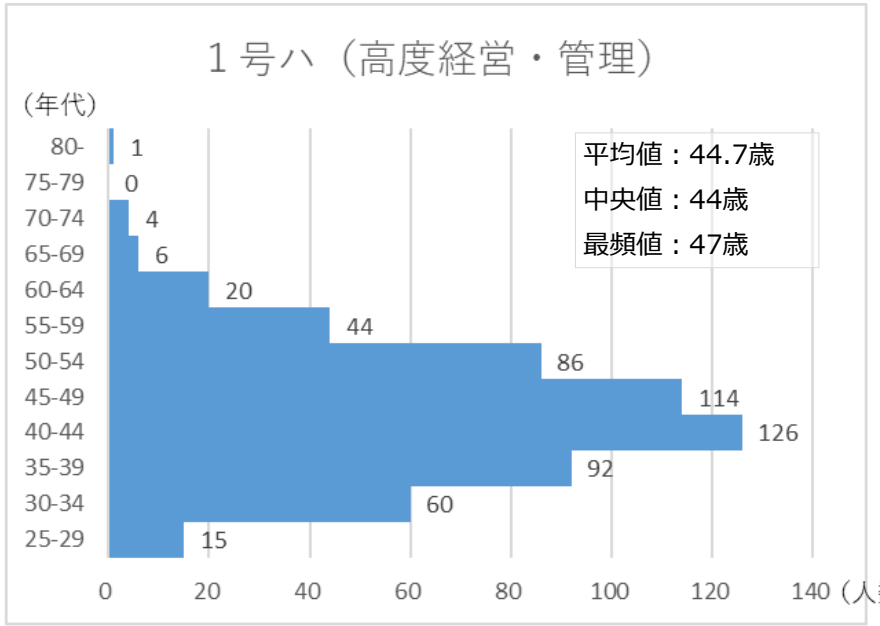

分析結果

初回許可時の年代について、30代以下は、１号イで1,758人（88.2%）、１号ロで１万1,707人（92.8%）、１号ハで167人（29.4%）であった。他方で、50代以上は、１号イで57人（2.9%）、１号ロで162人（1.3%）、１号ハで161人(28.3%)であった。**１号ハについては、イ及びロと比較して、初回許可時の年代が高い傾向**にあった。

データについて

対象期間：平成29年から令和元年末まで

対象者：「高度専門職１号」に係る上陸許可又は初回の在留資格変更許可を受けた者（以下「初回許可」という。）

初回許可人数：１号イ→1,993人、１号ロ→１万2,616人、１号ハ→568人

※平成29年以前に「特定活動（高度人材）」で在留していた者で対象期間内に「高度専門職１号」へ変更許可された者を含む。

※本資料作成のため特別に集計した数値である。

○初回許可が「高度専門職１号イ（高度学術研究）」である者の傾向（属性）

図表１－２－１　入国時・初回許可時の在留資格別人数

分析結果

- 初回許可（1,993人）が変更許可である1,913人（96.0%）について、入国時の在留資格別にみると、「留学」が1,099人（57.4%）、「教授」が472人（24.7%）、「研究」が131人（6.8%）の順であった。初回許可時の在留資格別にみると、「教授」が1,188人（62.1%）、「研究」が335人（17.5%）、「留学」が170人（8.９%）の順であった。
- 入国時と初回許可時の在留資格の組み合わせをみると、「留学→教授」が623人（32.6%）、「教授→教授」が441人（23.1%）、「留学→研究」が186人（9.7%）の順であった。
- 「高度専門職１号イ」を許可された者の入国から初回許可までの**在留経過として、**
  - **「留学」で入国し、学業を終えて「教授」や「研究」へ変更後、「高度専門職１号イ」へ変更許可を受けた者**
  - **「教授」や「研究」で入国し、一定期間就労後、「高度専門職１号イ」へ変更許可を受けた者**

  が多い傾向にあった。

入国時＼初回許可時	総計	教授	研究	留学	特定活動	高度人材	技術・人文・国際	文化活動	家族滞在	その他
総計	**1,913**	**1,188**	**335**	**170**	**72**	**46**	**49**	**30**	**25**	**44**
留学	**1,099**	623	186	154	42	26	30	21	17	26
教授	**472**	441	17	1	11	11	2	-	-	-
研究	**131**	18	108	-	5	5	-	-	-	-
短期滞在	**92**	53	12	7	3	-	3	-	3	11
家族滞在	**40**	23	8	1	1	-	1	-	5	1
文化活動	**39**	19	3	7	2	2	-	8	-	-
技術・人文・国際	**16**	5	-	-	-	-	11	-	-	-
その他	**24**	6	1	-	8	2	2	1	-	6

※上位５位を着色。
※「高度専門職１号イ」に許可されるまでの在留経過をみるため、初回許可が変更許可である者（1,913人）を対象としたもの。
※初回許可が上陸許可である者（80人）は含まない。
※「短期滞在」からの変更は、やむを得ない特別の事情がある場合のみ認められる。

○初回許可が「高度専門職１号ロ（高度専門・技術）」である者の傾向（属性）

図表１－２－２　入国時・初回許可時の在留資格別人数

分析結果

- 初回許可（１万2,616人）が変更許可である１万1,308人（89.6%）について、入国時の在留資格別にみると、「留学」が5,599人（49.5%）、「技・人・国」が3,778人（33.4%）、「短期滞在」が885人（7.8%）の順であった。初回許可時の在留資格をみると、「技・人・国」が9,528人（84.3%）と大部分を占めている。
- 入国時と初回許可時の在留資格の組み合わせをみると、「留学→技・人・国」が4,811人（42.5%）、「技・人・国→技・人・国」が3,609人（31.9%）、「短期滞在」→「技・人・国」が595人（5.3%）の順であった。
- 「高度専門職１号ロ」を許可された者の入国から初回許可までの**在留経過として、**
  - **「留学」で入国し、学業を終えて「技・人・国」へ変更後、「高度専門職１号ロ」へ変更許可を受けた者**
  - **「技・人・国」で入国し、一定期間就労後、「高度専門職１号ロ」へ変更許可を受けた者**

  が多い傾向にあった。

入国時＼初回許可時	総計	技術・人文・国際	特定活動	高度人材	留学	企業内転勤	短期滞在	永住者	教授	日本人配偶者	その他
総計	**11,308**	**9,528**	**443**	**323**	**375**	**329**	**143**	**129**	**66**	**66**	**229**
留学	**5,599**	4,811	196	102	348	-	-	90	43	26	85
技術・人文・国際	**3,778**	3,609	124	121	5	-	1	22	1	4	12
短期滞在	**885**	595	34	29	16	56	142	-	4	11	27
企業内転勤	**504**	207	15	15	1	273	-	4	-	1	3
家族滞在	**227**	171	10	6	3	-	-	9	-	-	34
特定活動	**127**	70	54	40	-	-	-	-	-	-	3
高度人材	**37**	-	37	37	-	-	-	-	-	-	-
その他	**188**	65	10	10	2	-	-	4	18	24	65

※上位５位を着色。
※「高度専門職１号ロ」に許可されるまでの在留経過をみるため、初回許可が変更許可である者（１万1,308人）を対象としたもの。
※初回許可が上陸許可である者（1,308人）は含まない。
※「短期滞在」からの変更は、やむを得ない特別の事情がある場合のみ認められる。

○初回許可が「高度専門職１号ハ（高度経営・管理）」である者の傾向（属性）

図表１－２－３　入国時･初回許可時の在留資格別人数

分析結果

- 初回許可（568人）が変更許可である340人（59.9%）について、入国時の在留資格別にみると、「留学」が89人（26.2%）、「経営・管理」が80人（23.5%）、「短期滞在」が74人（21.8%）の順であった。初回許可時の在留資格別にみると、「経営・管理」の201人（59.1%）、「技・人・国」の34人（10.0%）、「短期滞在」の32人（9.4%）の順であった。
- 入国時と初回許可時の在留資格の組み合わせをみると、「経営・管理→経営・管理」が77人（22.6%）、「留学→経営・管理」が70人（20.6%）、「短期滞在→短期滞在」が32人（9.4%）の順であった。
- 「高度専門職１号ハ」を許可された者の入国から初回許可までの**在留経過として、**
  - **「経営・管理」で入国し、「高度専門職１号ハ」へ変更許可を受けた者**
  - **「留学」で入国し、学業等を終えて「経営・管理」へ変更後、「高度専門職１号ハ」へ変更許可を受けた者**

  が多い傾向にあった。

入国時＼初回許可時	**総計**	経営・管理	技術・人文・国際	短期滞在	特定活動(高度人材)	企業内転勤	永住者	日本人配偶者	その他
総計	**340**	**201**	**34**	**32**	**23**	**19**	**13**	**9**	**9**
留学	**89**	70	8	-	2	-	5	2	2
経営・管理	**80**	77	-	-	1	-	1	-	1
短期滞在	**74**	25	8	32	4	1	1	2	1
企業内転勤	**37**	10	3	-	3	18	2	1	-
技術・人文・国際	**35**	14	14	-	3	-	2	2	-
特定活動（高度人材）	**10**	-	-	-	10	-	-	-	-
家族滞在	**6**	4	1	-	-	-	-	-	1
その他	**9**	1	-	-	-	-	2	2	4

※上位５位を着色。
※「高度専門職１号ハ」に許可されるまでの在留経過をみるため、初回許可が変更許可である者（340人）を対象としたもの。
※初回許可が上陸許可である者（228人）は含まない。
※「短期滞在」からの変更は、やむを得ない特別の事情がある場合のみ認められる。

○初回許可が「高度専門職１号イ」、「高度専門職１号ロ」 「高度専門職１号ハ」である者の傾向

図表２－１－２

平成29年から令和元年末までの間に初回許可を受けた者の在留状況別人数（令和７年時点）

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

「高度専門職１号イ（高度学術研究）」

在留状況	人数	構成比（対小計）	構成比（対総計）
総計	1,993	-	-
正規在留中（小計）	1,334	-	66.9%
永住者	953	71.4%	47.8%
高度専門職１号イ	199	14.9%	10.0%
高度専門職２号	103	7.7%	5.2%
高度専門職１号ロ	33	2.5%	1.7%
その他	46	3.4%	2.3%
閉鎖済み（小計）	659	-	33.1%
出国等	596	90.4%	29.9%
その他	63	9.6%	3.2%

分析結果

- 初回許可を受けた1,993人の在留状況をみると、「永住者」が953人（47.8%）、「出国等」が596人（29.9%）、「高度専門職１号イ」が199人（10.0%）、「高度専門職２号」が103人（5.2%）の順であった。
- **在留状況の中で「永住者」の割合が最も高い（約５割）**。

「高度専門職１号ロ（高度専門・技術）」

在留状況	人数	構成比（対小計）	構成比（対総計）
総計	12,616	-	-
正規在留中（小計）	10,343	-	82.0%
永住者	7,457	72.1%	59.1%
高度専門職１号ロ	1,672	16.2%	13.3%
高度専門職２号	803	7.8%	6.4%
技術・人文・国際	261	2.5%	2.1%
その他	150	1.5%	1.2%
不法残留中	2	-	0.0%
閉鎖済み（小計）	2,271	-	18.0%
出国等	1,920	84.5%	15.2%
その他	351	15.5%	2.8%

分析結果

- 初回許可を受けた１万2,616人の在留状況をみると、「永住者」が7,457人（59.1%）、「出国等」が1,920人(15.2%)、「高度専門職１号ロ」が1,672人(13.3%)、「高度専門職２号」が803人（6.4%）の順であった。
- **在留状況の中で「永住者」の割合が最も高い（約６割）**。

「高度専門職１号ハ（高度経営・管理）」

在留状況	人数	構成比（対小計）	構成比（対総計）
総計	568	-	-
正規在留中（小計）	320	-	56.3%
永住者	158	49.4%	27.8%
高度専門職１号ハ	99	30.9%	17.4%
高度専門職２号	30	9.4%	5.3%
経営・管理	17	5.3%	3.0%
その他	16	5.0%	2.8%
閉鎖済み（小計）	248	-	43.7%
出国等	232	93.5%	40.8%
その他	16	6.5%	2.8%

分析結果

- 初回許可を受けた568人の在留状況をみると、「出国等」が232人（40.8%）、「永住者」が158人（27.8%）、「高度専門職１号ハ」が99人（17.4%）、「高度専門職２号」が30人（5.3%）、「経営・管理」が17人（3.0%）の順であった。
- **在留状況の中で「出国等」の割合が最も高く（約４割）**、１号ハはイ・ロと比較して「出国等」の割合が高い。

【調査の概要】

・企業アンケート（日本企業10,039社対象・回収率13.6%）

調査対象	企業データベース（※１）から9,800社を無作為抽出（※２）したほか、スタートアップ企業を対象に含めるため、J-Startup（※３）選定企業239社を調査対象に加えた ※１ 日本国内の企業約27,400社のデータベース（上場・未上場企業、大企業、中堅・中小企業を含む） ※２ 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和６年10月末時点）［別表２］都道府県別外国人雇用事業所数の比率に沿って、企業データベースから東京都から2,358社（24.06%）、大阪府から807社（8.23%）、その他道府県から6,635社（67.71%）を抽出。抽出時には、J-Starup企業及び従業員数30人以下の企業、消滅企業を除いた。 ※３ J-Startupプログラムは、経済産業省・日本貿易振興機構（JETRO）・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施しているプログラムであり、革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を提供するスタートアップを創出することを目的としている。

・高度外国人材アンケート（高度外国人材10,000人対象・回収率23.5%）

調査対象	高度外国人材に該当する以下の在留資格の外国人材10,000名を対象 • 留学:1,920名 • 技術・人文知識・国際業務:1,920名 • 高度専門職１号イ:1,625名 • 高度専門職１号ロ:1,885名 • 高度専門職２号:1,550名 • 特定活動（未来創造人材制度（J-Find））:658名 • 特定活動（本邦大学等卒業者）:442名

※調査期間はいずれも令和7年3月31日～同年4月23日
※本調査は、対日直接投資加速化に向けた優先プログラム（令和６年５月13日対日直接投資推進会議決定）に基づき実施されたもの。

出典：令和６年度補正経済産業省委託事業
高度外国人材の確保に向けた在留資格制度の在り方等に関するニーズ調査

【調査結果】高度外国人材の会社の業種（高度外国人材アンケート）

- 在留資格「高度専門職」を有する外国人が就業する業種として、「学術研究・専門・技術サービス業」（24.0%）が最も多く、次いで「情報通信業」（23.6%）、「製造業」（16.3%）である。(n=1,513)

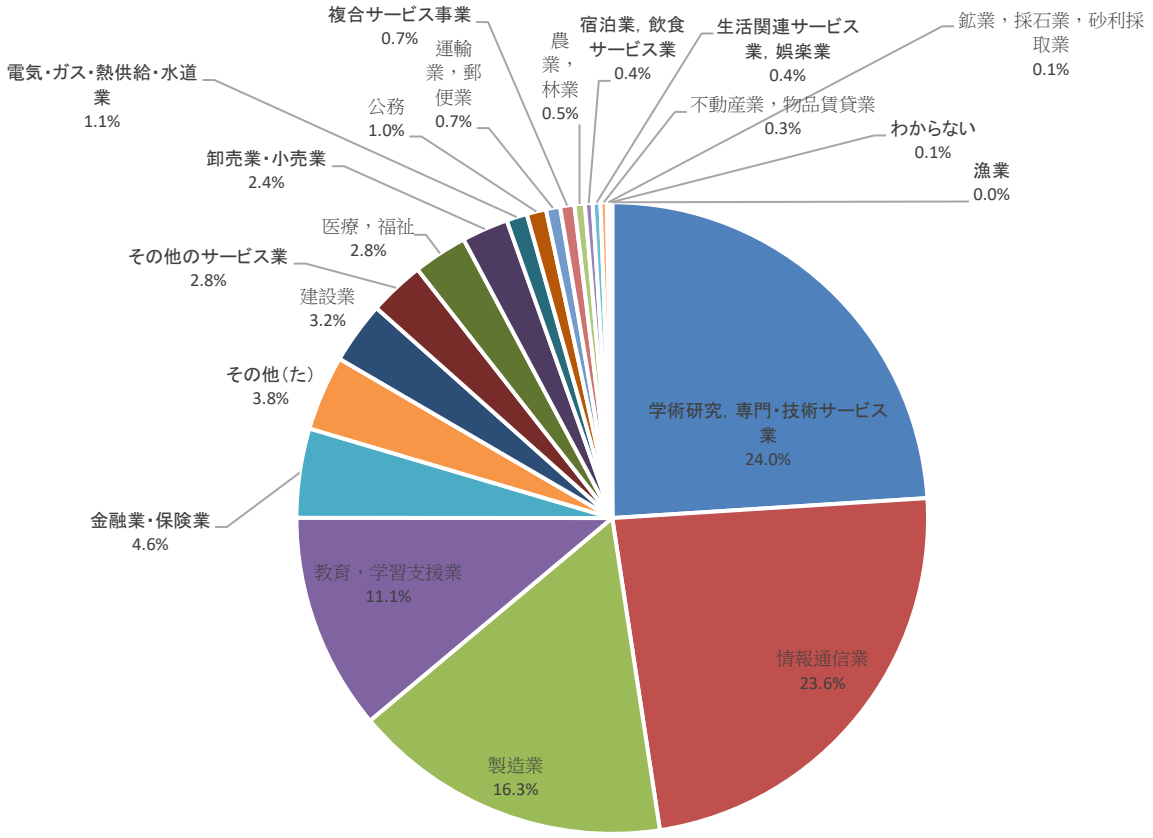

注：本アンケートは在留資格別にサンプル数を設定して配布したため、実際の高度外国人材の比率と異なることに留意が必要である。

出典：令和６年度補正経済産業省委託事業
高度外国人材の確保に向けた在留資格制度の在り方等に関するニーズ調査から再編

【調査結果】高度外国人材の雇用状況（高度外国人材アンケート）

- 「高度専門職（ポイント制・イ）」は「学術研究・専門・技術サービス業」（49.2%）が最も多く、次いで「教育、学習支援業」（25.2%）が多い。
- 「高度専門職（ポイント制・ロ）」（30.2%）、「高度専門職（ポイント制・２号）」（35.0%）、「高度専門職（J-Skip（特別高度人材制度）・イ/ロ/２号）」（44.4%）、「技術・人文知識・国際業務（技人国）」（30.8%）は「情報通信業」が最も多い。
- 「特定活動46号（本邦大学等卒業者）」は、「卸売業・小売業」（26.9%）が最も多く、次いで「宿泊、飲食サービス業」（17.9%）が多い。

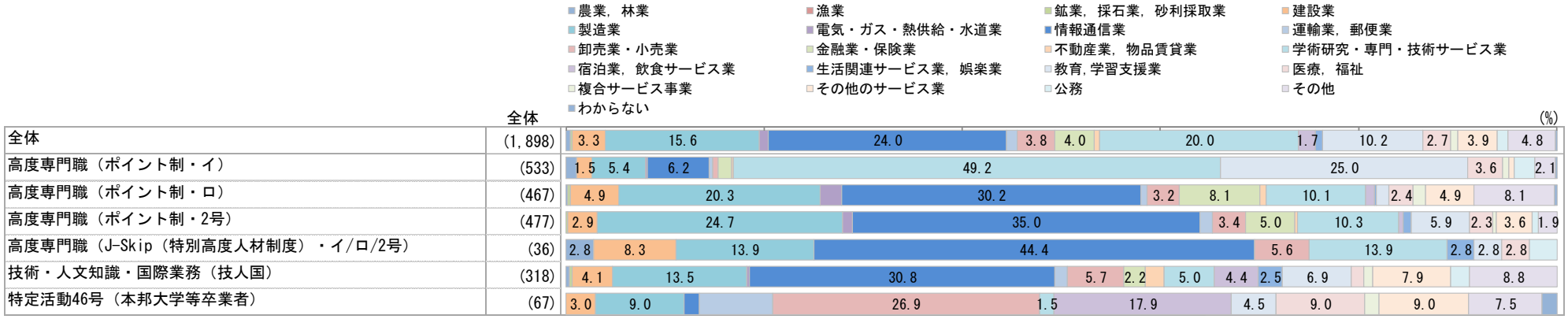

注：本アンケートは在留資格別にサンプル数を設定して配布したため、実際の高度外国人材の比率と異なることに留意が必要である。

出典：令和６年度補正経済産業省委託事業
高度外国人材の確保に向けた在留資格制度の在り方等に関するニーズ調査

【調査結果】高度外国人材の仕事内容（高度外国人材アンケート）

■ 「高度専門職」在留資格「高度専門職」を有する外国人の仕事内容として、「ITエンジニア」（31.2%）が最も多く、次いで「技術職・エンジニア（ＩＴを除く）」（18.2%）である。(n=1,513)

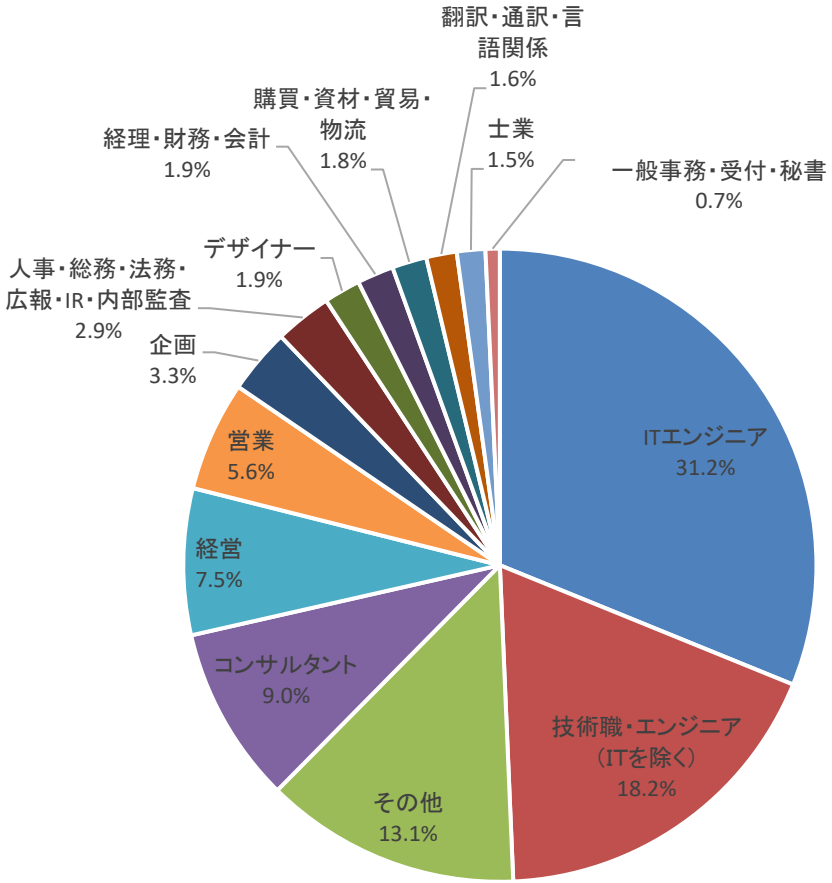

注：本アンケートは在留資格別にサンプル数を設定して配布したため、実際の高度外国人材の比率と異なることに留意が必要である。

出典：令和６年度補正経済産業省委託事業
高度外国人材の確保に向けた在留資格制度の在り方等に関するニーズ調査から再編

【調査結果】企業側から見た外国人採用の目的・方針

凡例
【企業】：企業アンケート結果
【人材】：高度外国人材アンケート結果

- 【企業】企業が**高度外国人材を採用する理由**のうち、積極的な理由としては**「高い技術力をもった人材が必要」（34.0%）、「社内の人材の多様性の推進」（32.7%）**との回答が多い。その他の事情としては、**「人手不足」（42.2%）、「日本人の採用が難しい」（31.9%）**との回答が多い(n=609。以下同じ。） ※。
  - 業種別にみると、製造業では「技術力」、建設業では「人手不足」、卸売業では海外取引を目的、との回答が多い。
  - **企業規模が大きいほど、「技術力」や「人材の多様性」を向上させることを目的**とするとの回答が多い。
  - 海外取引がある企業は「技術力」や「商品・サービスの展開」を、海外取引が無い企業は「人手不足」を目的にあげる傾向が強い。
- 【企業】企業が**高度外国人材に期待する影響については、「日本人社員への刺激・社内活性化」（56.2%）や、「異文化・多様性への理解の向上」（40.7%）**との回答が多い ※。
  - **スタートアップ、大企業、海外企業との取引がある企業は**、それらに加えて、**「グローバル化推進」や、「海外との関係向上」など**より具体的な効果についての回答**が多い** 。
- 【企業】高度外国人材を採用する際、**最も採用したい国・地域としては**、**「ベトナム」（22.3%）、「台湾」（15.3%）、「中国」（14.3%）**であり、地域別でみると**「東南アジア」（35.6%）、「東アジア」（25.9%）、「南アジア」（11.3%）**となる。※３つまでの複数選択で該当国を選択した割合。
- 【企業】**企業が高度外国人材**を採用する際**に求めるスキルセットは日本語能力**が85.1%と突出して多い。**求める日本語レベルは**日本語能力試験Ｎ１レベルが15.9%、Ｎ２レベル以上が57.6%、**Ｎ３レベル以上が93.8%**である。このほか、求められるスキルセットとして、「特定技術における技術力」（38.6%）、「特定領域における専門知識」（37.1%）、「日本文化に慣れ親しんでいること」（36.3%）、「多言語・多文化への対応能力」（35.5%）も挙げられている※。
- 【企業】高度外国人材の**採用における課題**については、**「社内の受入れ体制が準備できていない」**（約17%）、**「求める日本語能力を有する人材が少ない」**（約16%）との回答が多い ※。

※設問は複数選択形式

出典：令和６年度補正経済産業省委託事業
高度外国人材の確保に向けた在留資格制度の在り方等に関するニーズ調査

【調査結果】在留資格制度・手続に関する受け止めと見直しのニーズ

凡例
【企業】：企業アンケート結果
【人材】：高度外国人材アンケート結果

- 【人材】「高度専門職」の外国人材が考える**「高度専門職」のメリットは、永住許可要件の緩和（59.5%）、親の帯同の許容（53.1%）、「５年」（１号）もしくは無期限（２号）の在留期間の付与」（50.2%）**が上位である(n=1,513) ※。

- 【人材】「**高度専門職」の優遇措置で改善してほしい点としては、親の帯同の要件の緩和（35.9%）、永住許可要件の緩和（34.9%）**が多く、次いで**年齢要件の緩和（28.5%）、年収要件の緩和（27.5%）**である(n=2345) ※。

- 【企業】**在留審査期間については、「わからない」（43.5%）を除くと、 「長すぎる」（25.6%）が最も多く、「やや長い」（22.8%）と合わせると半数弱**である(n=609) 。

- 【人材】在留資格に関して不便に思うこととしては、**転職時の手続の手間（28.5%）、更新・取得の時間（27.8%）、業務内容の制限（21.4%）、在留資格の審査基準の不明確さ（21.3%）**が上位である(n=2,345) ※。

- 【企業】**在留資格に関する課題としては**、在留資格申請等の事務負担が面倒・煩雑（**簡素化してほしい**）(29.0%)、入国審査、在留資格制度が**分かりづらい**(28.4%) 、在留資格の**取得に費用・手間がかかる**(19.8%)が多い。(n=1,362) ※

※設問は複数選択形式

出典：令和６年度補正経済産業省委託事業
高度外国人材の確保に向けた在留資格制度の在り方等に関するニーズ調査

外国人材の優良事例（企業インタビュー）

A社：国外市場の事業強化と販路拡大

（外国人材採用のきっかけ）

インド市場への進出を検討しており、同地で事業を展開するためには、現地をよく知る人材の雇用が必要不可欠であると考えていたことが背景にある。当社が製造するあんこは、甘味を好むインド人の味覚に合うのではないかと、販売先としてポテンシャルを感じている。他方で、**インド市場は地場企業優先かつ商習慣も独特であるから、橋渡し役としてインド人を採用したい**と考えており、Ｓ氏の採用に至った。

（外国人材採用を行うメリット）

国外市場の事業を強化していくためには、日本人社員のみでは限界があり、高度外国人材の登用が必要不可欠だ。もちろん、これまで高度外国人材採用にあたっては失敗したこともあったが、それらの失敗があったからこそ、受け入れのための社内環境を構築できたと感じている。日本人社員と高度外国人材の間でコミュニケーション上の摩擦が起きるのは当然のことであり、摩擦を恐れずに話し合いを積み重ねる姿勢や土壌づくりを積極的に行うなど、企業も時代に合わせて変化に適応していくことが必要なのではないか。

参照元：日本貿易振興機構（ジェトロ）「営業力磨き、現地法人の幹部候補へ」
https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2024/0304/c945e9de9e58974f.html

B社：自動化を通じた業務効率化

（外国人材採用のきっかけ）

メッキ加工の業務を効率化するため、手作業の自動化を担えるエンジニア人材の採用活動を開始した。しかし、日本人エンジニアの求人倍率が高かったこともあって、なかなか応募がなく、採用は難航。そんな折、**フィリピンがエンジニアリング教育に秀でており、優秀なエンジニア人材を数多く抱えていることを知り、社長自ら現地採用**に。

（外国人材活用による成果・変化）

現在、外国人材2人には、メッキをつけない部分に印をつける**マスキング作業の自動化**に取り組んでもらっている。既にプロトタイプが完成し、**最初は手作業の自動化に懐疑的だった社員たちも、徐々に意義を実感**し始めているようだ。
今後は**マスキング作業の自動化における精度を高めつつ、機械学習などを活用して検査作業の自動化にも着手**してもらおうと考えている。もしかすると、社員たち自身から自動化の提案や要望が上がる日が来るかもしれない。徐々に自動化の範囲を拡大しながら、ゆくゆくは他社にも自動化ノウハウを提供し、業界全体のDXに貢献したいと考えている。もちろん、それを実現するためには、自動化を担う人材がさらに必要です。外国人材を含め、今後も採用活動を強化していきたいと考えている。

参照元：日本貿易振興機構（ジェトロ）「高度外国人材活躍事例集　東北版　CASE08」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/hrportal/region/tohoku/pdf/17.pdf

高度専門職の審査処理期間の推移

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

（日数）		標準処理期間	令和5年 1~3月	4~6月	7~9月	10月~12月	令和6年 1~3月	4~6月	7~9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
高度専門職（1号イ）（高度学術研究）	認定	10日	32	33.4	31.5	30.2	41.8	34.6	44.4	28.7		67.5	70	16.8	57.1	20.5	28	27.4
	更新	5日	12.5	23.8	27.5	13.4	20.8	24.6	33	52.3	41	32	43.5	13.7	17.5	31	27.9	17.7
	変更	5日	14.9	22.1	20.1	29	16.8	24.4	29.6	38.2	32.6	22.1	28.7	18.7	18.8	23.3	28.8	32.7
高度専門職（1号ロ）（高度専門・技術）	認定	10日	22	27.4	26	17.8	26.5	41.1	41.8	70.8	75.5	52.6	49.1	40.6	48.7	47.9	41.4	47.6
	更新	5日	17.2	26.1	25.7	24.7	16.5	26.5	43.1	46.7	44.4	27.9	29.5	20.4	23.9	28.8	37	31.8
	変更	5日	21.4	25.4	24.4	22.2	20.4	28.8	41.8	55.4	47.5	32.8	31.2	28.2	28	28.9	34.2	35.1
高度専門職（1号ハ）（高度経営・管理）	認定	10日	67.7	85.2	64.6	40.3	42	72.4	80.4	74.3	89	87.5	105.3	88.3	122.7	150.6	134.8	124.8
	更新	5日	21.4	40	35.6	18.4	31	38.5	53.5	57.3	35.5	41	45	21.8	28.5		37	28
	変更	5日	45	42.3	40.1	52.9	38.9	37.2	41.8	72.5	60.6	49.2	68.7	35.3	55.8	50.3	53.9	72.4

（注１）在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請に係る日数については、「審査終了までの日数」を指す。
（注２）赤字は標準処理期間を超過した処分（審査終了）の日数を指す。

【長期化の要因】

○必要書類や立証資料が多いが、それらが揃っておらず追加資料の提出に時間を要する。

例： 申請人が自己申告しているポイントの立証資料が説明書のみで立証資料として不十分な場合／職歴の立証資料について、従事しようとする活動に係る経験かどうか立証されていない場合／翻訳文が添付されていない場合等

○ポイントの確認等の審査が複雑である。

○特別加算に関して、本庁や他省庁への確認を要するものがある。

○高度専門職１号ハについては、「経営・管理」に係る内容であることから、事業実態の確認に慎重な審査を要する。

各地方局におけるポイント制活用に関する所感（参考）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ISA

【最も活用されていると感じる加算項目】

イ（高度学術研究）・ロ（高度専門・技術）・ハ（高度経営・管理）共通：日本語能力（N1）、本邦大卒業、ランキング大卒業

イ：研究実績（論文）、ハ：職務上の地位

【最も活用されていないと感じる加算項目】

イ・ロ・ハ共通：外国の資格・表彰、JICAの研修、投資運用事業に従事、試験研究費割合３％以上

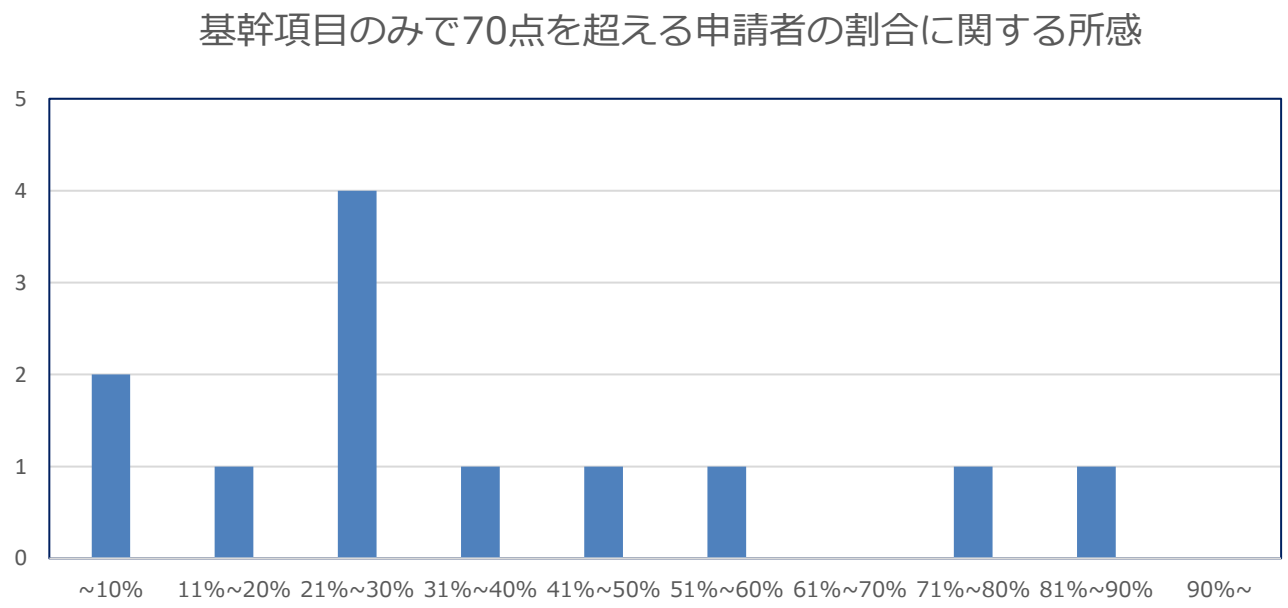

（注１）基幹項目とは、特別加算項目以外の「学歴」、「職歴」、「年収」等の項目を指す。
（注２）現場で審査業務に携わる入国審査官（※）にどの程度の割合の申請者が基幹項目のみで７０点を超えていると思うかを質問し、集計したもの。
※札幌局、仙台局、東京局　横浜支局、名古屋局、大阪局、神戸支局、広島局、高松局、福岡局、那覇支局

「高度専門職」の見直しに向けた現状・御議論いただきたい事項

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

【状況】

○　制度施行から13年余が経過し、

・相当数の外国人が制度を利用し、高度外国人材として我が国に入国・在留。

・同時に、我が国の経済社会の変化（賃金水準の上昇等）や在留外国人の増加等、制度をとりまく環境に変化があったほか、ポイント加算項目の増加等、制度自体も徐々に複雑化。

・審査期間の長期化等、改善すべき課題も散見される。

○　今後、優れた能力を有する外国人材を更に多く獲得し、もって我が国にイノベーションをもたらし、我が国労働市場の効率性を高めるため、制度の活用状況等を調査の上、基準見直しも検討する必要がある。

【御議論いただきたい事項】

我が国が獲得したい高度外国人材は、

「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」・「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」（平成21年５月「外国高度人材受入れ政策の本格的展開を（報告書）」）

と定義され、これを前提に、また、国際的な人材獲得競争が熾烈を極める中、戦略的かつ確実に受け入れる必要がある。

①着目すべき資質、評価項目の見直し・適正化

（例）：着目すべき資質（即戦力性、将来性、人材の専門性、日本語能力、資産等）

②高度外国人材のニーズや経済社会の変化を踏まえ、要件の見直し・優遇措置の拡大や利用しやすい在留審査手続等に関して、どのような方策を講じるべきか。

（例）：出身大学要件・年収要件見直し、優遇措置の拡大、迅速審査の実現、加算点数の調整等

⇒検討の際の視点、着目点、留意点、アイデアその他について、幅広に御議論をいただきたい。

参考資料

永住許可申請に要する在留期間の見直し（平成２９年）

○　７０点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を現行の５年から３年に短縮する。
○　高度外国人材の中でも特に高度と認められる者（80点以上のポイントで認められた者）については、永住許可申請に要する在留期間を現行の５年から大幅に短縮し、１年とする。
＝「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設

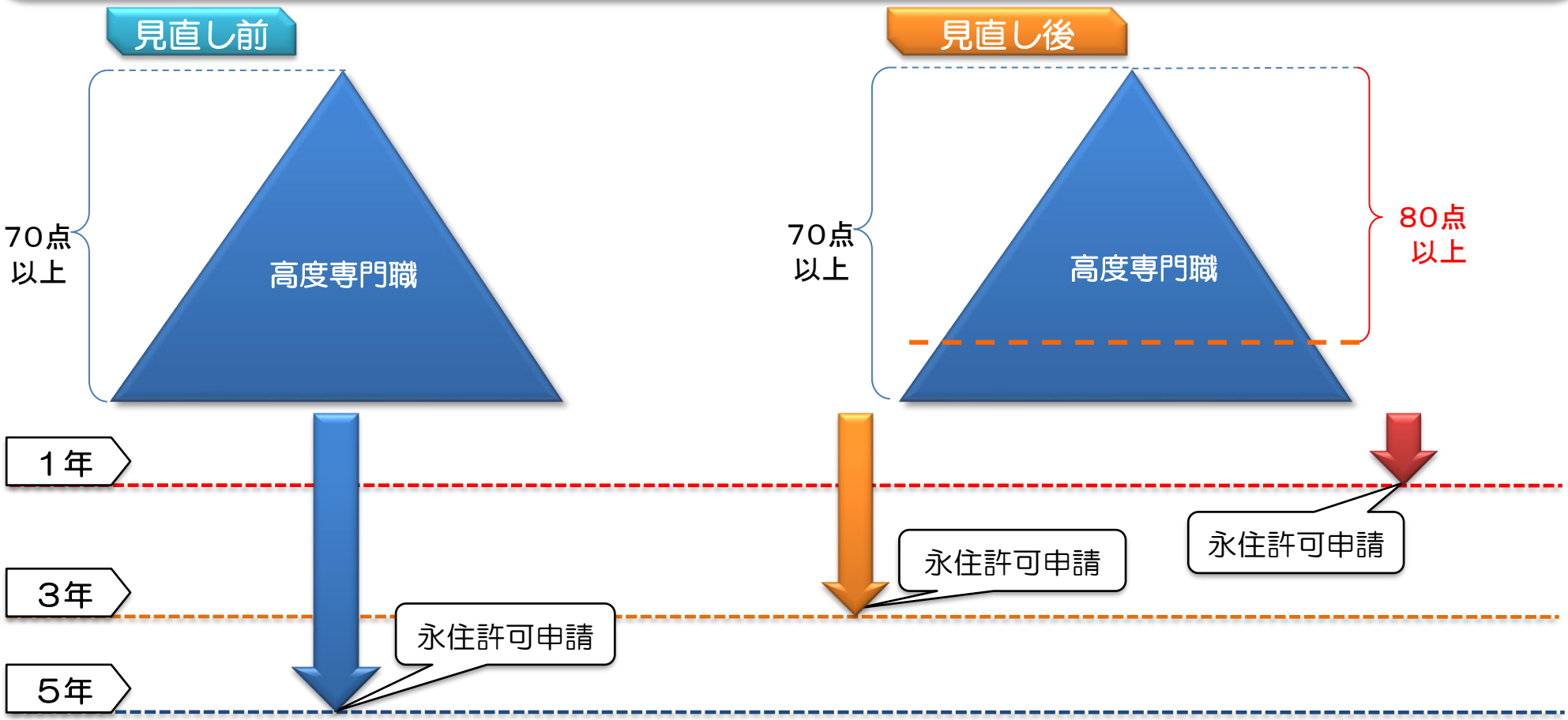

追加した各種加算措置（平成29年）

（1）成長分野（IT等）において所管省庁が関与する先端プロジェクトに従事する人材に対する加算　10点

各省が関与する成長分野の先端プロジェクトに従事する人材について、特別加算の対象とする。

（2）高額投資家に対する加算　5点

「高度経営・管理活動」に従事する者が、自己の経営する事業に対して、高額な投資（１億円以上の投資）を行っている場合について、特別加算の対象とする。

（3）トップ大学卒業者に対する加算　10点

以下のいずれかの大学の卒業者（当該大学の大学院の修了者を含む。）について、特別加算の対象とする。

① 世界の権威ある大学格付３機関（クアクアレリ・シモンズ社（英国）、タイムズ社（英国）、上海交通大学（中国））の大学ランキングのうち２つ以上において300位以内の大学

② 文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業（トップ型）において、補助金の交付を受けている大学

③ 外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業において、「パートナー校」として指定を受けている大学

追加した各種加算措置（平成29年）

（4）ODAを活用した人材育成事業の修了者に対する加算　5点

日本政府のODAを活用し、外務省が実施する「イノベーティブ・アジア（Innovative Asia）」事業に基づく本邦での研修（研修期間１年以上）を修了した学生について、特別加算の対象とする。

（5）高度学術研究分野における大卒者等への加算　10点

現行制度では、「高度学術研究分野」の学歴は修士以上が加算対象となっているところ、他の分野と同様に「大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けた」者についても加算の対象とする。

（6）複数の修士号又は博士号を取得した者に対する加算　5点

現行制度では、複数の学位を取得している場合には、最も上位の学位を基準に加算しているところ、複数分野の専門性を持つ者（複数の博士号又は修士号）について特別加算の対象とする。

（7）一定の水準の日本語能力（日本語能力試験N2程度）を有する者への加算　10点

現行制度では、日本語能力試験Ｎ１取得者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者に対して特別加算の対象としているところ、日本語能力試験Ｎ２取得者についても特別加算の対象とする（ポイントはＮ１が１５点に対し、Ｎ２は１０点とする）。

ただし、本邦に留学経験がある者及び外国の大学において日本語を専攻して卒業した者としてポイントを得た者への重複加算は認めない。

追加又は見直した各種加算措置(平成３１年)

（１）国家戦略特別区域高度人材外国人受入れ促進事業における特別加算　10点

特区自治体が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために、補助金等の支援をする企業等で「高度専門職」の在留資格をもって就労しようとする外国人について、特別加算の対象とする。

【本制度を活用している特区自治体】

東京都（令和元年１０月～）、広島県（令和元年12月～）

(2)トップ大学卒業者に対する加算の見直し　10点

トップ大学卒業者に対する加算の対象大学を拡大し、以下のいずれかの大学の卒業者（当該大学の大学院の修了者を含む。）についても特別加算の対象とする。（措置の結果、本邦の対象大学は従前の１３校から１００校以上に拡大。）

（１）世界の権威ある大学格付３機関（クアクアレリ・シモンズ社（英国）、タイムズ社（英国）、上海交通大学（中国））の大学ランキングのいずれかに掲げられている本邦の大学

（２）文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業（グローバル化牽引型）において、補助金の交付を受けている大学

（注）上記下線部が見直しにより追加されたもの。

世界に開かれた国際金融センターの実現に向けた優遇措置の拡充（令和３年）

海外と比肩しうる魅力ある金融資本市場への改革と海外事業者や高度外国人材を呼び込む環境構築を戦略的に進め、世界に開かれた国際金融センター（Finance Place Japan）を実現する

（1）投資運用業等に従事する金融人材に対する特別加算　10点

第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業に従事する金融人材について、特別加算の対象とする。

（2）投資運用業等に従事する金融人材に対する家事使用人の雇用要件の緩和

第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業に従事する金融人材について、下記特例措置の対象とする。

【高度人材（除く金融人材）】	【金融人材（特例措置）】
月額20万円以上の報酬を受けること	
家庭事情要件等（※）あり	家庭事情要件等　なし
家事使用人の人数１人 （世帯年収1、000万円以上）	家事使用人の人数　２人まで （世帯年収3、000万円以上）

※13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事できない配偶者を有すること
又は外国で継続して１年以上雇用していた家事使用人を引き続き雇用すること

出入国在留管理政策懇談会資料③

第７回会合
（外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理の報告について）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ＩＳＡ

令和７年９月２９日
出入国在留管理庁

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理（概要）

～活力ある強い日本の実現／国民の安全・安心の死守～

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁 Immigration Services Agency
令和7年8月　法務大臣勉強会

①　問題意識

○　人口減少及び在留外国人数増加が加速度的に進む中で、現在、約2.82％の総人口における外国人比率が10％台となる指摘等を真剣に受け止め、対策を講じておく必要

○　国民の安全・安心を死守すると同時に、外国人比率10％時代を見据え、外国人との真の共生を実現しながら真に活力ある日本社会の実現へ

○　今後の外国人の受入れの基本的な在り方について必要な検討を今こそ行うべき

②　現行の外国人受入れ制度

○　外国人の受入れ政策は、二分論（専門的・技術的分野においては積極的な受入れを推進し、それ以外の分野においては国民のコンセンサスを踏まえつつ慎重に検討）を採用

○　外国人の受入れ環境整備は、法務省が総合調整機能を担っている

○　就労を目的とした在留資格であっても「特定技能」及び「育成就労」以外の在留資格や、就労を目的としない在留資格に関しては、基本的に、外国人の受入れ上限数や通算在留期間の上限を設定していない

③　現状に対する課題等

○　将来的な人口減少を見据えて経済社会を支えるために外国人受入れの必要性・許容性に関する戦略的検討や、外国人比率が高くなった場合を想定した社会への影響等の観点から在留外国人に関する量的マネジメントや諸制度の適正化の枠組みに関する議論がされてこなかった

○　外国人の受入れの基本的な在り方について検討を開始する必要

○　まずは、外国人が社会に与える影響等について、出入国及び在留管理の観点のみならず、複数の観点から中長期的かつ多角的な検討が有用

④　今後の外国人の受入れに当たって考えられる視点

1　経済成長の観点

継続的な経済成長のため、将来的にどの程度の外国人を受け入れることが適切か等

2　産業政策の観点

どのような産業・業務にどのような外国人がどの程度必要か等

3　労働政策の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、国内労働市場にどのような影響があるか、受け入れた外国人の適切な労働条件が確保できるか等

4　税・社会保障等の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、税・社会保障制度にどのような影響があるか等

5　地域の生活者としての観点

外国人が地域社会に与える様々な影響等を踏まえ、外国人を地域の生活者としてどのように受け入れていくか等

6　治安の観点

外国人を受け入れることにより治安にどのような影響を与えるか等

7　出入国及び在留管理の観点

従来の在留資格制度の趣旨・経緯を踏まえつつ、今後も増加が見込まれる在留外国人数を考慮し、出入国及び在留管理の基本的スタンスを維持すべきか、一定の受入れ上限数等の設定の是非等を含め、在留資格制度等の在り方について検討する等

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理（概要）

～活力ある強い日本の実現／国民の安全・安心の死守～

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
令和7年8月　法務大臣勉強会

⑤　検討項目

1　出入国及び在留管理上の当面の課題

○　共生社会の実現に向け、国民の安全・安心を守るため、不法滞在者を含むルールを守らない外国人には厳正に対処（JESTAの早期導入や適切な送還の実施等のいわゆるゼロプラン（令和７年５月に公表）等）

○　個々の在留資格等において悪用等が指摘されるものについて、運用状況の継続的把握と適正化に向けた検討・対応

2　外国人の受入れの在り方に関する検討課題

○　今後の出入国在留管理行政を考える上で、出入国及び在留管理の観点を前提としつつ、中長期的かつ多角的観点から、外国人の受入れが社会・経済に及ぼす様々な影響等の把握に必要な調査方法・内容の検討・実施等により、外国人の受入れの在り方についての総合的な検討を開始

⑥　総括

○　出入国在留管理政策懇談会（法務大臣の私的懇談会）での積極的な議論を期待しながら、出入国在留管理庁において、調査・検討に必要な体制整備を図った上で、出入国及び在留管理の観点から必要な検討を可能な限り進めていくとともに、関係省庁との緊密な連携の下、必要な協力を得て、諸課題への対応を検討することで、多角的観点から外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討を進め、国民の安全・安心と日本の経済・社会の活力と力強く持続的な成長に資する出入国在留管理行政を実現することが重要

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理
～活力ある強い日本の実現／国民の安全・安心の死守～

令和７年８月　法務大臣勉強会

１　問題意識

2025 年（令和７年）６月４日に発表された 2024 年（令和６年）の人口動態統計によれば、同年の出生数が 68 万人台と、少子化が予想を上回るスピードで進んでいることが明らかとなった。従来 68 万人台となる時期は 2039 年とされていたが、15 年早まったということはそのスピードの速さを物語っている[1]。

一方で、日本における在留外国人数の増加も加速している。2010 年（平成 22 年）代前半は毎年数万人程度だった増加のペースが、コロナ禍以後は毎年 30 万人を超え、2024 年（令和６年）はついに 35 万人を超えるに至った[2]。加えて、現在でも製造業、サービス業等、多くの産業で外国人労働者が多数従事しており、日本社会は外国人労働者抜きでは考えられない状況になりつつある。

もちろん、米国において有力な企業の多くが外国生まれの創業者により作り出され世界経済をけん引している例を見るまでもなく、日本としても、将来にわたって持続的な経済成長を実現する上でも、日本の経済社会の維持・発展に寄与する外国人に対して開かれた国であるべきである。

しかし、現在、日本の総人口における外国人の比率が約 2.82%[3]であるところ、これが現在のＯＥＣＤ諸国における外国人の比率の平均[4]と同様に 10%台

---

[1] 日本においては、人口減少が進んでいる。厚生労働省による令和６年(2024)人口動態統計月報年計（概数）によれば、2024 年（令和６年）における出生数（68 万 6,061 人）と死亡数（160 万 5,298 人）の差、すなわち自然増減数は、91 万 9,237 人の減少で、18 年連続減少が続いている。また、「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所による 2023 年推計）の出生中位・死亡中位推計によれば、老年人口（65 歳以上）は、2020 年（令和２年）に 3,603 万人（総人口に占める割合は 28.6%）であったのが、2040 年には 3,928 万人（同 34.8%）にまで増加すると見込まれている。一方、生産年齢人口（15～64 歳）は、1995 年に 8,726 万人に達した後は減少局面に入り、2020 年（令和２年）には 7,509 万人（総人口に占める割合は 59.5%）に減少した。このまま推移すれば、2040 年には 6,213 万人（同 55.1%）にまで減少すると見込まれている。さらに、年少人口（０～14 歳）も減少が続き、2020 年（令和２年）には 1,503 万人（総人口に占める割合は 11.9%）であったのが、このまま推移すれば、2040 年には、1,142 万人（同 10.1%）にまで減少すると見込まれている。

[2] 出入国在留管理庁　令和６年末現在における在留外国人数について

[3] 総務省統計局　人口推計（2025 年（令和７年）７月報）

[4] OECDInternational Migration Outlook 2024 48TH EDITION

Figure 1.23. Foreign-born population as a percentage of the total population in OECD countries, 2013 and 2023

となったとき何が起こるのか、すなわち、日本はどのような経済社会となるのか、そして、それが現在推計される2070年代[5]よりもはるかに早く到来する可能性[6]が高いとの指摘を踏まえれば、我々はその先の事態を今のうちに真剣に考え、対策を講じておかなければならないのではないか。

日本以外の多くのＧ７諸国においては、いわゆる移民流入問題等が社会の分断のきっかけとなり、政治や社会の安定を大きく揺るがす事態となっているとの指摘がある。これまで比較的そうした問題には直面せずにきた日本においても、一部の地域で集住する不法滞在者[7]を中心に外国人との摩擦等が報道等でしばしば指摘されるようになり[8]、国民の不安が高まっている。

国民の安全・安心を守ることが政府の最優先の課題であることは論をまたない。国民の安全・安心を死守すると同時に、外国人比率10%時代を見据え、外国人との真の共生を実現しながら真に活力ある日本社会を実現するために、今後の外国人の受入れの基本的な在り方につき必要な検討を、政府として今こそ行うべきである。

そうした問題意識から、2025年（令和７年）２月以降、出入国在留管理行政を所管する法務大臣の私的勉強会として、各分野の有識者の意見も聴きつつ、

---

[5] 国立社会保障・人口問題研究所による、足下の実績動向の投影にもとづいた日本人・外国人人口の推移（日本の将来推計人口（令和５年推計））によれば、2070年には日本の総人口における外国人の比率が10.8%になると試算されている【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】。

[6] 他方で、現在の在留外国人数の推移は、上記試算のベースになったものよりも大幅に増加傾向、出生率は低下傾向が進んでいることを踏まえると、日本の総人口における外国人の比率が10%台に到達する時期は2070年よりも早まる可能性も考えられる。

[7] 不法滞在者とは、本邦に不法に滞在する外国人をいい、不法残留者を含む概念である。不法残留者は、令和７年１月１日時点において７万4,863人おり、前年に比べ4,250人減少しているものの、相当数存在する状況にある。

[8] 2024年（令和６年）12月10日第216回国会・衆議院・予算委員会・新藤義孝委員
「私、川口というのが地元なんですが、私の地元の川口市とその周りの埼玉の県南部で非常に今大きくなっているのは、クルド系とされるトルコ国籍の方々、この人たちが特定の地域に集まって住むようになっているんです。そこで、日常生活のマナーを違反するなんという程度にならないんです、コンビニや公園に集まって集団迷惑行為、それから、無免許暴走運転、人身事故、関連する事件、事故、こういったものが頻発して、その地域ではもう本当に怒りが頂点に達している、こういう状態で、しかも不安なんですね。」

2024年（令和６年）12月18日第216回国会・衆議院・法務委員会・若山慎司委員
「私は、御縁があって、三年間ほど埼玉県川口市を地元とする先生の秘書も務めさせていただいたことがございましたので、住民の方の不安の声も多く接してまいりましたが、在留外国人の犯罪取締りをという声が日に日に強くなっている。これはもう、特定の地域に限らないところも出てきております。被害も、身体的なものだけではなくて、経済分野にも及んでというようなところが多く報道されておるところでございます。」

検討を重ねてきた。

そこで、ここに、法務大臣として、今後の外国人の受入れの基本的な在り方を検討する必要性及びそれに当たって必要と考えられる論点等についての中間報告を行う。

２　現行の外国人受入れ制度

日本の外国人労働者の受入れ施策は、日本の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に推進してきた。それ以外の外国人労働者は国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠であるという、いわゆる二分論を採用してきたところ（第９次雇用対策基本計画（1999 年（平成 11 年）８月 13 日閣議決定[9]））。人手不足への対応としては、2018 年（平成 30 年）に特定技能制度を創設し（2019 年（平成 31 年）に施行）、2024 年（令和６年）に技能実習制度[10]を発展的に解消して、人材育成だけでなく人材確保を目的とした育成就労制度を創設した（2027 年（令和９年）に施行予定）。また、日本に受け入れた外国人の受入れ環境整備は、法務省が総合調整機能を担っている（2018 年（平成 30 年）閣議決定[11]）。

外国人の在留資格は、就労を目的とした在留資格とそれ以外の在留資格に分かれ、それ以外の資格であっても就労可能なもの（その中でも実際に就労している場合としていない場合に分けられる。）と不可能なものに分けられるところ[12]、就労を目的とした在留資格のうち「特定技能」に関しては、産業分野ごとに外国人の受入れ見込数（受入れ上限として使われる。）を設定し、新たに創設した「育成就労」についても同様に設定することとされているが、就労を

---

[9] 厚生労働省　資料１－１ 第９次雇用対策基本計画（抄）※参照
https://www.mhlw.go.jp/topics/2002/07/dl/tp0711-1a1.pdf

[10] 技能実習制度は、人手不足解消のための施策ではなく、技能等移転による国際貢献が目的の制度である（技能実習を労働力の需給の調整の手段として用いてはならない旨規定（技能実習法３条２項））。

[11] 外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について
https://www.moj.go.jp/isa/content/001270102.pdf

[12] 就労を目的とした在留資格は、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」、「育成就労」等であり、それ以外の資格としては、主には「留学」、「家族滞在」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」等である。

目的とした在留資格であっても「特定技能」及び「育成就労」以外の在留資格や、就労を目的とした在留資格以外の在留資格に関しては、基本的に、外国人の受入れ上限数や通算在留期間の上限を設定していない[13]。

３　現状に対する課題等

日本におけるこれまでの外国人の受入れの在り方は、受け入れるべき外国人の対象・規模等についての検討等を踏まえた外国人受入れ戦略を立てた上での一貫した方針ではなく、その時々の課題等に対する対症療法的な受入れを行い、外国人の在留状況を管理しつつ（在留管理）、外国人との共生を図るという政策を基本としてきた。

そのため、将来的に確実に見込まれる人口減少を見据えて経済社会を支えるために外国人を受け入れることの積極的な必要性や許容性について戦略的に検討されてこず、また、外国人比率が高くなった場合を想定した社会への影響、社会との摩擦の観点からの在留外国人に関する量的マネジメントや在留外国人をめぐる諸制度の適正化の枠組みについての議論も行われてこなかった。すなわち、日本には、人手不足の対応のための特定技能制度及び育成就労制度を除き、現状、中長期的かつ多角的視野（日本の経済成長、労働市場、社会保障制度、行政サービス、治安等に対する影響等）に立った外国人の受入れに関する基本的な在り方を定めた統一的な方針が存在しない。

外国人比率が高くなればなるほど、外国人が日本の社会に与える影響は増し、それに伴う様々な課題が複合的に顕在化する可能性があり、外国人の受入れの在り方によって、出入国在留管理行政を始め様々な行政運営に求められる対応も異なってくると考えられる以上、将来的な在留外国人の増加が確実視される現在、政府において、中長期的に外国人が社会に与える影響や外国人に係る課題とどう向き合うかの精緻な議論を開始し、出入国在留管理庁における出入国及び在留管理に関する施策はもとより、それに限られない、政府全体としての外国人の受入れの基本的な在り方について検討を開始する時期に来ていると考えられる。

今後の外国人の受入れの基本的な在り方を検討するに当たっては、出入国及

---

[13] 外国人の受入れ上限数等に制限を設けた制度としては、例えば、ワーキングホリデー制度（二国・地域間の取決め等に基づき、各々の国・地域が、相手国・地域の青少年に対し、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度）は国・地域ごとに年間の査証の発給枠（上限数）が決まっている場合があるほか、日系四世の受入れ制度（日系四世が受入れサポーターによる支援を受けながら、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深め、日本と現地日系社会との架け橋になることを目的とした制度）は年間の受入れ上限数（4,000 人）が決まっている。

び在留管理の観点を前提としつつ、それのみならず、経済成長の観点、産業政策の観点、労働政策の観点、税・社会保障等の観点、地域の生活者としての観点、治安の観点といった複数の観点からの中長期的かつ多角的な検討を行うことが有用と考えられるため、以下、それらの観点ごとに考えられる視点について述べ、その後、それらを基に、今後、短期的又は中長期的に検討することが考えられる項目について述べる。

４　今後の外国人の受入れに当たって考えられる視点

⑴　経済成長の観点

社会を維持するには経済成長に加え、財政と社会保障の持続性が必要であり、この持続性を確保するためには継続的な経済成長が必要である。女性と高齢者の労働参加が進むと想定しても、生産年齢人口の減少により、労働力人口は今後減少することが想定される中[14]、労働力の確保の観点から外国人の受入れを検討することが考えられる。また、労働力の確保の観点に加え、例えば、米国においては、大企業の約 40%が外国生まれの人やその子どもにより創設され、スタートアップのユニコーン企業の 50%以上が外国生まれの人により創設されているとの指摘があり[15]、こうした経済の活力の視点からの好循環の要素も含めれば、日本の経済社会の維持・発展に寄与する外国人の受入れがもたらす日本経済へのメリットは更に大きくなると考えられる。

そこで、外国人の受入れを前提とし、外国人の受入れ規模に応じ、財政と社会保障の持続性が確保された経済成長シナリオを策定することが考えられる。シナリオ策定に当たって考慮すべき事項として外国人の受入れ増加に伴う賃金上昇率・ＧＤＰ上昇率[16]、住宅価格・家賃への影響[17]その他の経済に影響を与える可能性のある事項を広範に調査し、課題を検討することが考えられる。その際、就労を目的とした在留資格（その中でも高度人材とそれ以外の人材）とそれ以外の在留資格（その中でも就労可能なものと就労不可能

---

[14] 独立行政法人労働政策研究・研修機構　2023 年度版労働力需給の推計（労働力需給モデルによるシュミレーション）

[15] NATIONAL FOUNDATION FOR AMERICAN POLICY(NFAP)(2022)Immigrant Entrepreneurs and U.S. Billion Dollar Companies
https://nfap.com/studies/immigrant-entrepreneurs-and-u-s-billion-dollar-companies/

[16] 諸外国（特にＥＵ諸国）の状況を踏まえると、外国人受入れ増加による賃金上昇率・ＧＤＰ上昇率を注視する必要がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[17] 諸外国においては受入れ外国人増加により住宅価格が上昇しているとの指摘がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

なもの）をもって本邦に在留する外国人が財政と社会保障に与える影響の程度等に差異が生ずる可能性があるとの視点、受け入れられる外国人にとってインセンティブとなる要素としてどのようなものが考えられるかとの視点も含め、長期的・多角的視野に立った精緻な調査・検討を行うことが考えられる。

その上で、内閣府が、「中長期の経済財政に関する試算」において、今後10 年間程度の経済財政の展望を「過去投影ケース[18]」、「成長移行ケース[19]」及び「高成長実現ケース[20]」に分けて予測・検討しているところ、上記各事項と各シナリオに与える影響との関連性や、外国人の受入れ規模等も踏まえつつ、目指すべきシナリオを複数検討することが考えられる[21]。

⑵　産業政策の観点

産業ごとに、目指すべき経済成長や構造改革の在り方等は異なり得るところ、求める人材像や日本の経済・社会基盤の持続可能性に与える影響も一律ではないと考えられるため、当該産業の特性や当該産業が日本の経済・社会基盤の持続可能性に与える影響の有無・程度等を踏まえつつ、当該産業における外国人の受入れが日本の経済や社会に与える影響を検討することが有用と考えられる。その際、高度人材[22]を必要とする産業、一定の専門的・技術的能力を有する人材を必要とする産業、社会を維持していくに当たって基盤となる産業等、それぞれの産業ごとに検討することが有用と考えられる。

ア　高度人材を要する産業における視点

一般的に日本の産業の存続・発展のためには、これへの寄与を期待し得る高度人材を積極的に受け入れ、誘致することが必須と考えられ、イノベーションをもたらし得る高度人材を積極的に受け入れることが必要不可

---

[18] 全要素生産性（ＴＦＰ）上昇率が直近の景気循環の平均並み（0.5%程度）で将来にわたって推移するシナリオ。中長期的に実質０%台半ば、名目０%台後半の成長。

[19] ＴＦＰ上昇率が過去 40 年平均の 1.1%程度まで高まるシナリオ。2030 年度以降も実質１%を安定的に上回る成長が確保（名目成長は中長期的に２%台後半）。

[20] ＴＦＰ上昇率がデフレ状況に入る前の期間の平均 1.4%程度まで高まるシナリオ。中長期的に実質２%程度、名目３%程度の成長。

[21] 財政と社会保障の持続性を確保するためには「成長移行ケース」の実現が必要であり、労働力を確保しつつ、生産性の引上げや投資の拡大が不可欠とされている。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[22] 高度人材は「高度専門職」を始め、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格をもって活動する者、一定の専門的・技術的能力を有する人材は「特定技能１号」の在留資格をもって活動する者を想定している。なお、「日本人の配偶者等」、「定住者」等の活動に制限のない在留資格は就労制限がなく、様々な業種において従事可能となっている。

欠とされるところ、いずれの産業において、どのような能力・技能を有する外国人を、どの程度の規模で受け入れるかについて戦略的に検討することが考えられる[23]。この点、高度人材を要する産業における外国人の受入れにあっては、経済安全保障の観点から、機微情報の流出防止を図るための方策等についても検討する必要があると考えられる。

イ　一定の専門的・技術的能力を有する人材を要する産業等における視点

一定の専門的・技術的能力を有する人材の育成が可能な産業における外国人の受入れ制度である特定技能制度・育成就労制度においては、人手不足が深刻であること等が産業における受入れの可否の指標の一つである。その際、有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計又は業界団体を通じた調査等の客観的な指標を用いることとされているが、

- 特定技能制度・育成就労制度に係る産業分野以外では、人手不足による人材の確保はどのように検討されているのか
- 個々の産業において外国人の受入れを含めた成長戦略をどのように描くことができるか
- 現在行っている公的統計や業界団体を通じた調査では、人手不足以外の産業上のニーズ、例えば、日本に付加価値をもたらし得る具体的な人材像等[24]は汲み取れているのか
- 個々の産業上のニーズにとらわれず、国として産業に優先順位を付す等の戦略的に受け入れる視点が必要か

に留意する必要がある。

そもそも、上記ア及びイの視点については、「特定技能」及び「育成就労」以外の就労目的の在留資格に基づいて在留外国人が就労する産業分野につき、人手不足推計が可能か又は人手不足を前提とせずに政策的に高度人材の受入れ目標等を設定することが可能かを検討することが考えられる。

特に、受入れ目標を設定するに当たっては、日本の強みとなり得る産業にイノベーションを与える等の付加価値をもたらすようなニーズの有無、内容及びそのようなニーズを汲み取った上で考慮する方策を検討することが考えられる。

---

[23] 高技能移民と低技能移民では経済への影響が質的に違う。高技能移民の受入れでイノベーションが進展し、低技能移民の受入れで労働コストが低下する。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[24] 外国人受入れについては、受入れの制限を検討するよりも、日本に付加価値を与えてくれる外国人材を選別し、そのような外国人材を受け入れる方策を検討することも必要である。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

ウ　育成を前提としない未熟練労働者の受入れが可能な産業における視点

育成を前提とせずに比較的短期のローテーションで外国人の受入れを行う制度は現時点において存しない。このような外国人の受入れ[25]は、労働力確保の一助にもなり得る一方で、労働集約型への依存や生産性向上の抑制等による産業構造の固定化等につながることも考えられる。そのため、その受入れによるメリット・デメリットを検討すること[26]や、例えば本邦に在留する期間や受入れ人数を限定する等して受入れを行っていくことの是非について結論を予断することなく議論し、少なくとも整理をしておくことは必要ではないかと考えられる。その際、就労を目的とした在留資格以外の就労可能な在留資格、例えば、「留学」、「家族滞在」、「定住者」等の在留資格を有する外国人が、育成を前提としない未熟練労働者の受入れが可能な産業において就労を担っていると指摘されている現状について、その実態の調査を行うことも考えられる。

エ　その他

国際的な人材獲得競争の下では、欧米等に比して日本は劣後するとの指摘[27]がなされていることから、優れたイノベーションの担い手を確保する方策[28]や、日本がターゲットとすべき高度人材の国籍、専門分野、技術・能力水準、年齢、経歴、受入れ見込数等について今後、より一層検討することが考えられる。

地方及び中小・小規模事業者における人手不足状況（とりわけ地方における深刻な人手不足）の的確な把握のための手法についても検討することが考えられる。

---

[25] 例えば、韓国のローテーション制や期間を限定した季節労働者の受入れ等が考えられるが、前者では主に定住を防止する目的で短期的な滞在を繰り返させるが、不法滞在者の増加、労働者の賃金格差、人権侵害等の問題を生じさせない受入れとすることを前提に検討する必要がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[26] 韓国では、基本的に外国人労働者は、短期ローテーションを前提としているが、期間を限定したことにより、2025 年４月末時点において不法滞在者が約 38 万人となっており、未熟練労働者の受入れの是非については、こうした不法滞在者の発生を防ぐ仕組みについても検討する必要がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[27] 欧州等の方が人材獲得競争では優位に立っており、日本は３番手、４番手といった印象をもっている。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

文系の留学生が卒業後に本邦に在留し続ける比率が高くなっているものの、それに比して国際的な人材獲得競争においては日本の魅力はそこまで高くはないとの指摘がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[28] 特に、専門的・技術的分野における外国人に対する魅力向上策として、雇用慣行の変更やマッチングプラットフォームの形成、永住許可要件の緩和、家族滞在の在留資格で在留する者の労働市場へのアクセスの促進を進めること等が考えられる。

⑶　労働政策の観点

外国人、特に、未熟練労働者の無秩序な受入れは、労働市場において、賃金その他労働条件について低位固定化、労働市場の固定化が生じ得ることが懸念されること等から、外国人の受入れが日本人の労働環境に与える影響等について考慮・検討することが有用と考えられる。

そこで、外国人の受入れ増加に伴い日本の労働者等の賃金その他労働条件への影響（それがもたらす社会・経済的影響を含む。）の有無・内容等につき調査・検討することが考えられる。その際、就労を目的とした在留資格（その中でも高度人材とそれ以外の人材）とそれ以外の在留資格（その中でも就労可能なものと就労不可能なもの）をもって本邦に在留する外国人が賃金その他労働条件に与える影響の程度等に差異が生ずる可能性があることから、それらを踏まえた調査・検討を行うことが考えられる[29]。

その上で、賃金その他労働条件への各種の影響に係る対応を検討することが考えられる[30]。

これらの検討等を行うに際しては、労働者として受け入れた外国人の人権への配慮についても考慮・検討することが考えられる。

⑷　税・社会保障等の観点

外国人の受入れにより財政や社会保障等に影響を与えることが考えられるところ、特に日本人の理解を得る観点からも重要な点であることから、外国人の受入れ増加に伴う財政や社会保障に与える影響（例えば、税収・歳出・社会保険・年金・生活保護への影響等）につき、経済成長に寄与し、現役世代が増加することで、当面、税収や保険料収入が増加するという側面のほか、長期滞在者や永住者の在留資格を有する者が増加し、仮に保険料等の必要な納付を行わずに社会保障等の受け手となる場合は、財政や社会保障等における負担が増加するという側面もあり得るため、これらの両面から検討することが考えられる。その検討に当たっては、現在の税・社会保険料等の仕組みを検討することや、電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ、2028年（令和 10 年）度中の導入を目指している。）の導入による手数料収入等を外国人政策のための財源としても活用すること等の検討の結果により、

---

[29] 移民と代替関係にある労働者の労働条件は悪化するケースがある一方、移民と補完関係にある労働者の雇用には影響しないとされている。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[30] 賃金その他労働条件の低位固定化については情報の非対称性の軽減の方法、スキル向上による過当競争の予防の方法等を検討することが考えられる。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

財政や社会保障等に与える影響が一定程度緩和されることとなり、外国人の受入れに関する社会・経済的な許容度が変わり得るため、これらの点も踏まえることが有用と考えられる。

外国人の受入れによる財政や社会保障等に与える影響を考えるに当たっては、就労を目的とした在留資格（その中でも高度人材とそれ以外の人材[31]）とそれ以外の在留資格（その中でも就労可能なものと就労不可能なもの）をもって本邦に在留する外国人が財政や社会保障等に与える影響の程度等に差異が生ずる可能性があることから、それらを踏まえた調査・検討を行うことが考えられる。

外国人の受入れにより財政や社会保障等に与える影響として、社会保険料の未払いといった点に国として今後、しっかりと調査していくのみならず、就労を目的とした在留資格、特に、通算在留期間の上限に定めのない在留資格や身分・地位に基づく在留資格をもって本邦に在留する外国人につき、長期的な視野に立てば、高齢化等によって就労困難となること等による社会的負担の増加（家族帯同もあれば更に増加）や、就労を目的とした在留資格以外の在留資格をもって本邦に在留する外国人の失業等が考えられ、これらをどの程度考慮に入れるかや、日本人及び外国人の国際人口移動が活発化することによる課題について検討することが考えられる。

就労を目的とした在留資格をもって本邦に在留する外国人の家族の受入れは、就労を目的とした在留資格と同じ基準・考え方を用いられないため、このような外国人の家族を含めて在留時のルール化や社会統合プロセスのモデルの策定を検討することが考えられる[32]。加えて、共生社会の実現に向けた当該家族を含む外国人への教育費用の視点が必要となるが、外国人の受入れ増加に伴う地方自治体における教育費等の負担増加その他地方自治体の財政等に影響を与える可能性のある事項について調査・検討を行うことが考えられる。その際、就労を目的とした在留資格（その中でも高度人材とそれ以外の人材）をもって本邦に在留する外国人と、それ以外の在留資格（その中でも就労可能なものと就労不可能なもの）をもって本邦に在留する外国人との間では、地方自治体における教育費等の負担増加その他地方自治体の財政等に与える影響の程度等に差異が生ずる可能性があるとも

---

[31] 未熟練労働者等の外国人の受入れによる影響を考慮する際には、例えば、「特定技能」又は「育成就労」の在留資格を有する外国人の受入れの調整を行うことで財政的影響と社会保障に与える影響を最小化することが可能かという観点も含めて検討することが考えられる。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[32] 外国人の社会統合の過程や速度は個人の属性や置かれた環境により異なり、画一的なモデルを想定することは困難。その前提の下、社会統合プログラム等を設計、導入し、地域社会での孤立化を防ぐ必要がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

考えられることから、それらの点に関する調査・研究・検討を行うことが考えられる。

なお、外国人に対する社会保障や教育に係る措置を実施・変更する場合には、我が国が締結する国際約束上の義務との関係についても検討する必要がある。

⑸ 地域の生活者としての観点

外国人の受入れは、外国人が地域の生活者となり、その地域社会に影響を与えることとなる。特に地方における若年層の人口減少の著しい地域においては、外国人が当該地域に定着することにより当該地域における社会の維持・発展に資するという側面が認められる一方で、地域住民との摩擦が生じている外国人集住地域も一部において存するところ、このような事象は、外国人の受入れに対する国民の安心感や社会的許容度に強く影響を与え得ることから、地域の生活者としての観点を考慮・検討することが有用と考えられる。

外国人と日本人では、言語のみならず、文化、風土、宗教（火葬／土葬を含む。）、社会生活上のルール（ゴミ出しの方法等を含む。）等も異なることから、社会統合の観点からも、特に集住している地域において、外国人を生活者として地域社会が受入れをどの程度許容することができるか（許容度）を判断する上で、こうした文化、風土、宗教等の差異が日本人・外国人相互に与える影響の有無・程度等について検討するとともに、その摩擦を緩和するために必要な措置（例えば、社会統合プログラム等）を講じることによる地域社会や財政等に与える影響についても検討することが考えられる。その際、信教の自由等との関連で、憲法との関係や我が国が締結する国際約束上の義務との関係についても検討する必要がある。

また、地域ごとに外国人の人口比、年齢層、産業形態、風土等が異なるところ、当該地域における受入れの許容度の把握方法や、当該地域における許容度を超える外国人の受入れを抑制することの是非も含めてその許容度の評価について検討することが考えられる[33]。その際、集住化している地域、

---

[33] 諸外国では大都市への移民の流入が都市の活性化につながった例や地方部における農業生産の維持等に貢献している例、税収により地方財政に貢献している例もある。また、多様性を尊重する観点から第二世代も含めて、受入れ後に同化を求めない傾向あり。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

欧米における家族型移民については、失業や貧困、社会的分断への対処が必要となる一方で、日本の場合には家族支援等が課題。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

当該地域における摩擦の有無・状況を早期に把握する方法等について、当該地域に集住している外国人の在留資格その他の属性の相違も踏まえながら検討することが考えられる[34]。

上記の許容度を上昇させ、共生社会の実現について検討する際、日本語能力の必要性（日本語教育の必要性を含む。）や日本文化・慣習への理解の促進が課題となり得るところ、入国前にこれらに関する試験の合格や日本語講習の受講を課すことや、入国後にこれらに関する講習等の受講を課す[35]ことにつき、国費によりこれを行うかも含めて検討することが考えられる。その際、就労のみならず地域社会で暮らす上で修得すべき日本語能力の水準のほか、地域社会との親和性に係る事項について調査・検討を行うことが考えられる。

特に、これまでは留学の在留資格や就労目的の在留資格で来日した外国人にとって、日本における社会統合プロセスは、企業が主にこれを担い、大きな役割を果たしてきたところ、雇用の流動性が今後高まり、従来のこのような雇用慣行が変容すれば、新たな社会統合プロセスの構築が必要となると考えられる。

外国人に対する日本語教育の在り方（漢字圏・非漢字圏（簡体字を含む）それぞれの者に対する日本語教育、日本語教育と母国語教育の両立、技能レベルの高い外国人や日本への貢献度が高い外国人への日本語教育の要否等[36]）や、外国人の子どもを対象とする学校教育の在り方（教育機会の確保、日本語指導等の実施方法、等）について、地域社会や財政等への影響を踏まえつつ検討することが考えられる。

地域社会において外国人との共生を図る上で、こうした外国人への教育のみならず、日本人が外国人への理解を深めることも重要であるとの指摘もあることから、例えば、地域住民を対象として当該地域社会における人口比の高い国籍の外国人の言語・文化・宗教等に関する理解を深める機会を設けるなど、地域社会での先進的取組を参考としつつ、地域の実情に応じて、日本人に対し、外国人との共生に向けた意識啓発等のために取り組むべき方策について検討することが考えられる。

---

[34] その際、共生の推進を担う人材を育成し、定着させるための安定的財源の確保が、外国人の地域社会への包摂並びに貢献の促進に寄与すると考えられる。ひいては外国人と地域社会の間の摩擦の予防と調和の実現につながる。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[35] 独においては、独語が堪能ではない外国人に対して、連邦政府が実施する統合コース（独語教育、独社会に関する知識提供等）への参加が義務付けられている。

[36] 高度人材については、日本語能力を問わず、むしろ外国語を中心とした環境を残すことで、海外とのつながりを維持してもらっていた方が有益な場合がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

地域の生活者として受け入れた外国人については、共生を図る上で、外国人の人権に配慮しつつ、外国人や地域社会への様々な支援・アプローチが必要であり、外国人の増加に伴って、外国人が暮らす市区町村（基礎自治体）に期待される役割が大きくなる。その一方で、基礎自治体によって、その財政規模や取組内容等に相当開きがある現状を踏まえ、外国人との共生施策を効果的に実施する上で、国、都道府県及び市区町村の役割分担や連携等の在り方（先進的な取組を行う市区町村が周辺市区町村を含む一定の地域におけるコア（中核）としての役割を担うこと[37]の是非を含む。）について検討することが考えられる。

⑹ 治安の観点

外国人による刑法犯の検挙件数及び検挙人員は 2006 年（平成 18 年）から減少傾向にあり、特別法犯（主には入管法違反）の検挙件数及び検挙人員も 2004 年（平成 16 年）をピークに 2012 年（平成 24 年）まで減少し、その後、2013 年（平成 25 年）からの増減を経て、2016 年（平成 28 年）から５年連続で増加したが、2021 年（令和３年）から減少傾向にある上、検挙人員における外国人の比率を見ても例年約５％となっている。[38]

しかし、日本における外国人比率が今後増加の一途をたどることが予想される上で、すでに外国人集住率の高い一部地域を中心として、外国人の素行不良に関する報道やこれを問題視する意見が絶えないことを踏まえ、外国人の受入れが治安等に与える影響を考えるに当たっては、受入れ外国人数の推移と犯罪率等の相関性や外国人犯罪情勢の推移だけでなく、外国人による犯罪には至らない素行不良行為等の状況や将来的に予想される総人口における外国人の比率を想定するとともに、受け入れる外国人の属性等も考慮して、

---

[37] 自治体によるサービスは、自治体ごとに差があるのが実態であり、この差を解消することが重要である。例えば、１つの都道府県に共生施策の中心を担う核となる自治体が３、４あればよりよい方向性に進むと考える。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[38] 令和３～６年版犯罪白書を参照。外国人による刑法犯の検挙件数は、平成３年以降増加傾向にあり、平成17年に４万3,622件を記録したが、平成18年からは減少傾向にあったが、令和５年は１万5,541件（前年比20.0%増）であった。外国人による刑法犯の検挙人員は、平成11年から増加し、平成17年に１万4,786人を記録した後、平成18年からは減少傾向にあったが、令和５年は9,726人（同11.8%増）。令和５年における刑法犯検挙人員総数（18万3,269人）に占める外国人の比率は、5.3%（令和４年は5.1%、令和３年は5.4%、令和２年は5.2%）。（来日外国人（我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。）における刑法犯の構成は、令和５年の全１万40件中、窃盗（61.2%）、傷害・暴行（12.5%）、詐欺（6.4%）、遺失物等横領（4.2%）、住居侵入（2.9%）、不同意性交等・不同意わいせつ（2.6%）、器物損壊（2.0%）の順であった。）

・　外国人比率が高い地域におけるその比率ごとの犯罪率等
・　在留資格（就労資格と身分・地位による資格との違い等も含む。）、居住地域、年齢等の条件ごと又はこれらを総合的に見た上での犯罪率等
・　数字では表されない外国人集住地域又は国民に与える不安感（体感治安）

等について多角的に調査・検討を行うことが考えられる[39]。

また、犯罪の観点のみならず、在留外国人数が一定の水準以上に増大することが国家安全保障に及ぼし得る影響とその対策についても、調査・検討を行うことが考えられる。

⑺　出入国及び在留管理の観点

外国人が日本に入国・在留するための基本的な枠組みは、出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格制度である。在留資格とは、外国人が本邦に在留中に行うことのできる活動又はその身分・地位を有する者としての活動を行うことができる資格を類型化したものである。

外国人の在留資格は、1951 年（昭和 26 年）に出入国管理令により規定されて以来、1981 年（昭和 56 年）に出入国管理及び難民認定法に改正された後も、1989 年（平成元年）の法改正により「活動態様」によって受入れ範囲を明確化するとともに規制を行うものとしつつ（在留資格該当性）、一部の在留資格については、いわゆる上陸基準省令[40]によって学歴、職歴、月額報酬額、所属機関の規模等により受入れ範囲の絞り込みをかけることができるとされたこと等、整備・拡充が実施されてきたものの、基本的に、外国人の受入れの上限の設定はなく、上記のとおり、外国人が行う活動と一部の在留資格に対する上陸基準による規制・管理が行われていた。

その後、2018 年（平成 30 年）に特定技能制度が創設され、「特定技能１号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人が活動する産業分野ごとの人手不足数に応じた受入れ見込数が設定され、これが受入れ上限数として使用されることとなった。2024 年（令和６年）に特定技能制度と連続性を有する育成就労制度が創設され、「育成就労」の在留資格をもって本邦に在留する外国人が活動する産業分野ごとの人手不足数に応じた受入れ見込数が設定され、これが受入れ上限数として使用されることとなった。

---

[39] 政策の立案・検証のためにも外国人に関する政策領域を網羅的に特定の上、関連する統計等のデータを収集・評価していく必要がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[40] 平成２年５月 24 日法務省令第 16 号出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令

しかしながら、これらは人手不足の解消手段としての利用という側面からの要請であり、現在においても、基本的には、外国人が行う活動による規制・管理という枠組みに変更はない状況である。

上記のとおり、現行の在留資格制度を始めとする出入国及び在留管理については、基本的なスタンスを維持しつつ、出入国在留管理行政を取り巻く情勢を踏まえ必要な変化を遂げてきたものであるところ、外国人の受入れの在り方を検討するに当たり、こうした出入国及び在留管理の趣旨・経緯を踏まえつつ、日本における外国人比率が現状の約 2.82%を大幅に超えて 10%台（又はそれ以上）となる状況を想定し、上記⑴から⑹までの観点を考慮してもなお、その基本的なスタンスを維持すべきか否か、仮に「特定技能」や「育成就労」の在留資格以外の在留資格の外国人についても一定の受入れ上限数等を設定する（在留外国人数の極端な増加により社会との摩擦が許容度を超える兆候が見えた場合に時限的に受入れ制限を行うようなサーキットブレイカー的な時限的総量規制等）とした場合に出入国及び在留管理に与える影響等を検討することが必要と考えられる。

また、在留資格は、外国人が本邦在留中に行うことのできる活動又はその身分・地位を有する者としての活動を行うことができる資格を類型化したものであるところ、外国人が本邦に在留中に行うことのできる活動に係る在留資格は、比較的、法令等による入国時又は在留時のルール化がされているため規制・管理がなされているものの、その身分・地位を有する者としての活動に係る在留資格は、必ずしもそのようには言えないため、本邦に在留する外国人の就労する産業分野、就労先、就労条件等に関してどの程度管理するのが相当かを考慮しつつ、受け入れる外国人の在留資格や受入れ見込数等、受入れの在り方を検討することが考えられる。

外国人の出入国及び在留管理の在り方の検討にあっては、外国人の就労先の受入れ機関においても、一定程度その責任の一端を負う必要があると考えられるところ、その負うべき責任の内容や程度等について検討することが考えられる。

また、外国人が増加することにより、その受入れの在り方によって不法滞在者も増加することが懸念され、不法滞在者の増加は、国民の安全・安心に大きな不安を与えることになるのであるから、不法滞在者がどの程度増加すればどのような影響を与えるのかという点を調査・検討することや、必要に応じて、本年５月に策定した「国民の安全・安心のため不法滞在者ゼロプラン」の取組に加え、不法滞在者を早期かつ確実に帰国させるための制度や運用の在り方を更に検討することが考えられる。

５　検討項目

⑴　出入国及び在留管理上の当面の課題

出入国在留管理庁においては、共生社会の実現に向け、不法滞在者を含むルールを守らない外国人には厳正に対処し、国民の安全・安心を守るため

- 厳正かつ円滑な入国管理の実現に向けた電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の早期導入【2028 年（令和 10 年）度中の導入を目指す】

  電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）のシステム利用時に外国人から徴収する手数料を、外国人政策のための財源としても活用すること等の検討を進める。
- 難民等認定手続の適正化及び迅速化のための運用改善、体制整備等[41]【2030 年（令和 12 年）までに同申請の平均処理期間を標準処理期間（６か月）とすることを目指す】
- 計画的かつ確実な護送官付き国費送還【2027 年（令和９年）までに護送官付き国費送還の件数の倍増を目指す】
- 被仮放免者の動静監視、関係省庁との協力による不法就労の積極的な摘発等【当面の目標として 2030 年（令和 12 年）末までに退去強制が確定した外国人数の半減を目指す】

により不法滞在者ゼロを目指すとともに、個々の在留資格等において悪用等の指摘がされているものがあるため、

- 「経営・管理」の在留資格の資本要件（現行：資本金の額又は出資の総額が 500 万円以上）等[42]の見直し【2025 年（令和７年）中の見直しを目指す】
- 「留学」の在留資格の資格外活動許可による就労許可の在り方[43]の見直し【2026 年（令和８年）度中の見直しを目指す】
- 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の在り方の見直し【審査体制の整備、運用の改善、要件の見直し等を随時検討】

---

[41] 具体的には、出身国情報等を踏まえた難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件の類型化や、AI を含むデジタル技術の活用の検討等を行っていく。

[42] 「経営・管理」の在留資格は、資本要件として、資本金の額又は出資の総額が 500 万円以上であることが要求されているが、諸外国の同種の在留資格の資本要件に比して緩やかであり、制度の趣旨に沿わない外国人による悪用がなされているとの指摘がなされている。

[43] 「留学」の在留資格は、アルバイトを通じて留学中の学費及び生活費を補うことにより学業に資するという観点から、申請に基づき、資格外活動許可として、週に 28 時間以内等一定の範囲内で就労を認めているが、就労を目的として本邦に在留する外国人留学生が相当数存在する等、制度の趣旨に沿わない悪用がなされているとの指摘がなされている。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

・　永住許可制度及び帰化制度の適正化[44]【永住許可制度を所管する出入国在留管理庁と帰化制度を所管する法務省（民事局）において、それぞれの制度利用者の情報等につき相互に連携を強化することを随時検討】等、制度の運用状況の継続的な把握とそれを踏まえた検討・対応を要する。

これらの当面の課題への対応は、現下の出入国在留管理行政を取り巻く諸情勢に照らし、適正な出入国及び在留管理の徹底を図る上でいずれも重要なものである。

加えて、不法滞在者、不法就労者、在留資格制度を濫用する外国人の存在は、経済、産業、国内労働市場、治安等の面における不確定要因として、外国人の受入れの在り方に多大な影響を与えかねないため、上記当面の課題に対処して適正な出入国及び在留管理の徹底を図ることは、こうした不確定要因を最小化し、多角的視点に立ったより精緻な将来予測を可能とする点において、今後の外国人の受入れの在り方を検討する上でも有意義と考えられる。

⑵　外国人の受入れの在り方に関する検討課題

外国人の受入れの在り方をどう捉えるかによって、日本の経済社会に大きな影響を与え得るものであり、それに応じ、出入国在留管理行政を始めとする様々な行政運営に求められる対応も異なってくると考えられる以上、今後の出入国在留管理行政の在り方を考える上で、出入国及び在留管理の観点を前提としつつ、これと複合的に関わり得る上記４⑴から⑹までの各観点をも踏まえ、外国人の受入れの基本的な在り方を総合的に検討していくことが不可欠と考えられる。

これらの検討・実施に当たっては、上記４⑴から⑺までの複数の観点からの検討が必要となる場合や、諸外国における外国人受入れ施策及びこれが社会経済等に与えた影響等について、日本との違いを考慮しつつ適切に参考とすることが有用な場合も考えられるため、有識者から意見を聴取する機会を設けるとともに、海外調査も視野に入れることが考えられる。

現時点で、指摘可能なものとして、例えば、以下のような点を、検討課題とすることが考えられる。

まず、外国人の受入れについて、外国人受入れの推計（公的推計よりも受入れが増える場合、減る場合のシナリオを独自に設定[45]）、在留資格、就労の

---

[44] 永住許可は、原則として 10 年以上日本に在留すること等が運用上において求められ、帰化は、引き続き５年以上日本に住所を有すること等が法律で定められており、帰化の要件が永住許可の要件に比して緩やかとの指摘がなされている。

[45] 例えば、国立社会保障・人口問題研究所による日本人・外国人人口の推移（日本の将来

有無・内容、年齢等、社会的コスト・ベネフィットに影響を及ぼし得るファクターを考慮しつつ、考えられる外国人の受入れに関する複数のシナリオ（以下「外国人受入れシナリオ」という。）を作成し、

- 外国人受入れシナリオごとに経済成長シナリオの策定【主に上記４⑴の観点】
- 中央・地方、産業界各層における人材不足の状況（数のみならず専門性・技術性の有無等を含む。）及び今後の推移等の把握に必要な調査方法・内容の検討・実施【主に上記４⑵の観点】
- 国内の賃金その他労働条件や日本の雇用機会等国内労働市場に与える影響の有無・程度等の把握に必要な調査方法・内容の検討・実施【主に上記４⑶の観点】
- 中央・地方における日本の財政、社会保障、教育に与える影響の有無・程度等の把握に必要な調査方法・内容の検討・実施【主に上記４⑷の観点】
- 言語、文化、風土、宗教等が異なる外国人との共生を図る上で考慮すべき事項の有無・内容、また、求められる在留支援等の把握に必要な調査方法・内容の検討・実施【主に上記４⑸の観点】
- 地域社会の治安に与える影響の有無・程度等の把握に必要な調査方法・内容の検討・実施【主に上記４⑹の観点】
- 上記４⑴から⑹までの観点を踏まえた出入国及び在留管理の在り方の検討・実施【主に上記４⑺の観点】

等を行うことが考えられ、これらの検討結果を踏まえつつ、上記４⑴から⑺までの多角的観点に立ち、あるべき日本の経済・社会基盤の構築及びそのための外国人の受入れの在り方について、外国人の受入れに関し、時限的に量的マネジメント手法を設けることや「特定技能」及び「育成就労」以外の在留資格の外国人の受入れ上限数を設定すること（在留資格別受入れ上限数の設定に当たって考慮すべき事項の検討や、当該事項に関する状況把握の仕組みの検討等を含む。）の是非等を含めた総合的な検討を行っていくことが考えられる[46]。

６　総括

推計人口（令和５年推計））によれば、2070 年には日本の総人口における外国人の比率が 10.8%になると試算されており【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】、この試算によるシナリオを中位シナリオとした上で、外国人比率の高低に対応した独自のシナリオを作成することが考えられる。

[46] 受入れ後の外国人に対する社会統合プログラムの試験的実施やその効果の検証も視野に入れて検討することが考えられる。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

以上のとおり、今後の出入国在留管理行政を考える上で、外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討を進めていく必要があるところ、こうした外国人の受入れの在り方については、上記４の各観点のいずれかひとつの観点からのみならず、主従はあり得るものの、いずれも複合的な観点から総合的に検討していく必要があると考えられる。

もっとも、その検討項目は多岐にわたり、中長期的に継続的な検討を要するもの、検討項目に関わる関係省庁も多数に及び、調査・検討に当たって関係省庁の知見を必要とするものも多く含まれる。

現在、出入国在留管理庁においては、出入国管理及び難民認定法に基づき、出入国及び在留の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留に関する施策の基本となるべき出入国在留管理基本計画について、第二次出入国在留管理基本計画の策定作業を進めており、将来的な出入国在留管理行政の在り方等について、広く各界の有識者から意見を聴くために設けられた法務大臣の私的懇談会である出入国在留管理政策懇談会における議論がなされている。また、2025年（令和７年）７月 15 日に、内閣官房に、現に受け入れている外国人に関する重要課題について検討・対応するための外国人施策の司令塔となる事務局組織として「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置された。

本報告書が提示した論点等に加え、同推進室による検討・対応結果も踏まえ、出入国在留管理政策懇談会における有識者による積極的な議論を期待しながら、出入国在留管理庁において、調査・検討に必要な体制整備を図った上で、出入国及び在留管理の観点から必要な検討を可能な限り進めていくとともに、関係省庁との緊密な連携の下、必要な協力を得て、上記５の諸課題への対応を検討することで、多角的な観点から外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討を進め、これを踏まえた国民の安全・安心と日本の経済・社会の活力と力強く持続的な成長に資する出入国在留管理行政を実現することが重要である。

以　上

日本の今後の人口動態と国際人口移動 ①

日本の人口減少は外国人の入国超過数の拡大により若干緩和。

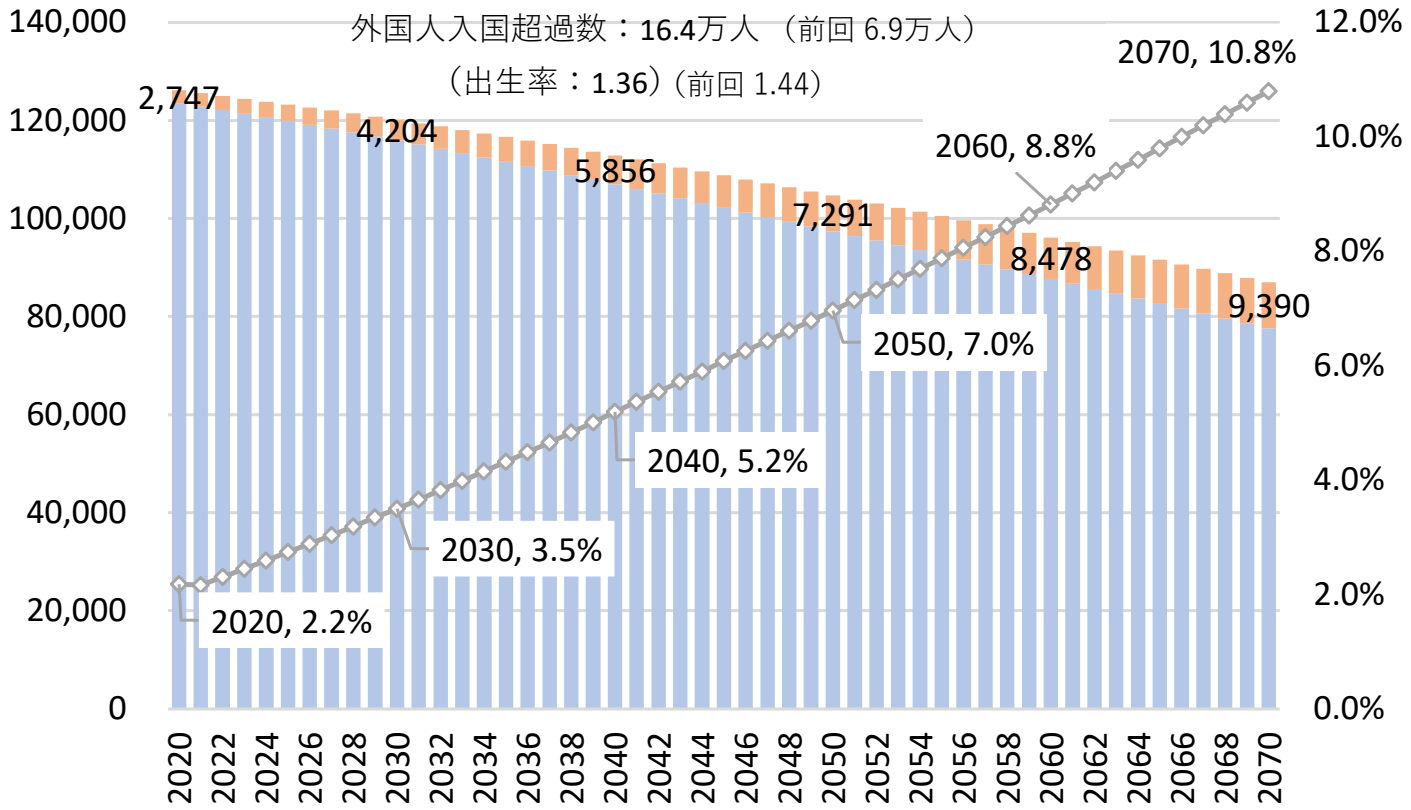

日本人、外国人人口の推移（日本の将来推計人口（令和５年推計））

日本の将来推計人口（令和５年推計）
（令和５年４月公表）

1. 2020年国勢調査を基準人口とし2070年までのわが国の将来人口（総人口）を推計。
2. 出生、死亡について低位、中位、高位の３仮定（計９シナリオ）を想定。
3. 外国人の入国超過数として163,791人を仮定。
4. 2070年には総人口は86,996千人となり、その内、外国人人口は9,390千人（対総人口比：10.8%）となる。
5. 前回推計と比較すると、2065 年時点の総人口は前回 8,808 万人が今回 9,159 万人となる。
6. 総人口が１億 人を下回る時期は 2053 年が 2056 年になり、人口減少の速度はわずかに緩む。これは国際人口移動の影響が大きい。

出典：国立社会保障・人口問題研究所　是川夕国際関係部長　作成資料

在留外国人数の推移

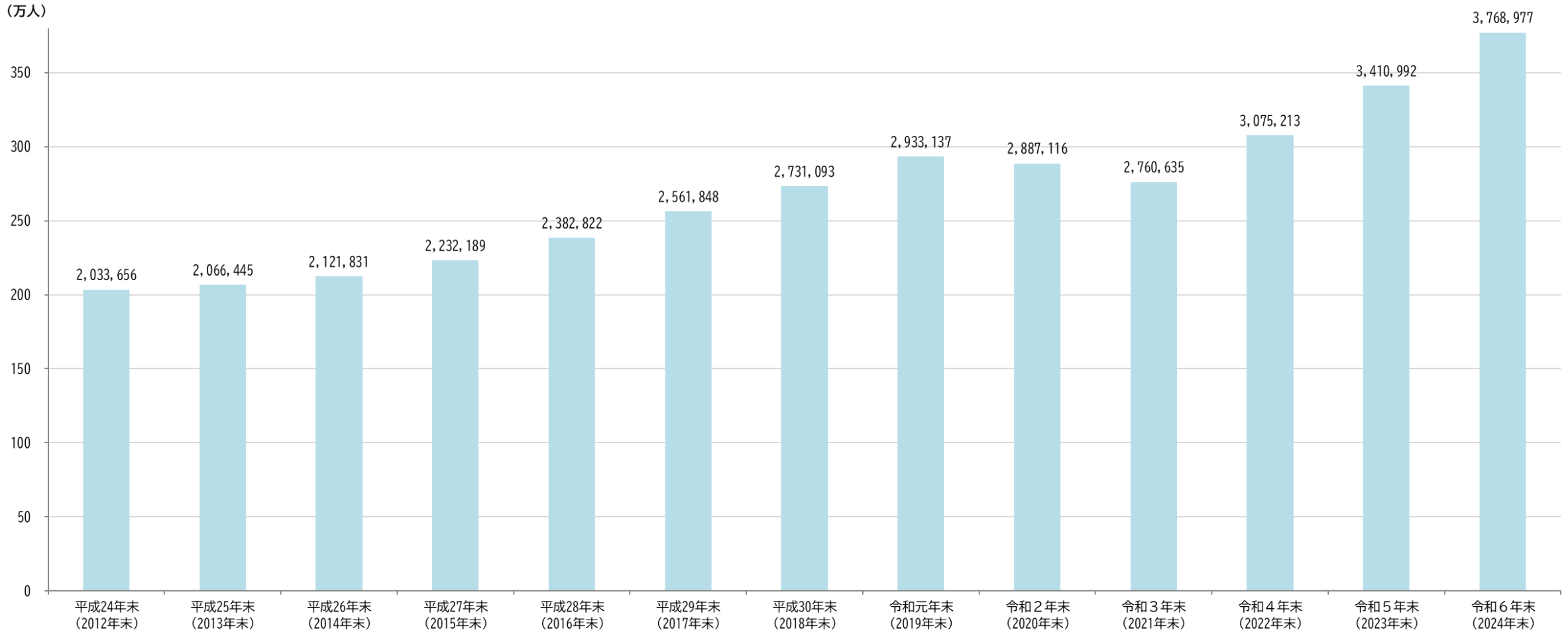

出典：出入国在留管理庁ＨＰ　令和６年末現在における在留外国人数について

日本の今後の人口動態と国際人口移動 ②

日本の場合、今後、大幅に外国人を受け入れたとしても、総人口に占める割合は相対的に低い水準にとどまる。

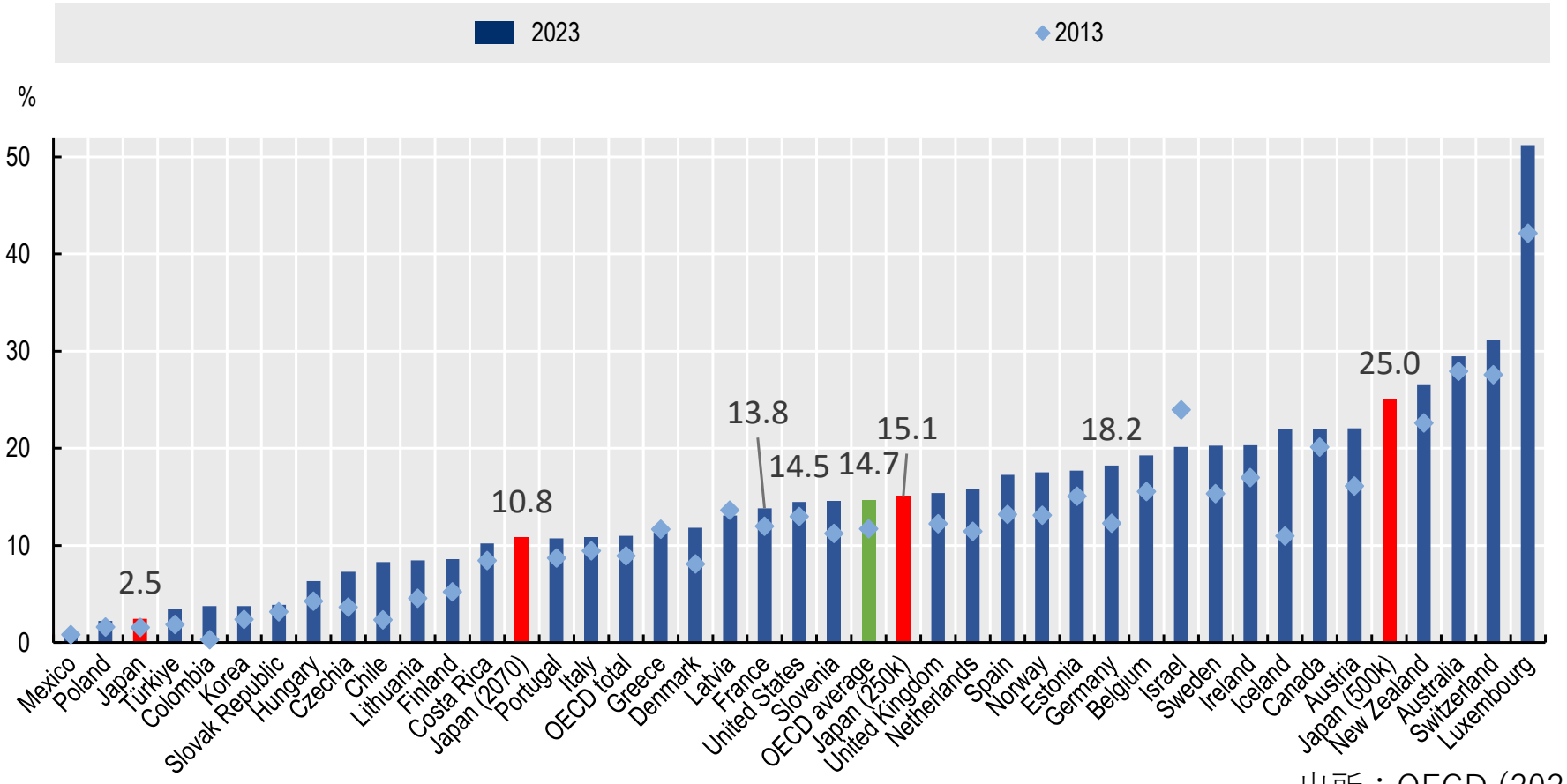

出所：OECD (2024)

外国人人口割合の比較

出典：国立社会保障・人口問題研究所　是川夕国際関係部長　作成資料

移民政策とは何か？－移民の定義

日本に居住する外国人の多くは国際的には「移民」と定義される。

国際移民：「国境を越えた居住地の変更を伴う移動をする人」
（例：長期移民（１年以上）、短期移民（１年未満）、帰還移民、ノマド）（UN 1998）

移民の類型

移民の類型	定義
永住型移民（permanent-type migrant）	滞在期間、及び滞在期間の更新回数に上限のない資格にて滞在する外国人
一時滞在型移民（temporal migrant）	滞在期間、及び滞在期間の更新回数に上限がある資格にて滞在する外国人

出所：Lemaitre et al.（2007）

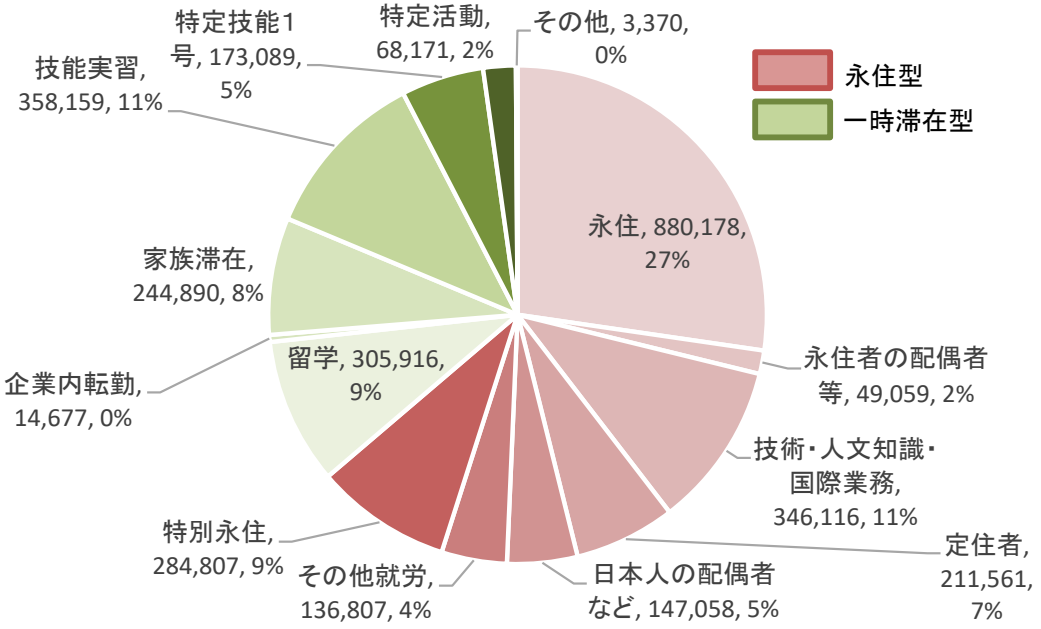

日本における移民の内訳（2023年6月末）

出典：国立社会保障・人口問題研究所　是川夕国際関係部長　作成資料

出入国在留管理政策懇談会第７回会合資料における補足説明

項番	資料頁等	項目	説明
1	資料①Ｐ７	在留資格の取消事由該当性の判断	改正入管法で追加された永住者の在留資格の取消事由を含め、在留資格の取消事由該当性の判断に当たっては、事実の調査を行うほか、対象となっている外国人からも意見の聴取を行い、事実関係を正確に把握した上で、判断することとなる。
2	資料①Ｐ９	在留資格の取消手続	改正入管法第２２条の４第１項第８号及び第９号の取消事由に該当するものとして在留資格を取り消された場合は、現行入管法第２２条の４第７項の規定により、３０日を超えない範囲内で当該外国人が出国するために必要な期間を指定することとなる。 なお、当該期間を経過して本邦に残留した場合は、退去強制手続の対象となる。
3	資料②	日本国外において行う高度外国人材制度の広報活動	ＪＥＴＲＯにおいて積極的に周知活動を行っていることに加えて、在外公館のＨＰにて各制度の案内が行っているほか、諸外国の政府機関や民間団体等との打合せや、東京イミグレーション・フォーラムなどの機会を利用し、高度専門職に係る施策や取り組みについて広報をしている。

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：　日本商工会議所_清田

議題	永住許可制度の適正化について
意見	・在留外国人の増加が加速している中、共生社会実現のためには、外国人の受入れ環境のさらなる整備とともに、法令と義務の遵守を徹底させることは必要不可欠。一定の個別事情を勘案する柔軟性を確保しながら、取消を明確化することに賛同。 ・他方、法令・義務の遵守にあたっては、出身国における法制度や社会規範の違いを踏まえ、日本社会の一員として求められる法令や社会的義務を正しく理解してもらうための働きかけは必要。在留資格を問わず、国や行政機関が中心となり、日本語教育とともに、生活オリエンテーションなど、法令や納税義務などの日本社会における基本的なルールを学ぶ機会を充実させるべき。 ・「故意に公租公課の支払をしないこと」の判断要素について、「やむを得ない事情」、「支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしない」ことを、収入、資産、健康状況、家族帯同、指導回数など客観的に把握可能な要素で判断できるよう努めるべき。

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：　近藤敦

議題	永住許可制度の適正化について
意見	１　難民や補完的保護の認定により「定住者」となり、その後「永住者」となった人の場合は、**必ず**、永住許可の職権変更において定住者（または例外的に日本人の配偶者等または永住者の配偶者等）の在留資格を取得すると理解してよいでしょうか。なぜならば、生活保護が受給できない在留資格や、取消し（在留不可）の場合は、難民条約 23 条の公的扶助や 23 条のノン・ルフールマン原則に反することになるからです。また、自由権規約 12 条 4 項の「自国に戻る権利」の「自国」とは、自由権規約委員会の見解によれば、「国籍国」よりも広く、「長期の在留期間、密接な個人的・家族的つながり、在留目的、その種のつながりが他のどこにもないことなどの考慮」で決まるので、日本生まれの永住者（2 世や 3 世など）の場合に、取消し（在留不可）とすることは、自由権規約 12 条 4 項違反にも当たります。 ２　判断要素として、①支払をしないことに「やむを得ない事情がないこと」と表記して、①支払いをしないことに「正当な理由がないこと」と表記しない理由は何でしょうか。「正当な理由」であれば、例示されている、生活保護を受給しており、課税等がされない場合も含みます。また、入管法 24 条の 4 の「在留資格の取消し」において「正当な理由がある場合を除く」という表現がたびたび用いられており、「やむを得ない事情」という表現はでてきません。 ３　「取消し」（在留不可）の「引き続き在留することが適当でないと認める場合」の判断要素として、「今後も支払う意思がないことが明らか」かどうかは、本人の発言で判断するのでしょうか。発言以外の何かを根拠に判断するのでしょうか。「不払の態様（滞納回数、額、期間等）が社会通念上看過しがたい場合」とは、そのような社会通念を示す判例があるわけでもなく、具体的な回数、額、期間等の明示がないと公平な判断がなされるのかどうかが不明確で、予見可能性を欠き、「適正手続」上、問題があるように思います。 ４　脱税の罪と税の滞納処分とは区別すべきです。従来の日本の入管法でも、脱税により 1 年を超える拘禁刑の場合は退去強制され、永住許可の取消しが可能なように、資料で諸外国の例にあげられているアメリカは「納税申告を怠る」脱税の場合であり、ドイツの「故意の犯罪行為」も脱税の場合です。「散発的又は軽微ではない違反」は、おそらく滞在法 54 条 2 項 10 号が根拠と思われますが、これは、永住許可の取消事由ではなく、退去強制の考慮事項の規定であ

	り、実際、比例原則に照らして納税の滞納の場合に退去強制が正当化できるかどうかは定かではありません。また、両国では社会保険などの公課の義務違反は取消事由とは説明されていません。シンガポールが唯一、社会保険の積立て義務違反を理由とする例といえますが、そもそも、再入国許可証の 5 年ごとの更新時に永住許可と類似の実質的な審査が必要な国、すなわち永住許可の有効期限が実質的に 5 年に近い国であり、更新が不要な日本の永住許可制度とは前提が異なります。「移民統合政策指数（MIPEX）」の設問や回答をみるかぎり、故意に公租公課の支払いをしないことを永住許可の取消事由とすることは、必ずしも諸外国では一般的ではなく、むしろ、諸外国に一般的な、「国内不在期間」の要件を設けることが、肝要と思われます。とりわけ、留学生の中では、高度専門職として短期で永住許可を取得した後に、所得の高い国で働いて、老後に医療の充実した日本で暮らす人生プランを考えている人がいると聞きます。社会保障制度との関連において「国内不在期間」の要件の導入を検討すべきです。 ５　帰化が原則 5 年で、永住許可が原則 10 年という日本特有の「いびつな」居住期間の要件を見直し、原則 5 年とする一方で、永住許可の要件に日本語と日本社会に関する知識の試験を導入すべく、日本語講習と社会講習の制度を整備すべきです。今日、多くの国でみられているように、この種の社会統合プログラムのうちに永住許可と帰化の要件を体系的に位置づけることが望まれます。 ６　「取消事由」に該当するというときの「取消」は職権変更を含むのに、「取消し」という用語の場合は、職権変更を含まない用語法がわかりにくい。いわば、取消という言葉が広義と狭義の二重の意味で使われています。 質問１　永住許可の居住期間要件が、20 年となったのは何年でしょうか。その後、永住許可の居住期間要件が現行のように原則 10 年となったのは何年でしょうか。 【出入国在留管理庁回答】 永住許可に際して、長期間にわたり我が国社会の構成員として居住していると認められるための本邦在留要件について、いつから概ね２０年以上在留していることを求めていたかについては、当時の行政文書等が残っておらず、明らかではないが、平成１０年２月から本邦在留要件は「原則として引き続き１０年以上本邦に在留していること」としている。

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：　　佐久間　一浩

議題	永住許可制度の適正化について
意見	○　「永住許可」制度は、更新の必要や我が国における活動、在留期間に制限がなく、日本人、帰化された元外国人とほぼ同様の地位を認める在留資格です。外国籍を残しながらも（外国籍がありながらも）活動に制限がないことから、日本に留まっていたいとする外国人にとっては、取得を希望する有用性の高い在留資格だといえます。 ○　昨年６月の参議院　法務委員会での審議において、永住許可の取消しについて出入国在留管理庁に対し、各党から集中的な質疑がありました。質疑の結果として、資料６頁に記載されている答弁となりましたが、外国人に永住許可の在留資格を与えるに際しては、厳格な運用が必要だと考えます。しかし、資料にもありますとおり、現状では、永住許可時に満たしていた要件が、その後在留中に満たされなくなっても更新審査が行われないため、租税や社会保険料の滞納、素行の不良などがあっても在留を継続できる事例が生じているようです。これでは、制度の信頼を損なうことになりかねません。 ○　故意に公租公課を支払わない場合や一定の刑罰・法令違反に該当する場合に取消し事由を追加したことは評価できますが、実効性確保の観点からは、一層の厳格化が必要です。例えば、公租公課の支払いにおける「帰責性の有無」は、やむを得ず支払えない場合、必ずしも悪質とは言い難くとなれば、支払う余裕がない人は皆、帰責性がなく、言い続ければよいことになってしまう懸念も生じてきます。それを判断する「故意」の立証に過度に依拠するのではなく、長期にわたる滞納や繰り返しの延滞があれば、永住取消対象とすべきと思いますが、異なった意見もあり、なかなか難しいところです。そのため、基準を明確化し、例えば２年以上の滞納や重大な法令違反がある場合には、永住許可を取消す仕組みに改める必要があり、さらに、永住許可取得後も確認し、納税・保険料納付状況をチェックしていただくことが重要ではないでしょうか。せっかく取得した永住許可資格ですし、特別な権利のある在留資格です。社会的義務を

	果たせば、再取得が可能なようですので、我が国で生活する「日々の生活の費用」として支払う責任を持っていただきたい。 ○　また、通報規定は国や自治体の職員のみが対象とされますが、一般人はできないのでしょうか。行政の職員は、自分が通報したということになると、萎縮してしまい、機能しない恐れがあります。そのため、納付情報をマイナンバーと連動させ、出入国在留管理庁が把握できる仕組みとして行うべきだと考えます。 ○　加えて、永住許可に際して資産・収入要件を大幅に引き上げることも必要だと考えます。十分な経済基盤を持たない者にまで永住を認めれば、生活保護や医療費未払いなど制度へのただ乗りを助長しかねません。永住許可は、我が国に長期的にいることで、我が国の経済・社会に寄与できる外国人材に付与されるべき在留資格だと考えます。 ○　以上の観点から、永住許可制度の適正化にあたっては、更新制、公租公課不払いへの厳格化、出入国在留管理庁がマイナンバーカードと連動して把握、資産・収入要件の引上げを検討することが必要だと考えます。 ○　なお、永住資格とは直接関係はないのでしょうが、公租公課の未払い、生活保護に依存する外国人世帯、医療費未払いなども問題視されてきていることから、民間の外国人専用保険を作り、健康保険、基礎年金を対象とする。それに加入しないと在留資格がとれない（観光旅行等の短期滞在は除く）、入国ができない、制度にすべきと考えますが、いかがでしょうか。外国人には外国人専用保険を創設し、加入を在留資格付与の前提条件とする仕組みが不可欠です。観光客など短期滞在者には「旅行保険」、中長期滞在者については「外国人専用保険」を義務化し、加入証明がなければ入国・更新を認めない制度設計ができれば望ましいと考えます。外国人にとっては負担増となりますが、日本人が制度化し拠出してきた国民皆保険制度を守るための要請です。最低限の救急医療の利用は確保しつつ、社会保障への、いわゆる"ただ乗り"を防ぐ仕組みを導入することこそ、国民の理解を得られる制度運営に資すると考えます。

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：　四方　光

議題	永住許可制度の適正化について
意見	近年は外国の優秀な人材が、日本の民主主義、自由をはじめ個人の尊厳を重視した経済社会体制や日本の文化が好きで永住を希望される場合が増えているように感じます。このような人たちが日本で活躍されることは、日本にとっても世界にとっても重要なことなので、円滑に受け入れられる制度を用意することが重要だと思います。 他方で、永住許可を得たにもかかわらず日本の法律に従わず、住民としての義務を履行しない外国人が増えてしまうと、他の住民とのトラブルの原因となり、さらには外国人に対する偏見を助長してしまうことになりかねません。 そこで、次のような施策について検討されてはいかがでしょうか。 １　永住許可を得た後で公租公課の支払いをしない外国人が少なくないとのことですが、永住許可を得た外国人は居住者として国や自治体の提供するサービスを享受しているので、上記事実は公租公課の支払いをしている日本人・外国人にとっては不公平な事態であり、解消する必要性が高いと言えます。 この問題に対処するため、入管法の令和６年改正により「故意に公租公課の支払いをしないこと」が在留資格の取消し事由に加えられましたが、この「故意」の立証は必ずしも容易ではないと予想されます。 そこで、永住許可ないしその更新の際の提出書類の一つとして、公租公課の支払いが法律で義務付けられていることを認識していることを確認する文書を加えることとしてはいかがでしょうか。 またこのようにすることにより、実際に永住許可を取り消す以前に、公租公課の支払いをしない永住外国人を減少させることができるのではないかと考えます。 ２　法務省では、日本にこれから居住する外国人と日本人との間の生活習慣上のあつれきなどが生じないよう、外国人に入国前や入国後において、日本の制度やルールを理解し実践してもらうための「オリエンテーションの一層の充実・強化」に取り組んでおられると聞いていますが、そのような取り組みは今後も一層強化される必要があると考えます。

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：　冨高　裕子

議題	永住許可制度の適正化について
意見	○日本に生活基盤を築いた永住者にとって、永住許可の取り消しは自身の生活だけでなく家族や子どもにも影響する大きな問題であることから、立案の趣旨（P.7）に記載の通り、単に公租公課の支払いをしない事実をもって取消事由とするのではなく、悪質な事案であると十分に認定ができた場合に限定すべきである。 ○特に、地方自治体等の通報段階においては、永住者の外国人が意見陳述を行うようなタイミングや場面が設けられていない。地方自治体においても通報を行う前に、必要に応じて当該外国人に意見聴取の機会を設けるようお願いしたい。また、地方公共団体等から通報があった場合には、入管庁にて、丁寧な調査と確認をいただきたい。 ○判断要素（P.7）および通報判断（P.8）については、安易な通報を防ぐために、国・地方公共団体の職員だけでなく、当該外国人も含め、ガイドラインを確認すればどのような場合に永住許可の取り消しとなり得るのか明確に分かるように記載することが必要。そのためには、支払いをしない「やむを得ない事情」の具体例について丁寧に記載することや、「支払義務の認識」や「支払能力」の判断材料を記載することが重要である。地方公共団体ごとに判断の解釈などにばらつきがでることがないようなガイドラインの記載が必要である。

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：　増子孝徳

議題	永住許可制度の適正化について
意見	【第７次出入国管理政策懇談会での議論と立法事実について】 　永住者の在留資格取消し制度については、第７回政策懇談会では否定的な意見も多く、2020 年 12 月の報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」26～27 頁では以下のように両論併記的な記載となり、「丁寧な議論を行っていく必要がある」とされました。しかし、その後、議論や調査が行われた形跡はなく、2024 年 2 月に突然法案が提出された経緯があります。諸外国の永住許可制度の例、外国人の公租公課の滞納が多いという事実があるのか等、立法事実に関する根拠は法案成立後も示されていません。 https://www.moj.go.jp/isa/content/001334958.pdf 「永住者」の在留資格を有する者に対しては，出入国在留管理庁がその在留状況を定期的に確認することができない。そのため，永住許可後に公的義務を履行していないなど，一定の状況が発生した場合に「永住者」の在留資格を取り消す制度を設けることには一定の合理性があるのではないかとの意見もあった。他方，「永住者」の在留資格の取消しは，永住者が我が国で築いた生活の基盤に深刻な影響を与えるものであり，そのような制度を導入することにより，海外の優秀な人材が我が国に生活の基盤を移すことを躊躇する結果となるなどの懸念も示された。いずれにしても，外国人やその関係者等各方面から幅広く意見を聴くとともに，諸外国の永住許可制度の例も参考にするなどして，丁寧な議論を行っていく必要がある。そこで，まずは，政府において公的義務の履行状況をはじめとする「永住者」の実態について調査を行い，その情報を広く社会・国民に提供していくことが必要である。その上で，今後の「永住者」の資格の在り方については，規制及び緩和の両面から検討が進むことを期待したい。 　永住者の在留資格は、10 年以上日本に暮らしているなどして日本に生活基盤を持つ外国籍の住民が、厳しい審査を経て得る在留資格です。永住者は日本社会に定着して生活基盤を築いてきた人であり、家族生活、就労、人生設計（子育

	て、教育、住宅取得・住宅ローン、老後など）が永住資格を前提に組み立てられております。報告書記載の「永住者の在留資格の取消しは、永住者が我が国で築いた生活の基盤に深刻な影響を与えるものである」は、取消しが単なる「資格剥奪」ではなく、生活基盤全体を揺るがす重大制裁に当たることを示唆していることを、再認識する必要があります。 【資料１頁・法改正の趣旨について】 資料１頁に掲げられている「在留状況が良好と評価できない一部の悪質な永住者に永住許可を認め続けると、適切に在留している大多数の永住者への不当な偏見につながるおそれがあることから、このような場合に対応する措置を設けることとしたもの」という説明は、表現の仕方そのものが差別や偏見につながるおそれがあります。 永住者全体の中でごく少数の不正事例を過度に強調しており、むしろ社会一般に「永住者＝不正をしやすい存在」という印象を与えかねず、永住者が一律に疑われるというラベリングを通して偏見を与える危険があります。 「適切に在留している大多数の永住者を守るため」という言い回しは、「真面目な永住者を擁護している」かのように見えますが、社会全体における永住者はむしろマイノリティであり、社会全体で見れば、マイノリティである永住者への監視や規制を強化するレトリックとなっています。 国連人種差別撤廃委員（CERD）は、2024 年・2025 年の書簡で、日本政府に対し「日本に居住する市民でない者の人権、人種差別撤廃条約およびその他の関連する国際基準の下で保護される権利に不均衡な影響を与えないことを確保するよう奨励」しています。このような国際的な懸念は、単なる制度設計上の問題にとどまりません。永住者は長年にわたり日本社会に生活基盤を築き、納税・社会貢献を果たしてきた存在であるにもかかわらず、永住者を監視や排除の対象とみなすことは、国民に比して不安定で劣後した地位に置く姿勢を示しており、国際人権法が保障する平等原則にも抵触しかねません。 【資料７頁・「故意に公租公課の支払をしない」を判断する要素について】 <u>①支払をしないことにやむを得ない事情がないことについて</u> 資料７頁は、「故意に公租公課の支払をしない」の判断要素として、「①支払をしないことにやむを得ない事情がないこと」、「②支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしないこと」を提案しています。

	「支払をしないことにやむを得ない事情がないこと」について、「病気・災害・失業」を例示していますが、これらは典型例に過ぎないのに、これだけがガイドラインに明記されることにより「これ以外はやむを得ない事情ではない」と狭く解釈されるおそれがあります。 実際には、教育費、介護費用などの家庭の突発的支出、事業の失敗など多様な事情が存在し得るのに、現実的な状況が対象とされにくくなります。 列挙外の事情（例：DV 被害による生活困難、差別による就労機会の喪失、職場等でのストレスによる精神疾患の発症など）を排除すると、保護されるべき弱者が処分対象となり、社会的弱者を切り捨てる構造につながる危険があり、「永住者は経済的に安定した層しか許されない」という偏見を助長しかねません。また、行政が「病気・災害・失業」と狭く例示すること自体が、それ以外の事情による滞納は「単なる怠慢」とのメッセージを社会に発信し、永住者に対する不当な偏見を助長しかねません。 以上の点から、資料７頁の「支払をしないことにやむを得ない事情がないこと」についての例示は、一見すると永住者に対する配慮を示すようにも見えるものの、実際には解釈の固定化と射程の過度な限定を招き、永住者の権利保障をむしろ後退させる危険を含んでいます。 ガイドラインにおける「やむを得ない事情」の例示については、あくまで非限定的な参考事例として位置付け、個別事案の多様性を広く考慮する姿勢を打ち出すべきです。 例えば、以下のような事例についても考慮されるべき事情として示すべきです。 ・　教育費の支出 ・　介護費用などの家庭の突発的支出 ・　事業の不振 ・　DV 被害による生活困難 ・　差別による就労機会の喪失 ・　職場等でのストレスによる精神疾患の発症 ・ 非正規雇用、高齢、一人親等の事情により、生活保護受給に至らない程度の低収入状態にあること ・ 高齢、障害等により金銭管理を行う能力がない、または乏しいこと ・ 自己破産後に税金の「分割納付」や「免除・猶予」の申請を行っている場合

	・ 収入や資産と比較して多額の納付義務がある等のため一括の支払が困難であるが、自治体等と分割納付等について相談し、支払をしようとしている場合 ②支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしないことについて 資料７頁の「永住許可以降の過去の滞納についても、滞納当時に判断要素に該当していれば、本取消事由に該当しうる。」との記載は、施行前の滞納行為に対しても本制度を適用できる、いわゆる遡及適用を前提とする解釈と受け取れます。しかし、行政上の法の不遡及原則の観点からは、施行前の事案にまで本制度を適用することは適当でないと考えます。 施行後の適用においても、過去の滞納について「（過去の）滞納当時に判断要素に該当していれば、（現在の）本取消事由に該当しうる。」とすることは、支払いの遅れはあったものの後に解消した場合や、指導を受けて解消の努力をしている場合等も通報の対象になってしまいます。これは、恣意的な取消し判断につながりやすく、永住者の権利保護との均衡を欠くことになります。 「支払義務があることを認識していながら、あえて支払をしないこと」との判断基準には以下の問題があると考えられます。 １）心理的意図の推定に基づく恣意的判断の危険性 「認識していながら、あえて支払をしないこと」は、個人の心理状態や意思を推定して判断することを前提としており、客観的事実だけでは判断しづらいです。このため、裁量に委ねられる余地が大きく、恣意的運用のリスクが高いと考えられます。 ２）「故意」の文言から「悪質な場合」に限定できていない問題 資料７頁の【立案の趣旨】には、「永住者の定着性に鑑みて、「故意に」との文言を規定することにより、取消事由を、単に公租公課の支払をしない事実があるのみならず、悪質な場合に限定した。」とあります。また、「他法令における「故意」の意味とは必ずしも同じに解釈されるものではない。」としています。 しかし、「認識していながら、あえて支払をしないこと」の文言では、特に悪質な事案に限定されているとはいえず、実務上「支払能力があるにもかかわらず支払わなかった場合＝故意」と解釈されかねず、限定することが十分に担保されておりません。 ３）永住者の権利保障との不均衡

	永住資格は、日本社会に長期居住する権利を保障するものです。しかし、主観的「故意」判断に基づき在留資格を取消す可能性がある場合、個々の事情が十分に考慮されず、権利保障とのバランスを欠く恐れがあります。 ４）制度運用の不透明性・予測困難性 実務上、滞納者が「認識していながら、あえて支払をしなかったか」を個別に審査する必要がありますが、同じ滞納行為でも判断が別れる可能性が高く、永住者にとって予測困難な制度運用につながります。 ５）通報前に指導・相談を行うものとし、その結果未納を解消し、またはその努力をしている事案は除外すべきであること １）で記載したような恣意的運用のリスクを防止するためには、通報前に当事者に対して指導・相談を行い、支払義務の存在を認識できるようにした上で、未納の解消へ向けた努力を行う機会を提供するべきです。また、支払義務の存在の基準時は、通報時及び処分時とすべきであり、それまでに未納が解消された場合、または解消の意思がみられる場合は対象外とすべきです。 【資料８頁・通報の考え方について】 １　資料８頁は、「基本的な考え方」として、「通報の目的は、入管法に基づく「外国人の在留の公正な管理を図ること」とともに、国又は地方公共団体にとっての「税金等の徴収の実現」があるところ、国又は地方公共団体の事務の過度な負担にならないなど、両者が適切に両立するよう、制度を運用していく必要がある。」としています。 今回の制度において、自治体による通報の目的が、「外国人の在留の公正な管理」と「税金等の徴収の実現」という２点におかれていることは、以下のとおり重大な問題を孕んでいます。 第１に、永住者に対する制度運用は、社会の一員として安定的に生活できるよう支援、保護する視点が不可欠です。しかしながら、通報制度が「徴収確保」や「在留管理」と結び付けられることにより、永住者が自治体による支援、保護の対象ではなく、監視対象として扱われ、永住者の生活の安定を脅かす結果を招きかねません。 第２に、自治体は住民福祉の向上を第一の使命とする地方公共団体であり、入管当局の「手足」として通報を行うことは、本来の役割を逸脱するものになりかねません。地方公共団体の事務負担の軽減が強調されていますが、そもそも、自治体は入管行政の一部を担う存在ではなく、住民の権利保障に責任を負う主体です。その観点を欠いた制度設計は、地方自治の本旨にそぐわないものです。

	したがって、制度設計及び運用にあたっては、永住者を不当に萎縮させることなく、また自治体が入管の下請け機関として機能させられることのないよう、十分な歯止めが求められます。 ２　資料８頁は、通報の判断のための検討事項として、「一連の徴収手続の中で把握した事実から、『故意に公租公課の支払をしないこと』の判断要素のいずれにも該当すると思料されること」を掲げていますが、以下のとおり重大な問題を孕んでいます。 第１に、徴収業務に携わる国又は自治体職員が、滞納者の経済状況や生活上の事情を正確に把握することは容易ではありません。特に「やむを得ない事情がないこと」の有無を判断することは、徴収業務に携わる国・自治体職員の専門性を超えるものであり、主観的な推測に依存せざるを得ません。その結果、本来は生活困窮や予期せぬ事情により一時的に滞納している者まで「故意」と評価され、通報対象とされる危険があります。 第２に、徴収手続の一環として把握した事実を通報に直結させることは、本来の徴収業務を超えて、自治体が入管行政の一翼を担う構造を生み出します。自治体の本来任務は住民福祉の確保にあり、入管の監視機能を補完することではありません。徴収業務を通じて得られた情報を「通報」に転用することは、住民との信頼関係を損ない、永住者を過度に萎縮させるおそれがあります。 第３に、永住者が日本で築いてきた生活基盤を尊重し、地域住民として共生を推進するためには、通報は極力抑制的である必要があります。「故意に公租公課の支払をしない」の要件を満たす場合であっても、当事者の日本への定着性、家族の状況等を考慮して、通報を行うべきではない場合があることを明確にすべきです。 以上より、提示された「通報相当」の判断基準は、限定的で適切な歯止めを設けたものとは言えず、むしろ広範な解釈を許す点で問題が大きいものです。制度設計にあたっては、永住者の権利保護を第一に据えるべきであり、自治体が入管の補助機関と化さないよう、通報基準の明確化と厳格な限定が不可欠です。また、「通報相当」に該当する事案であっても、自治体等の判断により通報を行わないことに何ら問題がないことも、明確にする必要があります。 【資料９頁・職権変更/取消し（在留不可）の判断の考え方について】１　資料９頁は、「職権変更/取消し（在留不可）の判断の考え方」を示していますが、「永住者」の在留資格を失うことは、当該外国人及びその家族の日本での生活に大きな影響を与えることをふまえるべきです。特に、日本生まれの者、未成年のうちから日本で生活してきた者、日本における生活歴が長い者は、日本の「生活者」、「市民」であり、取消は行うべきではないと考えます。

	仮に取消を行う場合には、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」に変更する事案を除き「定住者」に変更すべきです。 ２　在留資格取消手続（入管法 22 条の 4）については、弁護士への相談・依頼が可能なように時間的余裕をもって意見聴取通知書を送ることが求められます。意見聴取通知書の送達にあわせて代理人選任権（施行規則 25 条の 4）の教示がなされるべきです。調査の結果にかかる調書や取消しの原因となる事実を証する資料については、閲覧のみでなく（施行規則 25 条の 12)、謄写も認められるべきです。 取消手続きについては、適正な手続が保障されなければなりません。 ３　永住者資格の取消事由は、入管法規定の義務違反（在留カードの常時携帯義務違反など）や住居侵入、傷害、窃盗等の一定の罪により拘禁刑に処せられた場合も対象になっています。現在でも、永住者は、１年を超える懲役や禁固に処された場合（ただし、刑の執行猶予の場合などは除く）には退去強制となり得ますが、刑法の罪により１年以下の拘禁刑（執行猶予付きを含む。）に処せられた場合でも永住者資格を失う可能性が生じてしまいます。１年以下の拘禁刑に該当する刑罰法令違反には、計画性がない暴行や建造物侵入、万引きなどの軽微財産犯等も含まれます。このような場合にまで永住者資格を奪い、その生活基盤をも失わせる結果を生じさせうることは、規制として過剰と言わざるを得ません。 【質問】 １）国又は自治体が通報した場合、通報の事実は、当該永住者に知らされるのでしょうか。 【出入国在留管理庁回答】 具体的な運用は検討中であるが、入管法上、在留資格の取消手続を開始した時点で、取消しの対象となった外国人に対して当該事実を通知する旨の規定は設けられていないため、入管庁から本人に知らせることは想定していない。 他方で、入管法第２２条の４第３項の規定により、意見聴取を行う場合は、あらかじめ意見の聴取の期日及び場所並びに取消の原因となる事実を記載した意見聴取通知書を送達することとしており、当該意見聴取通知書により、取消手続の対象となったことを知ることとなる。

	２）在留資格取消手続において、入管法施行規則２５条の２項は、「意見聴取通知書の送達又は通知を行うときは、意見の聴取を行う期日までに相当な期間をおくものとする。」とありますが、現在の実務上、「相当な期間」はどの程度の期間を設けていますか。実務においては、意見の聴取を行う期日の１～２週間程度前に通知がされていますが、これでは、弁護士に相談し、依頼をするには短すぎると思料しますが、永住者資格取消し手続きにおいて、どの程度事前に通知することを予定していますか。 【出入国在留管理庁回答】 　通達上、原則として意見聴取通知書を送達する２週間後の期日を指定するとされており、当該通達に基づいて運用しており、改正入管法施行後も、当該通達に基づき運用していく予定。 　なお、入管法施行規則２５条の６第１項において、「被聴取者又はその代理人は、やむを得ない理由があるときは、法務大臣に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。」と規定され、同条第３項において、「法務大臣は、第１項の申出又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。」と規定されていることから、御指摘のような事情があれば、期日の変更を申し出ていただくこととなる。 ３）滞納処分との関係はどうなっているのでしょうか？　滞納処分により滞納が解消された場合、通報や取消の対象となりますか？ 【出入国在留管理庁回答】 　具体的な運用は検討中であり、通報や取消しの可否の判断は個別事案の事実関係にもよるが、滞納処分により滞納が解消された場合でも、本人の公租公課の支払い状況に照らし、「故意に公租公課の支払をしないこと」に該当する場合は、通報や取消の対象になり得ると考えている。 ４）資料８ページの「通報」の判断のための検討事項に示されたアとイの要素と、「通報相当」「通報不要」の事例の関係を教えてください。「催告等に応じており、納税の意思が認められる場合」は、「故意に公租公課の支払をしないこと」に該当するのでしょうか。それとも、故意とは別の相当性判断を示しているのでしょうか？

	【出入国在留管理庁回答】 　具体的な運用は検討中であるが、「通報」の判断のための検討事項として示したアとイをいずれも満たすと判断される場合に、当庁としては「通報相当」と考えているところ、「通報相当」はこれらを満たすと考えられる事例を、「通報不要」は、満たさないと考えられる事例を例示している。「催告等に応じており、納税の意思が認められる場合」は、納税する意思が認められる点において、「故意に公租公課の支払をしないこと」には該当せず、検討事項のイを満たさないため、「通報不要」と考えられる ５）通報後、入管における在留資格変更または取消の判断はどのように行われますか？　以下のような場合は在留資格変更の対象になるでしょうか？ ・通報不相当の事案が通報されたとき ・通報後に未払いの全部または一部が解消されたとき 【出入国在留管理庁回答】 　通報後、入管庁における在留資格取消手続において、入管法上の事実の調査や意見聴取の手続によって、支払わなかった経緯等の事実関係を把握した上で、「故意に公租公課の支払をしないこと」の該当性を判断する。そして、取り消す場合において、職権による在留資格の変更か、取り消すかの判断については、改正入管法第２２条の６により、当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合を除き、永住者以外の在留資格への変更を許可することとなる。 　「通報後に未払いの全部又は一部が解消されたとき」については、個別の事実関係にもよるが、本人の公租公課の支払い状況に照らし、取消し・変更の対象となることはあり得る。

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：　ロペズ　マリオ

議題	永住許可制度の適正化について
意見	**永住許可制度の適正化に関する意見** 昨年、移住労働者の人権問題に取り組む各種 NPO や弁護士団体等から、永住資格の取消しを盛り込んだ入管法改定法案に対して強い懸念が表明された。したがって、今後の対応を検討するにあたっては、かかる懸念を十分に踏まえる必要がある。その趣旨には、永住権を有する外国人住民を日本国民と同様に取り扱うべきであるという点が含まれている。すなわち、現行法に基づき、督促、差押え、行政罰や刑罰といったペナルティを科すことにより、十分に対応可能であるということである。人権の観点からすれば、新たに通報制度を創設することは、「共生社会の実現」という国の基本方針に逆行するものとなりかねません。ゆえに、「故意に公租公課の支払をしない」者に対する制裁の在り方を検討する際には、極めて慎重な審議が求められる。 **１．「故意に公租公課の支払をしない」の考え方（公租公課）** ア．現在提供されているデータに基づいては、「故意に公租公課を支払っていない永住者」がどの程度存在するのかを明確に把握することはできない。補足資料である「自治体からのヒアリング結果」や「永住者の在留外国人数及び在留資格取消し件数」には、一定の情報が示されているが、国民健康保険料や住民税の滞納率といった指標から、外国人住民における納付率の低下が「故意」によるものかどうかを判断することは困難である。したがって、より詳細な自治体調査に加え、未納者本人への調査を実施することが不可欠である。

	質問：2024 年 5 月 10 日の衆議院法務委員会・厚生労働委員会連合審査会において、厚生労働省は、2020 年度の日本全体における国民年金の最終未納率は約 19%であると述べた。さらに、永住許可の取消事由に該当する「故意に公租公課を支払わなかった件数」については、入管庁が調査を行っていない旨の回答があった。つきまして、自治体 A および B のデータに加え、日本全国における外国人による国民健康保険料や住民材の不払件数に関する調査結果があったら、ご提示いただけますでしょうか。 **【出入国在留管理庁回答】** **入管庁において網羅的な調査は行っていないため、お示しすることは困難である。なお、厚生労働省によると、地方公共団体のシステム等により外国人の保険料の収納状況が把握可能な約１５０市区町村に対し聞き取り、集計した結果、外国人の国民健康保険料納付率が６３%というデータが出ている（時点は令和６年１２月末時点が基本であるが、自治体により異なる場合がある。）（令和７年５月１９日、参議院予算委員会政府参考人答弁）** **質問**：永住者の在留外国人数および在留資格取消し件数に関して、「永住者」の在留資格取消し件数の推移のうち、故意に公租公課を支払わなかったことに該当する取消件数は何件でしょうか。 **【出入国在留管理庁回答】** **在留資格の取消しの対象となる類型は、入管法第２２条の４第１項各号に定められているが、現行入管法において、「故意に公租公課の不払」は取消事由には当たらないので、統計はない。** イ．「故意」「支払能力」「やむを得ない事情」の定義および立証責任の所在について、さらなる明確化が求められる。これらが曖昧なままでは、恣意的な運用や自治体間の判断格差、さらには選択的通報のリスクを高める恐れがある。特に、「故意」の構成要件、とりわけ認識および回避行為に関する基準については、具体的に定義する必要がある、加えて、改正法に盛り込まれるいかなる基準も、永住者のみならず、日本での長期的な定住を希望する者、さらに市民に対しても明示的に周知されるべきである。 ウ．さらに、入管法における「故意」は在留資格取消しの文脈において限定的に解釈され、民法や刑法における広義の意味とは

異なるとされている。しかし、移民・外国人材をめぐる社会的議論の敏感さを踏まえると、一般市民の間では「故意」が異なる意味で理解される可能性がある。このため、入管庁は用語の法的な解釈を示すだけでなく、社会全体に対してもその趣旨を明確に伝え、ガイドラインの策定に際しては広く意見を募り、説明責任を果たす必要がある。

２．通報の判断の考え方（公租公課）

ア.「通報」は任意であり、徴収事務への過度な負担回避と在留の公正な管理という二律背反をいかに両立させるかが大きな課題である。現状では情報提供の仕組みが不十分であり、永住者やその家族にとって必要な情報が十分に届いていない可能性がある。とりわけ、永住者に呼び寄せられた家族は、①日本で果たすべき義務を理解できる言語能力を欠いている場合があること、②対象言語での情報が不十分で支払い内容が明確に伝わらないことが課題となっている。

イ．このため、住民税や国民健康保険等の納付義務について、全国的に標準化されたチェックリストや記録様式を整備し、情報を分かりやすく提供することが必要である。特に、日本に多く在留する上位 15 カ国の主要言語に対応したユーザーフレンドリーなポータルサイトを整備し、パソコンやスマートフォンから容易にアクセスできるようにすることが望まれる。現在、入管庁のホームページには、多言語で情報を提供している「外国人生活支援ポータルサイト『日常生活のルール』」があり、大変参考になっている。しかし、日本語能力が限られている者や、第二言語が英語ではない者にとって、各省庁のウェブサイトを利用することは容易ではない。これらのサイトを外国人にとって一層利用しやすい形に改善することは、税金や国民健康保険料といった義務を履行するために必要な情報の検索負担を軽減することにつながる。今後の資料においては、日本で長期的に在留することになる在留資格者に対し、各種支払いを行わない場合にその在留資格にどのような影響が及ぶのかを明確に示す必要があると考える。また、新規入国者に対しては入国時点から将来的に求められる義務を明示的に伝える先見性が求められる。

３．職権変更・取消し（在留不可）に係る判断の考え方（公租公課）

ア．取消しに至るまでの過程においては、比例原則に基づいた段階的措置を必須とすべきである。具体的には、①多言語による

	書面警告、②分納等を含む是正計画の提案、③フォローアップを経て、④職権による在留資格変更（原則「定住者」）を行い、それでもなお故意の不履行が継続し、かつ悪質性が認められる場合に限って⑤取消しを行うことが妥当である。さらに、完納や一定期間の適正履行を条件とした再永住への回復経路を明示し、将来的な予見可能性を担保する必要がある。 イ．また、取消し判断に際しては、不払の態様（額・期間・反復性）、是正意思や履行実績、家族状況（未成年子の在学等）、就労・地域貢献、健康状態、在留年数、日本語能力、今後の納付意思などを評価要素として明確に列挙すべきである。「今後も納税意思がない」と判断する場合には、どのような資料に基づいて「明らか」とみなすのか、立証基準を具体的に示す必要がある。 ウ．さらに、取消しや職権変更に先立っては、当事者に意見を述べる機会を付与し、反証を提出することを認め、通訳や代理人の関与を保障するなど、手続的保障を徹底すべきである。決定書には理由を明記し、不服申立てを含む争訟手段を案内することを必須とすることで、透明性と公正性を担保することが求められる。 **外国人の受け入れの基本的なあり方の検討のための論点整理について** 法務大臣勉強会が作成した討議資料に報告されているとおり、日本の人口は今後大幅に縮小することが予想されている。この課題は、西欧の多くの先進工業国やアジア太平洋地域のいくつかの国々においても、現在進行形で直面しているものである。報告書が指摘するように、日本の外国人受け入れの在り方は「対処療法的受け入れ」にとどまってきたとされている。しかし、「経済社会を支えるために外国人を受け入れることの積極的な必要性や許容性を戦略的に検討する」という点については、実際には国内外の研究者による豊富な実証的学術研究が存在する。人口学者、社会学者、その他の社会科学者たちは一貫して、日本には「政策のグランドデザイン」が欠如していること、そして日本のメディア環境における議論がしばしば印象論

や情緒的なものに傾きやすいことを指摘してきた。その傾向は、つい最近いくつかの都市で見られた反移民デモにも表れている。

最近のオンライン上の議論では、欧米諸国における移民受け入れの歴史は一連の失敗であり、移民を急激かつ大量に受け入れることは、日本における対応能力を圧倒し、労働市場への統合のみならず、より重要な社会への統合を阻害するとの懸念が示されている。そのため、研究者たちは繰り返し、かつ一貫して、より広範な社会統合政策に関する対話を求めてきた。それは単に「同化」に焦点を当てるものではなく、外国人の権利を保障しつつ義務の履行を促し、地域社会において外国籍市民として責任を分担する政策について、日本社会全体に理解を促すことを目指すものである。

また、在留資格や外国籍市民の日本での在留期間に応じて、財政に与える影響について長期的な予測を行う必要がある。数年前、私はドイツにおいて国内看護師不足を補うために外国人看護師を受け入れる「トリプルウィン・プロジェクト」（以下TW）を立ち上げた関係者にインタビューを行った。このプログラムは、ドイツ国際協力公社（*Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit GmbH*, GIZ）、連邦雇用庁（*Bundesagentur für Arbeit*, BA）とドイツ中央職業紹介所（*Zentrale Ausland-und Fachvermittlung* ZAV)の国際部門との協力によって設立された事業である。プログラム設計者は、いかなる移民計画においても、移民を最大30年間定着させる戦略が不可欠であると明確に述べていた。換言すれば、「循環（一時）型の移住から長期（永久）型の移住へと移行する必要がある」ということである（ロペズ・大野 2015）。

産業政策の観点について

産業政策に関しては、高度人材を必要とする特定のセクターを特定し、大学との連携を強化することが、日本語能力を有する外国人労働者が円滑にこれらのセクターに参入する道を開くうえで有効となり得ると考える。しかし、この提案の課題として、教育サイクルが4年間であるのに対し、人材不足が生じている一部のセクターでは即時的な対応が求められるため、両者の間にタイムラグが発生する可能性がある。

地域の生活者としての観点について

外国籍市民が日本の地域社会にどのように適合していくのかという議論は、将来的に日本に移住し、定住する移民の流れが継続的に存在するという前提に立っている。現時点において、日本は「非英語圏の国」として、国際的に移民労働力を惹きつけるために競争しなければならない。少子高齢化は他の先進工業国や新興中所得国においても進行しており、現在では、幅広い産業・セクターにわたり多様な高度技能労働者への需要が高まっている。私自身が行ってきた、東南アジアから他国へ移動する外国人介護・看護師に関する研究からも明らかなように、日本は英語圏諸国との競争だけでなく、ドイツ、フィンランド、オランダ、サウジアラビア、UAE など、非英語圏の国々とも競わざるを得ない状況にある。これらの国々の多くは、より優れた経済的インセンティブを提供するとともに、言語習得に関しても異なるアプローチを採用しており、熟練移民にとっては短期・長期の定住先を選択できるオプションとなっている。もっとも、「TW」においても、フィリピンから看護師を受け入れる際、ドイツ語習得という大きなハードルが存在するために定員を満たすことが困難であり、多くの人材は参入障壁がより低い英語圏諸国を志向する傾向がある。例えば、ドイツとその「TW」イニシアティブは、移住を長期的な投資と捉え、受け入れ国・送出国・移民本人の三者にとって「有益な関係」となる仕組みを構築している。日本における移民政策の議論は、労働力獲得をめぐる非英語圏諸国間の競争的性質を十分に意識し、彼らが採用する戦略や政策から学ぶべき点があるのかどうかを検討する必要がある。現在、日本は従来から高度外国人材を惹きつけてきた他の先進諸国に比べて競争力を失いつつあり、潜在的な外国人材を呼び込むために、日本語を「パッケージ」の一部として組み込んだ戦略を検討することが喫緊の課題となっている。とりわけ、人口減少が大学入学者数に影響を及ぼしている地域においては、国内の大学や専門学校が外国人材を受け入れる拠点として機能し、地方経済の活性化に資する可能性がある。こうした取り組みの成否は、関係省庁との緊密な連携強化に大きく左右される。

論点整理に盛り込まれていない視点

入管庁が求める議論の趣旨とは相違する部分を含むかもしれないが、法務大臣勉強会が作成した討議資料について、以下の点を指摘しておきたい。

今後、気候変動が東南アジア・南アジア・東アジアにおける移動パターンにどのような影響を及ぼし、将来的に日本への移動（移民）流入にいかなる影響を与え得るのかについては、一切の言及が見当たらない。日本の将来の人口動態や国際人口移動に関する統計は、気候変動が移動フローのパターンに及ぼす影響を十分に織り込んでいない。気候変動を考慮しないシナリオ

	の下では人口予測は明確であるものの、日本への移動や周辺地域における移動を論じる際には、移民政策の検討に複数の気候変動シナリオを組み込むことが不可欠である。入管庁にとっては現行の権限を超える事項と受け止められる可能性がある。しかし、外国人受入れの基本的な在り方が議論の主要な焦点となっていること、さらに入管庁自身が関係省庁との緊密な連携強化の必要性を認識していることを踏まえれば、気候変動の影響を議論に含めることは喫緊の課題である。この点は現行委員会の専門領域を超える事項である可能性はあるが、看過すべきではない。気候変動は、今後、国籍や在留資格のいかんを問わず、すべての人々に影響を及ぼすからである。 **参考文献** ロペズ・マリオ、大野駿. 2015. ドイツにおける外国人看護師受入れ ： 「トリプル・ウィン・プロジェクト」の事例を中心に. こころと文化 = Psyche & culture. 14(2)： 123-130.

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：　結城　恵

議題	永住許可制度の適正化について
意見	この改正は、永住制度の信頼性向上と適正な運用を目的としており、悪質な事例に限定して厳格に適応される一方で、人道的配慮や定着性をも重視するバランスの取れた制度設計になっていると考えます。 この改正を合理的かつ効果的に試行していくためには、次の２点の方策の検討が必要になると思いました。 第一に、透明性と予見可能性を向上させる方策です。このためには、主に２つのアプローチが考えられます。詳細なガイドラインの策定と需要報公開の推進です。前者については、まず、具体的な判断事例集が構築すること、すなわち、①「取消し該当事例」と「非該当事例」を明示し、②支払い能力判定の客観的指標の設定、③「やむを得ない事情」の類型化が用意されること。次に、運用手順を標準化すること、すなわち、①チェックリスト形式での判定支援、②複数職員による審査体制の構築、③上級機関への相談制度を構築するなどが考えられます。これらにより、妥当な処理ができるようになると考えられますし、さらに、将来的には、ＤＸ等プログラム処理を行う部分、専門職員が行う部分、組織内外との連携で行う部分が明確になり、より効率的に行われるようになると考えます。後者（情報公開の促進）については、①制度変更の十分な周知期間の確保、②多言語での情報提供、③相談窓口の設置・拡充が必要となります。③については、出入国在留管理庁による「外国人支援コーディネータ」にも活躍いただけると思います。 第二に、予防・支援体制の構築にむけた方策です。このためには、早期に介入する支援制度として、例えば、「段階的支援アプローチ」と「教育・啓発活動」です。前者については、初期滞納時の相談・指導の強化、分割納付等の柔軟な対応、生活困窮者支援制度との連携など、が考えられます。後者については、永寿者向けの義務履行研修、税務・社会保険制度の理解促進、コミュニティリーダーとの連携が考えられます。 この予防・支援体制の構築については、救済。福建制度の検討も必要になると思います。例えば、改善後の在留資格回復手続き、特別在留許可制度との整合性、そして、第一に挙げた点と重なりますが、人道的配慮基準の明文化などがあげられると思います。

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：日本商工会議所_清田

議題	高度外国人材の受入れについて
意見	・「高度外国人材」については、2012 年のポイント制の開始以降、経済成長等への貢献が期待されるという前提で人数が 拡大。開始から 10 年以上を経過していることからも、「高度人材」が日本の経済活動に寄与・貢献いただいている成果を見える化出来ないか。また高度人材について、国際的な獲得競争の今後益々の熾烈化を踏まえて、諸外国の優遇策との比較検証、日本として求める人材・素質等についても整理が必要ではないか。 ・審査期間の長期化への対応は急務。短縮できる事務・実務を精査し、手続きの抜本的に見直しを検討すべき。また、資格要件・ポイント制を見直す際には、審査の短期化に資するという視点も考慮要素となりうるのではないか。

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：　　近藤敦

議題	高度外国人材の受入れについて
意見	１　国外からの高度専門職の申請者が少なく、国内の在留資格からの変更が圧倒的に多いので、海外における高度専門職の申請に結びつく広報活動の改善の余地は大きいように思います。また、OECD の Indicators of Talent Attractiveness（2019 and 2023）によれば、日本が高学歴労働者や起業家にとって魅力的でないとされる要因は、家族にとっての環境の側面が大きい。配偶者の就労可能性だけでなく、子どもの国籍取得の容易さが魅力度に影響を与えています。この点は、永住者の「生地主義」による国籍取得や大人になるときの「居住主義」による届出での国籍取得を検討する必要もあります。 ２　シート 16 のデータによれば、出国等がかなり多く（イでは 29.9%、ロでは 15.2%、ハでは 40.8%）、外国人との共生施策、とりわけ子どもの教育環境の整備、住居差別・就業差別の解消に向けた法整備が必要と思われます。

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：　佐久間　一浩

議題	高度外国人材の受入れについて
意見	○　高度外国人材制度は、本来、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国の労働市場の効率性を高めることが期待される人材」、「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」を戦略的に受け入れることを目的としているはずです。しかし、制度発足以降、年収基準の緩和や永住許可申請に要する在留期間の見直し、高度外国人の受入れに係る「新たな制度」などの制度改変が積み重なり、取得に至るプロセスが変更され、趣旨が形骸化してきているのではないかと考えているところです。 ○　高度人材ポイント制は当初、年収や実績に基づき人材を受け入れる仕組みでしたが、対象範囲が拡大し、永住への移行が早い時期に可能となってきました。「永住者」を目指す外国人にとっては、他の在留資格から永住者を目指すより優位な在留資格だと思います。また、高度外国人材は、配偶者や親、家事使用人の帯同が認められており、家族単位での定住が行えることで、社会保障の負担も増大してくることで、負担滞納などの問題は、生じていないのでしょうか（実際、高度な外国人として在留資格を有しているのですから、比較的高額な収入を安定して得ている（確保している）のであれば、家族分の社会保険料負担については問題ないと思いますが・・・。）。 ○　そこで、今後の対応としては、①高度人材の年収要件や研究・技術実績を引き上げる。②顕著な業績を持つ人材に限定する。③入国後も就労状況や納税状況、社会保険料、医療費の滞納状況（本人、家族、家事使用人）を継続的に確認し、要件を欠く場合は在留を見直す。 　ことも必要ではないでしょうか。

	○　高度外国人材は、日本人の雇用を脅かすことなく、初期からの目的である「代替することが出来ない良質な人材」を受け入れ、国益を高める人材」に限定すべきです。制度の安易な拡大は避け、厳格な審査と持続的な監視により、質の高い人材のみを確保する方向にしていく必要があると考えます。 ○　海外の有名大学卒業を条件に、若年層に広く在留資格を付与する J-Find（未来創造人材制度）は、将来の高度人材育成を狙った制度ですが、実際にどのような能力が生かされ、この者でなくてはならないということになっているのでしょうか。また、研究実績等は、だれが、どのように判断しているのでしょうか。 【出入国在留管理庁回答】 　未来創造人材制度は、イギリスが令和４年５月に導入した世界的に活躍するイノベーション人材を呼び込むための、「High Potential Individual visa（HPI）」制度を参考に、これと伍する制度となるよう創設を検討したもので、ランキングの評価構成要素において「博士号取得者数」並びに「論文引用数」、「高被引用科学者数」に重点が置かれている３つの世界大学ランキングを採用し、運用しているところ。実際にどのような能力が発揮されているのかについては、ニーズ調査において把握することとしたい。 研究実績は広範な分野にわたり、かつ、様々な評価方法が考えられる（特許の発明、競争的資金の取得、学術論文の執筆等）ため、各分野に係る専門的知見のない当庁のみにおいては評価しがたいことから、関係行政機関に協議の上、定量的に評価できる基準を省令に定めるとともに、ポイント項目の趣旨に鑑み、広く研究実績を認める余地のある仕組みとするために、該当する研究内容に専門的知見を有する関係行政機関に意見を聴取したうえで、判断している。 ○　高度外国人材制度は「本当に高度な人材を選別的に受け入れる」ことに価値があります。したがって、①要件の引き上げ（年収や研究実績、資産など）、②優遇措置の縮小（家事使用人の帯同の制限）、③入国後のフォローアップ強化、の３点を柱に、より厳格な運用が必要だと考えます。

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：　四方　光

議題	高度外国人材の受入れについて
意見	近年は外国の優秀な人材が、日本の民主主義、自由をはじめ個人の尊厳を重視した経済社会体制や日本の文化が好きで永住を希望される場合が増えているように感じます。このような人たちが日本で活躍されることは、日本にとっても世界にとっても重要なことなので、円滑に受け入れられる制度を用意することが重要だと思います。 そこで、次のような事項について検討されてはいかがでしょうか。 １　高度外国人材であることの評価は、高度人財ポイント制に基づき様々な観点から行われていますが、それがゆえに審査が煩雑になり、審査期間が長期化していると伺いました。 審査期間の短縮のため、審査項目や点数評価をいたずらに細分化せず、また、提出書類から一見して判断することが容易な項目をメルクマールにすることなどについて検討されてはいかがでしょうか。 ２　母国で高校を卒業後、大学に入学する段階で日本の大学に入学し、さらに修士まで修得した後で日本での就職を目指す外国人が少なくないですが、このような外国人は、その学位の分野にかかわらず日本語も思考力も日本で活躍されるのにふさわしいのではないかと考えます。そこで、日本の大学で学士以上の学位を取得した場合に一定のポイントを付与することとしてはいかがでしょうか。 また、博士の学位の取得は、修士の学位の取得と比べると格段に難しいので、科学技術や経営管理関係の分野に限らず博士学位を取得した者に対しては、現状より高いポイントを付与してはいかがでしょうか。さらに日本の大学で博士の学位を取得した場合には、日本語能力、日本語による思考力も相当に高いと予想されるので、さらにポイントを加算してもいいのではないでしょうか。

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：　冨高　裕子

議題	高度外国人材の受入れについて
意見	○高度人材ポイント制は、資料 P.1 に記載の高度外国人材の定義（代替することができない、産業にイノベーションをもたらす、専門的・技術的な労働市場の発展を促す、労働市場の効率性を高める）に則した外国人を受け入れることを目的とした制度であり、その目的が十分に達成できる基準とする必要がある。 ○今回資料においてニーズ調査等のデータをお示しいただいたが、基準の見直しの検討にあたっては、高度外国人材の受け入れ制度により産業に好影響がもたらされたか、日本の労働市場の発展および効率性が高まったかといった観点での制度効果の検証などにもとづき検討すべきである。 ○そのうえで、現在の高度人材ポイントについて、最低年収基準が 300 万円となっているが、令和 5 年の給与所得者の１人当たりの平均給与が 460 万円（令和５年分 民間給与実態統計調査　国税庁）であることや制度趣旨を踏まえれば、300 万円は水準が低く、引き上げることが適当と考える。労働力の価値を計る最も客観的な基準は年収であることから、ポイント計算にあたっては年収に比重を置いた制度とすべきである。 ○また、日本語能力の項目について、N1＝15 点、N2＝10 点が加算され、N3 は対象外となっている。資料 P.21 の企業ニーズにおいて N3 レベル以上を求める割合は 93.8%となっており、N3 は最低限必要と考えられているため、高度人材として評価できる N2 以上にポイントを付与する現行の基準は妥当と考える。 ○高度人材の優遇措置の親の帯同について、資料 P.22 において、外国人労働者からは親の帯同の要件の緩和が求められているが、諸外国の状況なども踏まえつつ、検討を行うことが必要である。

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：　　ロペズ　マリオ

議題	高度外国人材の受入れについて
意見	**高度外国人材の受け入れについてのコメント** ア．「高度外国人材の受け入れについて」のページ 13～15 に掲載されている図表「高度専門職１号（イ・ロ・ハ）の入国時・初回許可時における在留資格別人数」では、留学ルートで学業を修了した後に「技・人・国」へ在留資格を変更する人数が明確に示されている。これらの数値は、日本の教育機関（大学など）が、日本社会や教育環境において既に一定の理解や経験を積んだ外国人労働者を確保するための重要な経路となっていることが明らかである。この意味において、高度外国人材制度は、専門的な訓練を受けた人材を受け入れるためのゲートウェイ的な制度であり、その多くは日本語能力を有しており、日本語が職場でのコミュニケーションにおいて支配的な環境では極めて貴重な資産となる。 イ．26 ページの資料では、日本の労働市場を強化するためには、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」が必要であると報告されている。日本人学生および外国人学生の双方に教育・指導を行っている外国籍教員の立場から考えると、この「切磋琢磨」という理想と、実際に学生が受けている就労準備教育の間には一定のギャップがあると痛感する。私自身の経験から申し上げると、いくつかの分野の教育・訓練は非常にヒエラルキー的であり、特に理工系学位（STEM）においては「縦割り的教育」が見られる。こうした教育には、日本の職場文化における階層的な人間関係に適応しやすいという利点がある一方で、学生の創造性や自発的な発想を育てにくいという側面も否定できない。結果として、日本の大学を卒業した学生の中には、専門職としての構造的関係に「適合」した人材はいても、革新的な発想を発揮できる素地を十分に養えていない場合がある。

	ウ．もし高度専門人材制度を通じて真にイノベーションを促進したいのであれば、日本の教育システムそのものにおいても改革も必要である。真のイノベーションは「未知」との遭遇、すなわち摩擦から生まれるものであり、それは外国籍の人材との避けられない相互作用の中でこそ育まれる。 エ．この点は入管庁が焦点を当てている議論の主旨からは外れるかもしれないが、多くの留学生は日本の大学でのヒエラルキー的な教育経験に違和感を覚えている。学生が指導教員の研究課題に従うのではなく、自らの発想を発展させる機会を持てる環境を整えることは、日本語能力を身につけつつ、日本社会でのキャリアを築きたいと考える優秀な人材の定着につながるでしょう。 オ．結局のところ、必要なのは単に経済的要請に即して在留資格制度の微調整することではなく、需要の高いスキルや言語能力を有し、労働市場への参加を通じて積極的な変革をもたらす若い才能を、いかにして日本社会に引き留めていくのかという、より広範な社会的議論だと考える。

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式

委員名：　　結城　恵

議題	高度外国人材の受入れについて
意見	まず、概念として、「高度外国人材」の名称に抵抗があります。理由は、外国人「人材」に程度を付し、場合によっては「人」そのものに程度を付す可能性があるからです。（例えば、「高度専門職人材」という用語は「高度」は「専門職」にかかるので問題はないと思います。）誤解を与えないような名称が検討できればと思います。 制度そのものには、異論はありませんが、課題として 2 点あげさせていただきます。 第一は、審査・手続きの複雑化が予想されることです。審査期間の長期化・ポイント制の複雑さは、企業と外国人材双方から不満が出る可能性があります。また、迅速な人材確保ニーズに対応することが困難になり、国際的な人材獲得競争面で不利となる可能性があります。 第二は、要件設定上の課題です。年収要件の国際基準との乖離や、出身大学ランキングへの過度な依存、日本特有の評価項目による多様性限定など、基準が硬直的であることを回避する必要があるかと思います。また、企業が求める「日本語能力」や「社会人基礎力」の重視と制度の乖離、「即戦力性」評価のあいまいさ、新興分野・スタートアップ領域での活用の困難性など、実態とのミスマッチも予想されます。 このほかにも、他制度との調整です。永住制度適正化との関係性の確認、技能実習・特定技能との棲み分けの明確化、税制・社会保障制度との連携も十分に進めて運用することになると思います。

様式（出入国在留管理庁 HP 公表用）

出入国在留管理政策懇談会第７回会合　意見提出様式　　※会合後提出

委員名：　　川村　真理

議題	高度外国人材の受入れについて
意見	「高度専門職」は、我が国が積極的に受け入れるべき外国人の在留資格とされており、今後も、当該在留資格の付与による外国人の受入れ拡大が望まれる。そのために、第７回会合において、高度専門職の在留資格に関して抜本的な見直しの必要性、各専門職の特性を踏まえた建付けの変更（特に、経営・管理）に関して意見を述べた。以下、これらの点に関する意見の補足説明を行うとともに、高度専門職を希望する優秀な方々の獲得に向けた国際競争の中にあっても、外国人の方々にとって魅力的な制度を目指すため、新たな提案を述べることとする。 （１）抜本的見直しの必要性 「高度専門職」の在留資格は、平成 27 年に創設されたが、平成 24 年には高度人材ポイント制を導入した高度人材の優遇措置が実施されていた。「高度外国人材」とは、「『我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材』」（（「外国高度人材受入れ政策の本格的展開を（報告書）」平成 21 年５月 29 日・高度人材受入推進会議）であり、高度専門職の在留資格を有する者は高度外国人材とされてきた。また、「高度専門職」は、３つの活動類型、すなわち、イ「学術・研究（大学教授や研究者等）」、ロ「技術（技術者等）」、ハ「経営・管理（企業経営等）」となっており、これら３つの活動を併せた事業経営活動ができる在留資格となっている。この高度専門職を高度外国人材と表した制度の建付けについて、以下のような懸念が湧いてくる。 第一に、「専門職」とは、特定分野の専門家であるが、上述の定義からは「国際業務に精通し、熟練した能力を有する日本の企業組織内で活躍できる人」を包摂しているようにも思われる。国際的に「専門職」で仕事の場を求める人々は、特定の専門分野における能力をいかに発揮できる職場で、かつ、それを高く評価してもらい多くの報酬を得ることができるかという点が職業選択の重要な要素であると思われるが、組織内で人手不足等の事情を補う人材獲得との観点が優位してしまうと、国際競争の中で仕事を求める専門家にとっては魅力的に映らないのではないかとの懸念が生じる。

	第７回会合資料（高度外国人材の受入れについて）の 20 頁のアンケート結果では、高度外国人材の仕事の内容はおおむね専門職であることがわかるが、制度上、国際的な専門家に魅力的であるように更なる工夫が必要であると思われる。 第二に、高度専門職１号イ・ロ・ハは、それぞれ、「教授」、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」の在留資格との関連性が分かりにくく、高度専門職の目的と評価あり方を見直す必要があると思われる。高度専門職１号イのポイントでは、研究実績が評価されているが、大学で教育・研究職に就く場合の業績と比較して、高度専門職１号イが優遇された地位にあるのかをどのように説明するのかが分かりにくい。高度専門職の目的に即して「イノベーションをもたらし経済発展に直結する分野」ということが優遇措置の根拠である場合、経済活動に直接関係のない分野は「高度専門職」ではないのか等の懸念が生じ、公正で適正な評価となる判断ポイントを見直す必要があるように思われる。ロの「高度専門・技術分野」についても、「高度専門職」がどのような分野でもよいとした場合、当該在留資格の目的である「イノベーション等」との関連はどのように反映されるのかが分かりにくい。例えば、第７回会合資料（高度外国人材の受入れについて）23 頁にあるＡ社のインド市場に関連する事例は、「高度専門職」というより、「技術・人文知識・国際業務」の範疇であると思われ、専門職の業務というよりも現地事情が分かるということにウェイトを置いての採用事例であると思われる。ハの「経営・管理」の場合、学歴、勤務年数、収入が主たる判断要素であると思われるが、これらは、企業組織内において一定の地位に就いていたことを示すものの、高度な専門性やイノベーションへの貢献を示しているとは限らない。企業組織内の熟練度ということであれば、「高度専門職」のイ・ロと並列に扱うよりも、「経営・管理」の上位の資格の創設のほうが分かりやすいと思われる。または、例えば、「経営・管理（イノベーション）」とすることのほうが分かりやすいようにも思われる。これは、J-Find との整合性においても関連づけやすいとも考えられる。ちなみにオーストラリアでは、「Business Innovation and Investment (Provisional) Visa」というカテゴリーが設けられている。求めている専門性がよりわかりやすい建付けにすべく検討を行う必要があると思われる。 我が国が今後、どのような外国人を積極的に受け入れるのか、またその受入れ環境をどのように整えるのかを経済、産業、社会的要素等を含め、総合的に勘案するとともに、我が国の企業等の諸機関の体制強化やニーズのみならず、国際競争の状況も検討要素に含めて見直しを図ることが必要であると思われる。 （２）ポイント制の在り方

	これまで活用がなされていない項目を削除するなどして、分かりやすい制度にすべきである。また、本邦で在留している者からの申請と他国に居住する者からの申請については、ポイント付与の在り方を変えるなどの工夫が必要であると思われる。 （３）投資運用等金融人材の新たな在留資格の創設 令和３年より、世界に開かれた国際金融センターの実現に向けた投資運用等の金融人材獲得のため、ポイントの加算や優遇措置の拡充がなされてきた。しかし、制度だけをみると、我が国がこのような人材を積極的に獲得したいということが、分かりにくいように思われる。金融人材獲得拡大の方策をとっていくのであれば、新たな在留資格（例えば、「投資」）を創設し、当該分野の優秀な外国人材が申請しやすい制度に修正すべきであると考える。 （４）申請・審査手続の見直し 申請者側、審査側の双方にとって分かりやすく、かつ制度の濫用を防ぎ、迅速に手続を行えるよう、現在の手続を見直すべきである。その際に、高度専門職の在留資格付与に関する他国の制度等も参照すべきである。また、申請のデジタル化を推進すべきである。 手続に関して、例えば、オーストラリア、英国では、職名・職位のリストから申請する職業を選んだ後に、申請手続に進む方式をとっているようである。こうした手法は、濫用的申請の一定の防止となるように思われる。また、英国では、職業リストに’High Skilled’，’Medium Skilled’といった記載があり、職名・職位等により他の在留資格との区別も行っているように見受けられる。 我が国の制度を国際競争に耐えうるものにするためにも、こうした他国の制度も参照しつつ、適正かつ迅速な手続を導き出すよう検討する必要があると考える。

出入国在留管理政策懇談会資料①

第8回会合
（在留支援業務について）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ISA

令和７年１０月２３日
出入国在留管理庁

目次

1　在留支援業務の概要

2　在留外国人に対する相談体制・関係機関の連携

3　在留外国人に対する情報提供

4　在留支援のための やさしい日本語の普及

5　条約難民等への支援の取組

【特に御議論いただきたい事項】

〇相談体制・情報発信機能の強化

〇難民等への支援

1　在留支援業務の概要

出入国在留管理庁が在留支援を行うことになった経緯

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

平成30年６月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」の閣議決定 ・新たな在留資格の創設 ・外国人の受入れ環境整備を行うため、法務省が総合調整機能をもって司令塔的な役割を果たし、関係省庁、地方公共団体との連携を強化
同年７月24日	「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」の閣議決定 ・法務省において外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行う ・「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の設置
同年12月8日	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の成立 ・在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設 ・出入国在留管理庁の設置（在留支援課の設置）
同年12月25日	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定
平成31年4月1日	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の一部施行
令和4年6月14日	「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定

根拠規定

法務省設置法（平成11年法律第93号）

（所掌事務）
第四条　法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一～三十一　（略）
三十二　日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関すること。
三十三　本邦における外国人の在留に関すること。
三十四　難民の認定に関すること。
三十五～三十九　（略）

法務省組織令（平成12年政令第248号）

（在留管理支援部の所掌事務）
第七十四条　在留管理支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　本邦における外国人の在留に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
二　出入国在留管理庁の所掌事務に係る情報の収集、整理及び分析並びに統計に関すること。

（在留支援課の所掌事務）
第八十二条　在留支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　在留支援（本邦に適法に在留する外国人が安定的かつ円滑に在留することができるようにするための支援をいう。次号において同じ。）に関する事項の企画及び立案、調整並びに推進に関すること。
二　地方公共団体及び民間の団体が行う在留支援の支援に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

ロードマップ・総合的対応策について（概要）

- 入管庁は、平成31年4月より、**外国人の受入れ環境の整備に関する企画立案や総合調整**を担うことになり、政府の司令塔として施策の取りまとめ等に取り組んでいる。

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（対象期間：令和8年度までの5年間）

- 令和4年6月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、我が国が**目指すべき外国人との共生社会のビジョン**、それを実現するために取り組むべき**中長期的な課題及び具体的施策**を示す「**外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ**」を決定。
- 施策の着実な実施を図るため、施策の実施状況について、有識者の意見を聴きつつ毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。
- 令和7年度も一部変更を行い、**105の具体的施策**を掲載。

目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）

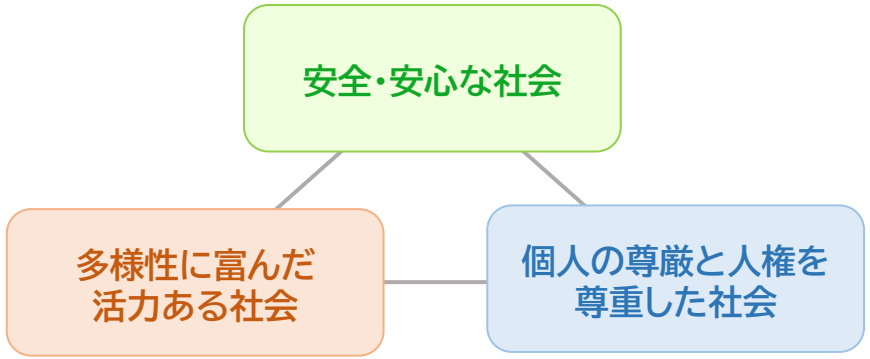

取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）

- 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化
- ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- 共生社会の基盤整備に向けた取組

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（対象期間：単年度）

- 平成30年12月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、**外国人材の受入れ・共生のための取組を政府一丸となって推進していく**観点から「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**」を決定。
- 共生社会の実現のために政府において**単年度に取り組む**べき、労働環境、教育、医療、住宅 など生活の様々な場面に関する施策を盛り込んでいる。
- 令和7年度も改訂を行い、**218の具体的施策**を掲載。

ロードマップ・総合的対応策について

ロードマップ、総合的対応策

①「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」…共生社会のビジョンや中長期的な課題・施策
　３つのビジョン（安全・安心な社会、多様性に富んだ活力ある社会、個人の尊厳と人権を尊重した社会）

②「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」…ロードマップを踏まえた単年度に実施すべき施策等

基本的な考え方

日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するために

○　受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくこと、

○　受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくこと、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとること

が重要



令和７年度に「総合的対応策」に追加された主な施策（出入国在留管理庁関係）

・オリエンテーションの充実・強化



・医療費不払いへの厳格な審査の実施

・社会保険料の納付義務の履行状況確認及び適切に在留審査に反映させる仕組みの検討

・入管庁の人的・物的体制の整備

・入管DXの一環としての電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の早期導入の検討等

・迅速かつ確実な難民等の保護及び支援の実施

・就労を目的とする在留資格の上陸許可基準の見直し、実態調査の強化等



・失踪技能実習生を減少させるための取組

・偽変造在留カード対策の強化



ライフステージごとに直面する問題と支援

○ 就学、就職、子の出産などライフステージを移行しながら日本で暮らす外国人が増加。
○ ライフ ステージを移行する際に問題に直面することが多い。
○ ライフ ステージ移行時の「継ぎ目」で、適切に判断し行動できるように
→ 正確な情報をキャッチする。
→ 制度を正しく理解し、活用する。

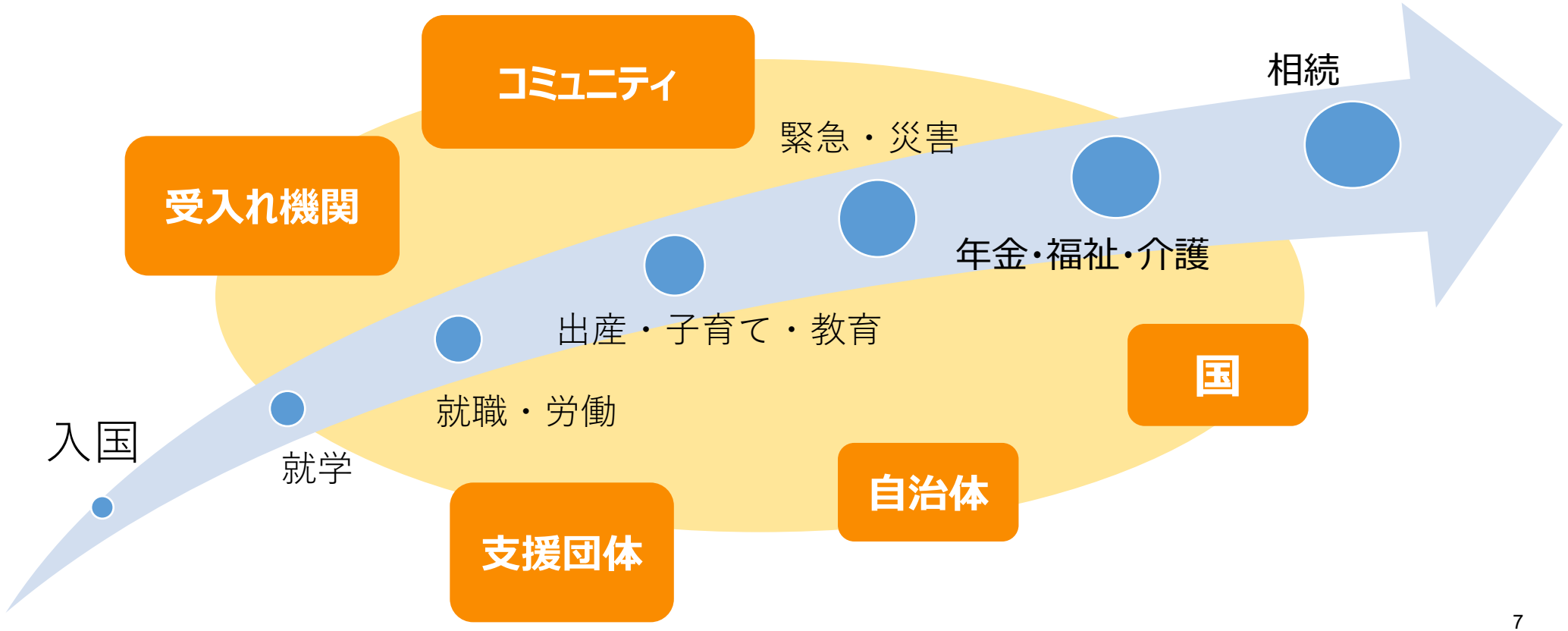

２　在留外国人に対する相談体制・関係機関の連携

在留外国人に対する相談体制について（令和7年4月）

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

窓口名称		外国人在留支援センター（FRESC）	外国人在留総合インフォメーションセンター	ワンストップ型相談センター	一元的相談窓口（外国人受入環境整備交付金による支援を受けたもの）
特徴		FRESC入居機関の連携により複合的相談も可能	地方入管局に設置され、月３～４万件の相談に幅広く対応	外国人集住地域の地方公共団体と連携した地域密着型	地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口
設置主体		4省庁8機関（法務省、厚生労働省、外務省、経済産業省）	地方局・支局	地方公共団体・地方局	地方公共団体
設置時期		令和2年7月～	平成2年7月～（※1）	平成21年～（※4）	平成31年2月～（※5）
設置場所		FRESC（東京都新宿区）	地方局・支局（空港支局を除く11か所）	浜松市、新宿区、さいたま市	全国265か所（※6）
運営主体		FRESC入居機関	委託業者	委託業者	地方公共団体ごとに決定
主な相談内容		在留資格関係 職業相談等	在留申請手続 生活上の相談	生活上の相談	
相談事項	入管手続	○	○	○	
	生活相談	○	○	○	
相談方法	対面	○	○	○	
	電話	○	○（※2）	○	
	その他	オンライン（※7）	メール（※2,3）	×	

（※1）東京局から順次設置。
（※2）平成２３年から、全国統一の電話番号・メールアドレスを設け、東京局において一括して業務委託。
（※3）基本的な相談対応は委託先の施設で行うが、委託先で対応できない相談についてはＦＲＥＳＣの入管庁在留支援課で対応している。
（※4）浜松市から順次設置。
（※5）外国人受入環境整備交付金の開始時期（平成３１年２月から整備事業についての公募を開始）
（※6）令和７年４月１日時点　（※7）各機関によって相談方法は異なる。

外国人支援センター（FRESC）入居機関の業務

入居機関	主な業務
出入国在留管理庁 在留支援課	外国人向けの一元的相談窓口の整備・運営の支援、取組事例の共有等により、地方公共団体等との連携・協力を推進している。また、日本に住む外国人への情報提供や「やさしい日本語」の普及を行っている。
総務課開示請求窓口	出入国在留管理庁が保有する行政文書のほか、出入（帰）国記録及び外国人登録原票の開示請求を受け付けている。
東京出入国在留管理局	日本に在留する外国人や、外国人を雇用したい企業関係者等へ、予約制による個別相談を行っている。また、地方公共団体に対し、外国人に関する相談の対応や助言等も行っている。
法務省 東京法務局人権擁護部	外国人及び障害のある人に対する差別的な取扱いを始め、いじめ、虐待など、様々な人権問題に関する相談に応じているほか、そのような人権侵害行為に対して、簡易・迅速・柔軟な救済活動を行っている。 また、人権擁護委員や地方自治体等と連携しながら、様々な人権啓発活動を行っている。
日本司法支援センター（法テラス）	国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所 困りごとの相談を受け、必要に応じて内容を整理した上で、その方に適した相談窓口を紹介している。また、民事法律扶助の利用条件を満たしている方には、各地の法テラスの無料法律相談を案内している。
外務省 ビザ・インフォメーション	日本への入国査証（ビザ）申請に必要な書類の案内、申請手続等査証（ビザ）に関する一般的な各種相談を受け付けている。 また、公印確認及びアポスティーユに関する照会にも対応している。
厚生労働省 東京外国人雇用サービスセンター	高度外国人材（留学生、専門・技術的分野の在留資格）の就職支援を行う厚生労働省の機関 職業相談・紹介、就職面接会の開催、インターンシップの実施のほか、外国人雇用に関する情報提供・相談等の事業主向け支援も行っている。
東京労働局外国人特別相談・支援室	外国人を雇用する事業主に対し、労働基準法等の労働関係法令や労務管理、安全衛生管理に関する相談対応を行うとともに、セミナーの開催、専門家による訪問支援など外国人労働者の労務管理、安全衛生管理に関する支援を行っている。 また、外国人労働者向けに、労働条件に関する相談対応を行っている。
経済産業省 日本貿易振興機構（JETRO）	高度な知識や技能を有する外国人材の活用を促進するため、関係省庁が連携する「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の事務局を務めている。 セミナーやポータルサイトを通じた情報提供や、高度外国人材を活用する企業に対して、様々な支援サービス等を提供している。

地域における関係機関の連携

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ISA

FRESCを参考に、地方出入国在留管理局、地方公共団体、国の地方機関等の関係機関が連携し、外国人や関係者への相談対応や、相談者を適切な機関につなぐための取組等を各地域で展開。

関係機関の連携

横浜みなとみらい地区「Y-FORA」等

連携機関

東京出入国在留管理局横浜支局横浜港分室　在留相談室「Y-FORA」
横浜地方法務局人権擁護課
日本司法支援センター（法テラス）神奈川地方事務所
外国人労働者相談コーナー（神奈川労働局労働基準部監督課）
ハローワーク横浜（神奈川労働局）
横浜新卒応援ハローワーク留学生コーナー（神奈川労働局）
日本貿易振興機構（JETRO／ジェトロ）横浜貿易情報センター
多言語支援センターかながわ（神奈川県）
横浜市多文化共生総合相談センター
（公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）/横浜市）

福岡県「FUKUOKA IS OPEN センター」

連携機関

FUKUOKA IS OPENセンター総合受付窓口
(公益財団法人福岡県国際交流センター)
福岡県留学生サポートセンター(公益財団法人福岡県国際交流センター)
福岡出入国在留管理局
福岡外国人雇用サービスセンター(福岡労働局)
福岡県弁護士会
福岡県行政書士会
福岡県社会保険労務士会
福岡法務局人権擁護部
日本貿易振興機構（JETRO／ジェトロ）福岡貿易情報センター

合同相談会の開催

形　式：関係機関主催の相談会に参加、又は各地方入管が主催
連携先：地方公共団体、国際交流協会、労働局、法テラス、ＮＰＯ法人等
相談例：在留手続、労働関係、年金関係、生活相談　等

令和６年度は
５８回開催





令和７年度外国人受入環境整備交付金の概要について

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

令和７年度政府予算　１０億円

概要

■目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■交付対象

・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

■交付限度額（整備事業・運営事業共通）

区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	－	1,000万円
市町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

■交付率

区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費	必要経費の2分の1（※）

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

事業スキーム

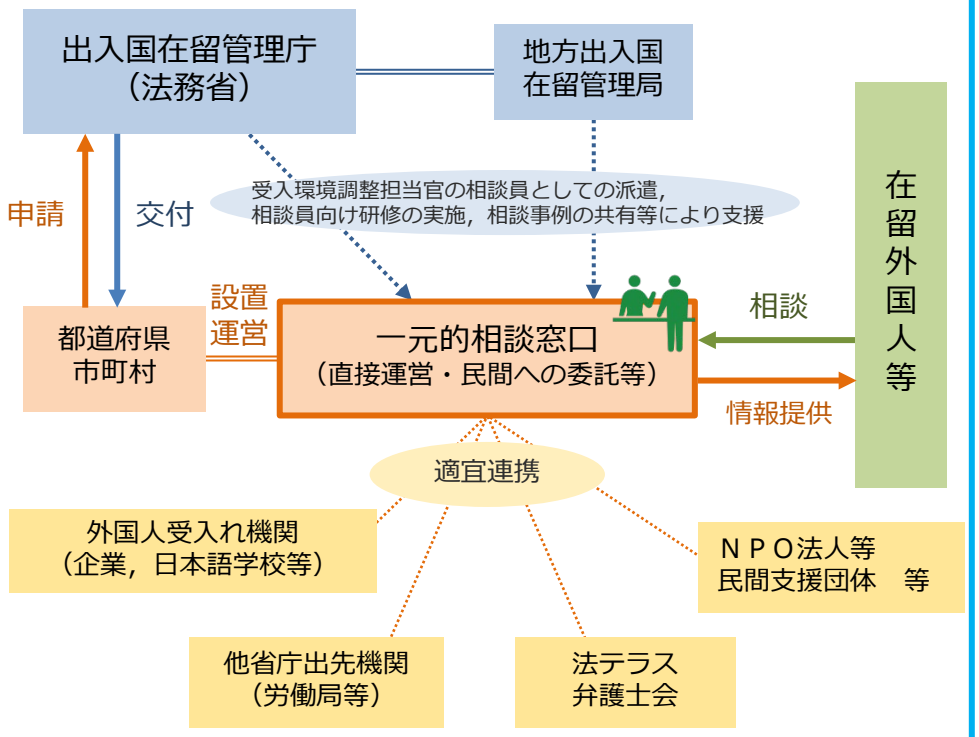

令和７年度の主な取組

■一日当たりの相談件数を基として人件費限度額を設定し、それを超える申請分については交付しないこととする。

■外国人住民数が5,000人未満の市町村の一元的相談窓口における多言語経費については、国の通訳支援事業を活用することにより交付対象外とする。

※多言語対応経費：電話通訳サービスの委託経費など、通訳支援事業と同種の事業経費

地方公共団体への通訳支援

◆ 地方公共団体の行政窓口では、生活に関わる様々な相談や各種申請手続を実施。
◆ 在留外国人の増加に伴い、多言語対応の必要性が高まっているところ、通訳の手配が困難な地方公共団体もある。
◆ 入管庁において、令和３年７月から、一部の地方公共団体を対象に通訳支援を実施。
◆ 令和５年４月から全国の地方公共団体を対象に通訳支援を本格実施している。
◆ 令和７年度から、新たに利用時間の拡大や災害時の通訳支援、一部の地方公共団体を対象としたビデオ通訳を実施。

言語面において全国一律の行政サービスの提供が可能＋地方公共団体等の負担軽減

事業スキーム（イメージ）

地方公共団体の行政窓口等に来所してきた場合など



・受話器のやり取り
・スピーカーフォン等で通訳対応
・タブレット等を用いたビデオ通訳
（一部の地方公共団体が対象）

地方公共団体の行政窓口等に電話がかかってきた場合など

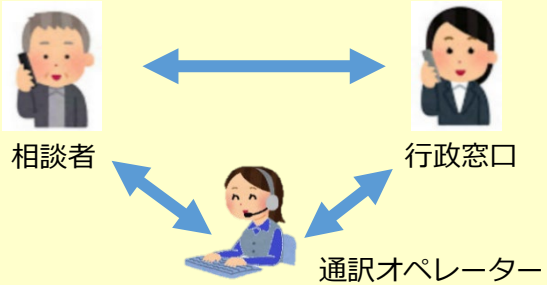

三者通話機能により通訳対応

実施内容

◆ 実施対象：全地方公共団体の行政窓口
◆ 利用時間：平日8時30分～１８時15分
◆ 利用言語：20言語
（英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥー語、ベンガル語、ウクライナ語、ロシア語、アラビア語）

災害時における通訳支援

◆ 令和７年度から、震度５以上の地震等、一定の大規模災害が発生した場合、２４時間対応の災害専用回線を設置し、事前の登録なしに被災地域及びその周辺の地方公共団体等の公的機関で通訳支援を実施。



外国人支援コーディネーターの認証

外国人支援コーディネーターとは

生活上の困りごとを抱えた外国人に対し、専門的知識及び技術をもって相談に応じ、連携先との連絡・調整等の支援を行い解決まで導くほか、生活上の困りごとの発生を予防するための情報提供等を行う人材



令和６年度から養成研修を実施

○　令和6年8月13日から令和7年2月23日まで外国人支援コーディネーター養成研修を実施（受講生60名）
○　修了認定テストに合格した52名を外国人支援コーディネーターとして認証
　（認証期間は3年間であり、認証更新研修を実施予定）

養成課程①（オンライン研修）

○養成研修において習得する必要のある基本的知識及び技術に関する講義（60時間（講義）程度）
オンデマンド方式

項目	養成研修において習得する必要のある知識及び技術
A	外国人支援コーディネーターを導入する意義等
B	外国人の在留状況を正確に把握するために必要な知識
C	異なる文化や価値観を理解するために必要な知識
D	外国人の複雑・複合的な相談内容に対して適切な解決策まで導くために必要な知識及び技術
E	外国人を適切な支援へ円滑につなげるために必要な知識

実践

○「養成課程①」で習得した基本的知識及び技術に基づく実践(注)（受講生の職場等において実施）

（注）　講師等と相談しながら設定した課題に取り組む

○取組状況の中間報告

○課題レポート







養成課程②（集合研修）

○事例検討・グループ討議

○修了認定テスト





受入環境調整担当官について

１．受入環境調整担当官の配置

外国人の受入れ環境整備を目的として、全国の主な地方出入国在留管理官署に担当者を配置

２．主な役割

＜地方公共団体との窓口役＞
○外国人の受入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取
○在留外国人向けの相談窓口の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施　等

３．具体例

地方公共団体職員等に対する研修（大阪局）



令和７年６月、教育委員会等との共催による進路指導研修に受入環境調整担当官を講師として派遣し、教職員に対し、在留資格を有する生徒への指導に当たっての留意点、在留資格制度及び在留資格の詳細等について説明した。

相談窓口への相談員としての職員派遣（名古屋局）



地方公共団体が設置・運営する外国人住民のための「一元的相談窓口」に受入環境調整担当官を派遣し、相談対応を実施している。名古屋局管内１０か所においては、定期派遣を実施している。

地域におけるネットワークの構築（広島局）



外国人支援者の個々の取組をより効率的・効果的なものにするために「外国人支援者ネットワーク」の促進に取り組んでいるところ、令和７年１月、鳥取県内の既存のネットワークに参加することで「外国人支援者ネットワーク」を構築した。

地域における多文化共生施策の推進（東京局）



令和７年３月、サッカーを通じた社会貢献活動と協働して「やさしい日本語」の普及啓発活動を行うことを目的としたイベント「ウォーキングフットボールwithやさしい日本語」をサッカークラブチーム等と共催により実施した。

３　在留外国人に対する情報提供

オリエンテーション等の促進のための取組

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

概 要

○　外国人が、我が国の社会制度、生活ルール、マナー等を入国前から学ぶことができるよう、オリエンテーションのためのツール（ガイドブック、動画）を多言語で作成。
○　「外国人生活支援ポータルサイト」で、外国人が我が国で安定的な生活を送るために必要な情報を集約して提供。

生活・就労ガイドブック



目　次

- 入国、在留手続
- 市区町村での手続
- 雇用、労働
- 出産、子育て
- 教育
- 医療
- 年金、福祉
- 税金
- 交通
- 緊急、災害
- 住居
- 日常生活に関するルール

やさしい日本語を含む１９言語で公開中。

生活･就労ガイドブック
https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html

生活オリエンテーション動画



１５パートのショートムービー

- はじめに
- 交通ルール
- 生活ルール（暮らし編）
- 生活ルール（公共施設編）
- 医療機関
- 緊急、災害
- 入管の手続と住所の手続
- 健康保険制度
- 年金制度
- 税金
- 雇用、労働
- 相談窓口の案内
- 初歩的な日本語学習
- 終わりに
- 概要編

YouTube 法務省チャンネルにおいて１７言語で公開中。

生活オリエンテーション動画　：　https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html

外国人生活支援ポータルサイト

外国人生活支援ポータルサイト　A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals

外国人や支援者にとって有用な情報を提供しています。



各省庁の情報を集約(リンクを掲載)

パソコンやスマートフォンの設定言語に応じて自動翻訳(109言語)

外国人生活支援ポータルサイト　：　https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html

在留外国人に対する必要な情報発信の強化及び生活上の困難を抱えた外国人等へのアウトリーチ支援事業

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

在留外国人に対する情報発信の課題

- 言語能力やインターネット環境等の問題から、国や地方公共団体がホームページ等で提供する情報に容易にたどり着くことができない在留外国人が存在し、情報発信を強化する必要がある。
- 在留外国人を対象とする支援に関する情報に接してもなお、自力で支援にたどり着くことができない在留外国人に手を差し伸べ、適切な行政窓口を案内するほか、必要に応じて窓口まで同行するなどのアウトリーチ支援を提供する必要がある。

これまでの取組

- 令和４年度から、毎年、民間支援団体に委託して、次の内容に関する事業を実施中

①　地域の同国人に影響を持つインフルエンサーの活用等、地域に根差したネットワークを利用した情報発信

②　現に困難に陥っている在留外国人を掘り起こし、抱えている問題を解決する行政窓口に適切につなげるアウトリーチ支援

✓　事業概要：外国人住民の国籍・在留資格・ライフステージに応じて必要な情報や支援を**地域密着型**の方法で提供

（参考）多言語による民間支援団体が配布･配信した情報例



【ベトナム語】

防災情報に関するスマホアプリ等をまとめたチラシ

（ベトナム語ほか１３言語で配布）

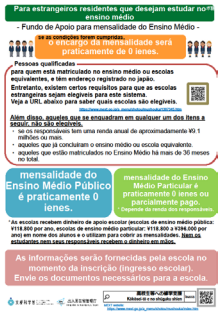

【ポルトガル語】

高等学校等就学支援金制度に関する情報

（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語でSNS配信）

外国人コミュニティとの対話・連携

外国人コミュニティとの対話・連携のイメージ

政府（出入国在留管理庁）

対話型オリエンテーション等を通じた、
制度や施策についての正確な情報

コミュニティのニーズ、フィードバック、
施策の周知のサポート　等

外国人コミュニティ

イベント等への参加による交流



フィリピンエキスポ2024（2024.6　東京　上野公園）



ベトナムフェスティバル2025（2025.6　東京　代々木公園）

令和６年度 在留外国人に対する基礎調査－主な結果④(情報入手・相談対応)－

■ 公的機関が発信する情報を入手する際の困りごとは、困りごとがあった中では、令和４年度から上位３項目は変わらず、「多言語での情報発信が少なかった」（17.0%）、「公的機関のウェブサイト上で、必要な情報にたどり着くことが難しかった」（9.3%）、「やさしい日本語での情報発信が少なかった」（9.1%）が多い。「その他」を除く困りごとは一貫して割合が減少し、「過去１年間では特に困ることはなかった」は令和４年度から8.0ポイント増加している。

■ 公的機関に相談しようとした際に困ったことは、困りごとがあった中では、「どこに相談すればよいか分からなかった」（16.2%）、「相談するために仕事や学校等を休まなければならなかった」（12.6%）、「通訳が配置されていなかった又は少なかった」（8.4%）の順で多い。

公的機関が発信する情報を入手する際の困りごと

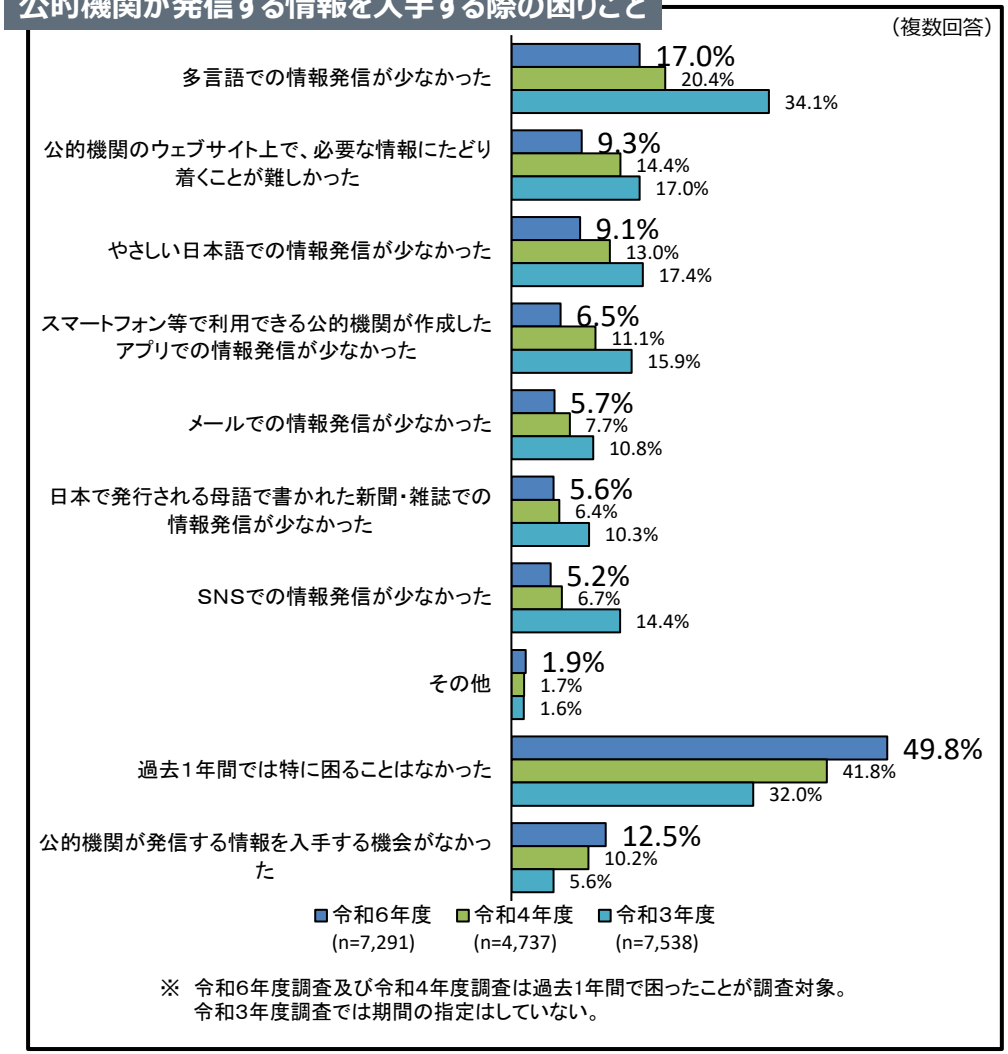

※ 令和6年度調査及び令和4年度調査は過去1年間で困ったことが調査対象。
令和3年度調査では期間の指定はしていない。

公的機関に相談しようとした際に困ったこと

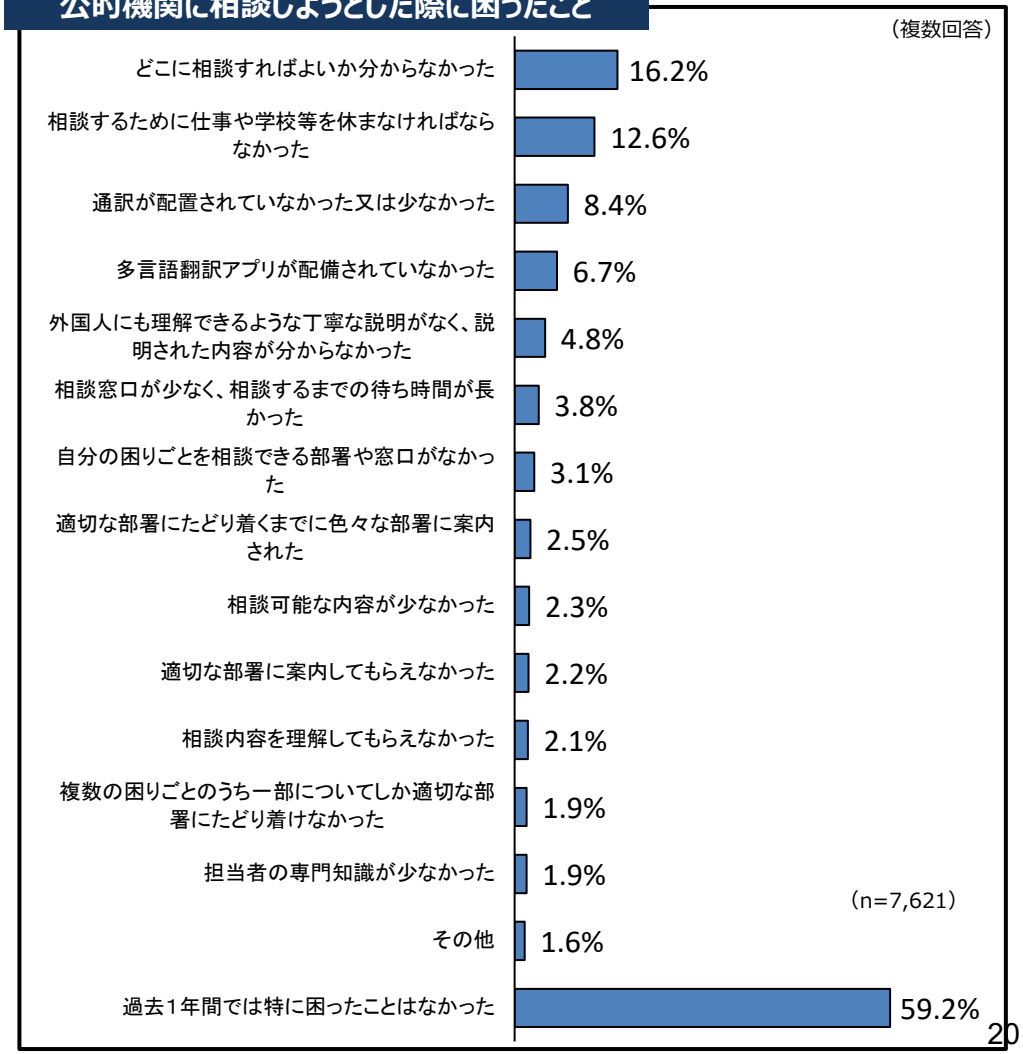

令和６年度 在留外国人に対する基礎調査－主な結果⑪(ウェブページ・取組等の認知度、意見・要望)－

■ 外国人支援のためのウェブページや取組等について、「知らない」と答えた人は８割を超えている。

○ 外国人生活支援ポータルサイト⇒https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html

○ つながるひろがるにほんごでのくらし⇒https://tsunagarujp.mext.go.jp/

○ 外国人在留支援センター(FRESC)⇒https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html

○ ライフ・イン・ハーモニー推進月間⇒https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00066.html

○ 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ⇒https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00033.html

■ 必要な支援・取組等では令和４年度から上位３項目は変わらず「言語」（57.7%）、「仕事」（47.2%）、「人種差別・機会平等・個人尊重」（39.2%）が多い。

外国人生活支援ポータルサイト

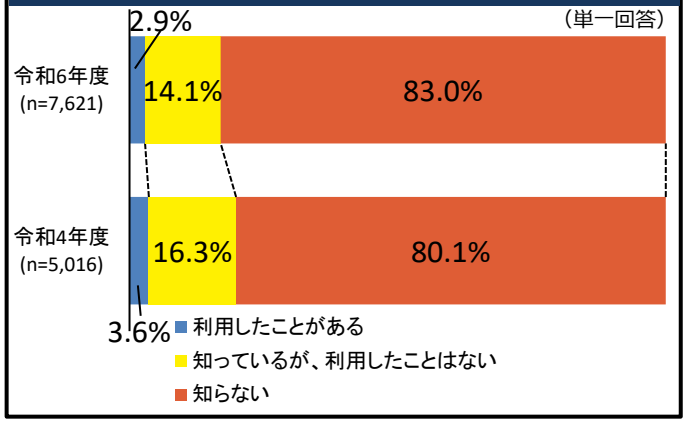

外国人在留支援センター（FRESC）

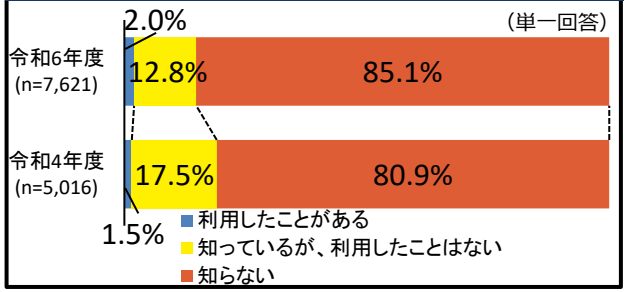

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

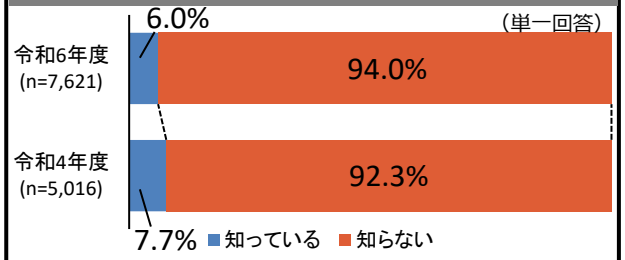

つながるひろがる にほんごでのくらし（つなひろ）

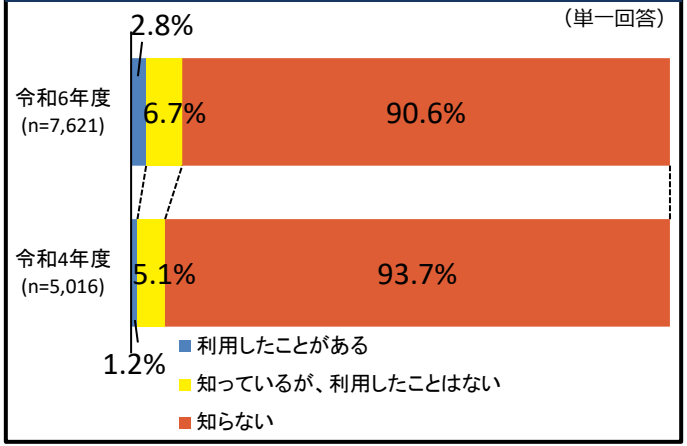

ライフ・イン・ハーモニー推進月間

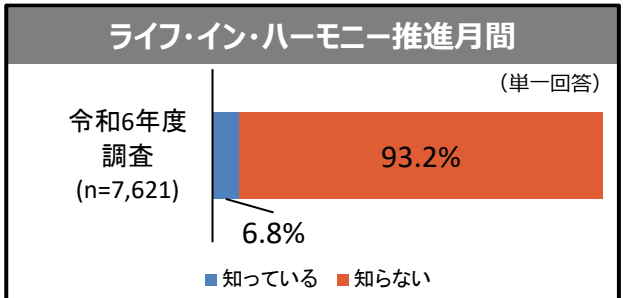

必要な支援・取組等

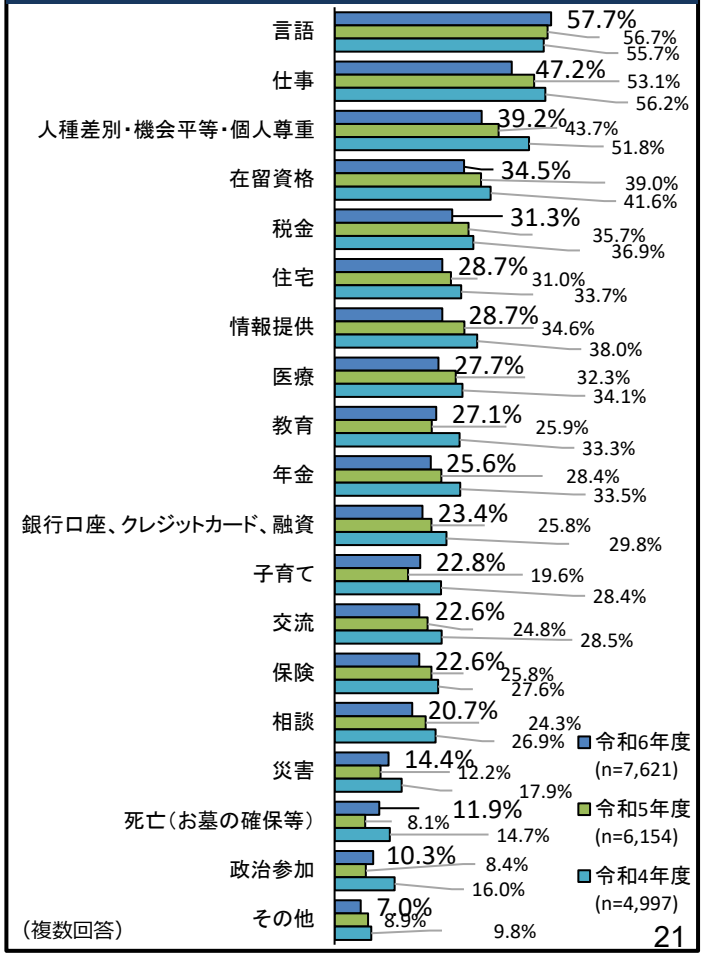

４　在留支援のためのやさしい日本語の普及

やさしい日本語の普及に関する取組み

やさしい日本語とは…難しい言葉を簡単な表現に言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと

2020年8月作成

「在留支援のための やさしい日本語ガイドライン」



・書き言葉に焦点を当てたガイドライン。
・やさしい日本語に書き換える手順を3つのステップで紹介。

2022年10月作成

「在留支援のための やさしい日本語ガイドライン 話し言葉のポイント」



・話し言葉の留意事項をまとめたもの。
・やさしい日本語の効果的な話し方や言い換え例等を掲載。

2023年3月作成

「在留支援のための やさしい日本語ガイドライン 別冊 やさしい日本語の 研修のための手引」



・研修実施の手順やポイントのほか、研修事例や参考となる素材を掲載。

2024年3月作成

「やさしい日本語 研修教材例」



・やさしい日本語の研修に使える資料や実践問題を掲載。
・この1冊でやさしい日本語研修が実施できる講師用の研修教材例。

2025年3月作成

「やさしい日本語 研修用動画」



・「やさしい日本語研修教材例」と併せて使用する研修用動画。
・入管庁職員と日本語教師が出演した窓口対応の様子を収録。
・話し言葉のポイントについて、研修を通して学べる動画。

2025年3月作成

「やさしい日本語 書き換えツール」



・やさしい日本語に書き換えたい言葉を入力すると、やさしい日本語の書き換え例が表示されるチャットボット風のツール。

５　条約難民等への支援の取組

難民等の支援

	条約難民	補完的保護対象者	第三国定住難民
定住支援プログラムの内容等			
受講期間	昼間６か月コース又は夜間１年コース		昼間６か月コース
生活ガイダンス	１２０時限（※１時限＝４５分）		１２０時限（※）
日本語教育 （文部科学省所管）	５７２時限（※） 教材提供、日本語学習相談		５７２時限（※） 教材提供、日本語学習相談
就労支援 （厚生労働省所管）	相談員による 職業相談・紹介 職場適応訓練	ハローワークによる 職業相談・紹介	相談員による 職業相談・紹介 職場適応訓練
生活費等	生活費、医療費、住居費、定住手当		生活費、医療費、定住手当
宿泊施設の提供	必要に応じて提供		全員入居
その他の支援			
相談事業	あり		あり
教育訓練援助金	あり		あり
難民認定申請者又は補完的保護対象者認定申請者（保護措置）＊			
保護費	生活費、医療費、住居費		
宿泊施設の提供	必要に応じて提供		
相談事業	あり		

＊生活に困窮している者に限る

条約難民、補完的保護対象者、第三国定住難民に対する支援体制等について

政府の支援体制

難民対策連絡調整会議
（平成１４年８月７日閣議了解）

事 務 局
（内閣官房）

- 出入国在留管理庁（生活ガイダンス等）
- 文部科学省（日本語教育）
- 厚生労働省（就労支援）
- その他構成員
  - ・総務省
  - ・国土交通省
  - ・外務省ほか

公益財団法人
アジア福祉教育財団
難民事業本部（RHQ）
に業務委託

定住支援プログラムの実施
※就労支援については、補完的保護対象者に対しては、業務委託せずに、定住支援プログラム外でハローワークによる支援を実施

定住支援プログラム以外の主な支援

- ・総務省：地方公共団体への協力要請
- ・国土交通省：公営住宅への入居における在住期間要件の緩和

定住支援プログラムの概要

難民等及びその家族が我が国の社会で自立した生活を営むため、以下の内容を提供

- ・生活ガイダンス・・・我が国で生活するために必要な、税金や医療などの制度や文化、習慣について、学習
- ・日本語教育・・・我が国への定住に必要とされる基礎日本語能力（※）の習得のための日本語教育プログラム及び教材の提供、日本語学習に関する相談対応等の支援
  ※「日本語教育の参照枠」のＡ２からＢ１レベル相当を到達目標
- ・就労支援・・・履歴書の書き方や面接の受け方の指導、就職先・職業訓練先のあっせん、就職後の定着指導



- ・定住支援プログラム修了後も、相談事業において、住居、就労、日本語教育、行政手続等に関する相談に対応し、必要に応じて利用可能な制度の紹介や調整を実施。

定住支援プログラムの受講者及び修了者数と就職状況について

	条約難民				補完的保護対象者				第三国定住難民			
R4	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）
受講者	74	2	66	6	―	―	―	―	30	30	―	―
修了者	74	2	66	6	―	―	―	―	30	30	―	―
R5	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）
受講者	28	2	9	17	―	―	―	―	40	40	―	―
修了者	28	2	9	17	―	―	―	―	40	40	―	―
R6	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）	合計	昼間コース（通所）	昼間コース（オンライン）	夜間コース（オンライン）
受講者	42	8	18	16	214	72	80	62	43	43	―	―
修了者（修了率）	35	8	18	9（56%）	145	59（82%）	52（65%）	34（55%）	43	43	―	―

※ 昼間コースの通所及びオンラインの受講者または修了者の数は、4月開講と10月開講の人数を合わせた数値
※ 補完的保護対象者の定住支援プログラムは令和6年4月から開始

定住支援プログラム受講者のうち、	条約難民			第三国定住難民		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6
就職希望者数	6	18	30	26	41	40
就職者数	6	8	18	26	41	40
就職率	100%	44%	60%	100%	100%	100%

※ 補完的保護対象者は就職先あっせん等が厚生労働省の委託事業として実施されていないため統計なし

【参考】定住支援プログラムを受講した補完的保護対象者とその家族及び入国時身元保証人のないウクライナ避難民に対する就労アンケート
※令和7年25日～8月5日の間メールで実施。418人のうち253人(60.5%)が回答

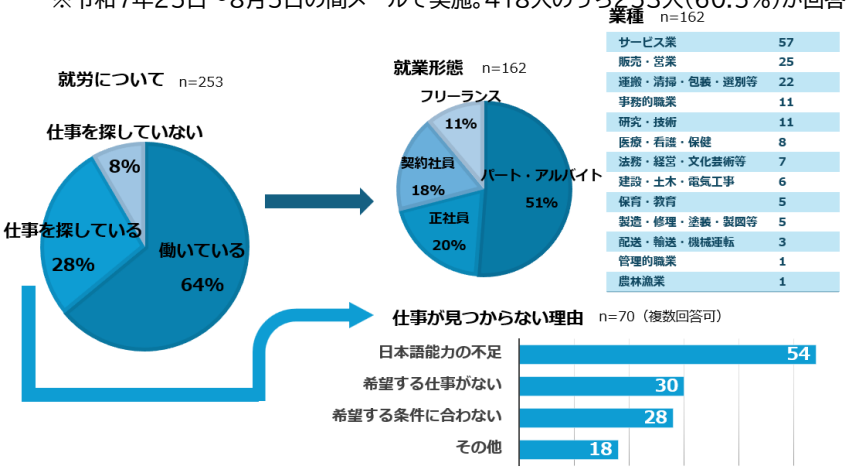

定住支援プログラム受講者の自立に向けた課題とフォローアップ

課題①　未修了者の存在

要因：出席不良による修了要件未達
一時出国、本国帰国に伴う退所

〈理由〉

- **学習時間確保が困難**
  日常生活や退所後の自立に向けた活動（就職活動や住居確保）とプログラム受講の両立が困難
- **日本語学習の意欲低下**
  就労先で求められる日本語能力等があらかじめ明確でなく、モチベーションを維持するのが困難
- **一時出国が容易、将来的な帰国も選択肢**
  補完的保護対象者の中には一時帰国する者や、本国情勢次第では将来的に本国への帰国を希望する者も存在

課題②　確実な就労先確保

要因：希望する職種と日本語能力のアンマッチ
希望する職種と求人のアンマッチ

〈理由〉

- **希望する職種と就職可能な求人の乖離**
  受講者の希望に沿った就職先が確保しづらい。
- **希望する職種と日本語能力の乖離**
  本国で経験のある専門性の高い業務を希望する場合でも、一定の日本語要件を求められる傾向
  他方、単純作業に従事した場合、就労しながらの日本語習得には限界があり、その後のキャリアアップに影響
- **プログラム修了時点の日本語能力が示されていない**
  プログラムを修了した時点での受講者の日本語能力が第三者により示されていない。

フォローアップに向けた今後の取組

- **プログラム構成を含めた内容の検討・改善**
  より就職活動に活用することができる日本語習得を目指すとともに、就労機会の確保につながるプログラム内容を検討
- **プログラム修了時の日本語習得目標を明確化**
  日本での就労に求められる日本語レベルを受講者に明示することで、動機付けと学習効果を向上させる
- **関係機関との連携強化・情報共有**
  関係省庁と問題意識を共有するとともに必要に応じた定住支援の在り方を検討
- **受講者の適切なマインドセット**
  プログラム早期から我が国で自立して定住するビジョンを描かせ、生活習慣の習得及び日本語学習の重要性を認識させる

６　御議論いただきたい事項

出入国在留管理政策懇談会において特に御議論いただきたい事項

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

相談体制・情報発信機能の強化

✓ 関係機関との連携について【資料P8~15】

・地方公共団体や民間支援団体と入管庁との連携強化の方法、連携して取組むべき課題の洗い出し

・福祉、教育、労働など他の分野の支援機関との連携の可能性

・外国人を支援の担い手として捉えた連携の在り方（コミュニティ内のキーパーソンの発掘・活用方法等）

✓ 効果的な情報発信の方法について【資料P16~21】

・網羅的で一覧性の高い発信方法である「外国人生活ポータルサイト」「生活・就労ガイドブック」「生活オリエンテーション動画」の内容、周知方法

・外国人のライフステージや、生活の特定の場面（災害発生時等）に応じた確実・迅速な情報提供の在り方

・より効果的・効率的なタイミング・手法による発信の在り方（例えば、地域住民との摩擦を防ぐための生活上のルールやマナーの理解促進を目的とした、入国前段階からのオリエンテーション、地方公共団体による地域の実情を踏まえたオリエンテーション等）

✓ 在留外国人がよりスムーズに社会の構成員となっていくためのプロセスの構築について

・日本文化・慣習の理解促進、能動的な社会参加と制度理解・法令遵守、日本語能力向上や就業促進を目的とした講習の必要性等

難民等への支援

✓ 定住支援プログラムの内容、期間等について【資料P24~28】

・プログラム参加への動機づけの方法

・プログラム修了後の自立した生活（日本語能力向上、就労先の確保、地域社会への溶け込み等）を意識した内容構成

・プログラム修了後の生活・就労状況のフォロー

（参考）第三国定住難民については、「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定、令和元年6月28日一部改正）に基づき、その支援の在り方等について、同会議において検討を行うこととしている。

参考資料

外国人在留支援センター（FRESC）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府の窓口（４省庁８機関）が集まり、連携して施策を実施する機関として、令和２年７月６日に開所

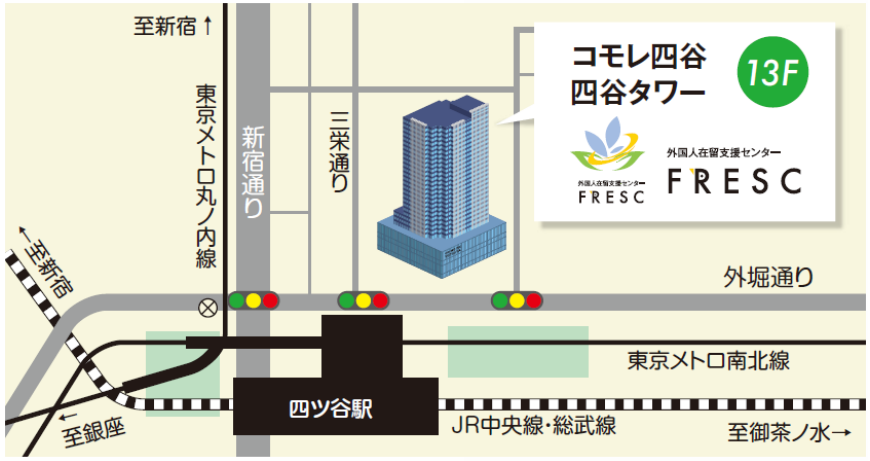



Address　所在地（ばしょ）

〒160-0004　東京都新宿区四谷一丁目６番１号 四谷タワー13F

Phone Number　代表電話番号（でんわ）　0570-011000（ナビダイヤル）

一部のIP電話及び海外からはこちら　+81-3-5363-3013

Opening hours　開庁時間（あいているじかん）

9:00～17:00　※土・日・祝・年末年始は休庁



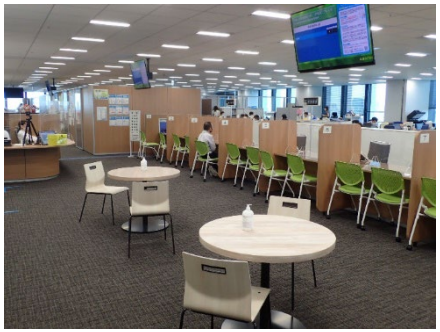



FRESCにおける相談等の現況（令和２年１２月～）

	総数	令和2年12月～令和6年7月	令和６年８月	９月	１０月	１１月	１２月	令和７年１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月
相談対応数（手段別）	**513,939**	**405,736**	**8,863**	**8,649**	**9,543**	**8,578**	**8,015**	**8,275**	**8,939**	**9,529**	**9,165**	**9,455**	**9,714**	**9,478**
来所	**111,465**	**87,000**	1,628	1,878	2,133	1,920	1,790	2,000	2,139	2,291	2,024	2,333	2,244	2,085
電話・メール	**380,110**	**302,558**	6,771	6,299	6,927	6,193	5,823	5,924	6,419	6,866	6,779	6,428	6,506	6,617
その他（※1）	**22,364**	**16,178**	464	472	483	465	402	351	381	372	362	694	964	776

※1 ビデオ面談、手紙等

相談の内容別内訳

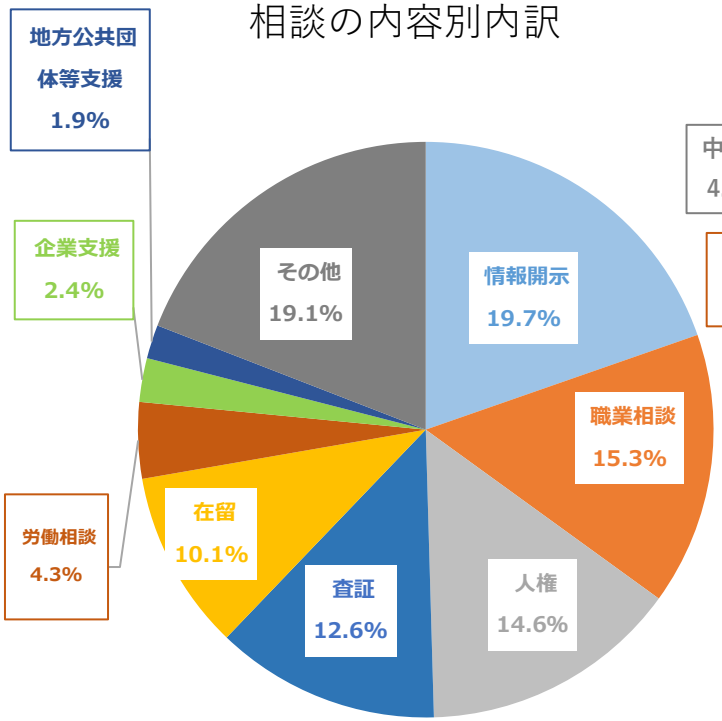

言語別内訳

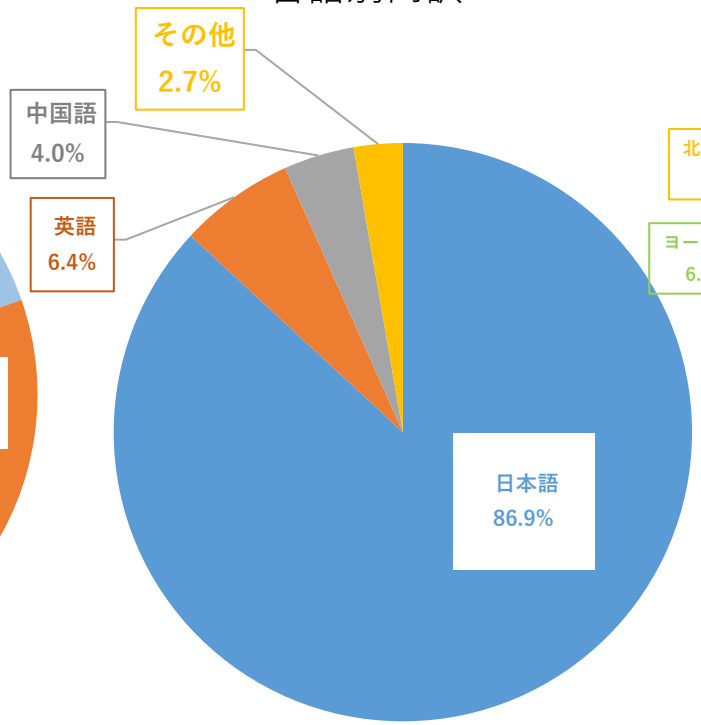

来所者の地域別内訳

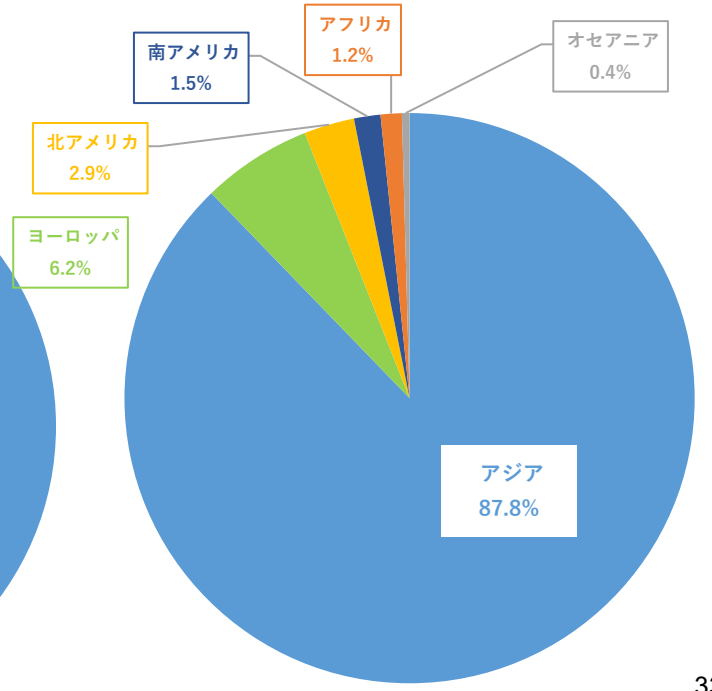

※２ 把握できた分に限って集計

外国人在留総合インフォメーションセンターについて

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

1．外国人在留総合インフォメーションセンター（※1）の設置

（※1）官署によっては、インフォメーションセンターという名称でない場合があります。

外国人及び本邦の関係者からの入国手続や在留手続等に関する各種の問合せに応じるために、各地方出入国在留管理局・支局に相談窓口を設置。（個別事案に関する申請や許可の見通し／審査の進捗状況、処分結果／退去強制手続の進捗状況／についてはお答えしておりません。）

2．相談方法

<電話>	**電話番号**	０５７０－０１３９０４（IP、海外：０３－５７９６－７１１２）	**対応時間**	平日　午前８：３０～午後５：１５
	対応言語	日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、ミャンマー語、シンハラ語		
<メール>	**アドレス**	info-tokyo@i.moj.go.jp	**対応言語**	日本語、英語
<来所>	下記の窓口一覧のとおり			

<窓口一覧>

	所在地	時間	日本語以外の対応言語
札幌	〒060-0042　北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎	平日 午前8:30～午後5:15（火曜～金曜日（※2）は午後0:00～午後1:00を除く。）	英語
仙台	〒983-0842　宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20　仙台第二法務合同庁舎　分庁舎	平日 午前8:45～午後4:30	英語、中国語（韓国語についても対応可能な場合あり）
東京	〒108-8255　東京都港区港南5-5-30	平日 午前8:30～午後5:15	上記電話相談の対応言語と同じ
横浜	〒236-0002　神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	平日 午前8:30～午後5:15	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
名古屋	〒455-8601　愛知県名古屋市港区正保町5-18	平日 午前8:30～午後4:00	英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピノ語（ベトナム語についても対応可能な場合あり）
大阪	〒559-0034　大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	平日　午前8:30～午後5:15	英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語
神戸	〒650-0024　兵庫県神戸市中央区海岸通29　神戸地方合同庁舎	平日 午前8:30～午後5:15	英語、中国語（ベトナム語、スペイン語またはポルトガル語についても対応可能な場合あり）
広島	〒730-0012　広島県広島市中区上八丁堀2-31　広島法務総合庁舎内	平日 午前9:00～午後4:00	英語（中国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語についても対応可能な場合あり）
高松	〒760-0011　香川県高松市浜ノ町72-9　浜ノ町分庁舎	平日　午前9:00～午後4:00（午後0:00～午後1:00を除く。）	英語
福岡	〒810-0073　福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25　福岡第一法務総合庁舎	平日 午前9:00～午後4:00	英語、中国語（韓国語についても対応可能な場合あり）
那覇	〒900-0022　沖縄県那覇市樋川1-15-15　那覇第一地方合同庁舎	平日　午前9:00～午後4:00（午後0:00～午後1:00を除く。）	英語

（※2）連続する閉庁日後の最初の開庁日を除く。

ワンストップ型相談センターについて

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

1．ワンストップ型相談センター

地方公共団体の相談窓口と連携して、外国人住民が日本で生活するために必要な入国管理手続等の行政手続、生活に関する相談及び情報提供を行うため、ワンストップ型の相談センターを設置。（電話や訪問による問い合わせに、日本語だけでなく、多言語で対応）

2．相談窓口

外国人総合相談支援センター

住　　所：東京都新宿区歌舞伎町2-44-1　東京都健康プラザ「ハイジア」11階　しんじゅく多文化共生プラザ

電　　話：03－3202－5535、03－5155－4039

時　　間：平日　午前9時～午後4時

対応言語：中国語・英語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語・タガログ語・（曜日によって対応言語が異なります。）

外国人総合相談センター埼玉

住　　所：埼玉県さいたま市浦和区北浦和5－6－5　埼玉県浦和合同庁舎3階

電　　話：048－833－3296

時　　間：平日　午前9時～午後4時（曜日によって、対応できる相談内容が異なります。）

対応言語：中国語・英語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タガログ語・韓国語・タイ語・ネパール語・ロシア語・ウクライナ語（曜日によって対応言語が異なります。）

多文化共生総合相談ワンストップセンター

住　　所：静岡県浜松市中区早馬町2－1　クリエート浜松4階

電　　話：053－458－1510、053－458－2170

時　　間：月曜～日曜　午前9時～午後5時（曜日によって、対応できる相談内容が異なります。）

対応言語：中国語・英語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語・フィリピノ語（曜日によって対応言語が異なります。）

生活・就労ガイドブックについて

概要

○ 2024年末の在留外国人数は、376万8,977人（前年末比35万7,985人、10.5%増）で、過去最高を更新
○ 安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報を集約した「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成
（「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月25日関係閣僚会議決定））

発信方法

○ 入管庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」において、親しみやすいものとなるようイラストなどを加え、やさしい日本語を含む19言語で発信

対応言語

日本語　英語　中国語　韓国語　スペイン語
ポルトガル語　ベトナム語　ネパール語　ミャンマー語
タイ語　インドネシア語　クメール（カンボジア）語
フィリピノ語　モンゴル語　トルコ語　ウクライナ語
ロシア語　フランス語　やさしい日本語

- 入国・在留手続
- 市区町村での手続
- 雇用・労働
- 出産・子育て
- 教育
- 医療
- 年金・福祉
- 税金
- 交通
- 緊急・災害
- 住居
- 日常生活におけるルール・習慣

ガイドブックにより期待される効果

- 外国人が日本のルールや制度の概要を網羅的に把握
- 地方公共団体をはじめとする外国人を支援する方が必要な情報に容易にアクセス

⇩

外国人との共生社会の実現に寄与

2025年3月に公表した第7版の主な変更点

- こども家庭庁　：「産後ケア事業」及び「妊娠・出産や子育てに関する相談窓口」の項目を新記載
- 文部科学省　：外国人児童を支援するコンテンツを追加記載
- 出入国在留管理庁：「外国人生活支援ポータルサイト」及び「生活オリエンテーション動画」の項目を新記載

改訂状況

- 2024年11月に多言語版（第6版）を公表（ロシア語及びフランス語を追加）
- 2025年3月に日本語版とやさしい日本語版（第7版）を公表
- 今後も関係府省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充していく

「生活・就労ガイドブック」は、「外国人生活支援ポータルサイト」に掲載しています。
https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html

生活オリエンテーション動画について

概 要

出入国在留管理庁では、日本での生活を考えている外国人の方や日本に住んでいる外国人の方がより円滑に日本で生活できるよう、「生活・就労ガイドブック」の内容を基に、**生活オリエンテーション動画を作成**。（令和６年３月末配信開始）

１５パートの内容で構成

- はじめに
- 交通ルール
- 生活ルール（暮らし）
- 生活ルール（公共施設）
- 医療機関
- 防災関係
- 入管手続等
- 健康保険制度
- 年金制度
- 税金
- 雇用・労働
- 相談窓口の案内
- 初歩的な日本語学習
- 終わりに
- 概要

日本語含め１７言語で作成

- 日本語
- 英語
- 中国語（簡体字）
- 中国語（繁体字）
- 韓国語
- ベトナム語
- ネパール語
- インドネシア語
- フィリピノ語
- タイ語
- ポルトガル語
- スペイン語
- クメール語（カンボジア語）
- ミャンマー語
- モンゴル語
- ウクライナ語
- ロシア語

動画例

生活ルール



税金



緊急・災害



配信

出入国在留管理庁ホームページ及び
YouTube法務省チャンネル等において
公開、配信中。

総再生回数約３９万回
（令和７年６月１９日現在）

入管庁ホームページ
（生活オリエンテーション動画）

外国人生活支援ポータルサイトについて（2019.4.1開設）

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ISA

多言語での情報提供の課題

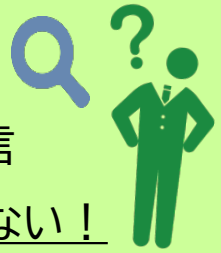

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、各省庁が多言語化された情報を発信

⇒ 情報の発信が日本語のHP内で行われることが多く、多言語化された情報にたどり着けない！

対応策

外国人や支援者に有用な各省庁の多言語化された情報をポータルサイト内にリンク掲載。
⇒ポータルサイト内ではパソコンやスマートフォンの設定言語に自動翻訳（109言語対応）。
ピクトグラムを使用するなどして情報を視覚的に分かりやすく掲載。

1. テーマ別ページ



- 「生活・就労ガイドブック」の各章に沿った13のテーマ別に情報を集約。
- 定期的に更新し、最新の情報を掲載。

2. 生活・就労ガイドブック



- 「生活・就労ガイドブック」をやさしい日本語を含む19言語で掲載。

3.特設ページ



- マイナンバーカードの取得方法等の解説や、令和6年能登半島地震に関する情報など“特に伝えたい”ことを掲載。

4.やさしい日本語関連情報



- やさしい日本語ガイドラインや「話し言葉のポイント」など、やさしい日本語の活用促進に関する情報を掲載。

期待される効果

- **外国人がそれぞれの使用言語で、容易に最新の情報にアクセスすることができる環境を構築**

外国人生活支援ポータルサイト　https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html

在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインの概要

＊書き言葉に焦点をあてたガイドライン＊

やさしい日本語は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。

- 日本に住む外国人は、この30年で約３倍に増え、日本に住む外国人の国籍が多様化。
- 外国人が日本で安全に安心して生活するためには、国や地方公共団体からのお知らせなどを正しく理解することが必要。
- 多言語化を進めているが、これまでの日本語に関する調査によると、「日本語」を「日常生活に困らない言語」とした外国人は約63%、「希望する情報発信言語」として「やさしい日本語」を選んだ外国人は76%。
- やさしい日本語による情報提供・発信を進めることが有効であり、取組を進めるため、出入国在留管理庁と文化庁は、このガイドラインを作成。

１．在留支援のためのやさしい日本語 作成の3ステップ

ステップ１ 日本人にわかりやすい文章 → **ステップ２** 外国人にもわかりやすい文章 → **ステップ３** わかりやすさの確認

ポイント（ステップ１）

◆情報を整理する
- 伝えたいことを整理し、情報を取捨選択する。等

◆文をわかりやすくする(１)
- ３つ以上のことを言うときは、箇条書きにする。等

◆外来語に気を付ける

ポイント（ステップ２）

◆文をわかりやすくする(２)
- 受身形や使役表現をできる限り使わない。等

◆言葉に気を付ける
- 簡単な言葉を使う。

◆表記に気を付ける
- 漢字の量に注意し、ふりがなをつける。等

日本語教師や外国人に、わかりやすいかどうか、伝わるかどうかをチェックしてもらう。

２．書き換えツールの紹介

やさしい日本語を作成するときに活用してもらうため、無料で公開されている日本語の難易度を調べるツールを紹介している。

- やんしす
- やさにち
- チェッカー
- リーディングチュウ太

３．変換例と演習問題

- 実際の書き換え例を示して、気を付けるポイントを説明している。
- 演習問題を掲載し、実際に書き換えの練習を行うことができるようにしている。

ガイドライン解説動画

基礎編　演習編（ステップ１）　演習編（ステップ２）

YouTube法務省チャンネルにて公開中。

在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン
話し言葉のポイント

経緯

○2020年8月　出入国在留管理庁と文化庁は、**「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」**を策定
○2021年8月　**「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する会議」**を設置
○2022年3月　**同会議報告書「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進の在り方」**において、書き言葉のガイドラインに加え話し言葉についても国が留意事項を取りまとめ、公表する必要性について指摘
○2022年7月　**「話し言葉のやさしい日本語の活用促進に関する会議」**を設置
　⇒在留外国人とのコミュニケーションの際に留意すべき実践的な事項を「話し言葉のポイント」として取りまとめ

現状

○　全年齢を対象とした「国語に関する世論調査（2019年度）」では、やさしい日本語で外国人に伝える取組を「知っている」と回答した人は全体の約3割。
○　「在留外国人に対する基礎調査（2021年度）」では、自身の日本語能力を「日常生活に困らない程度に会話できる」以上と回答した在留外国人が8割強。

やさしい日本語の話し言葉のポイント　効果的な話し方や、言い換え等を6つのポイントとして整理

（1）はじめの心得

（内容を整理し、相手に配慮する）
✓伝えたい情報を取捨選択し、整理する
✓このくらい話せば分かるだろうという思い込みを取り払う　等

（2）聴き方の心得

（相手の話をしっかり聴く）
✓相手の話を聴く態度を示す
✓落ち着いて対応する　等



（3）話の進め方

（反応を見る、臨機応変に対応する）
✓やり取りがうまくいかない場合もフリーズしないで、話を継続する
✓反応を見ながら自分の話し方を調整する　等



（4）話し方の基本

（短くはっきり言い切る）
✓短く切って話す
✓文の最後まで言い切る　等

（5）適切な言い換え

（相手が理解できる言葉に言い換える）
✓難しい言葉・言い回しを使わない
　例：納税　→　税金を払う　等

（6）言葉以外の工夫

（ノンバーバルコミュニケーション）
✓資料・写真・図や実物を活用する
✓コミュニケーションボードを準備する　等

やさしい日本語の普及に関する最新の取組

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

２０２５年３月に公開した
新コンテンツ

2025年3月作成



「やさしい日本語研修用動画」

・「やさしい日本語研修教材例」と併せて使用する研修用動画を作成。
・入管庁職員と日本語教師が出演した窓口対応の様子を収録。
・相手が理解できる言葉に言い換えたり、資料を活用する等のポイントについて、研修を通して学べる動画。

2025年3月作成

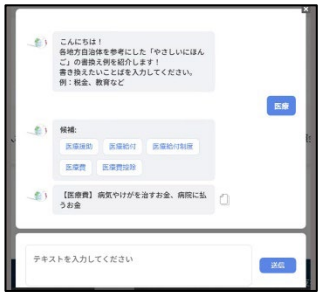

「やさしい日本語書き換えツール」

・やさしい日本語に書き換えたい言葉を入力すると、やさしい日本語の書き換え例が表示されるチャットボット風のツールを作成。
・入管庁が公表している書き換え例に加え、地方公共団体が公表している書き換え例を含めた約900語彙の書き換え例を検索することができる。

難民認定申請者又は補完的保護対象認定申請者に対する支援（保護措置）について

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

主な支援内容

●生活費・・・１２歳以上　日額２，４００円　※ただし世帯２人目以降は１，６００円
　　１２歳未満　日額１，２００円

●住居費・・・単　身　者　月額４０，０００円
※上限あり　二　人　目　月額５０，０００円
　　三　人　目　月額５５，０００円
　　四人目以降　月額６０，０００円
　　※　直ちに住居を確保する必要がある者については緊急宿泊施設を提供。

●医療費・・・必要に応じ実費支給

最近の支援実績

●保護措置の申請者・受給者数の推移（※）年度をまたいで支給決定される者もいるため、申請者数を受給者数が上回る場合もある。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
難民認定申請者	申請者数	311	148	221	663	697
	受給者数	357	250	204	658	710
補完的保護対象者認定申請者	申請者数				13	120
	受給者数				8	107

（単位：人）

（参考）難民等認定申請者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
難民認定申請者数	3,936	2,413	3,772	13,823	12,373
補完的保護対象者認定申請者数				678	1,273

（単位：人）

●保護措置の申請を受け付けてから開始が決定されるまでの日数（待機日数）の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
難民認定申請者	92	85	34	61	44
補完的保護対象者認定申請者				0	3

（単位：日）

待機日数削減に向けた検討状況（令和７年度）

○　保護措置の申請書の簡素化　　○　保護措置の申請書の多言語化　　○　保護措置の申請書の記載例の作成

出入国在留管理政策懇談会資料②

第8回会合
（外国人の受入れの基本的な在り方について）

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ISA

令和７年１０月２３日
出入国在留管理庁

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理（概要）

～活力ある強い日本の実現／国民の安全・安心の死守～

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
令和7年8月　法務大臣勉強会

①　問題意識

○　人口減少及び在留外国人数増加が加速度的に進む中で、現在、約2.82％の総人口における外国人比率が10％台となるとの政府機関の予測等を真剣に受け止め、これを見据えた出入国在留管理基本計画の策定を始めとする対策を講じておく必要

○　国民の安全・安心を死守すると同時に、外国人比率10％時代を見据え、外国人との真の共生を実現しながら真に活力ある日本社会の実現へ

○　今後の外国人の受入れの基本的な在り方について必要な検討を今こそ行うべき

②　現行の外国人受入れ制度

○　外国人の受入れ政策は、二分論（専門的・技術的分野においては積極的な受入れを推進し、それ以外の分野においては国民のコンセンサスを踏まえつつ慎重に検討）を採用

○　外国人の受入れ環境整備は、法務省が総合調整機能を担っている

○　就労を目的とした在留資格であっても「特定技能」及び「育成就労」以外の在留資格や、就労を目的としない在留資格に関しては、基本的に、外国人の受入れ上限数や通算在留期間の上限を設定していない

③　現状に対する課題等

○　将来的な人口減少を見据えて経済社会を支えるために外国人受入れの必要性等に関する戦略的検討や、外国人比率が高くなった場合を想定した社会への影響等の観点から在留外国人に関する量的マネジメントや諸制度の適正化の枠組みに関する議論がされてこなかった

○　外国人の受入れの基本的な在り方について検討を開始する必要

○　まずは、外国人が社会に与える影響等について、出入国及び在留管理の観点のみならず、複数の観点から中長期的かつ多角的な検討が有用

④　今後の外国人の受入れに当たって考えられる視点

1　経済成長の観点

継続的な経済成長のため、将来的にどの程度の外国人を受け入れることが適切か等

2　産業政策の観点

どのような産業・業務にどのような外国人がどの程度必要か等

3　労働政策の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、国内労働市場にどのような影響があるか、受け入れた外国人の適切な労働条件が確保できるか等

4　税・社会保障等の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、税・社会保障制度にどのような影響があるか等

5　地域の生活者としての観点

外国人が地域社会に与える様々な影響等を踏まえ、外国人を地域の生活者としてどのように受け入れていくか等

6　治安の観点

外国人を受け入れることにより治安にどのような影響を与えるか等

7　出入国及び在留管理の観点

従来の在留資格制度の趣旨・経緯を踏まえつつ、今後も増加が見込まれる在留外国人数を考慮し、出入国及び在留管理の基本的スタンスを維持すべきか、一定の受入れ上限数等の設定の是非等を含め、在留資格制度等の在り方について検討する等

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理（概要）

～活力ある強い日本の実現／国民の安全・安心の死守～

⑤　検討項目

1　出入国及び在留管理上の当面の課題

○　共生社会の実現に向け、国民の安全・安心を守るため、不法滞在者を含むルールを守らない外国人には厳正に対処（JESTAの早期導入や適切な送還の実施等のいわゆるゼロプラン（令和７年５月に公表）等）

○　個々の在留資格等において悪用等が指摘されるものについて、運用状況の継続的把握と適正化に向けた検討・対応

2　外国人の受入れの在り方に関する検討課題

○　今後の出入国在留管理行政を考える上で、出入国及び在留管理の観点を前提としつつ、中長期的かつ多角的観点から、外国人の受入れが社会・経済に及ぼす様々な影響等の把握に必要な調査方法・内容の検討・実施等により、外国人の受入れの在り方についての総合的な検討を開始

⑥　総括

○　出入国在留管理政策懇談会（法務大臣の私的懇談会）での積極的な議論を期待しながら、出入国在留管理庁において、調査・検討に必要な体制整備を図った上で、出入国及び在留管理の観点から必要な検討を可能な限り進めていくとともに、関係省庁との緊密な連携の下、必要な協力を得て、諸課題への対応を検討することで、多角的観点から外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討を進め、国民の安全・安心と日本の経済・社会の活力と力強く持続的な成長に資する出入国在留管理行政を実現することが重要

今後の外国人の受入れの在り方の検討に向けて①

1　経済成長の観点

継続的な経済成長のため、将来的にどの程度の外国人を受け入れることが適切か等

①　前提

○ 社会を維持するには財政と社会保障の持続性が必要であり、持続性を確保するためには継続的な経済成長が必要と考えられる

○ 労働力人口は今後減少することが想定される中、労働力確保の観点から外国人の受入れを検討することが考えられる。また、日本の経済社会の維持・発展に寄与する外国人の受入れがもたらす日本経済へのメリットは更に大きくなると考えられる

②　調査・検討事項の例

○ 外国人の受入れ規模（※）に応じ、財政と社会保障の持続性が確保された経済成長シナリオを策定することが考えられる

（※）外国人受入れの推計（公的推計よりも受入れが増える場合、減る場合のシナリオを設定）、在留資格、就労の有無・内容、年齢等、社会的コスト・ベネフィットに影響を及ぼし得るファクターを考慮しつつ、考えられる外国人の受入れに関する複数のシナリオごとに経済成長シナリオを策定

○ 外国人の受入れ規模、在留資格、就労の有無・内容、年齢、扶養家族の有無等が財政や社会保障等、ひいては持続可能な経済成長に与える影響の有無・程度等に関する長期的・多角的視野に立った精緻な調査・検討

○ 外国人の受入れ増加に伴う賃金上昇、GDP上昇率、住宅価格・家賃への影響その他の経済に影響を与える可能性がある事項（※）を調査等

（※）就労を目的とした在留資格とそれ以外の在留資格をもって在留する外国人が財政と社会保障に与える影響程度等に差異が生じる可能性がある視点等に立った調査・検討を行う

2　産業政策の観点

どのような産業・業務にどのような外国人がどの程度必要か等

①　前提

○ 産業ごとに求める人材像や日本の経済・社会基盤の持続可能性に与える影響も一律ではないと考えられる

○ 高度人材を必要とする産業、一定の専門的・技術的能力を有する人材を必要とする産業、社会を維持していくに当たって基盤となる産業等、それぞれの産業ごとに、外国人の受入れが経済や社会に与える影響を検討することが有用と考えられる

②　調査・検討事項の例

○ 高度人材を要する産業について、いずれの産業において、どのような能力・技能を有する外国人をどの程度の規模で受け入れるか戦略的に検討

○ 高度人材を要する産業及び一定の専門性・技術的能力を有する人材を要する産業等について、人手不足推計が可能か又は政策的に目標（※）等を設定することが可能かを検討

（※）設定にあたって、日本の強みとなり得る産業にイノベーションを与える等の付加価値をもたらすようなニーズの有無、内容、優れたイノベーションの担い手確保のための方策を検討

今後の外国人の受入れの在り方の検討に向けて②

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

3　労働政策の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、国内労働市場にどのような影響があるか、受け入れた外国人の適切な労働条件が確保できるか等

①　前提

○ 未熟練労働者の無秩序な受入れは、労働市場において、賃金その他労働条件について低位固定化、労働市場の固定化が生じ得ることが懸念される

○　外国人の受入れが日本人の労働環境に与える影響等について考慮・検討することが有用と考えられる

②　調査・検討事項の例

○　外国人の受入れ増加に伴い、賃金その他の国内労働条件等への影響の有無・内容等について調査・検討（※）

（※）就労を目的とした在留資格とそれ以外の在留資格をもって在留する外国人が賃金他労働条件に与える影響と程度等に差異が生じる可能性があることから、それらを踏まえて検討を行うことが考えられる

4　税・社会保障等の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、税・社会保障制度にどのような影響があるか等

①　前提

○　外国人の受入れにより財政や社会保障等に影響を与えることが考えられるところ、特に日本人の理解を得る観点からも重要

○　以下の両側面があり得ると考えられる

・　外国人の受入れ増加に伴う財政や社会保障に与える影響につき、経済成長に寄与し、現役世代が増加することで、当面、税収や保険料収入が増加する側面

・　長期滞在者や永住者の在留資格を有する者が増加し、仮に保険料等の必要な納付を行わずに社会保障等の受け手となる場合は、財政や社会保障等における負担が増加するという側面

②　調査・検討事項の例

○　就労を目的とした在留資格やそれ以外の在留資格をもって在留する外国人について、高齢化等によって就労困難となること等による社会的負担の増加等について検討

○　就労を目的とした在留資格をもって在留する外国人の家族等について、在留時のルール化や社会統合プロセスのモデルの策定を検討

○　外国人の受入れ増加に伴う地方自治体における教育費等の負担増加その他地方自治体の財政等に与える可能性のある事項について調査・検討

今後の外国人の受入れの在り方の検討に向けて②

5　地域の生活者としての観点

外国人が地域社会に与える様々な影響等を踏まえ、外国人を地域の生活者としてどのように受け入れていくか等

①　前提

○ 外国人が地域に定着することにより、社会の維持・発展に資する側面がある一方で、地域住民との摩擦が生じている外国人集住地域も一部存在

○ 上記事象は、外国人の受入れに対する国民の安心感等に強く影響を与え得ることから、地域の生活者としての観点を考慮・検討することが有用と考えられる

②　調査・検討事項の例

○ 外国人と日本人では、言語のみならず、文化、風土、宗教、社会生活上のルール等も異なることから、相互に与える影響の有無や程度等について検討するとともに、摩擦を緩和するために必要な措置を検討

○ 地域がどの程度受入れ可能かの実態調査の方法、その評価

○ 入国前・入国後に日本語講習の受講等を課すことにつき、国費により行うかも含めて検討

○ 地域の実情に応じて、日本人に対し、外国人との共生に向けた意識啓発等のために取り組むべき方策について検討

6　治安の観点

外国人を受け入れることにより治安にどのような影響を与えるか等

①　前提

○ 外国人比率が増加の一途をたどることが予想される上で、外国人の素行不良に関する報道やこれを問題視する意見が絶えない

②　調査・検討事項の例

○ 受入れ外国人数の推移と犯罪率等の相関性や外国人犯罪情勢の推移のほか、外国人による犯罪には至らない素行不良行為等の状況や将来的に予想される総人口における外国人の比率を想定するとともに、受け入れる外国人の属性等も考慮して、多角的に調査・検討

○ 以下の事項等について調査・検討
- 外国人比率が高い地域におけるその比率ごとの犯罪率等
- 在留資格、居住地域、年齢等の条件ごと又はこれらを総合的に見た上での犯罪率等
- 数字では表されない外国人集住地域又は国民に与える不安感

○ 犯罪の観点のみならず、在留外国人数が一定の水準以上に増大することが国家安全保障に及ぼし得る影響とその対策について調査・検討

今後の外国人の受入れの在り方の検討に向けて②

7　出入国及び在留管理の観点

従来の在留資格制度の趣旨・経緯を踏まえつつ、今後も増加が見込まれる在留外国人数を考慮し、出入国及び在留管理の基本的スタンスを維持すべきか、一定の受入れ上限数等の設定の是非等を含め、在留資格制度等の在り方について検討する等

①　前提

○ 現行の出入国及び在留管理については、一部の在留資格を除いて、外国人の受入れ上限の設定はなく、外国人が行う活動と一部の在留資格に対する上陸基準により規制・管理が行われており、その取り巻く情勢を踏まえ必要な変化を遂げてきた

○ これまでの出入国及び在留管理の趣旨・経緯を踏まえつつ、日本における外国人比率が現状の2.82%を大幅に超えて10% 台となる状況を想定する必要がある

②　調査・検討事項の例

○　基本的なスタンス（※）を維持すべきか否か
○　仮に一定の受入れ上限数等を設定する（在留外国人数の極端な増加により社会との摩擦や国民の不安が大きくなる兆候が見えた場合に時限的に受入れ制限を行うようなサーキットブレイカー的な時限的総量規制等）とした場合に出入国及び在留管理に与える影響等
○　身分・地位を有する者としての活動に係る在留資格は、就労する産業分野、就労先、就労条件等に関してどの程度管理するのが相当かを考慮しつつ、受入れの在り方
○　受入れ機関において、その負うべき責任の内容や程度等について
○　不法滞在者がどの程度増加すればどのような影響を与えるのか
○　不法滞在者を早期かつ確実に帰国させるための制度や運用の在り方を更に検討

※基本的なスタンスとは、①政府方針に基づき、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に受け入れ、その他の在留資格の外国人については国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応していること、②いわゆる上陸基準省令によって学歴、職歴、月額報酬額、所属機関の規模等により受入れ範囲の絞り込みをかけることができるとされていること、③「特定技能」及び新たに創設した「育成就労」以外の在留資格や就労を目的とした在留資格以外の在留資格に関しては、基本的に、外国人の受入れ上限数や通算在留期間の上限を設定していないこと等を指す。

出入国在留管理政策懇談会において特に御議論いただきたい事項

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

1

本論点整理に記載の調査・検討を行うに当たって、前提として明らかにしておくべき事項

（例：前提知識等の収集すべきデータ等や先行調査・研究、国内外の調査機関等）

2

本論点整理に記載の調査・検討事項について、より詳細に深堀りしていくに当たっての調査等の手法・内容・留意事項

3

本論点整理に記載の調査・検討事項のほかに、外国人の受入れの在り方を検討するに当たって調査・検討すべき事項（その調査等の手法・内容・留意事項を含む）

※「今後の外国人の受入れに当たって考えられる観点」を深堀りするものを中心に

外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理
～活力ある強い日本の実現／国民の安全・安心の死守～

令和７年８月　法務大臣勉強会

１　問題意識

2025 年（令和７年）６月４日に発表された 2024 年（令和６年）の人口動態統計によれば、同年の出生数が 68 万人台と、少子化が予想を上回るスピードで進んでいることが明らかとなった。従来 68 万人台となる時期は 2039 年とされていたが、15 年早まったということはそのスピードの速さを物語っている[1]。

一方で、日本における在留外国人数の増加も加速している。2010 年（平成 22 年）代前半は毎年数万人程度だった増加のペースが、コロナ禍以後は毎年 30 万人を超え、2024 年（令和６年）はついに 35 万人を超えるに至った[2]。加えて、現在でも製造業、サービス業等、多くの産業で外国人労働者が多数従事しており、日本社会は外国人労働者抜きでは考えられない状況になりつつある。

もちろん、米国において有力な企業の多くが外国生まれの創業者により作り出され世界経済をけん引している例を見るまでもなく、日本としても、将来にわたって持続的な経済成長を実現する上でも、日本の経済社会の維持・発展に寄与する外国人に対して開かれた国であるべきである。

しかし、現在、日本の総人口における外国人の比率が約 2.82%[3]であるところ、これが現在のＯＥＣＤ諸国における外国人の比率の平均[4]と同様に 10%台となったとき何が起こるのか、すなわち、日本はどのような経済社会となるの

---

[1] 日本においては、人口減少が進んでいる。厚生労働省による令和６年(2024)人口動態統計月報年計（概数）によれば、2024 年（令和６年）における出生数（68 万 6,061 人）と死亡数（160 万 5,298 人）の差、すなわち自然増減数は、91 万 9,237 人の減少で、18 年連続減少が続いている。また、「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所による 2023 年推計）の出生中位・死亡中位推計によれば、老年人口（65 歳以上）は、2020 年（令和２年）に 3,603 万人（総人口に占める割合は 28.6%）であったのが、2040 年には 3,928 万人（同 34.8%）にまで増加すると見込まれている。一方、生産年齢人口（15～64 歳）は、1995 年に 8,726 万人に達した後は減少局面に入り、2020 年（令和２年）には 7,509 万人（総人口に占める割合は 59.5%）に減少した。このまま推移すれば、2040 年には 6,213 万人（同 55.1%）にまで減少すると見込まれている。さらに、年少人口（０～14 歳）も減少が続き、2020 年（令和２年）には 1,503 万人（総人口に占める割合は 11.9%）であったのが、このまま推移すれば、2040 年には、1,142 万人（同 10.1%）にまで減少すると見込まれている。

[2] 出入国在留管理庁　令和６年末現在における在留外国人数について

[3] 総務省統計局　人口推計（2025 年（令和７年）７月報）

[4] OECDInternational Migration Outlook 2024 48TH EDITION

Figure 1.23. Foreign-born population as a percentage of the total population in OECD countries, 2013 and 2023

か、そして、それが現在推計される2070年代[5]よりもはるかに早く到来する可能性[6]が高いとの指摘を踏まえれば、我々はその先の事態を今のうちに真剣に考え、対策を講じておかなければならないのではないか。

日本以外の多くのＧ７諸国においては、いわゆる移民流入問題等が社会の分断のきっかけとなり、政治や社会の安定を大きく揺るがす事態となっているとの指摘がある。これまで比較的そうした問題には直面せずにきた日本においても、一部の地域で集住する不法滞在者[7]を中心に外国人との摩擦等が報道等でしばしば指摘されるようになり[8]、国民の不安が高まっている。

国民の安全・安心を守ることが政府の最優先の課題であることは論をまたない。国民の安全・安心を死守すると同時に、外国人比率10%時代を見据え、外国人との真の共生を実現しながら真に活力ある日本社会を実現するために、今後の外国人の受入れの基本的な在り方につき必要な検討を、政府として今こそ行うべきである。

そうした問題意識から、2025年（令和７年）２月以降、出入国在留管理行政を所管する法務大臣の私的勉強会として、各分野の有識者の意見も聴きつつ、検討を重ねてきた。

そこで、ここに、法務大臣として、今後の外国人の受入れの基本的な在り方

---

[5] 国立社会保障・人口問題研究所による、足下の実績動向の投影にもとづいた日本人・外国人人口の推移（日本の将来推計人口（令和５年推計））によれば、2070年には日本の総人口における外国人の比率が10.8%になると試算されている【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】。

[6] 他方で、現在の在留外国人数の推移は、上記試算のベースになったものよりも大幅に増加傾向、出生率は低下傾向が進んでいることを踏まえると、日本の総人口における外国人の比率が10%台に到達する時期は2070年よりも早まる可能性も考えられる。

[7] 不法滞在者とは、本邦に不法に滞在する外国人をいい、不法残留者を含む概念である。不法残留者は、令和７年１月１日時点において７万4,863人おり、前年に比べ4,250人減少しているものの、相当数存在する状況にある。

[8] 2024年（令和６年）12月10日第216回国会・衆議院・予算委員会・新藤義孝委員
「私、川口というのが地元なんですが、私の地元の川口市とその周りの埼玉の県南部で非常に今大きくなっているのは、クルド系とされるトルコ国籍の方々、この人たちが特定の地域に集まって住むようになっているんです。そこで、日常生活のマナーを違反するなんという程度にならないんです、コンビニや公園に集まって集団迷惑行為、それから、無免許暴走運転、人身事故、関連する事件、事故、こういったものが頻発して、その地域ではもう本当に怒りが頂点に達している、こういう状態で、しかも不安なんですね。」

2024年（令和６年）12月18日第216回国会・衆議院・法務委員会・若山慎司委員
「私は、御縁があって、三年間ほど埼玉県川口市を地元とする先生の秘書も務めさせていただいたことがございましたので、住民の方の不安の声も多く接してまいりましたが、在留外国人の犯罪取締りをという声が日に日に強くなっている。これはもう、特定の地域に限らないところも出てきております。被害も、身体的なものだけではなくて、経済分野にも及んでというようなところが多く報道されておるところでございます。」

を検討する必要性及びそれに当たって必要と考えられる論点等についての中間報告を行う。

２　現行の外国人受入れ制度

日本の外国人労働者の受入れ施策は、日本の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に推進してきた。それ以外の外国人労働者は国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠であるという、いわゆる二分論を採用してきたところ（第９次雇用対策基本計画（1999 年（平成 11 年）８月 13 日閣議決定[9]））。人手不足への対応としては、2018 年（平成 30 年）に特定技能制度を創設し（2019 年（平成 31 年）に施行）、2024 年（令和６年）に技能実習制度[10]を発展的に解消して、人材育成だけでなく人材確保を目的とした育成就労制度を創設した（2027 年（令和９年）に施行予定）。また、日本に受け入れた外国人の受入れ環境整備は、法務省が総合調整機能を担っている（2018 年（平成 30 年）閣議決定[11]）。

外国人の在留資格は、就労を目的とした在留資格とそれ以外の在留資格に分かれ、それ以外の資格であっても就労可能なもの（その中でも実際に就労している場合としていない場合に分けられる。）と不可能なものに分けられるところ[12]、就労を目的とした在留資格のうち「特定技能」に関しては、産業分野ごとに外国人の受入れ見込数（受入れ上限として使われる。）を設定し、新たに創設した「育成就労」についても同様に設定することとされているが、就労を目的とした在留資格であっても「特定技能」及び「育成就労」以外の在留資格や、就労を目的とした在留資格以外の在留資格に関しては、基本的に、外国人

---

[9] 厚生労働省　資料１－１ 第９次雇用対策基本計画（抄）※参照
https://www.mhlw.go.jp/topics/2002/07/dl/tp0711-1a1.pdf

[10] 技能実習制度は、人手不足解消のための施策ではなく、技能等移転による国際貢献が目的の制度である（技能実習を労働力の需給の調整の手段として用いてはならない旨規定（技能実習法３条２項））。

[11] 外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について
https://www.moj.go.jp/isa/content/001270102.pdf

[12] 就労を目的とした在留資格は、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」、「育成就労」等であり、それ以外の資格としては、主には「留学」、「家族滞在」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」等である。

の受入れ上限数や通算在留期間の上限を設定していない[13]。

３　現状に対する課題等

日本におけるこれまでの外国人の受入れの在り方は、受け入れるべき外国人の対象・規模等についての検討等を踏まえた外国人受入れ戦略を立てた上での一貫した方針ではなく、その時々の課題等に対する対症療法的な受入れを行い、外国人の在留状況を管理しつつ（在留管理）、外国人との共生を図るという政策を基本としてきた。

そのため、将来的に確実に見込まれる人口減少を見据えて経済社会を支えるために外国人を受け入れることの積極的な必要性や許容性について戦略的に検討されてこず、また、外国人比率が高くなった場合を想定した社会への影響、社会との摩擦の観点からの在留外国人に関する量的マネジメントや在留外国人をめぐる諸制度の適正化の枠組みについての議論も行われてこなかった。すなわち、日本には、人手不足の対応のための特定技能制度及び育成就労制度を除き、現状、中長期的かつ多角的視野（日本の経済成長、労働市場、社会保障制度、行政サービス、治安等に対する影響等）に立った外国人の受入れに関する基本的な在り方を定めた統一的な方針が存在しない。

外国人比率が高くなればなるほど、外国人が日本の社会に与える影響は増し、それに伴う様々な課題が複合的に顕在化する可能性があり、外国人の受入れの在り方によって、出入国在留管理行政を始め様々な行政運営に求められる対応も異なってくると考えられる以上、将来的な在留外国人の増加が確実視される現在、政府において、中長期的に外国人が社会に与える影響や外国人に係る課題とどう向き合うかの精緻な議論を開始し、出入国在留管理庁における出入国及び在留管理に関する施策はもとより、それに限られない、政府全体としての外国人の受入れの基本的な在り方について検討を開始する時期に来ていると考えられる。

今後の外国人の受入れの基本的な在り方を検討するに当たっては、出入国及び在留管理の観点を前提としつつ、それのみならず、経済成長の観点、産業政策の観点、労働政策の観点、税・社会保障等の観点、地域の生活者としての観

---

[13] 外国人の受入れ上限数等に制限を設けた制度としては、例えば、ワーキングホリデー制度（二国・地域間の取決め等に基づき、各々の国・地域が、相手国・地域の青少年に対し、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度）は国・地域ごとに年間の査証の発給枠（上限数）が決まっている場合があるほか、日系四世の受入れ制度（日系四世が受入れサポーターによる支援を受けながら、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深め、日本と現地日系社会との架け橋になることを目的とした制度）は年間の受入れ上限数（4,000 人）が決まっている。

点、治安の観点といった複数の観点からの中長期的かつ多角的な検討を行うことが有用と考えられるため、以下、それらの観点ごとに考えられる視点について述べ、その後、それらを基に、今後、短期的又は中長期的に検討することが考えられる項目について述べる。

４　今後の外国人の受入れに当たって考えられる視点

⑴　経済成長の観点

社会を維持するには経済成長に加え、財政と社会保障の持続性が必要であり、この持続性を確保するためには継続的な経済成長が必要である。女性と高齢者の労働参加が進むと想定しても、生産年齢人口の減少により、労働力人口は今後減少することが想定される中[14]、労働力の確保の観点から外国人の受入れを検討することが考えられる。また、労働力の確保の観点に加え、例えば、米国においては、大企業の約 40%が外国生まれの人やその子どもにより創設され、スタートアップのユニコーン企業の 50%以上が外国生まれの人により創設されているとの指摘があり[15]、こうした経済の活力の視点からの好循環の要素も含めれば、日本の経済社会の維持・発展に寄与する外国人の受入れがもたらす日本経済へのメリットは更に大きくなると考えられる。

そこで、外国人の受入れを前提とし、外国人の受入れ規模に応じ、財政と社会保障の持続性が確保された経済成長シナリオを策定することが考えられる。シナリオ策定に当たって考慮すべき事項として外国人の受入れ増加に伴う賃金上昇率・ＧＤＰ上昇率[16]、住宅価格・家賃への影響[17]その他の経済に影響を与える可能性のある事項を広範に調査し、課題を検討することが考えられる。その際、就労を目的とした在留資格（その中でも高度人材とそれ以外の人材）とそれ以外の在留資格（その中でも就労可能なものと就労不可能なもの）をもって本邦に在留する外国人が財政と社会保障に与える影響の程度等に差異が生ずる可能性があるとの視点、受け入れられる外国人にとってインセンティブとなる要素としてどのようなものが考えられるかとの視点

---

[14] 独立行政法人労働政策研究・研修機構　2023 年度版労働力需給の推計（労働力需給モデルによるシュミレーション）

[15] NATIONAL FOUNDATION FOR AMERICAN POLICY(NFAP)(2022)Immigrant Entrepreneurs and U.S. Billion Dollar Companies
https://nfap.com/studies/immigrant-entrepreneurs-and-u-s-billion-dollar-companies/

[16] 諸外国（特にＥＵ諸国）の状況を踏まえると、外国人受入れ増加による賃金上昇率・ＧＤＰ上昇率を注視する必要がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[17] 諸外国においては受入れ外国人増加により住宅価格が上昇しているとの指摘がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

も含め、長期的・多角的視野に立った精緻な調査・検討を行うことが考えられる。

その上で、内閣府が、「中長期の経済財政に関する試算」において、今後10 年間程度の経済財政の展望を「過去投影ケース[18]」、「成長移行ケース[19]」及び「高成長実現ケース[20]」に分けて予測・検討しているところ、上記各事項と各シナリオに与える影響との関連性や、外国人の受入れ規模等も踏まえつつ、目指すべきシナリオを複数検討することが考えられる[21]。

⑵　産業政策の観点

産業ごとに、目指すべき経済成長や構造改革の在り方等は異なり得るところ、求める人材像や日本の経済・社会基盤の持続可能性に与える影響も一律ではないと考えられるため、当該産業の特性や当該産業が日本の経済・社会基盤の持続可能性に与える影響の有無・程度等を踏まえつつ、当該産業における外国人の受入れが日本の経済や社会に与える影響を検討することが有用と考えられる。その際、高度人材[22]を必要とする産業、一定の専門的・技術的能力を有する人材を必要とする産業、社会を維持していくに当たって基盤となる産業等、それぞれの産業ごとに検討することが有用と考えられる。

ア　高度人材を要する産業における視点

一般的に日本の産業の存続・発展のためには、これへの寄与を期待し得る高度人材を積極的に受け入れ、誘致することが必須と考えられ、イノベーションをもたらし得る高度人材を積極的に受け入れることが必要不可欠とされるところ、いずれの産業において、どのような能力・技能を有する外国人を、どの程度の規模で受け入れるかについて戦略的に検討するこ

---

[18] 全要素生産性（ＴＦＰ）上昇率が直近の景気循環の平均並み（0.5%程度）で将来にわたって推移するシナリオ。中長期的に実質０%台半ば、名目０%台後半の成長。

[19] ＴＦＰ上昇率が過去 40 年平均の 1.1%程度まで高まるシナリオ。2030 年度以降も実質１%を安定的に上回る成長が確保（名目成長は中長期的に２%台後半）。

[20] ＴＦＰ上昇率がデフレ状況に入る前の期間の平均 1.4%程度まで高まるシナリオ。中長期的に実質２%程度、名目３%程度の成長。

[21] 財政と社会保障の持続性を確保するためには「成長移行ケース」の実現が必要であり、労働力を確保しつつ、生産性の引上げや投資の拡大が不可欠とされている。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[22] 高度人材は「高度専門職」を始め、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格をもって活動する者、一定の専門的・技術的能力を有する人材は「特定技能１号」の在留資格をもって活動する者を想定している。なお、「日本人の配偶者等」、「定住者」等の活動に制限のない在留資格は就労制限がなく、様々な業種において従事可能となっている。

とが考えられる[23]。この点、高度人材を要する産業における外国人の受入れにあっては、経済安全保障の観点から、機微情報の流出防止を図るための方策等についても検討する必要があると考えられる。

イ　一定の専門的・技術的能力を有する人材を要する産業等における視点

一定の専門的・技術的能力を有する人材の育成が可能な産業における外国人の受入れ制度である特定技能制度・育成就労制度においては、人手不足が深刻であること等が産業における受入れの可否の指標の一つである。その際、有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計又は業界団体を通じた調査等の客観的な指標を用いることとされているが、

- 特定技能制度・育成就労制度に係る産業分野以外では、人手不足による人材の確保はどのように検討されているのか
- 個々の産業において外国人の受入れを含めた成長戦略をどのように描くことができるか
- 現在行っている公的統計や業界団体を通じた調査では、人手不足以外の産業上のニーズ、例えば、日本に付加価値をもたらし得る具体的な人材像等[24]は汲み取れているのか
- 個々の産業上のニーズにとらわれず、国として産業に優先順位を付す等の戦略的に受け入れる視点が必要か

に留意する必要がある。

そもそも、上記ア及びイの視点については、「特定技能」及び「育成就労」以外の就労目的の在留資格に基づいて在留外国人が就労する産業分野につき、人手不足推計が可能か又は人手不足を前提とせずに政策的に高度人材の受入れ目標等を設定することが可能かを検討することが考えられる。

特に、受入れ目標を設定するに当たっては、日本の強みとなり得る産業にイノベーションを与える等の付加価値をもたらすようなニーズの有無、内容及びそのようなニーズを汲み取った上で考慮する方策を検討することが考えられる。

ウ　育成を前提としない未熟練労働者の受入れが可能な産業における視点

育成を前提とせずに比較的短期のローテーションで外国人の受入れを

---

[23] 高技能移民と低技能移民では経済への影響が質的に違う。高技能移民の受入れでイノベーションが進展し、低技能移民の受入れで労働コストが低下する。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[24] 外国人受入れについては、受入れの制限を検討するよりも、日本に付加価値を与えてくれる外国人材を選別し、そのような外国人材を受け入れる方策を検討することも必要である。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

行う制度は現時点において存しない。このような外国人の受入れ[25]は、労働力確保の一助にもなり得る一方で、労働集約型への依存や生産性向上の抑制等による産業構造の固定化等につながることも考えられる。そのため、その受入れによるメリット・デメリットを検討すること[26]や、例えば本邦に在留する期間や受入れ人数を限定する等して受入れを行っていくことの是非について結論を予断することなく議論し、少なくとも整理をしておくことは必要ではないかと考えられる。その際、就労を目的とした在留資格以外の就労可能な在留資格、例えば、「留学」、「家族滞在」、「定住者」等の在留資格を有する外国人が、育成を前提としない未熟練労働者の受入れが可能な産業において就労を担っていると指摘されている現状について、その実態の調査を行うことも考えられる。

エ　その他

国際的な人材獲得競争の下では、欧米等に比して日本は劣後するとの指摘[27]がなされていることから、優れたイノベーションの担い手を確保する方策[28]や、日本がターゲットとすべき高度人材の国籍、専門分野、技術・能力水準、年齢、経歴、受入れ見込数等について今後、より一層検討することが考えられる。

地方及び中小・小規模事業者における人手不足状況（とりわけ地方における深刻な人手不足）の的確な把握のための手法についても検討することが考えられる。

⑶　労働政策の観点

外国人、特に、未熟練労働者の無秩序な受入れは、労働市場において、賃

---

[25] 例えば、韓国のローテーション制や期間を限定した季節労働者の受入れ等が考えられるが、前者では主に定住を防止する目的で短期的な滞在を繰り返させるが、不法滞在者の増加、労働者の賃金格差、人権侵害等の問題を生じさせない受入れとすることを前提に検討する必要がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[26] 韓国では、基本的に外国人労働者は、短期ローテーションを前提としているが、期間を限定したことにより、2025 年４月末時点において不法滞在者が約 38 万人となっており、未熟練労働者の受入れの是非については、こうした不法滞在者の発生を防ぐ仕組みについても検討する必要がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[27] 欧州等の方が人材獲得競争では優位に立っており、日本は３番手、４番手といった印象をもっている。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

文系の留学生が卒業後に本邦に在留し続ける比率が高くなっているものの、それに比して国際的な人材獲得競争においては日本の魅力はそこまで高くはないとの指摘がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[28] 特に、専門的・技術的分野における外国人に対する魅力向上策として、雇用慣行の変更やマッチングプラットフォームの形成、永住許可要件の緩和、家族滞在の在留資格で在留する者の労働市場へのアクセスの促進を進めること等が考えられる。

金その他労働条件について低位固定化、労働市場の固定化が生じ得ることが懸念されること等から、外国人の受入れが日本人の労働環境に与える影響等について考慮・検討することが有用と考えられる。

そこで、外国人の受入れ増加に伴い日本の労働者等の賃金その他労働条件への影響（それがもたらす社会・経済的影響を含む。）の有無・内容等につき調査・検討することが考えられる。その際、就労を目的とした在留資格（その中でも高度人材とそれ以外の人材）とそれ以外の在留資格（その中でも就労可能なものと就労不可能なもの）をもって本邦に在留する外国人が賃金その他労働条件に与える影響の程度等に差異が生ずる可能性があることから、それらを踏まえた調査・検討を行うことが考えられる[29]。

その上で、賃金その他労働条件への各種の影響に係る対応を検討することが考えられる[30]。

これらの検討等を行うに際しては、労働者として受け入れた外国人の人権への配慮についても考慮・検討することが考えられる。

⑷　税・社会保障等の観点

外国人の受入れにより財政や社会保障等に影響を与えることが考えられるところ、特に日本人の理解を得る観点からも重要な点であることから、外国人の受入れ増加に伴う財政や社会保障に与える影響（例えば、税収・歳出・社会保険・年金・生活保護への影響等）につき、経済成長に寄与し、現役世代が増加することで、当面、税収や保険料収入が増加するという側面のほか、長期滞在者や永住者の在留資格を有する者が増加し、仮に保険料等の必要な納付を行わずに社会保障等の受け手となる場合は、財政や社会保障等における負担が増加するという側面もあり得るため、これらの両面から検討することが考えられる。その検討に当たっては、現在の税・社会保険料等の仕組みを検討することや、電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ、2028年（令和 10 年）度中の導入を目指している。）の導入による手数料収入等を外国人政策のための財源としても活用すること等の検討の結果により、財政や社会保障等に与える影響が一定程度緩和されることとなり、外国人の受入れに関する社会・経済的な許容度が変わり得るため、これらの点も踏まえることが有用と考えられる。

---

[29] 移民と代替関係にある労働者の労働条件は悪化するケースがある一方、移民と補完関係にある労働者の雇用には影響しないとされている。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[30] 賃金その他労働条件の低位固定化については情報の非対称性の軽減の方法、スキル向上による過当競争の予防の方法等を検討することが考えられる。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

外国人の受入れによる財政や社会保障等に与える影響を考えるに当たっては、就労を目的とした在留資格（その中でも高度人材とそれ以外の人材[31]）とそれ以外の在留資格（その中でも就労可能なものと就労不可能なもの）をもって本邦に在留する外国人が財政や社会保障等に与える影響の程度等に差異が生ずる可能性があることから、それらを踏まえた調査・検討を行うことが考えられる。

外国人の受入れにより財政や社会保障等に与える影響として、社会保険料の未払いといった点に国として今後、しっかりと調査していくのみならず、就労を目的とした在留資格、特に、通算在留期間の上限に定めのない在留資格や身分・地位に基づく在留資格をもって本邦に在留する外国人につき、長期的な視野に立てば、高齢化等によって就労困難となること等による社会的負担の増加（家族帯同もあれば更に増加）や、就労を目的とした在留資格以外の在留資格をもって本邦に在留する外国人の失業等が考えられ、これらをどの程度考慮に入れるかや、日本人及び外国人の国際人口移動が活発化することによる課題について検討することが考えられる。

就労を目的とした在留資格をもって本邦に在留する外国人の家族の受入れは、就労を目的とした在留資格と同じ基準・考え方を用いられないため、このような外国人の家族を含めて在留時のルール化や社会統合プロセスのモデルの策定を検討することが考えられる[32]。加えて、共生社会の実現に向けた当該家族を含む外国人への教育費用の視点が必要となるが、外国人の受入れ増加に伴う地方自治体における教育費等の負担増加その他地方自治体の財政等に影響を与える可能性のある事項について調査・検討を行うことが考えられる。その際、就労を目的とした在留資格（その中でも高度人材とそれ以外の人材）をもって本邦に在留する外国人と、それ以外の在留資格（その中でも就労可能なものと就労不可能なもの）をもって本邦に在留する外国人との間では、地方自治体における教育費等の負担増加その他地方自治体の財政等に与える影響の程度等に差異が生ずる可能性があるとも考えられることから、それらの点に関する調査・研究・検討を行うことが考えられる。

なお、外国人に対する社会保障や教育に係る措置を実施・変更する場合

---

[31] 未熟練労働者等の外国人の受入れによる影響を考慮する際には、例えば、「特定技能」又は「育成就労」の在留資格を有する外国人の受入れの調整を行うことで財政的影響と社会保障に与える影響を最小化することが可能かという観点も含めて検討することが考えられる。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[32] 外国人の社会統合の過程や速度は個人の属性や置かれた環境により異なり、画一的なモデルを想定することは困難。その前提の下、社会統合プログラム等を設計、導入し、地域社会での孤立化を防ぐ必要がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

には、我が国が締結する国際約束上の義務との関係についても検討する必要がある。

⑸　地域の生活者としての観点

外国人の受入れは、外国人が地域の生活者となり、その地域社会に影響を与えることとなる。特に地方における若年層の人口減少の著しい地域においては、外国人が当該地域に定着することにより当該地域における社会の維持・発展に資するという側面が認められる一方で、地域住民との摩擦が生じている外国人集住地域も一部において存するところ、このような事象は、外国人の受入れに対する国民の安心感や社会的許容度に強く影響を与え得ることから、地域の生活者としての観点を考慮・検討することが有用と考えられる。

外国人と日本人では、言語のみならず、文化、風土、宗教（火葬／土葬を含む。）、社会生活上のルール（ゴミ出しの方法等を含む。）等も異なることから、社会統合の観点からも、特に集住している地域において、外国人を生活者として地域社会が受入れをどの程度許容することができるか（許容度）を判断する上で、こうした文化、風土、宗教等の差異が日本人・外国人相互に与える影響の有無・程度等について検討するとともに、その摩擦を緩和するために必要な措置（例えば、社会統合プログラム等）を講じることによる地域社会や財政等に与える影響についても検討することが考えられる。その際、信教の自由等との関連で、憲法との関係や我が国が締結する国際約束上の義務との関係についても検討する必要がある。

また、地域ごとに外国人の人口比、年齢層、産業形態、風土等が異なるところ、当該地域における受入れの許容度の把握方法や、当該地域における許容度を超える外国人の受入れを抑制することの是非も含めてその許容度の評価について検討することが考えられる[33]。その際、集住化している地域、当該地域における摩擦の有無・状況を早期に把握する方法等について、当該地域に集住している外国人の在留資格その他の属性の相違も踏まえながら

---

[33] 諸外国では大都市への移民の流入が都市の活性化につながった例や地方部における農業生産の維持等に貢献している例、税収により地方財政に貢献している例もある。また、多様性を尊重する観点から第二世代も含めて、受入れ後に同化を求めない傾向あり。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

欧米における家族型移民については、失業や貧困、社会的分断への対処が必要となる一方で、日本の場合には家族支援等が課題。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

検討することが考えられる[34]。

上記の許容度を上昇させ、共生社会の実現について検討する際、日本語能力の必要性（日本語教育の必要性を含む。）や日本文化・慣習への理解の促進が課題となり得るところ、入国前にこれらに関する試験の合格や日本語講習の受講を課すことや、入国後にこれらに関する講習等の受講を課す[35]ことにつき、国費によりこれを行うかも含めて検討することが考えられる。その際、就労のみならず地域社会で暮らす上で修得すべき日本語能力の水準のほか、地域社会との親和性に係る事項について調査・検討を行うことが考えられる。

特に、これまでは留学の在留資格や就労目的の在留資格で来日した外国人にとって、日本における社会統合プロセスは、企業が主にこれを担い、大きな役割を果たしてきたところ、雇用の流動性が今後高まり、従来のこのような雇用慣行が変容すれば、新たな社会統合プロセスの構築が必要となると考えられる。

外国人に対する日本語教育の在り方（漢字圏・非漢字圏（簡体字を含む）それぞれの者に対する日本語教育、日本語教育と母国語教育の両立、技能レベルの高い外国人や日本への貢献度が高い外国人への日本語教育の要否等[36]）や、外国人の子どもを対象とする学校教育の在り方（教育機会の確保、日本語指導等の実施方法、等）について、地域社会や財政等への影響を踏まえつつ検討することが考えられる。

地域社会において外国人との共生を図る上で、こうした外国人への教育のみならず、日本人が外国人への理解を深めることも重要であるとの指摘もあることから、例えば、地域住民を対象として当該地域社会における人口比の高い国籍の外国人の言語・文化・宗教等に関する理解を深める機会を設けるなど、地域社会での先進的取組を参考としつつ、地域の実情に応じて、日本人に対し、外国人との共生に向けた意識啓発等のために取り組むべき方策について検討することが考えられる。

地域の生活者として受け入れた外国人については、共生を図る上で、外国人の人権に配慮しつつ、外国人や地域社会への様々な支援・アプローチが必

---

[34] その際、共生の推進を担う人材を育成し、定着させるための安定的財源の確保が、外国人の地域社会への包摂並びに貢献の促進に寄与すると考えられる。ひいては外国人と地域社会の間の摩擦の予防と調和の実現につながる。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[35] 独においては、独語が堪能ではない外国人に対して、連邦政府が実施する統合コース（独語教育、独社会に関する知識提供等）への参加が義務付けられている。

[36] 高度人材については、日本語能力を問わず、むしろ外国語を中心とした環境を残すことで、海外とのつながりを維持してもらっていた方が有益な場合がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

要であり、外国人の増加に伴って、外国人が暮らす市区町村（基礎自治体）に期待される役割が大きくなる。その一方で、基礎自治体によって、その財政規模や取組内容等に相当開きがある現状を踏まえ、外国人との共生施策を効果的に実施する上で、国、都道府県及び市区町村の役割分担や連携等の在り方（先進的な取組を行う市区町村が周辺市区町村を含む一定の地域におけるコア（中核）としての役割を担うこと[37]の是非を含む。）について検討することが考えられる。

⑹ 治安の観点

外国人による刑法犯の検挙件数及び検挙人員は 2006 年（平成 18 年）から減少傾向にあり、特別法犯（主には入管法違反）の検挙件数及び検挙人員も 2004 年（平成 16 年）をピークに 2012 年（平成 24 年）まで減少し、その後、2013 年（平成 25 年）からの増減を経て、2016 年（平成 28 年）から５年連続で増加したが、2021 年（令和３年）から減少傾向にある上、検挙人員における外国人の比率を見ても例年約５％となっている。[38]

しかし、日本における外国人比率が今後増加の一途をたどることが予想される上で、すでに外国人集住率の高い一部地域を中心として、外国人の素行不良に関する報道やこれを問題視する意見が絶えないことを踏まえ、外国人の受入れが治安等に与える影響を考えるに当たっては、受入れ外国人数の推移と犯罪率等の相関性や外国人犯罪情勢の推移だけでなく、外国人による犯罪には至らない素行不良行為等の状況や将来的に予想される総人口における外国人の比率を想定するとともに、受け入れる外国人の属性等も考慮して、

- 外国人比率が高い地域におけるその比率ごとの犯罪率等
- 在留資格（就労資格と身分・地位による資格との違い等も含む。）、居住地域、年齢等の条件ごと又はこれらを総合的に見た上での犯罪率等

---

[37] 自治体によるサービスは、自治体ごとに差があるのが実態であり、この差を解消することが重要である。例えば、１つの都道府県に共生施策の中心を担う核となる自治体が３、４あればよりよい方向性に進むと考える。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[38] 令和３～６年版犯罪白書を参照。外国人による刑法犯の検挙件数は、平成３年以降増加傾向にあり、平成17年に４万3,622件を記録したが、平成18年からは減少傾向にあったが、令和５年は１万5,541件（前年比20.0%増）であった。外国人による刑法犯の検挙人員は、平成11年から増加し、平成17年に１万4,786人を記録した後、平成18年からは減少傾向にあったが、令和５年は9,726人（同11.8%増）。令和５年における刑法犯検挙人員総数（18万3,269人）に占める外国人の比率は、5.3%（令和４年は5.1%、令和３年は5.4%、令和２年は5.2%）。（来日外国人（我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。）における刑法犯の構成は、令和５年の全１万40件中、窃盗（61.2%）、傷害・暴行（12.5%）、詐欺（6.4%）、遺失物等横領（4.2%）、住居侵入（2.9%）、不同意性交等・不同意わいせつ（2.6%）、器物損壊（2.0%）の順であった。）

・　数字では表されない外国人集住地域又は国民に与える不安感（体感治安）

等について多角的に調査・検討を行うことが考えられる[39]。

また、犯罪の観点のみならず、在留外国人数が一定の水準以上に増大することが国家安全保障に及ぼし得る影響とその対策についても、調査・検討を行うことが考えられる。

⑺　出入国及び在留管理の観点

外国人が日本に入国・在留するための基本的な枠組みは、出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格制度である。在留資格とは、外国人が本邦に在留中に行うことのできる活動又はその身分・地位を有する者としての活動を行うことができる資格を類型化したものである。

外国人の在留資格は、1951 年（昭和 26 年）に出入国管理令により規定されて以来、1981 年（昭和 56 年）に出入国管理及び難民認定法に改正された後も、1989 年（平成元年）の法改正により「活動態様」によって受入れ範囲を明確化するとともに規制を行うものとしつつ（在留資格該当性）、一部の在留資格については、いわゆる上陸基準省令[40]によって学歴、職歴、月額報酬額、所属機関の規模等により受入れ範囲の絞り込みをかけることができるとされたこと等、整備・拡充が実施されてきたものの、基本的に、外国人の受入れの上限の設定はなく、上記のとおり、外国人が行う活動と一部の在留資格に対する上陸基準による規制・管理が行われていた。

その後、2018 年（平成 30 年）に特定技能制度が創設され、「特定技能１号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人が活動する産業分野ごとの人手不足数に応じた受入れ見込数が設定され、これが受入れ上限数として使用されることとなった。2024 年（令和６年）に特定技能制度と連続性を有する育成就労制度が創設され、「育成就労」の在留資格をもって本邦に在留する外国人が活動する産業分野ごとの人手不足数に応じた受入れ見込数が設定され、これが受入れ上限数として使用されることとなった。

しかしながら、これらは人手不足の解消手段としての利用という側面からの要請であり、現在においても、基本的には、外国人が行う活動による規制・管理という枠組みに変更はない状況である。

---

[39] 政策の立案・検証のためにも外国人に関する政策領域を網羅的に特定の上、関連する統計等のデータを収集・評価していく必要がある。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

[40] 平成２年５月 24 日法務省令第 16 号出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令

上記のとおり、現行の在留資格制度を始めとする出入国及び在留管理については、基本的なスタンスを維持しつつ、出入国在留管理行政を取り巻く情勢を踏まえ必要な変化を遂げてきたものであるところ、外国人の受入れの在り方を検討するに当たり、こうした出入国及び在留管理の趣旨・経緯を踏まえつつ、日本における外国人比率が現状の約 2.82%を大幅に超えて 10%台（又はそれ以上）となる状況を想定し、上記⑴から⑹までの観点を考慮してもなお、その基本的なスタンスを維持すべきか否か、仮に「特定技能」や「育成就労」の在留資格以外の在留資格の外国人についても一定の受入れ上限数等を設定する（在留外国人数の極端な増加により社会との摩擦が許容度を超える兆候が見えた場合に時限的に受入れ制限を行うようなサーキットブレイカー的な時限的総量規制等）とした場合に出入国及び在留管理に与える影響等を検討することが必要と考えられる。

また、在留資格は、外国人が本邦在留中に行うことのできる活動又はその身分・地位を有する者としての活動を行うことができる資格を類型化したものであるところ、外国人が本邦に在留中に行うことのできる活動に係る在留資格は、比較的、法令等による入国時又は在留時のルール化がされているため規制・管理がなされているものの、その身分・地位を有する者としての活動に係る在留資格は、必ずしもそのようには言えないため、本邦に在留する外国人の就労する産業分野、就労先、就労条件等に関してどの程度管理するのが相当かを考慮しつつ、受け入れる外国人の在留資格や受入れ見込数等、受入れの在り方を検討することが考えられる。

外国人の出入国及び在留管理の在り方の検討にあっては、外国人の就労先の受入れ機関においても、一定程度その責任の一端を負う必要があると考えられるところ、その負うべき責任の内容や程度等について検討することが考えられる。

また、外国人が増加することにより、その受入れの在り方によって不法滞在者も増加することが懸念され、不法滞在者の増加は、国民の安全・安心に大きな不安を与えることになるのであるから、不法滞在者がどの程度増加すればどのような影響を与えるのかという点を調査・検討することや、必要に応じて、本年５月に策定した「国民の安全・安心のため不法滞在者ゼロプラン」の取組に加え、不法滞在者を早期かつ確実に帰国させるための制度や運用の在り方を更に検討することが考えられる。

５　検討項目

⑴　出入国及び在留管理上の当面の課題

出入国在留管理庁においては、共生社会の実現に向け、不法滞在者を含む

ルールを守らない外国人には厳正に対処し、国民の安全・安心を守るため

- 厳正かつ円滑な入国管理の実現に向けた電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の早期導入【2028 年（令和 10 年）度中の導入を目指す】
  電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）のシステム利用時に外国人から徴収する手数料を、外国人政策のための財源としても活用すること等の検討を進める。
- 難民等認定手続の適正化及び迅速化のための運用改善、体制整備等[41]【2030 年（令和 12 年）までに同申請の平均処理期間を標準処理期間（６か月）とすることを目指す】
- 計画的かつ確実な護送官付き国費送還【2027 年（令和９年）までに護送官付き国費送還の件数の倍増を目指す】
- 被仮放免者の動静監視、関係省庁との協力による不法就労の積極的な摘発等【当面の目標として 2030 年（令和 12 年）末までに退去強制が確定した外国人数の半減を目指す】

により不法滞在者ゼロを目指すとともに、個々の在留資格等において悪用等の指摘がされているものがあるため、

- 「経営・管理」の在留資格の資本要件（現行：資本金の額又は出資の総額が 500 万円以上）等[42]の見直し【2025 年（令和７年）中の見直しを目指す】
- 「留学」の在留資格の資格外活動許可による就労許可の在り方[43]の見直し【2026 年（令和８年）度中の見直しを目指す】
- 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の在り方の見直し【審査体制の整備、運用の改善、要件の見直し等を随時検討】
- 永住許可制度及び帰化制度の適正化[44]【永住許可制度を所管する出入

---

41 具体的には、出身国情報等を踏まえた難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件の類型化や、AI を含むデジタル技術の活用の検討等を行っていく。

42 「経営・管理」の在留資格は、資本要件として、資本金の額又は出資の総額が 500 万円以上であることが要求されているが、諸外国の同種の在留資格の資本要件に比して緩やかであり、制度の趣旨に沿わない外国人による悪用がなされているとの指摘がなされている。

43 「留学」の在留資格は、アルバイトを通じて留学中の学費及び生活費を補うことにより学業に資するという観点から、申請に基づき、資格外活動許可として、週に 28 時間以内等一定の範囲内で就労を認めているが、就労を目的として本邦に在留する外国人留学生が相当数存在する等、制度の趣旨に沿わない悪用がなされているとの指摘がなされている。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

44 永住許可は、原則として 10 年以上日本に在留すること等が運用上において求められ、帰化は、引き続き５年以上日本に住所を有すること等が法律で定められており、帰化の要件が永住許可の要件に比して緩やかとの指摘がなされている。

国在留管理庁と帰化制度を所管する法務省（民事局）において、それぞれの制度利用者の情報等につき相互に連携を強化することを随時検討】等、制度の運用状況の継続的な把握とそれを踏まえた検討・対応を要する。

これらの当面の課題への対応は、現下の出入国在留管理行政を取り巻く諸情勢に照らし、適正な出入国及び在留管理の徹底を図る上でいずれも重要なものである。

加えて、不法滞在者、不法就労者、在留資格制度を濫用する外国人の存在は、経済、産業、国内労働市場、治安等の面における不確定要因として、外国人の受入れの在り方に多大な影響を与えかねないため、上記当面の課題に対処して適正な出入国及び在留管理の徹底を図ることは、こうした不確定要因を最小化し、多角的視点に立ったより精緻な将来予測を可能とする点において、今後の外国人の受入れの在り方を検討する上でも有意義と考えられる。

⑵　外国人の受入れの在り方に関する検討課題

外国人の受入れの在り方をどう捉えるかによって、日本の経済社会に大きな影響を与え得るものであり、それに応じ、出入国在留管理行政を始めとする様々な行政運営に求められる対応も異なってくると考えられる以上、今後の出入国在留管理行政の在り方を考える上で、出入国及び在留管理の観点を前提としつつ、これと複合的に関わり得る上記４⑴から⑹までの各観点をも踏まえ、外国人の受入れの基本的な在り方を総合的に検討していくことが不可欠と考えられる。

これらの検討・実施に当たっては、上記４⑴から⑺までの複数の観点からの検討が必要となる場合や、諸外国における外国人受入れ施策及びこれが社会経済等に与えた影響等について、日本との違いを考慮しつつ適切に参考とすることが有用な場合も考えられるため、有識者から意見を聴取する機会を設けるとともに、海外調査も視野に入れることが考えられる。

現時点で、指摘可能なものとして、例えば、以下のような点を、検討課題とすることが考えられる。

まず、外国人の受入れについて、外国人受入れの推計（公的推計よりも受入れが増える場合、減る場合のシナリオを独自に設定[45]）、在留資格、就労の有無・内容、年齢等、社会的コスト・ベネフィットに影響を及ぼし得るファ

[45] 例えば、国立社会保障・人口問題研究所による日本人・外国人人口の推移（日本の将来推計人口（令和５年推計））によれば、2070 年には日本の総人口における外国人の比率が 10.8%になると試算されており【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】、この試算によるシナリオを中位シナリオとした上で、外国人比率の高低に対応した独自のシナリオを作成することが考えられる。

クターを考慮しつつ、考えられる外国人の受入れに関する複数のシナリオ（以下「外国人受入れシナリオ」という。）を作成し、

- 外国人受入れシナリオごとに経済成長シナリオの策定【主に上記４⑴の観点】
- 中央・地方、産業界各層における人材不足の状況（数のみならず専門性・技術性の有無等を含む。）及び今後の推移等の把握に必要な調査方法・内容の検討・実施【主に上記４⑵の観点】
- 国内の賃金その他労働条件や日本の雇用機会等国内労働市場に与える影響の有無・程度等の把握に必要な調査方法・内容の検討・実施【主に上記４⑶の観点】
- 中央・地方における日本の財政、社会保障、教育に与える影響の有無・程度等の把握に必要な調査方法・内容の検討・実施【主に上記４⑷の観点】
- 言語、文化、風土、宗教等が異なる外国人との共生を図る上で考慮すべき事項の有無・内容、また、求められる在留支援等の把握に必要な調査方法・内容の検討・実施【主に上記４⑸の観点】
- 地域社会の治安に与える影響の有無・程度等の把握に必要な調査方法・内容の検討・実施【主に上記４⑹の観点】
- 上記４⑴から⑹までの観点を踏まえた出入国及び在留管理の在り方の検討・実施【主に上記４⑺の観点】

等を行うことが考えられ、これらの検討結果を踏まえつつ、上記４⑴から⑺までの多角的観点に立ち、あるべき日本の経済・社会基盤の構築及びそのための外国人の受入れの在り方について、外国人の受入れに関し、時限的に量的マネジメント手法を設けることや「特定技能」及び「育成就労」以外の在留資格の外国人の受入れ上限数を設定すること（在留資格別受入れ上限数の設定に当たって考慮すべき事項の検討や、当該事項に関する状況把握の仕組みの検討等を含む。）の是非等を含めた総合的な検討を行っていくことが考えられる[46]。

６　総括

以上のとおり、今後の出入国在留管理行政を考える上で、外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討を進めていく必要があるところ、こうした外国人の受入れの在り方については、上記４の各観点のいずれかひとつの観点からのみならず、主従はあり得るものの、いずれも複合的な観点から総合的に検討し

[46] 受入れ後の外国人に対する社会統合プログラムの試験的実施やその効果の検証も視野に入れて検討することが考えられる。【法務大臣の私的勉強会における有識者の発言等】

ていく必要があると考えられる。

もっとも、その検討項目は多岐にわたり、中長期的に継続的な検討を要するもの、検討項目に関わる関係省庁も多数に及び、調査・検討に当たって関係省庁の知見を必要とするものも多く含まれる。

現在、出入国在留管理庁においては、出入国管理及び難民認定法に基づき、出入国及び在留の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留に関する施策の基本となるべき出入国在留管理基本計画について、第二次出入国在留管理基本計画の策定作業を進めており、将来的な出入国在留管理行政の在り方等について、広く各界の有識者から意見を聴くために設けられた法務大臣の私的懇談会である出入国在留管理政策懇談会における議論がなされている。また、2025年（令和７年）７月15日に、内閣官房に、現に受け入れている外国人に関する重要課題について検討・対応するための外国人施策の司令塔となる事務局組織として「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置された。

本報告書が提示した論点等に加え、同推進室による検討・対応結果も踏まえ、出入国在留管理政策懇談会における有識者による積極的な議論を期待しながら、出入国在留管理庁において、調査・検討に必要な体制整備を図った上で、出入国及び在留管理の観点から必要な検討を可能な限り進めていくとともに、関係省庁との緊密な連携の下、必要な協力を得て、上記５の諸課題への対応を検討することで、多角的な観点から外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討を進め、これを踏まえた国民の安全・安心と日本の経済・社会の活力と力強く持続的な成長に資する出入国在留管理行政を実現することが重要である。

以　上

日本の今後の人口動態と国際人口移動 ①

日本の人口減少は外国人の入国超過数の拡大により若干緩和。

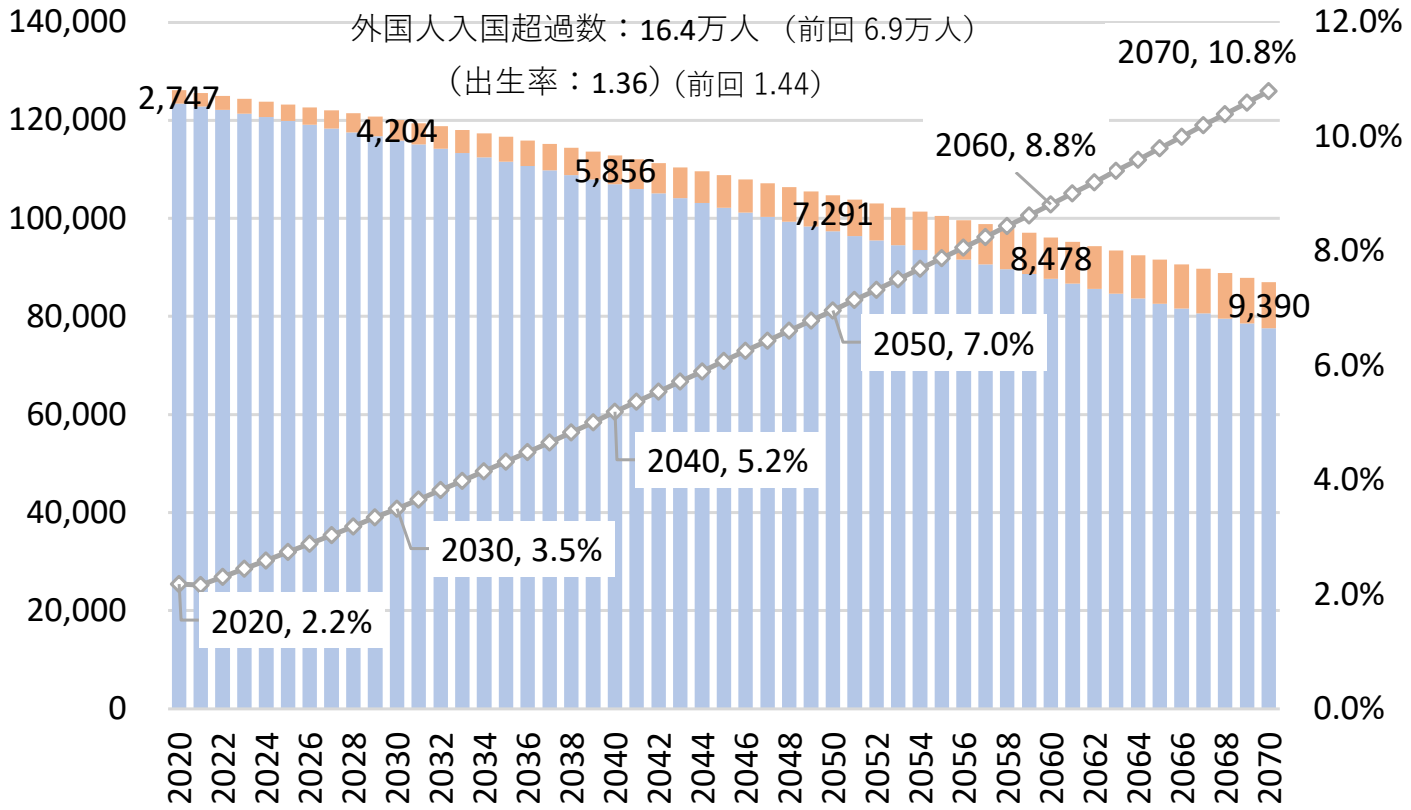

日本人、外国人人口の推移（日本の将来推計人口（令和５年推計））

日本の将来推計人口（令和５年推計）
（令和５年４月公表）

1. 2020年国勢調査を基準人口とし2070年までのわが国の将来人口（総人口）を推計。
2. 出生、死亡について低位、中位、高位の３仮定（計９シナリオ）を想定。
3. 外国人の入国超過数として163,791人を仮定。
4. 2070年には総人口は86,996千人となり、その内、外国人人口は9,390千人（対総人口比：10.8%）となる。
5. 前回推計と比較すると、2065 年時点の総人口は前回 8,808 万人が今回 9,159 万人となる。
6. 総人口が１億 人を下回る時期は 2053 年が 2056 年になり、人口減少の速度はわずかに緩む。これは国際人口移動の影響が大きい。

出典：国立社会保障・人口問題研究所　是川夕国際関係部長　作成資料

在留外国人数の推移

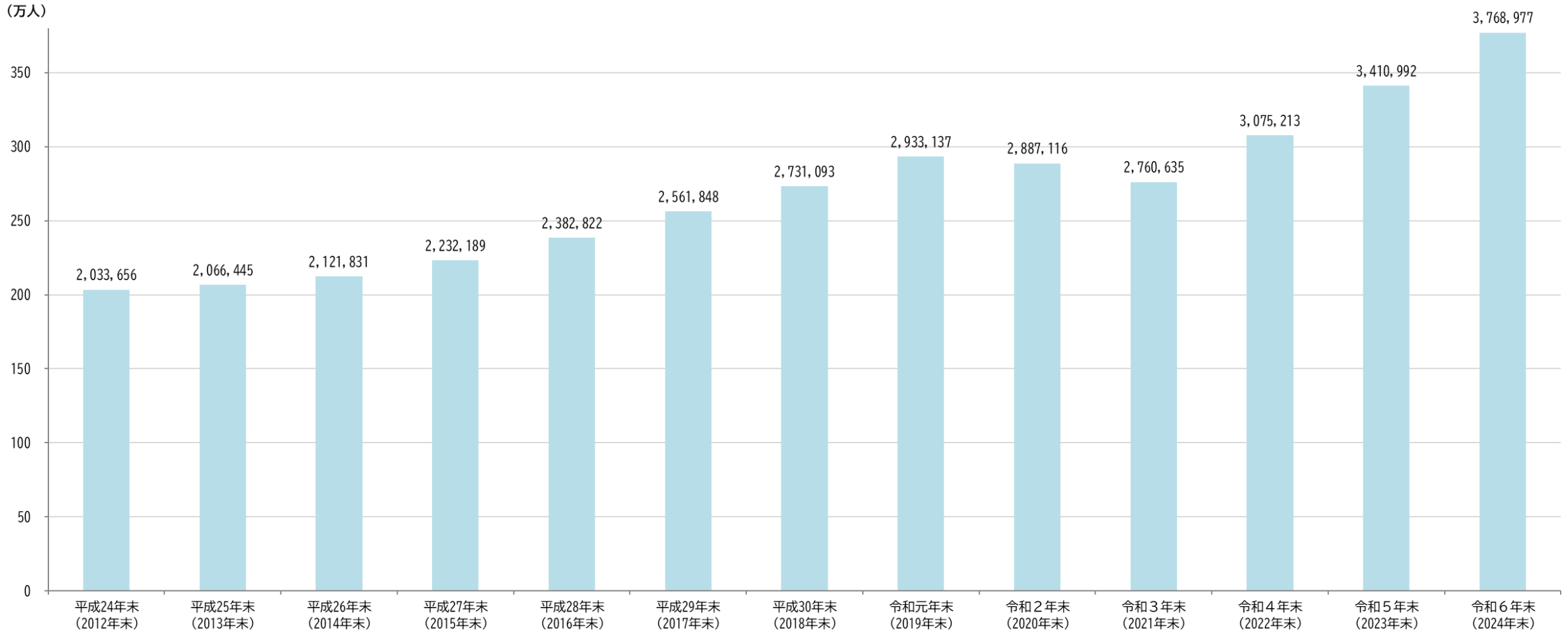

出典：出入国在留管理庁ＨＰ　令和６年末現在における在留外国人数について

日本の今後の人口動態と国際人口移動 ②

日本の場合、今後、大幅に外国人を受け入れたとしても、総人口に占める割合は相対的に低い水準にとどまる。

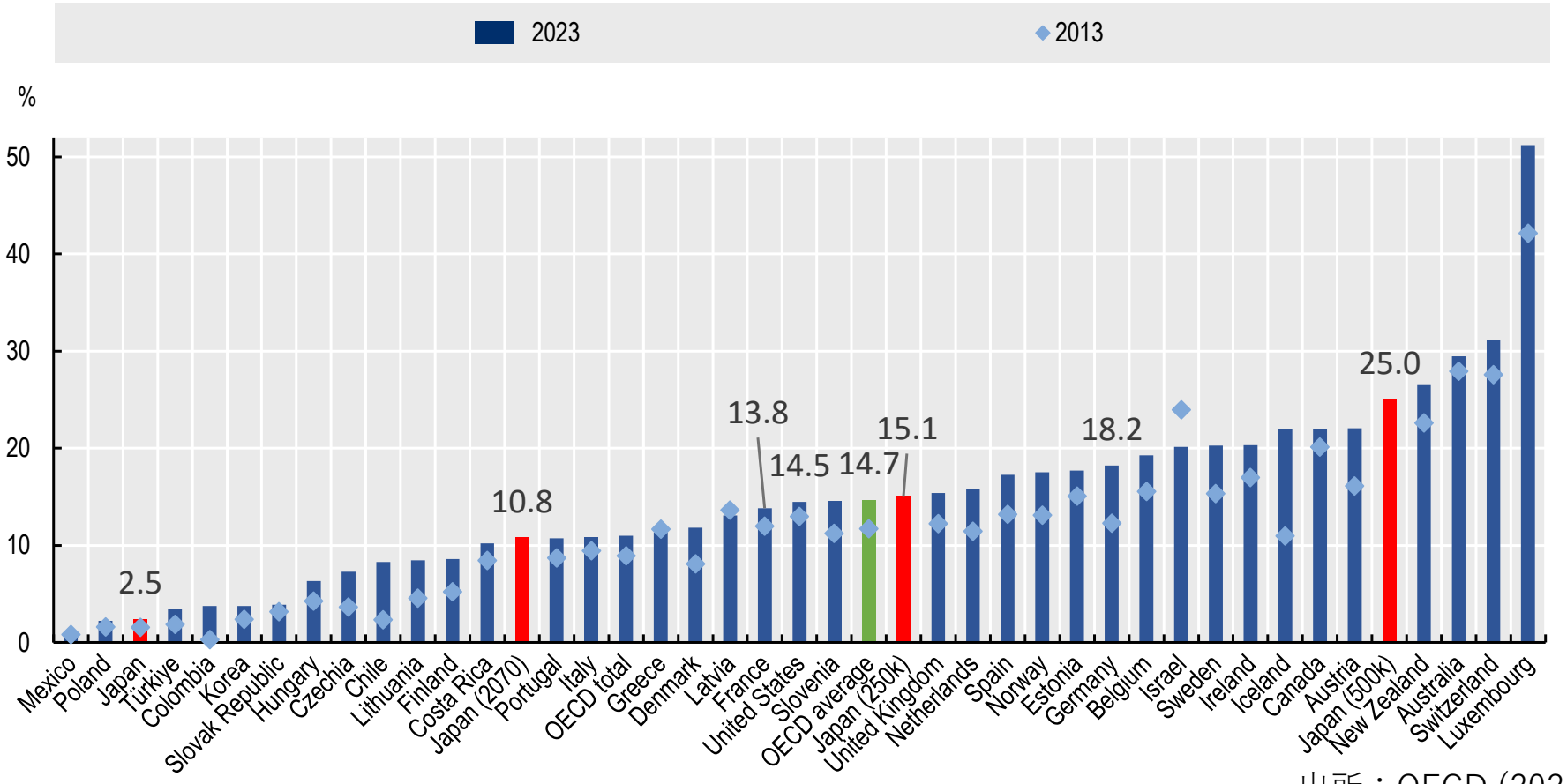

出所：OECD (2024)

外国人人口割合の比較

出典：国立社会保障・人口問題研究所　是川夕国際関係部長　作成資料

移民政策とは何か？－移民の定義

日本に居住する外国人の多くは国際的には「移民」と定義される。

国際移民：「国境を越えた居住地の変更を伴う移動をする人」
（例：長期移民（１年以上）、短期移民（１年未満）、帰還移民、ノマド）（UN 1998）

移民の類型

移民の類型	定義
永住型移民（permanent-type migrant）	滞在期間、及び滞在期間の更新回数に上限のない資格にて滞在する外国人
一時滞在型移民（temporal migrant）	滞在期間、及び滞在期間の更新回数に上限がある資格にて滞在する外国人

出所：Lemaitre et al.（2007）

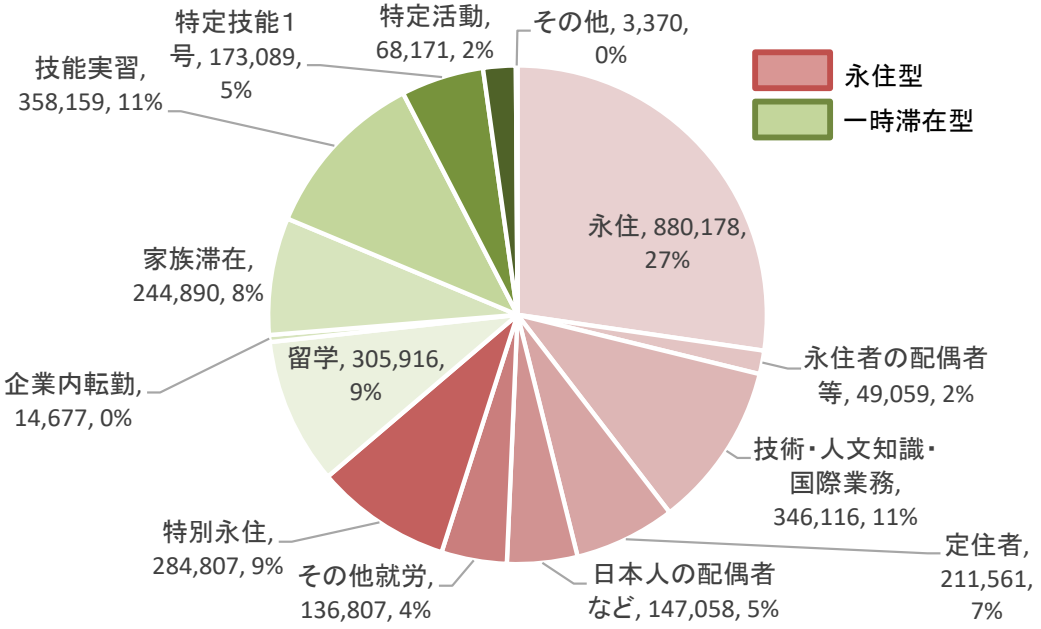

日本における移民の内訳（2023年6月末）

出典：国立社会保障・人口問題研究所　是川夕国際関係部長　作成資料

出入国在留管理政策懇談会第８回会合資料における補足説明

項番	資料頁等	項目	説明
1	資料①Ｐ12	受入環境整備交付金の決定方法、交付率及び使途について	受入環境整備交付金は、その運営上、外国人住民数による区分に応じた額を限度額とし、入管庁の予算の範囲で決定する。 交付率は、新たな一元的相談窓口体制の構築、拡充を支援する「整備事業」の場合は必要経費の10分の10、一元的相談窓口体制の維持、運営を支援する「運営事業」は、必要経費の２分の１が交付され、運営事業の地方公共団体負担分は、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされている。 なお、運営事業の使途は約８割が人件費であり、残りは翻訳ソフトウェアの利用料などに充てられている。
2	資料①Ｐ14	外国人支援コーディネーターのなり手について	在留外国人の相談に対応する一元的相談窓口等で業務に従事している地方公共団体の職員のほか、地方公共団体から相談業務の委託等を受けている国際交流協会などの職員が養成研修を受講し、外国人支援コーディネーターに認証されている。なお、令和７年度は、養成研修を２回実施し、地方公共団体又はその委託等を受けた国際交流協会等の職員計120名が参加している。
3	資料①Ｐ27	ウクライナ避難民の在留状況について	令和７年９月30日時点でウクライナ避難民として受け入れた者の人数は2,825人である。他方、同日時点で我が国に在留するウクライナ避難民は1,942人であり、その差が我が国を出国した者の数である。

様式（出入国在留管理庁 HP 公表用）

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：　岡部　みどり

議題	在留支援業務について
意見	・現行の在留支援策を、より実効性のある形で一層発展させることが望ましい。とりわけ、外国人が地域社会に円滑に定着できるよう、支援の対象や範囲を柔軟に見直すことが求められる。 ・同時に、外国人が日本語および日本文化を習得することを「望ましいこと」として積極的に励ます仕組みを構築することを提案する。英国では、英語や英国文化への理解を深めた子どもや新来者（newcomers）を称える慣行があり、社会統合を促す象徴的な役割を果たしている。日本においても、多文化共生への配慮が「過度な外国文化の尊重」に傾かないよう留意しつつ、日本文化に親しみ、その中に溶け込むことの意義や魅力を理解してもらうための仕組みづくりが重要である。 ・その延長線上として、永住許可や国籍取得に際し、日本語能力に加えて日本文化・歴史・生活習慣に関する基礎的理解を問う制度を導入することを検討すべきである。その中に、日本で生活する上で必要な情報や社会ルールを体系的に盛り込めば、課題として指摘されている「外国人が日本の情報に十分触れる機会が乏しい」状況の改善にも資すると考えられる。 ・また、条約難民が定住支援プログラムを未修了となった理由が「本国への自発的帰還」である場合には、それを一律に否定的に捉えるのではなく、むしろ円満な帰還が実現した好事例として評価する視点も必要である。これは、支援政策の目的を「永住化の促進」に限定せず、個々人の希望と安全を尊重した生活再建の支援と位置づけ直す観点からも重要である。

様式（出入国在留管理庁 HP 公表用）

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：加藤 真

議題	在留支援業務について
意見	■一元的支援窓口について • フレスク型の地方展開事例について、配布資料にある横浜・福岡以外の設置・展開状況を教えていただきたい。例えば、韓国では 2017 年頃から、「多文化移住民＋（プラス）センター」という名称で、外国人が関わる中央省庁の出先機関や各自治体の相談窓口が１カ所の建物に空間的に統合され、外国人が必要な各種手続や支援がワンストップで行える機関（場所）を全国 20 カ所程度設置しており、サービス利用者の利便性向上が図られたという評価がされている。なお、韓国でもすべての省庁・自治体機関が統合しているセンターはばかりではなく、地域事情に応じて一部機関のみ統合しているセンターもある。こうした事例も踏まえて、（フレスクのようにすべての関係機関が揃っていなくとも）全国主要都市や外国人集住都市にフレスク型の地方展開を期待したい。 【出入国在留管理庁意見】 フレスク（外国人在留支援センター）と同様に複数の関係機関が連携してワンストップで相談対応に当たるものとして、常時設置されている機関は現在のところ Y-FOR A（横浜）、FUKUOKA IS OPEN センター（福岡）以外にはない。 他方で、配布資料でもお示ししたとおり、地方出入国在留管理局等は、地域の関係機関と連携・協力して合同相談会を実施するなどの取組を行っている。委員御指摘の点も含め、引き続き関係機関の連携・協力を推進し、地域における外国人向けの相談体制等を強化するよう努めてまいりたい。 • 一元的支援窓口は支援拠点としてもっと認知度向上を目指すべきだと考える。そのための一案として、外国人受入環境整備交付金を活用して運用している一元的窓口について、１）サービス提供の内容に応じていくつか類型化を行う、２）共通の名称やロゴを付けて全国共通の動きとする、という２点に取り組むことで、外国人向けにわかりやすい形で発信し、認知してもらうことを目指すのはいかがか。公表資料（令和６年度外国人受入環境整備交付金を活用した地方公共団体における一元的相談窓口の現況について）をみると、１）について、全方位的にサービス展開している窓口と、地域事情等に応じていくつかのサービスに特化して行っている窓口があると見込まれる。ま

	た、２）について、現在の窓口の名称が「●●（自治体名）外国人相談センター」、「●●（自治体名）外国人相談窓口」、「●●（自治体名）多文化共生センター」、「●●（自治体名）外国人サポートワンストップ窓口」など多岐にわたるが、元々の実施機関の名称とは別に、共通の名称をつけて動くことで、外国人認知してもらい、外国人の方々にとって「あそこにいけば情報が得られる、申請等ができる」という形を目指すのはいかがか。なお、「一元的支援窓口」という名称は外国人目線ではないように思われる。 ■定住支援プログラムについて • 資料 1：28 頁の課題①「未修了者の存在」に関連して、諸外国の難民に対する語学教育の事例をみると、紛争等により母国で義務教育を十分に受けられず、識字能力が限定的な成人は、基礎教育を受けた成人と比べて受入れ国の言語習得に非常に時間がかかり、挫折するケースが多いことが明らかになっている。また、通常の読み書きができる人を前提とした CEFR の目標設定は、こうした人々には適切でないとの指摘もある。一方で、限定的な識字能力の成人に有効な学習方法の研究も進んでいる。難民の学習経験などの背景を考慮し、課題①の解像度を上げて目標設定を行う必要があると考えられる。その延長で、諸外国の取組事例などを踏まえると、受講者の状況に応じたプログラムの多様化、複数のプログラムの開発が行われることが望ましいと考える。 • また、課題①「未修了者の存在」に関連して、オンラインと通所で修了率に大きな違いが見られる点についても、何らかのフォローアップが必要ではないか。通所の場合、補完的保護対象者の修了率が低いことについては、1 クラスの人数や講師によるフォローのきめ細かさなど、条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民の 3 つの区分ごとのクラス運営方法の違いを比較検討することが、今後のプログラム提供体制を考える上で非常に有益であると考えられる。 • 第三国定住難民の受入れについては、定住支援プログラムの充実が重要である一方、定住先の地域社会の協力も不可欠である。しかし、少数の関係者（個人）の努力や献身に依存した運営は、継続性や規模拡大の面で望ましくない。これまでの第三国定住難民の地域社会での受入れ事例を振り返り、難民の自立や持続可能な生活に寄与した支援のあり方を分析した上で、定住支援プログラムの内容・期間・提供方法を再構築し、政府が地域社会に対してどのような支援を行うべきか検討する必要がある。この再構築を通じて、これまでの知見を活かし、より低コストで多くの難民を受け入れる方策を検討することは非常に有益であると考えられる。

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：　川村　真理

議題	在留支援業務について
意見	（１）地域における在留外国人に対する関係機関間連携の強化 　地域における在留外国人の相談、情報提供、地域住民との共生に向けた日本語学習、日本での生活、文化に関する理解を深める取組みに加え、外国人の公租公課・医療・教育問題に関する対応、不法就労、不法就労を助長する事業経営、不法滞在、その他法令違反と思われる行為の情報収集・調査に関する対応を一元的に対応できる組織体制を地方公共団体に設置すべきである。この体制構築に向けて、国（主に入管）、都道府県（主に警察）、市区町村の連携強化が必須である。入管職員の配置について、今後、JESTA の導入や DX 推進により、空海港業務や地方局の事務手続の効率化を図り、在留外国人との共生に向けて、地方局の受入環境調整担当官等、地方公共団体との連携および地域における在留外国人対応業務に多くの人員を配置し、迅速かつきめ細やかな対応ができる体制づくりが必要であると思われる。 　地域ごとに在留外国人をとりまく状況は異なるため、地域住民、在留外国人の声をよく聞いた上で、それぞれの地域の状況に見合った体制の構築が望まれる。その際、地域住民や在留外国人の声の集約、相談、情報提供、情報収集、支援等の業務には、民間支援団体、在留外国人団体のリーダー等との協働、連携も重要である。その際、市区町村内の自治会・小学校校区・在留外国人コミュニティ等といった、できるだけ小規模コミュニティのリーダー等と常に交流を保つ取組みを継続していくことが必要であると思われる。また、母国語での情報提供等も重要であり、通訳オペレーター等の活用、翻訳業務における AI の活用等も含めさらなる多言語対応強化が望まれる。 （２）情報発信強化 　情報発信の在り方について、一般向けの広報・情報発信と、個別に情報を届けたい人に確実に情報を届けるために情報発信とは区別して、戦略的に情報提供の在り方を構築していく必要があると思われる。 　一般向けの広報・情報発信については、在留外国人に正確な情報を届けることは必須であるが、国民にも外国人との共生についての正確な知識を提供し、全ての人の理解を深められるような情報発信も重要である。昨今の状況をみてい

	ると、誤った情報、過激な主張が簡単に SNS で拡散し、過激な行動が発生しやすくなっているように思われる。全国の住民が外国人との共生に関して正しく理解できるように、入管庁は、さらにいっそう情報発信強化に向けて施策を講ずるべきである。 在留外国人には、母国語で、個別に、確実に情報を届ける手法を一層強化する必要がある。HP、SNS での情報発信に加え、小さなコミュニティにおいて確実に情報を届ける手法、例えば、自治会または集合住宅単位での回覧や掲示、コミュニティーインフルエンサーを通じた伝達などの各コミュニティにあった方法での情報発信を模索することも提案したい。 また、日ごろから小さなコミュニティでの連携ができている地域は、災害等の緊急時においても対応がスムーズであるように思われる。災害時等の緊急時における情報発信についても、日ごろからできるだけ小さなコミュニティで多文化共生の体制を整えることが重要で、コミュニティ内の防災訓練等の実施において、在留外国人も積極的に参加する体制をつくるなどの工夫をすべきであると思われる。 （３）難民等への支援体制の見直し 難民等の支援は、公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）に業務委託を行い、東京において定住支援プログラムを実施している。令和 5 年 4 月の外務省「第三国定住事業の概要」によると、令和 4 年までの第三国定住難民の定住先は、千葉、埼玉、神奈川、愛知、三重、兵庫、広島等となっているが、今後の方針として、「全国規模での難民への理解促進等の観点から首都圏以外の自治体への定住を積極的に検討。定住先の主な要件は、①難民を雇用する職場、②難民の収入に見合った住居、③(幼児がいる難民家族について)入所可能な保育所、④日本語学習環境があること、⑤自転車又は公共交通機関で生活が可能であること。」としている。 第三国定住難民の受入れ人数を年間約 60 名に拡大したものの、令和 6 年までの最大受入れ人数は 47 名と低調である。しかしながら、第三国定住難民の受入れを積極的に行うことが我が国の国際貢献にもつながることから、受入れ人数の増加が望まれる。また、条約難民および補完的保護対象者の人数が増加していることに加え、今後は、補完的受入れを通じた難民受入れの広がりも考えられることから、RHQ で一括して行っている定住支援プログラムを地方においても実施し、生活、就労、就学等が地方でもスムーズに行える体制構築を検討すべきである。その際に、地方公共団体との

	連携体制強化の枠組みと定住支援プログラムを連動させることも視野にいれ、効率的かつ有益な体制を目指すことが望まれる。 　定住支援プログラムについては、民間支援団体等との連携強化によって、きめ細やかな対応をめざすとともに、特に、日本語能力習得強化が重要であると考えるが、テストや多くの課題を課すような手法での能力強化だけではなく、定住先コミュニティの人々との交流や、日本での生活に前向きなビジョンが描けるようなサポートも同時に行いながら、学習意欲向上のプログラムの導入を提案したい。その際に、定住難民としてすでに日本で活躍している方に、メンター的な存在としてサポートを仰ぐなどの工夫も有効であるように思われる。 　現在までの補完的保護対象者は、ほとんどがウクライナ人となっている。ウクライナ避難民への支援体制時からの継続で、難民とは異なり、就労支援がハローワークによる職業相談・紹介となっていると思われるが、政府支援体制は省庁横断で検討し、RHQ に業務委託していることから、定住支援プログラム見直しを行う際に、庇護対象者は横並びで支援体制の統一を図るように検討すべきではないかと考える。

様式（出入国在留管理庁 HP 公表用）

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：　清田　素弘

議題	在留支援業務について
意見	**〇相談体制・情報発信機能の強化** ・　外国人が安心して就労・生活するために相談支援は極めて重要。受入れ企業のみにそのサポートを委ねるのではなく、自治体も責任をもって取り組んでいただきたい。政府におかれても、マンパワーが不足する自治体に対し、生活ガイドブックややさしい日本語など側面支援を引き続き充実いただきたい。 ・　政府において有効な相談体制、情報発信の取組みを行っている一方で、認知度が低い点は改善を期待。日本語教育を行っている団体、技能実習受入れ企業や監理団体、外国人コミュニティによる SNS など多方面での周知に取り組んでいただきたい。 ・　育成就労など外国人材の転籍が増加することを踏まえ、各地の創意工夫により、選ばれる地域・企業となる取組みが不可欠。全国での好事例収集や横展開をお願いしたい。 **〇難民等への支援** ・　受入れを行っている企業・商工会議所からは、技能実習に比べ、６か月間の教育訓練や長期の雇用が期待できる点にメリットを感じている事業所もある。制度周知とともに、受入れ企業の開拓、マッチングが重要。

様式（出入国在留管理庁 HP 公表用）

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：　　近藤敦

議題	在留支援業務について
意見	1－１　「関係機関との連携」について、自治体や民間支援団体との連携において、入管庁は、「規制」行政の側面が強く、敬遠ないし警戒される場合があり、「支援」を専門にする「在留支援」担当の専従の職員を採用・養成することが好ましい。入国審査官、入国警備官と並ぶ在留支援官の採用・養成を検討すべきである。すでにみられる民間支援団体との連携も、多くの団体に声をかけるのではなく、一部の団体にだけ声をかけていると思われる状況が散見され、ネットワークの広がりに欠ける問題があるように思われる。 1－2　自治体の窓口での入管関連の相談は、入国審査官が担当しうるが、多文化共生に関する国の助成金の申請手続、各種の国の行政ルールなどを自治体や民間支援団体にアドバイスする役割や各種のイベントの運営や調整を在留支援官がになう。その際、福祉、教育、労働など他の分野の支援機関との連携も在留支援官の重要な任務といえる。とりわけ、労働は国や県の担当とされ、市町村単独ではほとんど施策が困難なので、連携の役割が重要である。 1－3　「キーパーソンの発掘・活用」のためには、在留支援官が、外国人住民の集まる場に足を運ぶ必要があり、信頼関係をつくり、外国人コミュニティの情報発信に在留支援関連の情報を掲載できるようにする必要がある。現状、自治体の多文化共生推進協議会の委員や国際交流協会の通訳として採用されることが、コミュニティ内のキーパーソンの発掘・活用につながっていることも多いが、入国審査官や入国警備官では、これらの連携が難しく、外国人支援に特化した在留支援官ならば、連携がスムーズになる可能性があるし、将来的には、多文化共生推進協議会等の委員として、国と自治体の連携の中心的な役割を担うことも期待できる。 2－1　「効果的な情報発信」について、「外国人生活支援ポータルサイト」から「生活オリエンテーション動画」も含め必要な情報にすぐアクセスできるようにする（ワンストップのポータルサイトをめざす）。どの自治体に住民登録しても、ウェルカムグッズの中で、このサイトの QR コードが示されるようにする。

	3－1　「在留外国人がよりスムーズに社会の構成員となっていくためのプロセスの構築」について、日本文化・慣習の理解促進、能動的な社会参加と制度理解・法令遵守、日本語能力向上や就業促進を目的とした講習は必要である。しかし、これだけでは、外国人向けの一方通行的なプロセスであり、単なる「同化政策」はうまくいかない。他方で、上記の外国人向けの施策とともに、日本人向けの日本文化・慣習の変容と外国文化への理解促進、能動的な社会参加としての政治参加と制度改正（外国人の地方参政権や国籍法改正）・差別禁止法などの整備・偏見と闘う反うわさ戦略、やさしい日本語能力向上を目的とした講習などの双方向的なプロセスとして統合政策を位置づける「インターカルチュラリズムとしての多文化共生政策」が、「地域住民との摩擦を防ぐため」には必要である。なお、インターカルチュラリズムは、多文化主義とは異なり、個人の多様性と文化の変容を尊重し、相互の交流と共通の価値を重視し、社会の分断を防ぎ、地域の活性化をめざす自治体で採用されている政策である。 3－2　社会の分断（ないし並行社会）を防ぐためにセグリゲーション（居住地の分化）の防止が重要である。公営の団地にばかり集住するのではなく、民間住宅の選択肢をももっと広げられるべきである。在留外国人に対する基礎調査で差別を受けた場面のトップは「家を探すとき」である。外国人の入居も受け入れる民間賃貸住宅の登録を行う都道府県の「あんしん賃貸支援事業」の登録数は限られており、厚労省の「あんしん住宅情報提供システム」は、高齢者や障害者や子育て世帯や低所得世帯向けであり、外国人の住宅探しには役に立たない。 4-1　「定住支援プログラム」の内容、期間は、日本語ゼロの状況から A2 または B1 をめざす内容にふさわしい教材、期間延長と習熟度別クラス編成が必要である。メールで示された資料の「定住支援プログラムにおける日本語能力の推移」にみられるように、（漢字があるため）習得に時間を要するとされる日本語において、言語講習 572 授業時間（１授業時間＝45 分なので、429 時間）は、少なく、一般に A1 未満の人を A1 に、A1 の人を A2 に、A2 の人を B1 に伸ばしているのが現状と思われる。講習を受けても、ほぼゼロから始める人にとっては、目標とされる A2～B1 といった帰化の日本語試験のレベルに達することは難しい。難民条約 34 条では「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする」と定めており、帰化に必要な日本語能力を身につけることができる制度設計を考慮すべきである。プログラムの日本語講師を担当した人の報告によれば、教材の「はじめましてにほん」も A1 レベルのものであり、就職に必要とされる日本語レベル（B1）に達することは難しいといわれている。授業時間を増やすとともに、レベル別のクラスを編成することが望ましい。なお、一般の新規入国者に拡充す

	る場合の日本語講習としては、資格試験用の日本語は標準語の習得に重きを置く一方で、生活や就労のための「生きた日本語」は、住む地域の方言を取り入れるなどの工夫も必要である。 4－2　「プログラム参加への動機づけ」としては、就労に役立つ日本語能力試験の合格またはそれに代わる認定制度の証明とともに、帰化に必要な日本語能力の認定制度の証明とすることが考えられる。難民等の就業率、失業率と併せて、永住許可率、帰化率のデータを示すことが必要である。従来の国籍放棄を免除される難民等の場合は、帰化率が高くなるはずであるが、16%ほどしか帰化していないインドシナ難民（インドシナ難民定住許可数 1 万 1319 人に対し帰化人数の累計は 1831 人。難民事業本部調べ）のように、帰化率が低いのが日本の特徴と思われる。難民条約 34 条では「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする」と定めており、帰化に必要な日本語能力を身につけることができる制度設計を考慮すべきである。 4－3　「プログラム修了後の生活・就労状況のフォロー」も在留支援官の１つの職務とする。自治体においては、ウクライナ避難民の支援を多文化共生担当の職務として位置づけているところがみられるようになってきたが、難民への支援に拡充し、在留支援官が自治体や民間支援団体と連携して、難民等が活躍できるようにサポートすることが望まれる。 4－4　条約難民の場合は、認定されるまでに長い期間を要しており、認定されても、定住支援プログラムを受けない人が大半なので、難民申請中に認定の見込みが少ない人以外は「定住支援プログラム」を受けることができるようにするのが望ましい。

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：　佐久間　一　浩

議題	在留支援業務について
意見	＜外国人相談体制の今後のあり方＞ 　我が国における外国人支援体制は、近年大きく整備が進められてきたのではないでしょうか。現状、充実した相談、情報提供体制になってきていると思います。外国人在留支援センター（ＦＲＥＳＣ）、外国人在留総合インフォメーションセンター、地方公共団体が設置するワンストップ型相談センター、外国人受入環境整備交付金を活用した一元的相談窓口などが設けられており、今後一層の相互に連携した相談体制を敷いていただきたいと存じます。これらの機関の横展開が図られることで、国や地方公共団体の施策や事業を推進しやすくなり、概ね制度面での「相談体制の整備」はほぼ整ったのではないかと考えます。また、令和６年度からの外国人支援コーディネータの配置も進み、このコーディネータの成果はこれから取りまとめられてくるところだと思いますが、行政・医療・教育・福祉など各分野での相談体制が整いつつあり、あとは、いかに外国人がこれらの施設や事業を知って、利用するかによるところだと考えます。 　制度が形として整備されても、実際に外国人が相談にアクセスし、課題解決につながるかという「実効性」の観点では課題が残ります。多言語対応は進んだものの、情報が分散し、どこに相談すればよいか分からないとの声も依然多く、制度間の連携不足が指摘されています。また、地方自治体によっても専門職員の確保・育成など対応力に格差があるのではないかと思います。 　今後は、①行政機関連携によるデータ共有、②相談内容に応じた外国人に対するフォローアップが必要です。特に、外国人の就労、教育、医療などの社会・経済生活上の課題に対しては、行政がどこまでできるのか、行政が及ばない場合は、次の施策として適正な運営をしている社会福祉法人、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）、企業組合、労働者協同組合などの明確な責任ある組織・機関を繋ぎ、具体的な解決までの方向性を提示できるようまでの組織への一定の事業費補助を含めた支援体制を構築すべきです。

	また、地域社会との連携がどうしても必要であり、地域住民の不安を抱かせないよう、日本や地域社会のルールを守ってもらいながら、共存（共生）を図っていくことが重要だと考えます。邦人が、外国人が増えることによりなんで不安を感じているかというと、生活環境が変わり環境が変化してしまうことへの不安感を持っているからであり、これが今までの生活環境と変わらないのであれば払拭されると考えます。 ＜適正な難民支援の方向性＞ 難民支援についても、国際的な人道責任を果たしつつ、我が国の社会のルールと地域の受入れ能力との調和が図られていくことが重要です。令和５年の入管法改正等により、難民認定制度の更なる適正化、補完的保護対象者制度の創設など一定の改善がなされましたが、依然として「真に保護すべき難民」と「経済的理由による申請者」との区別が難しい状況にあります。申請の審査期間の長期化と、数次の再申請により、出入国在留管理庁の行政全体に負担が生じているのではないかと推察されます。 言うまでもありませんが、そのためには、①入国審査の専門官や通訳ができる人材の養成、配置と審査期間の迅速化（人員の大幅増）、②虚偽申請をどのように防止していくか（再申請の制限）、について早急に取り組み、改めて結論を出していく必要があると考えます。 また、適正に難民認定された外国人に対しては、単なる在留許可にとどまらず、生活・就労・教育の支援を全体的に行える体制を整備すべきです。ＦＲＥＳＣや地方ワンストップセンターを活用し、医療・住宅・日本語教育などを一体的に提供する仕組みを構築することで、真に保護すべき人々が自立的に生活できる環境を整えることが可能です。 なお、適正に認められた難民に対しては、初期の生活になれるための支援として、社会福祉法人、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）、企業組合、労働者協同組合などの明確な責任ある組織・機関を繋ぎ、具体的な解決までの方向性を提示できるようまでの組織への一定の事業費補助を行うことで、行政の手が届かない部分を支援していく必要もあるかと考えます。

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：　冨高　裕子

議題	在留支援業務について
意見	【日本語教育について】 〇外国人労働者は日本で暮らす「生活者」でもあることから、日本語能力を高めることで、業務上のコミュニケーションの円滑化だけでなく、日本での生活習慣や社会ルールに適応しやすくなる。そのため、在留支援の施策として、企業・地域における日本語教育をこれまで以上に強化することが重要。 〇資料 P.12「外国人受入環境整備交付金」により一元的相談窓口の設置を助成することで、すでに全国 265 か所に設置され、外国人の相談体制は整備されてきている。一方で、地方における日本語学校等、日本語教育の現場では、講師不足などにより十分に開講できないことや、ボランティアが講師を担っている事例もある。資料 P.21 の在留外国人を対象とした調査においても、必要な支援１位が「言語」であり、共生社会の実現に向け、外国人の日本語能力向上のための支援は不可欠である。外国人労働者を受け入れている企業による外国人への支援はもとより、文部科学省や業所管省庁とも連携し、企業・地域における日本語教育にかかる課題に対応する予算を確保いただきたい。 【仕事について】 〇資料 P.21 の在留外国人を対象とした調査において、必要な支援２位が「仕事」であることから、外国人が就労するための支援が必要と考える。外国人向けのハローワークの整備や、ハローワークでの通訳配置の促進など、マッチングを高めるような支援をお願いしたい。 【共生社会の実現に向けた支援について】 〇価値観や仕事観を含む異文化間で生じる偏見や誤解が生じないようにするためには、地域において、労働法・入管法などの法制度や社会保障だけでなく生活ルールや日本文化等、外国人に対する研修を充実させることが重要である。自治体など研修を担う機関や、研修受講の時間確保のための受け入れ企業などに対する幅広い支援が求められる。

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：　増子孝徳

議題	在留支援業務について
意見	【共生社会の実現に向けたロードマップ・総合的対応策について（資料３～７頁）】 　ロードマップ・総合的対応策の基本的な考え方において、「日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するために」、「受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくこと、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくこと、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動を取ることが重要」と示されています。 　しかしながら、２０２０年代に入り、入管庁が展開する実際の政策-特に「不法滞在者ゼロプラン」や入管法改正議論における言説など-は、理念的に掲げられた「共生」とは対照的に、管理・排除志向を強めていることが指摘されています。 　共生社会の実現に向けたロードマップでは、日本人側の理解促進、協力を共生の一翼として位置づけていますが、近年の施策では、この視点が後退しております。地方自治体による多文化共生事業・外国人支援事業に対しては、国の支援も限定的です。また、入管庁の広報は、主として「外国人側に、日本文化・日本語を理解すること、ルールを守ること」を要請することや、「不法滞在者対策」に集中し、日本社会側の構造的課題（制度・労働環境・教育体制）への言及が希薄と言えます。 　この点に関し、日本弁護士連合会が、あるべき共生社会と日本社会側の構造的課題について、２０１８年１０月の人権擁護大会において、「新しい外国人労働者受入れ制度を確立し、外国にルーツを持つ人々と共生する社会を構築することを求める宣言」を採択し、国や地方自治体に対して以下の事項を求めています。 https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2018/2018_1.html １　人権保障に適った外国人労働者受入れ制度を構築すること ２　外国にルーツを持つ人々と共に生きる社会を構築し、全ての人に人権を保障すること ３　地方自治体は、外国にルーツを持つ人々が地域の中で共に生きるための施策を実施する部署の設置等をし、国は外国

	にルーツを持つ人々が社会で共に生きるための施策を国や地方自治体の責務として、これを実施する体制を定め、また、外国人受入れについての基本方針を定める法律（仮称「多文化共生法」）を制定するとともに、これらの施策の実施を所管する省庁（仮称「多文化共生庁」）を設置すること。 　また、日弁連は、２００４年１０月の人権大会においても、「多民族・多文化の共生する社会の構築と外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を求める宣言」を採択し、国や地方自治体に対して以下の事項を求めています。 https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2004/2004_5.html 1. 外国人に対しても基本的人権を原則として等しく保障し、さらに、民族的少数者固有の権利を確立すること。 2. 永住外国人等への地方参政権付与をはじめとする立法への参画、公務員への就任などの行政への参画、司法への参画を広く保障すること。 3. 医療・年金・生活保護その他社会保障制度全般について、外国人に対しても可能な限り日本人と同様の保障を及ぼすこと。 4. 外国人労働者につき、労働法制に基づく権利を実質的に保障すること。 5. 外国人女性などの人身取引、ドメスティック・バイオレンスなどの被害を防止し、被害を受けた人々の救済のための施策を充実すること。 6. 国際人権条約上保護されるべき難民、家族、女性、子ども及び人道上の配慮を要する外国人の在留の安定に向けた諸施策を講じるとともに、入管手続全般につき適正手続保障と透明性確保に努めること。 7. 外国人の子どもへの日本語教育の充実等の施策を行うとともに、公教育における母語・母国語等の教育の機会や、民族学校、外国人学校を含む多様な教育の機会を制度的に保障すること。 8. 人種差別禁止のための法整備を行い、その実効性を確保するために政府から独立した人権機関を設置するとともに、差別禁止と多文化理解に向けた人権教育を徹底すること。 　日弁連は、２００４年当時から、日本では、旧植民地出身者や移住労働者、その家族、外国籍から日本国籍を取得した人々など、多様な民族的少数者が生活しており、多文化・多民族化が急速に進展しているが、戦後の外国人法制は管理を主眼とし、人権保障や民族的少数者の権利整備は不十分であり、結果として、難民認定の少なさや、入店・入居拒否、差別的言動、民族教育の不足など、多くの場面で外国人・少数者の人権が侵害されていることを指摘しております。

	【相談体制・関係機関の連携−外国人受入環境整備交付金と一元的相談窓口について（資料８～１５頁）】 入管庁が設けた「外国人受入環境整備交付金」による一元的相談窓口（ワンストップセンター）は、理念上は、「外国人が安心して暮らせる相談体制を全国的に整える」ことを目的としています。 しかし、実際には自治体や市長会が「制度の実効性に欠ける」として緊急提言を行うほどの課題があり、構造的な問題が複数指摘されています。 １）　制度の概要と目的 外国人受入環境整備交付金は、在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供、・相談を他言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を財政的に支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的としています（資料１２頁）。 一元的相談窓口は、地方公共団体が主体であり、地域の実情や外国人住民のニーズに応じて柔軟に相談体制を設計できる点で、多文化共生の理念を具体化する上で重要な意義を有します。 ２）　問題点 しかしながら、現場からは、外国人受入環境整備交付金と一元的相談窓口の運営については以下の課題が指摘されています。 第１に、外国人受入環境整備交付金が年度単位の措置にとどまり、安定的な財源となっていないため、一元的相談窓口の運営、維持が困難という点です。そのため、自治体側では、「翌年度の予算措置が不透明で、相談員の雇用継続や多言語大勢の維持が困難」という声が上がっています。実際、自治体によっては、交付金が大幅にカットされ、自治体からの補填がない相談窓口は、かなり厳しい予算の中で運営しているようです。 このことは、深刻な問題で、結果として、自治体によって相談窓口の質・機能に地域格差が生じてしまい、また一元的相談窓口の維持自体に困難を生じさせてしまいます。 第２に、多くの自治体は、外国人住民が直面する問題（就労、医療、教育、子育て、DV、在留資格など）が複雑に絡み合っていることを指摘していますが、国の交付金メニューが硬直的であり、実際の課題に柔軟に対応できない構造になっていることが、全国市長会の「緊急提言」や地方自治体の現場報告・検証、研究者による報告などで指摘されています。 ３）　問題の背景

	これらの問題の背景には、制度が、「外国人の在留支援」や「多文化共生」を目的としつつも、根底に「入管行政の補完的仕組み」として設計されている構造的矛盾があります。すなわち、外国人を対等な住民として包摂するという共生理念よりも、秩序維持・管理の観点が優先されていると言えます。また、入管庁の在留支援業務の限界を示しているとも言えます。 真に多文化共生に資する相談体制とするためには、財源の恒久化と人材の専門職化を図るとともに、地方自治体に対し、包括的支援の権限と制度的裏付けを付与する必要があります。 【条約難民等への支援の取組について（資料２４～２８頁）】 条約難民等の定住支援プログラムは、１９８１年の難民条約批准以降、委託先である難民事業本部（RHQ）を中心に、生活ガイダンス、日本語教育、就労支援、プログラム修了後のフォローアップが実施されています。 しかし、現行制度には、対象範囲・期間・地域格差・行政連携・社会的包摂の各側面において複合的な課題が存在します。 １）支援対象に難民認定申請中の者が含まれていないことがあります。難民申請者の中には、申請から長期間経っているが、結果が出ていない人が相当数おり、長期間滞留されているケースの当事者も支援対象に含まれるべきです。 ２）支援機関が昼間６か月、夜間１年とされていますが、十分な日本語能力や職業スキルを獲得するには不十分でないかと思われます。また、定住後の中長期的フォローアップ体制が脆弱であり、定住の安定化に結びついていないことが危惧されます。 ３）定住後の生活支援等は、地方自治体、NPO に委ねられていますが、地域間で支援資源の偏在が生じています。地方では通訳人材や支援機関が乏しく、就労後の生活基盤の確立が困難であります。 ４）難民対策連絡調整会議が活発と思われず、その機能も限定的であり、入管庁、文科省、厚労省、その他省庁との行政間の連絡が不十分であり、縦割り行政構造の弊害が指摘されます。 ５）社会的包摂の観点からも課題が大きいです。定住地域において、地域住民との交流機会が限られ、文化的・宗教的背景の理解不足から孤立する傾向が見られます。これは、国の多文化共生に関する施策の曖昧さにも起因します。 今後は、中長期的なフォローアップの導入、地方自治体・NPO による地域主導型支援の推進とそのための安定した財源の確保、多文化共生教育の強化が求められます。

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：　　ロペズ　マリオ

議題	在留支援業務について
意見	**今後数十年を見据えた外国人定住者への対応について** 今後数十年にわたり、外国人定住者の増加が見込まれ、これが引き続き日本にとって重要な課題となるとの前提に立ち、以下のコメントを述べる。 **ライフステージごとに直面する課題と支援** 日本における人口減少と経済力維持のための外国人労働力への依存を踏まえると、一部の労働者が定住し、長期的居住者となる可能性は高い。したがって、出生から老年期に至るまで、ライフステージごとに必要となる支援を一貫して明確に示すことが不可欠である。 『外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）』は、対応すべき課題の全体像を提示している。 https://www.moj.go.jp/isa/content/001440747.pdf 長期的な外国人居住者の定着を見据えるならば、各ライフステージに応じて必要な情報と支援を体系的に提供する「ライフコース型戦略」が求められる。たとえば、1980年代から日本に定住してきたフィリピン人コミュニティは、現在すでに高齢化に直面し、介護ニーズが顕在化している。日本の介護保険制度では、保険料を納付すれば国籍を問わず介護サービスや施設利用が可能であるものの、欧州の一部ではすでに多言語・多文化環境に対応した「ニッチ市場」が形成されている。日本国内においても、将来的な定住者コミュニティの高齢化を見据え、特定の外国人コミュニティに対応したサービスを模索・検討する事業者が現れつつある。

	こうしたコミュニティのニーズに対する認識は、日本に生活基盤を置くことを選んだ人々に普遍的なケアを提供するべきだという理解、さらには新たな市場機会の出現によって部分的に促されている。この認識は、外国籍住民が日本人市民と歩調を合わせて高齢化していく中で、今後さらに広がりを見せていくと考えられる。 このような状況は、社会統合政策を5〜10年単位ではなく30年単位で構想すべきことを示唆する。すなわち、生産年齢期から老年期までを包含するライフサイクル全体を対象とした政策的視野が不可欠である。第7会合『資料2（別添）外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理』（4頁）においても、「一時滞在型移民」と「永住型移民」の二種が示されている。今後は後者の割合が増大することが予測されるため、外国人住民への情報提供に加え、国民に対しても将来の移民構成や労働力構造の変化について理解を促すことが重要である。生活拠点を日本に置く外国人の増加は不可避であることを共有し、日本社会全体がこの変化に備えるための意識啓発を進める必要がある。 **効果的な情報発信** 資料【１】「在留支援業務について」の22ページ「ウェブページ・取組等の認知度」に示された統計によれば、オンライン情報提供環境の改善が必要であることは明らかであり、そのためには外国人がいかに情報へアクセスしているかを把握することが不可欠である。 現在、デジタル庁の「マイナポータル」アプリやJNTO監修の「Safety Tips」など複数の省庁がアプリを開発しているが、情報提供が断片化しており、より統合的でアクセスしやすい仕組みが求められる。外国人コミュニティがどのように情報を取得・共有しているかを理解することが不可欠であり、現実的には携帯電話が主要端末であるため、出入国在留管理庁による多言語対応アプリを開発し情報を一元化することが効果的である。現行のMOJ・ISAのウェブポータルは主要言語に対応しているものの、ブラウザ経由での利用は必ずしも効果的ではない。

	実際、法務省が運営する多言語対応YouTubeチャンネルは、外国人コミュニティの規模に比して閲覧者数が低迷しており、到達度・可視性の不足が示唆される。したがって、今後は以下の方策が必要である。 ・Apple/Googleストアを通じた多言語ISAアプリを開発し、プッシュ通知、やさしい日本語、視覚的情報を組み合わせる。 ・言語圏別に利用されている主要プラットフォームを調査する（例：ベトナム＝Zalo/Facebook インドネシア＝Messenger/WhatsApp、フィリピン＝Messenger/WhatsApp Thai=Line/FB）。 ・リーチ不足を把握し、プラットフォーム別の戦略を策定する。 また、効果的な情報伝達には、各コミュニティに最適な手段を直接確認することが重要である。特に周辺国から流入する若年層はデジタルリテラシーが高く、母国特有のSNSやアプリを通じて情報を共有する傾向が強い。こうしたデジタル・エコロジーを踏まえることで、より精緻で対象を絞った情報発信が可能となる。日本に渡航し、就労あるいは居住する外国人にとって、出発前、入国時、在留中の各段階で活用でき、かつ海外からも容易にダウンロード可能な、シンプルで使いやすい多言語対応アプリを提供することは極めて有益である。

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：結城　恵

議題	在留支援業務について
意見	在留支援業務については、枠組みとしては充実していると思います。しかし、外国人住民への認知度とアクセシビリティに大きな課題を抱えていると考えます。この課題解決を図るため、宿題としていただいた「関係機関との連携」と「効果的な情報発信の方法」について次のような案を考えました。 【関係機関との連携】 １．地方公共団体・民間支援団体と入管庁との連携強化 連携強化の具体的方策として、 （１） 階層別連携プラットフォームの構築（国・地域ブロック・市町村） 連携協定の標準化・連携コーディネーターの配置・共有データベースの構築・定期合同研修の実施 （２） 民間支援団体との連携スキーム 認定制度の創設・協働プロジェクトの推進（パイロット事業、委託事業の拡大、情報発信） （３） デジタル連携基盤の整備 統合プラットフォーム（Connect-FRESC）の構築 機能としては、相談管理・情報発信・データ分析 アクセス権限は入管庁が全権限を持ち、自治体地域情報の閲覧と編集、ＮＰＯは限定的な情報共有とする ２　連携して取り組むべき課題の洗い出し 優先度に分け、入管庁・自治体・ＮＰＯ等の役割を明確にしておくことが必須 （案の例）【優先度Ａ】即時対応が必要な課題 ● 緊急医療アクセス　● 災害時対応　● DV・児童虐待 【優先度 B】中期的に取り組む課題 ● 子どもの教育　● 社会保障アクセス　● 住宅確保　● 地域トラブル予防

【優先度 C】長期的な構造的課題

- 外国人住民の政治参加・地域参画
- キャリアアップ支援体制
- 高齢化した外国人住民の介護問題
- 第二世代（外国にルーツをもつ子ども）の教育・アイデンティティ支援

３．福祉・教育・労働等他分野との支援機関との連携

（案の例）

【１】「ライフステージ対応チーム」の編成　■外国人支援コーディネーターの積極活用

妊娠・出産期チーム：（自治体）保健師、（入管職員）在留資格確認、（ＮＰＯ）医療通訳
（専門職）助産師・産科医

他、子育期・就学期・就労期・高齢期チーム等でデザイン。

【２】分野別連携

労働分野　入管庁×ハローワーク×労働基準監督署の三位一体連携

情報共有システム：不法就労情報の共有（入管⇔労基署）　求職情報の共有（入管⇔ハローワーク）
労働相談事例の共有（全機関）

他、合同パトロール、ワンストップ相談会の実施等

その他、福祉分野（入管庁×福祉事務所×地域包括センター）教育分野（入管庁×教育委員会×学校×NPO 等×文科省）

【難民等への支援】

定住支援プログラムについては、例えば次のように基本理念の転換を明確にし、抜本的な改革を進めることを考えてみるのはいかがでしょうか？「従来の問題」は「目指すべき姿」を明確にするために実態とは合わない書き方をしていたらお許しください。

従来の問題　●とりあえず日本語と生活知識を教える　●プログラムの修了＝支援終了　●一律のカリキュラム
●参加は「義務」的

目指すべき姿　○「自律した生活」までの伴走支援　○修了後も継続フォロー　○個別ニースに応じたカスタマイズ
○参加したくなる魅力的なプログラム

	方策１：プログラム参加への動機づけ 「参加したい」と思わせる設計として、参加のメリットを明確化・可視化する 日本語能力の証明・就労での優位性・在留上の優遇・経済的インセンティブ・ネットワーク構築・家族へのメリット 方策２：参加のハードルを下げる （障壁１）経済的負担⇒交通費の全額支給・生活支援金・家賃補助（企業からの寄付金当を募り実施） （障壁２）時間的制約⇒多様なコース設定（昼夜間、平日週末　短時間、オンライン併用） （障壁３）心理的ハードル⇒誰でも歓迎、お試し参加制度、個別相談、段階別クラス設定 （障壁４）情報不足⇒多チャンネルでの情報発信、ワンストップ申込 方策３：参加しないと損という制度設計 〇就労での差別化　〇在留資格更新での優遇　〇コミュニティでの評判 カリキュラム内容については、いろいろと考えられますが、調査や分析が必要なのでここでは控えさせていただきます。 以上

様式（出入国在留管理庁HP公表用）

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：　　岡部みどり

議題	外国人の受入れの基本的な在り方について
意見	・まず、「外国人人口が 2070 年に 10%台となる」との試算については、その前提条件と内訳を明示いただきたい。現行の受入れペースを単純に延長したものか、現在の中長期滞在者（家族帯同可能者）の自然増を見込むものか、あるいは政府が将来的により大規模な受入れを計画していることを前提とするのかによって、政策対応の方向性は大きく異なると考えられる。 ・仮にこの「10%台」という数値が、少子高齢化や労働力不足を補うための人口学的目標値として設定されている場合は、早急な再検討が必要である。社会的摩擦や分断を未然に防ぐ視点が欠かせない。欧州（特にフランス）では、外国人比率が 10%に達する以前から極右・ポピュリスト政党の台頭が顕著となり、現在では欧州諸国の過半においてそうした政党が政権・連立・閣外協力のいずれかの形で政治参加している。これにより、多くの国々が外国人受入れ数の削減や新規入国の抑制に転じている。 　米国でも、トランプ 2.0 政権下で非合法移民の送還強化を中心とする移民政策の抜本的改定が進む一方、カナダにおいても、前トルドー政権の失速が急速な難民受入れ拡大に起因した点には留意が必要である。 ・入国者の法的地位の如何を問わず、一定規模を超える外国人の急増が受入国社会の混乱を招いている点は、各国共通の教訓である。諸外国の現状を「到達目標」として模倣することは危険である。 ・では、どの時期・規模で受入れを進めることが望ましいか。 まずタイミングとしては、国内労働市場における賃金上昇が安定的に確認された段階で新規受入れを行うことが理想である。現在のインフレはコストプッシュ型であり、一般労働者の生活、とりわけ住宅コストの改善が見通せない段階での受入れ拡大は慎重であるべきだ。 ・また規模については、「人口比〇%」といった数値基準よりも、質的要因を重視すべきである。すなわち、 ①送り出し国との外交関係が良好であり、トラブル発生時に円滑な送還協力が得られること、 ②宗教・文化的差異が政治的争点として過熱しない見通しがあること、

	といった観点からの慎重な判断が必要である。なお、宗教的背景を一律に否定するのではなく、公共空間での社会的調和を尊重できるかどうかを基準とするのが適当である。 ・さらに、「技術・人文知識・国際業務」や「経営・管理」等の在留資格、留学ビザなどを経由した入国者が、本来の在留目的と異なる就労に従事している現状を早期に是正する必要がある。禁止ではなく、監督・管理体制の強化を通じて適正化を図るべきである。庇護申請者の就労についても同様の観点が求められる。 ・そのためには、関係各省庁の一層の緊密な連携が不可欠である。外国人受入れを「国策」として位置づけ、政府横断的な協議体の実効性を高めるための体制整備が必要である。 ・最後に、研究基盤の強化と多様化を提案したい。現状では、政府内研究所やJICA等の連携機関を中心とする研究に依拠しており、その成果には一定の政策的方向性や分析視点の偏りが見受けられる。これに対し、欧米諸国では、大学・独立研究機関との連携を通じ、より多元的かつ批判的な視点を政策立案に反映させる仕組みが整備されている。 日本においても、大学・研究者との連携を一層深化させ、学術的独立性を確保した上で、総合的かつ俯瞰的に外国人政策を検討できる体制の構築が望まれる。将来的には、大学内に独立した移民研究センター等を設置し、政府系研究との相互検証が可能な環境を整えることが理想である。

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：　　川村　真理

議題	外国人の受入れの基本的な在り方について
意見	現在の出入国在留管理に関する課題の主な要因は、外国人受入れに関する政府としての中長期的方針等に基づく将来を見据えた方策を有してこなかったこと、改正を繰り返してきたものの入管法制度全体および社会への影響等が多角的に検討されてきたとは言い難いこと、これらが出入国在留管理の諸制度と実態の間にギャップを生じさせていることにある。加えて、長きにわたり政府のみならず国民が、外国人の受入れに正面から向き合い、自らのこととして受け止め、理解に努め、外国人との共生による日本の将来像を描こうとしてこなかったことが挙げられる。 外国人の受入れの基本的な在り方を検討するために、今後の外国人受入れに当たって考える視点を７項目設定し、それぞれに調査検討事項が列挙されているが、これらの前提となる外国人の実態把握を徹底的に行うべきである。その際に、様々なデータに加えて、外国人および国民へのアンケートも実施して、普段は声を届けるすべなき人々の声をも拾い上げるように心がけ、できるだけ多くの見解を収集する努力を行う必要があるように思われる。 さらに、外国人の受入れは、国際的な動向と切り離して検討することは政策の方向性を見誤る恐れがあると思われ、常に国際的な動向を把握する必要がある。具体的には、IOM、UNHCR、世界銀行、OECD といった国際機関が発出している報告書やデータは常に入手し分析する必要がある。また、移住グローバルコンパクト、難民グローバルコンパクトでの議論に積極的に参加するとともに、これらの枠組みで示された目標およびコミットメントに即した政策を検討する必要がある。また、移住グローバルコンパクトのパラグラフ２に列挙されている、移住に関連する国際条約および国際文書、すなわち、「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子差別撤廃条約」、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約」、「子どもの権利条約」、「全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」、「障害者の権利に関する条約」、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」と「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及

	び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書」を含む「国際組織犯罪防止条約」、「奴隷制度廃止補足条約」、「気候変動に関する国際連合枠組条約」、「国際連合砂漠化対処条約」、「パリ協定」、「1949 年移民労働条約(第 97 号)」、「1975 年移民労働条約(第 143 号)」、「1962 年処遇平等条約(第 118 号)」、「2011 年働きがいのある人間らしい仕事に関する家事労働者条約(第 189 号)」および「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」、「アディスアベバ行動目標」、「仙台防災枠組」、「ニューアーバンアジェンダ」を参照する必要がある。加えて、難民条約および UNHCR の発出する諸文書、ビジネスと人権に関する指導原則等出入国在留管理に関連する国際文書を参照して、今後の方針の検討を行うべきである。 　さらに、他国の法制度についても調査研究を行う必要がある。この場合、外国人を多く受け入れている国の法制度と実態の調査研究だけでなく、在留外国人の出身国の法制度や実態等の調査研究も必要である。

様式（出入国在留管理庁HP公表用）

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：　近藤敦

議題	外国人の受入れの基本的な在り方について
意見	1－1　前提として「外国人比率が10%台」という問題の立て方に問題がある。いわゆるG7の国で、外国人比率が10%を超えている国は、ドイツだけであり、Ｇ７の平均の外国生まれの人（統計上の移民）の比率は、15.8%であるものの、多くの移民は定住先の国の国籍を取得しており、G7の平均の外国人比率は8.7%にすぎない。ドイツも昨年、国籍法改正を行い、今後は外国人比率の低下が予想される。共生施策（ないし統合政策）を考える上では、さらには国家安全保障上も、外国人比率を増大させ続けるのではなく、日本語と日本の法制度の知識をもった外国人住民の**国籍取得**の拡充策も視野に入れるすべきである。日本の後天的な国籍取得率0.2%は、OECD諸国の最低水準であり、G7の平均は3.9%である。後天的な国籍取得率がG7平均の20分の１（各国の出生時の生地主義の要素も考慮すれば、もっと低い国籍取得率）の状態を維持していれば、10%どころか、いずれ世界で一番外国人比率の高い国になりかねないので、国籍制度の検討も重要な検討課題であることが、ここでは抜け落ちているように思われる。ある時期に外国人の受入れがストップすることを考えるのは非現実的であり、持続可能な受入れのあり方を考えるためには、少なくとも、G7の国と日本の国籍取得率をはじめとする国籍制度の違いを調査・検討すべきである。 1－2　「先行調査」として、主要な国際調査は、主に入管政策に関しては、OECD, International Migration Outlookが毎年刊行され、統合政策に関してはIndicators of Immigrant Integrationが、数年おきに刊行されている。後者は、**外国生まれの人の統計**がないこともあり、日本が提供しているデータは一部であり（外国人の失業率、就業率、合計特殊出生率、高学歴割合、低学歴割合、雇用契約のタイプなど）、ここで必要とされるデータ（たとえば、外国生まれの人と国内生まれの人とを比較した、相対的貧困率、自己申告の健康状態、ボランティア組織への加入率、過剰資格率、両親よりも高学歴な若者の割合、人口密集地域に住む割合、移民が家計を支える世帯の割合、成人教育への参加率、受け入れ国での高度な言語能力者の割合、就学中でないパートタイムの割合、年収の中央値、貧困または社会的排除のリスクに直面している人の割合、持ち家率、過密住宅の割合、浴室がないなどの基準以下の住居に住む割合、可処分所得の40%以上を家賃に充てている割合、近隣商業施設へのアクセス困難の割

	合、騒音などの近隣の問題、肥満の割合、喫煙の割合、医療が必要だが受けられなかった割合、国籍取得率、自己申告の投票率、移民の存在に対する受入国の認識、移民の経済的影響に関する受入国の認識、州に１回以上の移民との交流割合、自己申告の差別体験、警察への信頼度、法制度への信頼度、受入れ社会における移民に関する見解、統合の成功の社会的要因についての見解：①受入国の文化的伝統の共有；②公用語を話すこと；③受入れ社会の価値や規範の承認；④受入国の友人をもつこと、統合の成功の阻害要因についての見解：①移民への差別；②移民が努力しないこと、③相互交流が乏しいこと；④メディアの否定的な描写、高齢者の相対的貧困率、高齢者の基準以下の住居に住む割合、高齢者の健康状態、介護を受けている世帯の割合、外国生まれの両親をもつ若者の割合と親の出身地域、外国生まれの両親をもつ15歳未満の割合、就学前教育への参加率、移民の児童生徒が多い上位4分の1の学校に移民の親をもつ子どもが通う割合、PISAでの読む力の成績、15歳で読む力が低い子どもの割合、いじめを経験した生徒の割合、学校が嫌いな生徒の割合、移民は対等な社会の構成員と考える生徒の割合、文化的な背景に関わらず人を尊重して接すると主張する生徒の割合、親のルーツの違いによる学歴の違い、ドロップアウトの割合、ニートの割合、16～34歳で教育を受けておらず中程度または低学歴の親をもつ割合、親のルーツの違いによる就業率、親のルーツの違いによる失業率、親のルーツの違いによる過剰資格、親のルーツの違いによる公務員就業率、子どものいる過密住宅の割合、親のルーツの違いによる静かな勉強場所をもつ割合、国内生まれの親をもつ人・外国生まれの親をもつ人・外国生まれで子どもの頃に入国した人の投票率、親のルーツの違いによる差別体験など）を収集することで論点整理に必要なかなりのデータをそろえる可能性がある。 1－3　各国がどのような法制度により、外国人の権利を保障し、または保障していないのかをみる上では、Migrant Integration Policy Index（MIPEX）が参考になります。9月にEU諸国は2025年版が発表された。日本もいま調査中だが、日本の状況は2020年と比べてほとんど変化はないようである。 1－4　各国の自治体の施策状況をみる上では、Intercultural Cities Indexが参考になる。 1－5　各国ごとの重要な調査として、たとえば、ドイツでは、主に入管政策に関しては、毎年、連邦移民難民庁がMigrationsbericht（移民報告書）を発表し、統合政策に関しては、隔年で連邦政府の移民・難民・統合担当官がIntegrationsberichte（統合報告書　400頁）を発表している。その調査項目の章立ては、人口統計、法的地位、幼児教育および学校教育、言語、職業教育および高等教育、労働市場への統合、収入、社会的および政治的参加、多

	様性を重視した開放性、住居、健康、安全な生活、ヘイトクライムによる暴力、人種差別である（日本でも、外国人との共生施策の年次または隔年の報告書をつくり、そこで必要なデータを示すことを検討すべきである）。 １-6　「外国生まれの人」の統計は必須であり、各国の政策や統計上の「移民」、「外国の背景を持つ人」、「移民の背景を持つ人」などの用語の定義も踏まえて、日本の共生施策（統合政策）に必要な用語と統計を検討すべきである。 2－1　「外国人の受入れ増加に伴う賃金上昇、GDP上昇率」については、過去の諸外国のデータを基に将来予測する方法が考えられる。たとえば、IMF, World Economic Outlook, Chapter 4: The Macroeconomic Effects of Global Migration, pp. 90, 97 (2020)は、1980年から2018年までのOECD加盟国サンプルに基づく推計をしており、先進国では移民がGDPと生産性を押し上げる。特に、流入移民数が総雇用者数に対する比率で1%増えると、5年目までにGDPを1%押し上げる。そして移民が国内労働者の平均賃金や雇用に及ぼす影響はごく限定的である。入国時は移民の生産性はネイティブよりも低いが、15年以内に移民とネイティブの賃金格差は解消される。ドイツにおける2012～16年の大規模な移民流入が総賃金上昇率を抑制した証拠は認められない。移民による代替可能性が高い労働者の賃金を低下させる傾向のある競争効果は存在したが、生産において移民を補完する（高度な言語能力と複雑な業務遂行能力が求められる職種に移動する）国内労働者の賃金を押し上げるという。 　オランダのライデン大学のGiacomo Boffi, Eduard Suari-Andreu, Olaf van Vliet, The Net Fiscal Positition of Migrants in Europe: Trends and Insights. Working Paper 2/2024, 2007年から2018年までのEU15カ国の移民は、ネイティブよりも多くの税金を払い、年金などの高額な給付の受給は少なく、財政に貢献しているという。これは、EU所得・生活状況統計（EU-SILC）のデータを用い、（総）個人所得と、拠出型（教育・失業・退職・疾病・遺族）および非拠出型（児童手当、住宅手当、社会的排除対策給付）社会保障支出を分析対象とする。 3-1 「社会統合プログラム」は、言語講習、社会講習、職業支援の3つの要素が必要である。社会講習は、受入れ国の法制度や文化等を学ぶ講習である。たとえば、ドイツでは、日常生活に必要な知識だけでなく、ドイツの法制度、文化、歴史、民主主義、法の支配、平等、寛容、信教の自由の原則に関する知識を習得するための講習が行われている。国費により行う必要があり、フランスなど無料の国もあるが、ドイツのような低額の自己負担（難民などは無

	料）を課し、試験合格後に料金を払い戻すような制度設計が受講意欲を高める上では好ましいものと思われる。また、多くの国にみられるように、難民にかぎらず、新規の入国者には、原則として統合講習を行い、永住許可や帰化の要件に組み込むことを検討する必要がある。 4-1　「不法滞在者の増大の影響」について、たとえば、日本経済新聞2025年3月14日の記事によれば、1100万人以上いる（半数以上は10年以上の滞在、米国の労働力の4～5%を占める）アメリカでは、テキサス州の統計しかないようであるが、不法移民の犯罪率は米国生まれや合法移民の犯罪率よりも低いとある（日本でも不法滞在者の犯罪率を数値で示すと良い。おそらく、アメリカ同様、犯罪を犯せば退去強制のおそれが大きい不法滞在者の犯罪率は、国民の犯罪率や正規滞在外国人の犯罪率よりも低いことが予想される）。不法移民の福祉の受給率は6割で、合法移民の5割、米国生まれの4割よりも高い（日本の制度上は、不法滞在者の福祉受給率は極めて低いと思われるので、この調査項目は不要かもしれないが、社会保障上の負担になっていないことを明確にする上で、この種のデータも示すと良いと思われる）。不法移民が2022年に納めた税金は約14兆円で、不法移民のおよそ6割は必要な税金を払っているとある（日本では、アメリカと違い不法滞在者の就労は困難であるため、納税状況の調査は不要かもしれないが、可能ならば、この種のデータも示すと良い）。 4-2「在留外国人数の増大の影響」について、日本経済新聞2025年3月14日の記事によれば、アメリカでは、移民の男性は米国生まれの男性よりも受刑率が低いとの調査もある。日本でも警察庁の統計で用いられている旅行者を含む「来日外国人」の犯罪率（や永住者等の「その他の外国人」の犯罪率）ではなく、外国人住民（「在留外国人」）の犯罪率と国民の犯罪率を比較し、さらには外国人の集住状況に応じた比較をするデータが必要であろう。おそらく、外国人住民が増えると犯罪が増え、治安が悪くなるという偏見に基づく不安がデータ上、確認されないかどうか、正確なデータを示す必要がある。なお、一般には、若い男性の犯罪率が高い傾向があるので、若い年齢層の多い外国人住民の犯罪率が高く出るのかどうかなど、細かな分析も必要である。 5-1　日本の魅力度を高める受入れ環境の整備にもよるが、技術・人文知識・国際業務や高度専門職などの応募が多すぎるという状況は、近未来的には想像しにくく、「専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に受け入れ」る基本スタンスに変更は要らず、「上限数」を設けることなく、上陸基準省令によって学歴、職歴、月額報酬額、所

	属機関の規模等により受入れ範囲の絞り込みを行うことで対応可能と思われる。他方、育成就労や特定技能１号（２号は上記の専門的・技術的分野の外国人労働者なので除く）には上限数を定めながら、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応するという基本スタンスを維持することは現状、必要と思われる。 6-1　「外国人が地域社会に与える様々な影響」の中には、教育や職場における多様性のメリットや食生活の多様性のメリットなど、「社会の発展に資する側面」も、「地域住民との摩擦」の側面と同様に調査・検討する必要がある。 6-2　摩擦は、偏見に基づく場合が多いので、「日本人に対し、外国人との共生に向けた意識啓発」においては、正確なデータや事実を示すだけでなく、住民の偏見をなくすことに取り組む人を増やしていく「反うわさ戦略」が有用である。その際、デメリットと思っているものは偏見にすぎず、メリットが大きいことがうまく伝えられると良い。そのためにも、多様性のメリットの調査は必要である。日本の企業や団体も、EU諸国のように「多様性憲章」に署名して、多様性の成果を議論・報告し合うようになると、意識啓発に役立つものと思われる。また、外国人住民との「積極的な交流」の機会を増やすため、「バディ（相棒）」としての友達づくりや、一緒に農園を運営する「ワールドガーデン」など、楽しみながら多様性のメリットを体験できる機会を創出することも有意義である。

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：　佐久間　一　浩

議題	外国人の受入れの基本的な在り方について
意見	＜問題意識について＞ 　我が国は歴史的にも海外からの知識や文化、欧米や近隣国をはじめ、外国人を受け入れ発展し、島国として独自の文化・秩序を形成してきました。「日本の経済社会の維持・発展に寄与する外国人に対して開かれた国であるべき」との記述には賛成ではあるものの、他方では、移民や外国人の急増は、地域における生活環境の変化をもたらし、外国人をどのような方でも、何人でも、受け入れていくということには慎重であるべきと考えます。 　現状、外国人の割合は総人口の約２．８％ですが、すでに一部の自治体では３０％を超える地域も存在します。これが我が国人口の減少と外国人の増大により、１０％台（令和７年８月法務大臣勉強会「外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理」１頁）に達すれば、欧州諸国が直面している移民問題と同様に、社会的分断や治安不安が顕在化することは明らかです。移民を多数受け入れて成功した国は現在のところ存在しないようで、外国人があまりにも集中し、地域の発展と引換えに外部からの日本人が入り込みにくい社会が形成されては、社会不安や暴動、文化的対立を招く恐れが生じます。 　我が国が選択する方向としては、人口減少を理由に外国人を安易に増やすことではなく、まず国内の労働参加率を高め、１人当たりの付加価値労働生産性を上げる努力を行うことが必要だと考えます。そのうえで外国人は、我が国の経済・社会を支える「補完的存在」として必要な範囲で受け入れることが重要です。特に、定住型の受入れについては、地域社会への円滑な適応が見込まれ、日本の経済や社会に高度な貢献ができる人材を中心とすることが望まれます。インバウンドなど短期滞在の訪問客は歓迎すべきですが、オーバーツーリズムとなり生活環境が脅かされ、日本人が住みにくくなるようでは困ります。 　また、長期定住による地域社会の急激な変化を防ぐ観点からも、受入れ規模は各地域社会の受容能力を踏まえ、現状水準を超える程度を最大目安として慎重に検討していただきたいと存じます。外国人との共存（共生）は、国民の安全・安心を確保していただくことを第一義的に、外国人が育ってきた国や地域のさまざまな考えや多様性を尊重しながらも、ここは日本ですから、日本の各地域の通常の社会・生活上のルールと今や少なくなってきてはいるのでしょうが日本人の道徳感にそって、秩序ある受入れ行い、将来の社会的摩擦や分断を未然に防ぐことが重要だと私は考えます。

	＜現行の外国人受入れ制度について＞ 現行の外国人受入れ制度は、「特定技能」や「育成就労」を中心に、各種在留資格を通じて多様な外国人を受け入れていますが、「技術・人文知識・国際業務」など他の就労可能な高度専門技能を有する在留資格や特定技能２号まで進むと、上限数や在留期間の制限が設けられておらず、制度運用が拡散的になっている点が問題です。就労を目的とする在留資格以外にも事実上の労働が行われており、実態として管理が追いついていません。 特に「特定技能」制度は、当初「人手不足分野への限定的対応」として設けられたにもかかわらず、分野や対象国の拡大が続き、実質的に恒久的な労働力の受入れ制度となってきているようです。また、育成就労制度も技能実習からの移行を前提としているものの、実態としては、「特定技能０号」のような位置づけになりかけています。 本来、外国人労働者の受入れは、国内での労働確保の努力を尽くした上で、真に必要な範囲に限定することが必要だと考えます。そのため、単にハローワークへの求人申込みを形式的に行うだけでは不十分であり、職場環境の改善、処遇の適正化、国内人材の定着促進など、労働市場全体の底上げを行う努力を事業主にも求めないと外国人だけに頼っては将来の経営に不安感があります。そのうえで、付加価値労働生産性の向上を実現している業種・企業に必要最小限の外国人を受け入れる仕組みとすることが良いと考えます。外国人に自社の技術や後継を考えているのであれば良いのですが、外国人を雇用するにも日本人以上のコストがかかってくる点を認識しないといけないと思います。なお、受入れ上限数は「概数を積み上げた結果や主要業界団体との調整結果」ではなく、真に必要な外国人の数を明確な数値的根拠に基づいて決定していく必要があると考えます。人口構造や国内就業者数の将来見通しを踏まえた科学的算定を行い、必要数を明確に示すことで制度の信頼性と国民の理解を深めていくことが重要だと思います。 ＜今後の外国人受入れに当たって考えられる視点＞ 外国人受入れにおいては、法令遵守と公租公課の納付が最低限の前提です。令和６年の法改正により、故意に租税や社会保険料を支払わない場合、永住許可の取消し事由に加えられたことは一定の前進ですが、依然として実効性や効果が出るのかはわかりません。「故意」を立証することはなかなか難しく、長期滞納者や悪質な不履行者への対応が困難であり、結局は現状と変わらず制度の形骸化を招くことになります。

	今後は、滞納期間が２年以上、または繰り返しの延滞がある場合には、原則として永住許可を取消す基準を明確化していくことが必要だと考えます。また、永住許可取得後も定期的に納税・社会保険料納付状況を確認し、要件を欠く場合には取消しの対象となるような更新型の永住者制度へ変更していくことも必要なのではないでしょうか。 さらに、高度外国人材制度についても、当初の趣旨が失われつつあります。高度人材ポイント制は、年収や実績を重視した限定的受入れ制度でしたが、対象が広がり、永住への早期移行が可能となった結果、「永住資格を得るための手段」となってきているようです。そのため、①年収、活動実績、保有資産要件の引上げ、②入国後の継続的な就労・納税状況、③帯同者の範囲と生活支援要件の徹底、の３点を柱として運用を厳格化すべきです。 永住者、高度技能外国人材、いずれにおいても「社会的義務を果たす外国人」だけが在留できる制度設計が必要であり、そのためには公租公課の納税、納付情報をマイナンバーと連携させ、自動的に把握できる仕組みの構築が不可欠です。 ＜地域の生活者としての視点＞ 外国人の受入れは国家政策であっても、最終的にその影響を直接受けるのは地域住民です。外国人が集まりコミュニティや生活圏が進む地域では、治安悪化や生活習慣の違いによる摩擦が生じているようです。身元が不明確な外国人や不法滞在者が集団的に居住するケースでは、地域社会の安全・安心が脅かされ、住民が不安を抱えながら生活しています。国は、受入れを進める以上、治安確保と生活環境の安定を国民に保証する責任があるのではないかと考えます。 また、論点整理にある「外国人への理解を深めるために日本人の意識啓発を行う」との方針については慎重に行うことが必要です。日本の地域社会が外国人文化に合わせる必要はなく、日本のルール・慣習に外国人が適応することが共存（共生）の基本です。無理に「許容度」を高めることは、地域住民に過度なストレスを与える結果となります。 さらに、入国前の日本語教育を国費で賄うとの提案もありますが、就労可能な在留資格については半額程度の補助として運営していき、外国人自身の責任で身に付けていく行うことが必要だと思います。日本が好きで、日本を愛してくれるから来日し、就労し生活していこうとする意欲がある外国人の方々が大部分だと思います。しかし、技能実習や特定技能等の就労可能な在留資格で来日し、仕送りに多くの収入を母国に送金し、残り少ないわずかな金銭で生活していけるような余裕の環境は、現在の日本にはないと思います（これは一般的な取得水準の日本人も同様です。）。地域住民とコミュニケーション、日本人と同様な生活ルールを守らないようでは、不安感を唱える地域住民も少なくないと考えられます。地域の安全と生活の平穏を

	守ることを最優先とし、受入れ地域における治安維持体制の強化、不法滞在者の早期摘発、情報共有体制の整備を国の責任で進めることがこれからも最重要課題だと考えます。 ＜検討項目　（１）出入国及び在留管理上の当面の課題＞ 　現行制度では、特定技能、育成就労を除き、他の在留資格には明確な受入れ上限や通算在留期間の制限が設けられておらず、制度全体が拡散的になっています。特に、特定活動は、必要に応じて設けられるため種類が増加し、また、技能実習や留学生からの在留資格変更を通じて、事実上、就労が容認されているケースもあり、どのように変更できるのか、明確に管理されているのかわかりにくいと思います。特定技能および育成就労についても、制度の拡大が続いており、設定されている受入れ見込み数が過大です。現状、業所管省庁担当課が有力な業界団体からの意向を聴取しながら受入れ数を設定していますが、これを個社が取り組んできた（いる）労働生産性の成果や、単にハローワークに求人募集をしているだけではなく、日本人の雇用努力（当然に女性、高齢者、障害者を含む。）を積み上げ、客観的な労働需給見通しに基づく合理的な数値として算出していくことが重要だと考えます。枠はあくまで「人手不足が解消されるまでの一時的措置」であり、それでも日本を愛してくれ、日本の公租公課の義務、社会ルールに併せても残りたいといってくれる外国人を永続的、恒久的に受け入れていただきたいと思います。 　なお、外国人比率の増加は不法滞在者の増加につながることも事実です。不法就労をさせないためにも、入国管理局、警察、自治体の連携し、要因が雇用主にある場合には、罰則の適用や、在留カードの定期更新、マイナンバーによる就労状況の一元管理が必要です。さらに、一定の受入れ上限を超えた場合には、一時的に受入れを停止し、地域住民との摩擦の拡大を防ぐ仕組みを設ける必要があると良いのではないかと考えます。 　外国人受入れを制度として維持するためには、「受入れ数の上限管理」と「不法滞在者の抑止」という二つの歯止めを同時に整えることが必要だと考えます。 ＜検討項目（２）外国人の受入れの在り方に関する課題＞ 　外国人受入れの在り方を再構築するにあたっては、受入れの拡大が地域住民との摩擦や不安を生む現状を踏まえ、今後は「受入れ量の抑制」と「質の向上」を焦点として方向性を打ち出していくことが必要だと考えます。まず、受入れ上限は総人口比で現状２．８％から少子化が進んだ時点でも５％から現状の倍程度までを上限とするなど、より適正な受入れ数を再度、

	算出していただきたいと考えます。そして、外国人の増加に伴い福祉制度の利用率が高くなってきているのであれば、社会保障負担、医療費未払い、生活保護受給の拡大を抑制するため、外国人専用保険制度を創設し、加入を在留資格の取得条件とするのも一つの方策だと考えます。 　また、永住者や高度技能外国人材については、更新制の導入や資産や収入要件の引上げにより、経済的に安定した者のみが定住できる制度に改めることが必要です。就労資格を有しながら納税や社会保険料を滞納する外国人は、在留取消の対象としていただいた方が良いと思います。さらに、地域社会の不安を抑えるためには、外国人比率が高い地域での犯罪率・素行不良の実態を詳細に調査し、必要に応じて受入れ停止などの措置を採ることも考える必要があります。 　我が国は「開かれた国」であると同時に、国民の安全・秩序を守る責務を負っています。安易な受入れ拡大ではなく、適正規模と厳格な運用により、持続可能で秩序ある外国人受入れ政策を確立すべきだと考えます。 ＜本論点整理に記載の調査・検討事項について、より詳細に深掘りしていくに当たっての調査等の手法・内容・留意事項＞ 　外国人受入れの影響を把握するには、在留資格別・業種別・地域別に分け、外国人の増加が賃金水準、雇用構造、国内人材の就業動向に与える影響を定量的に検証する必要があります（既に統計として存在しているのかもしれませんが・・。）。 　①　外国人１人当たりの県民所得 　②　外国人雇用者１人当たりの雇用者報酬 　③　外国人１世帯１月当たりの等価消費支出（総世帯） 　④　外国人１人当たり家計最終消費支出 　⑤　短時間外国人労働者１人１時間当たり所定内給与額 　⑥　外国人常用労働者１人１時間当たり所定内給与額 　⑦　外国人労働者１事業従事者当たり付加価値額 　⑧　外国人労働者1人当たりの労働生産性（外国人付加価値／外国人労働者数） 　また、公租公課の納付状況を把握するため、納税・社会保険料納付状況と健康保険加入状況とその納付状況を把握することが必要です。マイナンバーカードとの連動が図れているのであれば、把握しやすいのではないでしょうか。加えて、地域社会への影響を把握するためには、地方自治体、警察、学校等との連携による生活、治安、教育分野の実態調査を進め、外国人比

	率と治安、犯罪・トラブル、地域住民の安心感との関係性を把握する必要があります。警察については、検挙率もそうですが、検挙に至る前の通報件数、認知件数などを目に見えるようにしていただきたいと思います。 　さらに厚生労働省においても令和４年度に予算要求し、令和５年度から実施されている外国人雇用実態調査を継続的に実施していただくとともに、外国人本人を対象とした生活、就労、日本語能力、地域の生活環境、周辺住民に関するアンケート調査を同調査の付属調査として実施し、外国人の国籍や地域、在留資格、家族構成、滞在年数や就労年数等別に区分していくことも必要だと存じます。 　上記により、トラブル要因の発掘や支援策の効果検証や外国人の地域、産業別（産業分野や業務区分）における「受入れ量」と「受入れ後の社会的影響」の関係を分析し、偏りのない見解を発表していただきたいと考えます。 ＜本論点整理に記載の調査・検討事項のほかに、外国人の受入れの在り方を検討するに当たって調査・検討すべき事項＞ 　外国人を持続的に受け入れていくため、外国人の家族の帯同状況、家族構成、定住している生活状況を明確にしていくことも必要です。家族単位での消費動向指数や納税、外国人が経営・管理の在留資格で滞在している場合は、従業員（邦人、外国人別）の雇用状況、生活をしているうえでの問題点、定住がもたらす地方財政への影響を試算するのも必要です。永住者や高度技能外国人材の納税、投資、労働者の雇用状況、地域への貢献活動を調査し、在留資格別の効果を定量化することも必要です。 　また、地域社会の受入れ能力を見える化するため、人口密度と外国人比率、地域の治安、日本語教育体制等の指標をもとに、地域の「受入れ適正規模」を定量的に評価する仕組みを作ることも有用ではないでしょうか。不法滞在・不法就労者の動態把握と再発防止に関する調査も不可欠です。これらの調査や指標を作成する前提として、なによりも出入国在留管理庁、警察、外国人技能実習機構（外国人育成就労機構）の人員を大幅に増員し、管理体制を強化する必要があると考えます。 　以　上

様式（出入国在留管理庁HP公表用）

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：冨高　裕子

議題	外国人の受入れの基本的な在り方について
意見	【外国人の受け入れにかかる基本的な考え】 〇すべての外国人労働者の人権を尊重し、日本人と同等の賃金、労働時間その他の労働条件や安全衛生、社会・労働保険の適用を確保する必要がある。さらに、外国人労働者は単なる「労働力」ではなく、「生活者」としての受入れが不可欠であることから、納税などの義務の履行とともに、教育、社会保障、公共サービス、社会的インフラの利用等の権利を保障すべきであり、社会的コストなども可視化したうえで議論することが必要。 〇外国人労働者は、言葉の課題や就労慣行の違いなどもあり、丁寧な支援が必要であることから、労働政策審議会に検討の場を設け、現行の指針の法律への格上げや、受入れ事業主の責務や違反した場合の罰則の整備など、外国人労働者の雇用等に関する法律を整備すべき。 〇中長期的な労働力不足への対応に関しては、非正規雇用で働く者や障がい者、高齢者なども含め誰もが安心して働くことが可能な環境整備を最優先に取り組むことが重要であり、在留資格の拡大による安易かつなし崩し的な外国人の受入れを行うべきではない。外国人労働者の受入れにあたっては、資料2.P3～P6に記載されているような、外国人労働者の処遇の状況や経済等への影響などの実態把握を実施し、それらの情報も踏まえ総合的かつ国民的な議論を行うべきである。 【共生社会の実現に向けた観点】 〇資料２について、制度の適正な運用は必要であるものの、副題の「国民の安全・安心の死守」や、P.2⑤「ルールを守らない外国人には厳正に対処」「在留資格等において悪用等が指摘」など、外国人排斥を想起させるような表現は避け、日本人と外国人が安心して生活できる「共生社会」の実現に向けた検討を進めていくべき。

	○資料「５．地域の生活者としての観点」について、共生社会の実現には、国民的なコンセンサスが不可欠であり、そのうえで、日本人と外国人の相互理解を高めていく必要がある。また、「ビジネスと人権」の観点からも、政府として、国籍にかかわらず人権侵害を許さない社会基盤を作っていくことが求められる。 【制度の適正運用の観点】 ○現在、特定技能制度や技能実習制度で就労する外国人は増加傾向であり、これらの制度が適正に運用されることが、労働政策等の観点からも重要である。厚生労働省によれば、2024年に技能実習制度で外国人を受け入れており、労働基準関係法令違反が疑われる事業場への監督指導を実施したところ、73.2%の事業場で労働基準関係法令違反が認められ、また、特定技能制度でも76.4%に法令違反があり、高止まりの状況にある。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63807.html（令和６年の監督指導、送検等の状況） 特定技能制度および新たに創設される育成就労制度の適正化のためには、違反事業者に対する罰則の強化や客観的なデータをもとにした受け入れ上限数の設定などに加え、外国人技能実習機構の機能・役割がこれまで以上に重要となる。機構の職員の人材確保や育成など、必要な体制が整備されるよう、制度所管省庁だけでなく受け入れ分野の業所管省庁においても必要な予算を確保するなど、政府一体となって万全の準備を行っていただきたい。

様式（出入国在留管理庁HP公表用）

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：増子孝徳

議題	外国人の受入れの基本的な在り方について
意見	**１　「本論点整理に記載の調査・検討を行うに当たって、前提として明らかにしておくべき事項」について** **⑴　本文「１　問題意識」について** ①　本文脚注6には、「現在の在留外国人数の推移は、上記試算のベースになったものよりも大幅に増加傾向、出生率は低下傾向が進んでいることを踏まえると、日本の総人口における外国人の比率が10%台に到達する時期は2070年よりも早まる可能性も考えられる。」とありますが、具体的には、いつ頃になると想定していますか。 【出入国在留管理庁意見】 当該記載は、現在の在留外国人数の推移が、これまでの試算のベースになった数値よりも大幅に増加傾向、出生率は低下傾向が進んでいることを踏まえると、日本の総人口における外国人の比率が10%以上になることは想定よりも早くなる可能性があるということを示したことに過ぎず、法務大臣の私的勉強会又は外国人の受入れの基本的な在り方の検討のためのＰＴにおいて、将来の外国人比率について試算しているわけではないため、具体的な時期等はお答えしかねる。 ②　別添では、2070年における外国人人口は939万人とされています。2025年6月末時点の在留外国人数は395万6619人（24年末から18万7642人（5%）増加）ですから、約2.37倍となります。 939万人規模の受入れを行う場合、その時点での、出身国や在留資格の構成比については、現在と同様を想定していますか。具体的なイメージがあれば明らかにしてください。 また、それだけの規模の受入れを行うに際して、これに対応する入管庁の人的体制や予算のイメージについて明らかにするとともに、その裏付けとなる資料を示してください。特に、既に外国人比率が10%超のＯＥＣＤ諸国等において、出入国管理・在留外国人支援業務における人的体制や予算について資料とともに明らかにしてください **⑵　本文４「⑷　税・社会保障等の観点」について**

	ア　「外国人の受入れ増加に伴う財政や社会保障に与える影響につき、経済成長に寄与し、現役世代が増加することで、当面、税収や保険料収入が増加する側面」について 以下の事項について、根拠とともに明らかにしてください。 ・　現時点における外国人労働者増加に伴う、所得税、住民税等の税収、歳入面の増加、今後の外国人労働者数増加に伴う具体的な推計 ・　外国人労働者の社会保険加入者の数、社会保険料・年金納付額の状況、使用者の労働保険、労災保険の保険料納入率、納入額 ・　年金の脱退一時金受給者に対する支給金額（対象者が納入した年金金額に占める割合） **イ　「長期滞在者や永住者の在留資格を有する者が増加し、仮に保険料等の必要な納付を行わずに社会保障等の受け手となる場合は、財政や社会保障等における負担が増加するという側面」について** 本文10頁に「社会保険料の未払いといった点に国として今後、しっかりと調査していく」とありますが、具体的に予定している調査時期・調査先・調査事項・調査手法等について明らかにしてください。さらにいえば、既に昨年の法改正の際に、永住者の公租公課の未納の実態について疑義が示されたにもかかわらず、1年経過した現在でも具体的な調査が行われてない理由についても明らかにしてください。 **ウ　その他** ①　本文9頁に、「電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ…）の導入による手数料収入等を外国人政策のための財源としても活用」とありますが、現状の外国人政策関連予算と今後の予算の増額見込みを明らかにして頂いたうえで、ＪＥＳＴＡ財源がどの程度を占める見込みであるかを明らかにしてください。 ②　就労を目的とした在留資格をもって在留する外国人の家族等について、「在留時のルール化」を検討するとしていますが、具体的な内容を明らかにしてください。 ③　「外国人の受入れ増加に伴う地方自治体における教育費等の負担増加」とありますが、地方自治体のみが負担し、国は負担する予定はないということでしょうか。「入国前・入国後に日本語講習の受講等を課すことにつき、国費により行うかも含めて検討」とされていることとの関係で、共生に関する支出について、国が負担する範囲を現時点でどのように考えているのかご説明ください。

	④　本文11頁に、「我が国が締結する国際約束上の義務との関係についても検討する必要がある」とありますが、具体的にはどのような国際約束上の義務との関係が問題となるとお考えか、ご説明ください。 **⑶　本文「６　総括」について** 19頁に「その検討項目は多岐にわたり、中長期的に継続的な検討を要するもの、検討項目に関わる関係省庁も多数に及び、調査・検討に当たって関係省庁の知見を必要とするものも多く含まれる。」との記載は、まさにその通りであると考えます。 「内閣官房に、現に受け入れている外国人に関する重要課題について検討・対応するための外国人施策の司令塔となる事務局組織として「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置された」ともありますが、今後、「外国人の受入れの基本的な在り方について」検討する国の枠組みについて、新たな省庁横断的組織を創設するか否かも含めて、ご予定をご教示ください。 **２　「本論点整理に記載の調査・検討事項について、より詳細に深堀りしていくに当たっての調査等の手法・内容・留意事項」、及び「本論点整理に記載の調査・検討事項のほかに、外国人の受入れの在り方を検討するに当たって調査・検討すべき事項（その調査等の手法・内容・留意事項を含む）」について** 2つの事項について、7つの観点ごとに、まとめて意見を述べます。 **⑴　経済成長の観点** 経済成長が重要であることは否定しませんが、外国人の受入れの必要性を、「労働力確保」「日本の経済社会の維持・発展に寄与」のみに求めるのでは足りないと考えます。 既に、「教授」「芸術」「宗教」「報道」「教育」「興業」「文化活動」等の在留資格によって教育や文化活動の面から受け入れている外国人もおり、また、国際人権条約上の義務である家族結合や難民保護を実現するための受入れの必要性等についても、調査・検討がなされるべきです。 なお、「短期滞在」の在留資格で来日する外国人観光客については、「受入れ」の対象外であることは理解していますが、日本人から「外国人」全般に対する印象に影響を及ぼすことから、いわゆるオーバーツーリズムの規制も含めて、併せて議論をするかを検討すべきと考えます。 **⑵　産業政策の観点**

	①　本文8頁では、「育成を前提とせずに比較的短期のローテーションで外国人の受入れを行う制度」について言及がされています。帰国を前提とするローテーション制度は、そもそも１⑴②に記載の939万人規模の受入れや「労働力確保」に繋がらないと考えられますし、技能実習制度や本文脚注25に記載の通り人権侵害の問題が起こりやすい制度であることから、慎重な検討を求めます。 ②　本文脚注28では、「特に、専門的・技術的分野における外国人に対する魅力向上策として、…家族滞在の在留資格で在留する者の労働市場へのアクセスの促進を進めること」が挙げられています。しかし、同脚注27に記載の通り、国際的な人材獲得競争の下では欧米等に比して日本は劣後するとの指摘がなされている状況を踏まえて、また、国際人権条約上の義務である家族結合を実現するためにも、家族帯同を認める範囲を拡大することについて諸外国の制度の調査も含めた調査・検討を求めます。 　なお、本文10頁に、「高齢化等によって就労困難となること等による社会的負担の増加（家族帯同もあれば更に増加）」との記載があり、家族帯同の権利性ではなくネガティブな面が強調されることについては懸念があります。 **⑶　労働政策の観点** 本文9頁に記載の「外国人の人権への配慮についても考慮・検討」することは必須であると考えます。 この点について、日本弁護士連合会が2018年の人権擁護大会において、「新しい外国人労働者受入れ制度を確立し、外国にルーツを持つ人々と共生する社会を構築することを求める宣言」を採択しておりますが、そこでは、非熟練労働者受入れのための制度を構築するに際しては、以下のような条件を満たす制度とすることを求めています。 ①　職場移転の自由を認める。 ②　国の機関による職業紹介、二国間協定の締結等により、送出し国を含めてブローカーの関与を排除する。 ③　長期間の家族の分離を強いず、日本に定着した家族全体の在留の安定を図る。 また、外国人労働者全般の権利の保障のために次のことを実施することを求めています。 ①　賃金等の労働条件における国籍や民族を理由とする差別の禁止を徹底する。 ②　労働者の権利の保障等のための相談、紛争解決の仕組みを充実させる。 ③　日本語教育を含む職業訓練や職業紹介制度の充実を国の責務とする。

	これらの内容を含む外国人労働者受入制度が実現するよう調査・検討を行うとともに、1949年ＩＬＯ「移住労働者条約(第97号)」、1975年ＩＬＯ「移住労働者(補足規定)条約(第143号)」、や1990年国際連合「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約」等の移住労働者関連条約への批准についても検討すべきと考えます。 **⑷　税・社会保障等の観点** １⑵で述べた通り、税・社会保障等の観点については、前提としての統計的情報が不足しており、具体的な調査・検討事項の検討が難しい面があります。 実際、「保険料等の必要な納付を行わずに社会保障等の受け手となる場合」についての報道等がなされることがありますが、統計上そのような事実は無いと否定する報道も存するところです。 まずは、１⑵で述べたような正確な統計的情報を取得したうえで、それを公式に発表・広報することが、「外国人の受入れに関する社会・経済的な許容度」を上げるうえで重要と考えますので、この点に関する調査・検討を行うよう求めます。 また、資料②4頁においては、前提として「外国人の受入れ増加に伴う財政や社会保障に与える影響につき、経済成長に寄与し、現役世代が増加することで、当面、税収や保険料収入が増加する側面」（プラスの側面）が挙げられていますが、「調査・検討事項の例」では、主に負担増の観点からの項目しか挙げられていません。本文9頁では、プラスの側面も含めて両面から検討すると記載されていますので、例えば、１⑵アで述べた各事項についての将来予測についても調査・検討事項に含めるなど、プラスの側面についても積極的な調査・検討が必要となると考えます。その際、ＥＵにおける移民受入れ議論においては、このプラスの側面を強調するものが多いと認識していますので、海外での実情についても調査・検討が必要となると考えます。 なお、「高齢化等によって就労困難となること等による社会的負担の増加等について検討」とありますが、例えば、20代で育成就労外国人として来日し、特定技能1号2号を通じて永住者となり、就労可能な間は社会保険料の納付を継続した者が、高齢化等によって就労困難となった途端に「社会的負担を増加させる者」と扱われるのは、不公正と言わざるを得ません。この点の検討にあたっては、受け入れて定住する外国人もいずれは高齢化するとの当然の事実を踏まえた制度設計の調査・検討が必要となると考えます。 **⑸　地域の生活者としての観点**

	①　本文11頁に「当該地域における許容度を超える外国人の受入れを抑制することの是非」とありますが、例えば、自治体側から「許容度を超えているので受入れを抑制して欲しい」との意見が出された場合にこれを認めることとなれば、既に当該自治体に住む外国人の生活が不安定になるほか、外国人に対する差別・偏見が助長される結果となりかねないので、慎重な検討が必要と考えます。 　他方で、例えば、国や地方自治体において共生関連予算、特に外国人の子供を対象とする教育予算が十分に確保できない場合には、外国人の教育を受ける権利の確保の観点から、仮に労働力確保の観点からは受入れの必要性がある場合であっても、外国人の受入れ上限数を設けるべき場合がないかについて、調査・検討が必要と考えます。 　なお、上記は、「⑺　出入国及び在留管理の観点」において言及されている「サーキットブレイカー的な時限的総量規制等」とは、出発点が異なります。「サーキットブレイカー」は、国民の不安が大きくなる兆候があることを受け入れ制限の理由としていますが、上記はこれと異なり、外国人の権利保障が図れないおそれがある場合には受け入れるべきではないということを理由としています。 ②　「入国前・入国後に日本語講習の受講等を課すことにつき、国費により行うかも含めて検討」することは、本文脚注35のドイツの例も踏まえて、積極的な調査・検討がなされるべきと考えます。 　また、共生に関する支出について、地方自治体だけでなく、国が負担する範囲を拡大する方向での調査・検討がなされるべきと考えます。 　その意味で、本文13頁記載の「外国人との共生施策を効果的に実施する上で、国、都道府県及び市区町村の役割分担や連携等の在り方…について検討すること」は、重要と考えます。 ③　「地域の実情に応じて、日本人に対し、外国人との共生に向けた意識啓発等のために取り組むべき方策について検討」することは、本文12頁の「地域住民を対象として当該地域社会における人口比の高い国籍の外国人の言語・文化・宗教等に関する理解を深める機会を設けるなど、地域社会での先進的取組を参考としつつ、地域の実情に応じて、日本人に対し、外国人との共生 に向けた意識啓発等のために取り組むべき方策ついて」検討することも含めて、積極的な調査・検討がなされるべきと考えます。 ④　なお、日弁連が、２⑶で前述の宣言において、共生社会の実現のために、以下の施策を求めているように、これらの内容を含む制度が実現するよう調査・検討を行うべきであると考えます。

・　国や地方自治体は、外国につながる子どもや成人の日本語教育、民族的アイデンティティを保持するための母語教育等のための専門的な教員の加配やスクールソーシャルワーカー等の配置を行うとともに施設を整備し、そのための国際交流協会、ＮＧＯ等の活動を支援する。また、国は、家族滞在の子どもの定住者等への在留資格変更について一層要件を緩和することにより、外国につながる子どもの在留の安定を図る。

・　国や地方自治体は、外国人が医療、社会保障等のサービスや法律扶助制度等に容易にアクセスし、十分に活用することができる制度を実現し、国際交流協会、ＮＧＯ等と協力してその運用を支援する。

・　国は、国際人権諸条約の諸規定に基づき、長期の在留資格や在留特別許可に係る法令の要件の緩和と明確化を通じて、外国人やその子ども・家族の在留の安定を図る。併せて、複数国籍の制限の緩和等を含め、国籍の得喪要件の見直しを行う。

・　国や地方自治体は、調停委員等や教員の公務就任における差別をやめ、就職・入居等の私人間における差別的取扱い、及び差別的言動の禁止を含む法整備を行う。また、国は、国内人権機関の創設、人権諸条約の個人通報制度の実現を通じて権利救済を実効化する。

⑹　治安の観点

本文13頁記載の通り、外国人による刑法犯の検挙件数及び検挙人員は減少傾向にあるうえ、検挙人員における外国人の比率を見ても例年約5%と増加していません。

にもかかわらず、「外国人の素行不良に関する報道やこれを問題視する意見が絶えない」とすれば、それは外国人に対する差別・偏見に基づくものにほかなりません。現に外国人に対する捜査については、警察などが、人種、肌の色、国籍、民族的出自などを理由に、個人を捜査対象として選別したり、職務質問をしたりする「レイシャル・プロファイリング」が行われているとの指摘がなされているところです。

その意味では、２⑷で述べた通り、正確な事実を公式に発表・広報したうえで、差別が許されないことを国が繰り返し強調する必要があると考えます。この観点からは、２⑸④で述べた通り、差別的言動の禁止を含む法整備を行うこと、また、外国人受入れについての基本方針と受け入れた外国人の人権保障について定める法律の制定が必要と考えます。この点について、諸外国の法整備（包括的差別禁止法や、例えば、韓国の在韓外国人処遇基本法など）の調査・検討がなされるべきであると考えます。

⑺　出入国及び在留管理の観点

	①　「日本における外国人比率が…10%台となる状況を想定する必要がある」として「基本的なスタンスを維持すべきか否か」を検討するということとされています。 　１⑴②では、939万人規模の受入れを行う場合の、出身国や在留資格の構成比、入管庁の人的体制や予算のイメージについて伺いました。その意図は、現行の別表1の縦割りかつ細分化された在留資格制度や、入管庁の人的体制のままでは、十分な対応が難しいのではないかということです。 　現在の受入れ人数を前提としても、近時、在留資格の認定証明や更新・変更手続に標準処理期間よりも長期の時間が掛かり、例えば、留学生が大学卒業後に内定先への就職のため「技術・人文知識・国際業務」への在留資格への変更手続きを採っても入社日までに手続きが完了しない事案も数多く発生していると伺っております。 　外国人比率が10%台となるとすれば、ますます人的体制の拡充や予算の確保が求められることは必至と思いますが、その財源についての調査・検討もまた、既に外国人比率が10%超のＯＥＣＤ諸国等における出入国管理業務における人的体制や予算についての調査・検討と併せて、必須と考えます。 　さらに、現行の別表1の縦割りかつ細分化された在留資格制度をシンプルなものへ再編成して、在留資格に関する審査手続きを簡易なものにすることについても、調査・検討が必要と考えます。その際、受入れの段階では、ある程度、カテゴリー毎に在留資格を用意することはやむを得ないとしても、受入れから数年経過したタイミングでは、現行の「定住者」の在留資格に相当するものへの変更を認めて在留資格を一本化すれば、在留審査はより容易になり、また、外国人も在留活動について制限無くその能力を自由に発揮できるようになります。また、その後の永住許可のタイミングについても、２⑵②に記載したのと同様の理由で、緩和するべき場合もあると考えます。ＥＵ諸国においては、同様に早期に定住化を図る仕組みが存するようであり、そのような諸外国の制度を調査・検討することも有用であると考えます。 ②　「外国人の出入国及び在留管理の在り方の検討にあっては、外国人の就労先の受入れ機関においても、一定程度その責任の一端を負う必要があると考えられるところ、その負うべき責任の内容や程度等について検討すること」については、例えば、外国人労働者は有期雇用で就労することが多く、リーマンショックやコロナ禍の際に「雇用の調整弁」として安易な雇止めにより生活基盤を失った経験を踏まえた調査・検討を求めます。また、労働災害発生率が高いことから、労災保険の上乗せ保険への加入を義務付ける等の調査・検討も求めます。

	③　「不法滞在者を早期かつ確実に帰国させるための制度や運用の在り方を更に検討」については、ゼロプランに関する第5回の意見と同様です。

様式（出入国在留管理庁HP公表用）

出入国在留管理政策懇談会第８回会合　意見提出様式

委員名：　結城　恵

議題	外国人の受入れの基本的な在り方について
意見	宿題としていただいた3つの点について、考えたことを以下にまとめます。 **１．<u>調査・検討の前提として明らかにすべき事項</u>** 次の3つの根本的な問いに対して明確に答える必要があると考えます。 問１：日本はなぜ外国人を受け入れるのか 労働力不足への対応か（短期的対処療法？）　経済のエンジンとしてか（戦略的投資？） 多様性による社会革新か（社会変革？）　人道的・国際貢献としてか（理念的目的？） 何を優先順位とすべきか 問２：どのような社会を目指すのか 同化モデル？多文化共生モデル？選択的統合モデル（核心的価値は共有、文化は多様）？ 一時的受入れモデル（ローテーション型。定住はせず）？ 問３　１０%は目標か、予測か、上限か？ この定義がないと判断基準が定まらないと思います。 つまり、項目としては、政策理念、目標社会像、優先順位、不可侵の原則が挙げられます。 **２．<u>留意事項＝調査の制約条件の確認</u>** 法的制約（憲法上の制約、国際法上の義務、現行法上の制約を確認し、法改正の可能性と限界を見極める） 財政的制約　（必要経費の試算、財源の選択肢、費用対効果を予測し、財政的に実現可能な範囲を見定める） 社会的許容度の限界（国民意識の実態を明確にすべき。政治的実現可能性の判断材料になる） 調査の手法・留意事項については、調査倫理規程に即して設計することが前提。 以上

様式

出入国在留管理政策懇談会第９回会合　意見提出様式

委員名：　　佐久間　一　浩

議題	出入国在留管理政策懇談会報告書（案）について
意見	※報告書（案）の修正に係る御意見は、修正の御趣旨を含めて御記載いただきますようお願いいたします。 ※特定の箇所に対して御意見をいただく際は、章や段落等を指定の上御記載いただけますと幸いです。 Ⅰ　全体方針・基本的考え方 ＜日本の主権と社会秩序を守る出入国管理の再構築＞ 　出入国在留管理は、単なる労働力政策ではなく、「国家主権と国民の安全を守る制度」である。経済的利益だけでなく、社会秩序・文化・治安維持の観点を明記していただきたい。受入れの際は、日本語能力・文化理解・法令遵守の意思を重視。不法滞在・偽装滞在には厳格な対処を明記していただきたい。 ＜地域社会との共生の在り方＞ 　外国人の文化・宗教・食習慣を尊重する一方で、日本社会のルールを優先すべきことを明記していただきたい。「郷に入れば郷に従え」の理念を掲げ、地域社会への適応を制度的に促進。自治体や地域住民の生活環境を損なわない共生の枠組みを示していただきたい。 Ⅱ　出入国管理・水際体制の強化 ＜出入国在留管理庁の体制強化＞ 　外国人入国数が過去最高となる中、人員・予算が追いついていない状況を素直に明記。業務量に見合った人員配置、ＩＴ化やＡＩの活用による審査の迅速化を図るよう方向性を提案していただきたい。 ＜インバウンド対策とオーバーツーリズム＞ 　外国人の短期観光目的の入国は今後も重要ではあるが、観光地、またはＳＮＳの発信から地方のさまざまな施設に外国人が押しよせ、それにより日本人がそれらの地域で物価水準に追いつかないような外国人価格に驚嘆して、国内の

	観光消費の大部分を占める日本人がその地域に混在からいけない状況となっている。これらオーバーツーリズムとなってしまう（しまった）地域、施設については、限度や曜日の設定を設けるなど、入管政策の一環として位置付けていただきたい。外国人観光客と日本人来訪者の料金差設定（二重料金制）も検討し、地方行政において実行していただきたい。受入れ数の適正管理と地域インフラ負担の平準化を図ることを明記することも必要ではないか。 Ⅲ　難民認定制度の厳格化 ＜偽装難民対策の明記＞ 　難民申請の無制限再申請を制限（一定期間を設ける）。同一理由による再申請を禁止、経済目的の難民申請を排除。難民認定申請６カ月経過による就労許可制度の見直し。 ＜送還制度の実効化＞ 　強制送還の迅速化と再入国制限の徹底。「保護付監理制度」の厳格運用により、不要な長期収容を防ぎつつ逃亡防止を図る。重大犯罪者は例外なく送還。軽微でも常習犯は送還対象とする明文化を要請。 ＜仮放免制度の廃止・監理措置への一本化＞ 　仮放免制度は所在確認が不十分で、所在不明者発生の恐れ。全件を監理措置制度へ移行し、監理人制度の厳格化を明記。監理人は原則第三者（専門家・登録支援団体）とし、監理手当制度を必要することも必要ではないか。 Ⅳ　在留資格制度の見直し ＜「経営・管理」資格の厳格化＞ 　資本金要件については３，０００万円に引き上げられるが、巨大な外国資本が資本金の出資元となっている場合は、さらに５，０００万円に引き上げるとともに、日本人雇用１０名以上を条件とすることなど意見があった旨は入れていただきたい。また、経営経験３年以上または管理職経験を必須要件とすることも併せて入れていただきたい。形式的な会社設立や留学生の“名義経営”防止のため、実地調査と経営計画書審査を強化。海外申請者と国内申請者で審査基準を区分することを明記していただきたい。

	＜「技術・人文知識・国際業務」資格の適正化＞ 　派遣労働は原則禁止とし、派遣先・業務内容の届出義務を設ける。虚偽申請や不許可事例を公表し、悪質事業者への行政処分制度を導入。外国人派遣や紹介を行う場合は、「優良派遣事業者認定制度」「優良認定職業紹介事業者」の認定を必須化としたい。 ＜「特定活動」資格の整理・統合＞ 　特定活動については、現在５０を超える活動類型がある。必要に応じ設定されており、その意味合いは関係当事者であれば理解できるものではあるが、実際、種類が多すぎて、理解できない。そこで、特定活動を整理、再編し、例外制度として原点を回帰していきたい。一時的活動と恒常的活動を明確に区別。対象層・許可件数の定期公表を義務化し、透明性確保を求めたい。 Ⅴ　社会的責任・公租公課・医療費の支払い管理 ＜外国人の社会的義務履行の徹底＞ 　社会保険料・医療費の未払い問題を在留審査に反映させることが必要である。外国人専用の「民間保険制度」を創設し、入国時加入を義務化する案も出たという点は記載していただきたい。また、すべての在留資格に対し、マイナンバー連動で納税・保険納付状況を把握することが必要である点を明記していていただきたい。 Ⅵ　留学生・永住者・高度外国人材の適正化 ＜留学生制度の厳格運用＞ 　資格外活動の時間管理をデジタル化し、２８時間超過者を把握すること。教育機関の出席管理を義務化。学業目的でない“偽装留学”を防止するため、在籍する留学生の実態調査を行っていただきたい旨の意見を明記していただきたい。 ＜永住許可制度の再構築＞ 　永住許可に「更新制」を導入する点を、２年以上の公租公課滞納、法令違反を取消事由にあげる旨の意見もあったことを明記していただきたい。また、マイナンバーと連携した納税確認を制度化し、資産・収入要件を引き上げることで

	生活保護受給者の発生を防止するよう努めるとともに、国や地方公共団体の担当官だけでなく、通報制度の拡充も図っていただきたい（一般通報など）。 ＜高度外国人材制度の見直し＞ 　年収・実績要件を引き上げ、「技能の優れた高度な外国人材」に限定するよう、我が国の当初の目的に沿った外国人の受入れの方針に明確に示す必要があるのではないか。外国人だけの優遇措置を縮小し、在留中も納税・就労状況を継続確認し、要件欠如時は資格見直す点についても意見として入れていただきたい。なお、J-Find（未来創造人材制度）についても、研究実績、選考基準の透明性を求めていきたい。 Ⅶ　制度運用の総括 ＜制度の透明性・公正性の確保＞ 　在留資格別の認定件数、取消件数、違反事例を毎年公表し、行政の執行体制と外部監査を制度化し、国民の信頼を高める。 【全体のまとめ】 　「経済的受入れ」よりも「社会的統合・安全保障」を優先すること。また、入国・在留・送還の全段階で透明性と厳格性の両立を図り、外国人と日本人の共存・共生を「日本の文化・秩序の尊重」を基軸として出入国在留管理政策を実現していただきたい。

様式

出入国在留管理政策懇談会第９回会合　意見提出様式

委員名：　冨高　裕子

議題	出入国在留管理政策懇談会報告書（案）について
意見	※報告書（案）の修正に係る御意見は、修正の御趣旨を含めて御記載いただきますようお願いいたします。 ※特定の箇所に対して御意見をいただく際は、章や段落等を指定の上御記載いただけますと幸いです。 １．報告書全体に関する意見 ● 報告書においては、全ての外国人労働者の人権を尊重したうえで、制度の適正な運用や必要な支援・体制強化等をおこなうことで共生社会の実現をめざす観点で記載することが求められる。排外主義などにつながらないよう注意が必要である。 ● また、P.31、26 行目にも記載があるが、今後の外国人政策の検討においては、実態把握を行い、データなどを踏まえた政策立案が行われることを求める内容とすべきである。 ２．個別箇所に関する意見 ① 【P.1、7 行目】「我が国の安全・安心を脅かす外国人を速やかに退去させることの重要性が特に強く認識」 ⇒不法滞在の状況にある外国人の背景や理由は様々である。本人に責任があるとは言えないようなケースも含め、実態把握が十分ではない中で、ネガティブに捉えられるような記載はするべきではない。例えば「人権尊重を前提とした、不適切な事案等への対応の重要性」に修文するなど、再検討をお願いしたい。 ② 【P.2、3 行目】「エビデンスの収集・活用を通じた効果的な政策立案」 ⇒報告書の個別箇所にも記載があるが、今後の外国人政策の検討にあたっては、実態把握やデータを踏まえた政策立案が重要であることを「第 1 はじめに」において強調いただきたい。また、P2.2～4 行目の記載順について、重要度などを踏まえると、「エビデンスの収集・活用」がはじめに記載されるべき。

	③ 【P.4、10 行目】「出入国管理上のリスクが高い者」 ⇒拡大解釈を防ぐ観点から、具体例を挙げてはどうか。 ④ 【P.6、21 行目】「不適切事案に対する社会的な関心が高まってきた」 ⇒過度にネガティブな印象とならないよう、「多くの外国人は適正に対応している中で、」を上記文章の前に追記いただきたい。 ⑤ 【P.7、11～13 行目】「改正入管法審議時の議論を踏まえ、」「策定・公表が予定されている。」 ⇒入管法審議時の具体的な議論内容、また、策定・公表を行うことでどのような効果を期待しているかについて補記してはどうか。 ⑥ 【P.7、27 行目】「それぞれの在留資格に特有の課題については個別の対応を執ることとなるが、」 ⇒個別の在留資格が相互に影響しあうことを考えると、「在留資格全般について議論する場も必要」である旨を追記してはどうか。 ⑦ 【P.8、7 行目】「当懇談会では次のような議論を行った。」 ⇒経営・管理の議論の箇条書きに、第 6 回意見書記載の以下を追記いただきたい。 「・まずは、諸外国における制度の変遷や、過去「年間 500 万円以上」とした根拠、当該在留資格が悪用している事例やその割合など、実態調査を実施し、状況を把握・分析する必要がある。そのうえで、基準の見直しだけでなく、在留資格更新の際の確認をより厳格に行うことなど、不適切事案の対策に向けた多角的な議論が必要。」 ⑧ 【P.12、11 行目】「通報前における地方公共団体における配慮の在り方についても検討」 ⇒第 7 回意見書の趣旨を踏まえ、以下のように、より具体的に記載をいただきたい。 「地方自治体においても通報を行う前に、必要に応じて当該外国人に意見聴取の機会を設けるなど、通報前における地方公共団体における配慮の在り方についても検討」

	⑨ 【P.13、22 行目】「制度創設以降の賃金水準の上昇を踏まえた見直しを検討すべきである。」 ⇒第 7 回意見書に記載の以下文章を、上記文章の後ろに追記いただきたい。 「なお、労働力の価値を計る最も客観的な基準は賃金であることから、ポイント計算にあたっては年収に比重を置いた制度とすべきである。」 ⑩ 【P.14、19 行目】「海外の優秀な人材に届くような広報活動の強化、制度に関するインターネット上の情報の一元化が求められる。」 ⇒海外の高度人材が日本での就労に興味があったとしても、日本企業の求人情報や十分な労働条件の提示が伴わなければ就労につながらないことから、19 行目上記文章に加えて「国内企業への制度の周知広報も必要である」旨、追記いただきたい。 ⑪ 【P.16、14 行目】在留支援に関する検討事項 ⇒関係機関連携・相談体制の強化について、相談体制に関する記載はあるが、第 8 回意見書の通り、「外国人が就労するための支援」も重要である。「東京外国人雇用サービスセンターのような外国人を対象にしたハローワークの設置や、ハローワークでの通訳配置の促進など、マッチングを高めるような支援が必要」であることを追記いただきたい。 ⑫ 【P.22、9 行目】「不法滞在者の発生を防止」 ⇒不法滞在者の発生を防止するためには、諸外国連携だけでなく、国内における、例えば「制度の適正運用や、雇用する企業への対策強化」などが必要であり、記載を追記いただきたい。また、第 5 回意見書の記載、「不法就労であっても、労働条件に関する法令が適用されることを踏まえた対応が必要」であることを追記いただきたい。 ⑬ 【P.27、2 行目】「更に内容を充実させていくため必要な予算の確保に努めていただきたい。」 ⇒内容を充実させるための予算に加え、その内容を実行するためには「入管庁の体制強化に必要な予算確保」も必要であることから追記いただきたい。

様式

出入国在留管理政策懇談会第10回会合　意見提出様式

委員名：佐久間一浩

議題	出入国在留管理政策懇談会報告書（案）について
意見	※報告書（案）の修正に係る御意見は、修正の御趣旨を含めて御記載いただきますようお願いいたします。 ※特定の箇所に対して御意見をいただく際は、章や段落等を指定の上御記載いただけますと幸いです。 報告書に黄色のマーカーを付し、意見としてコメントを入れております。 ＜報告書案１５ページ　１４～１６行目＞ ○　現状、国立大学や私立大学においても外国人の留学生の学費等に期待感があり、留学生に頼っている現状があるのではないでしょうか。これ以上、留学生に頼り、さらに対象大学を拡大するというより、成果を出している大学に現行の資金や資源を集中していくことの方が、大学間の競争を促進し、効率的、効果的だと考えます。 ＜報告書案２１ページ　９～１１行目＞ ○　「支援策の実施について、多様性の尊重を前提としつつも、・・・」とあえて述べる必要性はないと考えます。多様性が本文中に４箇所でてきています。十分伝わります。 ＜報告書案２６ページ　２～４行目＞ ○　企業側が不法滞在者を不適正に使用していることから、「不法滞在者を増長しているから、不法滞在者は、労働力として使用しないよう歯止めをかけること」を言っているのか、「不法滞在者は就労ができないから、企業側が受け入れ、生活ができるようにすべきであること」を言っているのか、ストレートに記載した方がよいと考えます。 ＜報告書案２７ページ　８行目＞

	○　さまざまな国籍の外国人が、保護が必要であるとして難民申請してくるのと、多様化とは異なる意味ではないでしょうか。多文化共生をすすめ、外国人のニーズに合った文化等を地域に受け入れようとする意味が含まれているようで、ここで使用するのは違和感。単に様々な国籍をもつ構成数が多くなっているということでの文章だと思います。 ＜報告書案２８ページ　２０～２１行目＞ ○　「過去最長の３３カ月にも達するなど、審査に時間がかかっている。」で良いのではないでしょうか。あえて、保護すべきものの迅速な保護に・・・という反対には、不正を無くし、適切な審査を行うためには時間がかかっているともいえます。 ＜報告書案３２ページ　７行目＞ ○　後段では、第三国定住難民の受け入れ拡大といっています。新たな枠組みまで作って受け入れるより第三国定住枠組の推進で良いのではないでしょうか。 ＜報告書案３６ページ　２５～２６行目＞ ○　「現役世代が増加することで」とは、移民拡大を推奨しているようにも読めることから、この部分は削除しても良いのではないかと考えます。また、プラスの側面もあるのと同時に受け入れ、共生していくためのコストもかかっていることから、その部分も算出していただくことが必要。直接的な影響としては、公租公課の支払いと増加。つまり納税、社会保険料の増加と雇用の増加につながってほしい。まさに地域社会、地域の住民の生活環境を第一に考えていくことが重要だと考えます。 ※　以下、報告書において、同意の文面を入れていただければと存じます。 【第１　はじめに】又は【第２　円滑かつ厳格な出入国管理の実現　（１）現状・背景】末尾に挿入 ○　出入国在留管理は、単なる労働力政策ではなく、国家主権と国民の安全を守る制度です。経済的利益のみに偏らず、社会秩序・文化・治安維持の観点を政策の基本に据えることが不可欠。外国人の受入れに際しては、日本語能力、

	文化理解、法令遵守の意思を重視し、我が国社会への適応を前提とした制度運用を行う必要があります。不法滞在や偽装滞在に対しては厳格な対応を明記し、制度の透明性と公正性を確保する必要があります。 【第２　円滑かつ厳格な出入国管理の実現】末尾に挿入 ○　項目のタイトルとして、「出入国管理・水際体制の強化、出入国在留管理庁の体制拡大」を入れていただきたいと考えます。内容としては、「外国人の入国者数が過去最高を記録する中、業務量に比して人員・予算が著しく不足している現状を遠慮なく明記していただき、委員から大幅増員を図るべきとの要請がある。」としていただきたいです。 【第３　外国人の適正な在留管理の実現】 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格 ○　本在留資格での派遣労働は原則禁止とし、派遣先・業務内容の届出義務を課すことが必要だと考えます。不許可事例を事業者が確認できるよう公表制度を設け、悪質な派遣元事業者には行政処分を科す仕組みを整備すべきです。また、外国人派遣・紹介を行う事業者は「優良派遣事業者認定制度」または「優良職業紹介事業者認定」を必須要件とすべきだと考えます。 【第４　共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備】末尾に挿入 ○　外国人の文化や宗教を尊重することは重要であるが、同時に日本社会の法秩序、地域住民の生活環境やルールについて、地域社会の秩序を守りつつ外国人との共生を進めていくことが重要です。地方自治体や地域の中小企業組合、ＮＰＯ法人等の連携組織・団体と連携し、地域住民の生活に波風をたてないよう、環境を整備していくことが必要です。 【第５　安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進】に「仮放免制度」から「監理措置」へ　をいれていただきたいと考えます。 ○　仮放免制度は所在確認や監督が不十分であり、所在不明者の発生を招くおそれがあります。監理措置制度へ移行し、監理人の適格性を厳格に審査する体制を整える必要があり、監理人は原則として中立的第三者（弁護士・登録支援団体等）とし、その職務負担に応じて「監理手当制度」を導入することが必要です。

	【第６　難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護・支援の推進】にさらに「難民認定制度の厳格化」も入れていただきたいと考えます。 ○　難民申請制度の悪用を防ぐため、同一理由による再申請は禁止し、再申請には一定の期間を設ける必要があります。経済目的の申請を排除し、申請から６カ月経過後に就労を許可する現行制度の見直しを図る必要があると考えます。 【第７　外国人の受入れの基本的な在り方】に「インバウンド政策」を入れていただきたいと考えます。 ○　外国人観光客の急増により、一部地域ではオーバーツーリズムが顕在化しています。観光地や地域施設への過度な集中を防ぐため、入管政策の一環として、受入れ上限や曜日制限を設けることを検討すべきです。外国人観光客と日本人来訪者の料金差（二重料金制）の導入を選択肢とし、地域インフラ負担の公平性を確保することも重要であります。 以上です。